

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04
提出年月日	2023年 8 月 2 4 日

島根原子力発電所 2 号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

2023年 8月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
なし	なし	<p>（安全文化の育成および維持）</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>（1）社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>（2）社長は、第三者の視点から健全な安全文化を育成し、および維持する活動に対する提言を受けするため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。</p> <p>（3）電源事業本部長は、「原子力安全文化育成・維持基本要領」を定め、健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動（内部監査部門の活動を除く。）を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）に対する提言を受け。</p> <p>（4）電源事業本部長は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の実施状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受け。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）第1項（4）から（10）および第2項（1）に定める職位）へ健全な安全文化を育成し、および維持する活動に反映することを指示する。</p> <p>（5）第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化育成・維持基本要領」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>（6）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>（7）内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（8）内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>（9）内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>TS-87 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全文化の育成および維持に関して、明示する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3章 体制および評価 第1節 保安管理体制</p>	<p>第3章 体制及び評価 第1節 保安管理体制</p>	<p>第3章 体制および評価 第1節 保安管理体制</p>	
<p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	
<p>図4 発電所の保安に関する組織図</p>	<p>図4</p>	<p>図4</p>	<p>・組織構造の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>（2）原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>（3）原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p> <p>（4）原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>（5）資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>（6）土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>（2）内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>（3）柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>（4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>（5）原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p>（6）原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>（2）電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織（内部監査部門を除く。）における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（3）内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（4）調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>（5）電源事業本部長（原子力安全監理）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>（6）電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所</p>	<p>・組織構造および役割分担の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(9) 原子力人財育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</p>	<p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>における保安に関する業務のうち保安教育の総括、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>(7) 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 電源事業本部部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 電源事業本部部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>(10) 電源事業本部部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(11) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) マネージャー（監視評価）は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況（内部監査部門の活動を除く。）の監視評価に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、大規模損壊発生時および電源機能等喪失時の体制の整備ならびに緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く。）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。</p>	<p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(16) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(19) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の</p>	<p>(7) 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 課長（技術）は、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、および大規模損壊発生時の体制の整備ならびに異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(10) 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>(14) 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(15) 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>(17) 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに火災発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(18) 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>(19) 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(20) 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事およ</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p>	<p>支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(30) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(31) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(33) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(35) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p>	<p>び保守に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>(24) 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>(25) 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>(26) 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>(27) 課長（SA工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査</p>	<p>(1) 本社各部長（原子力人材育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) 各GMIは、グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(7) グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(37) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職</p>	<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 第2項(7)から(27)に定める職位（第2項(16)の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長、<u>原子力人材育成センター所長およびマネージャー（監視評価）</u>は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。また、課長（廃止措置総括）は、第2編第127条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2) 各課長、当直長、<u>原子力人材育成センター所長およびマネージャー（監視評価）</u>は、第1項(11)および(12)、第2項(7)から(27)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長、<u>原子力人材育成センター所長およびマネージャー（監視評価）</u>の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(3) 電源事業本部部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、<u>原子炉主任技術者の意見を尊重する。</u></p> <p>(4) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>に関する業務を実施することができる。</p> <p>4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>4. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・巡視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期的に実施するサーベイランスに関する事項 ・誤操作の防止に関する事項（2号炉） ・火災発生時、内部溢水発生時（2号炉）、火山影響等発生時（2号炉）、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（2号炉）の体制の整備に関する事項 ・重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（2号炉） <p>(2) 燃料管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項 <p>(3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分、特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 ・線量の評価に関する事項 	<p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>(3) 運転管理に関する事項^{*1}</p> <p>(4) 燃料管理に関する事項</p> <p>(5) 放射性廃棄物管理に関する事項</p> <p>(6) 放射線管理に関する事項</p> <p>(7) 施設管理に関する事項</p> <p>(8) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(9) 緊急時における運転操作に関する事項</p> <p>(10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・巡視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期試験に関する事項 ・誤操作の防止に関する事項（2号炉） ・火災発生時、内部溢水発生時（2号炉）、火山影響等発生時（2号炉）、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（2号炉）の体制の整備に関する事項 ・重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（2号炉） <p>(2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項 <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 ・線量の評価に関する事項 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からの記載表現の相違であり実質的な相違なし

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・除染に関する事項</p> <p>・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>・放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>（5）施設管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <p>（6）原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条）</p> <p>（7）原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針（第107条の6）</p> <p>（8）改造の実施に関する事項（第219条第2項に関する事項を含む。）</p> <p>（9）緊急時における運転操作に関するマニュアルの制定および改定（第109条）</p> <p>（10）保安教育実施計画の策定（第117条）に関する事項</p> <p>（11）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項（2）から（8）の各部長の職位にある者に加え委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>※1：以下の事項を含む。</p> <p>・誤操作の防止に関する事項（7号炉）</p> <p>・火災発生時、内部溢水発生時（7号炉）、火山影響等発生時（7号炉）、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時（7号炉）の体制の整備に関する事項</p> <p>・重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（7号炉）</p>	<p>・除染に関する事項</p> <p>・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>・放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>（5）施設管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・施設管理の有効性評価に関する事項</p> <p>（6）改造の実施に関する事項</p> <p>（7）緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第109条）</p> <p>（8）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・従前からの保安運営委員会審議事項の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，次の業務の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお，原子炉主任技術者は社長が選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の施設管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者は，第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 4. 原子炉主任技術者および代行者は，特別管理職とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については，早期に非常招集可能なエリア外に離れる場合を含む。）は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第1項から第3項に基づき，あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は，原子炉主任技術者及び代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の施設管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし，第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の原子炉主任技術者については，原子力安全センターの職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については，自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には，原子炉主任技術者としての職務を優先し，原子力安全センターの職務については，上位職の者が実施する。</p> <p>7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（7号炉の原子炉主任技術者については，早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第1項から第5項に基づき，改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 電源事業本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の施設管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は，原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者は，電源事業本部の特別管理職または上級管理職とし，第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を行う。 4. 原子炉主任技術者のうち1名は特別管理職とする。 5. 原子炉主任技術者は，電源事業本部長（原子力安全監理）、原子力人材育成センター所長，マネージャー（監視評価）、副所長，品質保証部長，廃止措置・環境管理部長または課長（品質保証）のいずれかの職位を兼務することができる。</p> <p>6. 代行者の職位は，課長以上とする。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については，早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>TS-42 原子炉主任技術者の職務の見直しについて</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する（所長を含む。以下、本条において同じ。）。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（<u>所長を含む。以下、本条において同じ。</u>）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第117条および第118条については、電源事業本部部长（原子力管理）の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条（報告）第1項に基づき報告を受けた場合、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長へ直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会、保安運営委員会へ出席しなければならない。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. <u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
条文	内容	条文	内容	条文	内容	
表9-1		表9-1		表9-1		
第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築	第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第8項及び第9項に定める体制の構築	第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築	
第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（2号炉）	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（7号炉）	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（2号炉）	
第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（2号炉）	第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（7号炉）	第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（2号炉）	
第37条（原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	第37条（原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	
第79条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第78条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第77条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	
第83条（燃料の取替実施計画）	燃料取替実施計画	第82条（燃料取替実施計画）	燃料取替実施計画	第81条（燃料の取替実施計画）	燃料取替実施計画	
第93条（管理区域の設定および解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除	第93条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第91条（管理区域の設定および解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除	
第117条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画	第118条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画	第117条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	
第118条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画	第119条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画	第118条（協力会社従業員への保安教育）	協力会社従業員への保安教育実施計画	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表9-2		表9-2		表9-2		
条文	内容	条文	内容	条文	内容	
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉))	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)	
第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)	
第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻、積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻および積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)	
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	成立性の確認訓練の結果(2号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(7号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(2号炉)	
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)	
第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	
第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第35条(残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去ができる期間	
第66条(重大事故等対処設備(2号炉))	要求される代替措置の確認(2号炉)	第66条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(7号炉)	第65条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(2号炉)	
第70条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第68条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	
第74条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第72条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	運転上の制限を満足していると判断した場合		運転上の制限を満足していると判断した場合		運転上の制限を満足していると判断した場合	
	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰		運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰		運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
第75条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第73条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合	
第77条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第75条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	
第78条(異常時の措置)	第77条第1項の異常の収束	第77条(異常時の措置)	異常の収束	第76条(異常時の措置)	異常の収束	
第83条(燃料の取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第82条(燃料取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第81条(燃料の取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	
第120条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第121条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第120条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	第77条第1項または第2項に定める異常が発生した場合		放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 制御棒位置 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 </td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 </td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 </td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 </td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 制御棒位置 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 	2. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 	3. 点検報告書 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 	<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 制御棒位置 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 </td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 </td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 </td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 </td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 制御棒位置 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 	2. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 	3. 点検報告書 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 	<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 </td> </tr> <tr> <td>2. 制御材の位置 <ul style="list-style-type: none"> 制御棒の位置 </td> </tr> <tr> <td>3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 </td> </tr> <tr> <td>4. 点検報告 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 </td> </tr> <tr> <td>5. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>6. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 </td> </tr> </tbody> </table>	記録項目	1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 	2. 制御材の位置 <ul style="list-style-type: none"> 制御棒の位置 	3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 	4. 点検報告 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 	5. 引継日誌	6. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 	
記録項目																						
1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 制御棒位置 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 																						
2. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 																						
3. 点検報告書 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 																						
4. 引継日誌																						
5. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 																						
記録項目																						
1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 制御棒位置 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 																						
2. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 																						
3. 点検報告書 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 																						
4. 引継日誌																						
5. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況 																						
記録項目																						
1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> 熱出力 炉心の中性子束密度 炉心の温度 冷却材入口温度 冷却材出口温度 冷却材圧力 冷却材流量 再結合装置内の温度 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 																						
2. 制御材の位置 <ul style="list-style-type: none"> 制御棒の位置 																						
3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 																						
4. 点検報告 <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 																						
5. 引継日誌																						
6. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路 <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路 <p>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>7. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類およびその運搬の経路 <p>8. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>9. 保安教育の実施報告</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電管理課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電管理課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で3交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は発電課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 発電管理課長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機運転員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合においては、1名は発電課長または発電副長^{※2}とする。</p> <p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災課長は、2号炉の重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 発電管理課長は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 発電管理課長は、第5項を受け、力量が確保できていな</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長（以下「運転管理部長」という。）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p>4. 各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 課長（発電）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 課長（発電）は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で、2交替勤務を行わせる。（3号炉については4班以上編成した上で、3交替勤務を行わせる。）なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※2}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 課長（発電）は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を当直長、当直副長、当直主任または運転士の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合においては、1名は当直長または当直副長とする。</p> <p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、課長（技術）は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 課長（発電）は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 課長（発電）は、第5項を受け、力量が確保できていない</p>	<p>【島根固有】 ・島根3号炉の運用を記載</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>いと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>7. 発電管理課長は、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 防災課長は、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>9. 防災課長は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 防災課長は、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p>	<p>断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>7. 発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 防災安全GMは、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p>	<p><u>と判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>7. 課長（発電）は、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 課長（技術）は、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>9. 課長（技術）は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 課長（技術）は、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>※2：2号炉の当直長は、1号炉および2号炉で兼任させることができる。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉の中央制御室は、1号炉との共用であるため、当直長は、1号炉と2号炉で兼任する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉			備考
表12-1			表12-1				表12-1			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉は単号炉申請のため、人員数が異なる。また、島根3号炉の運転員の人数は燃料装荷より適用となる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉は単号炉申請のため、人員数が異なる。また、島根3号炉の運転員の人数は燃料装荷より適用となる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対応を行う人員数が異なる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対応を行う人員数が異なる。
中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉 ^{※3}	中央制御室名 原子炉の状態	1号炉 ^{※2}	2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}	中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉	
運転、起動および高温停止の場合	7名以上	—	運転、起動、高温停止の場合	—	—	13名以上 [※]	運転、起動および高温停止の場合	7名以上	3名以上	
冷温停止および燃料交換の場合	5名以上	4名以上	冷温停止、燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 [※]	冷温停止および燃料交換の場合	5名以上	2名以上	
表12-2			表12-2				表12-2			
中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉 ^{※3}	中央制御室名 原子炉の状態	1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}		中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉	
運転、起動および高温停止の場合	2名以上	—	運転、起動、高温停止の場合	—	3名以上 ^{※4}		運転、起動および高温停止の場合	2名以上	2名以上	
冷温停止および燃料交換の場合	2名以上	1名以上	冷温停止、燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}		冷温停止および燃料交換の場合	2名以上	1名以上	
表12-3			表12-3				表12-3			
	重大事故等対策要員（運転員を除く。）	初期消火要員（消防車隊）	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊		要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	
常駐	23名以上 ^{※4}	7名以上	常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上		常駐	31名以上 ^{※3}	7名以上	
招集	54名以上	—	召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}		招集	46名以上 ^{※3}	8名以上 ^{※4}	
<p>※1：重大事故等対処設備等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>※2：発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。</p> <p>※3：3号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。</p> <p>※4：23名以上のうち6名以上を発電所対策本部要員、17名以上を重大事故等対応要員とする。</p>			<p>※2：1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。</p> <p>※3：1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する。</p> <p>※4：7号炉1基が該当する場合</p> <p>※5：原子炉が2基とも該当する場合</p>				<p>※3：2号炉の対応要員とする。</p>			
			<p>※6：50名以上のうち、6名以上を1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉の要員、44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※7：114名以上のうち、8名以上を1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉の要員、106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※8：火災の規模に応じ召集する。</p>				<p>※4：火災の規模に応じ召集する。</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（運転管理業務）</p> <p>第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>（1）発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く。）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p> <p>b. 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>（2）各課長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p> <p>（3）各課長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>b. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>（4）発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b.による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、各課長は、発電課長から引き渡された系統に対して必要な作業を行い、作業完了後に発電課長へ系統を引き渡す。</p> <p>（5）各課長は、第3節（第73条から第76条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p>	<p>（運転管理業務）</p> <p>第12条の2 各GMは、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>（1）当直長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く。）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a) 中央制御室における監視、第13条第1項の巡視点検及び第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</p> <p>b) 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</p> <p>c) 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d) 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>（2）当直長及びモバイル設備管理GMは、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a) 第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</p> <p>（3）各GMは、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a) 作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>b) 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応を実施する。</p> <p>（4）当直長は、関係GMの依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b)による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係GMは、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</p> <p>（5）各GMは、第3節（第72条から第75条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、7号炉の可搬設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p>	<p>（運転管理業務）</p> <p>第12条の2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>（1）当直長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く。）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p> <p>b. 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>（2）各課長または当直長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p> <p>b. 作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>（3）当直長は、関係課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b.による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</p> <p>（4）各課長または当直長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部、第95条第1項で定める区域および系統より切離されている施設※1を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。なお、実施においては第107条の3第3項に定める観点を含めて行う（以下、本条において同じ）。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、格納容器内部および第95条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視点検を行う。</p> <p>3. 各課長は、「重大事故等対処設備（可搬型設備）およびアクセスルートパトロール手順書」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第95条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第107条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第95条第1項で定める区域の巡視を行う。</p> <p>3. 当直長及びモバイル設備管理GMIは、「状態管理マニュアル」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、7号炉の可搬設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部、第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域および系統より切離されている施設※1を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 当直長は、格納容器内部および第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域の巡視点検について、「運転管理要領」に基づき実施する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、<u>系統より切離されている施設について、「運転管理要領」に基づき、一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</u></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：一定期間とは、<u>1箇月</u>を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、<u>確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</u></p>	<p>TS-55 可搬型設備および緊急時対策所設備等の巡視点検について</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(マニュアルの作成)</p> <p>第14条 各課長（発電課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項（2号炉）</p> <p>(8) 火災発生時、内部溢水発生時（2号炉）、火山影響等発生時（2号炉）、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（2号炉）の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（2号炉）</p>	<p>(マニュアルの作成)</p> <p>第14条 各GM（当直長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定例試験に関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項（7号炉）</p> <p>(8) 火災発生時、内部溢水発生時（7号炉）、火山影響等発生時（7号炉）、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時（7号炉）の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（7号炉）</p>	<p>(規定類の作成)</p> <p>第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項の規定類を作成し、制定・改正にあたっては、第7条（原子力発電保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期試験に関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項（2号炉）</p> <p>(8) 火災発生時、内部溢水発生時（2号炉）、火山影響等発生時（2号炉）、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（2号炉）の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（2号炉）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（原子炉起動前の確認事項）</p> <p>第16条 各課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、各課長が点検を実施した結果は、発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>（1）原子炉冷却系統施設 （2）制御材駆動設備 （3）電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各課長から発電管理課長に通知されることになっている確認項目^{※1※2}について、発電管理課長から発電課長への通知が完了していることを確認する。</p> <p>3. 防災課長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各課長から防災課長に通知されることになっている確認項目^{※1※2}について、通知が完了していることを確認する。</p> <p>※1：原子炉起動のための制御棒引き抜き以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※2：定事検停止時における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項）</p> <p>第16条 当直長及びモバイル設備管理GMは、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、モバイル設備管理GMが点検を実施した結果は、当直長に通知する。</p> <p>（1）原子炉冷却系統施設 （2）制御材駆動設備 （3）電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各GMから当直長に通知されることになっている確認項目^{※1※2}について、通知が完了していることを確認する。</p> <p>※1：原子炉起動のための制御棒引き抜き以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※2：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項）</p> <p>第16条 各課長および当直長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。<u>なお、各課長が点検を実施した結果は、課長（発電）に通知する。</u></p> <p>（1）原子炉冷却系統施設 （2）制御材駆動設備 （3）電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各課長から課長（発電）に通知されることになっている確認項目^{※1※2}について、<u>通知が完了していることを確認する。</u></p> <p>※1：<u>原子炉起動のための制御棒引き抜き以降に実施される確認項目を除く。</u></p> <p>※2：<u>定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。</u></p>	<p>TS-66 原子炉起動前の確認について</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 <u>2号炉</u>について、<u>防災課長</u>は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. <u>2号炉</u>について、各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. <u>2号炉</u>について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災課長</u>に報告する。<u>防災課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>2号炉</u>について、<u>発電課長</u>は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>発電管理課長</u>に報告する。<u>発電管理課長</u>は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 <u>[7号炉]</u> <u>防災安全GM</u>は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、<u>防災安全部長</u>の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害<u>及び</u>有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. <u>各GM</u>は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制<u>及び</u>手順の整備を実施する。</p> <p>3. <u>各GM</u>は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災安全GM</u>に報告する。<u>防災安全GM</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長</u>に報告する。<u>当該号炉を所管する運転管理部長</u>は、所長、原子炉主任技術者<u>及び</u>関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火<u>又は</u>延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知<u>及び</u>消火<u>並びに</u>火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条にお</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 <u>[2号炉]</u> <u>課長（保修管理）</u>は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、<u>保修部長の確認</u>、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>課長（保修管理）</u>に報告する。<u>課長（保修管理）</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い</u>、所長、原子炉主任技術者、<u>各部長および総務課長</u>に連絡する。<u>発電部長</u>は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長</u>と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火<u>または</u>延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知<u>および</u>消火<u>ならびに</u>火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. <u>3号炉</u>について、<u>防災課長</u>は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※2}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※3}を配備する。</p> <p>6. <u>3号炉</u>について、各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. <u>3号炉</u>について、各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※4}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>8. <u>3号炉</u>について、<u>発電課長</u>は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>9. <u>3号炉</u>について、<u>防災課長</u>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>いて同じ。）。</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>[1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉]</p> <p><u>防災安全GM</u>は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※1}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※2}を配備する。</p> <p>2. <u>各GM</u>は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. <u>各GM</u>は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 当直長は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>5. <u>防災安全GM</u>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>において同じ。）。</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>[3号炉]</p> <p><u>課長（保修管理）</u>は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※1}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※2}を配備する。</p> <p>2. <u>各課長または当直長</u>は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>3. <u>各課長または当直長</u>は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。</p> <p>4. 当直長は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>5. <u>課長（保修管理）</u>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>備考</p> <p>・記載位置の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>※2：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>※1：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>※1：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>																			
<p>※3</p>	<p>※2</p>	<p>※2</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※5</td> <td>1台※6※7</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)</td> <td>1500 リットル以上※7</td> </tr> </tbody> </table>	設備	数量	化学消防自動車※5	1台※6※7	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)	1500 リットル以上※7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※4</td> <td>1台※5※6</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※6</td> </tr> </tbody> </table>	設備	数量	化学消防自動車※4	1台※5※6	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※4</td> <td>1台※5※6</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※6</td> </tr> </tbody> </table>	設備	数量	化学消防自動車※4	1台※5※6	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6	
設備	数量																				
化学消防自動車※5	1台※6※7																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)	1500 リットル以上※7																				
設備	数量																				
化学消防自動車※4	1台※5※6																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6																				
設備	数量																				
化学消防自動車※4	1台※5※6																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6																				
<p>※4：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。</p>	<p>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統及び機器とする。</p>	<p>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。</p>																			
<p>※5：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p>	<p>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p>	<p>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p>																			
<p>※6：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※5に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	<p>※5：化学消防自動車が，点検又は故障の場合には，※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	<p>※5：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※4に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p>																			
<p>※7：発電所合計数</p>	<p>※6：化学消防自動車及び泡消火薬剤は7号炉と共用する。</p>	<p>※6：化学消防自動車および泡消火薬剤は1号炉および2号炉と共用する。</p>																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））</p> <p>第17条の2 2号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>（内部溢水発生時の体制の整備）</p> <p>第17条の2 〔7号炉〕</p> <p>技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>（内部溢水発生時の体制の整備）</p> <p>第17条の2 〔2号炉〕</p> <p>課長（技術）は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(火山影響等発生時の体制の整備（2号炉）) 第17条の3</p> <p>2号炉について、防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 2号炉について、発電課長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3 [7号炉]</p> <p>技術計画GMは、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各GMは、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力設備管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3 [2号炉]</p> <p>課長(技術)は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課長は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 電源事業本部長(原子力安全技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>[1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉] 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>[7号炉] 技術計画GMは、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>[2号炉] 課長（技術）は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>9. 3号炉について、各課長は、震度5弱以上の地震が観測[※]された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>10. 3号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響</p>	<p>技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>〔3号炉〕 各課長または当直長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</u></p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>※2：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>		<p>大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>※1：<u>観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u></p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉）） 第17条の5</p> <p>2号炉について、防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における原子炉施設の保全のための運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備） 第17条の5 [7号炉]</p> <p>技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備） 第17条の5 [2号炉]</p> <p>課長（技術）は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の防護のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>・体制および記載表現の相違であり実質的な相違なし</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（資機材等の整備（2号炉））</p> <p>第17条の6 <u>2号炉について</u>、各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>（1）<u>防災課長</u>、<u>電気課長</u>、<u>建築課長</u>および<u>発電管理課長</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および<u>事故対策用照明</u>を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>（2）<u>電気課長</u>、<u>計測制御課長</u>および<u>発電管理課長</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>（資機材等の整備）</p> <p>第17条の6 〔7号炉〕</p> <p>各GMは、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>（1）<u>建築GM</u>、<u>電気機器GM</u>、<u>発電GM</u>及び<u>防災安全GM</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用<u>及び事故対策用照明</u>を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7<u>及び</u>第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>（2）<u>電気機器GM</u>、<u>電子通信GM</u>、<u>発電GM</u>及び<u>計測制御GM</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置<u>及び</u>通信連絡設備を整備し、警報装置<u>及び</u>通信連絡設備の操作に関する手順<u>並びに</u>専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）<u>及び</u>データ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>（資機材等の整備）</p> <p>第17条の6 〔2号炉〕</p> <p>各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>（1）<u>課長（技術）</u>、<u>課長（放射線管理）</u>、<u>課長（第一発電）</u>、<u>課長（保守管理）</u>、<u>課長（電気）</u>および<u>課長（原子炉）</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および<u>作業用照明</u>を整備するとともに、<u>作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合</u>等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、<u>第17条の7</u>および<u>第17条の8</u>で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>（2）<u>課長（電気）</u>および<u>課長（計装）</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉）） 第17条の7</p> <p>2号炉について、社長は、重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 2号炉について、原子力部長は、添付1-3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 2号炉について、防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な重大事故等対策要員^{*1}、1号炉運転員、3号炉運転員および初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担および責任者の配置に関する事項</p> <p>（2）重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>a. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*2}こと</p> <p>b. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>c. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するため</p>	<p>（重大事故等発生時の体制の整備） 第17条の7 [7号炉]</p> <p>社長は、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力運営管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担及び責任者の配置に関する事項</p> <p>（2）重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ウ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成</p>	<p>（重大事故等発生時の体制の整備） 第17条の7 [2号炉]</p> <p>社長は、重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 電源事業本部長（原子力管理）は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 課長（技術）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）重大事故等に対処する要員の役割分担および責任者の配置に関する事項</p> <p>（2）重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ウ. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成</p>	<p>備考</p> <p>・島根は、第17条の5にて読み替えを実施している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>d. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>e. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業、支援等の原子炉施設の保全のための活動および必要な資機材の配備に関すること</p> <p>4. 2号炉について、各課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転・対処要員の防護に関すること</p> <p>5. 2号炉について、各課長は、第3項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。</p> <p>6. 2号炉について、各課長は、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災</p>	<p>立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>4. 各GMは、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転・対処要員の防護に関すること</p> <p>5. 各GMは、第3項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。</p> <p>6. 各GMは、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防</p>	<p>成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>4. 各課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの重大事故等に対処する要員の防護に関すること</p> <p>5. 各課長は、第3項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。</p> <p>6. 各課長は、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>課長に報告する。防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、第7項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>9. 2号炉について、原子力部長は、第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉運転員を含む。特に断りがない場合は以下、本編において同様とする。</p> <p>※2：重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員または重大事故等対策要員（運転員を除く。）を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>災安全GMは、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>7. 原子力運営管理部長は、第1項の方針に基づき、本が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>8. 原子力運営管理部長は、第7項の計画に基づき、本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>9. 原子力運営管理部長は、第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>長（技術）は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>7. 電源事業本部部長（原子力管理）は、第1項の方針に基づき、本が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>8. 電源事業本部部長（原子力管理）は、第7項の計画に基づき、本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>9. 電源事業本部部長（原子力管理）は、第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員もしくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備 (2号炉))</p> <p>第17条の8</p> <p>2号炉について、防災課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>a. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと</p> <p>b. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>c. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>d. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>e. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあ</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の8</p> <p>[7号炉]</p> <p>防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ウ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の8</p> <p>[2号炉]</p> <p>課長(技術)は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{*1}こと</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ウ. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>たつては、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3. <u>2号炉について</u>、各課長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. <u>2号炉について</u>、各課長は、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災課長</u>に報告する。<u>防災課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. <u>2号炉について</u>、<u>原子力部長</u>は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. <u>2号炉について</u>、<u>原子力部長</u>は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3. <u>各GM</u>は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. <u>各GM</u>は、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災安全GM</u>に報告する。<u>防災安全GM</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. <u>原子力運営管理部長</u>は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. <u>原子力運営管理部長</u>は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(3) <u>大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(4) <u>大規模損壊発生時における燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(5) <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</u></p> <p>3. <u>各課長</u>は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. <u>各課長</u>は、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>課長(技術)</u>に報告する。<u>課長(技術)</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. <u>電源事業本部部长(原子力管理)</u>は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. <u>電源事業本部部长(原子力管理)</u>は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. <u>2号炉</u>について、<u>原子力部長</u>は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置<u>または</u>改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる<u>大型化学高所放水車</u>および化学消防自動車を設置<u>または</u>改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、<u>重大事故等対策要員（運転員を除く。）</u>または<u>初期消火要員（消防車隊）</u>を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>7. <u>原子力運営管理部長</u>は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置<u>若しくは</u>改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる<u>大型化学高所放水車</u>、化学消防自動車及び<u>水槽付消防ポンプ自動車</u>を設置<u>若しくは</u>改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員<u>又は</u>自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項<u>及び</u>第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>7. <u>電源事業本部部长（原子力管理）</u>は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置<u>もしくは</u>改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる<u>小型放水砲</u>、化学消防自動車および<u>小型動力ポンプ付水槽車</u>を設置<u>もしくは</u>改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員<u>または</u>自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理 (2号炉))</p> <p>第18条の2 2号炉について、発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施錠状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理)</p> <p>第18条の2 [7号炉]</p> <p>当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施錠状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第18条の2 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施錠状態であることを確認する。</p>	

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 起動領域モニタ（中性子源領域）計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 （低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装） (4) 格納容器隔離系計装 （主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装） (5) その他の計装 （非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装）</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を発電管理課長に通知する。なお、各課長は前項で定める計測および制御設備に関する事象を発見した場合には、誤動作^{*2}または誤不動作^{*3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 発電課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p>	<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第27条 [6号炉及び7号炉] 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 起動領域モニタ計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 （低圧注水系計装、高圧炉心注水系計装、原子炉隔離時冷却系計装、自動減圧系計装） (4) 格納容器隔離系計装 （主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装） (5) その他の計装 （非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装）</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に関する事象を発見した場合には、誤動作^{*2}又は誤不動作^{*3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備) [2号炉]</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備^{*1}は、表27-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 中性子源領域計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 （低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装） (4) 格納容器隔離系計装 （主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉棟隔離系計装） (5) その他の計装 （非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用循環系計装、事故時計装）</p> <p>2. 計測および制御設備が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 課長（燃料技術）、課長（計装）、課長（原子炉）、課長（タービン）および当直長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施する。課長（燃料技術）、課長（計装）、課長（原子炉）、課長（タービン）は、その結果を課長（第一発電）に通知する。なお、課長（燃料技術）、課長（計装）、課長（原子炉）、課長（タービン）および当直長は第1項に定める計測および制御設備に関する事象を発見した場合には、誤動作^{*2}または誤不動作^{*3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 当直長は、計測および制御設備が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合は、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p>	<p>TS-48 中央制御室外原子炉停止盤（RSS盤）に関する技術基準解釈と今後の対応について</p>

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(4) 自動減圧系計装 表27-2-3 (4) 自動減圧系計装に係る確認				(4) 自動減圧系計装 表27-2-3-4-A				(4) 自動減圧系計装 表27-2-3-4 (2号炉自動減圧系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ および高温停止※ ¹ において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	936cm以上 (圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	1. 原子炉水位低（L1）	381cm下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ および高温停止※ ¹ において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長（計装）は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、チャンネル校正を論理回路機能の確認に含める。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、自動減圧系始動タイムの論理回路機能の確認を実施する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による自動減圧後の注水設備の相違
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下			2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒以下)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	毎日1回 定事検停止時	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下			
3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時					3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	課長（計装）は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
				3. 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力高	付表27-2-3-A参照	計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 運転評価GMは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時					
							定事検停止時					

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
4. 低圧炉心 スプレイ 系ポンプ 出口圧力 高	0.98MPa[gage] ^{※2} (2号炉) 1.0MPa[gage] ^{※2} (3号炉)	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動※ ※1および高温停止※ 1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 残留熱 除去系ポンプ 吐出圧力 高	付表27-2-3-A 参照	計測制御GMIは、チャンネル校正を実施する。 運転評価GMIは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時 定事検停止時	4. 残留熱除去 系ポンプ運転 中	二	課長（計装）は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	【島根固有】 ・島根は、ポンプ吐出圧力ではなくポンプ遮断器閉を作動信号として採用
5. 残留熱除去系ポンプ 出口圧力高	0.69MPa[gage] ^{※2} (2号炉) 0.7MPa[gage] ^{※2} (3号炉)	(2)計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	※1：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合に適用する。				※1：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。				
※1：原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合。 ※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。												

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5 (6a) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認 (2号炉)			[(7号炉)] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6-B			(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6 (2号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)				
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度	要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	1. 原子炉圧力	課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時 または 定事検停止後の原子炉起動時	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し 【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監	
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。			
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	2. 高圧炉心注水系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量	課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し 【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監		
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。			
3. 残留熱除去系流量	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	3. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	3. 残留熱除去系流量	課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。			【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し 【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。			
4. 原子炉水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	4. 原子炉補機冷却水系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	4. 原子炉水位	課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。			
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。			
5. サプレッションプール水温度	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	5. 原子炉水位	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	5. サプレッションプール水温度	課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。		【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し 【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監	
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。			
6. 残留熱除去系熱交換器入口温度	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	6. サプレッションプール水温度	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	6. 残留熱除去系熱交換器入口温度	課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し 【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監		
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。			
7. 圧力抑制室水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	7. RHR熱交換器入口温度	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	7. 圧力抑制室水位	課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。			【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【島根固有】 ・島根は切替スイッチ無し 【島根固有】 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。			
7. 圧力抑制室水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	8. サプレッションプール水位	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	8. サプレッションプール水位	課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。			
	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。			計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。			課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。			

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
8. 復水貯蔵タンク水位	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時	9. 復水貯蔵槽水位	計測制御GMIは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時				視計器として選定しない
9. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの高圧炉心注水系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	7. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。		【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違 【女川との相違】 ・島根は、保安規定第41条に基づく試験で原子炉隔離時冷却ポンプの動作確認を実施
10. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	11. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	8. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。		【島根固有】 ・島根は、保安規定第39条に基づく試験で残留熱除去系ポンプの動作確認を実施
11. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁開閉試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	12. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁開閉試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	9. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。		【島根固有】 ・島根は、保安規定第30条に基づく試験で主蒸気逃がし安全弁の動作確認を実施
12. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	13. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	10. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。		【島根固有】 ・島根は、保安規定第52条に基づく試験で原子炉補機冷却水ポンプの動作確認を実施
13. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系制御）	発電管理課長は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 発電管理課長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	14. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系制御）	電気機器GMIは、制御回路切替スイッチの機能を確認する。 当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事検停止時	11. 原子炉補機海水ポンプ（原子炉補機海水系制御）	課長（計装）は、制御回路切替スイッチの機能を確認する。		【島根固有】 ・島根は、保安規定第52条に基づく試験で原子炉補機海水ポンプの動作確認を実施

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）						柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉						備考
(4) 自動減圧系計装 自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎 ^{※1} のすべてのチャンネル数をいう。 表27-3-3 (4) 自動減圧系計装に係る措置						(d) 自動減圧系計装					(4) 自動減圧系計装 自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎のすべてのチャンネル数をいう。 表27-3-3-4 (2号炉 自動減圧系計装)						
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条件	要求される措置	完了時間	
1. 原子炉水位異常低（L1） ^{※2} ^{※3}	運転起動 ^{※3} 高温停止	2	A. いずれかの動作論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。または A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間	1. 原子炉水位異常低（レベル1） ^{※1}	運転起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	4	A1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間	1. 原子炉水位低（L1） ^{※1}	運転起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は	【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による自動減圧系計装の要求される措置の相違

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）						柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）					島根原子力発電所 2号炉						備考					
			B. 両方の動作論理が、それぞれ動作不能の場合または上記要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間																	
2. ドライウェル圧力高	運転起動※3 高温停止※3	2	A. いずれかの動作論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間ただし高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間ただし高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間	2. ドライウェル圧力高	運 転 起 動※2 高温停止※2	4	A 1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時 間	2. ドライウェル圧力高	運 転 起 動※2 高温停止※2	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャンネルをトリ	10日間ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし						【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による自動減圧系計装の要求される措置の相違

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）						柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）						島根原子力発電所 2号炉						備考		
			B. 両方の動作論理が、それぞれ動作不能の場合または上記要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間									アップする。	し、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間					
														B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合または条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間				
3. 自動減圧系始動タイム	運転起動 ^{※3} 高温停止 ^{※3}	1	A. いずれかの動作論理に動作不能の場合	A1. <u>チャネル</u> を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間									3. 自動減圧系始動タイム	運転起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	1	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. <u>当該論理</u> を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
			B. 両方の動作論理が、それぞれ動作不能の場合 または 上記要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間							B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合 または 条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間	
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高 ^{※2} または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高 ^{※2}	運転 起動 ^{※3} 高温停止 ^{※3}	4 ^{※4}	A. 片方の動作論理が動作不能の場合	A1. 片トリップ系を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間				4. 残留熱除去系ポンプ運転中 ^{※1} または 低圧炉心スプレイ系ポンプ運転中 ^{※1}	運 転 起 動 ^{※2} 高 温 停 止 ^{※2}	2 ^{※3}	A. 片方の論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間	【島根固有】 ・島根はポンプ吐出圧力ではなくポンプ遮断機閉を作動信号として採用

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
	B. 両方の動作論理が、それぞれ動作不能の場合 または 上記要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。					B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合 または 条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。		
<p>※1：本条における論理とは、当該系統・設備を作動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※2：2号炉の対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※4：自動減圧系A系は低圧炉心スプレイ系2チャンネルおよび残留熱除去系2チャンネルをいい自動減圧系B系は残留熱除去系4チャンネルをいう。</p>			<p>※1：7号炉の対象の要素のうち、チャンネルA、C、Fは重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-1及び66-13-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合に適用する。</p>			<p>※1：対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-3-1 代替自動減圧機能）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：自動減圧系A系は残留熱除去系1チャンネルおよび低圧炉心スプレイ系1チャンネルをいい、自動減圧系B系は残留熱除去系2チャンネルをいう。</p>			<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低の要素は「65-13-1主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による自動減圧系計装の要求される措置の相違 	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 2号炉について、中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 表27-3-5 (6a) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る措置 (2号炉)					[7号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、その状態に応じて表27-3-5-6-Bの要求される措置を完了時間内に講じる。 表27-3-5-6-B					(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 表27-3-5-6 (2号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)					【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	30日間 24時間 36時間	1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	30日間 24時間 36時間	1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止	A. 動作不能な要素が1つの場合 B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 B2. 冷温停止にする。	30日間 24時間 36時間	
2. 原子炉隔離時冷却系流量※1	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	30日間 24時間 36時間	2. 高圧炉心注水系流量	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	30日間 24時間 36時間	2. 原子炉隔離時冷却系流量	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合 B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。 B1. 高温停止にする。 B2. 冷温停止にする。	30日間 24時間 36時間	

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
3. 残留熱除去系流量※1	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	3. 残留熱除去系流量	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	3. 残留熱除去系流量					
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間						
4. 原子炉水位	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	4. 原子炉補機冷却水系流量	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	4. 原子炉水位					
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間						

【柏崎刈羽との相違】
 ・プラントの相違による監視項目の相違

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考															
5. サプレッションプール水温	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	6. サプレッションプール水温	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	5. サプレッションプール水温																				
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間							B1. 高温停止にする。 及び B2. 低温停止にする。	24時間 36時間													
6. 残留熱除去系熱交換器入口温度	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	7. RH R熱交換器入口温度	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	6. 残留熱除去系熱交換器入口温度																				
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間							B1. 高温停止にする。 及び B2. 低温停止にする。	24時間 36時間													
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8. サプレッションプール水位</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>					要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	8. サプレッションプール水位	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間						
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																										
8. サプレッションプール水位	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																										
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間																										
7. 圧力抑制室水位	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	8. サプレッションプール水位	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																					
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 低温停止にする。	24時間 36時間																					

【島根固有】
 ・島根は制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないことから監視計器として選定しない

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考			
8. 復水貯蔵タンク水位※ ¹	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	9. 復水貯蔵槽水位	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間									
		B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間									
9. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	10. 高圧炉心注水系ポンプ（高圧炉心注水系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	7. 原子炉隔離時冷却系ポンプ（原子炉隔離時冷却系制御）								【柏崎刈羽との相違】 ・プラントの相違による監視項目の相違
		B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間									
10. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	11. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	8. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）								
		B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間									

【柏崎刈羽との相違】
・プラントの相違による監視項目の相違

第27条については、趣旨に変更のある箇所についてのみ抽出して比較する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
11. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	12. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	9. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）					
		B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間						
12. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	13. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	10. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水系制御）					
		B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間						
13. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	14. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水系制御）	運転起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	11. 原子炉補機海水ポンプ（原子炉補機海水系制御）					
		B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間						

※1：2号炉の対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-13-1）の運転上の制限も確認する。
 3号炉について、中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。

【女川との相違】
 ・島根は、原子炉隔離時冷却系流量および残留熱除去系流量の要素は「65-13-1主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>（非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系^{※1}の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高压代替注水系に関する確認時および確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子炉課長は、定事検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>（2）発電課長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高压代替注水系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p>	<p>（非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系^{※1}の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高压代替注水系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子炉GMは、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、当直長に通知する。</p> <p>（2）当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高压代替注水系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p>※1：高压代替注水系は、7号炉のみ適用。</p>	<p>（非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系^{※1}の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高压原子炉代替注水系に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）課長（原子炉）および課長（3号機械）は、定事検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、課長（発電）に通知する。</p> <p>（2）当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高压原子炉代替注水系の系統圧力が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表32-2の措置を講じる。</p> <p>※1：高压原子炉代替注水系は、2号炉のみ適用。</p>													
<p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="163 1417 920 1606"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="964 1417 1706 1606"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1751 1417 2493 1606"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと														
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高压代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと														
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高压原子炉代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
表32-2			表32-2			表32-2				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間		
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統からの原子炉冷却材の著しい漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間		
※1：高圧代替注水系は、2号炉のみ適用。										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 計測制御課長は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(3) 原子炉課長は、定事検停止時に、格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項ならびに高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(5) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 [1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1) [2号炉]</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39-1に定める事項を運転上の制限とする^{※1}。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で作動することおよび格納容器冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項ならびに高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管^{※2}が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。^{※1}</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>[6号炉及び7号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉隔離時冷却系においては、原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>また、7号炉の高圧代替注水系起動準備及び運転中は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMIは、定事検停止時に、高圧炉心注水系、低圧注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 運転評価GMIは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心注水系、低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表39-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考				
	<p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（格納容器スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>また、6号炉及び7号炉における、原子炉隔離時冷却系の主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>※1：自動減圧系については、原子炉圧力が次表の場合に適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1739 338 2507 432"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>原子炉圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系</td> <td>0.78MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションチェンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p>	項目	原子炉圧力	自動減圧系	0.78MPa[gage]以上	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサブプレッションチェンバのみ。
項目	原子炉圧力						
自動減圧系	0.78MPa[gage]以上						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
<p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="157 1056 920 1512"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系</td> <td>低圧炉心スプレイ系^{※2}</td> <td>1^{※7}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※3} (格納容器スプレイ系^{※4})</td> <td>3^{※7} (2^{※9})</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※5} (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)</td> <td>6^{※8}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系^{※6}</td> <td>1^{※7}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッダ）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっているこ</p>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)		非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系 ^{※2}	1 ^{※7}	低圧注水系 ^{※3} (格納容器スプレイ系 ^{※4})	3 ^{※7} (2 ^{※9})	自動減圧系 ^{※5} (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	6 ^{※8}	高圧炉心スプレイ系 ^{※6}	1 ^{※7}	<p>表39-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="949 294 1709 772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系</td> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※1}</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※1}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</td> <td>3^{※1} (2)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系 (原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)</td> <td>7^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。以下、第40条において同じ。 ※2：1系列とは、ポンプ、熱交換器及び必要な弁並びに主要配管をいう。 ※3：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="949 1087 1709 1686"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常用炉心冷却系</td> <td>高圧炉心注水系^{※1}</td> <td>2^{※6}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※2}</td> <td>3^{※6}</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系^{※3} (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)</td> <td>1^{※6}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※4} (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)</td> <td>8^{※7}</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却系^{※5}</td> <td>3^{※8}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)		非常用炉心冷却系	高圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}	低圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※1} (2) ^{※2}	自動減圧系 (原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)	7 ^{※3}	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)		非常用炉心冷却系	高圧炉心注水系 ^{※1}	2 ^{※6}	低圧注水系 ^{※2}	3 ^{※6}	原子炉隔離時冷却系 ^{※3} (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	1 ^{※6}	自動減圧系 ^{※4} (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	8 ^{※7}	格納容器スプレイ冷却系 ^{※5}	3 ^{※8}	<p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="1739 1056 2502 1423"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系</td> <td>低圧炉心スプレイ系^{※3}</td> <td>1^{※8}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※4} (格納容器冷却系^{※5})</td> <td>3^{※8} (2)^{※10}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※6}</td> <td>6^{※9}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系^{※7}</td> <td>1^{※8}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)		非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系 ^{※3}	1 ^{※8}	低圧注水系 ^{※4} (格納容器冷却系 ^{※5})	3 ^{※8} (2) ^{※10}	自動減圧系 ^{※6}	6 ^{※9}	高圧炉心スプレイ系 ^{※7}	1 ^{※8}	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉型の違い
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																																				
非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系 ^{※2}	1 ^{※7}																																																			
	低圧注水系 ^{※3} (格納容器スプレイ系 ^{※4})	3 ^{※7} (2 ^{※9})																																																			
	自動減圧系 ^{※5} (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	6 ^{※8}																																																			
	高圧炉心スプレイ系 ^{※6}	1 ^{※7}																																																			
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																																				
非常用炉心冷却系	高圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}																																																			
	低圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}																																																			
	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※1} (2) ^{※2}																																																			
	自動減圧系 (原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)	7 ^{※3}																																																			
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																																				
非常用炉心冷却系	高圧炉心注水系 ^{※1}	2 ^{※6}																																																			
	低圧注水系 ^{※2}	3 ^{※6}																																																			
	原子炉隔離時冷却系 ^{※3} (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	1 ^{※6}																																																			
	自動減圧系 ^{※4} (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	8 ^{※7}																																																			
	格納容器スプレイ冷却系 ^{※5}	3 ^{※8}																																																			
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																																				
非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系 ^{※3}	1 ^{※8}																																																			
	低圧注水系 ^{※4} (格納容器冷却系 ^{※5})	3 ^{※8} (2) ^{※10}																																																			
	自動減圧系 ^{※6}	6 ^{※9}																																																			
	高圧炉心スプレイ系 ^{※7}	1 ^{※8}																																																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とで確認する。</p> <p>※2：2号炉の低圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※3：2号炉の低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-1、66-4-3および66-5-5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：2号炉の格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-5-5、66-6-1および66-6-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：2号炉の自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁およびアキュムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：2号炉の高圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※7：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※8：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※9：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p>	<p>※1：7号炉の高圧炉心注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※2：7号炉の低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-1、66-4-2及び66-5-5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：7号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-2-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：7号炉の格納容器スプレイ冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-5-5、66-6-1及び66-6-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：7号炉の自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁及びアキュムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：1系列とは、ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。以下、第40条において同じ。</p> <p>※7：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※8：1系列とは、ポンプ、熱交換器及び必要な弁並びに主要配管をいう。</p>	<p>※3：低圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※4：低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）、65-5-4 残留熱代替除去系および65-7-1 ペDESTアル代替注水系（常設））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：格納容器冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-5-4 残留熱代替除去系、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）、65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）、65-7-1 ペDESTアル代替注水系（常設）および65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁およびアキュムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-3-2 主蒸気逃がし安全弁（手動減圧））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※7：高圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※8：1系列とは、ポンプ1台、必要な弁および主要配管をいう。</p> <p>※9：自動減圧系の系列数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※10：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基、必要な弁および主要配管をいう。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉型の違い <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉型の違い <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では、高圧炉心スプレイ系と低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水ポンプ）の流路の一部を共通化している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>表39-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に 1回</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m³/h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については263m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に 1回</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が325m³/h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については861m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に 1回</td> </tr> <tr> <td>5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m³/h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については203m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に 1回</td> </tr> <tr> <td>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に 1回</td> </tr> <tr> <td>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,160m³/h以上で、全揚程が□m以上（2号炉の残留熱除去系ポンプ（C）についてはm以上、3号炉については92m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用し</td> <td>1ヶ月に 1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に 1回	2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については263m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回	3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が325m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については861m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回	5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については203m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,160m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（2号炉の残留熱除去系ポンプ（C）についてはm以上、3号炉については92m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用し	1ヶ月に 1回	<p>表39-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,460m³/h以上で、全揚程が273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が368m³/h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441m³/h以上で、全揚程が206m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m³/h以上で、全揚程が89m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,460m ³ /h以上で、全揚程が273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が368m ³ /h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441m ³ /h以上で、全揚程が206m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m ³ /h以上で、全揚程が89m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>表39-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.16MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が260m以上で流量が1,074m³/h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m³/h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 高圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が198m以上で、流量が1,074m³/h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. 低圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. 低圧注水系ポンプの全揚程が86m以上で、流量が1,160m³/h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.16MPa[gage]以上であることを確認する。	1箇月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が260m以上で流量が1,074m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が198m以上で、流量が1,074m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	7. 低圧注水系ポンプの全揚程が86m以上で、流量が1,160m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	
項目	頻度																																																		
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に 1回																																																		
2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については263m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が325m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については861m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回																																																		
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回																																																		
5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については203m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回																																																		
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に 1回																																																		
7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,160m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（2号炉の残留熱除去系ポンプ（C）についてはm以上、3号炉については92m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用し	1ヶ月に 1回																																																		
項目	頻度																																																		
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																																																		
2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,460m ³ /h以上で、全揚程が273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																																		
3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が368m ³ /h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回																																																		
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																																		
5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441m ³ /h以上で、全揚程が206m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																																		
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																																		
7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m ³ /h以上で、全揚程が89m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																																		
項目	頻度																																																		
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 1.16MPa[gage]以上であることを確認する。	1箇月に1回																																																		
2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が260m以上で流量が1,074m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回																																																		
3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回																																																		
4. 高圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回																																																		
5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が198m以上で、流量が1,074m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回																																																		
6. 低圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回																																																		
7. 低圧注水系ポンプの全揚程が86m以上で、流量が1,160m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回																																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
た弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。		8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	8. 低圧注水系（格納容器冷却系）の注水弁、ドライウェルスプレイ弁、トーラスプレイ弁、残留熱除去系テスト弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	
		2. 2号炉				
		項目	頻度			
		1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13 MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回			
		2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			
		3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m ³ /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回			
		4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			
		5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441 m ³ /h以上で、全揚程が208m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			
		6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した	1ヶ月に1回			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考										
	<p>弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m³/h以上で、全揚程が92m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>												
	<p>3. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 1018 1715 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 1018 1537 1060">項目</th> <th data-bbox="1537 1018 1715 1060">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 1066 1537 1159">1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1066 1715 1159">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1165 1537 1432">2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1165 1715 1432">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1438 1537 1705">3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m³/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1438 1715 1705">定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1711 1537 1917">4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1711 1715 1917">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m ³ /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項目	頻度												
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回												
2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回												
3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m ³ /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回												
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441 m³/h以上で、全揚程が205m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m³/h以上で、全揚程が89m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>								
	<p>4. 4号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 1423 1721 1915"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 1423 1460 1470">項 目</th> <th data-bbox="1469 1423 1721 1470">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 1476 1460 1606">1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1469 1476 1721 1606">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1612 1460 1915">2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1469 1612 1721 1915">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項 目	頻 度								
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回								
2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369 m³/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,442 m³/h以上で、全揚程が214m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,628 m³/h以上で、全揚程が87m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考														
	<p>確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>																
	<p>5. 5号炉</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 478 1537 514">項目</th> <th data-bbox="1537 478 1721 514">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 520 1537 619"> 1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11 MPa[gage]以上であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1537 520 1721 619">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 625 1537 892"> 2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1537 625 1721 892">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 898 1537 1165"> 3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m³/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1537 898 1721 1165">定事検停止後の 原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1171 1537 1386"> 4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1537 1171 1721 1386">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1392 1537 1659"> 5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,442 m³/h以上で、全揚程が214m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1537 1392 1721 1659">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1665 1537 1879"> 6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1537 1665 1721 1879">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11 MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m ³ /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,442 m ³ /h以上で、全揚程が214m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項目	頻度																
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11 MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																
2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																
3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m ³ /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回																
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																
5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,442 m ³ /h以上で、全揚程が214m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,629m³/h以上で、全揚程が90m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>														
	<p>6. 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 924 1712 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 924 1534 966">項目</th> <th data-bbox="1534 924 1712 966">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 966 1534 1060">1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1534 966 1712 1060">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1060 1534 1333">2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が727m³/h以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1534 1060 1712 1333">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1333 1534 1606">3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が182m³/h以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1534 1333 1712 1606">定事検停止後の 原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1606 1534 1827">4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1534 1606 1712 1827">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1827 1534 1917">5. 残留熱除去系ポンプの流量が954m³/h以上で、全揚程が117m以上であることを確</td> <td data-bbox="1534 1827 1712 1917">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が727m ³ /h以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 残留熱除去系ポンプの流量が954m ³ /h以上で、全揚程が117m以上であることを確	1ヶ月に1回		
項目	頻度														
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回														
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が727m ³ /h以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回														
3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回														
4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回														
5. 残留熱除去系ポンプの流量が954m ³ /h以上で、全揚程が117m以上であることを確	1ヶ月に1回														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>6. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	1ヶ月に1回	
	<p>7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて72m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	1ヶ月に1回	
	<p>8. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	1ヶ月に1回	
	<p>9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当※1において、原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	定事検停止後の原子炉起動中に1回	
	<p>10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	定事検停止後の原子炉起動中に1回	
	<p>※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																
	<p>7. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 247 1537 289">項 目</th> <th data-bbox="1537 247 1712 289">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 296 1537 380">1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が MP a[gage]以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 296 1712 380">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 386 1537 653">2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が727m³/h以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 386 1712 653">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 659 1537 926">3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が182m³/h以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 659 1712 926">定事検停止後の 原子炉起動前 に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 932 1537 1157">4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 932 1712 1157">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 1163 1537 1430">5. 残留熱除去系ポンプの流量が954m³/h以上で、全揚程が109m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1163 1712 1430">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 1436 1537 1787">6. 低圧注水系における注入弁、注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1436 1712 1787">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 1793 1537 1915">7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて72m以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1537 1793 1712 1915">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が MP a[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が727m ³ /h以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前 に1回	4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 残留熱除去系ポンプの流量が954m ³ /h以上で、全揚程が109m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧注水系における注入弁、注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて72m以上であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項 目	頻 度																		
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が MP a[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																		
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が727m ³ /h以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																		
3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が182m ³ /h以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前 に1回																		
4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																		
5. 残留熱除去系ポンプの流量が954m ³ /h以上で、全揚程が109m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																		
6. 低圧注水系における注入弁、注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																		
7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて72m以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当^{※1}において、原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		
	<p>※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表39-3-1			表39-3-1			表39-3-1			
1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉			1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1	B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※11	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 自動減圧系の弁1個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が0.98MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の高圧窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系（原	10日間 速やかに 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系※1の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が0.98MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	
						E. 非常用炉心冷	E1. 高温停止にする。	24時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 または 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	る。			子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。		却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1つが動作不能の場合 または 自動減圧系の弁の2つ以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	および E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。	36時間	
	E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列及び自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 又は 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.84MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間				
※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。			※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考	
	2. 6号炉及び7号炉			
	<p>条 件</p> <p>A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A 1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 残りの高圧炉心注水系について動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 自動減圧系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）の高圧窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
	<p>B. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合</p>	<p>B 1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 高圧炉心注水系2系列について動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 自動減圧系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）の高圧窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</p>	<p>10日間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
	<p>C. 自動減圧系の弁1個が動作不能の場合</p>	<p>C 1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>及び</p>	<p>10日間</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>C 2. 高圧炉心注水系 2 系列について動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>C 3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.03 MPa[gage] 以上の場合）について動作可能であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
	<p>D. 低圧注水系 1 系列が動作不能の場合※¹</p>	<p>D 1. 低圧注水系 1 系列を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>及び</p> <p>D 2. 残りの低圧注水系 2 系列について動作可能であることを確認する。</p>	<p>10日間</p> <p>速やかに</p>	
	<p>E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2 系列以上が動作不能の場合</p> <p>又は</p> <p>非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1 系列及び自動減圧系の弁 1 個が動作不能の場合</p> <p>又は</p> <p>自動減圧系の弁 2 個以上が動作不能の場合</p> <p>又は</p> <p>条件 A～D のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成で</p>	<p>E 1. 高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>E 2. 低温停止にする。</p> <p>なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を 1.03 MPa[gage] 未満にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>表39-3-2</p> <table border="1" data-bbox="154 520 923 1241"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※¹</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※ ¹	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>きない場合</p> <p>※¹：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p> <p>表39-3-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="955 520 1709 1289"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※¹</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合※¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※ ¹	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合※ ¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表39-3-2</p> <table border="1" data-bbox="1742 474 2496 1234"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合 ※¹¹</td> <td>A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合 ※¹¹ または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹¹：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合 ※ ¹¹	A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合 ※ ¹¹ または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※ ¹	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																												
B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※ ¹	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																												
B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合※ ¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合 ※ ¹¹	A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																												
B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合 ※ ¹¹ または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考									
	<p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 247 1715 1060"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 296 1219 653">A. 格納容器スプレイ冷却系1系列が動作不能の場合※¹</td> <td data-bbox="1219 296 1546 653">A 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="1546 296 1715 653">10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 653 1219 1060">B. 格納容器スプレイ冷却系2系列以上が動作不能の場合※¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="1219 653 1546 1060">B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 冷温停止にする。</td> <td data-bbox="1546 653 1715 1060">24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ冷却系1系列が動作不能の場合※ ¹	A 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ冷却系2系列以上が動作不能の場合※ ¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間		
条 件	要求される措置	完了時間										
A. 格納容器スプレイ冷却系1系列が動作不能の場合※ ¹	A 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに										
B. 格納容器スプレイ冷却系2系列以上が動作不能の場合※ ¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（非常用炉心冷却系その2）</p> <p>第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>（1）発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、表40-2に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。</p> <p>①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-3の措置を講じる。</p>	<p>（非常用炉心冷却系その2）</p> <p>第40条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系を動作不能とはみなさない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>（1）当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、表40-2に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。</p> <p>①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-3の措置を講じる。</p>	<p>（非常用炉心冷却系その2）</p> <p>第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は、表40-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次の各号に示す状態となった場合は適用しない。また、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合。</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>（1）当直長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、表40-2に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。</p> <p>a. 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合。</p> <p>b. 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表40-3の措置を講じる。</p>	<p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表40-1		表40-1		表40-1		
項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1	項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）	項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）	
非常用炉心冷却系	（1）非常用炉心冷却系※2（自動減圧系を除く。）2系列 または （2）非常用炉心冷却系※2（自動減圧系を除く。）1系列および復水補給水系※3 1系列※4	非常用炉心冷却系	（1）非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く。）2系列 又は （2）非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く。）1系列及び復水補給水系 1系列※1	非常用炉心冷却系	（1）非常用炉心冷却系※1（自動減圧系を除く）2系列※2 または （2）非常用炉心冷却系※1（自動減圧系を除く）1系列※2および復水輸送系 1系列※2	
		項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）	項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）	
		非常用炉心冷却系	（1）非常用炉心冷却系※2（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系を除く。）2系列 又は （2）非常用炉心冷却系※2（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系を除く。）1系列及び復水補給水系※3 1系列※1	非常用炉心冷却系	（1）非常用炉心冷却系（原子炉隔離時冷却系および自動減圧系を除く）2系列※2 または （2）非常用炉心冷却系（原子炉隔離時冷却系および自動減圧系を除く）1系列※2および復水補給水系 1系列※2	
※1：本条における1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。		※1：復水補給水系1系列とは、復水移送ポンプ1台及び注水に必要な弁並びに配管をいう。		※1：2号炉の低圧炉心スプレイ系、低圧注水系および高圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。低圧注水系動作不能時は、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）および65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型））の運転上の制限も確認する。		
※2：2号炉の低圧炉心スプレイ系、低圧注水系および高圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。		※2：7号炉の低圧注水系及び高圧炉心注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。		※2：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。		
※3：2号炉の復水補給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-1および66-4-3）の運転上の制限も確認する。		※3：7号炉の復水補給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-1）の運転上の制限も確認する。				
※4：復水補給水系1系列とは、ポンプ1台および注水に必要な弁ならびに配管をいう。						

【島根固有】
 ・島根2号炉の復水輸送系はSA設備として使用しない

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度	
表40-2						
1. 2号炉						
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。	12時間に1回	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,710mm以上あることを確認する。	12時間に1回	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションチェンバを水源とする場合は、サプレッションチェンバ水位が-44cm以上あることを確認する。	12時間に1回	
または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回	又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から2.3m以上あることを確認する。		2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。*1ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクと補助復水貯蔵タンクの水量の合計が1,674m ³ 以上あることを確認する。	
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。*5ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管*3が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)に定める確認時を除く。	1箇月に1回	
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水輸送系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1箇月に1回	
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回			5. 動作可能であるべき復水輸送系ポンプが運転中であることを確認する。	1箇月に1回	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
2. 3号炉		2. 2号炉			
項目	頻度	項目	頻度		
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,460mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。	12時間に1回		
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※5} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※1} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回		
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回		
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回		
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p><u>3. 3号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 247 1504 294">項 目</th> <th data-bbox="1504 247 1715 294">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 294 1504 653"> 1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4, 460mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から3.8m以上あることを確認する。 </td> <td data-bbox="1504 294 1715 653">12時間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 653 1504 884"> 2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。^{*1}ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。 </td> <td data-bbox="1504 653 1715 884">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 884 1504 1108"> 3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。 </td> <td data-bbox="1504 884 1715 1108">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1108 1504 1289"> 4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。 </td> <td data-bbox="1504 1108 1715 1289">待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1289 1504 1381"> 5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1504 1289 1715 1381">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4, 460mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から3.8m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{*1} ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項 目	頻 度														
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4, 460mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から3.8m以上あることを確認する。	12時間に1回														
2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{*1} ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回														
3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回														
4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回														
5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p><u>4. 4号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 247 1507 296">項 目</th> <th data-bbox="1507 247 1715 296">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 296 1507 657"> 1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,350mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から3.7m以上あることを確認する。 </td> <td data-bbox="1507 296 1715 657">12時間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 657 1507 884"> 2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。^{*1}ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。 </td> <td data-bbox="1507 657 1715 884">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 884 1507 1110"> 3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。 </td> <td data-bbox="1507 884 1715 1110">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1110 1507 1289"> 4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。 </td> <td data-bbox="1507 1110 1715 1289">待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1289 1507 1381"> 5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1507 1289 1715 1381">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,350mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から3.7m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{*1} ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項 目	頻 度														
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,350mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から3.7m以上あることを確認する。	12時間に1回														
2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{*1} ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回														
3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回														
4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回														
5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p><u>5. 5号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 247 1504 294">項 目</th> <th data-bbox="1504 247 1715 294">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 294 1504 653"> 1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,000mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。 </td> <td data-bbox="1504 294 1715 653">12時間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 653 1504 884"> 2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。^{*1}ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。 </td> <td data-bbox="1504 653 1715 884">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 884 1504 1108"> 3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。 </td> <td data-bbox="1504 884 1715 1108">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1108 1504 1289"> 4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。 </td> <td data-bbox="1504 1108 1715 1289">待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1289 1504 1381"> 5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。 </td> <td data-bbox="1504 1289 1715 1381">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,000mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{*1} ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回		
項 目	頻 度														
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,000mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。	12時間に1回														
2. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{*1} ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回														
3. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回														
4. 動作可能であるべき高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回														
5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
	<p>6. 6号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,950mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から5.7m以上あることを確認する。</td> <td>12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき高圧炉心注水系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。※1ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき高圧炉心注水系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき高圧炉心注水系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,950mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から5.7m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高圧炉心注水系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。※1ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高圧炉心注水系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき高圧炉心注水系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>2. 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションチェンバを水源とする場合は、サプレッションチェンバ水位が-4,950mm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクの水量が663m³以上あることを確認する。</td> <td>12時間に1回 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系および高圧炉心注水系について、主要配管※4が満水であることを確認する。ただし、第39条の2第2項（1）で定める検査時を除く。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、高圧炉心注水系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系および高圧炉心注水系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系のポンプが運転中であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションチェンバを水源とする場合は、サプレッションチェンバ水位が-4,950mm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクの水量が663m ³ 以上あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系および高圧炉心注水系について、主要配管※4が満水であることを確認する。ただし、第39条の2第2項（1）で定める検査時を除く。	1箇月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、高圧炉心注水系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1箇月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系および高圧炉心注水系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系のポンプが運転中であることを確認する。	1箇月に1回	
項目	頻度																										
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,950mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から5.7m以上あることを確認する。	12時間に1回																										
2. 動作可能であるべき高圧炉心注水系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する。※1ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回																										
3. 動作可能であるべき高圧炉心注水系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回																										
4. 動作可能であるべき高圧炉心注水系及び低圧注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																										
5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回																										
項目	頻度																										
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションチェンバを水源とする場合は、サプレッションチェンバ水位が-4,950mm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクの水量が663m ³ 以上あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回																										
2. 動作可能であるべき低圧注水系および高圧炉心注水系について、主要配管※4が満水であることを確認する。ただし、第39条の2第2項（1）で定める検査時を除く。	1箇月に1回																										
3. 動作可能であるべき低圧注水系、高圧炉心注水系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1箇月に1回																										
4. 動作可能であるべき低圧注水系および高圧炉心注水系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																										
5. 動作可能であるべき復水補給水系のポンプが運転中であることを確認する。	1箇月に1回																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>※5：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p>	<p>7. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="952 247 1712 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,930mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。</td> <td>12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する。※1ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき高压炉心注水系、低压注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,930mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する。※1ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき高压炉心注水系、低压注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>※3：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションチェンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>※4：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションチェンバまたは復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサプレッションチェンバのみとした。
		項目	頻度												
		1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-4,930mm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が貯蔵槽底部から4.4m以上あることを確認する。	12時間に1回												
		2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する。※1ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回												
		3. 動作可能であるべき高压炉心注水系、低压注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回												
		4. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回												
5. 動作可能であるべき復水移送ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
表40-3			表40-3			表40-3			
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4時間	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4時間	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4時間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	
C. 2系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 および C2. 1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 4時間	C. 2系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. 1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 4時間	C. 2系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 および C2. 1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 4時間	
D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 および D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 および D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉棟大物機器搬入口および原子炉棟二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 および D2. 原子炉棟給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 および D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系^{※1}は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、2号炉について、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電管理課長は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。^{※2}</p> <p>(3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、表41-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第41条 [1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表41-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(原子炉隔離時冷却系) [2号炉]</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系^{※1}は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、高圧原子炉代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。^{※2}</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管^{※3}が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表41-2に定める事項を確認する。^{※2}</p> <p>(4) 課長（原子炉）は、定事検停止時に、原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が0.74MPaに加えて44m以上で、流量が93.0m³/h以上であることを確認^{※4}し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p>	<p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、定事検停止時に実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考				
<p>3. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-3の措置を講じる。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表4-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：原子炉の圧力が次表の場合に適用する。</p> <p>※3：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションチェンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管および注入配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>※4：原子炉隔離時冷却系のタービン入口における圧力が原子炉圧力0.74MPa[gage]にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気圧力を調整して確認する。</p> <table border="1" data-bbox="1739 1281 2507 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>原子炉圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>0.74MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	原子炉圧力	原子炉隔離時冷却系	0.74MPa[gage]以上	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサプレッションチェンバのみ。 【島根固有】 島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、所内蒸気にて実施する。
項目	原子炉圧力						
原子炉隔離時冷却系	0.74MPa[gage]以上						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="163 247 905 357"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-2-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁および主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="955 247 1706 346"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1748 247 2499 346"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>表 4 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m³/h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 66m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1 ヶ月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当※³において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m³/h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 78m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 66m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	2. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当※ ³ において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 78m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回	<p>表 4 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が 136 m³/h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 80m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中※²に 1 回 その後 1 ヶ月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 ヶ月に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が 136 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 80m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中※ ² に 1 回 その後 1 ヶ月に 1 回	2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 ヶ月に 1 回	<p>表 4 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 44m 以上で、流量が 93.0m³/h 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中※⁵に 1 回 その後 1 箇月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 箇月に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 44m 以上で、流量が 93.0m ³ /h 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中※ ⁵ に 1 回 その後 1 箇月に 1 回	2. 原子炉隔離時冷却系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 箇月に 1 回	
項目	頻度																				
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 66m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回																				
2. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage]相当※ ³ において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が 90.8m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 78m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回																				
項目	頻度																				
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が 136 m ³ /h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 80m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中※ ² に 1 回 その後 1 ヶ月に 1 回																				
2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 ヶ月に 1 回																				
項目	頻度																				
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 44m 以上で、流量が 93.0m ³ /h 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中※ ⁵ に 1 回 その後 1 箇月に 1 回																				
2. 原子炉隔離時冷却系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 箇月に 1 回																				
<p>※³：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>※²：主蒸気圧力設定を 1.03MPa[gage]とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>※⁵：原子炉圧力が 0.98MPa[gage]相当※⁶ ※⁶：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表4-1-3			表4-1-3			表4-1-3			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 及び A3. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の高圧窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。		24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合		B1. 高温停止にする。 及び B2. 原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>(格納容器および格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁^{※1}は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器および格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、定事検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 計測制御課長は、定事検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 発電課長は、格納容器または格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-4の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表43-4の措置を講じる。</p>	<p>(格納容器及び格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器^{※1}及び格納容器隔離弁^{※1}は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 運転評価GMは、定事検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器又は格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-4の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表43-4の措置を講じる。</p> <p>※1：7号炉の格納容器及び格納容器隔離弁は重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	<p>(格納容器および格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器^{※1}および格納容器隔離弁^{※1}は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル内部の点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上で、エアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器および格納容器隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（原子炉）および課長（3号機械）は、定事検停止時に、格納容器の漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>(2) 課長（発電）は、定事検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器または格納容器隔離弁が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表43-4の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表43-4の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の格納容器および格納容器隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>																			
<p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="157 1549 920 1690"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器	機能が健全であること	格納容器隔離弁	動作可能であること	<p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="958 1549 1706 1690"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器	機能が健全であること	格納容器隔離弁	動作可能であること	<p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="1745 1549 2493 1690"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器	機能が健全であること	格納容器隔離弁	動作可能であること	
項目	運転上の制限																				
格納容器	機能が健全であること																				
格納容器隔離弁	動作可能であること																				
項目	運転上の制限																				
格納容器	機能が健全であること																				
格納容器隔離弁	動作可能であること																				
項目	運転上の制限																				
格納容器	機能が健全であること																				
格納容器隔離弁	動作可能であること																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="157 741 920 926"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉の格納容器および格納容器隔離弁は重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)	<p>表43-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="946 296 1709 470"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温、空気、設計圧力において)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="946 516 1709 699"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温、最高使用圧力の0.9倍の圧力、空気において)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="946 745 1709 928"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.4%/日以下 (常温、最高使用圧力の0.9倍の圧力、空気において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気、設計圧力において)	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、最高使用圧力の0.9倍の圧力、空気において)	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.4%/日以下 (常温、最高使用圧力の0.9倍の圧力、空気において)	<p>表43-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1739 741 2502 926"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1739 972 2502 1155"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.4%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.4%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)	
項目	判定値																										
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)																										
項目	判定値																										
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気、設計圧力において)																										
項目	判定値																										
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、最高使用圧力の0.9倍の圧力、空気において)																										
項目	判定値																										
格納容器の漏えい率	0.4%/日以下 (常温、最高使用圧力の0.9倍の圧力、空気において)																										
項目	判定値																										
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)																										
項目	判定値																										
格納容器の漏えい率	0.4%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考							
<p>表43-3</p>	<p>表43-3 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="952 289 1712 1900"> <thead> <tr> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気隔離弁間ドレン弁 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却原子炉側吸込弁 残留熱除去系吸込ライン外側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却注入隔離弁 残留熱除去系ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 残留熱除去系廃棄物処理系第一止め弁 残留熱除去系廃棄物処理系第二止め弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁</td> </tr> <tr> <td>(4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液ライン第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液ライン第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液ライン第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液ライン第二隔離弁 ドライウエルオイルドレンライン第一隔離弁 ドライウエルオイルドレンライン第二隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 パージライン隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(6) 不活性ガス系 パージ用空気供給側隔離弁 パージ用格納容器入口隔離弁 パージ用圧力抑制室入口隔離弁 窒素ガス供給用格納容器第一隔離弁 窒素ガス供給用格納容器第二隔離弁 窒素ガス供給用圧力抑制室第一隔離弁 パージ用窒素供給側隔離弁</td> </tr> </tbody> </table>	項目	(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気隔離弁間ドレン弁 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁	(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁	(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却原子炉側吸込弁 残留熱除去系吸込ライン外側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却注入隔離弁 残留熱除去系ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 残留熱除去系廃棄物処理系第一止め弁 残留熱除去系廃棄物処理系第二止め弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁	(4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液ライン第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液ライン第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液ライン第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液ライン第二隔離弁 ドライウエルオイルドレンライン第一隔離弁 ドライウエルオイルドレンライン第二隔離弁	(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 パージライン隔離弁	(6) 不活性ガス系 パージ用空気供給側隔離弁 パージ用格納容器入口隔離弁 パージ用圧力抑制室入口隔離弁 窒素ガス供給用格納容器第一隔離弁 窒素ガス供給用格納容器第二隔離弁 窒素ガス供給用圧力抑制室第一隔離弁 パージ用窒素供給側隔離弁	<p>表43-3</p>	
項目										
(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気隔離弁間ドレン弁 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁										
(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁										
(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却原子炉側吸込弁 残留熱除去系吸込ライン外側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却注入隔離弁 残留熱除去系ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 残留熱除去系廃棄物処理系第一止め弁 残留熱除去系廃棄物処理系第二止め弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁										
(4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液ライン第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液ライン第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液ライン第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液ライン第二隔離弁 ドライウエルオイルドレンライン第一隔離弁 ドライウエルオイルドレンライン第二隔離弁										
(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 パージライン隔離弁										
(6) 不活性ガス系 パージ用空気供給側隔離弁 パージ用格納容器入口隔離弁 パージ用圧力抑制室入口隔離弁 窒素ガス供給用格納容器第一隔離弁 窒素ガス供給用格納容器第二隔離弁 窒素ガス供給用圧力抑制室第一隔離弁 パージ用窒素供給側隔離弁										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	ベント用格納容器出口隔離弁 ベント用格納容器非常用ガス処理系側隔離弁 ベント用格納容器換気空調系側隔離弁 ベント用圧力抑制室出口隔離弁		
	項 目		
	ベント用格納容器出口隔離弁バイパス弁 ベント用圧力抑制室出口隔離弁バイパス弁 格納容器ベント弁 真空破壊弁制御用空気配管隔離弁 酸素分析サンプル隔離弁（内側） 酸素分析サンプル隔離弁（外側） 放射線モニタ入口側隔離弁（内側） 放射線モニタ入口側隔離弁（外側） 放射線モニタ出口側隔離弁（内側） 放射線モニタ出口側隔離弁（外側） (7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 (8) 可燃性ガス濃度制御系 可燃性ガス濃度制御系入口隔離弁 可燃性ガス濃度制御系出口隔離弁 (9) 格納容器内雰囲気モニタ系 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング戻り第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング戻り第二止め弁 (10) 試料採取系 事故後炉水サンプリング第一隔離弁 事故後炉水サンプリング第二隔離弁 事故後サンプリング戻り第一止め弁 事故後サンプリング戻り第二止め弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一止め弁 弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二止め弁 弁 (11) 復水補給水系 ペDESTAL注水ライン流量調節弁		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>ペDESTAL注水ライン隔離弁</p>		
	<p>2. 2号炉</p>		
	<p>項目</p>		
	<p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁</p> <p>(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁</p> <p>(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一止め弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二止め弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁</p> <p>(4) 廃棄物処理系 ドライウェル低電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウェル低電導度廃液系サンプ第二隔離弁 ドライウェル高電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウェル高電導度廃液系サンプ第二隔離弁</p> <p>(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 移動式炉心内計装系パーシライン隔離弁</p> <p>(6) 不活性ガス系 格納容器パーシ用空気供給隔離弁 ドライウェルパーシ用入口隔離弁 サプレッションチェンバパーシ用入口隔離弁 格納容器窒素供給隔離弁 ドライウェル窒素入口隔離弁</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>サプレッションチェンバ窒素入口隔離弁 格納容器パージ用窒素供給隔離弁 ドライウェルベント用出口隔離弁 非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウェルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁</p>		
	<p>項 目</p>		
	<p>格納容器ベント弁 真空破壊弁計装用空気配管隔離弁 露点サンプリング第一隔離弁 露点サンプリング第二隔離弁 露点サンプリング戻り第一隔離弁 露点サンプリング戻り第二隔離弁</p> <p>（7）漏えい検出系 放射線モニタ入口側隔離弁（内側） 放射線モニタ入口側隔離弁（外側） 放射線モニタ出口側隔離弁（内側） 放射線モニタ出口側隔離弁（外側）</p> <p>（8）原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 原子炉冷却材浄化系ブローラインサプレッションプール側出口弁</p> <p>（9）可燃性ガス濃度制御系 入口隔離弁（A） 入口第一隔離弁（B） 出口隔離弁（A） 出口第一隔離弁（B）</p> <p>（10）格納容器内雰囲気モニタ系 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング戻り第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング戻り第二止め弁</p> <p>（11）試料採取系 事故後炉水サンプリング内側隔離弁</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	事故後炉水サンプリング外側隔離弁 事故後サンプリング戻り第一隔離弁 事故後サンプリング戻り第二隔離弁 (12) 復水補給水系 ペDESTAL注水ライン流量調節弁 ペDESTAL注水ライン隔離弁								
	<p>3. 3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第一炉水サンプリング弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第二炉水サンプリング弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁 系統暖機弁</td> </tr> <tr> <td>(4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第二隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 パージライン隔離弁</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁	(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁	(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第一炉水サンプリング弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第二炉水サンプリング弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁 系統暖機弁	(4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第二隔離弁	(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 パージライン隔離弁		
項 目									
(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁									
(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁									
(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第一炉水サンプリング弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第二炉水サンプリング弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁 系統暖機弁									
(4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第二隔離弁									
(5) 移動式炉心内計装系 玉形弁 パージライン隔離弁									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(6) 不活性ガス系 格納容器パージ用空気供給隔離弁 ドライウエルパージ用入口隔離弁 サプレッションチェンバパージ用入口隔離弁 格納容器窒素供給隔離弁 ドライウエル窒素入口隔離弁 サプレッションチェンバ窒素入口隔離弁 格納容器パージ用窒素供給隔離弁		
	項 目		
	ドライウエルベント用出口隔離弁 非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 格納容器ベント弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁 真空破壊弁計装用空気配管隔離弁 露点サンプリング第一隔離弁 露点サンプリング第二隔離弁 露点サンプリング戻り第一隔離弁 露点サンプリング戻り第二隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ入口側第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ入口側第二隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ出口側第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ出口側第二隔離弁		
	(7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 原子炉冷却材浄化系ブローラインサプレッションプール側出口弁		
	(8) 可燃性ガス濃度制御系 入口第一隔離弁 入口第二隔離弁 出口第一隔離弁 出口第二隔離弁		
	(9) 格納容器内雰囲気モニタ系 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第一止め弁		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考					
	事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング戻り第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング戻り第二止め弁 (10) 試料採取系 事故後炉水サンプリング内側隔離弁 事故後炉水サンプリング外側隔離弁 事故後サンプリング戻り第一隔離弁 事故後サンプリング戻り第二隔離弁 (11) 復水補給水系 ペDESTAL注入ライン流量調節弁 ペDESTAL注入ライン隔離弁							
	4. 4号炉							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 暖機水サプレッションプール側排出隔離弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一隔離弁 弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二隔離弁 弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁</td> </tr> <tr> <td>(4) 廃棄物処理系 ドライウェル低電導度廃液系サンプル第一隔離弁 ドライウェル低電導度廃液系サンプル第二隔離弁</td> </tr> </tbody> </table>	項目	(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁	(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁	(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 暖機水サプレッションプール側排出隔離弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一隔離弁 弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二隔離弁 弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁	(4) 廃棄物処理系 ドライウェル低電導度廃液系サンプル第一隔離弁 ドライウェル低電導度廃液系サンプル第二隔離弁		
項目								
(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁								
(2) 炉水サンプル系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁								
(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 停止時冷却注入隔離弁 ヘッドスプレイ注入弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 サプレッションプール排水系第一止め弁 サプレッションプール排水系第二止め弁 暖機水サプレッションプール側排出隔離弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一隔離弁 弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二隔離弁 弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁								
(4) 廃棄物処理系 ドライウェル低電導度廃液系サンプル第一隔離弁 ドライウェル低電導度廃液系サンプル第二隔離弁								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>ドライウエル高電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第二隔離弁</p> <p>(5) 移動式炉心内計装系 ボール弁 パージ弁</p> <p>(6) 不活性ガス系 格納容器パージ用空気供給隔離弁 ドライウエルパージ用入口隔離弁 サプレッションチェンバパージ用入口隔離弁 格納容器窒素供給隔離弁 ドライウエル窒素入口隔離弁 サプレッションチェンバ窒素入口隔離弁 格納容器パージ用窒素供給隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁</p> <p style="text-align: center;">項 目</p> <p>非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁 格納容器ベント弁 サプレッションチェンバ計装用空気配管隔離弁</p> <p>(7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 原子炉冷却材浄化系ブローラインサプレッションプール側隔離弁</p> <p>(8) 可燃性ガス濃度制御系 入口第一隔離弁 入口第二隔離弁 出口第一隔離弁 出口第二隔離弁</p> <p>(9) 漏えい検出系 漏えい検出系放射線モニタ一次隔離弁（内側）入口 漏えい検出系放射線モニタ二次隔離弁（外側）入口 漏えい検出系放射線モニタ一次隔離弁（内側）出口 漏えい検出系放射線モニタ二次隔離弁（外側）出口</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																	
	<p>(10) 試料採取系</p> <ul style="list-style-type: none"> 試料採取系ドライウェルサンプル一次隔離弁 試料採取系ドライウェルサンプル二次隔離弁 試料採取系サンプル戻り一次隔離弁 試料採取系サンプル戻り二次隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル内側隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル外側隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル戻り一次隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル戻り二次隔離弁 <p>(11) 弁グランド部漏えい処理系</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁グランド部漏えい処理系ドレンライン隔離弁 <p>(12) 格納容器内雰囲気モニタ系</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング出口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング出口第二止め弁 <p>(13) 復水補給水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ペDESTAL注水ライン流量調節弁 ペDESTAL注水ライン隔離弁 																			
	<p>5. 5号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 主蒸気管ドレン系</td> </tr> <tr> <td> 主蒸気ドレンライン内側隔離弁</td> </tr> <tr> <td> 主蒸気ドレンライン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉水サンプル系</td> </tr> <tr> <td> 炉水サンプル内側隔離弁</td> </tr> <tr> <td> 炉水サンプル外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>(3) 残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td> 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁</td> </tr> <tr> <td> 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td> 停止時冷却注入隔離弁</td> </tr> <tr> <td> ヘッドスプレイ注入弁</td> </tr> <tr> <td> 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁</td> </tr> <tr> <td> 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁</td> </tr> <tr> <td> サプレッションプール排水系第一止め弁</td> </tr> <tr> <td> サプレッションプール排水系第二止め弁</td> </tr> <tr> <td> 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一隔離</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	(1) 主蒸気管ドレン系	主蒸気ドレンライン内側隔離弁	主蒸気ドレンライン外側隔離弁	(2) 炉水サンプル系	炉水サンプル内側隔離弁	炉水サンプル外側隔離弁	(3) 残留熱除去系	残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁	残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁	停止時冷却注入隔離弁	ヘッドスプレイ注入弁	残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁	残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁	サプレッションプール排水系第一止め弁	サプレッションプール排水系第二止め弁	事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一隔離		
項 目																				
(1) 主蒸気管ドレン系																				
主蒸気ドレンライン内側隔離弁																				
主蒸気ドレンライン外側隔離弁																				
(2) 炉水サンプル系																				
炉水サンプル内側隔離弁																				
炉水サンプル外側隔離弁																				
(3) 残留熱除去系																				
残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁																				
残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁																				
停止時冷却注入隔離弁																				
ヘッドスプレイ注入弁																				
残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁																				
残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁																				
サプレッションプール排水系第一止め弁																				
サプレッションプール排水系第二止め弁																				
事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一隔離																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考		
	弁 事故後残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二隔離弁 弁 残留熱除去系停止時冷却用暖機弁 (4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル低電導度廃液系サンプ第二隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第一隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ第二隔離弁 (5) 移動式炉心内計装系 ポール弁 パージ弁 (6) 不活性ガス系 格納容器パージ用空気供給隔離弁 ドライウエルパージ用入口隔離弁 サプレッションチェンバパージ用入口隔離弁 格納容器窒素供給隔離弁 ドライウエル窒素入口隔離弁 サプレッションチェンバ窒素入口隔離弁 格納容器パージ用窒素供給隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>項目</th> </tr> <tr> <td> 非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁 格納容器ベント弁 サプレッションチェンバ計装用空気配管隔離弁 (7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 ブローラインサプレッションプール側隔離弁 (8) 可燃性ガス濃度制御系 入口隔離弁 出口隔離弁 (9) 漏えい検出系 </td> </tr> </table>	項目	非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁 格納容器ベント弁 サプレッションチェンバ計装用空気配管隔離弁 (7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 ブローラインサプレッションプール側隔離弁 (8) 可燃性ガス濃度制御系 入口隔離弁 出口隔離弁 (9) 漏えい検出系		
項目					
非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁 格納容器ベント弁 サプレッションチェンバ計装用空気配管隔離弁 (7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 ブローラインサプレッションプール側隔離弁 (8) 可燃性ガス濃度制御系 入口隔離弁 出口隔離弁 (9) 漏えい検出系					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考				
	<p>漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（内側）入口 漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（外側）入口 漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（内側）出口 漏えい検出系放射線モニタ隔離弁（外側）出口</p> <p>(10) 試料採取系 試料採取系ドライウェルサンプル一次隔離弁 試料採取系ドライウェルサンプル二次隔離弁 試料採取系サンプル戻り一次隔離弁 試料採取系サンプル戻り二次隔離弁 試料採取系事故後ガスサンプル一次入口弁 試料採取系事故後ガスサンプル二次入口弁 試料採取系事故後ガスサンプル一次出口弁 試料採取系事故後ガスサンプル二次出口弁 試料採取系事故後炉水サンプル内側隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル外側隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル戻り第一隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル戻り第二隔離弁</p> <p>(11) 弁グランド部漏えい処理系 ドレンライン隔離弁</p> <p>(12) 復水補給水系 ベDESTAL注水ライン流量調節弁 ベDESTAL注水ライン隔離弁</p>						
	<p>6. 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 1281 1721 1911"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 1281 1721 1333">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 1333 1721 1470"> (1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1470 1721 1606"> (2) 炉水サンプル系 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル外側隔離弁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1606 1721 1911"> (3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 残留熱除去系注入弁 残留熱除去系試験可能逆止弁バイパス弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第一止め弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第二止め弁 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁	(2) 炉水サンプル系 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル外側隔離弁	(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 残留熱除去系注入弁 残留熱除去系試験可能逆止弁バイパス弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第一止め弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第二止め弁		
項目							
(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁							
(2) 炉水サンプル系 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル外側隔離弁							
(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 残留熱除去系注入弁 残留熱除去系試験可能逆止弁バイパス弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第一止め弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第二止め弁							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考									
	残留熱除去系系統暖機弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第一炉水サンプリング弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第二炉水サンプリング弁 (4) 廃棄物処理系 ドライウエル低電導度廃液系サンプ内側隔離弁 ドライウエル低電導度廃液系サンプ外側隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ内側隔離弁 ドライウエル高電導度廃液系サンプ外側隔離弁 (5) 移動式炉心内計装系 移動式炉心内計装系ポール弁 移動式炉心内計装系ページ用電磁弁 (6) 不活性ガス系 ドライウエルページ用入口隔離弁 サプレッションチェンバページ用入口隔離弁 ドライウエル窒素入口隔離弁 サプレッションチェンバ窒素入口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁 格納容器ページ用空気供給隔離弁 格納容器窒素供給隔離弁 格納容器ページ用窒素供給隔離弁 換気空調系側格納容器ベント用隔離弁											
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>項目</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁</td> </tr> <tr> <td>格納容器耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁</td> </tr> <tr> <td>真空破壊弁計装用空気配管隔離弁</td> </tr> <tr> <td>露点サンプリング第一隔離弁</td> </tr> <tr> <td>露点サンプリング第二隔離弁</td> </tr> <tr> <td>露点サンプリング戻り第一隔離弁</td> </tr> <tr> <td>露点サンプリング戻り第二隔離弁</td> </tr> <tr> <td>漏えい検出系放射線モニタ入口側第一隔離弁</td> </tr> </table>	項目	非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁	格納容器耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁	真空破壊弁計装用空気配管隔離弁	露点サンプリング第一隔離弁	露点サンプリング第二隔離弁	露点サンプリング戻り第一隔離弁	露点サンプリング戻り第二隔離弁	漏えい検出系放射線モニタ入口側第一隔離弁		
項目												
非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁												
格納容器耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁												
真空破壊弁計装用空気配管隔離弁												
露点サンプリング第一隔離弁												
露点サンプリング第二隔離弁												
露点サンプリング戻り第一隔離弁												
露点サンプリング戻り第二隔離弁												
漏えい検出系放射線モニタ入口側第一隔離弁												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>漏えい検出系放射線モニタ入口側第二隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ出口側第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ出口側第二隔離弁</p> <p>(7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 原子炉冷却材浄化系ヘッドスプレイ隔離弁 原子炉冷却材浄化系ブローラインサプレッションプール側出口弁</p> <p>(8) 可燃性ガス濃度制御系 可燃性ガス濃度制御系入口第一隔離弁 可燃性ガス濃度制御系入口第二隔離弁 可燃性ガス濃度制御系出口第一隔離弁 可燃性ガス濃度制御系出口第二隔離弁</p> <p>(9) サプレッションプール浄化系 サプレッションプール浄化系サプレッションプール側吸込第一隔離弁 サプレッションプール浄化系サプレッションプール側吸込第二隔離弁 サプレッションプール浄化系サプレッションプール戻り隔離弁</p> <p>(10) 試料採取系 事故後炉水サンプリング第一隔離弁 事故後炉水サンプリング第二隔離弁 事故後サンプリング戻り第一隔離弁 事故後サンプリング戻り第二隔離弁</p> <p>(11) 弁グランド部漏えい処理系 主蒸気隔離弁弁グランド部漏えい処理系第一隔離弁</p> <p>(12) 格納容器内雰囲気モニタ系 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング出口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング出口第二止め弁</p> <p>(13) 復水補給水系 下部ドライウエル注水流量調節弁 下部ドライウエル注水ライン隔離弁</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考												
<p>1. 2号炉</p> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2) 炉水サンプリング系 PLRサンプルライン第一隔離弁 PLRサンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3) 残留熱除去系 RHR A, B系停止時冷却吸込第一隔離弁 RHR A, B系停止時冷却吸込第二隔離弁 RHR A, B系停止時冷却注入隔離弁 RHRヘッドスプレイ注入隔離弁 RHR A系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR B系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR A系RW連絡第一弁 RHR B系RW連絡第一弁 RHR A系RW連絡第二弁 RHR B系RW連絡第二弁 RHR A系系統暖機弁 RHR B系系統暖機弁</p> <p>(4) 原子炉格納容器ドレン系 D/W LCWサンプ第一隔離弁 D/W LCWサンプ第二隔離弁 D/W HCWサンプ第一隔離弁 D/W HCWサンプ第二隔離弁</p> <p>(5) 可動インコアプローブ系 TIP玉形弁A~D TIPパージ隔離弁</p> <p>(6) 原子炉格納容器調気系 パージ用空気供給側隔離弁 D/Wパージ用入口隔離弁 S/Cパージ用入口隔離弁 補給用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 S/C補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 パージ用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁</p>	<p>7. 7号炉</p> <p>項目</p> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン内側隔離弁 主蒸気ドレンライン外側隔離弁</p> <p>(2) 炉水サンプル系 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系炉水サンプル外側隔離弁</p> <p>(3) 残留熱除去系 残留熱除去系停止時冷却内側隔離弁 残留熱除去系停止時冷却外側隔離弁 残留熱除去系注入弁 残留熱除去系注入隔離弁 残留熱除去系低圧注水モード試験可能逆止弁バイパス弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第一止め弁 残留熱除去系サプレッションプール排水系第二止め弁 残留熱除去系系統暖機弁 残留熱除去系プロセスサンプル第一隔離弁 残留熱除去系プロセスサンプル第二隔離弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第一炉水サンプリング弁 残留熱除去系事故後サンプリング設備第二炉水サンプリング弁</p> <p>(4) 廃棄物処理系 放射線ドレン移送系ドライウエル低電導度廃液系サンプ内側隔離弁 放射線ドレン移送系ドライウエル低電導度廃液系サンプ外側隔離弁 放射線ドレン移送系ドライウエル高電導度廃液系サンプ内側隔離弁 放射線ドレン移送系ドライウエル高電導度廃液系サンプ外側隔離弁</p> <p>(5) 移動式炉心内計装系 移動式炉心内計装系ポール弁 移動式炉心内計装系パージ弁</p> <p>(6) 不活性ガス系 不活性ガス系ドライウエルパージ用入口隔離弁 不活性ガス系サプレッションチェンバーパージ用入口隔離弁</p>	<p>1. 2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th> <th>格納容器隔離弁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気系</td> <td>主蒸気ドレン内側隔離弁 主蒸気ドレン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉再循環系</td> <td>炉水サンプリング内側隔離弁 炉水サンプリング外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉浄化系</td> <td>入口内側隔離弁 入口外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td>4. 残留熱除去系</td> <td>炉水入口内側隔離弁 炉水入口外側隔離弁 A-ポンプ炉水戻り弁 B-ポンプ炉水戻り弁 炉頂部冷却外側隔離弁 炉頂部冷却内側隔離弁 トラス水移送第1隔離弁 トラス水移送第2隔離弁 A-サンプリング第1隔離弁 B-サンプリング第1隔離弁 A-サンプリング第2隔離弁 B-サンプリング第2隔離弁</td> </tr> <tr> <td>5. 窒素ガス制御系</td> <td>N₂置換供給隔離弁 N₂ドライウエル入口隔離弁 N₂トラス入口隔離弁 N₂ドライウエル出口隔離弁 N₂トラス出口隔離弁 格納容器空気供給隔離弁 N₂補給隔離弁 N₂補給ドライウエル入口隔離弁 N₂補給トラス入口隔離弁 A-トラス真空破壊隔離弁 B-トラス真空破壊隔離弁 N₂ドライウエル出口弁バイパス隔離弁 N₂トラス出口弁バイパス隔離弁 SGT入口隔離弁 SGT入口隔離弁バイパス弁 HVR入口隔離弁 A-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	格納容器隔離弁	1. 主蒸気系	主蒸気ドレン内側隔離弁 主蒸気ドレン外側隔離弁	2. 原子炉再循環系	炉水サンプリング内側隔離弁 炉水サンプリング外側隔離弁	3. 原子炉浄化系	入口内側隔離弁 入口外側隔離弁	4. 残留熱除去系	炉水入口内側隔離弁 炉水入口外側隔離弁 A-ポンプ炉水戻り弁 B-ポンプ炉水戻り弁 炉頂部冷却外側隔離弁 炉頂部冷却内側隔離弁 トラス水移送第1隔離弁 トラス水移送第2隔離弁 A-サンプリング第1隔離弁 B-サンプリング第1隔離弁 A-サンプリング第2隔離弁 B-サンプリング第2隔離弁	5. 窒素ガス制御系	N ₂ 置換供給隔離弁 N ₂ ドライウエル入口隔離弁 N ₂ トラス入口隔離弁 N ₂ ドライウエル出口隔離弁 N ₂ トラス出口隔離弁 格納容器空気供給隔離弁 N ₂ 補給隔離弁 N ₂ 補給ドライウエル入口隔離弁 N ₂ 補給トラス入口隔離弁 A-トラス真空破壊隔離弁 B-トラス真空破壊隔離弁 N ₂ ドライウエル出口弁バイパス隔離弁 N ₂ トラス出口弁バイパス隔離弁 SGT入口隔離弁 SGT入口隔離弁バイパス弁 HVR入口隔離弁 A-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁		
系 統	格納容器隔離弁															
1. 主蒸気系	主蒸気ドレン内側隔離弁 主蒸気ドレン外側隔離弁															
2. 原子炉再循環系	炉水サンプリング内側隔離弁 炉水サンプリング外側隔離弁															
3. 原子炉浄化系	入口内側隔離弁 入口外側隔離弁															
4. 残留熱除去系	炉水入口内側隔離弁 炉水入口外側隔離弁 A-ポンプ炉水戻り弁 B-ポンプ炉水戻り弁 炉頂部冷却外側隔離弁 炉頂部冷却内側隔離弁 トラス水移送第1隔離弁 トラス水移送第2隔離弁 A-サンプリング第1隔離弁 B-サンプリング第1隔離弁 A-サンプリング第2隔離弁 B-サンプリング第2隔離弁															
5. 窒素ガス制御系	N ₂ 置換供給隔離弁 N ₂ ドライウエル入口隔離弁 N ₂ トラス入口隔離弁 N ₂ ドライウエル出口隔離弁 N ₂ トラス出口隔離弁 格納容器空気供給隔離弁 N ₂ 補給隔離弁 N ₂ 補給ドライウエル入口隔離弁 N ₂ 補給トラス入口隔離弁 A-トラス真空破壊隔離弁 B-トラス真空破壊隔離弁 N ₂ ドライウエル出口弁バイパス隔離弁 N ₂ トラス出口弁バイパス隔離弁 SGT入口隔離弁 SGT入口隔離弁バイパス弁 HVR入口隔離弁 A-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考								
ベント用SGTS側隔離弁 ベント用HVAC側隔離弁 S/Cベント用出口隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 真空破壊弁(A)～(F)計装用空気配管隔離弁 (7) 試料採取系 RHR A系試料採取第一弁 RHR B系試料採取第一弁 RHR A系試料採取第二弁 RHR B系試料採取第二弁 露点サンプリング入口第一隔離弁 露点サンプリング入口第二隔離弁	弁 不活性ガス系ドライウエル窒素入口隔離弁 不活性ガス系サプレッションチェンバ窒素入口隔離弁 不活性ガス系ドライウエルベント用出口隔離弁 不活性ガス系サプレッションチェンバベント用出口隔離弁 不活性ガス系ドライウエルベント用出口隔離弁バイパス弁 不活性ガス系サプレッションチェンバベント用出口隔離弁バイパス弁	B-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 C-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 D-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 E-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 F-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 G-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 H-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ入口第1隔離弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ入口第2隔離弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ出口第1隔離弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ出口第2隔離弁										
露点サンプリング戻り第一隔離弁 露点サンプリング戻り第二隔離弁 (8) 原子炉冷却材浄化系 CUW入口ライン第一隔離弁 CUW入口ライン第二隔離弁 (9) 可燃性ガス濃度制御系 FCS A, B系入口隔離弁 FCS A, B系出口隔離弁 (10) 漏えい検出系 漏えい検出系放射線モニタ入口第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ入口第二隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ戻り第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ戻り第二隔離弁 主蒸気第二隔離弁リークオフライン隔離弁 (11) 事故後サンプリング系 事故後RHRサンプリング第一弁 事故後RHRサンプリング第二弁 事故後炉水サンプリング第一隔離弁 事故後炉水サンプリング第二隔離弁 事故後PCV雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後PCV雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後PCV雰囲気サンプリング戻り第一止め弁 事故後PCV雰囲気サンプリング戻り第二止め弁	項目 不活性ガス系格納容器パージ用空気供給隔離弁 不活性ガス系格納容器窒素供給隔離弁 不活性ガス系格納容器パージ用窒素供給隔離弁 不活性ガス系換気空調系側格納容器ベント用隔離弁 不活性ガス系非常用ガス処理系側格納容器ベント用隔離弁 不活性ガス系格納容器耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 真空破壊弁計装用空気配管隔離弁 (7) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系吸込ライン内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系吸込ライン外側隔離弁 原子炉冷却材浄化系原子炉圧力容器ヘッドスプレイ隔離弁 原子炉冷却材浄化系ブローラインサプレッションプール側出口弁 (8) 可燃性ガス濃度制御系 可燃性ガス濃度制御系入口第一隔離弁 可燃性ガス濃度制御系入口第二隔離弁 可燃性ガス濃度制御系出口第一隔離弁 可燃性ガス濃度制御系出口第二隔離弁 (9) サプレッションプール浄化系 サプレッションプール浄化系サプレッションプール側吸込第一隔離弁 サプレッションプール浄化系サプレッションプール側吸込第二隔離弁 サプレッションプール浄化系サプレッションプール戻り	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1733 1241 2021 1283">系 統</th> <th data-bbox="2030 1241 2496 1283">格納容器隔離弁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1733 1289 2021 1465">6. 移動形出力領域計装</td> <td data-bbox="2030 1289 2496 1465"> A-ボール弁 B-ボール弁 C-ボール弁 D-ボール弁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1733 1472 2021 1648">7. 液体廃棄物処理系</td> <td data-bbox="2030 1472 2496 1648"> ドライウエル機器ドレン内側隔離弁 ドライウエル機器ドレン外側隔離弁 ドライウエル床ドレン内側隔離弁 ドライウエル床ドレン外側隔離弁 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1733 1654 2021 1900">8. 試料採取系</td> <td data-bbox="2030 1654 2496 1900"> A-N₂ガスサンプリング第1隔離弁 B-N₂ガスサンプリング第1隔離弁 C-N₂ガスサンプリング第1隔離弁 D-N₂ガスサンプリング第1隔離弁 A-N₂ガスサンプリング第2隔離弁 B-N₂ガスサンプリング第2隔離弁 </td> </tr> </tbody> </table>		系 統	格納容器隔離弁	6. 移動形出力領域計装	A-ボール弁 B-ボール弁 C-ボール弁 D-ボール弁	7. 液体廃棄物処理系	ドライウエル機器ドレン内側隔離弁 ドライウエル機器ドレン外側隔離弁 ドライウエル床ドレン内側隔離弁 ドライウエル床ドレン外側隔離弁	8. 試料採取系	A-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 B-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 C-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 D-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 A-N ₂ ガスサンプリング第2隔離弁 B-N ₂ ガスサンプリング第2隔離弁	
系 統	格納容器隔離弁											
6. 移動形出力領域計装	A-ボール弁 B-ボール弁 C-ボール弁 D-ボール弁											
7. 液体廃棄物処理系	ドライウエル機器ドレン内側隔離弁 ドライウエル機器ドレン外側隔離弁 ドライウエル床ドレン内側隔離弁 ドライウエル床ドレン外側隔離弁											
8. 試料採取系	A-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 B-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 C-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 D-N ₂ ガスサンプリング第1隔離弁 A-N ₂ ガスサンプリング第2隔離弁 B-N ₂ ガスサンプリング第2隔離弁											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
事故後サンプリング設備戻り第一隔離弁 事故後サンプリング設備戻り第二隔離弁 (12)計装用圧縮空気系 計装用圧縮空気系第二隔離弁	隔離弁 (10) 試料採取系 試料採取系事故後炉水サンプル1次隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル2次隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル戻り1次隔離弁 試料採取系事故後炉水サンプル戻り2次隔離弁 試料採取系ドライウェル雰囲気サンプリング内側隔離弁 試料採取系ドライウェル雰囲気サンプリング外側隔離弁 試料採取系サンプル戻り1次隔離弁 試料採取系サンプル戻り2次隔離弁 (11) 弁グランド部漏えい処理系 弁グランド部漏えい処理系ドレンライン隔離弁 (12) 格納容器内雰囲気モニタ系 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング出口第一止め弁 事故後格納容器雰囲気サンプリング出口第二止め弁	C-N ₂ ガスサンプリング第2隔離弁 D-N ₂ ガスサンプリング第2隔離弁 N ₂ ガスサンプリング戻り第1隔離弁 N ₂ ガスサンプリング戻り第2隔離弁 原子炉水サンプリング内側隔離弁 原子炉水サンプリング外側隔離弁 RHRサンプリング第1隔離弁 RHRサンプリング第2隔離弁 液体サンプル戻り第1隔離弁 液体サンプル戻り第2隔離弁 PCV雰囲気サンプリング入口第1止め弁 PCV雰囲気サンプリング入口第2止め弁 PCV雰囲気サンプリング戻り第1止め弁 PCV雰囲気サンプリング戻り第2止め弁	
	項目 (13) 漏えい検出系 漏えい検出系放射線モニタ入口1次隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ入口2次隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ出口1次隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ出口2次隔離弁 (14) 復水補給水系 下部ドライウェル注水流量調節弁 下部ドライウェル注水ライン隔離弁	9. 可燃性ガス濃度制御系 A-入口隔離弁 B-入口隔離弁 A-出口隔離弁 B-出口隔離弁	
		10. 補給水系 MUW PCV代替冷却外側隔離弁	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>2. 3号炉</p> <p>(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2) 炉水サンプリング系 PLRサンプルライン第一隔離弁 PLRサンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3) 残留熱除去系 RHR A, B系停止時冷却吸込第一隔離弁 RHR A, B系停止時冷却吸込第二隔離弁 RHR A, B系停止時冷却注入隔離弁 RHRヘッドスプレイ注入隔離弁 RHR A系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR B系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR A系RW連絡第一弁 RHR B系RW連絡第一弁 RHR A系RW連絡第二弁 RHR B系RW連絡第二弁 RHR A系系統暖機弁 RHR B系系統暖機弁</p> <p>(4) 原子炉格納容器ドレン系 D/W LCWサンプ第一隔離弁 D/W LCWサンプ第二隔離弁 D/W HCWサンプ第一隔離弁 D/W HCWサンプ第二隔離弁</p> <p>(5) 可動インコアプローブ系 TIP 隔離弁 A, B TIP パージ隔離弁</p> <p>(6) 原子炉格納容器調気系 パージ用空気供給側隔離弁 D/Wパージ用入口隔離弁 S/Cパージ用入口隔離弁 補給用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 S/C補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 パージ用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁</p>		<p>2. 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1736 241 2012 283">系 統</th> <th data-bbox="2012 241 2510 283">格納容器隔離弁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1736 283 2012 378">1. 主蒸気系</td> <td data-bbox="2012 283 2510 378">MS主蒸気ドレンライン内側隔離弁 MS主蒸気ドレンライン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 378 2012 651">2. 原子炉冷却材浄化系</td> <td data-bbox="2012 378 2510 651">CUW吸込ライン内側隔離弁 CUW吸込ライン外側隔離弁 CUW RPVヘッドスプレイ隔離弁 CUWブローラインS/P側出口弁 CUW炉水サンプルライン内側隔離弁 CUW炉水サンプルライン外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 651 2012 1816">3. 残留熱除去系</td> <td data-bbox="2012 651 2510 1816">RHR停止時冷却内側隔離弁（A） RHR停止時冷却内側隔離弁（B） RHR停止時冷却内側隔離弁（C） RHR停止時冷却外側隔離弁（A） RHR停止時冷却外側隔離弁（B） RHR停止時冷却外側隔離弁（C） RHR注入弁（A） RHR注入隔離弁（B） RHR注入隔離弁（C） RHR LPFL試験可能逆止弁（A）バイパス弁 RHR LPFL試験可能逆止弁（B）バイパス弁 RHR LPFL試験可能逆止弁（C）バイパス弁 RHR SPH一次止め弁（A） RHR SPH一次止め弁（B） RHR SPH一次止め弁（C） RHR SPH二次止め弁 RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（A） RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（B） RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（C） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（A） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（B） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（C） RHR PASS炉水サンプリング弁</td> </tr> </tbody> </table>	系 統	格納容器隔離弁	1. 主蒸気系	MS主蒸気ドレンライン内側隔離弁 MS主蒸気ドレンライン外側隔離弁	2. 原子炉冷却材浄化系	CUW吸込ライン内側隔離弁 CUW吸込ライン外側隔離弁 CUW RPVヘッドスプレイ隔離弁 CUWブローラインS/P側出口弁 CUW炉水サンプルライン内側隔離弁 CUW炉水サンプルライン外側隔離弁	3. 残留熱除去系	RHR停止時冷却内側隔離弁（A） RHR停止時冷却内側隔離弁（B） RHR停止時冷却内側隔離弁（C） RHR停止時冷却外側隔離弁（A） RHR停止時冷却外側隔離弁（B） RHR停止時冷却外側隔離弁（C） RHR注入弁（A） RHR注入隔離弁（B） RHR注入隔離弁（C） RHR LPFL試験可能逆止弁（A）バイパス弁 RHR LPFL試験可能逆止弁（B）バイパス弁 RHR LPFL試験可能逆止弁（C）バイパス弁 RHR SPH一次止め弁（A） RHR SPH一次止め弁（B） RHR SPH一次止め弁（C） RHR SPH二次止め弁 RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（A） RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（B） RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（C） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（A） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（B） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（C） RHR PASS炉水サンプリング弁	
系 統	格納容器隔離弁										
1. 主蒸気系	MS主蒸気ドレンライン内側隔離弁 MS主蒸気ドレンライン外側隔離弁										
2. 原子炉冷却材浄化系	CUW吸込ライン内側隔離弁 CUW吸込ライン外側隔離弁 CUW RPVヘッドスプレイ隔離弁 CUWブローラインS/P側出口弁 CUW炉水サンプルライン内側隔離弁 CUW炉水サンプルライン外側隔離弁										
3. 残留熱除去系	RHR停止時冷却内側隔離弁（A） RHR停止時冷却内側隔離弁（B） RHR停止時冷却内側隔離弁（C） RHR停止時冷却外側隔離弁（A） RHR停止時冷却外側隔離弁（B） RHR停止時冷却外側隔離弁（C） RHR注入弁（A） RHR注入隔離弁（B） RHR注入隔離弁（C） RHR LPFL試験可能逆止弁（A）バイパス弁 RHR LPFL試験可能逆止弁（B）バイパス弁 RHR LPFL試験可能逆止弁（C）バイパス弁 RHR SPH一次止め弁（A） RHR SPH一次止め弁（B） RHR SPH一次止め弁（C） RHR SPH二次止め弁 RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（A） RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（B） RHRプロセスサンプルー一次隔離弁（C） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（A） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（B） RHRプロセスサンプルー二次隔離弁（C） RHR PASS炉水サンプリング弁										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考
		系 統	格納容器隔離弁	
ベント用SGTS側隔離弁 ベント用HVAC側隔離弁 S/Cベント用出口隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 真空破壊弁(A)～(F)計装用空気配管隔離弁 PCV耐圧強化ベント連絡配管隔離弁 (7) 試料採取系 RHR A系試料採取第一弁 RHR B系試料採取第一弁 RHR A系試料採取第二弁 RHR B系試料採取第二弁 露点サンプリング入口第一隔離弁 露点サンプリング入口第二隔離弁 露点サンプリング戻り第一隔離弁		4. 不活性ガス系	AC PCVパージ用空気供給隔離弁 AC D/Wパージ用入口隔離弁 AC S/Cパージ用入口隔離弁 AC D/Wベント用出口隔離弁 AC D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 AC S/Cベント用出口隔離弁 AC S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 AC SGTS側PCVベント用隔離弁 AC HVAC側PCVベント用隔離弁 AC PCVパージ用窒素供給隔離弁 AC PCV常時補給用窒素隔離弁 AC D/W常時補給用窒素入口隔離弁 AC S/C常時補給用窒素入口隔離弁 AC 真空破壊弁計装用空気配管隔離弁(A) AC 真空破壊弁計装用空気配管隔離弁(B) AC PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁	
露点サンプリング戻り第二隔離弁 (8) 原子炉冷却材浄化系 CUW入口ライン第一隔離弁 CUW入口ライン第二隔離弁 (9) 可燃性ガス濃度制御系 FCS A, B系入口隔離弁 FCS A, B系出口隔離弁		5. 移動式炉心内計装系	TIPボール弁(A) TIPボール弁(B) TIPボール弁(C) TIPパージラインパージ弁	
(10) 漏えい検出系 漏えい検出系放射線モニタ入口第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ入口第二隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ戻り第一隔離弁 漏えい検出系放射線モニタ戻り第二隔離弁 主蒸気第二隔離弁リークオフライン隔離弁		6. 放射性ドレン移送系	RDドライウエルLCWサンプ内側隔離弁 RDドライウエルLCWサンプ外側隔離弁 RDドライウエルHCWサンプ内側隔離弁 RDドライウエルHCWサンプ外側隔離弁	
(11) 事故後サンプリング系 事故後RHRサンプリング第一弁 事故後RHRサンプリング第二弁 事故後炉水サンプリング第一隔離弁 事故後炉水サンプリング第二隔離弁 事故後PCV雰囲気サンプリング入口第一止め弁 事故後PCV雰囲気サンプリング入口第二止め弁 事故後PCV雰囲気サンプリング戻り第一止め弁 事故後PCV雰囲気サンプリング戻り第二止め弁		7. 漏えい検出系	LDS放射線モニタ入口1次隔離弁 LDS放射線モニタ入口2次隔離弁 LDS放射線モニタ出口1次隔離弁 LDS放射線モニタ出口2次隔離弁	
		8. 試料採取系	SAM事故後炉水サンプル1次隔離弁 SAM事故後炉水サンプル2次隔離弁 SAM事故後炉水サンプル戻り1次隔離弁 SAM事故後炉水サンプル戻り2次隔離弁	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考
事故後サンプリング設備戻り第一隔離弁 事故後サンプリング設備戻り第二隔離弁 (12)計装用圧縮空気系 I A 第二隔離弁			S A M D/W雰囲気サンプリング内側隔離弁 S A M D/W雰囲気サンプリング外側隔離弁 S A Mサンプル戻り1次隔離弁 S A Mサンプル戻り2次隔離弁	
		系 統	格納容器隔離弁	
		9. 格納容器雰囲気モニタ系	P A S S P C V雰囲気サンプリング入口1次止め弁 P A S S P C V雰囲気サンプリング出口1次止め弁 P A S S P C V雰囲気サンプリング入口2次止め弁 P A S S P C V雰囲気サンプリング出口2次止め弁	
		10. 可燃性ガス濃度制御系	F C S入口隔離弁（A） F C S入口隔離弁（B） F C S出口隔離弁（A） F C S出口隔離弁（B）	
		11. 復水補給水系	M U W C下部ドライウエル注水ライン隔離弁 M U W C下部ドライウエル注水流量調節弁	
		12. サプレッションプー ル浄化系	S P C U S/P側吸込一次隔離弁 S P C U S/P側吸込二次隔離弁 S P C U S/P戻り隔離弁	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表43-4			表43-4			表43-4			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 条件B, CまたはD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1時間	A. 条件B, C又はD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1時間	A. 条件B, CまたはD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1時間	
B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※2} および B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第95条に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1ヶ月に1回	B. 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1ヶ月に1回	B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※2} および B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4時間 1箇月に1回	
C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁2個を有する配管が1つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※2} および C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第95条に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1時間 1ヶ月に1回	C. 動作不能な格納容器隔離弁2個を有する配管が1つ以上ある場合 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1時間 1ヶ月に1回	C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁2個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁2個を有する配管が1つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※2} および C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1時間 1箇月に1回	
D. 格納容器隔離弁1個を有する配管に適用	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※2} および D2. 動作不能な格納容器隔離	4時間 1ヶ月に1回	D. 動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔	4時間 1ヶ月に1回	D. 格納容器隔離弁1個を有する配管に適用	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※2} および D2. 動作不能な格納容器隔離	4時間 1箇月に1回	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第95条に定める区域については管理的手段により確認することができる。	回	〔格納容器隔離弁1個を有する配管に適用〕	離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第95条第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	回	動作不能な格納容器隔離弁1個を有する配管が1つ以上ある場合	弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	回	
E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。	24時間 36時間		E. 条件 A, B, C 又 は D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 高温停止にする。 及び E 2. 冷温停止にする。		24時間 36時間	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	
※2：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。			※1：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。			※2：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>(サプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションプール^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系^{※3}の運転確認等により、サプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系の運転確認等により、サプレッションプールの水温が上昇するような場合、サプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を32℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてサプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、サプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表45-2の措置を講じる。</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="163 1638 920 1732"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サプレッションプールの平均水温</td> <td>32℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉のサプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p>	項目	運転上の制限	サプレッションプールの平均水温	32℃以下	<p>(サプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッションプール^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系^{※3}の運転確認等により、サプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により、サプレッションプールの水温が上昇するような場合、サプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を35℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、サプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表45-2の措置を講じる。</p> <p>※1：7号炉のサプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。 ※3：高圧代替注水系は、7号炉のみ適用。</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="964 1638 1706 1732"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サプレッションプールの平均水温</td> <td>35℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サプレッションプールの平均水温	35℃以下	<p>(サプレッションチェンバの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションチェンバ^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系^{※3}の動作確認等により、サプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションチェンバの平均水温が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系の動作確認等により、サプレッションチェンバの水温が上昇するような場合、サプレッションチェンバの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えたときには、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サプレッションチェンバの水温が上昇するような動作確認等を中止し、24時間以内に平均水温を35℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションチェンバの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、サプレッションチェンバの平均水温が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表45-2の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉のサプレッションチェンバは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。 ※3：高圧原子炉代替注水系は、2号炉のみ適用。</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="1751 1638 2493 1732"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サプレッションチェンバの平均水温</td> <td>35℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サプレッションチェンバの平均水温	35℃以下	
項目	運転上の制限														
サプレッションプールの平均水温	32℃以下														
項目	運転上の制限														
サプレッションプールの平均水温	35℃以下														
項目	運転上の制限														
サプレッションチェンバの平均水温	35℃以下														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																								
<p>※3：高圧代替注水系は、2号炉のみ適用。</p> <p>表45-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合</td> <td>A1. 32℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉減圧を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>および</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>C3. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに	および		C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間		および			C3. 冷温停止にする。	36時間	<p>表45-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合</td> <td>A1. 35℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉減圧を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>C3. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合	A1. 35℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに	及び		C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間		及び			C3. 冷温停止にする。	36時間	<p>表45-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションチェンバ平均水温が35℃を超えている場合</td> <td>A1. サプレッションチェンバ平均水温を35℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>および B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. サプレッションチェンバ平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉減圧を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>および</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>C3. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションチェンバ平均水温が35℃を超えている場合	A1. サプレッションチェンバ平均水温を35℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	および B2. 冷温停止にする。	36時間	C. サプレッションチェンバ平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに	および		C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間		および			C3. 冷温停止にする。	36時間	
条件	要求される措置	完了時間																																																																									
A. サプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24時間																																																																									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																																																									
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																																																									
C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに																																																																									
	および																																																																										
	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間																																																																									
	および																																																																										
	C3. 冷温停止にする。	36時間																																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																																									
A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合	A1. 35℃以下に復旧する。	24時間																																																																									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																																																									
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間																																																																									
C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに																																																																									
	及び																																																																										
	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間																																																																									
	及び																																																																										
	C3. 冷温停止にする。	36時間																																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																																									
A. サプレッションチェンバ平均水温が35℃を超えている場合	A1. サプレッションチェンバ平均水温を35℃以下に復旧する。	24時間																																																																									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																																																									
	および B2. 冷温停止にする。	36時間																																																																									
C. サプレッションチェンバ平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに																																																																									
	および																																																																										
	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間																																																																									
	および																																																																										
	C3. 冷温停止にする。	36時間																																																																									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(格納容器内の酸素濃度) 第48条</p> <p>[2号炉] 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の酸素濃度^{※1}は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)または(2)の期間は除く。 (1) 原子炉を起動する時にドライウェル点検を実施する場合であって、原子炉の状態が起動以降、運転になってから24時間後までの期間。 (2) 原子炉を停止する時にドライウェル点検を実施する場合であって、制御棒全挿入後の原子炉の状態が高温停止の期間。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>(格納容器内の酸素濃度) 第48条 [1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉] 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p>[7号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度^{※1}は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動となるまでの期間は運転上の制限を適用しない。また、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた時点から3日間、3.5%を超えた時点から24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた場合は、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施するとともに、5分毎に格納容器内の酸素濃度を監視する。さらに3.5%を超えた場合、酸素濃度が上昇するような確認運転等を中止し、24時間以内に酸素濃度を制限値内に復旧する。</p>	<p>(格納容器内の酸素濃度) 第48条</p> <p>原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度^{※1}は、表48-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間および原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>TS-81 保安規定第48条（格納容器内の酸素濃度）の変更について</p> <p>【島根固有】 ・LC0 適用期間の相違 【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は、RCICおよびHPACの確認運転等に外部水源を用いないことから、当該の記載はない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は、RCICおよびHPACの確認運転等に外部水源を用いないことから、当該の記載はない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p>[3号炉] 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間および原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表48-2の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-5-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表48-1</p>	<p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p>※1：7号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-5-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表48-1</p> <p>1. 1号炉、2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 1501 1721 1596"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉、4号炉及び6号炉</p> <table border="1" data-bbox="943 1690 1721 1785"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>3.5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	3.5%以下	<p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表48-2の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備のうち、格納容器酸素濃度（B系）は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-5-5 格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表48-1</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LCO適用期間の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（島根2号炉は、片系のみSA設備）
項目	運転上の制限										
格納容器内の酸素濃度	4%以下										
項目	運転上の制限										
格納容器内の酸素濃度	3.5%以下										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉		備考																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉</td> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>2.5%以下</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table>			項目	運転上の制限		2号炉	格納容器内の酸素濃度	2.5%以下	3号炉	格納容器内の酸素濃度	4%以下	<p>3. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">格納容器内の酸素濃度</td> <td>1. 8%以下^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 5%以下^{※3}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：格納容器圧力逃がし装置内における水素燃焼防止のための制限値。 ※3：原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を可燃限界未満に維持するための制限値。</p>			項目	運転上の制限		格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下 ^{※2}		3. 5%以下 ^{※3}		<p>1. 2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td colspan="2">2. 5%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td colspan="2">4%以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限		格納容器内の酸素濃度	2. 5%以下		項目	運転上の制限		格納容器内の酸素濃度	4%以下		<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価（水素燃焼）における初期条件の相違
項目	運転上の制限																																				
2号炉	格納容器内の酸素濃度	2.5%以下																																			
3号炉	格納容器内の酸素濃度	4%以下																																			
項目	運転上の制限																																				
格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下 ^{※2}																																				
	3. 5%以下 ^{※3}																																				
項目	運転上の制限																																				
格納容器内の酸素濃度	2. 5%以下																																				
項目	運転上の制限																																				
格納容器内の酸素濃度	4%以下																																				
<p>表48-2</p>			<p>表48-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>表48-2</p>																				
条件	要求される措置	完了時間																																			
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間																																			
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																			
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間																																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
2. 7号炉									【柏崎刈羽との相違】 ・有効性評価（水素燃焼）における初期条件の相違
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間	A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに 速やかに	A. 格納容器内の酸素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を運転上の制限以内に復旧する。	24時間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合	B1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	
			C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>(原子炉建屋)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟^{※2※3}は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電管理課長は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉建屋)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟^{※2※3}は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉棟)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟^{※2※3}は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉棟が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（発電）は、定事検停止時に、原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟を負圧に保つために原子炉棟大物機器搬入口および原子炉棟二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉棟が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表49-2の措置を講じる。</p> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本（3号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する1組または1本）の挿入・引抜を除く。</p> <p>※2：2号炉の原子炉棟（原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルおよび主蒸気管トンネル室ブローアウトパネルを含む。）は重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：2号炉の原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルおよび主蒸気管トンネル室ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動および高温停止の場合に適用する。</p>	<p>TS-74 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置の運用について</p>												
<p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="163 1638 905 1753"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること	<p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="964 1638 1706 1753"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること	<p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="1751 1638 2493 1774"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉棟</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉棟	機能が健全であること	
項目	運転上の制限														
原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること														
項目	運転上の制限														
原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること														
項目	運転上の制限														
原子炉棟	機能が健全であること														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表49-2			表49-2			表49-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。 ^{※4}	4時間	A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。 ^{※4}	4時間	A. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。 ^{※4}	4時間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	
C. 炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。 および C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	C. 炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。 および C2. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	
※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：2号炉の原子炉建屋原子炉棟（原子炉建屋ブローアウトパネルを含む。）は重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3：原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動および高温停止の場合に適用する。 ※4：2号炉の原子炉建屋ブローアウトパネルが開放した場合に、第66条（66-14-2）による再開止をしても、本措置を完了したこととは扱わない。			※1：停止余裕確認後の制御棒1本（6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本）の挿入・引抜を除く。 ※2：7号炉の原子炉建屋原子炉棟（燃料取替床ブローアウトパネル及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルを含む。）は重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3：燃料取替床ブローアウトパネル及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動及び高温停止の場合に適用する。 ※4：燃料取替床ブローアウトパネルが開放した場合に、第66条（66-14-2）による再開止をしても、本措置を完了したこととは扱わない。			※4：2号炉の原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルが開放した場合に、第65条（65-14-2 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置）による再開止をしても、本措置を完了したこととは扱わない。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>(外部電源その1 (2号炉))</p> <p>第58条 2号炉について、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、外部電源^{※1}は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</p> <p>2. 2号炉について、外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、1週間に1回、所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外部電源3回線^{※2}以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用交流高圧電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>3. 2号炉について、発電課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-2の措置を講じる。</p>	<p>(外部電源その3)</p> <p>第58条の3</p> <p>[7号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、外部電源^{※1}は、表58の3-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時^{※2}を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、1週間に1回、所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外部電源3回線^{※3}以上の電圧が確立していること及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用交流高圧電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58の3-2の措置を講じる。</p>	<p>(外部電源その3)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第57条の3 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、外部電源^{※1}は表57の3-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等における瞬時停電時^{※2}を除く。</p> <p>2. 外部電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、1週間に1回、所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外部電源3回線^{※3}以上の電圧が確立していることおよび1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用交流高圧電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表57の3-2の措置を講じる。</p>	<p>・TS-50 外部電源の運転上の制限について</p> <p>・TS-73 外部電源および非常用ディーゼル発電機同時喪失時の要求される措置について</p>												
<p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="163 1186 920 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{※2}が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※2} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※3}	<p>表58の3-1</p> <table border="1" data-bbox="964 1186 1706 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{※3}が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※3} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}	<p>表57の3-1</p> <table border="1" data-bbox="1751 1186 2493 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{※3}が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※3} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}	
項目	運転上の制限														
外部電源	(1) 3回線 ^{※2} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※3}														
項目	運転上の制限														
外部電源	(1) 3回線 ^{※3} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}														
項目	運転上の制限														
外部電源	(1) 3回線 ^{※3} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}														
<p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第64条および第65条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。</p> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。</p> <p>※3：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p>	<p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第64条及び第65条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。</p> <p>※2：154kV送電線（荒浜線）については、回線に異常がないことを確認し速やかに復旧できることをいう。</p> <p>※3：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p>	<p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第63条（所内電源系統その1）および第64条（所内電源系統その2）で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。</p> <p>※2：66kV送電線（鹿島支線）については、回線に異常がないことを確認し速やかに復旧できることをいう。</p> <p>※3：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p>													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表58-2			表58の3-2			表57の3-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 30日間	A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5} が確立していることを確認する。 及び A2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 30日間	A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5※6} が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 30日間	
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 30日間	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5} が確立していることを確認する。 及び B2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 30日間	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5※6} が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 30日間	
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および C2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 20日間	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5} が確立していることを確認する。 及び C2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 20日間	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C1. 動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5※6} が確立していることを確認する。 および C2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 20日間	
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および D2. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 10日間	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5} が確立していることを確認する。 及び D2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 10日間	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D1. 動作可能な外部電源について、電圧 ^{※5※6} が確立していることを確認する。 および D2. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、 毎日1回 10日間	
E. 動作可能である外部電源が1回線のみ	E1. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。	12時間	E. 動作可能である外部電源が1回線のみ	E1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	12時間	E. 動作可能である外部電源が1回線のみ	E1. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。	12時間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉はBWR-5のため高圧炉心スプ

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く。）および第59条および第60条で要求される非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）の台数を満足していない場合	または E2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間	場合及び 第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合	る。 又は E2. 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間	場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く。）および第58条および第59条で要求される非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）の台数を満足していない場合	または E2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間	レイ系を有しており、既存条文においても、高圧炉心スプレイ系母線について条件を書き分けているため条件を分けて記載
F. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1回線の場合および第59条および第60条で要求される高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が動作不能の場合	F1. 1. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 または F1. 2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および F2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および F3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。 ※4	10日間 速やかに 速やかに				F. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1回線以下の場合および第58条および第59条で要求される高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が動作不能の場合	F1. 1. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 または F1. 2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および F2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および F3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が0.98MPa [gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 10日間 速やかに 速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は BWR-5のため高圧炉心スプレイ系を有しており、既存条文においても、高圧炉心スプレイ系母線について条件を書き分けているため条件を分けて記載
G. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1回線も	G1. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 および G2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒	10日間 速やかに				G. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が1回線も	G1. 外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 および G2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合）の窒	10日間 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
ない場合	素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および G3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。 ※4	速やかに				ない場合	素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および G3. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が0.98MPa[gage]以上の場合)について動作可能であることを確認する。	速やかに	
H. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、すべての外部電源が動作不能である場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く。） または 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、条件A、B、C、D、E、FまたはGの措置を完了時間内に達成できない場合	H1. 外部電源を少なくとも1回線動作可能な状態に復旧する。 および H2. 高温停止とする。 および H3. 冷温停止とする。	24時間 24時間 36時間	F. すべての外部電源が動作不能である場合 G. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 G1. 当直長は、高温停止とする。及び G2. 当直長は、冷温停止とする。	24時間 36時間	H. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、すべての外部電源が動作不能である場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く。） または 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、条件A、B、C、D、E、FまたはGの措置を完了時間内に達成できない場合	H1. 外部電源を少なくとも1回線動作可能な状態に復旧する。 および H2. 高温停止にする。 および H3. 冷温停止にする。	24時間 24時間 36時間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉では、既存条文においても「運転、起動および高温停止において、すべての外部電源が動作不能である場合」と「各条件で完了時間を超過した場合」の条件をまとめて記載しているため、条件をまとめて記載
	I. 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、すべての外部電源が動作不能である場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く。）	I1. 外部電源を少なくとも1回線動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および I2. 炉心変更を中止する。 および I3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。		速やかに 速やかに 速やかに	H1. 当直長は、炉心変更を中止する。及び H2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。		速やかに 速やかに	I. 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、すべての外部電源が動作不能である場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く。）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
または 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、条件A, B, C, D, E, F または G の措置を完了時間内に達成できない場合	および I4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	H. 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、条件A, B, C, D, E 又は F の措置を完了時間内に達成できない場合	及び H3. 当直長は、有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	または 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、条件A, B, C, D, E, F または G の措置を完了時間内に達成できない場合	および I4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	
※4：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合に実施する。			※5：154kV送電線（荒浜線）の予備変圧器の電圧については1次側及び2次側電圧値を確認する（予備変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合）。			※5：起動変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合は、 <u>20kV送電線（第二島根原子力幹線）の電圧について確認する。</u> ※6：予備変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合は、 <u>6kV送電線（鹿島支線）の電圧について確認する。</u>			【島根固有】 ・島根は外部電源に直接接続される起動変圧器、予備変圧器があり、通常運転時は負荷へ電源供給していないため、送電線の電圧を確認する

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p>第61条 〔2号炉〕 ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプ^{※2}は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. <u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油および起動用空気が、第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機^{※3}に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油、起動用空気または燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>〔3号炉〕 ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用ディーゼル発電機^{※3}が運転中および運転終了後2日間を除く。</p>	<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p>第61条 〔7号炉〕 ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプ^{※2}は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. <u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油及び起動用空気が、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクに<u>ディーゼル燃料油</u>を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油、起動用空気又は燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>※1：6号炉及び7号炉の軽油タンクは重大事故等対処設備を兼ねる。<u>軽油タンクレベル</u>が必要量確保されていない場合は、第66条（66-12-7）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：7号炉の燃料移送ポンプは重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕 ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油及び起動用空気は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>(非常用ディーゼル燃料油等)</p> <p>第60条 〔2号炉〕 <u>非常用ディーゼル燃料油</u>^{※1}、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプ^{※2}は、表60-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. <u>非常用ディーゼル燃料油</u>、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプ^{※2}が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、<u>燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量</u>、潤滑油貯蔵量および起動用空気貯槽圧力が、第58条（非常用ディーゼル発電機その1）および第59条（非常用ディーゼル発電機その2）で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し、必要量確保されていることを表60-2により1箇月に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>第58条（非常用ディーゼル発電機その1）および第59条（非常用ディーゼル発電機その2）</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクに<u>非常用ディーゼル燃料油</u>を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、<u>非常用ディーゼル燃料油</u>、潤滑油、起動用空気または燃料移送ポンプが、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表60-3の措置を講じる。</p> <p>※1：<u>燃料貯蔵タンク</u>は重大事故等対処設備を兼ねる。<u>燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量</u>が必要量確保されていない場合は、第65条（65-12-6 燃料補給設備）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：<u>燃料移送ポンプ</u>は重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>〔3号炉〕 <u>非常用ディーゼル燃料油</u>、潤滑油および起動用空気は、表60-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>TS-86 保安規定第60条（非常用ディーゼル燃料油等）の変更について</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>2. <u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油および起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油および起動用空気が、<u>第59条および第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油または起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>※1：<u>2号炉の軽油タンク</u>は、重大事故等対処設備を兼ねる。 <u>軽油タンクレベル</u>が必要量確保されていない場合は、<u>第66条（66-12-7）</u>の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：<u>2号炉の燃料移送ポンプ</u>は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※3：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p>	<p>2. <u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油及び起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油及び起動用空気が、<u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、<u>ディーゼル燃料油</u>、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p>	<p>2. <u>非常用ディーゼル燃料油</u>、潤滑油および起動用空気が、<u>前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) 当直長は、<u>燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量</u>、<u>潤滑油貯蔵量</u>および<u>起動用空気貯槽圧力</u>が、<u>第58条（非常用ディーゼル発電機その1）および第59条（非常用ディーゼル発電機その2）</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し、<u>必要量確保されていることを表60-2により1箇月に1回確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、<u>非常用ディーゼル燃料油</u>、潤滑油または起動用空気が、<u>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表60-3の措置を講じる。</u></p>																			
<p>表61-1 1. 2号炉</p>	<p>表61-1 2. 7号炉</p>	<p>表60-1 1. 2号炉</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気</td> <td><u>第59条</u>および<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ</td> <td><u>第59条</u>および<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	<u>第59条</u> および <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く	燃料移送ポンプ	<u>第59条</u> および <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</td> <td><u>第59条</u>及び<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ</td> <td><u>第59条</u>及び<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	<u>第59条</u> 及び <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く	燃料移送ポンプ	<u>第59条</u> 及び <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気</td> <td><u>第58条</u>および<u>第59条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ</td> <td><u>第58条</u>および<u>第59条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：必要な弁および配管を含む。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	<u>第58条</u> および <u>第59条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く	燃料移送ポンプ	<u>第58条</u> および <u>第59条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※3	
項目	運転上の制限																				
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	<u>第59条</u> および <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く																				
燃料移送ポンプ	<u>第59条</u> および <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※4																				
項目	運転上の制限																				
ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	<u>第59条</u> 及び <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く																				
燃料移送ポンプ	<u>第59条</u> 及び <u>第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※1																				
項目	運転上の制限																				
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	<u>第58条</u> および <u>第59条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く																				
燃料移送ポンプ	<u>第58条</u> および <u>第59条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※3																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考			
2. 3号炉		1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉		2. 3号炉					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限				
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く	非常用ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く				
※4：必要な弁および配管を含む。									
表61-2		表61-2		表60-2					
項目	判定値	項目	判定値	項目	判定値				
2号炉	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル ^{※5}	2,570mm以上	1号炉	A系軽油タンクレベル	5,548mm以上	非常用ディーゼル発電機 A系	燃料貯蔵量	280m ³ 以上	
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル	2,290mm以上		B系軽油タンクレベル	5,545mm以上		潤滑油貯蔵量	5.40m ³ 以上	
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※6}	500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)		潤滑油サンプタンクレベル ^{※1} (非常用ディーゼル発電機)	500mm以上		起動用空気貯槽圧力(自動用)	2.06MPa[gage]以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※6}	1.96MPa[gage]以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)		潤滑油サンプタンクレベル (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	500mm以上		非常用ディーゼル発電機 B系	燃料貯蔵量	281m ³ 以上
3号炉	軽油タンクレベル ^{※5}	4,610mm以上		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※2} (非常用ディーゼル発電機)	2.16MPa[gage]以上		潤滑油貯蔵量	5.40m ³ 以上	
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※6}	420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)		起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)	2.16MPa[gage]以上	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系	起動用空気貯槽圧力(自動用)	2.06MPa[gage]以上	
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※6}	2.0MPa[gage]以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)		2号炉	A系軽油タンクレベル	5,562mm以上	燃料貯蔵量	160m ³ 以上	
					B系軽油タンクレベル	5,557mm以上	潤滑油貯蔵量	4.59m ³ 以上	
※5：軽油タンクレベルとは、A系およびB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。		※5：軽油タンクレベルとは、A系およびB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。		※5：軽油タンクレベルとは、A系およびB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。		軽油貯蔵タンク(A)／(B)レベル		6,630mm以上	
※6：潤滑油サンプタンクレベルおよび起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機		※6：潤滑油サンプタンクレベルおよび起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機		※6：潤滑油サンプタンクレベルおよび起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機		非常用ディーゼル発電機 A系、B系およびC系		潤滑油補給タンクレベル	520mm以上
						起動用空気貯槽圧力(自動用)		2.2MPa[gage]以上	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
発電機の各々の潤滑油サンプタンクレベル※7および起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用）をいう。 ※7：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においてはオイルパン油面とする。	3号炉	A系軽油タンクレベル	5, 580mm以上	
		B系軽油タンクレベル	5, 579mm以上	
		潤滑油サンプタンクレベル※1 （非常用ディーゼル発電機）	500mm以上	
		潤滑油補給タンク油面 （高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）	750mm以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用）※2 （非常用ディーゼル発電機）	2.16MPa[gage]以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用） （高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）	2.46MPa[gage]以上	
	4号炉	A系軽油タンクレベル	5, 571mm以上	
		B系軽油タンクレベル	5, 568mm以上	
		潤滑油サンプタンクレベル※1 （非常用ディーゼル発電機）	500mm以上	
		潤滑油補給タンク油面 （高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）	750mm以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用）※2 （非常用ディーゼル発電機）	2.16MPa[gage]以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用） （高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）	2.46MPa[gage]以上	
	5号炉	A系軽油タンクレベル	5, 581mm以上	
		B系軽油タンクレベル	5, 577mm以上	
		潤滑油サンプタンクレベル※1 （非常用ディーゼル発電機）	500mm以上	
		潤滑油補給タンク油面 （高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）	750mm以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用）※2 （非常用ディーゼル発電機）	2.16MPa[gage]以上	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用） （高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）	2.46MPa[gage] 以上	
	6号炉	A系軽油タンクレベル	7,023mm以上	
		B系軽油タンクレベル	7,006mm以上	
		潤滑油補給タンク油面 ^{※3}	650mm以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用） ^{※4}	2.46MPa[gage] 以上	
	7号炉	A系軽油タンクレベル	7,031mm以上	
		B系軽油タンクレベル	7,030mm以上	
		潤滑油補給タンク油面 ^{※3}	650mm以上	
		起動用空気圧縮貯槽圧力（自動用） ^{※4}	2.46MPa[gage] 以上	
	<p>※1：A系及びB系の非常用ディーゼル発電機それぞれにタンクを有する。</p> <p>※2：A系及びB系の非常用ディーゼル発電機それぞれに空気貯槽を有する。</p> <p>※3：A系、B系及びC系の非常用ディーゼル発電機それぞれにタンクを有する。</p> <p>※4：A系、B系及びC系の非常用ディーゼル発電機それぞれに空気貯槽を有する。</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表61-3 1. 2号炉			表61-3 2. 7号炉			表60-3 1. 2号炉			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上に対する軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料貯蔵量が表60-2を満足しない場合	A1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間	
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプタンクレベルが表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯蔵量が表60-2を満足しない場合	C1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間	
D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合	D1. 制限値以内に復旧する。	2日間	D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合	D1. 制限値以内に復旧する。	2日間	D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表60-2を満足しない場合	D1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間	
E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
			F. 条件B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
2. 3号炉			1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉			2. 3号炉			
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上に対する軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電機軽油貯蔵タンク1基以上の軽油貯蔵タンクレベルが表60-2を満足しない場合	A1. 表60-2の判定値以内に復旧する。	2日間	
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルレベルが表61-2を満足しない場合	B1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプルレベル又は潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合	B1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンクレベルが表60-2を満足しない場合	B1. 表60-2の判定値以内に復旧する。	2日間	
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表60-2を満足しない場合	C1. 表60-2の判定値以内に復旧する。	2日間	
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機※4を動作不能とみなす。	速やかに	
E. 条件BまたはCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件BまたはCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
						※4：当該非常用ディーゼル発電機とは、当該軽油貯蔵タンクより燃料油を供給される非常用ディーゼル発電機をいう。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(直流電源その1) 第62条</p>	<p>(直流電源その1) 第62条 [1号炉及び5号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。 [2号炉、3号炉及び4号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。 [6号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p>	<p>(直流電源その1) 第61条</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1※2}は表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時において、直流電源（蓄電池および充電器^{※3}）の機能を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、3系列の蓄電池および充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が表 6 2 - 2 で定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>※2：2号炉の直流電源A系およびB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-12-3）の運転上の制限も確認する。また、2号炉の高圧炉心スプレイ系直流電源は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p>	<p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{※1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>[7号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源^{※2}は表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{※1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が表 6 2 - 2 に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第66条（66-12-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p>	<p>原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1}は、表 6 1 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（電気）および課長（3号電気）は、定事検停止時に、直流電源（蓄電池および充電器^{※2}）の機能を確認し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、蓄電池および充電器について浮動充電時の蓄電池電圧が表 6 1 - 2 に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 6 1 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の直流電源A系（A-115V系蓄電池およびA-原子炉中性子計装用蓄電池）およびB系（B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池（SA）、230V系蓄電池（RCIC））およびB-原子炉中性子計装用蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源B系が動作不能時は、第65条（65-12-3 所内常設</p>	<p>備考</p> <p>【島根固有】 ・島根2号炉は直流電源の設備構成を明確に記載</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>※3：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="157 697 923 789"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列が動作可能であること	<p>表62-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="952 697 1709 789"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列^{※3}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3系列とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="952 926 1709 1018"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列^{※4}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：4系列とは、A系、B系、C系及びD系をいう。</p> <p>3. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="952 1155 1709 1247"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列^{※5}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：4系列とは、A系（A及びA-2）、B系、C系及びD系をいう。</p>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列 ^{※3} が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列 ^{※4} が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列 ^{※5} が動作可能であること	<p><u>蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備</u>の運転上の制限も確認する。また、2号炉の<u>直流電源高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系蓄電池）</u>は、<u>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</u>を兼ねる。以下、<u>第62条（直流電源その2）</u>において同じ。</p> <p>※2：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。以下、<u>第62条（直流電源その2）</u>において同じ。</p> <p>表61-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1745 697 2502 789"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列^{※3}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1745 1155 2502 1247"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列^{※4}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3系列とは、A系（<u>A-115V系蓄電池およびA-原子炉中性子計装用蓄電池</u>）、B系（<u>B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池（SA）、230V系蓄電池（RCIC）およびB-原子炉中性子計装用蓄電池</u>）および高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系蓄電池）をいう。</p> <p>※4：4系列とは、A系、B系、C系およびD系をいう。</p>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列 ^{※3} が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列 ^{※4} が動作可能であること	<p>・第62条においても同様の定義とすることを本条に記載し、第62条では本注記の記載を省略する。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根2号炉は直流電源の設備構成を明確に記載</p>
項目	運転上の制限																										
直流電源	3系列が動作可能であること																										
項目	運転上の制限																										
直流電源	3系列 ^{※3} が動作可能であること																										
項目	運転上の制限																										
直流電源	4系列 ^{※4} が動作可能であること																										
項目	運転上の制限																										
直流電源	4系列 ^{※5} が動作可能であること																										
項目	運転上の制限																										
直流電源	3系列 ^{※3} が動作可能であること																										
項目	運転上の制限																										
直流電源	4系列 ^{※4} が動作可能であること																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考																																																					
表 6 2 - 2		表 6 2 - 2 1. 7号炉		表 6 1 - 2 1. 2号炉																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>A系</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>A系</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	浮動充電時の蓄電池電圧	2号炉	A系	128V以上	B系	128V以上	高圧炉心スプレイ系	126V以上	3号炉	A系	126V以上	B系	126V以上	高圧炉心スプレイ系	126V以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table>		系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	128V以上	A-2	126V以上	B系	B	126V以上	C系	C	126V以上	D系	D	126V以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系 <u>(区分Ⅰ)</u></td> <td>A-1 115V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>A-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B系 <u>(区分Ⅱ)</u></td> <td>B-1 115V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>230V系蓄電池(RC IC)</td> <td>226.8V以上</td> </tr> <tr> <td>B-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系 <u>(区分Ⅲ)</u></td> <td>高圧炉心スプレイ系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> </tbody> </table>		系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系 <u>(区分Ⅰ)</u>	A-1 115V系蓄電池	113.4V以上	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	B系 <u>(区分Ⅱ)</u>	B-1 115V系蓄電池	113.4V以上	B1-115V系蓄電池(SA)	113.4V以上	230V系蓄電池(RC IC)	226.8V以上	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	高圧炉心スプレイ系 <u>(区分Ⅲ)</u>	高圧炉心スプレイ系蓄電池	113.4V以上	
項目	浮動充電時の蓄電池電圧																																																										
2号炉	A系	128V以上																																																									
	B系	128V以上																																																									
	高圧炉心スプレイ系	126V以上																																																									
3号炉	A系	126V以上																																																									
	B系	126V以上																																																									
	高圧炉心スプレイ系	126V以上																																																									
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																									
A系	A	128V以上																																																									
	A-2	126V以上																																																									
B系	B	126V以上																																																									
C系	C	126V以上																																																									
D系	D	126V以上																																																									
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																									
A系 <u>(区分Ⅰ)</u>	A-1 115V系蓄電池	113.4V以上																																																									
	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																																																									
B系 <u>(区分Ⅱ)</u>	B-1 115V系蓄電池	113.4V以上																																																									
	B1-115V系蓄電池(SA)	113.4V以上																																																									
	230V系蓄電池(RC IC)	226.8V以上																																																									
	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																																																									
高圧炉心スプレイ系 <u>(区分Ⅲ)</u>	高圧炉心スプレイ系蓄電池	113.4V以上																																																									
				2. 3号炉																																																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> </tbody> </table>		系列	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	113.4V以上	B系	113.4V以上	C系	113.4V以上	D系	113.4V以上																																												
系列	浮動充電時の蓄電池電圧																																																										
A系	113.4V以上																																																										
B系	113.4V以上																																																										
C系	113.4V以上																																																										
D系	113.4V以上																																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表62-3			表62-3 1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉			表61-3 1. 2号炉			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 当該の直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 及び C2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
	<p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	<p>2. 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池または充電器が動作不能の場合 または 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池または充電器および直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合</td> <td>C1. 当該直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了時間内で達成できない場合</td> <td>D1. 高温停止にする。 および D2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池または充電器が動作不能の場合 または 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池または充電器および直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	C1. 当該直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	D1. 高温停止にする。 および D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	
条 件	要求される措置	完了時間																															
A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																															
B. 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																															
C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																															
D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 高温停止とする。 及び D 2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																															
条 件	要求される措置	完了時間																															
A. 直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																															
B. 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池または充電器が動作不能の場合 または 直流電源1系列（A系、B系、C系）の蓄電池または充電器および直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																															
C. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	C1. 当該直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																															
D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	D1. 高温停止にする。 および D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（直流電源その2） 第63条</p>	<p>（直流電源その2） 第63条</p> <p>[1号炉及び5号炉]</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p> <p>[2号炉、3号炉及び4号炉]</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p> <p>[6号炉]</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足</p>	<p>（直流電源その2） 第62条</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源※¹※²は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>（1）発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器※³について、浮動充電時の蓄電池電圧が表63-2で定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p> <p>※1：直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>※2：2号炉の直流電源A系およびB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-12-3）の運転上の制限も確認する。また、2号炉の高圧炉心スプレイ系直流電源は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※3：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="157 1549 923 1688"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>第65条で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	第65条で要求される直流電源が動作可能であること	<p>していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源※²は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>（1）当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器※¹について、浮動充電時の蓄電池電圧が表63-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第66条（66-12-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="952 1549 1718 1688"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>第65条で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	第65条で要求される直流電源が動作可能であること	<p>原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>（1）当直長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第64条（所内電源系統その2）で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が表62-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表62-3の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="1745 1549 2510 1688"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>第64条で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	第64条で要求される直流電源が動作可能であること	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉は直流電源系統の設備構成について第61条に記載し、「第62条において同じ」としており本条では記載を省略
項目	運転上の制限														
直流電源	第65条で要求される直流電源が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
直流電源	第65条で要求される直流電源が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
直流電源	第64条で要求される直流電源が動作可能であること														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考																																																		
表 6 3 - 2			表 6 3 - 2 1. 7号炉			表 6 2 - 2 1. 2号炉																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>A系</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>A系</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table>			項目	浮動充電時の蓄電池電圧		2号炉	A系	128V以上	B系	128V以上	高圧炉心スプレイ系	126V以上	3号炉	A系	126V以上	B系	126V以上	高圧炉心スプレイ系	126V以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table>			系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	128V以上	A-2	126V以上	B系	B	126V以上	C系	C	126V以上	D系	D	126V以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系 (I系)</td> <td>A-1 15V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>A-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系 (II系)</td> <td>B-1 15V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>B-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系 (III系)</td> <td>高圧炉心スプレイ系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> </tbody> </table>			系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系 (I系)	A-1 15V系蓄電池	113.4V以上	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	B系 (II系)	B-1 15V系蓄電池	113.4V以上	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	高圧炉心スプレイ系 (III系)	高圧炉心スプレイ系蓄電池	113.4V以上	
項目	浮動充電時の蓄電池電圧																																																										
2号炉	A系	128V以上																																																									
	B系	128V以上																																																									
	高圧炉心スプレイ系	126V以上																																																									
3号炉	A系	126V以上																																																									
	B系	126V以上																																																									
	高圧炉心スプレイ系	126V以上																																																									
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																									
A系	A	128V以上																																																									
	A-2	126V以上																																																									
B系	B	126V以上																																																									
C系	C	126V以上																																																									
D系	D	126V以上																																																									
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																									
A系 (I系)	A-1 15V系蓄電池	113.4V以上																																																									
	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																																																									
B系 (II系)	B-1 15V系蓄電池	113.4V以上																																																									
	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																																																									
高圧炉心スプレイ系 (III系)	高圧炉心スプレイ系蓄電池	113.4V以上																																																									
表 6 3 - 3			表 6 3 - 3			表 6 2 - 3																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 炉心変更を中止する。 及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 炉心変更を中止する。 及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>113.4V以上</td> </tr> </tbody> </table>			系列	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	113.4V以上	B系	113.4V以上	C系	113.4V以上	D系	113.4V以上																													
条件	要求される措置	完了時間																																																									
A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに																																																									
	条件	要求される措置	完了時間																																																								
	A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 炉心変更を中止する。 及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに																																																								
		系列	浮動充電時の蓄電池電圧																																																								
A系		113.4V以上																																																									
B系		113.4V以上																																																									
C系	113.4V以上																																																										
D系	113.4V以上																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																									
A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに																																																									
	条件	要求される措置	完了時間																																																								
	A. 要求される直流電源の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに																																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(重大事故等対処設備（2号炉）)</p> <p>第66条</p> <p>2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表6</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第66条 〔7号炉〕</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各GMIは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>第65条</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6 6-1から表6 6-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>6-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6 6-1から表6 6-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>6-1から表6 5-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6 5-1から表6 5-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																								
<p>表 6 6 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運 転 起 動</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L 2）</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動</td> <td>手動 A R I</td> <td>2 個※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：A系およびB系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数	運 転 起 動	原子炉圧力高	4 チャンネル	原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル	手動	2 チャンネル※3	適用される原子炉の状態	要素	所要数	運 転 起 動	手動 A R I	2 個※5	<p>表 6 6 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運 転 起 動</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2 チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動</td> <td>手動 A R I</td> <td>2 個※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：A系及びB系の A R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系及びB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運 転 起 動	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4	適用される原子炉の状態	要素	所要数	運 転 起 動	手動 A R I	2 個※5	<p>表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運 転 起 動</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 ※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L 2）</td> <td>2 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動</td> <td>手動 A R I</td> <td>2 ※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：A系およびB系の A R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該系統・設備を作動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系およびB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	運 転 起 動	原子炉圧力高	2 ※4	原子炉水位低（L 2）	2 ※4	適用される原子炉の状態	要素	所要数	運 転 起 動	手動 A R I	2 ※5	<p>TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はバイパス機能を有していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違
項目	運転上の制限																																																										
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																																																										
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数																																																									
運 転 起 動	原子炉圧力高	4 チャンネル																																																									
	原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル																																																									
	手動	2 チャンネル※3																																																									
適用される原子炉の状態	要素	所要数																																																									
運 転 起 動	手動 A R I	2 個※5																																																									
項目	運転上の制限																																																										
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																																																										
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																																																									
運 転 起 動	原子炉圧力高	2 チャンネル※3																																																									
	原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4																																																									
適用される原子炉の状態	要素	所要数																																																									
運 転 起 動	手動 A R I	2 個※5																																																									
項目	運転上の制限																																																										
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																																																										
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																																																									
運 転 起 動	原子炉圧力高	2 ※4																																																									
	原子炉水位低（L 2）	2 ※4																																																									
適用される原子炉の状態	要素	所要数																																																									
運 転 起 動	手動 A R I	2 ※5																																																									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
(2) 確認事項					(2) 確認事項					(2) 確認事項					
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※ ⁴ 。	定事検 停止時	計測制御 課長	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※ ⁶ 。	定事検 停止時	運転評価GM	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※ ⁶ 。	定事検 停止時	課長 (計装)	
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁵ 。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁷ 。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁷ 。	1箇月に1回	当直長	
		チャンネル校正を実施する※ ⁶ 。	定事検 停止時	計測制御 課長			チャンネル校正を実施する※ ⁸ 。	定事検 停止時	計測制御GM			チャンネル校正を実施する※ ⁸ 。	定事検 停止時	課長 (計装)	
		論理回路機能を確認する※ ⁷ 。	定事検 停止時	計測制御 課長			論理回路機能を確認する※ ⁹ 。	定事検 停止時	運転評価GM			論理回路機能を確認する※ ⁹ 。	定事検 停止時	課長 (計装)	
3. 原子炉水位異常低(L2)	1,216cm以上(圧力容器零レベルより)	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁵ 。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,165cm以上(圧力容器零レベルより)	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁷ 。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉水位低(L2)	112cm下方以上(気水分離器下端より)	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※ ⁷ 。	1箇月に1回	当直長	
		チャンネル校正を実施する※ ⁶ 。	定事検 停止時	計測制御 課長			チャンネル校正を実施する※ ⁸ 。	定事検 停止時	計測制御GM			チャンネル校正を実施する※ ⁸ 。	定事検 停止時	課長 (計装)	
		論理回路機能を確認する※ ⁷ 。	定事検 停止時	計測制御 課長			論理回路機能を確認する※ ⁹ 。	定事検 停止時	運転評価GM			論理回路機能を確認する※ ⁹ 。	定事検 停止時	課長 (計装)	
4. 手動	—	論理回路機能を確認する※ ⁷ 。	定事検 停止時	計測制御 課長	4. 手動ARI	—	論理回路機能を確認する※ ⁹ 。	定事検 停止時	運転評価GM	4. 手動ARI	—	論理回路機能を確認する※ ⁹ 。	定事検 停止時	課長 (計装)	

※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。
 ※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。
 ※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。

※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。
 ※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。
 ※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。

※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。
 ※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。
 ※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。			認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。			認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。			
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※8が動作可能であることを確認する※9。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動ARIが動作不能の場合	A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する※11。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動ARIが動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する※11。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 【女川との相違】 ・女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
※8：ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）およびほう酸水注入系をいう。 ※9：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）については至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※10：ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。 ※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※10：ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧起動阻止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチおよびほう酸水注入系をいう。 ※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧起動阻止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
66-1-2 ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）			66-1-2 ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプトリップ機能）			65-1-2 ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）			TS-25 65-1-2 ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能） 【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。 【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違	
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		項目	運転上の制限			
ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること※1		ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプトリップ機能）	ATWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること※1※2		ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること※1※2			
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）		
運転起動	原子炉圧力高	4チャンネル	運転起動	原子炉圧力高	2チャンネル※3	運転起動	原子炉圧力高	2※4		
				原子炉水位低（レベル3）	2チャンネル※3					
	原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル		原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4		原子炉水位低（L2）	2※4		
	手動	2チャンネル※2								
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	要素	所要数	適用される原子炉の状態	要素	所要数		
運転起動	代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器	2台	運転起動	RIP-ASD手動停止	10台	運転起動	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動動作	2※5		
※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待さ			※1：RIP-ASDが動作可能であることを含む。			※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。				
※2：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待さ			※2：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待され			※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待さ				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>れている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。</p> <p>※2：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※3。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 原子炉圧力高</td> <td rowspan="3">7.35MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>チャンネル校正を実施する※5。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>論理回路機能を確認する※6。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※3。	定事検停止時	計測制御課長	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。	1ヶ月に1回	発電課長	チャンネル校正を実施する※5。	定事検停止時	計測制御課長	論理回路機能を確認する※6。	定事検停止時	計測制御課長	<p>ている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※5。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 原子炉圧力高</td> <td rowspan="3">7.48MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>チャンネル校正を実施する※7。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>論理回路機能を確認する※8。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	—	機能を確認する※5。	定事検停止時	運転評価GM	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。	1ヶ月に1回	当直長	チャンネル校正を実施する※7。	定事検停止時	計測制御GM	論理回路機能を確認する※8。	定事検停止時	運転評価GM	<p>れている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該系統・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系2個のうち1個、B系2個のうち1個の計2個をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(計装)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 原子炉圧力高</td> <td rowspan="3">7.41MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>チャンネル校正を実施する※8。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(計装)</td> </tr> <tr> <td>論理回路機能を確認する※9。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(計装)</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※6。	定事検停止時	課長(計装)	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1箇月に1回	当直長	チャンネル校正を実施する※8。	定事検停止時	課長(計装)	論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	課長(計装)	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はバイパス機能を有していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																														
1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※3。	定事検停止時	計測制御課長																																																														
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。	1ヶ月に1回	発電課長																																																														
		チャンネル校正を実施する※5。	定事検停止時	計測制御課長																																																														
		論理回路機能を確認する※6。	定事検停止時	計測制御課長																																																														
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																														
1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	—	機能を確認する※5。	定事検停止時	運転評価GM																																																														
2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。	1ヶ月に1回	当直長																																																														
		チャンネル校正を実施する※7。	定事検停止時	計測制御GM																																																														
		論理回路機能を確認する※8。	定事検停止時	運転評価GM																																																														
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																														
1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※6。	定事検停止時	課長(計装)																																																														
2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1箇月に1回	当直長																																																														
		チャンネル校正を実施する※8。	定事検停止時	課長(計装)																																																														
		論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	課長(計装)																																																														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
															【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。
					3. 原子炉水位低（レベル3）	1, 285 cm以上（圧力容器レベルより）	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。	1ヶ月に1回	当直長						
							チャンネル校正を実施する※7。	定事検停止時	計測制御GM						
							論理回路機能を確認する※8。	定事検停止時	運転評価GM						
3. 原子炉水位異常低（L2）	1,216 cm以上（圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。 チャンネル校正を実施する※5。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉水位異常低（レベル2）	1, 165 cm以上（圧力容器レベルより）	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉水位低（L2）	112cm 下方以上（気水分離器下端より）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。	1箇月に1回	当直長	
		論理回路機能を確認する※6。	定事検停止時	計測制御課長			論理回路機能を確認する※8。	定事検停止時	計測制御GM			論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	課長（計装）	
		論理回路機能を確認する※5。	定事検停止時	計測制御課長	5. RIP-AS D手動スイッチ	-	論理回路機能を確認する※8。	定事検停止時	運転評価GM	4. 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチ	二	論理回路機能を確認する※9。	定事検停止時	課長（計装）	
※3：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が開放することを確認することをいう。 ※4：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないこ					※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、RIP-AS Dが停止することを確認することをいう。 ※6：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないこ					※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないこ ※8：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作することを確認することをいう。 ※9：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作することを確認することをいう。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>とを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※5：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※6：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	<p>とを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※7：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※8：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は RIP-ASD 手動スイッチによる停止ができない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は RIP-ASD 手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	<p>とを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチによる停止ができない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※11：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉再循環系を構成する設備の相違
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は RIP-ASD 手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
<p>表6 6-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6 6-2-1 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>表6 6-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6 6-2-1 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>表6 5-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6 5-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>TS-25 6 5-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p>																																						
項目	運転上の制限																																																				
高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3																																																				
項目	運転上の制限																																																				
高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3																																																				
項目	運転上の制限																																																				
高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)</td> <td>高圧代替注水系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)	高圧代替注水系ポンプ	1台	復水貯蔵タンク	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	可搬型代替直流電源設備	※6	常設代替交流電源設備	※7	常設代替直流電源設備	※8	所内常設蓄電式直流電源設備	※9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)</td> <td>高圧代替注水系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	高圧代替注水系ポンプ	1台	復水貯蔵槽	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	可搬型直流電源設備	※6	常設代替交流電源設備	※7	常設代替直流電源設備	※8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合)</td> <td>高圧原子炉代替注水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サブプレッションチェンバ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合)	高圧原子炉代替注水ポンプ	1台	サブプレッションチェンバ	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	可搬型直流電源設備	※6	常設代替交流電源設備	※7	常設代替直流電源設備	※8	<p>・ S A水源の相違</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する電源設備の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理条文の相違 <p>・ S A水源の相違</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する電源設備の相違
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																			
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)	高圧代替注水系ポンプ	1台																																																			
	復水貯蔵タンク	※4																																																			
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																			
	可搬型代替直流電源設備	※6																																																			
	常設代替交流電源設備	※7																																																			
	常設代替直流電源設備	※8																																																			
	所内常設蓄電式直流電源設備	※9																																																			
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																			
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	高圧代替注水系ポンプ	1台																																																			
	復水貯蔵槽	※4																																																			
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																			
	可搬型直流電源設備	※6																																																			
	常設代替交流電源設備	※7																																																			
	常設代替直流電源設備	※8																																																			
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																			
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合)	高圧原子炉代替注水ポンプ	1台																																																			
	サブプレッションチェンバ	※4																																																			
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																			
	可搬型直流電源設備	※6																																																			
	常設代替交流電源設備	※7																																																			
	常設代替直流電源設備	※8																																																			
<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第4 1条 原子炉隔離時冷却系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「6 6-1 1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6 6-1 2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6 6-1 2-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6 6-1 2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6 6-1 2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「6 6-1 2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p> <p>※2：原子炉隔離時冷却系起動準備及び原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「6 6-1 1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6 6-1 2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6 6-1 2-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6 6-1 2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6 6-1 2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉隔離時冷却系の起動準備中および原子炉隔離時冷却系の運転中は、高圧原子炉代替注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、第4 1条（原子炉隔離時冷却系〔2号炉〕）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：第4 6条（サブプレッションチェンバの水位）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第6 5条（6 5-1 2-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第6 5条（6 5-1 2-4 可搬型直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第6 5条（6 5-1 2-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：第6 5条（6 5-1 2-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p>																																																			

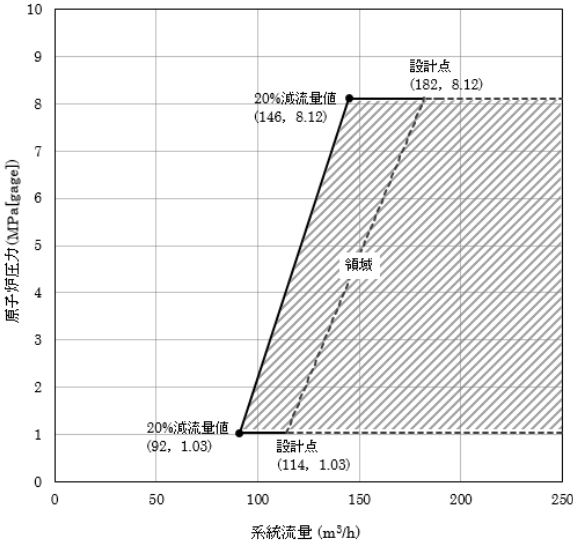
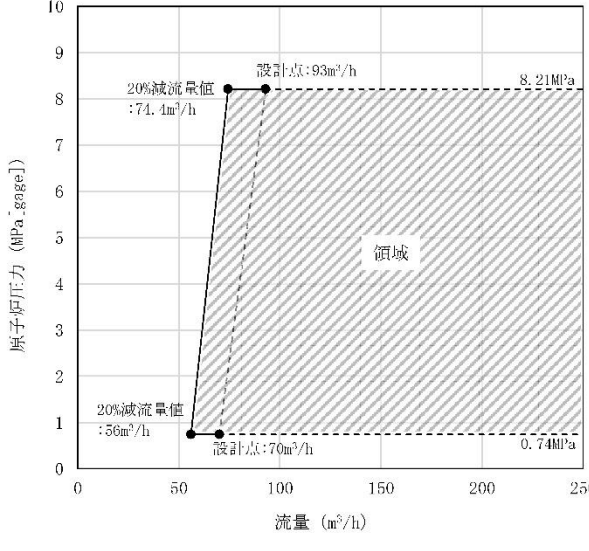
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
			1. 高圧代替注水系ポンプが動作可能であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	待機状態となる前に1回	原子炉GM	1. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]相当※ ⁹ において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止時	課長(原子炉)	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点(0.74MPa[gage])における性能確認を、定事検停止時に実施する。
1. 中央制御室の操作スイッチにより、R C I C蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	発電課長	2. 高圧代替注水系における注入弁が開すること及び原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁が動作可能（中操全開）であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	待機状態となる前に1回	当直長	2. 原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	
2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧代替注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて□m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課長	3. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図66-2-1に定める領域内であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	3. 原子炉圧力が0.98MPa[gage]以上において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。
3. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課長	4. 高圧代替注水系における注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	4. 高圧原子炉代替注水系における注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	
4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて□m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	5. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図66-2-1に定める領域内であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	5. 原子炉圧力が0.98MPa[gage]以上において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1箇月に1回	当直長	【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 原子炉圧力が 1.04MPa[gage] 以上に おいて、中央制御室の操作スイッチ により、HPAC注入弁が開すること およびFPMUWポンプ吸込弁が 閉することを確認する。また、動作 確認後、動作確認に際して作動した 弁の開閉状態を確認する。</p> <p>1ヶ月に1 回</p> <p>発電課 長</p>	<p>6. 原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上 において、高圧代替注水系における 注入弁が開することを確認する。ま た、動作確認後、動作確認に際して 作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>1ヶ月 に1回</p> <p>当直長</p>	<p>6. 原子炉圧力が 0.98MPa[gage] 以上に おいて、高圧原子炉代替注水系にお ける注入弁が開することを確認す る。また、動作確認後、動作確認に 際して作動した弁の開閉状態を確認 する。</p> <p>1箇月に1回</p> <p>当直長</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、所内蒸気で行う。
<p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>図66-2-1</p> 	<p>図65-2-1</p> 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	A. 高圧原子炉代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は常設代替交流電源設備の負荷として高圧炉心スプレイ系を含めていないため、高圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をγ設備としている。 なお、γ設備の確認のためAOTは3日とする。
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	
※11：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：原子炉隔離時冷却系をいう。			※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉隔離時冷却系をいう。			※10：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：原子炉隔離時冷却系をいう。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>66-2-2 高圧代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの操作により現場起動できることをいう。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>66-2-2 高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系（現場起動）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系（現場起動）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルの操作により現場起動できることをいう。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>65-2-2 高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの操作により現場起動できることをいう。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、高圧原子炉代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、高圧原子炉代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1箇月に1回	当直長	<p>TS-25 65-2-2 高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）</p>
項目	運転上の制限																																									
高圧代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1																																									
項目	頻度	担当																																								
1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
項目	運転上の制限																																									
高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1																																									
項目	頻度	担当																																								
1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																								
項目	運転上の制限																																									
高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1																																									
項目	頻度	担当																																								
1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、高圧原子炉代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 高圧代替注水系および原子炉隔離時冷却系が現場操作により起動できない場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する ^{※2} 。 および A2. 発電課長は、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する ^{※2} 。	速やかに 3日間	A. 高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系が現場操作により起動できない場合	A1. 当直長は、高圧炉心注水系が動作可能であることを確認する ^{※2} 。 及び A2. 当直長は、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する ^{※2} 。	速やかに 3日間	A. 高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系が現場操作により起動できない場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する ^{※2} 。 および A2. 当直長は、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する ^{※2} 。	速やかに 3日間	
	および A3. 発電課長は、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	30日間		及び A3. 当直長は、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	30日間		および A3. 当直長は、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	30日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	

※2：至近の記録等により確認することをいう。

※2：至近の記録等により確認することをいう。

※2：至近の記録等により確認することをいう。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																							
<p>66-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</td> <td>ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転 起動</td> <td>ほう酸水注入系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系貯蔵タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高温停止</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、「第24条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	ほう酸水注入系ポンプ	1台	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1基	高温停止	可搬型代替交流電源設備	※3	常設代替交流電源設備	※4	項目	頻度	担当	1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	発電課長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転	1ヶ月に1回	発電課長	<p>66-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</td> <td>ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転 起動</td> <td>ほう酸水注入系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系貯蔵タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高温停止</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、「第24条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 定事検停止時に、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	ほう酸水注入系ポンプ	1台	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1基	高温停止	可搬型代替交流電源設備	※3	常設代替交流電源設備	※4	項目	頻度	担当	1. 定事検停止時に、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確	1ヶ月に1回	当直長	<p>65-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</td> <td>ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転 起動</td> <td>ほう酸水注入系注入ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系貯蔵タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高温停止</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、第24条（ほう酸水注入系）の運転上の制限も確認する。 ※3：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系注入ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（第一発電）</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系注入ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	ほう酸水注入系注入ポンプ	1台	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1基	高温停止	代替所内電気設備	※3	常設代替交流電源設備	※4	項目	頻度	担当	1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系注入ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。	定事検停止時	課長（第一発電）	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系注入ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認	1箇月に1回	当直長	<p>TS-25 65-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）</p> <p>【島根固有】 ・島根は可搬型代替交流電源設備の負荷としてほう酸水注入系注入ポンプを含めていない。 島根のほう酸水注入系注入ポンプは代替所内電気設備を経由して受電する。</p>
項目	運転上の制限																																																																																									
ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2																																																																																									
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																								
運転 起動	ほう酸水注入系ポンプ	1台																																																																																								
	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1基																																																																																								
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※3																																																																																								
	常設代替交流電源設備	※4																																																																																								
項目	頻度	担当																																																																																								
1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長																																																																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	発電課長																																																																																								
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転	1ヶ月に1回	発電課長																																																																																								
項目	運転上の制限																																																																																									
ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2																																																																																									
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																								
運転 起動	ほう酸水注入系ポンプ	1台																																																																																								
	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1基																																																																																								
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※3																																																																																								
	常設代替交流電源設備	※4																																																																																								
項目	頻度	担当																																																																																								
1. 定事検停止時に、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																																																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	当直長																																																																																								
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確	1ヶ月に1回	当直長																																																																																								
項目	運転上の制限																																																																																									
ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2																																																																																									
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																								
運転 起動	ほう酸水注入系注入ポンプ	1台																																																																																								
	ほう酸水注入系貯蔵タンク	1基																																																																																								
高温停止	代替所内電気設備	※3																																																																																								
	常設代替交流電源設備	※4																																																																																								
項目	頻度	担当																																																																																								
1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系注入ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。	定事検停止時	課長（第一発電）																																																																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回	当直長																																																																																								
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系注入ポンプの吐出圧力が MPa[gage] 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認	1箇月に1回	当直長																																																																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。			確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。			後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。			・女川は島根が B1.1 に記載している内容を B1.2 に記載している
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. ほう酸水貯蔵タンクの水位および温度が図24-1, 2の範囲内がない場合	A1. 発電課長は、ほう酸水貯蔵タンクの水位および温度を図24-1, 2の範囲内に復旧する。	3日間	A. ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1, 2の範囲内がない場合	A1. 当直長は、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度を図24-1, 2の範囲内に復旧する。	3日間	A. ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1, 2の範囲内がない場合	A1. 当直長は、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度を図24-1, 2の範囲内に復旧する。	3日間	
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1.1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 または B1.2. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 および B2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 8時間	B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1.1. 当直長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 又は B1.2. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 8時間	B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1.1. 当直長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 または B1.2. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 8時間	
C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
^{※5} ：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ^{※6} ：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合。			^{※5} ：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合。 ^{※6} ：残り的高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			^{※5} ：原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合。 ^{※6} ：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
表66-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 66-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1	表66-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 66-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	表65-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 65-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること	TS-25 66-3-1 代替自動減圧機能 【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違 【女川との相違】 ・女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低（L3）も要素としている。 【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することがで																						
項目	運転上の制限																																				
代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1																																				
項目	運転上の制限																																				
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること																																				
項目	運転上の制限																																				
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止 （原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）</td> <td>原子炉水位異常低（L1）※2</td> <td>2チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L3）</td> <td>1チャンネル</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系作動阻止機能</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止 （原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）	原子炉水位異常低（L1）※2	2チャンネル	原子炉水位低（L3）	1チャンネル	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	2チャンネル※3	自動減圧系作動阻止機能	※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止 （原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）</td> <td>代替自動減圧機能論理回路</td> <td>1系※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル1）※2</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2</td> <td>1チャンネル※5</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>1系※6</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止 （原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）	代替自動減圧機能論理回路	1系※3	原子炉水位異常低（レベル1）※2	2チャンネル※4	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	1チャンネル※5	自動減圧系の起動阻止スイッチ	1系※6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動※2 高温停止※2</td> <td>原子炉水位低（L1）※3</td> <td>2※4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転中※3</td> <td>1※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転 起動※2 高温停止※2	原子炉水位低（L1）※3	2※4	残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転中※3	1※5			
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																																			
運転 起動 高温停止 （原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）	原子炉水位異常低（L1）※2	2チャンネル																																			
	原子炉水位低（L3）	1チャンネル																																			
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	2チャンネル※3																																			
	自動減圧系作動阻止機能	※4																																			
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎）																																			
運転 起動 高温停止 （原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）	代替自動減圧機能論理回路	1系※3																																			
	原子炉水位異常低（レベル1）※2	2チャンネル※4																																			
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	1チャンネル※5																																			
	自動減圧系の起動阻止スイッチ	1系※6																																			
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																																			
運転 起動※2 高温停止※2	原子炉水位低（L1）※3	2※4																																			
	残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転中※3	1※5																																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p>	<table border="1" data-bbox="1736 651 2510 1018"> <thead> <tr> <th data-bbox="1745 657 1923 745">適用される 原子炉の状態</th> <th data-bbox="1923 657 2220 745">要素</th> <th data-bbox="2220 657 2502 745">動作可能であるべき 所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 745 1923 840">運転 起動※2</td> <td data-bbox="1923 745 2220 840">代替自動減圧機能論理回路</td> <td data-bbox="2220 745 2502 840">1※6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 840 1923 934">高温停止※2</td> <td data-bbox="1923 840 2220 934">自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td data-bbox="2220 840 2502 934">2※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1923 934 2220 1018">代替自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td data-bbox="2220 934 2502 1018">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	適用される 原子炉の状態	要素	動作可能であるべき 所要数	運転 起動※2	代替自動減圧機能論理回路	1※6	高温停止※2	自動減圧起動阻止スイッチ	2※7		代替自動減圧起動阻止スイッチ	1	<p>きない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はバイパス機能を有していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低およびRHRポンプ吐出圧力高の要素は「6
適用される 原子炉の状態	要素	動作可能であるべき 所要数													
運転 起動※2	代替自動減圧機能論理回路	1※6													
高温停止※2	自動減圧起動阻止スイッチ	2※7													
	代替自動減圧起動阻止スイッチ	1													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>※3：A系論理は低圧炉心スプレイ系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。</p> <p>※4：「66-1-3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※5。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 原子炉水位異常低（L1）</td> <td rowspan="3">947cm以上※6 （圧力容器零レベルより）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>チャンネル校正を実施する※8。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>論理回路機能を確認する※9。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	計測制御課長	2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上※6 （圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1ヶ月に1回	発電課長	チャンネル校正を実施する※8。	定事検 停止時	計測制御課長	論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	計測制御課長	<p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p> <p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※7。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td rowspan="3">936cm以上※8 （圧力容器零レベルより）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>チャンネル校正を実施する※10。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>論理回路機能を確認する※11。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM	2. 原子炉水位異常低（レベル1）	936cm以上※8 （圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。	1ヶ月に1回	当直長	チャンネル校正を実施する※10。	定事検 停止時	計測制御GM	論理回路機能を確認する※11。	定事検 停止時	運転評価GM	<p>※4：代替自動減圧系A系においては、チャンネルAおよびチャンネルCの2チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、チャンネルBおよびチャンネルDの2チャンネルをいう。</p> <p>※5：代替自動減圧系A系においては、残留熱除去系A系および低圧炉心スプレイ系のうち1チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、残留熱除去系B系および残留熱除去系C系のうち1チャンネルをいう。</p> <p>※6：A系またはB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※7：A系およびB系の自動減圧起動阻止スイッチをいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※8。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 原子炉水位低（L1）</td> <td rowspan="3">381cm下方以上※9 （気水分離器下端より）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>チャンネル校正を実施する※12。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td>論理回路機能を確認する※13。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長（計装）	2. 原子炉水位低（L1）	381cm下方以上※9 （気水分離器下端より）	原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。	1箇月に1回	当直長	チャンネル校正を実施する※12。	定事検 停止時	課長（計装）	論理回路機能を確認する※13。	定事検 停止時	課長（計装）	<p>5-13-1主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																														
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	計測制御課長																																																														
2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上※6 （圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1ヶ月に1回	発電課長																																																														
		チャンネル校正を実施する※8。	定事検 停止時	計測制御課長																																																														
		論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	計測制御課長																																																														
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																														
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM																																																														
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	936cm以上※8 （圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。	1ヶ月に1回	当直長																																																														
		チャンネル校正を実施する※10。	定事検 停止時	計測制御GM																																																														
		論理回路機能を確認する※11。	定事検 停止時	運転評価GM																																																														
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																														
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長（計装）																																																														
2. 原子炉水位低（L1）	381cm下方以上※9 （気水分離器下端より）	原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。	1箇月に1回	当直長																																																														
		チャンネル校正を実施する※12。	定事検 停止時	課長（計装）																																																														
		論理回路機能を確認する※13。	定事検 停止時	課長（計装）																																																														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
3. 原子炉水位低（L3）	1,344cm以上 ^{※6} （圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 ^{※8}	0.94MPa[gage]	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※9} 。	1ヶ月に1回	当直長	3. 残留熱除去系ポンプ運転中	=	論理回路機能を確認する ^{※13} 。	定事検停止時	課長（計装）	【女川との相違】 ・女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低（L3）も要素としている。 【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定
		チャンネル校正を実施する ^{※8} 。	定事検停止時	計測制御課長			チャンネル校正を実施する ^{※10} 。	定事検停止時	計測制御GM						
		論理回路機能を確認する ^{※9} 。	定事検停止時	計測制御課長			論理回路機能を確認する ^{※11} 。	定事検停止時	運転評価GM						
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	0.98MPa[gage] ^{※6※10}	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。	1ヶ月に1回	発電課長	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	0.69MPa[gage] ^{※6※10}	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ運転中	=	論理回路機能を確認する ^{※13} 。	定事検停止時	課長（計装）	
		チャンネル校正を実施する ^{※8} 。	定事検停止時	計測制御課長			チャンネル校正を実施する ^{※8} 。	定事検停止時	計測制御課長						
		論理回路機能を確認する ^{※9} 。	定事検停止時	計測制御課長			論理回路機能を確認する ^{※9} 。	定事検停止時	計測制御課長						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
6. 始動タイム	10分以下	チャンネル校正を実施する ^{※8} 。	定事検 停止時	計測制 御課長	4. 始動タイム	10分以下	チャンネル校正を実施する ^{※10} 。	定事検 停止時	電気機 器GM	5. 始動タイム	10分以下	論理回路機能を確認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)	【島根固有】 ・島根は、チャンネル校正を論理回路機能の確認に含める。
		論理回路機能を確認する ^{※9} 。	定事検 停止時	計測制 御課長			論理回路機能を確認する ^{※11} 。	定事検 停止時	運転評 価GM			論理回路機能を確認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)	
<p>※5：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。</p> <p>※6：代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※8：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※9：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>					<p>※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。</p> <p>※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※10：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p>					<p>※8：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。</p> <p>※9：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※10：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※11：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※12：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※13：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>					
															<p>5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉				備考
※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。			※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。							【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間	要素	条件	要求される措置	完了時間	要素	条件	要求される措置	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する※12。 および	6時間	1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位異常低（レベル1） 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数又はチャンネル数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び	6時間	1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位低(L1) 3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転中 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数またはチャンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する※15。 および	6時間
	A2. 発電課長は、当該所要数またはチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間			A 2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間			A2. 当直長は、当該所要数またはチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間

【島根固有】
 ・島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考				
5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※14。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	※11：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。 ※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。 ※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※15：A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。	5. 自動減圧起動阻止スイッチ 6. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※16が動作可能であることを確認する※15。 および A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	断器閉を条件に設定 【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間		※14：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。 ※15：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※16：A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																												
<p>66-3-2 主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</td> <td>主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> </table> <p>※1：必要な配管およびアキュムレータを含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、「第30条 主蒸気逃がし安全弁」および「第39条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	主蒸気逃がし安全弁	6個	可搬型代替交流電源設備	※3	可搬型代替直流電源設備	※4	所内常設蓄電式直流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	常設代替直流電源設備	※7	項目	頻度	担当	1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	<p>66-3-2 主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</td> <td>主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>8個</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> </table> <p>※1：必要な配管及びアキュムレータを含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、「第30条 主蒸気逃がし安全弁」及び「第39条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	主蒸気逃がし安全弁	8個	可搬型代替交流電源設備	※3	可搬型直流電源設備	※4	所内蓄電式直流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	項目	頻度	担当	1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	<p>65-3-2 主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</td> <td>主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> </table> <p>※1：必要な配管およびアキュムレータを含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、第30条（主蒸気逃がし安全弁）および第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）の運転上の制限も確認する。 ※3：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-12-4 可搬型直流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	主蒸気逃がし安全弁	6個	可搬型代替交流電源設備	※3	可搬型直流電源設備	※4	所内常設蓄電式直流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	常設代替直流電源設備	※5	項目	頻度	担当	1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）	<p>TS-25 65-3-2 主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）</p>
項目	運転上の制限																																																																														
主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であること※1※2																																																																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																													
運転 起動 高温停止	主蒸気逃がし安全弁	6個																																																																													
	可搬型代替交流電源設備	※3																																																																													
	可搬型代替直流電源設備	※4																																																																													
	所内常設蓄電式直流電源設備	※5																																																																													
	常設代替交流電源設備	※6																																																																													
	常設代替直流電源設備	※7																																																																													
項目	頻度	担当																																																																													
1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長																																																																													
項目	運転上の制限																																																																														
主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること※1※2																																																																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																													
運転 起動 高温停止	主蒸気逃がし安全弁	8個																																																																													
	可搬型代替交流電源設備	※3																																																																													
	可搬型直流電源設備	※4																																																																													
	所内蓄電式直流電源設備	※5																																																																													
	常設代替交流電源設備	※6																																																																													
項目	頻度	担当																																																																													
1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																																													
項目	運転上の制限																																																																														
主蒸気逃がし安全弁（手動減圧）	主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること※1※2																																																																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																													
運転 起動 高温停止	主蒸気逃がし安全弁	6個																																																																													
	可搬型代替交流電源設備	※3																																																																													
	可搬型直流電源設備	※4																																																																													
	所内常設蓄電式直流電源設備	※5																																																																													
	常設代替交流電源設備	※6																																																																													
	常設代替直流電源設備	※5																																																																													
項目	頻度	担当																																																																													
1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）																																																																													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			・先行プラントも同様に、動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足していない場合、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）が少なくとも1個以上、動作不能となっていることから、保安規定第39条（非常炉心冷却系その1）の「自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合」における要求される措置に準じて、確認する設備および系列数を決めている。 確認する設備については柏崎では高圧炉心注水系2系列および原子炉隔離時冷却系、島根では高圧炉心スプレイ系（1系列）および原子炉隔離時冷却系となっており、ECCSの構成が異なることから相違が生じている
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間	A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、高圧炉心注水系2系列について動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間	A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が0.98MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																										
<p>66-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁の機能回復</td> <td>(1) 可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※¹ (3) 代替高圧窒素ガス供給系が動作可能であること※¹</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替直流電源設備による機能回復</td> <td>125V直流電源切替盤</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復</td> <td>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">運転起動高温停止</td> <td>高圧窒素ガスポンペ</td> <td>8本※³</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※ ¹ (3) 代替高圧窒素ガス供給系が動作可能であること※ ¹	適用される原子炉の状態	設備	所要数	可搬型代替直流電源設備による機能回復	125V直流電源切替盤	1個	可搬型代替直流電源設備	※2	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	1組	運転起動高温停止	高圧窒素ガスポンペ	8本※ ³	常設代替交流電源設備	※4	可搬型代替交流電源設備	※5			<p>66-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁の機能回復</td> <td>(1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※¹</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">可搬型直流電源設備による減圧系</td> <td>AM用切替装置（SRV）</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>運転起動高温停止</td> <td>逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系</td> <td>高圧窒素ガスポンペ 5本</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※ ¹	適用される原子炉の状態	設備	所要数	可搬型直流電源設備による減圧系	AM用切替装置（SRV）	1個	可搬型直流電源設備	※2	常設代替直流電源設備	※3	運転起動高温停止	逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系	1個		高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系	高圧窒素ガスポンペ 5本	<p>65-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁の機能回復</td> <td>(1) 可搬型直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系が動作可能であること (2) 逃がし安全弁窒素ガス供給系が動作可能であること※¹</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">可搬型直流電源設備による減圧系</td> <td>SRV用電源切替盤</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系</td> <td>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>逃がし安全弁窒素ガスポンペ</td> <td>15本</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転起動高温停止</td> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系が動作可能であること (2) 逃がし安全弁窒素ガス供給系が動作可能であること※ ¹	適用される原子炉の状態	設備	所要数	可搬型直流電源設備による減圧系	SRV用電源切替盤	1個	可搬型直流電源設備	※2	常設代替直流電源設備	※3	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）	2個	逃がし安全弁窒素ガスポンペ	15本	運転起動高温停止	可搬型直流電源設備	※2	常設代替直流電源設備	※3	可搬型代替交流電源設備	※4	所内常設蓄電式直流電源設備	※3	常設代替交流電源設備	※5	<p>TS-25 65-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の代替高圧窒素ガス供給系に該当する島根の設備は、自主対策設備に位置付けているため記載していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、逃がし安全弁窒素ガス供給系として代替交流電源設備以外の電源設備も本系統の構成設備としている。
項目	運転上の制限																																																																												
主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作可能であること※ ¹ (3) 代替高圧窒素ガス供給系が動作可能であること※ ¹																																																																												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																											
可搬型代替直流電源設備による機能回復	125V直流電源切替盤	1個																																																																											
	可搬型代替直流電源設備	※2																																																																											
主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	1組																																																																											
運転起動高温停止	高圧窒素ガスポンペ	8本※ ³																																																																											
	常設代替交流電源設備	※4																																																																											
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																																											
項目	運転上の制限																																																																												
主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること (2) 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること※ ¹																																																																												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																											
可搬型直流電源設備による減圧系	AM用切替装置（SRV）	1個																																																																											
	可搬型直流電源設備	※2																																																																											
	常設代替直流電源設備	※3																																																																											
運転起動高温停止	逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系	1個																																																																											
	高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系	高圧窒素ガスポンペ 5本																																																																											
項目	運転上の制限																																																																												
主蒸気逃がし安全弁の機能回復	(1) 可搬型直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系が動作可能であること (2) 逃がし安全弁窒素ガス供給系が動作可能であること※ ¹																																																																												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																											
可搬型直流電源設備による減圧系	SRV用電源切替盤	1個																																																																											
	可搬型直流電源設備	※2																																																																											
	常設代替直流電源設備	※3																																																																											
主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）	2個																																																																											
	逃がし安全弁窒素ガスポンペ	15本																																																																											
運転起動高温停止	可搬型直流電源設備	※2																																																																											
	常設代替直流電源設備	※3																																																																											
	可搬型代替交流電源設備	※4																																																																											
	所内常設蓄電式直流電源設備	※3																																																																											
	常設代替交流電源設備	※5																																																																											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
運 転 起 動 高温停止	代替高圧窒 素ガス供給 系	高圧窒素ガスポンペ	3本※6							【女川との相違】 ・女川の代替高圧窒素 ガス供給系に該当す る島根の設備は、自 主対策設備に位置付 けているため記載し ていない。	
		常設代替交流電源設備	※4								
		可搬型代替交流電源設 備	※5								
		代替所内電気設備	※7								
※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上 の制限等を定める。 ※3：A系4本およびB系4本をいう。 ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の 制限等を定める。 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上 の制限等を定める。 ※6：A系またはB系3本をいう。 ※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限 等を定める。				※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制 限等を定める。 ※3：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流 電源設備」において運転上の制限等を定める。			※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：第65条（65-12-4 可搬型直流電源設備）において運 転上の制限等を定める。 ※3：第65条（65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備およ び常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）におい て運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において 運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				(2) 確認事項			(2) 確認事項				
1. 可搬型代替直流電源設備による機能回復				1. 可搬型直流電源設備による減圧系			a. 可搬型直流電源設備による減圧系				
項 目		頻 度	担 当	項 目		頻 度	担 当	項 目		頻 度	担 当
1. 原子炉の状態が運転、起動および 高温停止において、125V直流 電源切替盤が使用可能であるこ とを外観点検により確認する。		1ヶ月に1回	発電課長	1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温 停止において、AM用切替装置(S RV)が使用可能であることを外 観点検により確認する。		1ヶ月 に1回	当直長	1. 原子炉の状態が運転、起動および高 温停止において、SRV用電源切替 盤が使用可能であることを外観点 検により確認する。		1箇月に1回	当直長
2. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復				2. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系			b. 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系				
項 目		頻 度	担 当	項 目		頻 度	担 当	項 目		頻 度	担 当
1. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型 蓄電池の蓄電池電圧が136V 以上であることを確認する。		定事検停止時	計測制御 課長	1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電 池電圧が131V以上であること を確認する。		定事検 停止時	計測制御 GM	1. 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助 盤室）の蓄電池電圧が108V以上で あることを確認する。		定事検停止時	課長（計 装）
2. 原子炉の状態が運転、起動お よび高温停止において、主蒸 気逃がし安全弁用可搬型蓄電 池が使用可能であることを確 認する。		3ヶ月に1回	防災課長	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温 停止において、逃がし安全弁用可 搬型蓄電池が使用可能であるこ とを確認する。		3ヶ月 に1回	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高 温停止において、主蒸気逃がし安全 弁用蓄電池（補助盤室）が使用可能 であることを確認する。		3箇月に1回	課長（計 装）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考																						
3. 高圧窒素ガス供給系（非常用）			3. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系			c. 逃がし安全弁窒素ガス供給系			【女川との相違】 ・女川の代替高圧窒素ガス供給系に該当する島根の設備は、自主対策設備に位置付けているため記載していない。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が 1.13MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（A）、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（B）、HPIN非常用窒素ガス入口弁（A）およびHPIN非常用窒素ガス入口弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 </td> <td>定事検 停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td> 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 </td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が 1.13MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（A）、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（B）、HPIN非常用窒素ガス入口弁（A）およびHPIN非常用窒素ガス入口弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回		発電課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 </td> <td>定事検 停止時</td> <td>原子炉 GM</td> </tr> <tr> <td> 2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 </td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	原子炉 GM	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	当直長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 逃がし安全弁窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、N₂ガスポンベ出口弁、逃がし弁N₂入口弁および逃がし弁N₂供給弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 </td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td> 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、逃がし安全弁用窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 </td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 逃がし安全弁窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、N ₂ ガスポンベ出口弁、逃がし弁N ₂ 入口弁および逃がし弁N ₂ 供給弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、逃がし安全弁用窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
項目	頻度	担当																													
1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が 1.13MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（A）、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（B）、HPIN非常用窒素ガス入口弁（A）およびHPIN非常用窒素ガス入口弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	発電課長																													
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長																													
項目	頻度	担当																													
1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	原子炉 GM																													
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	当直長																													
項目	頻度	担当																													
1. 逃がし安全弁窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、N ₂ ガスポンベ出口弁、逃がし弁N ₂ 入口弁および逃がし弁N ₂ 供給弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）																													
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、逃がし安全弁用窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																													
4. 代替高圧窒素ガス供給系																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 代替高圧窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 </td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td> 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 </td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 代替高圧窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																						
項目	頻度	担当																													
1. 代替高圧窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																													
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 可搬型代替直流電源設備による機能回復ができない場合 および 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復ができない場合	A1. 発電課長は、直流電源A系およびB系が動作可能であることを確認する。 および A2. 1. 発電課長は、代替措置※ ⁸ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または A2. 2. 防災課長は、代替措置※ ⁸ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間 3日間	A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合 および 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、直流電源A系及びB系が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに 3日間 3日間	A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合 および 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による減圧系が動作不能の場合	A1. 当直長は、直流電源A系およびB系が動作可能であることを確認する。 および A2. 1. 課長（計装）は、代替措置※ ⁶ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または A2. 2. 課長（計装）および課長（原子炉）は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁷ ※ ⁸ が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（計装）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	【女川との相違】 ・島根は自主対策設備による措置がある。
	B. 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作不能の場合 または 代替高圧窒素ガス供給系が動作不能の場合	B1. 発電課長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する※ ⁹ 。 および B2. 発電課長は、代替措置※ ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		速やかに 3日間	B. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作不能の場合		B 1. 当直長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する※ ⁶ 。 及び B 2. 1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに 3日間 3日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
	および B3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間		及び B3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間		および B3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	【島根固有】 ・島根は自主対策設備による措置に蓄電池を用いるものがある。
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
	および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間		及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間		および C2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間	
<p>※8：代替品の補充等をいう。</p> <p>※9：高圧窒素ガス供給圧力が「第39条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。</p>			<p>※4：代替品の補充等をいう。</p> <p>※5：代替逃がし安全弁駆動装置による減圧をいう。</p> <p>※6：高圧窒素ガス供給圧力が「第39条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。</p>			<p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（原子炉建物）による減圧をいう。</p> <p>※8：逃がし安全弁窒素ガス代替供給設備による減圧をいう。</p> <p>※9：窒素ガス供給圧力が第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）に定める値であることを確認する。</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																					
表 6 6 - 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ） （1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</td> <td>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2	表 6 6 - 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設） （1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設）</td> <td>低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（常設）	低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2	表 6 5 - 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 5 - 4 - 1 低圧原子炉代替注水系（常設） （1）運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧原子炉代替注水系（常設）</td> <td>低圧原子炉代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧原子炉代替注水系（常設）	低圧原子炉代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2	TS-25 6 5 - 4 - 1 低圧原子炉代替注水系（常設） 【島根固有】 ・島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。 ・島根は可搬型代替交流電源設備または所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 【島根固有】 ・柏崎、女川は復水移送ポンプを用いるため、冷温停止、燃料交換時において第40条の運転上の制限を確認する必要があるが、島根は通常運転時において待機状態の低圧原子炉代替注水ポンプを用いるため、先行同様の注釈は不要 【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）																																																									
項目	運転上の制限																																																																							
低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2																																																																							
項目	運転上の制限																																																																							
低圧代替注水系（常設）	低圧代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2																																																																							
項目	運転上の制限																																																																							
低圧原子炉代替注水系（常設）	低圧原子炉代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※4</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">冷温停止 燃料交換※3</td> <td>復水移送ポンプ※5</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※10</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※4	2台	復水貯蔵タンク	※6	可搬型代替交流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	※8	所内常設蓄電式直流電源設備	※9	代替所内電気設備	※10	冷温停止 燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台	復水貯蔵タンク	※6	可搬型代替交流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	※8	所内常設蓄電式直流電源設備	※9	代替所内電気設備	※10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※4</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">冷温停止 燃料交換※3</td> <td>復水移送ポンプ※5</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※9</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※4	2台	復水貯蔵槽	※6	可搬型代替交流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	※8	代替所内電気設備	※9	冷温停止 燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台	復水貯蔵槽	※6	可搬型代替交流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	※8	代替所内電気設備	※9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※3</td> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ※4</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※3	低圧原子炉代替注水ポンプ※4	1台		低圧原子炉代替注水槽	※5		常設代替交流電源設備	※6		代替所内電気設備	※7	【島根固有】 ・島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。 ・島根は可搬型代替交流電源設備または所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 【島根固有】 ・柏崎、女川は復水移送ポンプを用いるため、冷温停止、燃料交換時において第40条の運転上の制限を確認する必要があるが、島根は通常運転時において待機状態の低圧原子炉代替注水ポンプを用いるため、先行同様の注釈は不要 【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																						
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※4	2台																																																																						
	復水貯蔵タンク	※6																																																																						
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																																						
	常設代替交流電源設備	※8																																																																						
	所内常設蓄電式直流電源設備	※9																																																																						
	代替所内電気設備	※10																																																																						
冷温停止 燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台																																																																						
	復水貯蔵タンク	※6																																																																						
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																																						
	常設代替交流電源設備	※8																																																																						
	所内常設蓄電式直流電源設備	※9																																																																						
	代替所内電気設備	※10																																																																						
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																						
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※4	2台																																																																						
	復水貯蔵槽	※6																																																																						
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																																						
	常設代替交流電源設備	※8																																																																						
	代替所内電気設備	※9																																																																						
	冷温停止 燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台																																																																					
復水貯蔵槽		※6																																																																						
可搬型代替交流電源設備		※7																																																																						
常設代替交流電源設備		※8																																																																						
代替所内電気設備		※9																																																																						
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																						
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※3	低圧原子炉代替注水ポンプ※4	1台																																																																						
	低圧原子炉代替注水槽	※5																																																																						
	常設代替交流電源設備	※6																																																																						
	代替所内電気設備	※7																																																																						
※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：低圧代替注水系（常設）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：低圧原子炉代替注水系（常設）の注水ラインは、第65条（6 5 - 4 - 1 低圧原子炉代替注水系（常設）、6 5 - 4 - 2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）、6 5 - 5 - 4 残留熱代替除去系、6 5 - 6 - 1 格納容器代替スプレイ系（常設）、6 5 - 7 - 1 ペDESTAL代替注水系（常設）」、第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）および第40条（非常用炉心冷却系その2）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。																																																																						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」および「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※10：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 <u>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u> <u>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p> <p>※4：<u>低圧原子炉代替注水ポンプは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）および65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常設））の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>※5：<u>第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※6：<u>第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※7：<u>第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</u></p>	<p>およびペDESTAL代替注水系（常設）と設備を兼用している。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、代替循環冷却系として、新設の残留熱代替除去ポンプを用いる。</p> <p>【島根固有】 ・島根は通常運転時において待機状態の低圧原子炉代替注水ポンプを用いるため、第40条は関係しない。</p> <p>【島根固有】 ・島根は可搬型代替交流電源設備または所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が \square m ³ /h 以上で、揚程が m 以上および復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h 以上で、揚程が \square m 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h 以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h 以上、復水移送ポンプ1台で流量が \square m ³ /h 以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉 GM	1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m以上および流量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	定事検停止時	課長(原子炉)	
2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{*8} において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換 ^{*11} においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する ^{*12} 。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換 ^{*10} においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する ^{*11} 。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{*8} において、FLSR注水隔離弁および低圧注水系A系におけるA-RHR注水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{*11} において、RHR A系(B系) LPCI注入隔離弁、RHRヘッドスプレライン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、MUWCサンプリング取出止め弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*10} において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長				

【島根固有】
 ・島根は新設の系統から残留熱除去系注水配管へ直接接続しているため、先行同様の措置は不要

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根の低圧原子炉代替注水ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要</p>																								
(3) 要求される措置																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動 高温停止</td> <td>A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件		要求される措置	完了時間	運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動 高温停止</td> <td>A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他設備※13が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他設備※13が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動 高温停止</td> <td>A. 低圧原子炉代替注水系（常設）が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																								
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他設備※13が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																								
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運転起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
	B. 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※13} とともに、その他の設備 ^{※16} が動作可能であることを確認する。 および B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※12} とともに、その他設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。 及び B3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止 燃料交換※ 17	A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長および防災課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※18が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換※ 16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換※13	A. 低圧原子炉代替注水系（常設）が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長および課長（原子炉）は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	
※13：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※14：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※15：低圧代替注水系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。 ※16：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※17：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※13：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※14：高圧炉心注水系をいう。 ※15：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※16：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：高圧炉心スプレイ系をいう。 ※12：低圧注水系および低圧炉心スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				【女川との相違】 ・低圧原子炉代替注水系（常設）と同等の機能を持つ重大事故等対処設備の相違 【柏崎刈羽との相違】 ・機能喪失を想定するDB設備の相違

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※18:動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）および低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※17:動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※14:動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧原子炉代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="157 384 911 613"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系（常設） （直流駆動低圧注水系ポンプ）</td> <td>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作可能であること※ 1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="157 659 911 1173"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>低圧代替注水系（常設）</td> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ 1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">（直流駆動低圧注水系ポンプ）</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：直流駆動低圧注水系ポンプの注水ラインは、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（常設） （直流駆動低圧注水系ポンプ）	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作可能であること※ 1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	低圧代替注水系（常設）	直流駆動低圧注水系ポンプ 1台	（直流駆動低圧注水系ポンプ）	復水貯蔵タンク	※3	可搬型代替交流電源設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	所内常設蓄電式直流電源設備	※6		常設代替直流電源設備	※7			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川特有の設備
項目	運転上の制限																								
低圧代替注水系（常設） （直流駆動低圧注水系ポンプ）	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作可能であること※ 1※2																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																							
運転 起動 高温停止	低圧代替注水系（常設）	直流駆動低圧注水系ポンプ 1台																							
	（直流駆動低圧注水系ポンプ）	復水貯蔵タンク	※3																						
		可搬型代替交流電源設備	※4																						
		常設代替交流電源設備	※5																						
		所内常設蓄電式直流電源設備	※6																						
	常設代替直流電源設備	※7																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考															
(2) 確認事項 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">項目</th> <th style="width:15%;">頻度</th> <th style="width:15%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が m³/h 以上で、揚程が <input type="checkbox"/> m 以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>原子炉 課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課 長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、DCL I ポンプ吸込弁、DCL I 注入流量調整弁、HPCS 注入隔離弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課 長</td> </tr> <tr> <td>4. HPCS 注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課 長</td> </tr> </tbody> </table>			項目	頻度	担当	1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が m ³ /h 以上で、揚程が <input type="checkbox"/> m 以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、DCL I ポンプ吸込弁、DCL I 注入流量調整弁、HPCS 注入隔離弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長	4. HPCS 注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長			
項目	頻度	担当																		
1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が m ³ /h 以上で、揚程が <input type="checkbox"/> m 以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 課長																		
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長																		
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、DCL I ポンプ吸込弁、DCL I 注入流量調整弁、HPCS 注入隔離弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長																		
4. HPCS 注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間			
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		
	※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：低圧代替注水系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系（可搬型）</td> <td>低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※8</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	大容量送水ポンプ（タイプI）	※4	燃料補給設備	※5	起動	可搬型代替交流電源設備	※6	高温停止	常設代替交流電源設備	※7	冷温停止	代替所内電気設備	※8	<p>66-4-2 低圧代替注水系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系（可搬型）</td> <td>低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※8</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※4	燃料補給設備	※5	起動	可搬型代替交流電源設備	※6	高温停止	常設代替交流電源設備	※7	冷温停止	代替所内電気設備	※8	<p>65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</td> <td>低圧原子炉代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転</td> <td>大量送水車</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※8</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	低圧原子炉代替注水系（可搬型）	低圧原子炉代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	大量送水車	※4	燃料補給設備	※5	起動	可搬型代替交流電源設備	※6	高温停止	常設代替交流電源設備	※7	冷温停止	代替所内電気設備	※8	<p>TS-25 65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は遠隔手動弁操作設備が無いため記載していない。</p> <p>【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）およびペDESTAL代替注水系（常設）と設備を兼用している。</p>
項目	運転上の制限																																																																	
低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																
運転	大容量送水ポンプ（タイプI）	※4																																																																
	燃料補給設備	※5																																																																
起動	可搬型代替交流電源設備	※6																																																																
高温停止	常設代替交流電源設備	※7																																																																
冷温停止	代替所内電気設備	※8																																																																
項目	運転上の制限																																																																	
低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																
運転	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※4																																																																
	燃料補給設備	※5																																																																
起動	可搬型代替交流電源設備	※6																																																																
高温停止	常設代替交流電源設備	※7																																																																
冷温停止	代替所内電気設備	※8																																																																
項目	運転上の制限																																																																	
低圧原子炉代替注水系（可搬型）	低圧原子炉代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																
運転	大量送水車	※4																																																																
	燃料補給設備	※5																																																																
起動	可搬型代替交流電源設備	※6																																																																
高温停止	常設代替交流電源設備	※7																																																																
冷温停止	代替所内電気設備	※8																																																																
<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転</p>	<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-4-2 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上</p>	<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：低圧原子炉代替注水系（可搬型）の注水ラインは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）」、第65条（65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）」、第65条（65-5-4 残留熱代替除去系）」、第65条（65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）」、第65条（65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常設）」、第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）および第40条（非常用炉心冷却系その2）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4：第65条（65-19-1 大量送水車）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）におい</p>																																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	<p>の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	<p>て運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：<u>第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）</u>において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：<u>第65条（65-12-5 代替所内電気設備）</u>において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、低圧注水系B系におけるBRHR注水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</u></td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p><u>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u></p> <p><u>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p>	項目	頻度	担当	<u>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、低圧注水系B系におけるBRHR注水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</u>	1箇月に1回	当直長	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は低圧原子炉代替注水系（可搬）にて操作する弁があるため確認事項を記載している。</p>
項目	頻度	担当																			
(項目なし)	—	—																			
項目	頻度	担当																			
(項目なし)	—	—																			
項目	頻度	担当																			
<u>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、低圧注水系B系におけるBRHR注水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</u>	1箇月に1回	当直長																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。
		および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	3日間			及び A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	3日間			および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。	3日間	
		および A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間			及び A 1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間			および A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間	
						又は A 2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。	速やかに					
						及び A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。	3日間					
						及び A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	B. 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	B. 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。	速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。
		および B2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	3日間			及び B 2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	3日間			および B2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。	3日間	
		および B3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間			又は B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。	3日間			および B3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	
	C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
		および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間			及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			および C2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換 ^{※13}	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 発電課長または防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換 ^{※14}	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換 ^{※14}	A. 低圧原子炉代替注水系（可搬型）が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 当直長または課長（原子炉）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他の設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	
<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）をいう。</p> <p>※12：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p>				<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：高圧炉心注水系をいう。</p> <p>※12：消火系による低圧注水をいう。</p> <p>※13：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p>				<p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>※13：低圧注水系および低圧炉心スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p>				<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水系（可搬）と同等の機能を持つ重大事故等対処設備の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）および低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p><u>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p> <p>※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧原子炉代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																						
<p>表66-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>66-5-1 原子炉格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系</td> <td>原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">運転 起動 高温停止</td> <td>フィルタ装置</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口側圧力開放板</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口水素濃度</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	フィルタ装置	3個	フィルタ装置出口側圧力開放板	1個									フィルタ装置出口放射線モニタ	※3	フィルタ装置出口水素濃度	※3	可搬型窒素ガス供給装置	※4	大容量送水ポンプ（タイプI）	※5	<p>表66-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>66-5-1 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置</td> <td>格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">運転 起動 高温停止</td> <td>フィルタ装置</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>ラプチャーディスク</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>遠隔空気駆動弁操作ポンペ</td> <td>2本※3</td> </tr> <tr> <td>スクラバ水pH制御設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ドレン移送ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ドレンタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水素濃度</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	フィルタ装置	1個	よう素フィルタ	2個	ラプチャーディスク	2個	遠隔空気駆動弁操作ポンペ	2本※3	スクラバ水pH制御設備	1式	ドレン移送ポンプ	1台	ドレンタンク	1基	フィルタ装置出口放射線モニタ	※4	フィルタ装置水素濃度	※4	可搬型窒素供給装置	※5	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※6	<p>表65-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>65-5-1 格納容器フィルタベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器フィルタベント系</td> <td>格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">運転 起動 高温停止</td> <td>第1ベントフィルタスクラバ容器</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>圧力開放板</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ出口水素濃度</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個	圧力開放板	1個							第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	※3	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3	可搬型窒素供給装置	※4			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更 <p>TS-25 65-5-1 格納容器フィルタベント系 TS-75 格納容器フィルタベント系および残留熱代替除去系の運用について</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、スクラビング水及び金属フィルタと銀ゼオライトフィルタを、別々の容器で構成 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排出経路に設置する隔離弁は、電動弁のみで構成している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能である
項目	運転上の制限																																																																																								
原子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2																																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																							
運転 起動 高温停止	フィルタ装置	3個																																																																																							
	フィルタ装置出口側圧力開放板	1個																																																																																							
	フィルタ装置出口放射線モニタ	※3																																																																																							
	フィルタ装置出口水素濃度	※3																																																																																							
	可搬型窒素ガス供給装置	※4																																																																																							
	大容量送水ポンプ（タイプI）	※5																																																																																							
項目	運転上の制限																																																																																								
格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2																																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																							
運転 起動 高温停止	フィルタ装置	1個																																																																																							
	よう素フィルタ	2個																																																																																							
	ラプチャーディスク	2個																																																																																							
	遠隔空気駆動弁操作ポンペ	2本※3																																																																																							
	スクラバ水pH制御設備	1式																																																																																							
	ドレン移送ポンプ	1台																																																																																							
	ドレンタンク	1基																																																																																							
	フィルタ装置出口放射線モニタ	※4																																																																																							
	フィルタ装置水素濃度	※4																																																																																							
	可搬型窒素供給装置	※5																																																																																							
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※6																																																																																								
項目	運転上の制限																																																																																								
格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2																																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																							
運転 起動 高温停止	第1ベントフィルタスクラバ容器	4個																																																																																							
	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	1個																																																																																							
	圧力開放板	1個																																																																																							
	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	※3																																																																																							
	第1ベントフィルタ出口水素濃度	※3																																																																																							
	可搬型窒素供給装置	※4																																																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
			可搬型代替交流電源設備	※7		可搬型代替交流電源設備	※5	め、補給設備（薬品注入タンク）を自主対策設備として設置している。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、排水設備を自主対策設備として設置している。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根の配管ルートは、原子炉格納容器、スクラバ容器及び放出口の設置レベルを考慮し、ドレン溜まりが出来ないように、ドレンがスクラバ容器に戻るようなルート構成としており、ドレンタンクは不要な設計としている。 【島根固有】 ・島根の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、スクラビング水の補給設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、補給設備を自主対策設備と	
	可搬型代替直流電源設備	※6	可搬型直流電源設備	※8					
			常設代替交流電源設備	※9		常設代替交流電源設備	※6		
	常設代替直流電源設備	※7	常設代替直流電源設備	※10					
			代替所内電気設備	※11		代替所内電気設備	※7		
	所内常設蓄電式直流電源設備	※8							
	燃料補給設備	※9							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）および配管を含む。</p> <p>※2：次の（1）または（2）の期間は運転上の制限を適用しない。</p> <p>（1）原子炉を起動する時にドライウェル点検を実施する場合であって、原子炉の状態が起動以降、運転になってから24時間後までの期間</p> <p>（2）原子炉を停止する時にドライウェル点検を実施する場合であって、制御棒全挿入後の原子炉の状態が高温停止の期間</p> <p>※3：「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-5-3 可搬型窒素ガス供給装置」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。</p> <p>※2：原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：「66-5-2 耐圧強化ベント系」の遠隔空気駆動弁操作ポンペを兼ねる。</p> <p>※4：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-5-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※10：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作機構含む）および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉の起動時に格納容器内点検を実施する場合は、格納容器内点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：第65条（65-5-2 可搬式窒素供給装置）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p>	<p>して設置している。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排出経路に設置する隔離弁は交流電源により駆動する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排出経路に設置する隔離弁は、電動弁のみで構成している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、排水設備を自主対策設備として設置している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排出経路に設置する隔離弁は交流電源により駆動する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>※9：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. フィルタ装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. フィルタ装置のスクラバ溶液の の濃度が wt% 以上であることおよびpHが13以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時の原子炉起動前に1回</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライン隔離弁(A)、FCVSベントライン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉課長	2. フィルタ装置のスクラバ溶液の の濃度が wt% 以上であることおよびpHが13以上であることを確認する。	定事検停止時の原子炉起動前に1回	原子炉課長	3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライン隔離弁(A)、FCVSベントライン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離	定事検停止時	発電課長	<p>※11：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. よう素フィルタの性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. フィルタ装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>3. フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が wt%以上であること及びpHが 以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>4. ドレン移送ポンプの流量が9.1 m³/h、揚程が14.3m以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>5. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. よう素フィルタの性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	3. フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が wt%以上であること及びpHが 以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	原子炉GM	4. ドレン移送ポンプの流量が9.1 m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	5. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	<p>※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>2. 第1ベントフィルタスクラバ容器の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>3. 第1ベントフィルタスクラバ容器のスクラビング水の水酸化ナトリウムの濃度が約 wt%以上であることをおよびpHが13以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>4. 必要な電動駆動弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 遠隔手動弁操作機構を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（第一発電）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）	2. 第1ベントフィルタスクラバ容器の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）	3. 第1ベントフィルタスクラバ容器のスクラビング水の水酸化ナトリウムの濃度が約 wt%以上であることをおよびpHが13以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	課長（原子炉）	4. 必要な電動駆動弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	5. 遠隔手動弁操作機構を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認	定事検停止時	課長（第一発電）	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のスクラバ容器は、配置スペースの観点で容器をコンパクトに設計するため、スクラバ容器4個を並列で構成する設計としている。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、排水設備を自主対策設備として設置している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排出経路に設置する隔離弁は、電動弁のみで構成している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、遠隔手動弁操作機構を用いた弁が操作可能である
項目	頻度	担当																																																	
1. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉課長																																																	
2. フィルタ装置のスクラバ溶液の の濃度が wt% 以上であることおよびpHが13以上であることを確認する。	定事検停止時の原子炉起動前に1回	原子炉課長																																																	
3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライン隔離弁(A)、FCVSベントライン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離	定事検停止時	発電課長																																																	
項目	頻度	担当																																																	
1. よう素フィルタの性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																	
2. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																	
3. フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が wt%以上であること及びpHが 以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	原子炉GM																																																	
4. ドレン移送ポンプの流量が9.1 m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																	
5. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長																																																	
項目	頻度	担当																																																	
1. 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）																																																	
2. 第1ベントフィルタスクラバ容器の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）																																																	
3. 第1ベントフィルタスクラバ容器のスクラビング水の水酸化ナトリウムの濃度が約 wt%以上であることをおよびpHが13以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	課長（原子炉）																																																	
4. 必要な電動駆動弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長																																																	
5. 遠隔手動弁操作機構を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認	定事検停止時	課長（第一発電）																																																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
弁、D/Wベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。						する。			<p>こと等を定事検として実施するため、その担当は、課長（第一発電）としている。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、補給設備（薬品注入タンク）を自主対策設備として設置している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の排出経路に設置する隔離弁は、電動弁のみで構成している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、補給設備（薬品注入タンク）を自主対策設備として設置している。
			6. スクラバ水pH制御装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM				
4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉格納容器フィルタベント系が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	7. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	1ヶ月に1回	当直長	6. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器フィルタベント系が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	1箇月に1回	当直長	
5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてフィルタ装置のスクラバ水位が□mm以上および□mm以下であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、フィルタ装置のスクラバ水位が500mm以上及び2200mm以下であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	7. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、第1ベントフィルタスクラバ容器のスクラビング水位が1700mm以上および1900mm以下であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
			9. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長				
			10. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、スクラバ水pH制御装置が動作可能であることを確認する。また、水酸化ナトリウム水溶液の保有量がL以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉格納容器フィルタベント系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 および	速やかに	A. 格納容器圧力逃がし装置が動作不能の場合	A 1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに	A. 格納容器フィルタベント系が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および	速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、LOCA 時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する残留熱除去系の系列数を3系列としている。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、「原子炉格納容器の過圧破損防止機能」としての格納容器フィルタベント系と同等の機能を有するSA設備として残留熱代替除去系を設置しているが、「最終ヒートシンクへの熱の輸送機能」または「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能」としての格納容器フィルタベント系と同等の機能を有するSA設備を設置していないため、C設備を設定していない。また、これによりAOTは3日間としている。 （TS-75（格納容器フィルタベント系及
	A2. 発電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。 および	速やかに		A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに		A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および	速やかに	
	A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間		A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 及び	3日間		A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および	24時間	
	B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間		B 2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間		B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間	
※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※11：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系（W/W）をいう。</p> <p>※16：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※9：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>び残留熱代替除去系の運用について）参照）</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する残留熱除去系の系列数を3系列としているため、その他設備として、残留熱除去系に必要な非常用ディーゼル発電機等について、動作可能であることを確認する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、「原子炉格納容器の過圧破損防止機能」としての格納容器フィルタベント系と同等の機能を有するSA設備として残留熱代替除去系を設置しているが、「最終ヒートシンクへの熱の輸送機能」または「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能」としての格納容器フィルタベント系と同等の機能を有するSA設備を設置し

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
			<p>ていないため、C設備を設定していない。また、これによりAOTは3日間としている。なお、島根の耐圧強化ベントラインは、「最終ヒートシンクへの熱の輸送機能」の自主対策設備へ位置付けている。</p> <p>（TS-75 格納容器フィルタベント系及び残留熱代替除去系の運用について 参照）</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																														
<p>66-5-2 耐圧強化ベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="163 336 914 483"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐圧強化ベント系</td> <td>耐圧強化ベント系が動作可能であること ※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="163 525 914 924"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起 動 高温停止</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）および配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 ※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系が動作可能であること ※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動 高温停止	可搬型代替交流電源設備	4本	可搬型代替直流電源設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	常設代替直流電源設備	※6	所内常設蓄電式直流電源設備	※7	代替所内電気設備	※8	<p>66-5-2 耐圧強化ベント系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="964 336 1715 483"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐圧強化ベント系</td> <td>耐圧強化ベント系が動作可能であること ※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="964 525 1715 1071"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">運転 起 動 高温停止</td> <td>遠隔空気駆動弁操作ポンベ※3</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水素濃度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>耐圧強化ベント系放射線モニタ</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 ※3：「66-5-1 格納容器圧力逃がし装置」の遠隔空気駆動弁操作ポンベを兼ねる。 ※4：「66-5-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※9：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※10：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限</p>	項目	運転上の制限	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系が動作可能であること ※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動 高温停止	遠隔空気駆動弁操作ポンベ※3	4本	可搬型窒素供給装置	※4	フィルタ装置水素濃度	※5	耐圧強化ベント系放射線モニタ	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	可搬型直流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	※8	常設代替直流電源設備	※9	代替所内電気設備	※10		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の耐圧強化ベントラインは、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための自主対策設備に位置付けている。
項目	運転上の制限																																																
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系が動作可能であること ※1※2																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																															
運転 起 動 高温停止	可搬型代替交流電源設備	4本																																															
	可搬型代替直流電源設備	※4																																															
	常設代替交流電源設備	※5																																															
	常設代替直流電源設備	※6																																															
	所内常設蓄電式直流電源設備	※7																																															
	代替所内電気設備	※8																																															
項目	運転上の制限																																																
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系が動作可能であること ※1※2																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																															
運転 起 動 高温停止	遠隔空気駆動弁操作ポンベ※3	4本																																															
	可搬型窒素供給装置	※4																																															
	フィルタ装置水素濃度	※5																																															
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	※5																																															
	可搬型代替交流電源設備	※6																																															
	可搬型直流電源設備	※7																																															
	常設代替交流電源設備	※8																																															
	常設代替直流電源設備	※9																																															
代替所内電気設備	※10																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSベントライン隔離弁(A)、FCVSベントライン隔離弁(B)、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSベントライン隔離弁(A)、FCVSベントライン隔離弁(B)、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長		
項目	頻度	担当																						
1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSベントライン隔離弁(A)、FCVSベントライン隔離弁(B)、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																						
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																						
項目	頻度	担当																						
1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長																						
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																						
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長																						
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合※</td> <td>A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※¹⁰とともに、その他の設備※¹¹が動作可能であること</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合※	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹⁰ とともに、その他の設備※ ¹¹ が動作可能であること	速やかに	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※¹²とともに、その他の設備※¹³が動作可能であること</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹² とともに、その他の設備※ ¹³ が動作可能であること	速やかに											
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合※	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹⁰ とともに、その他の設備※ ¹¹ が動作可能であること	速やかに																						
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹² とともに、その他の設備※ ¹³ が動作可能であること	速やかに																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
9	とを確認する。 および A2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	合※11	とを確認する。 及び A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置※15を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 及び A4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間				
B. 条件A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間				
※9：耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 ※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※11：耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 ※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※14：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※15：代替品の補充等をいう。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																
<p>66-5-3 可搬型窒素ガス供給装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む。）および配管を含む。 ※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。 ※3：「66-12-7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が [] kPa[gage]、流量が [] Nm³/h 以上（窒素純度 [] vol%以上※4にて）であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、F</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬型窒素ガス供給装置	可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	可搬型窒素ガス供給装置	1台	常設代替交流電源設備	※2	燃料補給設備	※3	項目	頻度	担当	1. 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が [] kPa[gage]、流量が [] Nm ³ /h 以上（窒素純度 [] vol%以上※4にて）であることを確認する。	定事検停止時	防災課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、F	定事検停止時	発電課長	<p>66-5-3 可搬型窒素供給装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td>可搬型窒素供給装置が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が 0.5MPa、流量が70Nm³/h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬型窒素供給装置	可搬型窒素供給装置が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	可搬型窒素供給装置	1台	項目	頻度	担当	1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が 0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>65-5-2 可搬式窒素供給装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>可搬式窒素供給装置が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬式窒素供給装置の吐出圧力が 0.6MPa 以上で流量が100Nm³/h 以上（窒素純度99.9%以上※2にて）であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬式窒素供給装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬式窒素供給装置	可搬式窒素供給装置が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	可搬式窒素供給装置	1台	項目	頻度	担当	1. 可搬式窒素供給装置の吐出圧力が 0.6MPa 以上で流量が100Nm ³ /h 以上（窒素純度99.9%以上※2にて）であることを確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬式窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）	<p>TS-25 65-5-2 可搬式窒素供給装置</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の操作弁は手動弁のため、駆動用電源は不要。また、操作弁を原子炉建物南側（屋外）および原子炉建物付属棟に設置することで、事故時にアクセスできるため、遠隔手動弁操作機構は不要な設計としている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の操作弁は手動弁のため、他の設備と同様に確認事項としていない。また、
項目	運転上の制限																																																																		
可搬型窒素ガス供給装置	可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること※1																																																																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																	
運転 起動 高温停止	可搬型窒素ガス供給装置	1台																																																																	
	常設代替交流電源設備	※2																																																																	
	燃料補給設備	※3																																																																	
項目	頻度	担当																																																																	
1. 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が [] kPa[gage]、流量が [] Nm ³ /h 以上（窒素純度 [] vol%以上※4にて）であることを確認する。	定事検停止時	防災課長																																																																	
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																																	
3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、F	定事検停止時	発電課長																																																																	
項目	運転上の制限																																																																		
可搬型窒素供給装置	可搬型窒素供給装置が動作可能であること※1																																																																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																	
運転 起動 高温停止	可搬型窒素供給装置	1台																																																																	
項目	頻度	担当																																																																	
1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が 0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																																	
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																																	
項目	運転上の制限																																																																		
可搬式窒素供給装置	可搬式窒素供給装置が動作可能であること※1																																																																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																	
運転 起動 高温停止	可搬式窒素供給装置	1台																																																																	
項目	頻度	担当																																																																	
1. 可搬式窒素供給装置の吐出圧力が 0.6MPa 以上で流量が100Nm ³ /h 以上（窒素純度99.9%以上※2にて）であることを確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）																																																																	
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬式窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）																																																																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考																																						
<p>CVSベントライン隔離弁（A）、FCVSベントライン隔離弁（B）、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁、S/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>									<p>操作弁を原子炉建物南側（屋外）および原子炉建物付属棟に設置することで、事故時にアクセスできるため、遠隔手動弁操作機構は不要な設計としている。</p>																																						
※4：酸素濃度1%未満であることをもって確認する。			※2：酸素濃度1%未満であることをもって確認する。			※2：酸素濃度0.1%未満であることをもって確認する。																																									
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 可搬型窒素ガス供給装置が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>A3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 可搬型窒素ガス供給装置が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに		A3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 可搬型窒素供給装置が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>A3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>A4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 可搬型窒素供給装置が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	A3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	A4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 可搬式窒素供給装置が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>A3. 課長（原子炉）は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>A4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 可搬式窒素供給装置が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	A3. 課長（原子炉）は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	A4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。
条件	要求される措置	完了時間																																													
A. 可搬型窒素ガス供給装置が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに																																													
	A3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間																																													
	A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																													
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間																																												
条件	要求される措置	完了時間																																													
A. 可搬型窒素供給装置が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに																																													
	A3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間																																													
	A4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																													
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間																																												
条件	要求される措置	完了時間																																													
A. 可搬式窒素供給装置が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに																																													
	A3. 課長（原子炉）は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間																																													
	A4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																													
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間																																												
									<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する残留熱除去系の系列数を3系列としている。 																																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
できない場合		成できない場合	る。	できない場合		
<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※6：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等をいう。</p>		<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>		<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>		<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する残留熱除去系の系列数を3系列としているため、その他設備として、残留熱除去系に必要な非常用ディーゼル発電機等について、動作可能であることを確認する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>66-5-4 原子炉補機代替冷却水系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系</td> <td>原子炉補機代替冷却水系2系列^{※1}が動作可能であること^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1台×2^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、熱交換器ユニット1台およびホースをいう。</p> <p>※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系^{※8}のA系およびB系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む流路を構成できることを含む。</p> <p>なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む。）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、A系およびB系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換においては、A系またはB系どちらか1系列とする。</p> <p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	熱交換器ユニット	1台×2 ^{※4※5}			常設代替交流電源設備	※6	燃料補給設備	※7	<p>66-5-4 代替原子炉補機冷却系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉補機冷却系</td> <td>代替原子炉補機冷却系2系列^{※1}が動作可能であること^{※2※3}</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>大容量送水車（熱交換器ユニット用）</td> <td>1台×2^{※4}</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1式×2^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、大容量送水車（熱交換器ユニット用）1台、熱交換器ユニット1式及びホースをいう。</p> <p>※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却系のA系及びB系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁及び接続口を含む。</p> <p>なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系（接続口含む）は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、A系及びB系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、A系又はB系どちらか1系列とする。</p>	項目	運転上の制限	代替原子炉補機冷却系	代替原子炉補機冷却系2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2※3}	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水車（熱交換器ユニット用）	1台×2 ^{※4}	熱交換器ユニット	1式×2 ^{※4※5}	可搬型代替交流電源設備	※6	常設代替交流電源設備	※7	燃料補給設備	※8	<p>65-5-3 原子炉補機代替冷却系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機代替冷却系</td> <td>原子炉補機代替冷却系2系列^{※1}が動作可能であること^{※2※3}</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>1台×2^{※4}</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>1式×2^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、大型送水ポンプ車1台、移動式代替熱交換設備1式およびホースをいう。</p> <p>※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系のI系およびII系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む。</p> <p>なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む。）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、I系およびII系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換においては、I系またはII系どちらか1系列とする。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機代替冷却系	原子炉補機代替冷却系2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2※3}	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大型送水ポンプ車	1台×2 ^{※4}	移動式代替熱交換設備	1式×2 ^{※4※5}			常設代替交流電源設備	※6	燃料補給設備	※7		代替所内電気設備	※8	<p>TS-25 65-5-3 原子炉補機代替冷却系</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して受電するため、可搬型代替交流電源設備は不要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応する。
項目	運転上の制限																																																											
原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																																										
	熱交換器ユニット	1台×2 ^{※4※5}																																																										
	常設代替交流電源設備	※6																																																										
	燃料補給設備	※7																																																										
項目	運転上の制限																																																											
代替原子炉補機冷却系	代替原子炉補機冷却系2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2※3}																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水車（熱交換器ユニット用）	1台×2 ^{※4}																																																										
	熱交換器ユニット	1式×2 ^{※4※5}																																																										
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																										
	常設代替交流電源設備	※7																																																										
	燃料補給設備	※8																																																										
項目	運転上の制限																																																											
原子炉補機代替冷却系	原子炉補機代替冷却系2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2※3}																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大型送水ポンプ車	1台×2 ^{※4}																																																										
	移動式代替熱交換設備	1式×2 ^{※4※5}																																																										
	常設代替交流電源設備	※6																																																										
	燃料補給設備	※7																																																										
	代替所内電気設備	※8																																																										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※8：原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、「66-5-5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。 また、当該系統が動作不能時は、「第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：熱交換器ユニットは、第1保管エリアおよび第3保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</p> <p>※5：淡水ポンプおよび除熱ヘッダを含む。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉補機冷却系のB系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、運転上の制限も確認する。</p> <p>また、当該系統が動作不能時は、「第52条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大湊側に1セットずつ分散配置されていること。</p> <p>※5：代替原子炉補機冷却水ポンプを含む。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉補機冷却水系のII系の冷却ラインは、<u>第65条（65-5-4 残留熱代替除去系）</u>を兼ねる。 動作不能時は、<u>運転上の制限も確認する。</u></p> <p>また、当該系統が動作不能時は、<u>第52条（原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系）</u>の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：<u>大型送水ポンプ車および移動式代替熱交換設備</u>は、<u>第1保管エリアおよび第4保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</u></p> <p>※5：<u>移動式代替熱交換設備淡水ポンプ</u>を含む。</p> <p>※6：<u>第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）</u>において<u>運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※7：<u>第65条（65-12-6 燃料補給設備）</u>において<u>運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※8：<u>第65条（65-12-5 代替所内電気設備）</u>において<u>運転上の制限等を定める。</u></p>	<p>（比較のため女川注記を前後させている）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して受電するため、可搬型代替交流電源設備は不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。	2年に1回	原子炉課長	1. 熱交換器ユニット(P27-D2000, D3000, D4000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が650m ³ /h以上で揚程が65m以上。 ・流量が680m ³ /h以上で揚程が56m以上。 ・流量が700m ³ /h以上で揚程が53m以上。	2年に1回	原子炉GM	1. <u>移動式代替熱交換設備の移動式代替熱交換設備淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。</u> ・流量が600m ³ /h以上で揚程が55m以上。	2年に1回	課長 (原子炉)	【女川との相違】 ・島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応するため、確認事項を定める。 【島根固有】 ・島根はI系とII系を切り替えて常用系へ送水可能なため、1箇月に1回動作確認を行う。
			2. 熱交換器ユニット(P27-D1000, D5000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で揚程が <input type="text"/> m 以上。	2年に1回	原子炉GM	2. <u>大型送水ポンプ車の流量および吐出圧力が以下を満足していることを確認する。</u> ・流量が780m ³ /h以上で吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上。 ・流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上。	1年に1回	課長 (タービン)	
			3. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が <input type="text"/> m ³ /h 以上で吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM	3. <u>原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</u>	1箇月に1回 ※9	当直長	
2. RCW常用冷却水供給側分離弁(A)、RCW常用冷却水供給側分離弁(B)、RCW常用冷却水戻り側分離弁(A)、RCW常用冷却水戻り側分離弁(B)、RCW代替冷却水不要負荷分離弁(A)、およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁(B)が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
3. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	5. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 大型送水ポンプ車が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）	【女川との相違】 ・島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応するため、確認事項を定める。
4. RHR熱交換器（A）冷却水出口弁、RHR熱交換器（B）冷却水出口弁、FPC熱交換器（A）冷却水出口弁およびFPC熱交換器（B）冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	6. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	5. 移動式代替熱交換設備が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）	
			7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	6. 原子炉補機冷却水系におけるRHR熱交冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	
						※9：原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁を点検のため全閉としている場合を除く。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉補機冷却水系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A 1. 当直長は、残りの代替原子炉補機冷却系が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 課長（原子炉）および課長（タービン）は、残りの原子炉補機代替冷却系が動作可能であることを確認する。	速やかに	
		および A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。	速やかに			及び A 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。	速やかに			および A2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	速やかに	
		および A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	10日間			及び A 3. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	10日間			および A3. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。	10日間	
		または A3. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間			又は A 3. 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間			または A3. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間	
		および A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間			及び A 4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間			および A4. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
運 転 起 動 高温停止	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および B2.1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 または B2.2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 10日間	運 転 起 動 高温停止	B. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が1系列未満の場合	B 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 10日間	運 転 起 動 高温停止	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却系が1系列未満の場合	B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2.1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 または B2.2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 10日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
運転 起動 高温停止	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	運転 起動 高温停止	E. 条件 A, B, C 又は D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、高温停止にする。 及び E 2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	運転 起動 高温停止	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 および E2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が2系列未満の場合 または 原子炉補機冷却水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 発電課長または防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 または A2. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却水系が2系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 又は A 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が2系列未満の場合 または 原子炉補機冷却水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 当直長、課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 または A2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの原子炉補機冷却水系1系列、原子炉補機冷却海水系2系列および非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：大容量送水ポンプ（タイプI）にて原子炉補機冷却水系の淡水側に海水直接通水を行う除熱をいう。</p>				<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの原子炉補機冷却水系2系列、原子炉補機冷却海水系3系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：大容量送水車（熱交換器ユニット用）又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ（移動式変圧器を含む）にて海水直接通水を行う除</p>				<p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：残りの原子炉補機冷却水系1系列、原子炉補機海水系2系列および非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：大型送水ポンプ車にて海水直接通水を行う除熱をいう。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>熱をいう。</p> <p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※13：代替品の補充等。</p> <p>※14：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																														
<p>66-5-5 代替循環冷却系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替循環冷却系</td> <td>代替循環冷却系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>代替循環冷却ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サプレッションチェンバ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：代替循環冷却系の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」、「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」、「第39条 非常用炉心冷却系 その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：代替循環冷却系ポンプは、「66-5-5 代替循環冷却系」および「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※4：「第46条 サプレッションプールの水位」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ※3	1台	サプレッションチェンバ	※4	原子炉補機代替冷却水系	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	燃料補給設備	※8	<p>66-5-5 代替循環冷却系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替循環冷却系</td> <td>代替循環冷却系が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※2</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>サプレッション・チェンバ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>代替原子炉補機冷却系</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：「第46条 サプレッションプールの水位」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※2	2台	サプレッション・チェンバ	※3	可搬型代替交流電源設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	代替原子炉補機冷却系	※6	代替所内電気設備	※7	燃料補給設備	※8	<p>65-5-4 残留熱代替除去系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱代替除去系</td> <td>残留熱代替除去系が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>残留熱代替除去ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サプレッションチェンバ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却系</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：残留熱代替除去系の注水ラインは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）、65-5-4 残留熱代替除去系、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）、65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）、65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常設）、65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型）および第39条（非常用炉心冷却系 その1）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：第46条（サプレッションチェンバの水位）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	残留熱代替除去系	残留熱代替除去系が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	残留熱代替除去ポンプ	1台	サプレッションチェンバ	※3	常設代替交流電源設備	※4	原子炉補機代替冷却系	※5	代替所内電気設備	※6	燃料補給設備	※7	<p>TS-25 65-5-4 残留熱代替除去系 TS-91 テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は代替循環冷却系として新設設備を用いる。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根の残留熱代替除去系は常設代替交流電源設備から受電するため、可搬型代替交流電源設備は不要 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は残留熱代替除去系の兼用範囲を記載</p> <p>【島根固有】 ・島根の残留熱代替除去ポンプは他設備と兼用しない。</p>
項目	運転上の制限																																																																
代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること※1※2																																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																															
運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ※3	1台																																																															
	サプレッションチェンバ	※4																																																															
	原子炉補機代替冷却水系	※5																																																															
	常設代替交流電源設備	※6																																																															
	代替所内電気設備	※7																																																															
	燃料補給設備	※8																																																															
項目	運転上の制限																																																																
代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること※1																																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																															
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※2	2台																																																															
	サプレッション・チェンバ	※3																																																															
	可搬型代替交流電源設備	※4																																																															
	常設代替交流電源設備	※5																																																															
	代替原子炉補機冷却系	※6																																																															
	代替所内電気設備	※7																																																															
燃料補給設備	※8																																																																
項目	運転上の制限																																																																
残留熱代替除去系	残留熱代替除去系が動作可能であること※1※2																																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																															
運転 起動 高温停止	残留熱代替除去ポンプ	1台																																																															
	サプレッションチェンバ	※3																																																															
	常設代替交流電源設備	※4																																																															
	原子炉補機代替冷却系	※5																																																															
	代替所内電気設備	※6																																																															
	燃料補給設備	※7																																																															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>※4：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>※4：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-5-3 原子炉補機代替冷却系）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の残留熱代替除去系は常設代替交流電源設備から受電するため、可搬型代替交流電源設備は不要 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は1箇月に1回動作確認を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は新設の系統から残留熱除去系注水配管へ直接接続しているため、先行同様の措置は不要 																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替循環冷却ポンプの流量が□m³/h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. RHR MUWC連絡第一弁およびRHR MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 代替循環冷却ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	2. RHR MUWC連絡第一弁およびRHR MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	3. T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程がm以上、流量が□m³/h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m³/h以上確保可能であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 残留熱除去系高圧炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高圧炉心注水系第二止め弁、下部ドライウエル注水ライン隔離弁及び下部ドライウエル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する^{※9}。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程がm以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 残留熱除去系高圧炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高圧炉心注水系第二止め弁、下部ドライウエル注水ライン隔離弁及び下部ドライウエル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する ^{※9} 。	1ヶ月に1回	当直長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 残留熱代替除去ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(原子炉)</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、残留熱代替除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 残留熱代替除去ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検停止時	課長(原子炉)	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、残留熱代替除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
項目	頻度	担当																																								
1. 代替循環冷却ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長																																								
2. RHR MUWC連絡第一弁およびRHR MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																																								
3. T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																																								
4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程がm以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																								
2. 残留熱除去系高圧炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高圧炉心注水系第二止め弁、下部ドライウエル注水ライン隔離弁及び下部ドライウエル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長																																								
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長																																								
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する ^{※9} 。	1ヶ月に1回	当直長																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 残留熱代替除去ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検停止時	課長(原子炉)																																								
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、残留熱代替除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプバイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR A系LPCI注入隔離弁、RHR熱交換器（A）バイパス弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁およびRHR A系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	5. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、 <u>RHR RHARライン入口止め弁、RHRライン流量調整弁、RHR PCVスプレイ連絡ライン流量調整弁、RHR A-F LSR連絡ライン止め弁、RHR A-F LSR連絡ライン流量調整弁、A-RHR注水弁およびB-RHRドライウェル第2スプレイ弁</u> が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	【柏崎刈羽との相違】 ・島根の残留熱代替除去ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要
6. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、RHR B系LPCI注入隔離弁およびRHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調整弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長				

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
（3）要求される措置				（3）要求される措置			（3）要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	A. 代替循環冷却系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、 残留熱除去系3 系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、 低圧炉心スプレイ系 を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	A. 代替循環冷却系が動作不能の場合	A1. 当直長は、 格納容器スプレイ冷却系1 系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	A. 残留熱代替除去系が動作不能の場合	A1. 当直長は、 格納容器冷却系1 系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、 <u>その他の設備※9</u> が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	【女川との相違】 ・島根は残留熱代替除去系の機能として格納容器下部への注水を含んでいないことから、対応する設計基準事故対処設備が異なる。
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：起動した格納容器スプレイ冷却系に関連する非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：起動した格納容器冷却系に関連する非常用ディーゼル発電機1台（ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く ）、原子炉補機冷却水系1系列および原子炉補機海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																														
<p>66-5-6 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の水素濃度 および 酸素濃度の監視</td> <td>格納容器内水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td>格納容器内水素濃度 (D/W)</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度 (S/C)</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気酸素濃度</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。なお、格納容器内雰囲気酸素濃度は、「第48条 格納容器内の酸素濃度」と兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	格納容器内の水素濃度 および 酸素濃度の監視	格納容器内水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	※1	格納容器内水素濃度 (S/C)	※1	格納容器内雰囲気水素濃度	※1	格納容器内雰囲気酸素濃度	※1	<p>66-5-6 格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の水素濃度 及び酸素濃度の監視</td> <td>格納容器内水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td>格納容器内水素濃度</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度 (SA)</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。なお、格納容器内酸素濃度は、「第48条 格納容器内の酸素濃度」と兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	格納容器内の水素濃度 及び酸素濃度の監視	格納容器内水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度	※1	格納容器内水素濃度 (SA)	※1	格納容器内酸素濃度	※1	<p>65-5-5 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の水素濃度 および酸素濃度の監視</td> <td>格納容器水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td>格納容器水素濃度 (B系)</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器水素濃度 (SA)</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器酸素濃度 (B系)</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>格納容器酸素濃度 (SA)</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。なお、格納容器酸素濃度 (B系) は、第48条（格納容器内の酸素濃度）と兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	格納容器内の水素濃度 および酸素濃度の監視	格納容器水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	格納容器水素濃度 (B系)	※1	格納容器水素濃度 (SA)	※1	格納容器酸素濃度 (B系)	※1	格納容器酸素濃度 (SA)	※1	<p>TS-25 65-5-5 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうち1系統を重大事故等対処設備としても使用する。 島根は、既設の格納容器酸素濃度のうち1系統を重大事故等対処設備としても使用する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、格納容器酸素濃度 (SA) を重大事故等対処設備として新設する。
項目	運転上の制限																																																
格納容器内の水素濃度 および 酸素濃度の監視	格納容器内水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																															
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	※1																																															
	格納容器内水素濃度 (S/C)	※1																																															
	格納容器内雰囲気水素濃度	※1																																															
	格納容器内雰囲気酸素濃度	※1																																															
項目	運転上の制限																																																
格納容器内の水素濃度 及び酸素濃度の監視	格納容器内水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																															
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度	※1																																															
	格納容器内水素濃度 (SA)	※1																																															
	格納容器内酸素濃度	※1																																															
項目	運転上の制限																																																
格納容器内の水素濃度 および酸素濃度の監視	格納容器水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること																																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																															
運転 起動 高温停止	格納容器水素濃度 (B系)	※1																																															
	格納容器水素濃度 (SA)	※1																																															
	格納容器酸素濃度 (B系)	※1																																															
	格納容器酸素濃度 (SA)	※1																																															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>表66-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</td> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	2台	復水貯蔵タンク	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	所内常設蓄電式直流電源設備	※8	<p>表66-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</td> <td>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	2台	復水貯蔵槽	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>表65-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器代替スプレイ系（常設）</td> <td>格納容器代替スプレイ系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器代替スプレイ系（常設）	格納容器代替スプレイ系（常設）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	低圧原子炉代替注水ポンプ※3	1台	低圧原子炉代替注水槽	※4	常設代替交流電源設備	※5	代替所内電気設備	※6	<p>TS-25 65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型代替交流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系（常設、可搬型）、ペDESTAL代替注水系（常設）および格納容器代替スプレイ系（可搬型）と設備を兼用している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は代替循環冷却
項目	運転上の制限																																																								
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	2台																																																							
	復水貯蔵タンク	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
	所内常設蓄電式直流電源設備	※8																																																							
項目	運転上の制限																																																								
代替格納容器スプレイ冷却系（常設）	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	2台																																																							
	復水貯蔵槽	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
項目	運転上の制限																																																								
格納容器代替スプレイ系（常設）	格納容器代替スプレイ系（常設）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	低圧原子炉代替注水ポンプ※3	1台																																																							
	低圧原子炉代替注水槽	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	代替所内電気設備	※6																																																							
	<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）のスプレイラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」および「66-7-1 格納容器下</p>	<p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p> <p>※2：代替格納容器スプレイ冷却系（常設）のスプレイラインは、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部</p>	<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：格納容器代替スプレイ系（常設）のスプレイラインは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）、65-5-4 残留熱代替除去系、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）、65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）、65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常設）、65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型））および第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：低圧原子炉代替注水ポンプは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設））および65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常</p>																																																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
<p>部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ2台運転にて流量が \square m³/h 以上、揚程が \square m 以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する※9。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ2台運転にて流量が \square m ³ /h 以上、揚程が \square m 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m³/h 以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が \square m³/h 以上確保可能であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する※8。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h 以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h 以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する※8。	1ヶ月に1回	当直長	<p>設))の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：第65条(65-11-1 重大事故等収束のための水源)において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条(65-12-1 常設代替交流電源設備)において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条(65-12-5 代替所内電気設備)において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m以上で、流量が \square m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(原子炉)</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m以上で、流量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	定事検停止時	課長(原子炉)	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	<p>系として、新設の残留熱代替除去ポンプを用いる。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型代替交流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は新設の系統から残留熱除去系注水配管へ直接接続しているため、先行同様の措置は不要
項目	頻度	担当																																		
1. 復水移送ポンプ2台運転にて流量が \square m ³ /h 以上、揚程が \square m 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長																																		
2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																																		
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長																																		
項目	頻度	担当																																		
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h 以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h 以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																		
2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長																																		
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する※8。	1ヶ月に1回	当直長																																		
項目	頻度	担当																																		
1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m以上で、流量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	定事検停止時	課長(原子炉)																																		
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、MUWCサンプリング取出止め弁、FPMUWポンプ吸込弁、RHRヘッドスプレライン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔離弁、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁およびRHR B系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、FLSR注水隔離弁、残留熱除去系A系におけるA-RHRドライウェル第1スプレイ弁およびA-RHRドライウェル第2スプレイ弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

【島根固有】
 ・島根の低圧原子炉代替注水ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要

(3) 要求される措置

(3) 要求される措置

(3) 要求される措置

条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時期
A. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	A. 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	A. 格納容器代替スプレイ系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、格納容器冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他設備※8が動作可能であることを確認する。 および A2. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は格納容器代替スプレイ系（可搬型）をC設備として設定しているため、「同等な機能を持つSA設備」および「30日間」としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。および B2. 当直長は、冷温停止にする	24時間 36時間	
<p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。</p>			<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：消火系による格納容器スプレイをいう。（時間短縮の補完措置含む）</p>			<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※8：起動した格納容器冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：格納容器代替スプレイ系（可搬型）をいう。（時間短縮の補完措置含む。）。</p>			<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根はSA設備である格納容器代替スプレイ系（可搬型）をC設備として設定している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</td> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	燃料補給設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）</td> <td>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3	燃料補給設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器代替スプレイ系（可搬型）</td> <td>格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>大量送水車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器代替スプレイ系（可搬型）	格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	大量送水車	※3	燃料補給設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>TS-25 65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は遠隔手動弁操作設備が無いため記載していない。</p> <p>【島根固有】 ・島根はペDESTAL代替注水系（常設）および65-7-3格納容器代替スプレイ系（可搬型）と設備を兼用している。</p>
項目	運転上の制限																																																								
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																																							
	燃料補給設備	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
項目	運転上の制限																																																								
代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3																																																							
	燃料補給設備	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
項目	運転上の制限																																																								
格納容器代替スプレイ系（可搬型）	格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	大量送水車	※3																																																							
	燃料補給設備	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）のスプレイラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができることをいう。</p> <p>※2：代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）のスプレイラインは、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：格納容器代替スプレイ系（可搬型）のスプレイラインは、第65条（65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設））、第65条（65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型））、第65条（65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常設））、第65条（65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型））、第65条（65-5-4 残留熱代替除去系）および第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：第65条（65-19-1 大量送水車）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p>																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	<p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作不能の場合</td> <td>A1. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が</td> <td>速やかに 3日間 30日間 速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	条件	要求される措置	完了時間	A. 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が	速やかに 3日間 30日間 速やかに 3日間	<p>※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、B-RHRドライウェル第2スプレイ弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、格納容器冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、B-RHRドライウェル第2スプレイ弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 当直長は、格納容器冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器代替スプレイ系（可搬型）にて操作する弁があるため、確認事項を記載している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。
項目	頻度	担当																																					
(項目なし)	—	—																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																																					
項目	頻度	担当																																					
(項目なし)	—	—																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が	速やかに 3日間 30日間 速やかに 3日間																																					
項目	頻度	担当																																					
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、B-RHRドライウェル第2スプレイ弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 当直長は、格納容器冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																																					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
				動作可能であることを確認する。					
			及び	A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間				
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※9：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※10：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）をいう。	※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※9：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※10：代替格納容器スプレイ冷却系（常設）をいう。	※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※9：起動した格納容器冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※10：格納容器代替スプレイ系（常設）をいう。	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>表 6 6 - 7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>6 6 - 7 - 1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</td> <td>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	1台	復水貯蔵タンク	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	所内常設蓄電式直流電源設備	※8	<p>表 6 6 - 7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器下部注水系（常設）</td> <td>格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	1台	復水貯蔵槽	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>表 6 5 - 7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>6 5 - 7 - 1 ペDESTAL代替注水系（常設）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペDESTAL代替注水系（常設）</td> <td>ペDESTAL代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ペDESTAL代替注水系（常設）	ペDESTAL代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	低圧原子炉代替注水ポンプ※3	1台	低圧原子炉代替注水槽	※4	常設代替交流電源設備	※5	代替所内電気設備	※6	<p>TS-25 6 5 - 7 - 1 ペDESTAL代替注水系（常設）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。 島根は可搬型代替交流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系（常設、可搬型）、格納容器代替スプレイ系（常設、可搬型）および非常用炉心冷却系と設備を兼用している。 島根のペDESTAL代替注水系（可搬型）は、設備を兼用して
項目	運転上の制限																																																								
原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	1台																																																							
	復水貯蔵タンク	※4																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																							
	常設代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
	所内常設蓄電式直流電源設備	※8																																																							
項目	運転上の制限																																																								
格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	1台																																																							
	復水貯蔵槽	※4																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																							
	常設代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
項目	運転上の制限																																																								
ペDESTAL代替注水系（常設）	ペDESTAL代替注水系（常設）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	低圧原子炉代替注水ポンプ※3	1台																																																							
	低圧原子炉代替注水槽	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	代替所内電気設備	※6																																																							
<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 7 - 1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」および「6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p> <p>※2：格納容器下部注水系（常設）の注水ラインは、「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」、「6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（可搬型）」及び「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：ペDESTAL代替注水系（常設）の注水ラインは、第6 5条（6 5 - 4 - 1 低圧原子炉代替注水系（常設）、6 5 - 4 - 2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）、6 5 - 5 - 4 残留熱代替除去系、6 5 - 6 - 1 格納容器代替スプレイ系（常設）、6 5 - 6 - 2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）、6 5 - 7 - 1 ペDESTAL代替注水系（常設）、6 5 - 7 - 3 格納容器代替スプレイ系（可搬型））および第3 9条（非常用炉心冷却系の1〔2号炉〕）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p>																																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」および「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：低圧原子炉代替注水ポンプは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）および65-7-1 ペDESTAL代替注水系（常設））の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	<p>いない。</p> <p>・島根は原子炉格納容器下部への注水に格納容器代替スプレイ系（可搬型）を用いる。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根は代替循環冷却系として、新設の残留熱代替除去ポンプを用いる。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は可搬型代替交流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。</p>																											
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="163 1276 914 1904"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m³/h以上で、揚程が□m以上および流量が□m³/h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上および流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検 停止時	発電課長	2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	発電課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="964 1276 1715 1904"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>原子炉 GM</td> </tr> <tr> <td>2. 復水補給水系における下部ドライウェル注水流量調節弁及び下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動し</td> <td>定事検 停止時</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 GM	2. 復水補給水系における下部ドライウェル注水流量調節弁及び下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	当直長	3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動し	定事検 停止時	当直長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1751 1276 2493 1904"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	課長（原子炉）	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は新設の系統から残留熱除去系注水配管へ直接接続しているため、先行同様の措置は不要</p>
項目	頻度	担当																												
1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上および流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検 停止時	発電課長																												
2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	発電課長																												
項目	頻度	担当																												
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 GM																												
2. 復水補給水系における下部ドライウェル注水流量調節弁及び下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	当直長																												
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動し	定事検 停止時	当直長																												
項目	頻度	担当																												
1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	課長（原子炉）																												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長	た弁の開閉状態を確認する。			2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根は原子炉運転中に動作確認できる弁があるため、確認事項に記載している。
4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MUWCサンプリング取出止め弁、FPMUWポンプ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※8。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、FLSR注水隔離弁、残留熱除去系A系におけるA-RHRドライウェル第1スプレイ弁およびA-RHRドライウェル第2スプレイ弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。						【島根固有】 ・島根の低圧原子炉代替注水ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			【柏崎刈羽との相違】 ・島根はLOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上であることから、γ設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時期	
A. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長または防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	A. 格納容器下部注水系（常設）が動作不能の場合	A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。 及び A 1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	A. ペDESTAL代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他設備※8が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
			又は A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※12が動作可能であることを確認する。 及び A2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに					【柏崎刈羽との相違】 ・島根は当該機能を補完する自主対策設備がなくD設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要
				3日間					
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする	24時間 36時間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根はLOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上であることから、γ設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。 【島根固有】 ・島根は格納容器代替スプレイ系（可搬型）もC設備として設定
※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※12：原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。		※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			
			※11：格納容器下部注水系（可搬型）をいい、当該システムに要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。			※9：ペDESTAL代替注水系（可搬型）または格納容器代替スプレイ系（可搬型）をいう。（時間短縮の補完措置を含む。）			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>※12：消火系による格納容器下部注水をいう。</p>		<p>している。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当該機能を補完する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器下部注水系（可搬型）</td> <td>格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の注水ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」および「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器下部注水系（可搬型）	格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	燃料補給設備	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>66-7-2 格納容器下部注水系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器下部注水系（可搬型）</td> <td>格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができることをいう。</p> <p>※2：格納容器下部注水系（可搬型）の注水ラインは、「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」、「66-7-2 格納容器下部注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器下部注水系（可搬型）	格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3	燃料補給設備	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>65-7-2 ペDESTAL代替注水系（可搬型）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペDESTAL代替注水系（可搬型）</td> <td>ペDESTAL代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>大量送水車</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。</p> <p>※2：第65条（65-19-1 大量送水車）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	ペDESTAL代替注水系（可搬型）	ペDESTAL代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	大量送水車	※2	燃料補給設備	※3	可搬型代替交流電源設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	代替所内電気設備	※6	<p>TS-25 65-7-2 ペDESTAL代替注水系（可搬型）</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は遠隔手動弁操作設備が無いため記載していない。 【島根固有】 ・島根は当該系統に兼用するラインが無いため記載不要</p>
項目	運転上の制限																																																								
格納容器下部注水系（可搬型）	格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																																							
	燃料補給設備	※4																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																							
	常設代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
項目	運転上の制限																																																								
格納容器下部注水系（可搬型）	格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3																																																							
	燃料補給設備	※4																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																							
	常設代替交流電源設備	※6																																																							
	代替所内電気設備	※7																																																							
項目	運転上の制限																																																								
ペDESTAL代替注水系（可搬型）	ペDESTAL代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止	大量送水車	※2																																																							
	燃料補給設備	※3																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※4																																																							
	常設代替交流電源設備	※5																																																							
	代替所内電気設備	※6																																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																												
<p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および</td> <td>A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>および</td> <td>A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに	および	A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。	3日間	および	A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間	<p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合</td> <td>A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td>A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>A2. 2. 当直長は、当該機能を補完</td> <td>3日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに	及び	A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。	3日間	及び	A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間	又は	A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに	及び	A2. 2. 当直長は、当該機能を補完	3日間	<p>※6：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. MUW PCV代替冷却外側隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ペDESTAL代替注水系（可搬型）の場合</td> <td>A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他設備※8が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および</td> <td>A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>および</td> <td>A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. MUW PCV代替冷却外側隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	当直長	条件	要求される措置	完了時間	A. ペDESTAL代替注水系（可搬型）の場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他設備※8が動作可能であることを確認する。	速やかに	および	A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。	3日間	および	A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペDESTAL代替注水系（可搬型）にて操作する弁があるため、確認事項を記載している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はLOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上必要であることから、γ設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同等な機能を持つ重大事故等対処設備として可搬型設備を設定していることから、記載している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。
項目	頻度	担当																																																													
(項目なし)	—	—																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																													
および	A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。	3日間																																																													
および	A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																													
項目	頻度	担当																																																													
(項目なし)	—	—																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																													
及び	A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。	3日間																																																													
及び	A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																													
又は	A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																													
及び	A2. 2. 当直長は、当該機能を補完	3日間																																																													
項目	頻度	担当																																																													
1. MUW PCV代替冷却外側隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	当直長																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. ペDESTAL代替注水系（可搬型）の場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他設備※8が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																													
および	A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。	3日間																																																													
および	A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
				する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間				
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）をいう。			※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：格納容器下部注水系（常設）をいう。 ※11：消火系による格納容器下部注水をいう。			※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：ペDESTAL代替注水系（常設）または格納容器代替スプレイ系（可搬型）をいう。（時間短縮の補完措置を含む。）			【柏崎刈羽との相違】 ・島根はLOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上必要であることから、残りの系列が無い。 【島根固有】 ・島根は格納容器代替スプレイ系（可搬型）もC設備として設定している。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根では同等な性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
		<p><u>65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型）</u></p> <p><u>（1）運転上の制限</u></p> <table border="1" data-bbox="1754 338 2493 478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器代替スプレイ系（可搬型）</td> <td>格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1754 527 2493 873"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td>大量送水車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることをいう。</p> <p>※2：格納容器代替スプレイ系（可搬型）の注水ラインは、第65条（65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設））、第65条（65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型））、第65条（65-7-1 ペDESTAL代替注水系（可搬型））、第65条（65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型））、第65条（65-5-4 残留熱代替除去系）および第39条（非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕）の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：第65条（65-19-1 大量送水車）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器代替スプレイ系（可搬型）	格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	大量送水車	※3	燃料補給設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6		代替所内電気設備	※7	<p>TS-25 65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉格納容器下部への注水に格納容器代替スプレイ系（可搬型）を用いる。
項目	運転上の制限																					
格納容器代替スプレイ系（可搬型）	格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作可能であること※1※2																					
適用される原子炉の状態	設備	所要数																				
運転 起動 高温停止	大量送水車	※3																				
	燃料補給設備	※4																				
	常設代替交流電源設備	※5																				
	可搬型代替交流電源設備	※6																				
	代替所内電気設備	※7																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考															
		<p><u>(2) 確認事項</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 要求される措置</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作不能の場合</td> <td> <p>A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※8}とともに、その他設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> </td> <td> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> </td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td> <p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、冷温停止にする。</p> </td> <td> <p>24時間</p> <p>36時間</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：ペDESTAL代替注水系（常設）またはペDESTAL代替注水系（可搬型）をいう。（時間短縮の補完措置を含む。）</p>	項目	頻度	担当	(項目なし)	＝	＝	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	<p>A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※8}とともに、その他設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	
項目	頻度	担当																
(項目なし)	＝	＝																
条件	要求される措置	完了時間																
A. 格納容器代替スプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	<p>A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※8}とともに、その他設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長および課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>																
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																													
<p>表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>66-8-1 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>19個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料交換※1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※2：「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </table> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	静的触媒式水素再結合装置	19個	起動			高温停止			低温停止	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	※2	燃料交換※1			項目	頻度	担当	1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>66-8-1 静的触媒式水素再結合器</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>56個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料交換※1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※2：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </table> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	静的触媒式水素再結合器	56個	起動			高温停止			低温停止	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2	燃料交換※1			項目	頻度	担当	1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>表65-8 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>65-8-1 静的触媒式水素処理装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素処理装置</td> <td>静的触媒式水素処理装置の所要数が動作可能であること</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>静的触媒式水素処理装置</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料交換※1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※2：第65条（65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 静的触媒式水素処理装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素処理装置が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </table> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	静的触媒式水素処理装置	静的触媒式水素処理装置の所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	静的触媒式水素処理装置	18個	起動			高温停止			低温停止	静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度	※2	燃料交換※1			項目	頻度	担当	1. 静的触媒式水素処理装置が動作可能であることを確認する。	定事検 停止時	課長（原子炉）	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素処理装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1箇月に1回	当直長	<p>TS-25 65-8-1 静的触媒式水素処理装置</p>
項目	運転上の制限																																																																																															
静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること																																																																																															
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																														
運転	静的触媒式水素再結合装置	19個																																																																																														
起動																																																																																																
高温停止																																																																																																
低温停止	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	※2																																																																																														
燃料交換※1																																																																																																
項目	頻度	担当																																																																																														
1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉課長																																																																																														
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																																																														
項目	運転上の制限																																																																																															
静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること																																																																																															
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																														
運転	静的触媒式水素再結合器	56個																																																																																														
起動																																																																																																
高温停止																																																																																																
低温停止	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2																																																																																														
燃料交換※1																																																																																																
項目	頻度	担当																																																																																														
1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉GM																																																																																														
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																																																																														
項目	運転上の制限																																																																																															
静的触媒式水素処理装置	静的触媒式水素処理装置の所要数が動作可能であること																																																																																															
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																														
運転	静的触媒式水素処理装置	18個																																																																																														
起動																																																																																																
高温停止																																																																																																
低温停止	静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度	※2																																																																																														
燃料交換※1																																																																																																
項目	頻度	担当																																																																																														
1. 静的触媒式水素処理装置が動作可能であることを確認する。	定事検 停止時	課長（原子炉）																																																																																														
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※3において、所要数の静的触媒式水素処理装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1箇月に1回	当直長																																																																																														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
（3）要求される措置				（3）要求される措置				（3）要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素処理装置が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、LOCA 時の原子炉水位回復として低圧注水系3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する低圧注水系の系列数を3系列としている。
		および A2. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。	3日間			および A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。	3日間			および A2. 当直長および課長（建築）は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。	3日間	
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される装置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される装置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
	および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間		および B 2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間		および B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間				
冷温停止 燃料交換※ ⁷	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換※ ⁷	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換※ ⁷	A. 動作可能な静的触媒式水素処理装置が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを	速やかに			および A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であ	速やかに			および A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確	速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		確認する※ ⁴ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁸ 。		い場合	ることを確認する※ ⁴ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁸ 。			認する※ ⁴ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁸ 。				
	および	A3. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。	速やかに	及び	A3. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。	速やかに	および	A3. 当直長および課長（建築）は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。	速やかに			
	および	A4. 発電課長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることおよび水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに	及び	A4. 当直長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であること及び水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに	および	A4. 当直長は燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることおよび水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに			
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				
※5：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※5：残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※5：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、LOCA時の原子炉水位回復として低圧注水系3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する低圧注水系の系列数を3系列としているため、その他設備として、低圧注水系に必要な非常用ディーゼル発電機等について、動作可能であることを確認する。
※6：原子炉建屋ベント設備をいう。				※6：原子炉建屋トップベントをいう。				※6：原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルおよび原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル強制開放装置をいう。				【島根固有】 ・自主対策設備の相違
※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。				※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。				※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p><u>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u></p> <p><u>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換^{※1}</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換^{※2}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	動作可能であるべきチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1}	原子炉建屋内水素濃度	7	項目	頻度	担当	1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換^{※1}</td> <td>原子炉建屋水素濃度</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	動作可能であるべきチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1}	原子炉建屋水素濃度	8	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	<p>65-8-2 原子炉建物内の水素濃度監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建物内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建物水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換^{※1}</td> <td>原子炉建物水素濃度</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(計装)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	原子炉建物内の水素濃度監視	原子炉建物水素濃度監視設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	動作可能であるべきチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1}	原子炉建物水素濃度	7	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月に1回	当直長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長(計装)	<p>TS-25 65-8-2 原子炉建物内の水素濃度監視</p>
項目	運転上の制限																																																											
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	動作可能であるべきチャンネル数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1}	原子炉建屋内水素濃度	7																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長																																																										
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	動作可能であるべきチャンネル数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1}	原子炉建屋水素濃度	8																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																																										
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM																																																										
項目	運転上の制限																																																											
原子炉建物内の水素濃度監視	原子炉建物水素濃度監視設備が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	動作可能であるべきチャンネル数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※1}	原子炉建物水素濃度	7																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月に1回	当直長																																																										
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長(計装)																																																										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
（3）要求される措置				（3）要求される措置				（3）要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1.1. 発電課長は、他チャンネルの原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 発電課長は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1. 1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 又は A1. 2. 当直長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建物水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1.1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建物水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 当直長は、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	島根は、個別に設備名称を付与している。
	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋水素濃度監視設備2チャンネル動作不能の場合 または 原子炉建屋水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合	B1. 発電課長は、格納容器内の水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間		B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備3チャンネル動作不能の場合 又は 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合	B1. 当直長は格納容器内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間		B. 原子炉建物燃料取替階の原子炉建物水素濃度監視設備2チャンネル動作不能の場合 または 原子炉建物水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合	B1. 当直長は格納容器水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		
冷温停止燃料交換※3	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止燃料交換※2	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止燃料交換※2	A. 動作可能な原子炉建物水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		
※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>表 6 6 - 9 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール代替注水系</td> <td>燃料プール代替注水系（常設配管）※¹および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作可能であること※²</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプ I） 燃料補給設備</td> <td>※ 3 ※ 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：当該系統に期待されている機能を達成するための使用済燃料プールまでの配管、系統構成に必要な手動弁および接続口を含む。</p> <p>※ 2：サイフォン防止機能を含む。</p> <p>※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ I）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※ 4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系（常設配管）※ ¹ および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作可能であること※ ²	適用される原子炉の状態	設備	所要数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ（タイプ I） 燃料補給設備	※ 3 ※ 4	項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	<p>表 6 6 - 9 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p>	<p>表 6 5 - 9 燃料プールの冷却等のための設備</p>	<p>TS-25 6 5 - 9 - 1 燃料プールスプレイ系</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は燃料プールの冷却等のための設備として注水ラインとスプレイラインを設けており、6 6 - 9 - 1 を注水ライン、6 6 - 9 - 2 をスプレイラインと分けて記載している。 <p>島根と柏崎はスプレイラインのみであるため、女川の6 6 - 9 - 2 との比較を後段で示す。</p> <p>なお、スプレイラインのみでも常設ラインと可搬ラインを設けており多重性は確保しているため問題ない。</p>
項目	運転上の制限																		
燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系（常設配管）※ ¹ および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作可能であること※ ²																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ（タイプ I） 燃料補給設備	※ 3 ※ 4																	
項目	頻度	担当																	
(項目なし)	—	—																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
（3）要求される措置					
条 件	要求される措置	完了時間			
A. 燃料プール代替注水系（常設配管）が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに			
	A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。 および	速やかに			
	A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに			
B. 燃料プール代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに			
	B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。 および	速やかに			
	B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに			
C. 燃料プール代替注水系（常設配管）および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	C1.1. 防災課長は、燃料プール代替注水系（常設配管）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または	速やかに			
	C1.2. 防災課長は、燃料プール代替注水系（可搬型）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに			
	C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>および C3. 発電課長は、使用済燃料プールの水 位を維持するための注水手段^{※7}が確 保されていることを確認する。</p>			
<p>※5：燃料プール代替注水系（可搬型）をいう。 ※6：燃料プール代替注水系（常設配管）をいう。 ※7：ろ過水系による注水をいう。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>66-9-2 燃料プールのプレイ系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールのプレイ系</td> <td>燃料プールのプレイ系（常設配管）※1および燃料プールのプレイ系（可搬型）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>スプレインノズル</td> <td>12個※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料プールのプレイ系	燃料プールのプレイ系（常設配管）※1および燃料プールのプレイ系（可搬型）が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ（タイプI）	※2	燃料補給設備	※3	スプレインノズル	12個※4	<p>66-9-1 燃料プールの代替注水系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールの代替注水系</td> <td>可搬型スプレインヘッド及び常設スプレインヘッドを使用した燃料プールの代替注水系が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型スプレインヘッド</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>常設スプレインヘッド</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料プールの代替注水系	可搬型スプレインヘッド及び常設スプレインヘッドを使用した燃料プールの代替注水系が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型スプレインヘッド	1個	常設スプレインヘッド	1個	可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2	燃料補給設備	※3	<p>65-9-1 燃料プールのプレイ系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールのプレイ系</td> <td>可搬型スプレインノズルおよび常設スプレインヘッドを使用した燃料プールのプレイ系が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型スプレインノズル</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>常設スプレインヘッド</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料プールのプレイ系	可搬型スプレインノズルおよび常設スプレインヘッドを使用した燃料プールのプレイ系が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型スプレインノズル	2個	常設スプレインヘッド	1個	大量送水車	※2	燃料補給設備	※3	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）または可搬型代替注水ポンプ（A-2級）にて注水するのに対して、島根では、大量送水車にて注水する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型スプレインノズル使用時の流路に常設配管がない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は常設と可搬を合わせた個数を記載している。
項目	運転上の制限																																																		
燃料プールのプレイ系	燃料プールのプレイ系（常設配管）※1および燃料プールのプレイ系（可搬型）が動作可能であること																																																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ（タイプI）	※2																																																	
	燃料補給設備	※3																																																	
	スプレインノズル	12個※4																																																	
項目	運転上の制限																																																		
燃料プールの代替注水系	可搬型スプレインヘッド及び常設スプレインヘッドを使用した燃料プールの代替注水系が動作可能であること※1																																																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型スプレインヘッド	1個																																																	
	常設スプレインヘッド	1個																																																	
	可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台																																																	
	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2																																																	
	燃料補給設備	※3																																																	
項目	運転上の制限																																																		
燃料プールのプレイ系	可搬型スプレインノズルおよび常設スプレインヘッドを使用した燃料プールのプレイ系が動作可能であること※1																																																		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																	
燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型スプレインノズル	2個																																																	
	常設スプレインヘッド	1個																																																	
	大量送水車	※2																																																	
	燃料補給設備	※3																																																	
<p>※1：当該系統に期待されている機能を達成するためのスプレインノズルまでの配管、系統構成に必要な手動弁および接続口を含む。</p> <p>※2：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：常設配管用6個（3個×2）および可搬型用6個（3個×2）をいう。</p>	<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレインヘッド及び常設スプレインヘッドまでの配管、サイフォンブレイク孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。</p> <p>※2：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための常設スプレインヘッドまでの配管、サイフォンブレイク配管、系統構成に必要な手動弁および接続口を含む。</p> <p>※2：第65条（65-19-1 大量送水車）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p>																																																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			【柏崎刈羽との相違】 ・島根では 65-19-1 で説明する大量送水車で確認するため、本表に記載しない。 【女川との相違】 ・島根は常設スプレイヘッドに対しては、常設設備としての確認頻度を設定
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
			1. <u>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）の流量が147m³/h以上で、吐出圧力が1.70MPa[gage]以上であることを確認する。</u>	1年に1回	タービンGM				
			2. <u>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が動作可能であることを確認する。</u>	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM				
1. <u>スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認する。</u>	3ヶ月に1回	防災課長	3. <u>可搬型スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。</u>	3ヶ月に1回	発電GM	1. <u>可搬型スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認する。</u>	3箇月に1回	課長（原子炉）	
			4. <u>常設スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。</u>	1ヶ月に1回	当直長	2. <u>常設スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。</u>	1箇月に1回	当直長	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 燃料プールのプレイ系（常設配管）が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プール [○] の水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 [○] が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	A. 常設プレイヘッドが動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プール [○] の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 [○] が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	A. 常設プレイヘッドが動作不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、燃料プール [○] の水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 [○] が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 燃料プールのプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 発電課長は、使用済燃料プール [○] の水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 [○] が動作可能であることを管理的手段により確認する。		速やかに 速やかに 速やかに	B. 可搬型プレイヘッドが動作不能の場合		B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 当直長は、使用済燃料プール [○] の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 [○] が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
			<p>C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が所要数を満足していない場合</p>	<p>C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>C3. 当直長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに				<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、65条（65-19-1 大量送水車）にて整理する可搬型ポンプのみで対応可能であるため、本表にて管理する可搬型ポンプが無いため記載不要。 なお、65条（65-19-1 大量送水車）に可搬型ポンプの代替措置検討を記載している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は（1）運転上の制限で『スプレイヘッダを使用した燃料プールのスプレイ系が動作可能であること』と記載していることから当該箇所で書き分けた表現としている <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当該機能を補完する自主対策設備がなくD設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要 	
<p>C. 燃料プールのスプレイ系（常設配管）および燃料プールのスプレイ系（可搬型）が動作不能の場合</p>	<p>C1.1. 防災課長は、燃料プールのスプレイ系（常設配管）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>または</p> <p>C1.2. 防災課長は、燃料プールのスプレイ系（可搬型）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C3. 防災課長は、使用済燃料プール内燃料体等にスプレイするための手段^{※7}が確保されていることを確認する。</p>	速やかに	<p>D. 可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダが動作不能の場合</p> <p>又は</p> <p>燃料プール代替注水系が動作不能の場合</p>	<p>D1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>D3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段^{※7}が確保されていることを確認する。</p>	速やかに	<p>C. 可搬型スプレイノズルおよび常設スプレイヘッダが動作不能の場合</p> <p>または</p> <p>燃料プールのスプレイ系が動作不能の場合</p>	<p>C1. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>C2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p>	速やかに		
<p>※5：燃料プールのスプレイ系（可搬型）をいう。</p> <p>※6：燃料プールのスプレイ系（常設配管）をいう。</p> <p>※7：化学消防自動車および大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイをいう。</p>			<p>※4：可搬型スプレイヘッダをいう。</p> <p>※5：常設スプレイヘッダをいう。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：消火系による注水をいう。</p>			<p>※4：可搬型スプレイノズルをいう。</p> <p>※5：常設スプレイヘッダをいう。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>66-9-3 使用済燃料プールの除熱</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの除熱</td> <td>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※¹が可能であること※²</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩装置バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料プールの除熱	燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※ ¹ が可能であること※ ²	適用される原子炉の状態	設備	所要数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却浄化系ポンプ	1台	燃料プール冷却浄化系熱交換器	1基	原子炉補機代替冷却水系	※3	常設代替交流電源設備	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	<p>66-9-2 使用済燃料プールの除熱</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの除熱</td> <td>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※¹が動作可能であること※²</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>代替原子炉補機冷却系</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩器バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管及びスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料プールの除熱	燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※ ¹ が動作可能であること※ ²	適用される原子炉の状態	設備	所要数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却浄化系ポンプ	1台	燃料プール冷却浄化系熱交換器	1基	代替原子炉補機冷却系	※3	常設代替交流電源設備	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	<p>65-9-2 燃料プールの除熱</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールの除熱</td> <td>燃料プール冷却系による燃料プールの除熱※¹が動作可能であること※²</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料プール冷却ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却系熱交換器</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却系</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料プール冷却系による燃料プールの除熱とは、フィルタバイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：第65条（65-5-3 原子炉補機代替冷却系）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	燃料プールの除熱	燃料プール冷却系による燃料プールの除熱※ ¹ が動作可能であること※ ²	適用される原子炉の状態	設備	所要数	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却ポンプ	1台	燃料プール冷却系熱交換器	1基	原子炉補機代替冷却系	※3	常設代替交流電源設備	※4	代替所内電気設備	※5	<p>TS-25 65-9-2 燃料プールの除熱</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の可搬型代替交流電源設備の負荷として燃料プール冷却ポンプを含めていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の燃料プール冷却ポンプは代替所内電気設備を経由して受電する。
項目	運転上の制限																																																								
使用済燃料プールの除熱	燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※ ¹ が可能であること※ ²																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却浄化系ポンプ	1台																																																							
	燃料プール冷却浄化系熱交換器	1基																																																							
	原子炉補機代替冷却水系	※3																																																							
	常設代替交流電源設備	※4																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																							
項目	運転上の制限																																																								
使用済燃料プールの除熱	燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※ ¹ が動作可能であること※ ²																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却浄化系ポンプ	1台																																																							
	燃料プール冷却浄化系熱交換器	1基																																																							
	代替原子炉補機冷却系	※3																																																							
	常設代替交流電源設備	※4																																																							
	可搬型代替交流電源設備	※5																																																							
項目	運転上の制限																																																								
燃料プールの除熱	燃料プール冷却系による燃料プールの除熱※ ¹ が動作可能であること※ ²																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却ポンプ	1台																																																							
	燃料プール冷却系熱交換器	1基																																																							
	原子炉補機代替冷却系	※3																																																							
	常設代替交流電源設備	※4																																																							
	代替所内電気設備	※5																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が m^3/h 以上で、揚程が m 以上であることを確認する。	1年に1回	発電課長	1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が m^3/h 以上で、揚程が m 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM	1. 燃料プール冷却ポンプの流量が m^3/h 以上で、揚程が m 以上であることを確認する。	1年に1回	課長(原子炉)	
2. FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁、FPC熱交換器(B)入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁およびFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	発電課長	2. FPCろ過脱塩器第一入口弁、FPCろ過脱塩器第二入口弁、FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	当直長	2. FPCフィルタ入口弁およびFPCフィルタバイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	当直長	
3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること※6を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること※6を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 燃料プール冷却ポンプが起動すること※6を確認する。	1箇月に1回	当直長	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
（3）要求される措置			（3）要求される措置			（3）要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができない場合	A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 および A3. 発電課長および防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	A. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 及び A 3. 当直長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	A. 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、燃料プールの温度上昇評価を実施する。 および A3. 当直長および課長（原子炉）は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する	速やかに 速やかに 速やかに	
※7：燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水および残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が要求される措置 A2 の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系については管理的手段により確認する。			※7：燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水、及び残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が要求される措置 A 2 の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系については管理的手段により確認する。			※7：燃料プールスプレイ系による燃料プールの注水および残留熱除去系による燃料プールの除熱が要求される措置 A2 の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プールスプレイ系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系については管理的手段により確認する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
66-9-4 使用済燃料プール監視設備	66-9-3 使用済燃料プール監視設備	65-9-3 燃料プール監視設備	TS-25 65-9-3 燃料プール監視設備																																												
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール監視設備</td> <td>使用済燃料プール監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール監視設備	使用済燃料プール監視設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール監視設備</td> <td>使用済燃料プール監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール監視設備	使用済燃料プール監視設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール監視設備</td> <td>燃料プール監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料プール監視設備	燃料プール監視設備が動作可能であること																																	
項目	運転上の制限																																														
使用済燃料プール監視設備	使用済燃料プール監視設備が動作可能であること																																														
項目	運転上の制限																																														
使用済燃料プール監視設備	使用済燃料プール監視設備が動作可能であること																																														
項目	運転上の制限																																														
燃料プール監視設備	燃料プール監視設備が動作可能であること																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</td> <td>1※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	1	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	1	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	1※1	使用済燃料プール監視カメラ	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</td> <td>1※2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	1	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	1	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	1※2	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※1	1	常設代替交流電源設備	※3	可搬型代替交流電源設備	※4	所内蓄電式直流電源設備	※5	可搬型直流電源設備	※6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料プール水位・温度（SA）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>燃料プール水位（SA）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）</td> <td>1※2</td> </tr> <tr> <td>燃料プール監視カメラ（SA）※1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール水位・温度（SA）	1	燃料プール水位（SA）	1	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）	1※2	燃料プール監視カメラ（SA）※1	1	
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数																																													
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	1																																													
	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	1																																													
	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	1※1																																													
	使用済燃料プール監視カメラ	1																																													
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数																																													
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	1																																													
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	1																																													
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	1※2																																													
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※1	1																																													
	常設代替交流電源設備	※3																																													
	可搬型代替交流電源設備	※4																																													
	所内蓄電式直流電源設備	※5																																													
	可搬型直流電源設備	※6																																													
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数																																													
燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール水位・温度（SA）	1																																													
	燃料プール水位（SA）	1																																													
	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）	1※2																																													
	燃料プール監視カメラ（SA）※1	1																																													
※1：1チャンネルとは、高線量および低線量の両方をいう。	※1：使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む。 ※2：1チャンネルとは、高レンジ及び低レンジの両方をいう。 ※3：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上	※1：燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。 ※2：1チャンネルとは、高レンジおよび低レンジの両方をいう。	【島根固有】 ・燃料プールの水温及び水位を計測するための設備構成の相違 【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、計装設備に対する運転上の制限として「動作可能であるべきチャンネル数」を設定しているため、電源設備は含めないと整理している。 【女川との相違】 ・島根の燃料プール監視カメラ（SA）は、カメラ本体と冷却設備を個別に設置している。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、計装設備に対する運転上の制																																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考																																																																																																
(2) 確認事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>				要素	項目	頻度	担当	1. 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 課長	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長	2. 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 課長	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長	3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 課長	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長	4. 使用済燃料プール監視カメラ	機能を確認する。	定事検 停止時	電気課長	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長	の制限等を定める。 ※5：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 (2) 確認事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 GM</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 GM</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 GM</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 GM</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>計測制御 GM</td> </tr> </tbody> </table>				要素	項目	頻度	担当	1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 GM	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	当直長	2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 GM	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	当直長	3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 GM	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	当直長	4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	機能を確認する。	定事検 停止時	計測制御 GM	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	計測制御 GM	(2) 確認事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 燃料プール水位・温度（SA）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1箇月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 燃料プール水位（SA）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1箇月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）</td> <td>チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1箇月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 燃料プール監視カメラ（SA）</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。</td> <td>1箇月 に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>				要素	項目	頻度	担当	1. 燃料プール水位・温度（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	課長（計装）	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月 に1回	当直長	2. 燃料プール水位（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	課長（計装）	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月 に1回	当直長	3. 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	課長（計装）	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月 に1回	当直長	4. 燃料プール監視カメラ（SA）	機能を確認する。	定事検 停止時	課長（計装）	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1箇月 に1回	当直長	限として「動作可能であるべきチャンネル数」を設定しているため、電源設備は含めないと整理している。 【島根固有】 ・燃料プールの水温及び水位を計測するための設備構成の相違
				要素	項目	頻度	担当																																																																																																					
1. 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 課長																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長																																																																																																									
2. 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 課長																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長																																																																																																									
3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 課長																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長																																																																																																									
4. 使用済燃料プール監視カメラ	機能を確認する。	定事検 停止時	電気課長																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課長																																																																																																									
要素	項目	頻度	担当																																																																																																									
1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 GM																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	当直長																																																																																																									
2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 GM																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	当直長																																																																																																									
3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	計測制御 GM																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月 に1回	当直長																																																																																																									
4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	機能を確認する。	定事検 停止時	計測制御 GM																																																																																																									
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	計測制御 GM																																																																																																									
要素	項目	頻度	担当																																																																																																									
1. 燃料プール水位・温度（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	課長（計装）																																																																																																									
	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月 に1回	当直長																																																																																																									
2. 燃料プール水位（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	課長（計装）																																																																																																									
	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月 に1回	当直長																																																																																																									
3. 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）	チャンネル校正を実施する。	定事検 停止時	課長（計装）																																																																																																									
	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月 に1回	当直長																																																																																																									
4. 燃料プール監視カメラ（SA）	機能を確認する。	定事検 停止時	課長（計装）																																																																																																									
	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1箇月 に1回	当直長																																																																																																									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 1つ以上の要素が監視不能の場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 発電課長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	A. 1つ以上の要素が監視不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	A. 1つ以上の要素が監視不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 当直長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																	
<p>表66-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制，航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）</td> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>大型送水ポンプ車（タイプII）</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：「66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」において運転上の制限等を定める。 ※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大型送水ポンプ車（タイプII）	※2	放水砲	1台	泡消火薬剤混合装置	1台			燃料補給設備	※3	項目	頻度	担当							<p>表66-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制，航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋放水設備</td> <td>原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し，吐出圧力 [] MPa [gage] 以上，流量が [] m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン GM</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し，動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理 GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	放水砲	1台	泡原液混合装置	1台	泡原液搬送車	1台	燃料補給設備	※2	項目	頻度	担当	1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し，吐出圧力 [] MPa [gage] 以上，流量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン GM	2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し，動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	<p>表65-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>65-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制，航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建物放水設備</td> <td>原子炉建物放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤容器</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大型送水ポンプ車を起動し，吐出圧力1.34MPa [gage] 以上，流量が1,320m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長（タービン）</td> </tr> <tr> <td>2. 大型送水ポンプ車を起動し，動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（タービン）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大型送水ポンプ車	1台	放水砲	1台	泡消火薬剤容器	5個			燃料補給設備	※2	項目	頻度	担当	1. 大型送水ポンプ車を起動し，吐出圧力1.34MPa [gage] 以上，流量が1,320m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	課長（タービン）	2. 大型送水ポンプ車を起動し，動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）	<p>TS-25 65-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制，航空機燃料火災への泡消火</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は，当該放水設備に必要な大容量送水ポンプ（タイプII）（必要なホースを含む）については，66-19-2で管理する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は，当該放水設備に必要な大容量送水ポンプ（タイプII）（必要なホースを含む）については，66-19-2で管理する。
項目	運転上の制限																																																																																			
放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1																																																																																			
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																		
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大型送水ポンプ車（タイプII）	※2																																																																																		
	放水砲	1台																																																																																		
	泡消火薬剤混合装置	1台																																																																																		
	燃料補給設備	※3																																																																																		
項目	頻度	担当																																																																																		
項目	運転上の制限																																																																																			
原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1																																																																																			
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																		
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台																																																																																		
	放水砲	1台																																																																																		
	泡原液混合装置	1台																																																																																		
	泡原液搬送車	1台																																																																																		
	燃料補給設備	※2																																																																																		
項目	頻度	担当																																																																																		
1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し，吐出圧力 [] MPa [gage] 以上，流量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン GM																																																																																		
2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し，動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM																																																																																		
項目	運転上の制限																																																																																			
原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1																																																																																			
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																																		
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大型送水ポンプ車	1台																																																																																		
	放水砲	1台																																																																																		
	泡消火薬剤容器	5個																																																																																		
	燃料補給設備	※2																																																																																		
項目	頻度	担当																																																																																		
1. 大型送水ポンプ車を起動し，吐出圧力1.34MPa [gage] 以上，流量が1,320m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	課長（タービン）																																																																																		
2. 大型送水ポンプ車を起動し，動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）																																																																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長		3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM		3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）		
2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長		4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM		4. 泡消火薬剤容器が使用可能であることおよび泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3箇月に1回	課長（保守管理）		
3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長		5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM						
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ³ とともに、その他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置※ ⁵ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	A. 原子炉建物放水設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ³ とともに、その他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（タービン）または課長（保守管理）は、代替措置※ ⁵ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに			
		A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに			速やかに						
		A3. 防災課長は、代替措置※ ⁶ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間			3日間						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
		および A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間			及び A4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間			および A4. 課長（タービン）または課長（保守管理）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間			
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		
冷温停止 燃料交換	A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 原子炉建物放水設備が動作不能の場合	A1. 課長（タービン）または課長（保守管理）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（タービン）または課長（保守管理）は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに			
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等をいう。				※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：代替品の補充等をいう。				※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：代替品の補充等をいう。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																												
<p>66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>シルトフェンス※1</td> <td>12本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：南側排水路排水柵用（高さ5m×幅5m）：2本、タービン補機放水ピット用（高さ7m×幅5m）：2本、北側排水路排水柵用（高さ6m×幅11m）：2本、取水口用（高さ12m×幅20m）：6本</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）	所要数が使用可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	シルトフェンス※1	12本	項目	頻度	担当	1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>海洋拡散抑制設備</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>小型船舶（汚濁防止膜設置用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放水口側汚濁防止膜※1</td> <td>14本</td> </tr> <tr> <td>取水口側汚濁防止膜※2</td> <td>24本</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材</td> <td>4080kg※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：北放水口側（高さ6m×幅20m） ※2：5号炉、6号炉及び7号炉取水口側（高さ8m×幅20m） ※3：6号及び7号炉雨水排水路集水柵用（1020kg×2）、5号雨水排水路集水柵用（510kg）並びにフラップゲート入口用（510kg×3）</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋拡散抑制設備	所要数が使用可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	小型船舶（汚濁防止膜設置用）	1台	放水口側汚濁防止膜※1	14本	取水口側汚濁防止膜※2	24本	放射性物質吸着材	4080kg※3	項目	頻度	担当	1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>65-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>海洋拡散抑制設備</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>小型船舶</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>2号炉放水接合槽用シルトフェンス※1</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>輪谷湾用シルトフェンス※2</td> <td>32本</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材</td> <td>3080kg※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉放水接合槽用（高さ10m×幅10m） ※2：輪谷湾用（高さ7～20m（1重目は計16本（高さ約7m：3本、約10m：1本、約12m：2本、約14m：1本、約15m：2本、約16m：1本、約17m：1本、約18m：1本、約19m：2本、約20m：2本）、2重目は計16本（高さ約7m：3本、約10m：1本、約13m：2本、約15m：1本、約16m：1本、約17m：2本、約18m：1本、約19m：2本、約20m：3本）。）×幅20m） ※3：雨水排水路集水柵（No.3排水路）用（2280kg）、雨水排水路集水柵（2号炉放水槽南）用（100kg）および雨水排水路集水柵（2号炉廃棄物処理建物南）用（700kg）</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（土木）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋拡散抑制設備	所要数が使用可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	小型船舶	1台	2号炉放水接合槽用シルトフェンス※1	2本	輪谷湾用シルトフェンス※2	32本	放射性物質吸着材	3080kg※3	項目	頻度	担当	1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（土木）	<p>TS-25 65-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>【女川との相違】 ・島根では、シルトフェンスの設置に小型船舶を使用するため記載（女川は、陸上からの作業でシルトフェンスの設置が可能）</p> <p>【女川との相違】 ・女川では、放射性物質吸着材は自主対策設備としているため記載なし</p>
項目	運転上の制限																																																														
海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）	所要数が使用可能であること																																																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																													
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	シルトフェンス※1	12本																																																													
項目	頻度	担当																																																													
1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																													
項目	運転上の制限																																																														
海洋拡散抑制設備	所要数が使用可能であること																																																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																													
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	小型船舶（汚濁防止膜設置用）	1台																																																													
	放水口側汚濁防止膜※1	14本																																																													
	取水口側汚濁防止膜※2	24本																																																													
	放射性物質吸着材	4080kg※3																																																													
項目	頻度	担当																																																													
1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																													
項目	運転上の制限																																																														
海洋拡散抑制設備	所要数が使用可能であること																																																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																													
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	小型船舶	1台																																																													
	2号炉放水接合槽用シルトフェンス※1	2本																																																													
	輪谷湾用シルトフェンス※2	32本																																																													
	放射性物質吸着材	3080kg※3																																																													
項目	頻度	担当																																																													
1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（土木）																																																													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
				2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. 小型船舶について、所要数が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）		【女川との相違】 ・島根では、シルトフェンスの設置に小型船舶を使用するため記載（女川は、陸上からの作業でシルトフェンスの設置が可能） 【女川との相違】 ・女川では、放射性物質吸着材は自主対策設備としているため記載なし
				3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（土木）		
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*2とともに、その他の設備*3が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 1. 防災課長は、代替措置*4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*4とともに、その他の設備*5が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置*6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*4とともに、その他の設備*5が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（土木）または課長（放射線管理）は、代替措置*6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施す	速やかに 3日間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		または A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※5} が使用可能であることを確認する。 および A4. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	3日間 10日間			及び A4. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日間			る。 および A4. 課長（土木）または課長（放射線管理）は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日間	【女川との相違】 ・女川では、放射性物質吸着材は自主対策設備としているため記載
	B. 条件A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3.1. 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A1. 課長（土木）または課長（放射線管理）は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（土木）または課長（放射線管理）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		または A3.2. 防災課長は、当該 機能を補完する自主対策 設備 ^{※5} が使用可能であ ることを確認する。	速やかに										【女川との相違】 ・女川では、放射性物 質吸着材は自主対策 設備としているため 記載
<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※3：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：代替品の補充等をいう。</p> <p>※5：放射性物質吸着材をいう。</p>				<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>				<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>表 6 6 - 1 1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>948m³</td> </tr> <tr> <td>冷温停止 燃料交換※¹</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>622m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※²において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。	適用される原子炉の状態	設備	所要値	運転 起動 高温停止	復水貯蔵タンク	948m ³	冷温停止 燃料交換※ ¹	復水貯蔵タンク	622m ³	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※ ² において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	発電課長	<p>表 6 6 - 1 1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※¹</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>12.7m</td> </tr> <tr> <td>冷温停止 燃料交換※²</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※²において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。 ※ 2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※ ¹	適用される原子炉の状態	設備	所要値	運転 起動 高温停止	復水貯蔵槽	12.7m	冷温停止 燃料交換※ ²	復水貯蔵槽	4.4m	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※ ² において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長	<p>表 6 5 - 1 1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 6 5 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>660m³</td> </tr> <tr> <td>冷温停止 燃料交換※¹</td> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>520m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※¹において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること	適用される原子炉の状態	設備	所要値	運転 起動 高温停止	低圧原子炉代替注水槽	660m ³	冷温停止 燃料交換※ ¹	低圧原子炉代替注水槽	520m ³	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※ ¹ において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。	24時間に1回	当直長	<p>TS-25 6 5 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源</p> <p>・ TS-77 低圧原子炉代替注水槽水量の維持管理について 参照</p> <p>【女川との相違】 ・ 記載箇所の相違</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・ 島根では、低圧原子炉代替注水槽を水源とした手順の運転確認時の移送先は、水源である低圧原子炉代替注水槽となり、除外規定の記載は不要</p>
項目	運転上の制限																																																											
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要値																																																										
運転 起動 高温停止	復水貯蔵タンク	948m ³																																																										
冷温停止 燃料交換※ ¹	復水貯蔵タンク	622m ³																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※ ² において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	発電課長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※ ¹																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要値																																																										
運転 起動 高温停止	復水貯蔵槽	12.7m																																																										
冷温停止 燃料交換※ ²	復水貯蔵槽	4.4m																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※ ² において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
重大事故等収束のための水源	低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要値																																																										
運転 起動 高温停止	低圧原子炉代替注水槽	660m ³																																																										
冷温停止 燃料交換※ ¹	低圧原子炉代替注水槽	520m ³																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※ ¹ において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。	24時間に1回	当直長																																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、サブプレッションプール水位が第46条を満足していることを確認する。	速やかに	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A 1. 当直長は、サブプレッショントラック水位が規定値以上であることを確認する。	速やかに	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、サブプレッショントラック水位が第46条を満足していることを確認する。	速やかに	
		および A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する*3。	速やかに			および A 2. 当直長は、サブプレッショントラックを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する*3。	速やかに			および A2. 当直長は、サブプレッショントラックを水源とした非常用炉心冷却系3系列を起動し、動作可能であることを確認する*2。	速やかに	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*4が動作可能であることを確認する。	3日間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*4が動作可能であることを確認する。	3日間			A3. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*3が動作可能であることを確認する。	3日間	
		および A4. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。	30日間			および A 4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	30日間			および A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	30日間	
		B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。	24時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
		および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間			および B 2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			および B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間	
冷温停止 燃料交換*5	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求されるサブプレ	速やかに	冷温停止 燃料交換*5	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A 2. 当直長は、第40条で要求されるサブプレ	速やかに	冷温停止 燃料交換*4	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、第40条で要求されるサブプレ	速やかに	

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系（低圧注水系）3系列以上が必要であることから、γ設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	<p>シオンチェンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※³とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※⁶。</p> <p>および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※⁴が動作可能であることを確認する。</p>		<p>シヨンプルを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※³とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※⁶。</p> <p>及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※⁴が動作可能であることを確認する。</p>		<p>ツシオンチェンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※²とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※⁵。</p> <p>および A3. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※³が動作可能であることを確認する。</p>	
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えるため、大容量送水ポンプ（タイプI）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>		<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>		<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※3：大量送水車を用いた低圧原子炉代替注水槽への移送手段をいい、速やかに低圧原子炉代替注水槽へ補給できる体制を整えるため、大量送水車を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※5：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンクへの供給設備</td> <td>淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起 動</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※2</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	復水貯蔵タンク	※4	高温停止			低温停止			燃料交換※2	燃料補給設備	※5	<p>66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵槽への移送設備</td> <td>淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起 動</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車（海水取水用）</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>燃料交換※2</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※3：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3	大容量送水車（海水取水用）	※4	高温停止			低温停止	復水貯蔵槽	※5	燃料交換※2	燃料補給設備	※6	<p>65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽への移送設備</td> <td>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起 動</td> <td>大量送水車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※2</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※3：第65条（65-19-1 大量送水車）および第65条（65-11-3 海水移送設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	低圧原子炉代替注水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動	大量送水車	※3	低圧原子炉代替注水槽	※4	高温停止			低温停止			燃料交換※2	燃料補給設備	※5	<p>TS-25 65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送設備</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、海水取水についても大量送水車により実施</p> <p>【島根固有】 ・島根では、低圧原子炉代替注水槽への水の移送において接続口を使用しない。</p>
項目	運転上の制限																																																																	
復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1																																																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																
運転 起 動	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																																																
	復水貯蔵タンク	※4																																																																
高温停止																																																																		
低温停止																																																																		
燃料交換※2	燃料補給設備	※5																																																																
項目	運転上の制限																																																																	
復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1																																																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																
運転 起 動	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3																																																																
	大容量送水車（海水取水用）	※4																																																																
高温停止																																																																		
低温停止	復水貯蔵槽	※5																																																																
燃料交換※2	燃料補給設備	※6																																																																
項目	運転上の制限																																																																	
低圧原子炉代替注水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1																																																																	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																
運転 起 動	大量送水車	※3																																																																
	低圧原子炉代替注水槽	※4																																																																
高温停止																																																																		
低温停止																																																																		
燃料交換※2	燃料補給設備	※5																																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
（2）確認事項				（2）確認事項				（2）確認事項						
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当		項目	頻度	担当				
（項目なし）			—	—	（項目なし）			—	—	（項目なし）			＝	＝
（3）要求される措置				（3）要求される措置				（3）要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が66-11-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽への移送設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、復水貯蔵槽水位が66-11-1の所要値以上であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水槽への移送設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧原子炉代替注水槽水量が65-11-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間			
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間			
冷温停止 燃料交換 ^{※7}	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換 ^{※8}	A. 復水貯蔵槽への移送設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換 ^{※7}	A. 低圧原子炉代替注水槽への移送設備が動作不能の場合	A1. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		および A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるように補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			及び A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および A2. 課長（原子炉）は、 <u>低圧原子炉代替注水槽水量が690m³以上となるように補給する、または当直長は、690m³以上であることを確認する。</u> および A3. 課長（原子炉）は、 <u>代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</u>	速やかに	
※6：代替品の補充等をいう。 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※7：代替品の補充等をいう。 ※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※6：代替品の補充等をいう。 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1） <u>原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u> （2） <u>原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>66-11-3 海水供給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水供給設備</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）および大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海水供給設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海水供給設備	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）および大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海水供給設備が動作可能であること	<p>66-11-3 海水移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水移送設備</td> <td>海水移送設備2系列※1が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海水移送設備	海水移送設備2系列※1が動作可能であること	<p>65-11-3 海水移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水移送設備</td> <td>海水移送設備2系列※1が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海水移送設備	海水移送設備2系列※1が動作可能であること	<p>TS-25 65-11-3 海水移送設備</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では、海水供給は大容量送水ポンプ（タイプⅠ）および（タイプⅡ）で実施し、運転上の制限は各表で整理する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、海水取水についても大量送水車により実施 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）については、66-19-1で管理する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）については、66-19-2で管理する。 																		
項目	運転上の制限																																
海水供給設備	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）および大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による海水供給設備が動作可能であること																																
項目	運転上の制限																																
海水移送設備	海水移送設備2系列※1が動作可能であること																																
項目	運転上の制限																																
海水移送設備	海水移送設備2系列※1が動作可能であること																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>高温停止 冷温停止</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	※1	高温停止 冷温停止	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	※2	燃料交換	燃料補給設備	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動</td> <td>大容量送水車（海水取水用）</td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td>高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	大容量送水車（海水取水用）	1台×2※2	高温停止 冷温停止 燃料交換	燃料補給設備	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動</td> <td>大量送水車</td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td>高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	大量送水車	1台×2※2	高温停止 冷温停止 燃料交換	燃料補給設備	※3	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起動	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	※1																															
高温停止 冷温停止	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	※2																															
燃料交換	燃料補給設備	※3																															
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起動	大容量送水車（海水取水用）	1台×2※2																															
高温停止 冷温停止 燃料交換	燃料補給設備	※3																															
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起動	大量送水車	1台×2※2																															
高温停止 冷温停止 燃料交換	燃料補給設備	※3																															
<p>※1：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：「66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：1系列とは、大容量送水車（海水取水用）1台及び必要なホースをいう。</p> <p>※2：大容量送水車（海水取水用）は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。</p>	<p>※1：1系列とは、大量送水車1台および必要なホースをいう。</p> <p>※2：大量送水車は、第1保管エリアおよび第4保管エリアに分散配置されていること。</p>																															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考																							
※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				※3：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。				【島根固有】 ・島根では、海水取水についても大量送水車により実施																							
(2) 確認事項				(2) 確認事項				(2) 確認事項																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が \square m³/h 以上で、吐出圧力が \square MPa[gage] 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>原子炉 GM</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理 GM</td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻度	担当	1. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が \square m ³ /h 以上で、吐出圧力が \square MPa[gage] 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉 GM	2. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下を満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が 0.99MPa[gage] 以上、流量が 120m³/h/台以上。 (2) 吐出圧力が 0.42MPa[gage] 以上、流量が 150m³/h/台以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>2. 大量送水車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻度	担当	1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下を満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が 0.99MPa[gage] 以上、流量が 120m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が 0.42MPa[gage] 以上、流量が 150m ³ /h/台以上。	1年に1回	課長（原子炉）	2. 大量送水車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）
項目	頻度	担当																																	
(項目なし)	—	—																																	
項目	頻度	担当																																	
1. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が \square m ³ /h 以上で、吐出圧力が \square MPa[gage] 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉 GM																																	
2. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM																																	
項目	頻度	担当																																	
1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下を満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が 0.99MPa[gage] 以上、流量が 120m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が 0.42MPa[gage] 以上、流量が 150m ³ /h/台以上。	1年に1回	課長（原子炉）																																	
2. 大量送水車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）																																	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				【女川との相違】 ・島根の条件 A は、2N 要求設備が 2N 未満 1N 以上になった場合を記載																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 海水供給設備が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、サブプレッションプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が 66-11-1 の所要値以上であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 海水供給設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、サブプレッションプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が 66-11-1 の所要値以上であることを確認する。	速やかに 速やかに		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合</td> <td>A1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、サブプレッション・チェンバ水位が第46条を満足していることを確認する。 及び A3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 66-11-1 の所要水位以上であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、サブプレッション・チェンバ水位が第46条を満足していることを確認する。 及び A3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 66-11-1 の所要水位以上であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合</td> <td>A1. 課長（原子炉）は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、サブプレッションチェンバ水位が第46条を満足していることを確認する。 および A3. 当直長は、低圧原子炉代替注水槽水量が 65-11-1 の所要値以上であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 課長（原子炉）は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、サブプレッションチェンバ水位が第46条を満足していることを確認する。 および A3. 当直長は、低圧原子炉代替注水槽水量が 65-11-1 の所要値以上であることを確認する。
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																
運転 起動 高温停止	A. 海水供給設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、サブプレッションプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が 66-11-1 の所要値以上であることを確認する。	速やかに 速やかに																																
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、サブプレッション・チェンバ水位が第46条を満足していることを確認する。 及び A3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 66-11-1 の所要水位以上であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに																																
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 課長（原子炉）は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、サブプレッションチェンバ水位が第46条を満足していることを確認する。 および A3. 当直長は、低圧原子炉代替注水槽水量が 65-11-1 の所要値以上であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
					及び A4. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10 日間			および A4. 課長（原子炉）は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間		
					及び A5. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30 日間			および A5. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間		
				B. 動作可能な海水移送設備が1系列未満の場合	B1. 当直長は、サブレーション・チェーンバ水位が第46条を満足していることを確認する。	速やかに		B. 動作可能な海水移送設備が1系列未満の場合	B1. 当直長は、サブレーションチェーンバ水位が第46条を満足していることを確認する。	速やかに		
					及び B2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が66-11-1の所要水位以上であることを確認する。	速やかに			および B2. 当直長は、低圧原子炉代替注水槽水量が65-11-1の所要値以上であることを確認する。	速やかに		
					及び B3. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日 間			および B3. 課長（原子炉）は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間		
					及び B4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日間			および B4. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間		
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
冷温停止 燃料交換	A. 海水供給設備が動作不能の場合			冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満の場合	A1. 課長（原子炉）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	【女川との相違】 ・女川では、代替措置および当該系統の復旧については、66-19-1および66-19-2で整理する。
		A1. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるように補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。	速やかに		及び	A2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。	速やかに		および	A2. 課長（原子炉）は、低圧原子炉代替注水槽水量が690m ³ 以上となるように補給する、または当直長は、690m ³ 以上であることを確認する。	速やかに	
					及び	A3. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		および	A3. 課長（原子炉）は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
				※4：代替品の補充又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認等をいう。				※4：代替品の補充または輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）からの移送が可能であることの確認等をいう。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
		<p><u>65-11-4 構内監視設備</u></p> <p><u>(1) 運転上の制限</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 294 2502 436"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内監視設備</td> <td>構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1745 478 2502 842"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動</td> <td>構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>高温停止 冷温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において <u>運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※2：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において <u>運転上の制限等を定める。</u></p> <p><u>(2) 確認事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1113 2502 1304"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 要求される措置</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1396 2502 1808"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作不能の場合</td> <td>A1. 課長(計装)は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 課長(計装)は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：代替品の補充等をいう。</p>	項目	運転上の制限	構内監視設備	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)	1台	高温停止 冷温停止	常設代替交流電源設備	※1	燃料交換	可搬型代替交流電源設備	※2	項目	頻度	担当	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	条件	要求される措置	完了時間	A. 構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作不能の場合	A1. 課長(計装)は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 課長(計装)は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	<p>TS-25 65-11-4 構内監視設備</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根では、代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）周辺で土石流が発生した場合、水源として使用できなくなる場合があることから、土石流発生時の監視が可能な耐震性を有する構内監視カメラを設置</p>
項目	運転上の制限																														
構内監視設備	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作可能であること																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																													
運転 起動	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)	1台																													
高温停止 冷温停止	常設代替交流電源設備	※1																													
燃料交換	可搬型代替交流電源設備	※2																													
項目	頻度	担当																													
構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																													
条件	要求される措置	完了時間																													
A. 構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)が動作不能の場合	A1. 課長(計装)は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 課長(計装)は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表66-12 電源設備 66-12-1 常設代替交流電源設備			表66-12 電源設備 66-12-1 常設代替交流電源設備			表65-12 電源設備 65-12-1 常設代替交流電源設備			TS-25 65-12-1 常設代替交流電源設備
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			
項目		運転上の制限	項目		運転上の制限	項目		運転上の制限	
常設代替交流電源設備		常設代替交流電源設備が動作可能であること※1	常設代替交流電源設備		常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1	常設代替交流電源設備		常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1	
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	2台	運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	第一ガスタービン発電機	1台	運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	ガスタービン発電機	1台	
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※2		第一ガスタービン発電機用燃料タンク	1基		ガスタービン発電機用サービスタンク	1基	
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	2台		第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	1台		ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	1台	
	タンクローリ	※2		タンクローリ（16kL）	※2				
	軽油タンク	※2		軽油タンク	※2		ガスタービン発電機用軽油タンク	※2	
※1：当該系統が動作不能時は、「66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。			※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。			※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。			【女川との相違】 ・女川ではガスタービン発電設備用軽油タンクについても「66-12-7 燃料補給設備」で管理している。 【島根固有】 ・島根2号炉では常設代替交流電源設備の燃料移送にタンクローリを使用しない。 【女川との相違】 ・島根2号炉では緊急時対策所の代替電源として常設代替交流電源設備の使用を想定していない。
※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。			※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。			※2：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。			
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. ガスタービン発電機が模擬信号で起動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長	1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気機器GM	1. ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	課長（電気）	
2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
				3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長		3. <u>ガスタービン発電機用サービスタンクのタンクレベルが1,400mm以上であることを確認する。ただし、ガスタービン発電機の運転中および運転終了後2日間</u> を除く。	1箇月に1回	当直長		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では既存の非常用ディーゼル発電機デイタンクと同様に、設備運転中及び設備運転終了後2日間を除外期間として設定する。なお、女川では「66-12-7燃料補給設備」においてガスタービン発電設備軽油タンクを管理しており、常設代替交流電源設備運転終了後2日間を除外期間として設定していることは同様 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は常設代替交流電源設備に対応するC設備およびD設備を有しており、それぞれの条件を分けて記載している。
3. <u>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長		4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		4. <u>ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長		
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合			運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該	速やかに 3日間 10日間	運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ³ が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁴ が使用可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間			系統を動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ³ が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間			A1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ³ が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	【島根固有】 ・島根2号炉は、常設代替交流電源設備に対応するC設備およびD設備がないため「保安規定変更に係る基本方針」によりAOT3日を適用する。
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
冷温停止 燃料交換	A. 常設代替 交流電源 設備が動 作不能の 場合	A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 常設代替 交流電源 設備によ る電源系 が動作不 能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 常設代替 交流電源 設備によ る電源系 が動作不 能の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	【島根固有】 ・島根2号炉は、常設代替交流電源設備に対応するC設備およびD設備はない。	
		A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに			A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに			A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに		
		および	速やかに			及び	速やかに						
		A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※4が使用可能であることを確認する。	速やかに			又は	速やかに						
※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。				※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C（C）系又はM/C（D）系の受電をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。				※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				【島根固有】 ・島根2号炉も号炉間融通電力設備を自主設備として所持しているが、融通を行う1号炉の非常用ディーゼル発電機は、常設代替交流電源設備の機能を補完することが出来ないため（常設代替交流電源設備：	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>※5：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をい い、当該系統で要求される準備時間を満足させるための 補完措置を含む。</p>		<p>4800kW に対して 1 号 DG:3000kW であり容量 が少なく、重大事故等 対処に必要な容量（有 効性評価の長期 T B において必要な容量） である、4378kW を給電 することが出来ない） D 設備として設定し ていない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・ 自主対策設備の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
66-12-2 可搬型代替交流電源設備			66-12-2 可搬型代替交流電源設備			65-12-2 可搬型代替交流電源設備			TS-25 65-12-2 可搬型代替交流電源設備
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			
項目		運転上の制限	項目		運転上の制限	項目		運転上の制限	
可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備2系列※ ¹ が動作可能であること※ ²	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備による電源系2系列※ ¹ が動作可能であること※ ²	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備による電源系2系列※ ¹ が動作可能であること※ ²	
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2※ ³	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2※ ³	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	高圧発電機車	3台×2※ ³	
	タンクローリ	※4		タンクローリ(4kL)	※4		ガスタービン発電機用軽油タンク	※4	
	軽油タンク	※4		軽油タンク	※4		タンクローリ	※4	
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※4					非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク	※4	
※1：1系列とは、電源車2台をいう。			※1：1系列とは、電源車2台をいう。			※1：1系列とは、高圧発電機車3台をいう。			
※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。			※2：動作可能とは、緊急用電源切替箱接続装置、動力変圧器C系、AM用動力変圧器及び代替原子炉補機冷却系に接続できることを含む。			※2：動作可能とは、高圧発電機車接続プラグ収納箱のうち原子炉建物西側もしくは原子炉建物南側の1箇所に接続し、メタクラ切替盤が使用できること、または緊急用メタクラ接続プラグ盤に接続できることを含む。			
									【女川との相違】 ・島根2号炉は女川のガスタービン発電設備軽油タンクに相当するガスタービン発電機用サービスタンクを可搬型設備の燃料補給設備として使用しない 【島根固有】 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続して給電する場合、メタクラ切替盤を必ず経由するため、可搬型代替交流電源設備の動作可能範囲に含める。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉の原子炉補機代替冷却系(移動式代替熱交換設備)は常設代替交流

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="2">A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合</td> <td>A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能である</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに	および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能である	速やかに	<p>※3：電源車は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="2">A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合</td> <td>A1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに	及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	<p>※3：高圧発電機車は、第1保管エリアおよび第4保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※4：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 高圧発電機車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>課長（電気）</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧発電機車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（電気）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="2">A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合</td> <td>A1. 課長（電気）は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 高圧発電機車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	課長（電気）	2. 高圧発電機車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 課長（電気）は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに	および A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	<p>電源設備から給電を行うことから、高圧発電機車の接続は不要</p> <p>・島根2号炉の可搬型代替交流電源設備の接続口は原子炉建物西側および南側に2箇所、ガスタービン発電機建物南側に1箇所の合計3箇所設けており、いずれかに接続可能であることを動作可能とする。</p>
項目	頻度	担当																																																										
1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																																										
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																										
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																																									
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																									
		および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能である	速やかに																																																									
項目	頻度	担当																																																										
1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM																																																										
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																										
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																																									
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																									
		及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																									
項目	頻度	担当																																																										
1. 高圧発電機車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	課長（電気）																																																										
2. 高圧発電機車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）																																																										
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																																									
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 課長（電気）は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																									
		および A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		ことを確認する。 および A3.1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。 または A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。 または A3.3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間 10日間 10日間 30日間			及び A3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間 30日間			および A3.1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。 または A3.2. 当直長および課長（電気）は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。 または A3.3. 課長（電気）は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 課長（電気）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間 10日間 10日間 30日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は、可搬型代替交流電源設備に対応するC設備およびD設備があるため、要求される措置を記載
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合	B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高压炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が1系列未満の場合	B1. 当直長は、代替原子炉補機冷却系を動作不能とみなす。 及び	速やかに	運転 起動 高温停止	B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が1系列未満の場合	B1.1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉では原子炉補機代替冷却系（移動式代替熱交換設備）の電源として可搬型代替交流電源設備を使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
および	B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。	3日間					および	B1.2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。	3日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は、可搬型代替交流電源設備に対応するC設備があるため、要求される措置を記載しており、AOTは基本方針により30日間としている。
および	B1.3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間				および	B1.3. 課長（電気）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間		
または	B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。	速やかに		B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。	速やかに	または	B2.1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。	速やかに		
および	B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※7} が使用可能であることを確認する。	3日間		及び		および	B2.2.1. 当直長および課長（電気）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※7} が使用可能であることを確認する。	3日間		
または	B2.2.2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間		B3. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	または	B2.2.2 課長（電気）は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は、可搬型代替交流電源設備に対応するD設備があるため、要求される措置を記載しており、AOTは基本設計方針により10日間としている。	
および	B2.3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する	10日間		及び	B4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	および	B2.3. 課長（電気）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。		10日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
	C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満の場合	A1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合	A1. 課長（電気）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに		【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉は、可搬型代替交流電源設備に対応するC設備およびD設備があるため、要求される措置を記載
		および A3.1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。	速やかに			及び	および			速やかに			
		または A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。	速やかに				または			速やかに			
		または A3.3. 防災課長は、代替措置	速やかに			A3. 当直長は、代替措置	速やかに			A3.3. 課長（電気）は、代替措置※8を検討し、原	速やかに		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		※ ⁸ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			※ ⁶ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。					子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		
※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：常設代替交流電源設備をいう。 ※7：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいう。 ※8：代替品の補充等。				※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。				※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：常設代替交流電源設備をいう。 ※7：号炉間電力融通ケーブルを使用した1号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線A系またはB系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいう。 ※8：代替品の補充等をいう。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
●○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
	<p data-bbox="940 203 1721 241">66-12-3 号炉間電力融通電気設備</p> <p data-bbox="940 283 1721 321">(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="940 325 1721 472"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号炉間電力融通電気設備</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="940 514 1721 850"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起 動</td> <td>号炉間電力融通ケーブル（常設）</td> <td>1セット※¹</td> </tr> <tr> <td>高温停止 低温停止 燃料交換</td> <td>号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</td> <td>1セット※¹</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="940 854 1721 892">※1：1セットとは、1相分1本の3相分3本をいう。</p> <p data-bbox="940 934 1721 972">(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="940 976 1721 1260"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="940 1302 1721 1339">(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="940 1344 1721 1932"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動 高温停止</td> <td>A. 所要数を満足していない場合</td> <td>A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※¹が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※²</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※ ¹	高温停止 低温停止 燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※ ¹	項目	頻 度	担 当	1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	適用される原子炉の状態	条 件	要求される措置	完了時間	運 転 起 動 高温停止	A. 所要数を満足していない場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ¹ が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ²	速やかに 3日間	島根2号炉では該当設備なし	<p data-bbox="2519 203 2813 241">【柏崎刈羽との相違】</p> <p data-bbox="2519 245 2813 745">・ 柏崎刈羽は6, 7号炉の複数号炉申請であるため、号炉間電力融通電気設備を重大事故等対処設備としているが、島根2号炉は単独申請であるため、号炉間融通設備は自主対策設備としており、該当設備はない。</p>
項目	運転上の制限																																
号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起 動	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※ ¹																															
高温停止 低温停止 燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※ ¹																															
項目	頻 度	担 当																															
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																															
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																															
適用される原子炉の状態	条 件	要求される措置	完了時間																														
運 転 起 動 高温停止	A. 所要数を満足していない場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ¹ が動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ²	速やかに 3日間																														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>30日間</p> <p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※¹が動作可能であることを確認する。</p> <p>速やかに</p> <p>及び</p> <p>A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※³が動作可能であることを確認する。</p> <p>3日間</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置※⁴を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3日間</p> <p>及び</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>10日間</p>		
	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉	備考
	適用される 原子炉の状態	条 件	要求される措置	完了時間		
	冷温停止 燃料交換	A. 所要数を 満足して いない場 合	A 1. 当直長は、当該系統を 動作可能な状態に 復旧す る措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、非常用デ ィーゼル発電機 1 台 を起動し、動作可能であ ることを確認する。 及び A 3. 1. 当直長は、当該機 能と同等な機能を 持つ 重大事故等対処設備※ ² が 動作可能であることを確認 する。 又は A 3. 2. 当直長は、当該機 能を補完する自主 対策 設備※ ³ が動作可能である ことを確認する。 又は A 3. 3. 当直長は、代替 措置※ ⁴ を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て 実施する措置を開始す る。	速やかに		
				速やかに		
				速やかに		
				速やかに		
				速やかに		
	<p>※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※2：常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）をいう。 ※3：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいう。 ※4：代替品の補充等。</p>					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること	<p>66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備^{※1}及び常設代替直流電源設備^{※2}</td> <td>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備 ^{※1} 及び常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<p>65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備^{※1}および常設代替直流電源設備^{※2}</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所内常設蓄電式直流電源設備 ^{※1} および常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<p>TS-25 65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備</p>																																				
項目	運転上の制限																																																		
所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																																																		
項目	運転上の制限																																																		
所内蓄電式直流電源設備 ^{※1} 及び常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																																		
項目	運転上の制限																																																		
所内常設蓄電式直流電源設備 ^{※1} および常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>125V充電器2A^{※1}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2A^{※1}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>125V充電器2B^{※1}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池2B^{※1}</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	125V充電器2A ^{※1}	1個	125V蓄電池2A ^{※1}	1組	125V充電器2B ^{※1}	1個	125V蓄電池2B ^{※1}	1組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>直流125V充電器A^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>直流125V蓄電池A^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>直流125V充電器A-2^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>直流125V蓄電池A-2^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>AM用直流125V充電器^{※4}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>AM用直流125V蓄電池^{※4}</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	直流125V充電器A ^{※3}	1個	直流125V蓄電池A ^{※3}	1組	直流125V充電器A-2 ^{※3}	1個	直流125V蓄電池A-2 ^{※3}	1組	AM用直流125V充電器 ^{※4}	1個	AM用直流125V蓄電池 ^{※4}	1組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>B-115V系充電器^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>B-115V系蓄電池^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系充電器(SA)^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>SA用115V系充電器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>SA用115V系蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>230V系充電器(RCIC)^{※4}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>230V系蓄電池(RCIC)^{※4}</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	B-115V系充電器 ^{※3}	1個	B-115V系蓄電池 ^{※3}	1組	B1-115V系充電器(SA) ^{※3}	1個	B1-115V系蓄電池(SA) ^{※3}	1組	SA用115V系充電器	1個	SA用115V系蓄電池	1組	230V系充電器(RCIC) ^{※4}	1個	230V系蓄電池(RCIC) ^{※4}	1組	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉は原子炉隔離時冷却系専用電源として230V系充電器(RCIC)及び230V系蓄電池(RCIC)を有しており、適用される原子炉の状態は原子炉隔離時冷却系と同様に運転、起動、高温停止とする。
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	125V充電器2A ^{※1}	1個																																																	
	125V蓄電池2A ^{※1}	1組																																																	
	125V充電器2B ^{※1}	1個																																																	
	125V蓄電池2B ^{※1}	1組																																																	
	適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	直流125V充電器A ^{※3}	1個																																																	
	直流125V蓄電池A ^{※3}	1組																																																	
	直流125V充電器A-2 ^{※3}	1個																																																	
	直流125V蓄電池A-2 ^{※3}	1組																																																	
	AM用直流125V充電器 ^{※4}	1個																																																	
	AM用直流125V蓄電池 ^{※4}	1組																																																	
	適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	B-115V系充電器 ^{※3}	1個																																																	
	B-115V系蓄電池 ^{※3}	1組																																																	
	B1-115V系充電器(SA) ^{※3}	1個																																																	
	B1-115V系蓄電池(SA) ^{※3}	1組																																																	
	SA用115V系充電器	1個																																																	
	SA用115V系蓄電池	1組																																																	
	230V系充電器(RCIC) ^{※4}	1個																																																	
230V系蓄電池(RCIC) ^{※4}	1組																																																		
<p>※1：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」、「第63条 直流電源その2」、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流125V充電器A、直流125V蓄電池A、直流125V充電器A-2、直流125V蓄電池A-2、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：所内常設蓄電式直流電源設備とは、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)およびSA用115V系蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、SA用115V系充電器およびSA用115V系蓄電池をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、第61条（直流電源その1）、第62条（直流電源その2）、第63条（所内電源系統その1）および第64条（所内電源系統その2）の運転上の制限も確認する。</p>																																																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>※4：当該系統が動作不能時は、第61条（直流電源その1）および第63条（所内電源系統その1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	<p>※4：当該系統が動作不能時は、「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>※4：当該系統が動作不能時は、第61条（直流電源その1）および第63条（所内電源系統その1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（電気）</td> </tr> <tr> <td>2. B-115V系蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. B1-115V系蓄電池（SA）の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. 230V系蓄電池（RCIC）の浮動充電時の蓄電池電圧が226.8V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. SA用115V系蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>6. B-115V系充電器、B1-115V系充電器（SA）および230V系充電器（RCIC）の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）	2. B-115V系蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. B1-115V系蓄電池（SA）の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. 230V系蓄電池（RCIC）の浮動充電時の蓄電池電圧が226.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. SA用115V系蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	6. B-115V系充電器、B1-115V系充電器（SA）および230V系充電器（RCIC）の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・230V系充電器（RCIC）および230V系蓄電池（RCIC）は適用される原子炉の状態が異なるため、既存条文の確認先について個別に記載している。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根2号炉の計装設備は「動作可能であるべきチャンネル数」を運転上の制限とし、計装設備においては電源を含めた運転上の制限としていないため確認は不要 【島根固有】 ・島根2号炉は原子炉隔離時冷却系専用電源として230V系充電器（RCIC）及び230V系蓄電池（RCIC）を有している。
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																																							
2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																																							
3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																																							
4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																																							
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）																																																							
2. B-115V系蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
3. B1-115V系蓄電池（SA）の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
4. 230V系蓄電池（RCIC）の浮動充電時の蓄電池電圧が226.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
5. SA用115V系蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
6. B-115V系充電器、B1-115V系充電器（SA）および230V系充電器（RCIC）の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
				6. AM用直流125V充電器の出力電圧を1週間に1回確認する。				7. SA用115V系充電器の出力電圧を1週間に1回確認する。				
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※ ² を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 B系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	【女川との相違】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備としてB系蓄電池が該当するため、蓄電池動作不能時は非常用ディーゼル発電機B系および常設代替交流電源設備の動作を確認する。
		および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3日間			および A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3日間			および A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3日間	
		および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30日間			および A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30日間			および A3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bおよび125V代替蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに		B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。	速やかに		B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)およびSA用115V系蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに	【島根固有】 ・島根2号炉は原子炉隔離時冷却系専用電源として230V系充電器(RCIC)及び230V系蓄電池(RCIC)を有している。 【女川との相違】 ・島根2号炉は所内常設蓄電式直流電源設
		および B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※ ³ を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディー	速やかに			および B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全	速やかに			および B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 B系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健	速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		ゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、充電器*4が健全であることを確認する。 および B4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	3日間 30日間			であることを確認する。 及び B3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	3日間 30日間			全であることを確認する。 および B3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 および B4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	3日間 30日間	備および常設代替直流電源設備としてB系蓄電池が該当するため、充電器動作不能時は非常用ディーゼル発電機B系および常設代替交流電源設備の動作を確認し、動作不能となった充電器を除くB系の充電器が健全であることを確認する。
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		運転 起動 高温停止	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに 速やかに	
	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		および B2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、充電器※4が健全であることを確認する。	速やかに			及び B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに			および B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに	【女川との相違】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備としてB系蓄電池が該当するため、充電器動作不能時は常設代替交流電源設備の動作を確認し、B系の動作不能となった充電器を除く充電器が健全であることを確認する。 ・女川は所内常設蓄電式直流電源設備としてA系及びB系の直流電源設備が該当しているため、動作不能となる蓄電池または充電器に応じて確認する非常用ディーゼル発電機を記載しているが、島根2号炉の所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備はB系に接続されており、確認する非常用ディーゼル発電機はB系であることから、動作不能となる設備毎の記載は不要
※2：125V蓄電池2Aが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、125V蓄電池2Bが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。 ※3：125V充電器2Aが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とし、125V充電器2Bが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とする。 ※4：125V充電器2Aが動作不能の場合は、125V充電器2Bおよび125V代替充電器とし、125V充電器2Bが動作不能の場合は、125V充電器2Aおよび125V代替充電器とする。												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>66-12-4 常設代替直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="157 338 923 506"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>常設代替直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="157 548 923 1003"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>125V代替蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>250V蓄電池*1</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="157 1230 923 1734"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 250V蓄電池の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	125V代替蓄電池	1組	運転 起動 高温停止	250V蓄電池*1	1組	項目	頻度	担当	1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 250V蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長			<p>・島根は「65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備」として記載している。</p>
項目	運転上の制限																														
常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																													
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	125V代替蓄電池	1組																													
運転 起動 高温停止	250V蓄電池*1	1組																													
項目	頻度	担当																													
1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																													
2. 250V蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																													
3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																													
4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
（3）要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転 起動 高温停止	A. 125V 代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることおよびその他の設備 [※] が動作可能であることを確認する。	速やかに			
		および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V代替充電器が健全であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3日間 30日間			
	B. 250V 蓄電池が動作不能の場合	B1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器および250V充電器が健全であることならびにその他の設備 [※] が動作可能であることを確認する。	速やかに			
		および				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考			
		B2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、250V充電器が健全であることを確認する。	3日間												
		および B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30日間												
C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合		C1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間												
		および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間												
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間												
冷温停止 燃料交換	A. 125V 代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに												
		および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V代替充電器が健全であることを確認する。	速やかに												
※2：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
66-12-5 可搬型代替直流電源設備			66-12-5 可搬型直流電源設備			65-12-4 可搬型直流電源設備			TS-25 65-12-4 可搬型直流電源設備 【女川との相違】 ・島根2号炉では蓄電池について本システムの構成設備にしていない。 ・島根2号炉のSA用115V系充電器については、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替交流電源設備の構成設備であるため、65-12-3にて運転上の制限を定めている。 ・島根2号炉は女川のガスタービン発電設備軽油タンクに相当するガスタービン発電機用サービスタンクを可搬型設備の燃料補給設備として使用しない。 ・女川の250V系蓄電池および充電器は低圧代替注水系の電源であり島根2号炉には該当する設備はない。 【島根固有】 ・島根2号炉では本系統を用いた原子炉隔
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		
可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること		可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること		可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	125V代替蓄電池	※1	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換			運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換			
	125V代替充電器	1個		AM用直流125V充電器	※1		B1-115V系充電器(SA)	※1	
	電源車	※2		電源車	※2		SA用115V系充電器	※1	
	軽油タンク	※3		タンクローリ(4kL)	※3		高圧発電機車	※2	
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※3		軽油タンク	※3		タンクローリ	※3	
	タンクローリ	※3					ガスタービン発電機用軽油タンク	※3	
運転 起動 高温停止	250V蓄電池	※1			非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク	※3			
	250V充電器	1個							
	電源車	※2			230V系充電器(常用)	1個			
	軽油タンク	※3							
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※3							
	タンクローリ	※3							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>※1：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 125V代替充電器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 250V充電器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 125V代替充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 250V充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長										<p>※1：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>65-12-3 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（比較のため再掲・抜粋）</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上で</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当				1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上で	1週間に1回	当直長	<p>※1：第65条（65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 230V系充電器（常用）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（電気）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当				1. 230V系充電器（常用）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）										<p>離時冷却系（以下、「RCIC」という）への給電設備として230V系充電器（常用）を使用し、適用される原子炉の状態はRCICと同様に、運転、起動、高温停止とする。</p> <p>【女川との相違】 ・島根2号炉のSA用115V系充電器については65-12-3にて運転上の制限を定めている。</p>
項目	頻度	担当																																																							
1. 125V代替充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																																							
2. 250V充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																																							
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上で	1週間に1回	当直長																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. 230V系充電器（常用）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
				あることを確認する。								【女川との相違】 ・島根2号炉のSA用115V系充電器については65-12-3にて運転上の制限を定めている。
3. 125V代替充電器の出力電圧を確認する。		1週間に1回	発電課長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。		1週間に1回	当直長	2. 230V系充電器（常用）の出力電圧を確認する。		1週間に1回	当直長	
4. 250V充電器の出力電圧を確認する。		1週間に1回	発電課長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。		1週間に1回	当直長					
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				【女川との相違】 ・島根2号炉のSA用115V系充電器については65-12-3にて運転上の制限を定めている。
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止				運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	(略)		運転 起動 高温停止				
	A. 125V代替充電器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bおよび125V代替蓄電池が健全であることを確認する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることおよびその他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに									
		A3. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。	3日間									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		および A4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間										
B. 250V充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bおよび250V蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに		B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。	速やかに		A. 230V系充電器（常用）が動作不能の場合	A1. 当直長は、230V系蓄電池（RCIC）が健全であることを確認する。	速やかに		【島根固有】 ・島根2号炉は230V系充電器（常用）を用いてRCICへの給電を行うため、充電器動作不能時には、RCICの動力電源である230V系蓄電池（RCIC）を確認する。 【島根固有】 ・島根2号炉はRCICが接続されている母線へ給電可能な接続されている非常用ディーゼル発電機B系、常設代替交流電源設備の動作を確認し、230V系充電器（RCIC）の動作を確認する。	
	および B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることおよびその他の設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに			及び B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに			および A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機B系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、230V系充電器（RCIC）が健全であることを確認する。	速やかに			
	および B3. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。	3日間			及び B3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	3日間			および A3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、230V系充電器（RCIC）が健全であることを確認する。	3日間			
	および B4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間			及び B4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。		30日間		および A4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間			
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間	C1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内	C1. 当直長は、高温停止にする。	24時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間			
	および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間			及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			および B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		内に達成できない場合				に達成できない場合				できない場合			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間										
冷温停止 燃料交換	A. 125V 代替充電器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、125V代替充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。	速やかに 速やかに									<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉のSA用115V系充電器については、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替交流電源設備の構成設備であるため、65-12-3にて運転上の制限を定めている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉はRCICが接続されている母線へ給電可能な接続されている非常用ディーゼル発電機B系および230V系充電器（RCIC）の動作を確認する。 	
<p>※4：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																						
<p>66-12-6 代替所内電気設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備が使用可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>ガスタービン発電機接続盤※3</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2F系※3</td> <td>2系列</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2G系</td> <td>1系列</td> </tr> <tr> <td>緊急用動力変圧器2G系</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>緊急用低圧母線2G系</td> <td>3系列</td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電源切替盤2G系</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電源切替盤2C系</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電源切替盤2D系</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用交流高圧電源母線A系およびB系に給電できることを含む。 ※2：非常用交流高圧電源母線A系およびB系が動作不能時は、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。 ※3：当該系統が動作不能時は、「66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機接続盤※3	2個	緊急用高圧母線2F系※3	2系列	緊急用高圧母線2G系	1系列	緊急用動力変圧器2G系	1個	緊急用低圧母線2G系	3系列	緊急用交流電源切替盤2G系	2個	緊急用交流電源切替盤2C系	1個	緊急用交流電源切替盤2D系	1個	<p>66-12-6 代替所内電気設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>AM用MCC</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>AM用切替盤</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>AM用動力変圧器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>緊急用断路器</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>緊急用電源切替箱接続装置</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>緊急用電源切替箱断路器</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：AM用操作盤を含む。 ※2：非常用交流高圧電源母線A系及びB系に給電できることを含む。</p>	項目	運転上の制限	代替所内電気設備	代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	AM用MCC	4個	AM用切替盤	2個	AM用動力変圧器	1個	緊急用断路器	2個	緊急用電源切替箱接続装置	2個	緊急用電源切替箱断路器	1個	<p>65-12-5 代替所内電気設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>緊急用メタクラ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>メタクラ切替盤</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>高圧発電機車接続プラグ収納箱</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>緊急用メタクラ接続プラグ盤</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>SAロードセンタ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>SA1コントロールセンタ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>SA2コントロールセンタ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>充電器電源切替盤</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>SA電源切替盤</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重大事故操作盤を含む。 ※2：非常用交流高圧電源母線A系およびB系に給電できることを含む。 ※3：非常用交流高圧電源母線A系およびB系が動作不能時は、第63条（所内電源系統その1）および第64条（所内電源系統その2）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	代替所内電気設備	代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2※3	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急用メタクラ	1個	メタクラ切替盤	2個	高圧発電機車接続プラグ収納箱	2個	緊急用メタクラ接続プラグ盤	1個	SAロードセンタ	1個	SA1コントロールセンタ	1個	SA2コントロールセンタ	1個	充電器電源切替盤	1個	SA電源切替盤	2個	<p>TS-25 65-12-5 代替所内電気設備</p> <p>【女川との相違】 ・島根2号炉では緊急時対策所の代替電源として常設代替交流電源設備の使用を想定していない。</p>
項目	運転上の制限																																																																								
代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機接続盤※3	2個																																																																							
	緊急用高圧母線2F系※3	2系列																																																																							
	緊急用高圧母線2G系	1系列																																																																							
	緊急用動力変圧器2G系	1個																																																																							
	緊急用低圧母線2G系	3系列																																																																							
	緊急用交流電源切替盤2G系	2個																																																																							
	緊急用交流電源切替盤2C系	1個																																																																							
	緊急用交流電源切替盤2D系	1個																																																																							
項目	運転上の制限																																																																								
代替所内電気設備	代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	AM用MCC	4個																																																																							
	AM用切替盤	2個																																																																							
	AM用動力変圧器	1個																																																																							
	緊急用断路器	2個																																																																							
	緊急用電源切替箱接続装置	2個																																																																							
	緊急用電源切替箱断路器	1個																																																																							
項目	運転上の制限																																																																								
代替所内電気設備	代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2※3																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急用メタクラ	1個																																																																							
	メタクラ切替盤	2個																																																																							
	高圧発電機車接続プラグ収納箱	2個																																																																							
	緊急用メタクラ接続プラグ盤	1個																																																																							
	SAロードセンタ	1個																																																																							
	SA1コントロールセンタ	1個																																																																							
	SA2コントロールセンタ	1個																																																																							
	充電器電源切替盤	1個																																																																							
	SA電源切替盤	2個																																																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(2) 確認事項				(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当		項目	頻度	担当		
1. 代替所内電気設備が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長		1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長		1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1箇月に1回	当直長		
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 緊急用断路器が動作不能の場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 緊急用メタクラが動作不能の場合	A1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備が動作不能の場合	B1. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間		B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間		B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合	B1. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	
	C. 条件 B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件 B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件 B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
冷温停止 燃料交換	A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 緊急用断路器が動作不能の場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 緊急用メタクラが動作不能の場合	A1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備が動作不能の場合	B1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに		B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに		B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		B2. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに	作不能の場合	B2. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに	作不能の場合	B2. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>66-12-7 燃料補給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td> (2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※² (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※¹ (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※³ </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料補給設備	(2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※ ² (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※ ¹ (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※ ³	<p>66-12-7 燃料補給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td> (1) 軽油タンク 1基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリ（4kL）及びタンクローリ（16kL）が動作可能であること※¹ </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料補給設備	(1) 軽油タンク 1基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリ（4kL）及びタンクローリ（16kL）が動作可能であること※ ¹	<p>65-12-6 燃料補給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td> (1) ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であること※¹ (2) 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であること※² (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※³ </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料補給設備	(1) ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であること※ ¹ (2) 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であること※ ² (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※ ³	<p>TS-25 65-12-6 燃料補給設備</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、燃料補給設備としてガスタービン発電機用軽油タンクも使用するため本表で整理する。 【島根固有】 島根では、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を運転上の制限として設定する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はガスタービン発電機用軽油タンクについて、65条（65-12-1）において運転上の制限等を定めるタンクレベルを確認する。 【島根固有】 島根は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクについて、60条において運転上の制限等を定める非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値を確認する。 																																										
項目	運転上の制限																																																								
燃料補給設備	(2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※ ² (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※ ¹ (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※ ³																																																								
項目	運転上の制限																																																								
燃料補給設備	(1) 軽油タンク 1基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリ（4kL）及びタンクローリ（16kL）が動作可能であること※ ¹																																																								
項目	運転上の制限																																																								
燃料補給設備	(1) ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であること※ ¹ (2) 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であること※ ² (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※ ³																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値・所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※⁴※⁵</td> <td>2,770mm</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※⁵</td> <td>3,140mm</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンクレベル※⁶</td> <td>2,080mm</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>タンクローリ</td> <td>2台※⁷</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数	運転	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※ ⁴ ※ ⁵	2,770mm	起動	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※ ⁵	3,140mm	高温停止	ガスタービン発電設備軽油タンクレベル※ ⁶	2,080mm	冷温停止	タンクローリ	2台※ ⁷	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>軽油タンク※²</td> <td>1基※³</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>タンクローリ（4kL）</td> <td>3台※⁴</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリ（16kL）</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	軽油タンク※ ²	1基※ ³	起動			高温停止			冷温停止			燃料交換	タンクローリ（4kL）	3台※ ⁴		タンクローリ（16kL）	1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値・所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>ガスタービン発電機用軽油タンク</td> <td>6,219mm</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク※⁴</td> <td>721m³以上※⁵</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>タンクローリ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数	運転	ガスタービン発電機用軽油タンク	6,219mm	起動		以上	高温停止	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク※ ⁴	721m ³ 以上※ ⁵	冷温停止			燃料交換	タンクローリ	1台	
適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数																																																							
運転	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※ ⁴ ※ ⁵	2,770mm																																																							
起動	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※ ⁵	3,140mm																																																							
高温停止	ガスタービン発電設備軽油タンクレベル※ ⁶	2,080mm																																																							
冷温停止	タンクローリ	2台※ ⁷																																																							
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転	軽油タンク※ ²	1基※ ³																																																							
起動																																																									
高温停止																																																									
冷温停止																																																									
燃料交換	タンクローリ（4kL）	3台※ ⁴																																																							
	タンクローリ（16kL）	1台																																																							
適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数																																																							
運転	ガスタービン発電機用軽油タンク	6,219mm																																																							
起動		以上																																																							
高温停止	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク※ ⁴	721m ³ 以上※ ⁵																																																							
冷温停止																																																									
燃料交換	タンクローリ	1台																																																							
<p>※²：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。</p> <p>※¹：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p>		<p>※¹：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。</p> <p>※²：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p>																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。</p> <p>※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※7：タンクローリは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>※1：必要なホースを含む。</p> <p>※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。</p> <p>※4：タンクローリ（4kL）は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>※3：必要なホースを含む。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が必要量確保されていない場合は、第60条（非常用ディーゼル発電機燃料油等）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（タービン）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）	<p>【島根固有】</p> <p>島根のタンクローリは1台であるため記載不要。なお、予備とは分散配置している。</p>
項目	頻度	担当																																								
1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																								
2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
項目	頻度	担当																																								
1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる	2日間	A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	2日間	A. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、ガスタービン発電機用軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	
B. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	B. 動作可能なタンクローリ（4 k L）が所要数を満足していない場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値を満足していない場合	B1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を所要値内に回復させる。	2日間	
C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	C1. 発電課長は、ガスタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間		B 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間	C. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	C1. 課長（タービン）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	2日間	
D. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	2日間 2日間		C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	2日間	C2. 課長（タービン）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※7} 。	2日間		
			C 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※10} を動作不能 ^{※11} とみなす。	速やかに	D. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに	D. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※8} を動作不能 ^{※9} とみなす。	速やかに	
			E. 条件 B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、タンクローリ（4 k L）による燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに	E. 条件 C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 課長（タービン）は、タンクローリによる燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※8} を動作不能 ^{※9} とみなす。	速やかに	
			F. 条件 C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当直長は、タンクローリ（16 k L）による燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに				
<p>※8：代替品の補充等をいう。</p> <p>※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ（タイプII）、ガスタービン発電機</p> <p>※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>			<p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。</p> <p>※7：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリ（4 k L）；可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（海水取水用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。 タンクローリ（16 k L）；第一ガスタービン発電機。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>			<p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 ガスタービン発電機用軽油タンク；高圧発電機車、可搬式窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車ならびにガスタービン発電機 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク；高圧発電機車、可搬式窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車 タンクローリ；高圧発電機車、可搬式窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車</p> <p>※9：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>表 6 6 - 1 3 計装設備</p> <p>6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正，原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器ベント等の計器隔離時は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，推定方法が複数あることを示す。 なお，推定方法が複数ある場合は，いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は，有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが，監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが，要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3	<p>表 6 6 - 1 3 計装設備</p> <p>6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正，原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ベント等の計器校正時は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，推定方法が複数あることを示す。 なお，推定方法が複数ある場合は，いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータ及び代替パラメータに記載する[]は，有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが，監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが，要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3	<p>表 6 5 - 1 3 計装設備</p> <p>6 5 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正，原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器ベント等の計器校正時は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，推定方法が複数あることを示す。 なお，推定方法が複数ある場合は，いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は，有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが，監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが，要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3	<p>TS-25 6 5 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p>
項目	運転上の制限																				
主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3																				
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3																				
項目	運転上の制限																				
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること※1※3																				
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3																				
項目	運転上の制限																				
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること※1※3																				
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
1. 原子炉圧力容器内の温度				1. 原子炉圧力容器内の温度				1. 原子炉圧力容器内の温度				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力 容器温度	①主要パラメータ 他の検出器	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	①主要パラメータ 他のチャンネル	原子炉圧力容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ 他のチャンネル	原子炉圧力容器温度(SA)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					
		②原子炉圧力 ②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA広帯域) ②原子炉水位(SA燃料域)	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。	②原子炉圧力 ②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA)	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。	②原子炉圧力 ②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA)	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。					
		③残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。	③残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。	③残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。					
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				【女川との相違】 ・女川は、島根および柏崎の「原子炉水位(SA)」に対して、計測範囲の異なる2つパラメータ「原子炉水位(SA広帯域)および原子炉水位(SA燃料域)」を設定している。以下、同じ差異理由は記載を省略。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
2. 原子炉圧力容器内の圧力				2. 原子炉圧力容器内の圧力				2. 原子炉圧力容器内の圧力				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			
		②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。		②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。		②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。			
		③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帯域） ③原子炉水位（SA燃料域） ③原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。			
	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。			
		②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。			
		③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帯域） ③原子炉水位（SA燃料域） ③原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		②原子炉圧力容器温度			②原子炉圧力容器温度（SA）				

【女川との相違】
 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
3. 原子炉圧力容器内の水位				3. 原子炉圧力容器内の水位				3. 原子炉圧力容器内の水位				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータ 他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータ 他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータ 他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置 【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
		②原子炉水位（SA広帯域）	原子炉水位（SA広帯域）により推定する。			②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。			②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	
		③高圧代替注水系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。			③高圧代替注水系系統流量 ③復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ③復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。			③高圧原子炉代替注水流量 ③代替注水流量（常設） ③低圧原子炉代替注水流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	
		③直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量				③原子炉隔離時冷却系系統流量				③低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ③原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
原子炉水位 （燃料域）	③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量 ③残留熱除去系ポ ンプ出口流量 ③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量		③高圧炉心注水系 系統流量 ③残留熱除去系系 統流量		③高圧炉心スプレ イポンプ出口流 量 ③残留熱除去ポン プ出口流量 ③低圧炉心スプレ イポンプ出口流 量 ③残留熱代替除去 系原子炉注水流 量	・記載箇所の相違（女 川の代替循環冷却ポ ンプ出口流量に相 当） 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。	
	④原子炉圧力 ④原子炉圧力（S A） ④圧力抑制室圧力	原子炉圧力、原子 炉圧力（SA）と 圧力抑制室圧力の 差圧から原子炉圧 力容器の満水を推 定する。	④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④格納容器内圧力 （S/C）	差圧から原子炉圧 力容器の満水を推 定する。	④原子炉圧力 ④原子炉圧力（S A） ④サプレッション チェンバ圧力 （SA）		差圧から原子炉圧 力容器の満水を推 定する。
	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルにより 推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルにより 推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル		原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルにより 推定する。
	②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位（SA 燃料域）により推 定する。	②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA） により推定する。	②原子炉水位（S A）		原子炉水位（SA） により推定する。
	③高圧代替注水系 ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 ヘッドスプレイ ライン洗浄流 量） ③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 B系格納容器冷	機器動作状態にあ る注水流量と崩壊 熱除去に必要な注 水流量により推定 する。	③高圧代替注水系 系統流量 ③復水補給水系流 量（RHR A系代替 注水流量） ③復水補給水系流 量（RHR B系代替 注水流量）	機器動作状態にあ る流量より、崩壊 熱による原子炉水 位変化量を考慮 し、原子炉圧力容 器内の水位を推定 する。	③高圧原子炉代替 注水流量 ③代替注水流量 （常設） ③低圧原子炉代替 注水流量		機器動作状態にあ る流量より、崩壊 熱による原子炉水 位変化量を考慮 し、原子炉圧力容 器内の水位を推定 する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
	却ライン洗浄流量）						
	③直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量					③低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）	
	③代替循環冷却ポンプ出口流量					③原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	
	③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量		③原子炉隔離時冷却系系統流量			③高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	
	③高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量		③高圧炉心注水系系統流量			③残留熱除去ポンプ出口流量	
	③残留熱除去系ポンプ出口流量		③残留熱除去系系統流量			③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	
	③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量					③残留熱代替除去系原子炉注水流量	
	④原子炉圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	④原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	④原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
	④原子炉圧力（SA）		④原子炉圧力（SA）		④原子炉圧力（SA）		
	④圧力抑制室圧力		④格納容器内圧力（S/C）		④サプレッションチェンバ圧力（SA）		
原子炉水位（SA広帯域）	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。	原子炉水位（SA）	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。

【島根固有】
 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置

【女川との相違】
 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置

・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）

【女川との相違】
 ・女川は原子炉水位（SA広帯域）と計測範囲の異なる原子炉水位（燃料域）を代替パラメータとしていない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。	②高圧代替注水系系統流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉压力容器内の水位を推定する。	②高圧原子炉代替注水流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉压力容器内の水位を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置
②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）		②復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）		②代替注水流量（常設）		
②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）		②復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）		②低圧原子炉代替注水流量		【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		②原子炉隔離時冷却系系統流量		②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		
②代替循環冷却ポンプ出口流量		②高圧炉心注水系系統流量		②原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量		②残留熱除去系系統流量		②高圧炉心スプレイポンプ出口流量		
②高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量				②残留熱除去ポンプ出口流量		・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）
②残留熱除去系ポンプ出口流量				②低圧炉心スプレイポンプ出口流量		
②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量				②残留熱代替除去系原子炉注水流量		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③圧力抑制室圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。			③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③格納容器内圧力（S/C）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。			③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③サプレッションチェンバ圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。		
	原子炉水位（SA燃料域）	①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。										【女川との相違】 ・女川は原子炉水位（SA広帯域）とは計測範囲の異なる原子炉水位（SA燃料域）を設置
		②高圧代替注水系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		流量										
		③原子炉圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と									
		③原子炉圧力（SA）	圧力抑制室圧力の									
		③圧力抑制室圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。									
※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 <u>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u> <u>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
4. 原子炉圧力容器への注水量				4. 原子炉圧力容器への注水量				4. 原子炉圧力容器への注水量				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 ※6 高温停止 ※6	高圧代替注水系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	高圧代替注水系系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	高圧原子炉代替注水流量	①サプレッションプール水位 (SA)	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。		
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA 広帯域) ②原子炉水位 (SA 燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系系統流量を推定する。		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧原子炉代替注水流量を推定する。			
運転 起動 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	原子炉隔離時冷却系系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①サプレッションプール水位 (SA)	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。		
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA 広帯域) ②原子炉水位 (SA 燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却系系統流量を推定する。		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量を推定する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		高圧炉心注水系系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	①サプレッションプール水位 (SA)	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。		【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA 広帯域) ②原子炉水位 (SA 燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。			②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心注水系系統流量を推定する。			②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量を推定する。		
※6：高圧代替注水系ポンプ出口流量および原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量については、原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合に適用する。				※6：高圧代替注水系系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合に適用する。				※6：高圧原子炉代替注水流量および原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量については、原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合に適用する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。									【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A 広帯域） ②原子炉水位（S A 燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。									
	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。									
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A 広帯域） ②原子炉水位（S A 燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去系洗淨ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗淨流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）	①復水貯蔵槽水位（SA）	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	代替注水流量（常設）	①低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置する。		
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA広帯域） ②原子炉水位（SA燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）を推定する。		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により代替注水流量（常設）を推定する。			
	残留熱除去系洗淨ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗淨流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換※7	①復水貯蔵槽水位（SA）	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	低圧原子炉代替注水流量	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により低圧原子炉代替注水流量を推定する。		【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水流量は、可搬型設備を使用した注水流量であることから水源の水位を代替パラメータとしていない。	
	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA広帯域） ②原子炉水位（SA燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）を推定する。	低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）における崩壊熱相当の低流量を低圧原子炉代替注水流量（狭			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
残留熱除去系ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サプレッション・チェンバ・プール水位	水源であるサプレッション・チェンバ・プール水位の変化により注水量を推定する。	①サプレッションプール水位（S A）	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A 広帯域） ②原子炉水位（S A 燃料域）	注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱除去系系統流量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱除去系ポンプ出口流量を推定する。	帯域用)で計測する。
		原子炉水位の変化量により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。					
		原子炉水位（広帯域）		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。					
		原子炉水位（燃料域）		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。					
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サプレッション・チェンバ・プール水位	水源であるサプレッション・チェンバ・プール水位の変化により注水量を推定する。	①サプレッションプール水位（S A）	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A 広帯域） ②原子炉水位（S A 燃料域）	注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。	
		原子炉水位の変化量により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。					
		原子炉水位（広帯域）		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。					
		原子炉水位（燃料域）		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。		注水先の原子炉水位の水位変化により注水量を推定する。					

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉				備考
		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		
				要素	推定方法	
		運 転 起 動 高温停止	残留熱代替 除去系原子 炉注水流量	①サプレッション プール水位（S A） ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A）	水源であるサプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱代替除去 系原子炉注水流量 を推定する。	・記載箇所の相違（女 川の代替循環冷却ポ ンプ出口流量に相 当）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
5. 格納容器への注水量				5. 原子炉 格納容器への注水量				5. 格納容器への注水量				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。					
		②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位	注水先の格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。	②ドライウエル圧力 (SA) ②サプレッションチェンバ圧力 (SA)	注水先のドライウエル圧力 (SA) またはサプレッションチェンバ圧力 (SA) より代替注水流量 (常設) を推定する。					
		③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。			②ドライウエル水位 ②サプレッションプール水位 (SA) ②ペDESTAL水位	注水先のドライウエル水位、サプレッションプール水位 (SA) およびペDESTAL水位の変化により代替注水流量 (常設) を推定する。					

【島根固有】
 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置

【島根固有】
 ・島根は、ドライウエルからサプレッションプールへの水の流入を考慮してサプレッションプール水位を記載

【女川との相違】
 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。										【女川との相違】 ・女川は、格納容器代替スプレイとして残留熱除去系B系も使用する。
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。										
原子炉格納容器代替スプレイ流量	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。										【島根固有】 ・島根は、注水先の圧力による推定のためドライウエル圧力（SA）およびサブプレッションチェンバ圧力（SA）を代替パラメータに記載 【島根固有】 ・島根は、ドライウエルへ注水した水はサブプレッションプールへ流入するためサブプレッションプール水位（SA）を代替パラメータに記載
	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。						格納容器代替スプレイ流量	①ドライウエル圧力（SA） ①サブプレッションチェンバ圧力（SA） ①ドライウエル水位 ①サブプレッションプール水位（SA） ①ペDESTAL水位	注水先のドライウエル圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）より格納容器代替スプレイ流量を推定する。 注水先のドライウエル水位、サブプレッションプール水位（SA）およびペDESTAL水位の変化により格納容器代替スプレイ流量を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。										【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。 【島根固有】 ・島根では、ペDESTAL代替注水流量は、可搬型設備を使用した注水流量であり水源の水位を代替パラメータとはしていない。
代替循環冷却ポンプ出口流量	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位		原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。										
	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力		ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。										
原子炉格納容器下部注水流量	①復水貯蔵タンク水位		水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。			①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。						
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位		原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。	復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。		ペDESTAL代替注水流量		①ペDESTAL水位 ①ドライウエル水位	注水先のペDESTAL水位およびドライウエル水位の変化によりペDESTAL代替注水流量を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
									①ペDESTAL水位	注水先のペDESTAL水位およびドライウエル水位	①ドライウエル水位	注水先のペDESTAL水位およびドライウエル水位の変化によりペDESTAL代替注水流量（狭帯域用）を推定する。	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。 <p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱代替除去系による原子炉圧力容器および格納容器への注水に対して各々流量計を設置しているため、残留熱代替除去系原子炉注水流量を代替パラメータとしている。また、島根はポンプの出口圧力との注水特性から推定するため残留熱代替除去ポンプ出口圧力を代替パラメータとしている。
								ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用）	①残留熱代替除去系原子炉注水流量	残留熱代替除去ポンプ出口圧力から残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系原子炉注水流量を差し引いて、残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を推定する。	①残留熱代替除去ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
6. 格納容器内の温度				6. 原子炉格納容器内の温度				6. 格納容器内の温度				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	ドライウエル温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	ドライウエル 雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネル	ドライウエル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	ドライウエル 温度（SA）	①主要パラメータの他チャンネル	ドライウエル温度（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエル内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエル温度（SA）とペDESTAL温度（SA）に分けており、相互に代替パラメータとしている。		
		②ドライウエル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。		②格納容器内圧力（D/W）	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力（D/W）によりドライウエル雰囲気温度を推定する。		③ドライウエル圧力（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル圧力（SA）によりドライウエル温度（SA）を推定する。			
		③圧力抑制室圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウエル温度を推定する。		③格納容器内圧力（S/C）	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力（S/C）によりドライウエル雰囲気温度を推定する。		④サプレッションチェンバ圧力（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用してサプレッションチェンバ圧力（SA）によりドライウエル温度（SA）を推定する。			
								ペDESTAL温度（SA）	①主要パラメータの他チャンネル	ペDESTAL温度（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエル内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエル温度	
									②ドライウエル温度（SA）	ドライウエル温度（SA）により推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
										③ドライウェル圧力（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力（SA）によりペDESTAL温度（SA）を推定する。	（SA）とペDESTAL温度（SA）に分けており、相互に代替パラメータとしている		
										④サプレッションチェンバ圧力（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用してサプレッションチェンバ圧力（SA）によりペDESTAL温度（SA）を推定する。			
									ペDESTAL水温度（SA）	①主要パラメータの他チャンネル	ペDESTAL水温度（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		【島根固有】 ・島根は、ペDESTAL水温度を計測する。	
圧力抑制室内空気温度		①主要パラメータの他の検出器	圧力抑制室内空気温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	サプレッション・チェンバ気体温度						サプレッションチェンバ温度（SA）	①主要パラメータの他チャンネル	サプレッションチェンバ温度（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
		②サプレッションプール水温度	サプレッションプール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。								①サプレッション・チェンバ・プール水温度	サプレッション・チェンバ・プール水温度によりサプレッション・チェンバ気体温度を推定する。	②サプレッションプール水温度（SA）	サプレッションプール水温度（SA）によりサプレッションチェンバ温度（SA）を推定する。
		③圧力抑制室圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気温度を推定する。								②格納容器内圧力（S/C）	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力（S/C）によりサプレッション・チェンバ気体温度を推定する。	③サプレッションチェンバ圧力（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用してサプレッションチェンバ圧力（SA）によりサプレッションチェンバ温度（SA）を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
													<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、サブプレッション・チェンバ気体温度が1チャンネルであり常用計器を代替パラメータに記載
サブプレッションプール水温度	①主要パラメータ 他の検出器	サブプレッションプール水温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。		サブプレッション・チェンバ・プール水温度	①主要パラメータ の他チャンネル	監視可能であればサブプレッション・チェンバ気体温度（常用計器）により、温度を推定する。		サブプレッション・チェンバ・プール水温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		①主要パラメータ の他チャンネル	サブプレッションプール水温度（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
	②圧力抑制室内空気温度	圧力抑制室内空気温度によりサブプレッションプール水温度を推定する。			②サブプレッション・チェンバ気体温度	サブプレッション・チェンバ気体温度によりサブプレッション・チェンバ・プール水温度を推定する。			②サブプレッション・チェンバ温度（SA）		サブプレッションチェンバ温度（SA）によりサブプレッションプール水温度（SA）を推定する。		
原子炉格納容器下部温度	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉格納容器下部温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。											<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
7. 格納容器内の圧力				7. <u>原子炉</u> 格納容器内の圧力				7. 格納容器内の圧力					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ			
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		
運転 起動 高温停止	ドライウエル圧力											<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ドライウエル内の雰囲気温度のパラメータ名称をドライウエル温度（SA）とペDESTAL温度（SA）に分けている。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 	
		①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	①格納容器内圧力（S/C）	格納容器内圧力（S/C）により推定する。	ドライウエル圧力（SA）	①主要パラメータ 他チャンネル	ドライウエル圧力（SA）	ドライウエル圧力（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。				
		②ドライウエル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。	②ドライウエル雰囲気温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度により格納容器内圧力（D/W）を推定する。	③ペDESTAL温度（SA）	③ペDESTAL温度（SA）	③ドライウエル温度（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル温度（SA）、ペDESTAL温度（SA）によりドライウエル圧力（SA）を推定する。				
	③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力（常用計器）により、ドライウエル圧力を推定する。	③ [格納容器内圧力（D/W）]	監視可能であれば格納容器内圧力（D/W）（常用計器）により、圧力を推定する。									
	圧力抑制室圧力												
		①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。	①格納容器内圧力（D/W）	格納容器内圧力（D/W）により推定する。	サブプレッションチェンバ圧力（SA）	①主要パラメータ 他チャンネル	サブプレッションチェンバ圧力（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		②圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。			②サプレッション・チェンバ気体温度	飽和温度／圧力の関係を利用してサプレッション・チェンバ気体温度により格納容器内圧力（S/C）を推定する。			③サプレッション チェンバ温度（S A）	飽和温度／圧力の関係を利用してサプレッションチェンバ温度（SA）によりサプレッションチェンバ圧力（SA）を推定する。		
		③ [圧力抑制室圧力]	監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。			③ [格納容器内圧力（S/C）]	監視可能であれば格納容器内圧力（S/C）（常用計器）により、圧力を推定する。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
8. 格納容器内の水位				8. 原子炉 格納容器内の水位				8. 格納容器内の水位				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運 転 起 動 高温停止				運 転 起 動 高温停止				運 転 起 動 高温停止	ドライウエル水位	①サプレッションプール水位（SA）	格納容器下部注水の停止判断に用いるドライウエル水位計の監視が不可能となった場合は、サプレッションプール水位（SA）により推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルからサプレッションプールへ水が流入することを踏まえて代替パラメータを選定。 【島根固有】 ・島根は、外部水源を使用したドライウエルへ注水する各系統に各々流量計を設置し、動作状況にある流量によりドライウエル水位を推定する。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、炉型のちがいから島根のドライウエル水位に相当する設備がない。 【女川との相違】 ・記載箇所の相違（女川はドライウエル水位を下段に記載）
						②代替注水流量（常設）	機器動作状態にある流量により、ドライウエル水位を推定する。					
						②低圧原子炉代替注水流量						
						②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）						
										②格納容器代替スプレイ流量		
										②ペDESTAL代替注水流量		
										②ペDESTAL代替注水流量（狭帯域用）		
										③低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、ドライウエル水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
	圧力抑制室 水位	①主要パラメータ の他チャンネル	圧力抑制室水位の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより 推定する。			①復水補給水系流 量（RHR B 系代 替注水流量）	復水補給水系流量 （RHR B 系代替注 水流量）の注水量 により、サプレッ ション・チェン バ・プール水位を 推定する。			サプレッシ ョン・チェ ンバ・プー ル水位	サプレッシ ョンプール 水位（SA）	①代替注水流量（常 設） ①低圧原子炉代替注 水流量 ①低圧原子炉代替注 水流量（狭帯域用） ①格納容器代替スプレ イ流量 ①ペDESTAL代替注 水流量 ①ペDESTAL代替注 水流量（狭帯域用）	機器動作状態にあ る流量により、サ プレッションプー ル水位（SA）を 推定する。
		②高圧代替注水系 ポンプ出口流量 ②残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 ヘッドスプレイ ライン洗浄流 量） ②残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 B系格納容器冷 却ライン洗浄流 量） ②直流駆動低圧注 水系ポンプ出口 流量 ②原子炉隔離時冷 却系ポンプ出口 流量 ②高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量 ②原子炉格納容器 代替スプレイ流 量 ②原子炉格納容器 下部注水流量	高圧代替注水系ポ ンプ出口流量、残 留熱除去系洗浄ラ イン流量（残留熱 除去系ヘッドスプ レイライン洗浄流 量）、残留熱除去系 洗浄ライン流量 （残留熱除去系B 系格納容器冷却ラ イン洗浄流量）、直 流駆動低圧注水系 ポンプ出口流量、 原子炉隔離時冷却 系ポンプ出口流 量、高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量、原子炉格納 容器代替スプレイ 流量および原子炉 格納容器下部注水 流量により、外部 水源を使用した注 水量の積算により 圧力抑制室水位を 推定する。										

【女川との相違】
 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載

【島根固有】
 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）および格納容器代替スプレイ系（可搬型）に各々流量計を設置する。

【島根固有】
 ・柏崎は、外部水源による格納容器代替スプレイの流量のみ代替パラメータとしている。島根および女川は、外部水源による格納容器代替スプレイに加えて、原子炉圧力容器からサプレッションプールに水が流入することを考慮して代替パラメータを設定している。

【島根固有】
 ・島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。			②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サプレッション・チェンバ・プール水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。			②低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、サプレッションプール水位（SA）を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、圧力計2か所の差圧から水位を推定
						③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	差圧によりサプレッション・チェンバ・プール水位を推定する。						
						④ [サプレッション・チェンバ・プール水位]	監視可能であればサプレッション・チェンバ・プール水位（常用計器）により、水位を推定する。			③ [サプレッションプール水位]	監視可能であればサプレッションプール水位（常用計器）により、水位を推定する。		
		①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			①主要パラメータの他チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			①主要パラメータの他チャンネル	ペDESTAL水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		【島根固有】 ・島根は、ペDESTAL代替注水系（常設）およびペDESTAL代替注水系（可搬型）に各々流量計を設置する。 【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（可搬型）により注水した
	原子炉格納容器下部水位	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、代		格納容器下部水位		復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）の注水量により、格納容器下部水位を推定する。			②代替注水流量（常設）	代替注水流量（常設）、格納容器代替スプレイ流量、ペDESTAL代替注水流量により、ペDESTAL水位を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考			
		量) ②原子炉格納容器代替スプレイ流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉格納容器下部注水流量	替循環冷却ポンプ出口流量および原子炉格納容器下部注水流量により原子炉格納容器下部水位を推定する。			②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）				②格納容器代替スプレイ流量			水が格納容器下部に流入することを考慮して代替パラメータを設定		
		③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。			③復水貯蔵槽水位（SA）				水源である復水貯蔵槽水位の変化により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。				③低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、ペDESTAL水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
		①主要パラメータの他チャンネル	ドライウェル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。												
ドライウェル水位	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量および原													
	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）														
		②原子炉格納容器											【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根はドライウェル水位を上段に記載）		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		代替スプレイ流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉格納容器下部注水流量	子炉格納容器下部注水流量によりドライウエル水位を推定する。										
		③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により、ドライウエル水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
9. 格納容器内の水素濃度				9. 原子炉 格納容器内の水素濃度				9. 格納容器内の水素濃度					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ			
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	①主要パラメータ 他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータ 他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器水素濃度 (B系)	①格納容器水素濃度 (SA)	格納容器水素濃度 (SA) により推定する。	格納容器水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (SA)	格納容器水素濃度 (SA) により推定する。	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川の格納容器内雰囲気水素濃度に相当）
		②格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度により推定する。		②格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。		② [格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。		② [格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。	
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	①主要パラメータ 他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータ 他チャンネル	格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系) により推定する。	格納容器水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系) により推定する。	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として記載 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度 (SA)」に相当する設備のパラメ
		②格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度により推定する。		②格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度により推定する。		② [格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。		② [格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
格納容器内 水素濃度 (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度 (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。										一タ名称を2つに分けて設定 【女川との相違】 ・女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度 (SA)」に相当する設備のパラメータ名称を2つに分けて設定
	②格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度により推定する。										
格納容器内 雰囲気水素 濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰囲気水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。										
	②格納容器内水素濃度 (D/W) ②格納容器内水素濃度 (S/C)	格納容器内水素濃度 (D/W) および格納容器内水素濃度 (S/C) により推定する。										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
10. 格納容器内の放射線量率				10. <u>原子炉</u> 格納容器内の放射線量率				10. 格納容器内の放射線量率					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ			
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		
運 転 起 動 高 温 停 止	格納容器内 雰囲気放射 線 モ ニ タ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内 雰囲気放射 線 レ ベ ル (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内 雰囲気放射 線 モ ニ タ (ド ラ イ ウ ェ ル)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器雰囲気放射線モニタ(ドライウエル)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて格納容器内の放射線量率を推定する。	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、 <u>原子炉格納容器内の放射線量率</u> を推定する。
			② [エリア放射線モニタ]			エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて格納容器内の放射線量率を推定する。			② [エリア放射線モニタ]		監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。		
	格納容器内 雰囲気放射 線 モ ニ タ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内 雰囲気放射 線 レ ベ ル (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内 雰囲気放射 線 モ ニ タ (サ ブ レ ッ シ ョ ン チ ェ ン バ)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器雰囲気放射線モニタ(サブレーションチェンバ)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて格納容器内の放射線量率を推定する。	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。
			② [エリア放射線モニタ]			エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて格納容器内の放射線量率を推定する。			② [エリア放射線モニタ]		監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
1 1. 未臨界の維持または監視				11. 未臨界の維持又は監視				1 1. 未臨界の維持または監視				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
起 動 ※8 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※9	起 動領域モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	起 動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	起 動※8 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※9	起 動領域モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	起 動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	起 動※8 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※9	中性子源領域計装	①主要パラメータ の他チャンネル	中性子源領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起 動領域モニタを採用している。
		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。			②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。			②中間領域計装 ②平均出力領域計装	中間領域計装、平均出力領域計装により推定する。	
		③ [制御棒位置指示系]	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。			③ [制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。			③ [制御棒手動操作・監視系]	制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	
										①主要パラメータ の他チャンネル	中間領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起 動領域モニタを採用している。
									②中性子源領域計装 ②平均出力領域計装	中性子源領域計装、平均出力領域計装により推定する。		
									③ [制御棒手動操作・監視系]	制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
運 転 起 動	平均出力領域モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	平均出力領域モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	平均出力領域計装	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。			
		②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。		②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。		②中性子源領域計装 ②中間領域計装	中性子源領域計装、中間領域計装により推定する。				
		③ [制御棒位置指示系]	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。		③ [制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。		③ [制御棒手動操作・監視系]	制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。				
	[制御棒位置指示系]	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	[制御棒操作監視系]	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	[制御棒手動操作・監視系]	①中性子源領域計装	中性子源領域計装により推定する。		【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。		
		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。		②中間領域計装	中間領域計装により推定する。				
								③平均出力領域計装	平均出力領域計装により推定する。				
※8：中性子源領域の場合に適用する。				※8：計数領域の場合に適用する。				※8：中間領域計装がレンジ2以下である場合。				【島根固有】 ・島根は、起動における中性子源領域計装の計測期間を記載している。	
※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。				※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。				※9：中性子源領域計装周りの燃料が4体未満の場合は除く。					
								※10：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
12. 最終ヒートシンクの確保 (1) 代替循環冷却系				12. 最終ヒートシンクの確保 (1) 代替循環冷却系				12. 最終ヒートシンクの確保 (1) 残留熱代替除去系				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起 動 高 温 停 止	サブプレッションプール水温度	①主要パラメータ 他の検出器	サブプレッションプール水温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	サブプレッション・チェンバ・プール水温度	①主要パラメータ の他チャンネル	サブプレッション・チェンバ・プール水温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	サブプレッション・チェンバ・プール水温度（SA）	①主要パラメータ の他チャンネル	サブプレッションプール水温度（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	②サブプレッション・チェンバ温度（SA）	サブプレッション・チェンバ温度（SA）によりサブプレッションプール水温度（SA）を推定する。	
		②圧力抑制室内空気温度	圧力抑制室内空気温度により推定する。		②サブプレッション・チェンバ気体温度	サブプレッション・チェンバ気体温度によりサブプレッション・チェンバ・プール水温度を推定する。		②サブプレッション・チェンバ温度（SA）	サブプレッション・チェンバ温度（SA）によりサブプレッションプール水温度（SA）を推定する。			
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①サブプレッションプール水温度	サブプレッションプール水温度により残留熱除去系熱交換器入口温度を推定する。	復水補給水系温度（代替循環冷却）	①サブプレッション・チェンバ・プール水温度	熱交換器ユニットの熱交換量評価からサブプレッション・チェンバ・プール水温度により推定する。	残留熱除去系熱交換器出口温度	①サブプレッションプール水温度（SA）	熱交換器ユニットの熱交換量評価からサブプレッションプール水温度（SA）により推定する。			
代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉圧力容器への注水）	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）を推定する。	残留熱代替除去系原子炉注水流量	①サブプレッションプール水位（SA）	水源であるサブプレッションプール水位（SA）の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。		
	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA広帯域） ②原子炉水位（SA燃料域）	注水先の原子炉水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。			②原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。			③残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ③残留熱代替除去ポンプ出口圧力	残留熱代替除去ポンプ出口圧力から残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を差し引いて、残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。		【島根固有】 ・島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）				①復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ①復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ①復水移送ポンプ吐出圧力	①格納容器内圧力（S/C） ①サプレッション・チェンバプール水位	復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器側への注水量を推定する。			④原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力容器温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。		【島根固有】 ・島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎の「復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）」は、島根では「残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量」に含まれる。
		①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。							①残留熱代替除去系原子炉注水流量 ①残留熱代替除去ポンプ出口圧力	残留熱代替除去ポンプ出口圧力から残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系原子炉注水流量を差し引いて、残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を推定する。		【女川との相違】 ・女川は注水先の水位変化により推定

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
		②ドライウエル温度	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。			②サプレッション・チェンバ・プール水温度	サプレッション・チェンバ・プール水温度、ドライウエル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。			②サプレッション・プール水温度（S/A）	サプレッション・プール水温度（S/A）、ドライウエル温度（S/A）、サプレッション・チェンバ温度（S/A）		【女川との相違】 ・女川は、格納容器圧力も代替パラメータとして記載 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水移送ポンプによる格納容器下部流量計を個別に設置している。
		②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力				①復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ①復水移送ポンプ吐出圧力 ①格納容器内圧力（S/C） ①サプレッション・チェンバ・プール水位	復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。						
					復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	②格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考			
(2) 原子炉格納容器フィルタベント系				(2) 格納容器圧力逃がし装置				(2) 格納容器フィルタベント系							
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ					
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法				
運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位（広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	スクラバ容器水位	①主要パラメータ の他チャンネル	スクラバ容器水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 【女川との相違】 ・女川は、フィルタ装置の出口圧力を設置			
	フィルタ装置入口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。		フィルタ装置入口圧力	①格納容器内圧力（D/W） ①格納容器内圧力（S/C）	格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。		スクラバ容器圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	スクラバ容器圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		スクラバ容器圧力	②ドライウエル圧力（SA） ②サブプレッションチェンバ圧力（SA）	ドライウエル圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。
	フィルタ装置出口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。												
	フィルタ装置水温度	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)	①主要パラメータ の他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			
フィルタ装置出口水素濃度	①格納容器内水素濃度(D/W) ①格納容器内水素濃度(S/C)	格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(D/W)または格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。		フィルタ装置水素濃度	②格納容器内水素濃度(SA)	フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。		第1ベントフィルタ出口水素濃度	②格納容器水素濃度(B系) ②格納容器水素濃度(SA)	予備の第1ベントフィルタ出口水素濃度により推定する。 格納容器内の水素ガスが格納容器フィルタベント系の配管内を通過することから、格納容器水素濃度(B系)および格納容器水素濃度(SA)により推定する。			【島根固有】 ・島根は、可搬型設備の予備を代替パラメータに設定 【島根固有】 ・島根は、重大事故等対処設備としても使用する格納容器水素濃度(B系)を代替パラメータとして設定している。 【女川との相違】 ・女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度(SA)」に相当する設備のパラメータ名称を2つに分けて設定
				フィルタ装置金属フィルタ差圧	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。							【柏崎刈羽との相違】 ・島根および女川は、同様の計測装置を使用していない。
				フィルタ装置スクラバ水pH	①フィルタ装置水位	フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。							【柏崎刈羽との相違】 ・島根および女川では、pH計は自主対策設備

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
（3）耐圧強化ベント系				（3）耐圧強化ベント系								【島根固有】 ・島根では、耐圧強化ベントは自主対策設備
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ						
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法					
運転 起動 高温停止	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					
					フィルタ装置 水素濃度	①格納容器内水素濃度（SA）	原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度（SA）により推定する。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(4) 残留熱除去系				(4) 残留熱除去系				(3) 残留熱除去系				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サプレッションプール水温度	原子炉圧力容器温度およびサプレッションプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 残留熱除去系系統流量	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サプレッション・チェンバプール水温度	原子炉圧力容器温度、サプレッション・チェンバプール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サプレッションプール水温度	原子炉圧力容器温度(SA)、サプレッションプール水温度(SA)により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	【島根固有】 ・島根は、原子炉補機冷却系に系統流量を計測する装置を設置していない。 【女川との相違】 ・女川は、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系系統流量 ②残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 原子炉補機冷却水系系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。		残留熱除去系熱交換器入口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度	熱交換器ユニットの熱交換量評価から推定する。		残留熱除去系熱交換器入口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度	熱交換器ユニットの熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。	
	残留熱除去系ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位 ②残留熱除去系ポンプ出口圧力	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。		原子炉補機冷却水系系統流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力		残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	残留熱除去系ポンプ出口流量	①残留熱除去系ポンプ出口圧力	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p><u>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</u></p> <p><u>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
13. 格納容器バイパスの監視 (1) 原子炉圧力容器内の状態				13. 格納容器バイパスの監視 (1) 原子炉圧力容器内の状態				13. 格納容器バイパスの監視 (1) 原子炉圧力容器内の状態					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ			
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		
運 転 起 動 高温停止	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。				
		②原子炉水位（SA 広帯域）	原子炉水位（SA広帯域）により推定する。		②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。		②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。		
	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。				
		②原子炉水位（SA 燃料域）	原子炉水位（SA燃料域）により推定する。		②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。		②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。		
	原子炉水位 (SA広帯域)	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。	原子炉水位 (SA)	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。							
	原子炉水位 (SA燃料域)	①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。										
	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。				
②原子炉圧力（SA）		原子炉圧力（SA）により推定する。	②原子炉圧力（SA）		原子炉圧力（SA）により推定する。	②原子炉圧力（SA）		原子炉圧力（SA）により推定する。	②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
原子炉圧力 (SA)	③原子炉水位（広帯域）	③原子炉水位（燃料域）	③原子炉水位（SA広帯域） ③原子炉水位（SA燃料域） ③原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	③原子炉水位（燃料域）	③原子炉水位 (SA)	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（広帯域）	③原子炉水位（燃料域）	③原子炉水位 (SA)	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
	①主要パラメータ の他チャンネル	②原子炉圧力	③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帯域） ③原子炉水位（SA燃料域） ③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位 (SA)	原子炉圧力により推定する。 飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	②原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位 (SA)	②原子炉圧力容器温度 (SA)	原子炉圧力により推定する。 飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		
	③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帯域） ③原子炉水位（SA燃料域） ③原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位 (SA)	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	②原子炉圧力容器温度	②原子炉圧力容器温度 (SA)	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
(2) 格納容器内の状態				(2) 原子炉格納容器内の状態				(2) 格納容器内の状態					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ			
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		
運転 起動 高温停止	ドライウエル温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエル温度の1つの検出器が故障した場合は他の検出器により推定する。	ドライウエル 雰囲気温度		①主要パラメータの他チャンネル	ドライウエル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	ドライウエル温度 (S A)		①主要パラメータの他チャンネル	ドライウエル温度 (S A) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載	
		②ドライウエル圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。			②格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (D/W) によりドライウエル雰囲気温度を推定する。			②ドライウエル圧力 (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力 (SA) によりドライウエル温度 (SA) を推定する。		
	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	格納容器内 圧力 (D/W)		①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	ドライウエル 圧力 (S A)		①主要パラメータの他チャンネル	ドライウエル圧力 (S A) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		③ [ドライウエル圧力] 監視可能であればドライウエル圧力 (常用計器) により、ドライウエル圧力を推定する。
		②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。			②ドライウエル雰囲気温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。			②サブプレッションチェンバ圧力 (SA)	サブプレッションチェンバ圧力 (SA) により推定する。		
		③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力 (常用計器) により、ドライウエル圧力を推定する。			③ [格納容器圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。			③ドライウエル温度 (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度 (SA) によりドライウエル圧力 (SA) を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
(3) 原子炉建屋内の状態				(3) 原子炉建屋内の状態				(3) 原子炉建物内の状態						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ				
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法			
運転 起動 高温停止	高圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	【島根固有】 ・島根は、格納容器バイパスの発生頻度の観点から高圧炉心スプレィ系は監視不要	
		② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。		② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。								② [エリア放射線モニタ]
	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）
		② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。		② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。								
	低圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	低圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	低圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）
		② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。		② [エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
14. 水源の確保				14. 水源の確保				14. 水源の確保				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位	①高圧代替注水系ポンプ出口流量 ①残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量） ①残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ①直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ①原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ①原子炉格納容器下部注水流量	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量および原子炉格納容器下部注水流量のうち、復水貯蔵タンクを水源として実際の機器動作状態にある流量により推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系系統流量 ①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ①原子炉隔離時冷却系系統流量 ①高圧炉心注水系系統流量 ①復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	低圧原子炉代替注水槽水位	①代替注水流量（常設） ①代替注水流量（常設）	低圧原子炉代替注水槽を水源とする代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	【島根固有】 ・当該水源を使用する設備の違いにより代替パラメータが異なる。島根は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする系統の流量は代替注水流量（常設）で計測する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 ②高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 ②復水移送ポンプ出口圧力	復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力および復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。				【女川との相違】 ・女川は、復水貯蔵タンクを水源とする機器の出口圧力も代替パラメータとして設定
③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帯域） ③原子炉水位（SA燃料域）	注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） ②復水移送ポンプ吐出圧力	注水先の原子炉水位の水位変化により復水貯蔵槽水位（SA）を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 復水移送ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵槽水位が確保されていることを推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） ②サブプレッションプール水位（SA） ②低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	注水先の原子炉水位またはサブプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 低圧原子炉代替注水槽を水源とする低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力から低圧原子炉代替注水ポンプが正常に動作していることを把握するこ	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
											とにより、水源である低圧原子炉代替注水槽水位が確保されていることを推定する。	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、常用計器を代替パラメータとして設定。
						③ [復水貯蔵槽水位]	監視可能であれば復水貯蔵槽水位（常用計器）により、水位を推定する。					
				※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	圧力抑制室 水位	①主要パラメータ の他チャンネル	圧力抑制室水位の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより 推定する。	運転 起動 高温停止	サプレッション・チェンバ・プール 水位			運転 起動 高温停止	サプレッ ション プール 水位（SA）			
		②代替循環冷却ポンプ 出口流量 ②残留熱除去系ポンプ 出口流量 ②低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量	サプレッションチェンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。			①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ①復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量） ①残留熱除去系系統流量	サプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、原子炉格納容器へ注水する復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）と経過時間より算出した注水量から推定する。 また、サプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、サプレッション・チェンバ・プール水から原子炉圧力容器へ注水する復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）又は残留熱除去系系統流量と経過時間より算出した注水量から推定する。			①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	サプレッションプールの水位容量曲線を用いて、原子炉圧力容器へ注水する高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイポンプ出口流量、残留熱除去ポンプ出口流量、低圧炉心スプレイポンプ出口流量、残留熱代替除去系原子炉注水流量と経過時間より算出した注水量から推定する。	

【女川との相違】
 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載

【島根固有】
 ・島根は高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサプレッションプールを水源として使用する。

【柏崎刈羽との相違】
 ・柏崎は、復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）および復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）を代替パラメータとして設定

【女川との相違】
 ・女川はポンプの出口流量から水源水位が確保されている事を推定

【島根固有】
 ・島根は、水源と注水先が同じとなるサプレッションプールを水源とした格納容器への注水量を水位の推定に使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		③代替循環冷却ポンプ出口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出口圧力 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	サブプレッションチェンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。			②復水移送ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力	復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブプレッション・チェンバ・プール水位が確保されていることを推定する。			②原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 ②高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力	原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱代替除去ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブプレッションプール水位（SA）が確保されていることを推定する。	【島根固有】 ・島根は、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブプレッションプールを水源として使用する。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水移送ポンプも当該水源を使用
				③ [サブプレッション・チェンバ・プール水位]	監視可能であればサブプレッション・チェンバ・プール水位（常用計器）により、水位を推定する。			③ [サブプレッションプール水位]	監視可能であればサブプレッションプール水位（常用計器）により、水位を推定する。			
※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
15. 原子炉建屋内の水素濃度				15. 原子炉建屋内の水素濃度				15. 原子炉建物内の水素濃度				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※12	原子炉建屋内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉建屋内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※12	原子炉建屋内水素濃度※13	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉建屋内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※13	原子炉建物水素濃度 ※14	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉建物水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	<ul style="list-style-type: none"> 島根は、出入口検出器に各々設備名称を設定
		②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度から水素濃度を推定）により推定する。			②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（静的触媒式水素再結合装置入口／出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。			②静的触媒式水素処理装置入口温度 ②静的触媒式水素処理装置出口温度	静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度の温度差により推定する。	
※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				
※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。				※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。				※14：第65条（65-8-2 原子炉建物内の水素濃度監視）において運転上の制限等を定める。				
※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。				※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
16. 格納容器内の酸素濃度				16. 原子炉格納容器内の酸素濃度				16. 格納容器内の酸素濃度				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	格納容器内 雰囲気酸素 濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰囲気 酸素濃度の1チャ ンネルが故障した 場合は、他チャ ンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内 酸素濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器酸 素濃度（B 系）	①格納容器酸素濃 度（SA）	格納容器酸素濃 度（SA）により推 定する。	【島根固有】 ・島根は、既設の格納 容器酸素濃度のうち B系を重大事故等対 処設備として使用す ることから、A系は 常用計器として後段 に記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器酸 素濃度を計測する新 設の重大事故等対処 設備を設置する。
		②格納容器内雰 囲気放射線モニ タ（D/W）	格納容器内雰 囲気放射線モニ タ（D/W）または格納容 器内雰囲気放射線モ ニタ（S/C）にて 炉心損傷を判断し た後、初期酸素濃度 と保守的なG値を 入力とした 評価結果（解析結 果）により格納容 器内雰囲気酸素濃 度を推定する。			②格納容器内雰 囲気放射線レ ベル（D/W）	格納容器内雰 囲気放射線レ ベル（D/W） 又は格納容器内雰 囲気放射線レ ベル（S/C）にて炉心損 傷を判断した後、初 期酸素濃度と保守 的なG値を入力と した評価結果（解析 結果）により格納容 器内酸素濃度を推 定する。			②格納容器内雰 囲気放射線モニ タ（ドライウ ェル）	格納容器雰 囲気放射線モニ タ（ドライウ ェル）または格納容 器雰囲気放射線モニ タ（サブプレッ ション チェンバ）にて炉心 損傷を判断した後、 初期酸素濃度と保守 的なG値を入力とし た評価結果（解析結 果）により格納容 器酸素濃度（B系）を 推定する。	
		②ドライウエル圧 力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力 および圧力抑制室 圧力により格納容 器内の圧力が正圧 であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への 空気（酸素）の流入 有無を把握し、水素 燃焼の可能性を推 定する。			②格納容器内圧力 （D/W） ②格納容器内圧力 （S/C）	事故後の原子炉格 納容器内への空気 （酸素）の流入有無 を把握し、水素燃焼 の可能性を推定す る。			②ドライウエル圧 力（SA） ②サブプレッ ション チェンバ圧力 （SA）	ドライウエル圧力 （SA）またはサブ プレッションチェンバ 圧力（SA）により、 格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 〇〇：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考				
													<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として記載 			
														<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。 		

③ 格納容器酸素濃度（A系） 監視可能であれば格納容器酸素濃度（A系）（常用計器）により、酸素濃度を推定する。

① 格納容器酸素濃度（B系） 格納容器酸素濃度（B系）により推定する。

② 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル） 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウエル）または格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッションチェンバ）にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）により格納容器酸素濃度（SA）を推定する。

② ドライウエル圧力（SA） ドライウエル圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。

③ 格納容器酸素濃度（A系） 監視可能であれば格納容器酸素濃度（A系）（常用計器）により、酸素濃度を推定する。

格納容器酸素濃度（SA）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}				17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}				17. 燃料プールの監視 ^{※15}				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	①使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール水位・温度（SA）	①燃料プール水位・温度（SA）	燃料プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当） 【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【島根固有】 ・島根は、燃料プール水位（SA）により、水位・温度を推定 【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プール監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段としている。
		②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。		②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	②燃料プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）にて燃料プール水位を推定する。			②燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）にて燃料プール水位を推定する。	②燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）にて燃料プールの水位を推定する。	
		③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。		③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	③燃料プール監視カメラ（SA）			燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	③燃料プール監視カメラ（SA）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）により、水位・温度を推定する。					【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プール監視カメラによる状態監視を組み合わせ合わせた推定手段としている。
	②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ②使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。					
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）および使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）、（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）	【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備を設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置
	②使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。		②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
	使用済燃料プール監視カメラ	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式） ①使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。		使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ①使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度、使用済燃料貯蔵プール放射線モニタにて、使用済燃料プールの状態を推定する。		燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）にて、燃料プールの状態を推定する。	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
※15：「66-9-4 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。				※15：「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。				※15：第65条（65-9-3 燃料プール監視設備）において運転上の制限等を定める。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
（2）確認事項			（2）確認事項			（2）確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長 または 電気課長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1. 動作不能でないことを指示により確認する ^{※16} 。	1箇月に1回	当直長	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、重大事故等対処設備として格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）を設置する。 【島根固有】 島根は、第1ベントフィルタ出口水素濃度を計測する可搬型重大事故等対処設備を設置する。（記載方法はPWRを踏襲） 【島根固有】 島根は、第1ベントフィルタ出口水素濃度を計測する可搬型重大事故等対処設備を設置する。（記載方法はPWRを踏襲）
						2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
						3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 （計装）	
2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 または 計測制御課長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 （計装）	
						<p>※16：格納容器水素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（SA）および第1ベントフィルタ出口水素濃度を除く。</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および	速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び	速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および	速やかに	
	A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および	速やかに		A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び	速やかに		A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および	速やかに	
	A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	30日間		A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	30日間		A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および	速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B 1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び	速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および	速やかに	
	B2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および	速やかに		B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び	速やかに		B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および	速やかに	
	B3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	30日間		B 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	30日間		B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 発電課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C 1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 当直長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	
D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および	24時間	D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間	D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 および	24時間	
	D2. 発電課長は、低温停止にする。	36時間		D 2. 当直長は、低温停止にする。	36時間		D2. 当直長は、低温停止にする。	36時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
E. 冷温停止、燃料交換において条件A, B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	E. 冷温停止、燃料交換において条件A, B 又は C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<u>E. 冷温停止、燃料交換において条件 A, B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合</u>	E1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																								
<p>66-13-2 補助パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>補助パラメータ</td> <td>補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>1. 電源関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>補助パラメータ</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>6-2F-1 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>6-2F-2 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>6-2C 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>6-2D 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>6-2H 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>4-2C 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>4-2D 母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>125V 直流主母線2A 電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>125V 直流主母線2B 電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>125V 直流主母線2A-1 電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>125V 直流主母線2B-1 電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>HPCS125V 直流主母線電圧</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	6-2F-1 母線電圧	1	6-2F-2 母線電圧	1	6-2C 母線電圧	1	6-2D 母線電圧	1	6-2H 母線電圧	1	4-2C 母線電圧	1	4-2D 母線電圧	1	125V 直流主母線2A 電圧	1	125V 直流主母線2B 電圧	1	125V 直流主母線2A-1 電圧	1	125V 直流主母線2B-1 電圧	1	HPCS125V 直流主母線電圧	1	<p>66-13-2 補助パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>補助パラメータ</td> <td>補助パラメータが監視可能であること※1</td> </tr> </table> <p>1. 電源関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>補助パラメータ</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>M/C C電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>M/C D電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>M/C E電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>P/C C-1電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>P/C D-1電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>P/C E-1電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>直流125V主母線盤A電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>直流125V主母線盤B電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>直流125V主母線盤C電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>非常用D/G発電機電圧</td> <td>1※2</td> </tr> <tr><td>非常用D/G発電機周波数</td> <td>1※2</td> </tr> <tr><td>非常用D/G発電機電力</td> <td>1※2</td> </tr> <tr><td>第一GTG発電機電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>第一GTG発電機周波数</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>電源車電圧</td> <td>1※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	M/C C電圧	1	M/C D電圧	1	M/C E電圧	1	P/C C-1電圧	1	P/C D-1電圧	1	P/C E-1電圧	1	直流125V主母線盤A電圧	1	直流125V主母線盤B電圧	1	直流125V主母線盤C電圧	1	直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧	1	AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧	1	非常用D/G発電機電圧	1※2	非常用D/G発電機周波数	1※2	非常用D/G発電機電力	1※2	第一GTG発電機電圧	1	第一GTG発電機周波数	1	電源車電圧	1※3	<p>65-13-2 補助パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>補助パラメータ</td> <td>補助パラメータが監視可能であること※1</td> </tr> </table> <p>1. 電源関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>補助パラメータ</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>C-メタクラ母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>D-メタクラ母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>HPCS-メタクラ母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>C-ロードセンタ母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>D-ロードセンタ母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>緊急用メタクラ電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>SAロードセンタ母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>B1-115V系蓄電池(SA)電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>A-115V系直流盤母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>B-115V系直流盤母線電圧</td> <td>1</td> </tr> <tr><td>SA用115V系充電器盤蓄電池電圧</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	C-メタクラ母線電圧	1	D-メタクラ母線電圧	1	HPCS-メタクラ母線電圧	1	C-ロードセンタ母線電圧	1	D-ロードセンタ母線電圧	1	緊急用メタクラ電圧	1	SAロードセンタ母線電圧	1	B1-115V系蓄電池(SA)電圧	1	A-115V系直流盤母線電圧	1	B-115V系直流盤母線電圧	1	SA用115V系充電器盤蓄電池電圧	1	<p>TS-25 65-13-2 補助パラメータ TS-79 補助パラメータの運用について</p> <p>【島根固有】 ・島根は、技術的能力に係る審査基準1.1~1.14から抽出される監視計器の相違による。</p>
項目	運転上の制限																																																																																																										
補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1																																																																																																										
適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数																																																																																																									
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	6-2F-1 母線電圧	1																																																																																																									
	6-2F-2 母線電圧	1																																																																																																									
	6-2C 母線電圧	1																																																																																																									
	6-2D 母線電圧	1																																																																																																									
	6-2H 母線電圧	1																																																																																																									
	4-2C 母線電圧	1																																																																																																									
	4-2D 母線電圧	1																																																																																																									
	125V 直流主母線2A 電圧	1																																																																																																									
	125V 直流主母線2B 電圧	1																																																																																																									
	125V 直流主母線2A-1 電圧	1																																																																																																									
	125V 直流主母線2B-1 電圧	1																																																																																																									
	HPCS125V 直流主母線電圧	1																																																																																																									
	項目	運転上の制限																																																																																																									
補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1																																																																																																										
適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数																																																																																																									
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	M/C C電圧	1																																																																																																									
	M/C D電圧	1																																																																																																									
	M/C E電圧	1																																																																																																									
	P/C C-1電圧	1																																																																																																									
	P/C D-1電圧	1																																																																																																									
	P/C E-1電圧	1																																																																																																									
	直流125V主母線盤A電圧	1																																																																																																									
	直流125V主母線盤B電圧	1																																																																																																									
	直流125V主母線盤C電圧	1																																																																																																									
	直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧	1																																																																																																									
	AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧	1																																																																																																									
	非常用D/G発電機電圧	1※2																																																																																																									
	非常用D/G発電機周波数	1※2																																																																																																									
非常用D/G発電機電力	1※2																																																																																																										
第一GTG発電機電圧	1																																																																																																										
第一GTG発電機周波数	1																																																																																																										
電源車電圧	1※3																																																																																																										
項目	運転上の制限																																																																																																										
補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1																																																																																																										
適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数																																																																																																									
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	C-メタクラ母線電圧	1																																																																																																									
	D-メタクラ母線電圧	1																																																																																																									
	HPCS-メタクラ母線電圧	1																																																																																																									
	C-ロードセンタ母線電圧	1																																																																																																									
	D-ロードセンタ母線電圧	1																																																																																																									
	緊急用メタクラ電圧	1																																																																																																									
	SAロードセンタ母線電圧	1																																																																																																									
	B1-115V系蓄電池(SA)電圧	1																																																																																																									
	A-115V系直流盤母線電圧	1																																																																																																									
	B-115V系直流盤母線電圧	1																																																																																																									
	SA用115V系充電器盤蓄電池電圧	1																																																																																																									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
				電源車周波数	1※3				
運 転 起 動 高温停止	250V 直流主母線電圧	1				運 転 起 動 高温停止	230V系直流盤（常用）母 線電圧	1	
※1：計測対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。			※1：監視対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。 ※2：非常用ディーゼル発電機1系列あたり。 ※3：電源車1台あたり。			※1：監視対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
2. その他			2. その他			2. その他			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、技術的能力に係る審査基準 1.1～1.14 から抽出される監視計器の相違による。 	
適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数		
運転起動 高温停止	高圧窒素ガス供給系 ADS入口圧力	1※2	運転起動 高温停止	高圧窒素ガス供給系 ADS入口圧力	1※4	運転起動 高温停止	ADS用N ₂ ガス減圧弁二次側圧力	1※2		
	代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力	1※3		高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力	1※4		N ₂ ガスポンベ圧力	1※2		
				格納容器圧力逃がし装置 ドレンタンク水位	4					
				格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化ベント系 遠隔空気駆動弁操作ポンベ出口圧力	1※5					
			運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換	RCWサージタンク水位	1※6	運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換	原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力	1※3		
				原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度	1※6		RCW熱交換器出口温度	1※3		
							RCWサージタンク水位	1※3		
<p>※2：高圧窒素ガス供給系 1系列あたり。</p> <p>※3：代替高圧窒素ガス供給系 1系列あたり。</p>			<p>※4：高圧窒素ガス供給系 1系列あたり。</p> <p>※5：遠隔空気駆動弁操作ポンベ 1本あたり。</p> <p>※6：原子炉補機冷却水系 1系列あたり。</p>			<p>※2：逃がし安全弁窒素ガス供給系 1系列あたり。</p> <p>※3：原子炉補機冷却水系 1系列あたり。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気機器GM	2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長 (電気)</td> </tr> <tr> <td>2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長 (計装)</td> </tr> <tr> <td>3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	課長 (電気)	2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、電源車電圧および電源車周波数にLCO設定していない。
項目	頻度	担当																																								
1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																								
2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長																																								
3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気機器GM																																								
2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM																																								
3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																								
4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	課長 (電気)																																								
2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)																																								
3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 補助パラメータを計測する計器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	運転 起動 高温停止	A. 補助パラメータが監視不能の場合	A 1. 当直長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	運転 起動 高温停止	A. 補助パラメータが監視不能の場合	A1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
	B. 条件 A の A1 または A2 で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	3日間		B. 条件Aの A 1 又は A 2 で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	3日間		B. 条件 A の A1 または A2 で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	3日間	
	C. 条件 A の A3 または条件 B で要求される措置を完了時間内に達成	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件Aの A 3 又は条件 B で要求される措置を完了	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件 A の A3 または条件 B で要求される措置を完了時間内に達成	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考				
	できない 場合				時間内 に達成 できない 場合				できない 場合							
冷温停止 燃料交換	A. 補助パラ メータを 計測する 計器が動 作不能の 場合	A1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 補助パラ メータ が監視 不能の 場合	A1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 補助パラ メータが 監視不能 の場合	A1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに					
		および	A2. 発電課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			速やかに	及び			A2. 当直長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および	A2. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
		および	A3. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。			速やかに	及び			A3. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			および	A3. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに
※4：代替計器等による監視をいう。				※7：代替計器等による監視をいう。				※4：代替計器等による監視をいう。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>66-13-3 可搬型計測器</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>可搬型計測器</td> <td>25個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬型計測器	所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型計測器	25個	項目	頻度	担当	1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	計測制御課長	2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>66-13-3 可搬型計測器</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>可搬型計測器</td> <td>23個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬型計測器	所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型計測器	23個	項目	頻度	担当	1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	計測制御GM	2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	<p>65-13-3 可搬型計測器</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>可搬型計測器</td> <td>29個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長（計装）</td> </tr> <tr> <td>2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（計装）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬型計測器	所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型計測器	29個	項目	頻度	担当	1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	課長（計装）	2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（計装）	<p>TS-25 65-13-3 可搬型計測器</p>
項目	運転上の制限																																																											
可搬型計測器	所要数が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型計測器	25個																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	計測制御課長																																																										
2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
可搬型計測器	所要数が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型計測器	23個																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	計測制御GM																																																										
2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
可搬型計測器	所要数が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型計測器	29個																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	課長（計装）																																																										
2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（計装）																																																										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ² 。	30日間 30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 当直長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ² 。	30日間 30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 課長（計装）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 課長（計装）は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ² 。	30日間 30日間	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 課長（計装）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（計装）は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	
	※1：代替品の補充等をいう。 ※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。				※1：代替品の補充等をいう。 ※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。				※1：代替品の補充等をいう。 ※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>66-13-4 パラメータ記録</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パラメータ記録</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>データ収集装置</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>SPDS伝送装置</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	データ収集装置	※1	SPDS伝送装置	※1	SPDS表示装置	※1	<p>66-13-4 パラメータ記録</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パラメータ記録</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>データ伝送装置</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	データ伝送装置	※1	緊急時対策支援システム伝送装置	※1	SPDS表示装置	※1	<p>65-13-4 パラメータ記録</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パラメータ記録</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>SPDSデータ収集サーバ</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td>SPDS伝送サーバ ※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPDSデータ表示装置 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第65条（65-17-1 通信連絡設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	SPDSデータ収集サーバ	※1	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDS伝送サーバ ※1		SPDSデータ表示装置 ※1	<p>TS-25 65-13-4 パラメータ記録</p> <p>・主語および条番号等の相違であり実質的な相違なし。</p>
項目	運転上の制限																																												
パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること																																												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																											
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	データ収集装置	※1																																											
	SPDS伝送装置	※1																																											
	SPDS表示装置	※1																																											
項目	運転上の制限																																												
パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること																																												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																											
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	データ伝送装置	※1																																											
	緊急時対策支援システム伝送装置	※1																																											
	SPDS表示装置	※1																																											
項目	運転上の制限																																												
パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること																																												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																											
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	SPDSデータ収集サーバ	※1																																											
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDS伝送サーバ ※1																																											
		SPDSデータ表示装置 ※1																																											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表66-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備			表66-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備			表65-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備			TS-25 65-14-1 中央制御室の居住性確保
66-14-1 中央制御室の居住性確保			66-14-1 中央制御室の居住性確保			65-14-1 中央制御室の居住性確保			
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			【柏崎刈羽との相違】 ・島根はブルーム通過前後において、既存設備である中央制御室非常用循環系にて中央制御室の環境を維持する。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は可搬型の中央制御室待避室遮蔽はないため、LC0設定は不要 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は中央制御室内の照度をLEDライト（三脚タイプ）で確保し、中央制御室待避室内及び中央制御室チェンジングエリアの照度を資機材にて確保する。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は可搬型の中央制御室待避室遮蔽はないため、LC0設定は不要
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		
被ばく低減設備	(1) 中央制御室換気空調系が動作可能であること※1		被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1		被ばく低減設備	(1) 中央制御室非常用循環系が動作可能であること※1		
	(2) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）が動作可能であること※2			(2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること※2			(2) 中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）が動作可能であること※2		
	(3) データ表示装置（待避所）、差圧計（中央制御室待避所用）、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること			(3) データ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること			(3) プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）、中央制御室差圧計、待避室差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること		
その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること		その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること		その他設備	LEDライト（三脚タイプ）の所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転起動高温停止炉心変更時※4 または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	中央制御室送風機	1台	運転起動高温停止炉心変更時※4 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）	2台	運転起動高温停止炉心変更時※4 または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ	1台	
	中央制御室排風機	1台		中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロワユニット）	4台		中央制御室送風機	1台	
	中央制御室再循環送風機	1台		中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）	174本		中央制御室非常用再循環送風機	1台	
	中央制御室再循環フィルタ装置	1基		データ表示装置（待避室）	1台		中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）	15本	
	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）	40本		中央制御室待避室遮蔽（可搬型）	1式		プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）	1個	
	データ表示装置（待避所）	1台		酸素濃度・二酸化炭素濃度計	2個		酸素濃度計	2個	
	酸素濃度計（中央制御室用）	2個		差圧計	2個		二酸化炭素濃度計	2個	
	二酸化炭素濃度計（中央制御室用）	2個					中央制御室差圧計	1個	
差圧計（中央制御室待避所用）	1台			待避室差圧計	1個				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	可搬型照明（SA）	6個	運 転 起 動	可搬型蓄電池内蔵型照明	2個	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	LEDライト（三脚タイプ）	2個	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のSA設備は可搬型代替交流電源設備からも給電可能である。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は代替所内電気設備を中央制御室にとどまるための設備としている。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> SA時、中央性制御室非常用循環系（加圧運転および系統隔離運転）は、正圧化および隔離を目的とした設備である。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 停止余裕に係る運転上の制限の相違による。 	
	衛星電話設備（固定型）	※5	高温停止	中央制御室用乾電池内蔵型照明（ラタンタイプ）	4個		高温停止	衛星電話設備（固定型）		※5
	無線連絡設備（固定型）	※5	低温停止	衛星電話設備（常設）	※5		低温停止	無線通信設備（固定型）		※5
	常設代替交流電源設備	※6	燃料交換	無線連絡設備（常設）	※5		燃料交換	常設代替交流電源設備		※6
							可搬型代替交流電源設備	※7		
							代替所内電気設備	※8		
<p>※1：隔離に必要なバウンダリ※3，ダクトおよびダンパを含む。また、当該系統が動作不能時は、「第56条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：正圧化に必要なバウンダリ※3，弁および配管を含む。</p> <p>※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※5：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>			<p>※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3，弁，配管，ダクト及びダンパを含む。また、当該系統が動作不能時は、「第57条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3，弁及び配管を含む。</p> <p>※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。</p> <p>※5：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>			<p>※1：正圧化および隔離に必要なバウンダリ※3，弁，配管，ダクトおよびダンパを含む。また、当該系統が動作不能時は、「第56条 中央制御室非常用循環系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：正圧化に必要なバウンダリ※3，弁および配管を含む。</p> <p>※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※5：第65条（65-17-1 通信連絡設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項				
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当		
1. 中央制御室換気空調系の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉課長	1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロウユニット）の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	1. 中央制御室非常用循環系の性能確認を実施する。	定事検停止時	課長 (原子炉)		【柏崎刈羽との相違】 ・設備の相違による。
2. 中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。	定事検停止時	放射線管理課長				2. 中央制御室非常用再循環処理装置フィルタの性能確認を実施する。	定事検停止時	課長 (原子炉)		
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室換気空調系を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※9} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系を起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長		【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽の中央制御室可搬型陽圧化空調機が可搬型設備であるのに対し、島根の中央制御室非常用循環系は、常設設備であるため、頻度を1箇月毎に設定
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室排風機出口ダンパ、中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパおよび中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパが動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロウユニット）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※9} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室外気取入調節弁、中央制御室給気外側隔離弁、中央制御室給気内側隔離弁、中央制御室排気内側隔離弁および中央制御室排気外側隔離弁が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長		
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避所	3ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、MCR排気隔離ダンパ、MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉することを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※9} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避室正圧	3箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根におけるSA時に期待する設備を記載	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
加圧設備（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。			室陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。			化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。			<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は中央制御室内の照度をLEDライト（三脚タイプ）で確保し、中央制御室待避室内及び中央制御室チェンジングエリアの照度を資機材にて確保する。 【柏崎刈羽との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽の差圧計が可搬設備であるのに対し、島根の差圧計は常設設備であるため、頻度を1箇月毎に設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、可搬型SA設備のサーベイランス（性能確認）の頻度を参考に設定 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のプラントパラメータ監視装置（中
6. 可搬型照明（SA）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電課長	6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	6. LEDライト（三脚タイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	
7. 差圧計（中央制御室待避所用）の計器校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	7. 中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM	7. 中央制御室差圧計および待避室差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時	課長（計装）	
8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計（中央制御室待避所用）が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	8. 差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時	計測制御GM	8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※9} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室差圧計および待避室差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	1箇月に1回	当直長	
9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電課長	9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	当直長	9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※9} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（計装）	
10. 酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の計器校正を実施する。	1年に1回	計測制御課長	10. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	10. 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	課長（計装）	
11. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉建屋原子炉棟内で照射	1ヶ月に1回	発電課長	11. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定事検停止時	発電GM	11. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※9} または原子炉棟内で照射された	3箇月に1回	課長（計装）	
			12. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射	3ヶ月に1回	計測制御GM				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考																							
された燃料に係る作業時において、 <u>データ表示装置（待避所）</u> の伝送確認を実施する。				された燃料に係る作業時において、 <u>データ表示装置（待避室）</u> の伝送確認を実施する。				燃料に係る作業時において、 <u>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）</u> の伝送確認を実施する。				中央制御室待避室）は可搬型設備であるため、頻度を3箇月毎に設定 【柏崎刈羽との相違】 ・島根には可搬型の待避室遮蔽はないため、確認は不要 【柏崎刈羽との相違】 ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による。																							
				13. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認する。 3ヶ月に1回 放射線管理 GM																															
※7：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引拔を除く。				※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引拔を除く。				※9：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引拔を除く。				【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は、γ設備を中央制御室非常換気空調系としているが、島根の場合、当該設備がSA設備である。島根はγ設備として、炉心損傷防止及び格納容器破損防止の観点から最も有効と思われる残留熱除去系（原子炉水位の確保に必要な3系列）を設定 【柏崎刈羽との相違】 ・島根の中央制御室非常用循環系は、常設設備であるため、代替措置（代替品の補充等）なし。																							
(3) 要求される措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに		(3) 要求される措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施す</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	A1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施す	速やかに 3日間	(3) 要求される措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 中央制御室非常用循環系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※11とともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 中央制御室非常用循環系が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※11とともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																
運転 起動 高温停止	A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに																																
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																
運転 起動 高温停止	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	A1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施す	速やかに 3日間																																
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																
運転 起動 高温停止	A. 中央制御室非常用循環系が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※11とともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。	速やかに																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
		および A2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	3日間			る。 及び A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間			および A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	3日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、D設備がないため完了時間を「3日間」としている。
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	B. 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）が動作不能の場合	B1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁸ とともに、その他の設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	B. 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による中央制御室待避室の加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	B. 中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）が動作不能の場合	B1. 当直長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹¹ とともに、その他の設備※ ¹² が動作可能であることを確認する。	速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は、γ設備を中央制御室非常用換気空調系としているが、島根の場合、当該設備がSA設備である。当該設備は、格納容器フィルタベント系とともに使用することから65-5-1（格納容器フィルタベント系）と同様に残留熱除去系をγ設備として設定
		および B2. 防災課長は、代替措置※ ¹⁰ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間			及び B2. 当直長は当該機能を補完する自主対策設備※ ¹¹ が動作可能であることを確認する。	3日間			および B2. 課長（放射線管理）は、代替措置※ ¹³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
		および B3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間			及び B3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間			および B3. 課長（放射線管理）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	をD設備としている。）
運転起動高温停止	C. 動作可能なデータ表示装置（待避所）、差圧計（中央制御室待避所用）、酸素濃度計（中央制御室用）、二酸化炭素濃度計（中央制御室用）または可搬型照明（SA）が所要数を満足していない場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 防災課長は、代替措置 ^{※10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※11} 。	10日間 10日間	運転起動高温停止	C. 動作可能なデータ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置 ^{※10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※12} 。	10日間 10日間	運転起動高温停止	C. 動作可能なブランドパラメータ監視装置（中央制御室待避室）、中央制御室差圧計、待避室差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、LEDライト（三脚タイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 課長（計装）または課長（電気）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 課長（計装）または課長（電気）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※14} 。	10日間 10日間	
	D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および D2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間		D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間		D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 および D2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換	A. 動作可能な可搬型照明（S A）が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ¹⁰ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室内用乾電池内蔵型照明（ランタタイプ）が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ¹⁰ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 動作可能なLEDライト（三脚タイプ）が所要数を満足していない場合	A1. 課長（電気）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（電気）は、代替措置 ¹³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は中央制御室内の照度をLEDライト（三脚タイプ）で確保し、中央制御室待避室内及び中央制御室チェンジングエリアの照度を資機材にて確保する。
炉心変更時 ^{※12} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 炉心変更時 ^{※12} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 発電課長は、炉心変更を中止する。 および A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	炉心変更時 ^{※9} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 炉心変更時 ^{※8} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	炉心変更時 ^{※10} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 炉心変更時 ^{※10} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 および A2. 当直長は、原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 ※9：残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※10：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※12：非常用ディーゼル発電機2台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※10：代替品の補充等をいう。</p> <p>※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※12：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	<p>※10：代替品の補充等をいう。</p> <p>※11：カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の加圧をいう。（準備時間短縮の補完措置を含む）</p> <p>※12：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>	<p>※13：代替品の補充等をいう。</p> <p>※14：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違による。（柏崎刈羽：カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を自主対策設備としている。島根：代替品の補充をD設備としている。）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>66-14-2 原子炉建屋ブローアウトパネルおよび閉止装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋ブローアウトパネルおよび閉止装置※1</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>24台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「原子炉建屋ブローアウトパネルおよび閉止装置」のうち原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋ブローアウトパネルおよび閉止装置※1	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	24台	項目	頻度	担当	1. 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>66-14-2 原子炉建屋ブローアウトパネル</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル※1</td> <td>燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>4台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料取替床ブローアウトパネル及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋ブローアウトパネル※1	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	4台	項目	頻度	担当	1. 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>65-14-2 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建物ブローアウトパネル※1</td> <td>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>48台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルおよび主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルの開放機能は、第49条（原子炉棟）で確認する。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建物ブローアウトパネル※1	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置	48台	項目	頻度	担当	1. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	<p>TS-25 65-14-2 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置</p> <p>TS-74 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置の運用について</p>
項目	運転上の制限																																																											
原子炉建屋ブローアウトパネルおよび閉止装置※1	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	24台																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉課長																																																										
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
原子炉建屋ブローアウトパネル※1	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	4台																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																										
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																																										
項目	運転上の制限																																																											
原子炉建物ブローアウトパネル※1	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起動 高温停止	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置	48台																																																										
項目	頻度	担当																																																										
1. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	課長（原子炉）																																																										
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																																										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置が動作不能の場合	A1. 発電課長は、原子炉建屋ブローアウトパネルの機能が健全であることを確認する。 および A2. 発電課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	A. 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全でない場合	A1. 当直長は、燃料取替床ブローアウトパネルの機能が健全であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	A. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全でない場合	A1. 当直長は、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの機能が健全であることを確認する。 および A2. 当直長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
※2：手動操作等による閉止手段の確認をいう。			※2：手動操作等による閉止手段の確認をいう。			※2：手動操作等による閉止手段の確認をいう。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表66-15 監視測定設備 66-15-1 監視測定設備			表66-15 監視測定設備 66-15-1 監視測定設備			表65-15 監視測定設備 65-15-1 監視測定設備			TS-25 65-15-1 監視測定設備
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		
監視測定設備	所要数が動作可能であること		監視測定設備	所要数が動作可能であること		監視測定設備	所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	γ線サーベイメータ	2台	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	GM汚染サーベイメータ	2台※1	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	GM汚染サーベイメータ	2台※1	・使用する計測器の相違
	β線サーベイメータ	2台		NaIシンチレーションサーベイメータ	2台※1		NaIシンチレーションサーベイメータ	2台※1	
	α線サーベイメータ	1台		ZnSシンチレーションサーベイメータ	1台※1		α・β線サーベイメータ	1台※1	
	電離箱サーベイメータ	2台		電離箱サーベイメータ	2台※1		電離箱サーベイメータ	2台※1	
	可搬型ダスト・よう素サンプラ	2台		可搬型ダスト・よう素サンプラ	2台※1		可搬式ダスト・よう素サンプラ	2台※1	
	可搬型モニタリングポスト※1	9台		可搬型モニタリングポスト※2	15台		可搬型モニタリングポスト※2	10台	
	常設代替交流電源設備	※2		モニタリングポスト用発電機	3台				
	代替気象観測設備※1	1台		可搬型気象観測装置※2	1台		可搬式気象観測装置※2	1台	
	小型船舶	1艇		小型船舶（海上モニタリング用）	1台		小型船舶	※3	
※1：データ処理装置を含む。			※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。			※1：緊急時対策所あたりの合計所要数。			・配置場所相違による 所有数量の相違 【島根固有】 ・柏崎はモニタリング ポスト用発電機を、 女川は常設代替交流 電源設備により給電 するが、島根は常設 代替交流電源設備及 び代替所内電源設備 により給電する（6 5-12-1及び6 5-12-5に記 載） 【島根固有】 ・島根の小型船舶は、 シルトフェンス展開 用と兼用する（65
※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。			※2：データ処理装置を含む。			※2：データ表示装置を含む。			
						※3：第65条（65-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制）において運転上の制限等を定める。			
						※4：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。			
						※5：代替所内電気設備			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			※5：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において <u>運転上の制限等を定める。</u>			-10-2に記載)
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 所要数のγ線サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプルの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	1. 所要数の可搬式ダスト・よう素サンプルの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	
2. 所要数のβ線サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプルが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	2. 所要数の可搬式ダスト・よう素サンプルが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
3. 所要数のα線サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	3. 所要数のNaIシンチレーションサーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	3. 所要数のNaIシンチレーションサーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	
4. 所要数の電離箱サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	4. 所要数のNaIシンチレーションサーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	4. 所要数のNaIシンチレーションサーバイメータが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
5. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプルの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	5. 所要数のGM汚染サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	5. 所要数のGM汚染サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	
6. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	6. 所要数のGM汚染サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	6. 所要数のGM汚染サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
7. 所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	7. 所要数の電離箱サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	7. 所要数の電離箱サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	
8. 所要数のγ線サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	8. 所要数の電離箱サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	8. 所要数の電離箱サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
9. 所要数のβ線サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	9. 所要数のZnSシンチレーションサーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	9. 所要数のα・β線サーバイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	・使用する計測器の相違
10. 所要数のα線サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	10. 所要数のZnSシンチレーションサーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	10. 所要数のα・β線サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
11. 所要数の電離箱サーバイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	11. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	11. 所要数の可搬式モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	
12. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプルが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	12. 所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	12. 所要数の可搬式モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
13. 所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	13. 所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM				
14. 所要数の代替気象観測設備が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認	1年に1回	放射線安全	13. 所要数の可搬式気象観測装置の機能確認	1年に1回	課長（放射線管理）	【島根固有】 ・島根の小型船舶は、シルトフェンス展開と兼用する（65-10-2に記載）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
15. 所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	認を実施する。	回	GM	を実施する。	回	線管理	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎はモニタリングポスト用発電機で給電するが、島根は常設代替交流電源設備及び代替所内電源設備により給電する（65-12-1及び65-12-5に記載）
			15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	14. 所要数の可搬式気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
			16. 所要数のモニタリングポスト用発電機の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM				
			17. 所要数のモニタリングポスト用発電機が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	放射線安全GM				
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A1. 課長（放射線管理）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（放射線管理）は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	
※3：代替品の補充等をいう。			※3：代替品の補充等をいう。			※6：代替品の補充等をいう。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表66-16 緊急時対策所 66-16-1 緊急時対策所の居住性確保			表66-16 緊急時対策所 66-16-1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部）			表65-16 緊急時対策所 65-16-1 緊急時対策所の居住性確保			TS-25 65-16-1 緊急時対策所の居住性確保
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		
被ばく 低減設備	(1) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）が動作可能であること※ ¹		被ばく 低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系が動作可能であること※ ¹		被ばく低減 設備	(1) 空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）が動作可能であること※ ¹		
	(2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること※ ¹			(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること			(2) 緊急時対策所空気浄化送風機※ ² および緊急時対策所空気浄化フィルタユニットが動作可能であること※ ³		
	(3) 差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること			(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※ ²			(3) 差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること		
その他設備	緊急時対策所可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること		その他設備	可搬型エリアモニタ（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること		その他設備	可搬式エリア放射線モニタの所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数※ ⁴	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転 起動 高温停止 炉心変更時※ ³ または 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）	415本	運転 起動 高温停止 炉心変更時※ ⁵ 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）	123本	運転 起動 高温停止 炉心変更時※ ⁵ または 原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）	454本	
				5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置	1台				

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根では、プルーム通過時の10時間のポンベ加圧において、CO2濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は、緊急時対策所チェンジングエリアの照明は常設照明により確保するため可搬照明は不要

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根では、プルーム通過時の10時間のポンベ加圧におい

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所非常用送風機	1台	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機	2台	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所空気浄化送風機	1台	て、CO2 濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要 【柏崎刈羽との相違】 ・島根の緊急時対策所空気浄化送風機の吸気元は屋外であるため、吸気元のエリアを外気で換気する設備は不要 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、緊急時対策所チェン징エリアの照明は常設照明により確保するため可搬照明は不要 【島根固有】 ・島根は送風機起動停止に必要な操作盤も含む注記を記載 【柏崎刈羽との相違】 ・島根の緊急時対策所は複数個所に分かれていない。 【柏崎刈羽との相違】 ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による。
	緊急時対策所非常用フィルタ装置	1基		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機	1台		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台	
	差圧計	1台		差圧計（対策本部）	1個		差圧計	1個	
	酸素濃度計	1個		酸素濃度計（対策本部）	1個		酸素濃度計	1個	
	二酸化炭素濃度計	1個		二酸化炭素濃度計（対策本部）	1個		二酸化炭素濃度計	1個	
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	1個		可搬型エリアモニタ（対策本部）	1台		可搬式エリア放射線モニタ	1台	
	可搬型モニタリングポスト	※4		可搬型モニタリングポスト	※6		可搬式モニタリングポスト	※6	
※1：正圧化に必要なバウンダリ※2、弁および配管を含む。			※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。			※1：正圧化に必要なバウンダリ※4、弁および配管を含む。			
※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。			※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。			※2：緊急時対策所空気浄化装置操作盤を含む。			
※3：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。			※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。			※3：正圧化に必要なバウンダリ※4およびダクトを含む。			
※4：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。			※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。			※4：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。			
			※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。			※5：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。			
			※6：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。			※6：第65条（65-15-1 監視測定設備）において運転上の制限等を定める。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			<p>比較のため女川の記載順を変更している。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の送風機およびフィルタは可搬型設備のため実施頻度は可搬型設備としての頻度を設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の緊急時対策所空気浄化送風機の吸気元は屋外であるため、吸気元のエリアを外気で換気する設備は不要 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、プルーム通過時の10時間のポンベ加圧において、CO2濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
7. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	1. 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットが使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）	
6. 緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。	定事検停止時	放射線管理課長	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 緊急時対策所空気浄化送風機および緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの性能確認を実施する。	定事検停止時	課長（原子炉）	
3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	タービン課長	3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 緊急時対策所空気浄化送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）	
4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM				
			5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM				
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※5} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン課長	6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※7} または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	3箇月に1回	課長（原子炉）	
			7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM				
			8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内	1ヶ月に1回	原子炉GM				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
			緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。						【柏崎刈羽との相違】 ・島根の差圧計は常設設備であるため、実施頻度は1箇月に1回を設定 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、緊急時対策所チェンジングエリアの照明は常設照明により確保するため可搬照明は不要
14. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	5. 可搬式エリア放射線モニタの機能確認を実施する。	1年に1回	課長（放射線管理）	
15. 緊急時対策所可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	6. 可搬式エリア放射線モニタが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（放射線管理）	
10. 酸素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	計測制御課長	11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	7. 酸素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	課長（計装）	
11. 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計測制御課長	12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	8. 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（計装）	
12. 二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	計測制御課長	13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	9. 二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	課長（計装）	
13. 二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計測制御課長	14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	10. 二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（計装）	
8. 差圧計の計器校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	15. 差圧計（対策本部）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM	11. 差圧計が健全であることを確認する。	1年に1回	課長（計装）	
9. 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	計測制御課長	16. 差圧計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM	12. 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	1箇月に1回	課長（計装）	
			17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。			3ヶ月に1回 放射線管理GM			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
1. 給排気隔離弁（緊急対策室給気）、給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することおよび高圧空気ポンベ出口電動弁が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	タービン 課長			【女川との相違】 ・島根の空気ポンベまたは送風機による加圧時に操作する弁は全て手動であるため、遠隔操作による開閉状態確認は不要
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※ ⁵ または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月 に1回	防災課長			
※5：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。			※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。	※7：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	【柏崎刈羽との相違】 ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考			
（3）要求される措置				（3）要求される措置				（3）要求される措置							
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間				
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬式エリア放射線モニタが所要数を満足していない場合	A1. 課長（放射線管理）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（放射線管理）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに				
	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間		B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※10} 。	10日間 10日間		B. 緊急時対策所空気浄化送風機または緊急時対策所空気浄化フィルタユニットが動作不能の場合 または 空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）が動作不能の場合	B1. 課長（原子炉）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 または B2. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※10} 。	10日間 10日間				
	C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間												
	D. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）が動作不能の場合	D1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。	10日間 10日間												

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根の緊急時対策所空気浄化送風機の吸気元は屋外であるため、吸気元のエリアを外気で換気する設備は不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
E. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	E1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	10日間	C. 動作可能な5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	C1. 課長（計装）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	10日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、プルーム通過時の10時間のポンベ加圧において、CO2濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要	
	E2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。	10日間			又は	C2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※10。		10日間	C2. 課長（計装）は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※10。			10日間
F. 条件B、C、DまたはEで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	36時間	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	D. 条件BまたはCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	24時間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、緊急時対策所チェンジングエリアの照明は常設照明により確保するため可搬照明は不要	
	F2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間			D2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間		D2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{*7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 動作可能な可搬式エリア放射線モニタが所要数を満足していない場合	A1. 課長（放射線管理）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（放射線管理）は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根の緊急時対策所空気浄化送風機の吸気元は屋外であるため、吸気元のエリアを外気で換気する設備は不要
	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 当直長は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		B. 緊急時対策所空気浄化送風機または緊急時対策所空気浄化フィルタユニットが動作不能の場合	B1. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	
	C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに									

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
	D. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		C. 動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		C. 動作可能な差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	C1. 課長（計装）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C2. 課長（計装）は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、緊急時対策所チェンジングエリアの照明は常設照明により確保するため可搬照明は不要
炉心変更時※6 または 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、炉心変更を中止する。 および A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	炉心変更時※8 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 炉心変更時※8又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	炉心変更時※8 または 原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 炉心変更時※8または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 および A2. 当直長は、原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	
※6：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※7：代替品の補充等をいう。 ※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Fには移行しない。				※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 ※9：代替品の補充等をいう。 ※10：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。				※8：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※9：代替品の補充等をいう。 ※10：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備	66-16-3 緊急時対策所の代替電源設備	65-16-2 緊急時対策所の代替電源設備	TS-25 65-16-2 緊急時対策所の代替電源設備																																																						
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所の代替電源設備</td> <td>緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所の代替電源設備</td> <td>代替電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所の代替電源設備</td> <td>代替電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること																																											
項目	運転上の制限																																																								
緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2																																																								
項目	運転上の制限																																																								
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること																																																								
項目	運転上の制限																																																								
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値・所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機接続盤</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2F系</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所軽油タンクレベル※3</td> <td>2,410mm</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用高圧母線J系</td> <td>2系列</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	※4	ガスタービン発電設備軽油タンク	※5	タンクローリ	※5	軽油タンク	※5	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4	ガスタービン発電機接続盤	※6	緊急用高圧母線2F系	※6	電源車（緊急時対策所用）	1台	緊急時対策所軽油タンクレベル※3	2,410mm	緊急時対策所用高圧母線J系	2系列	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>2セット※2</td> </tr> <tr> <td>交流分電盤</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数※1	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	可搬ケーブル	2セット※2	交流分電盤	3台	負荷変圧器	1台	燃料補給設備	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値・所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>2セット※1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量</td> <td>5m³以上</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所用発電機	2台	可搬ケーブル	2セット※1	緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量	5m ³ 以上	タンクローリ	1台	緊急時対策所 低圧母線盤	1台	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	1台	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所用発電機を2台配備する。女川は1台配備する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では緊急時対策所用発電機専用のタンクローリを有する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違
適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	※4																																																							
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※5																																																							
	タンクローリ	※5																																																							
	軽油タンク	※5																																																							
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4																																																							
	ガスタービン発電機接続盤	※6																																																							
	緊急用高圧母線2F系	※6																																																							
	電源車（緊急時対策所用）	1台																																																							
	緊急時対策所軽油タンクレベル※3	2,410mm																																																							
	緊急時対策所用高圧母線J系	2系列																																																							
適用される原子炉の状態	設備	所要数※1																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	2台																																																							
	可搬ケーブル	2セット※2																																																							
	交流分電盤	3台																																																							
	負荷変圧器	1台																																																							
	燃料補給設備	※3																																																							
	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数																																																						
	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所用発電機	2台																																																						
		可搬ケーブル	2セット※1																																																						
		緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量	5m ³ 以上																																																						
		タンクローリ	1台																																																						
緊急時対策所 低圧母線盤		1台																																																							
緊急時対策所 発電機接続プラグ盤		1台																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。</p> <p>※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。</p> <p>※2：2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：1相分2本の3相分6本を1セットという。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の緊急時対策所は、複数個所に分かれていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は同じ構成の可搬ケーブルを配備する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			【島根固有】 ・島根では緊急時対策 所用発電機専用のタンクローリを有する。
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	1. 緊急時対策所用発電機を起動し、 <u>運転状態</u> （電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	課長（電気）	
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. <u>緊急時対策所用発電機</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	
			3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	3. 緊急時対策所 <u>発電機接続プラグ盤</u> が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）	
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長				4. 緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	課長（タービン）	
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	5. 緊急時対策所 <u>低圧母線盤</u> が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）	
			5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	6. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	
						7. <u>タンクローリが動作可能であることを確認する。</u>	3箇月に1回	課長（タービン）	

【島根固有】
 ・島根では緊急時対策
 所用発電機専用のタンクローリを有する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
（3）要求される措置				（3）要求される措置				（3）要求される措置					
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合			運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合				【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
		または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに										
		および A2.1. 防災課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間			A1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁵ 。	10日間			A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ³ 。	10日間		
		または A2.2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間			又は A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間			または A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間		
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間		
		および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間			及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			および B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1. 1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1. 2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止燃料交換	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
<p>※7：自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策建屋南側））の使用、代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p>				<p>※4：代替品の補充等をいう。</p> <p>※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p>				<p>※2：代替品の補充等をいう。</p> <p>※3：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
表 6 6 - 1 7 通信連絡を行うために必要な設備 6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備 (1) 運転上の制限	表 6 6 - 1 7 通信連絡を行うために必要な設備 6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備 (1) 運転上の制限	表 6 5 - 1 7 通信連絡を行うために必要な設備 6 5 - 1 7 - 1 通信連絡設備 (1) 運転上の制限	TS-25 6 5 - 1 7 - 1 通信連絡設備 ・主語および条番号等の相違であり実質的な相違なし。 【柏崎刈羽との相違】 ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td> (1) SPDS 伝送装置およびデータ収集装置が動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話および IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS 表示装置, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 無線連絡設備(固定型), 無線連絡設備(携帯型) および携行型通話装置の所要数が動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	通信連絡設備	(1) SPDS 伝送装置およびデータ収集装置が動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話および IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS 表示装置, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 無線連絡設備(固定型), 無線連絡設備(携帯型) および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td> (1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS 表示装置, 衛星電話設備(常設), 衛星電話設備(可搬型), 無線連絡設備(常設), 無線連絡設備(可搬型), 携帯型音声呼出電話機及び 5号炉屋外緊急連絡用インターフオンの所要数が動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	通信連絡設備	(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS 表示装置, 衛星電話設備(常設), 衛星電話設備(可搬型), 無線連絡設備(常設), 無線連絡設備(可搬型), 携帯型音声呼出電話機及び 5号炉屋外緊急連絡用インターフオンの所要数が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td> (1) SPDS 伝送サーバおよび SPDS データ収集サーバが動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機および IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS データ表示装置, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 無線通信設備(固定型), 無線通信設備(携帯型) および有線式通信機の所要数が動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	通信連絡設備	(1) SPDS 伝送サーバおよび SPDS データ収集サーバが動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機および IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS データ表示装置, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 無線通信設備(固定型), 無線通信設備(携帯型) および有線式通信機の所要数が動作可能であること	
項目	運転上の制限														
通信連絡設備	(1) SPDS 伝送装置およびデータ収集装置が動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話および IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS 表示装置, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 無線連絡設備(固定型), 無線連絡設備(携帯型) および携行型通話装置の所要数が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
通信連絡設備	(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS 表示装置, 衛星電話設備(常設), 衛星電話設備(可搬型), 無線連絡設備(常設), 無線連絡設備(可搬型), 携帯型音声呼出電話機及び 5号炉屋外緊急連絡用インターフオンの所要数が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
通信連絡設備	(1) SPDS 伝送サーバおよび SPDS データ収集サーバが動作可能であること (2) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機および IP-FAX) が動作可能であること (3) SPDS データ表示装置, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型), 無線通信設備(固定型), 無線通信設備(携帯型) および有線式通信機の所要数が動作可能であること														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考																									
適用される原子炉の状態	設備		所要数	適用される原子炉の状態	設備		所要数	適用される原子炉の状態	設備		所要数																										
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	緊急時 対策所	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDS 伝送装置※1	1式※2	5号炉 原子炉 建屋内 緊急時 対策所 (対策本部)	安全パラメータ表示システム（SPDS）	緊急時対策支援システム 伝送装置※1	1式※2	緊急時 対策所	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDS 伝送サーバ※1	1式※2	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	1台※3	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	SPDSデータ表示装置	1台	衛星電話設備（固定型）	4台	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1台※3	衛星電話設備（携帯型）	10台	無線連絡設備（固定型）	4台	無線連絡設備（携帯型）	38台	衛星電話設備（固定型）	5台	衛星電話設備（携帯型）	5台	無線通信設備（固定型）	5台	無線通信設備（携帯型）	10台
			SPDS 表示装置	1台			SPDS 表示装置	1台※2			IP-電話機	6台※3		IP-電話機	6台※3		IP-FAX	3台※3		IP-FAX		3台※3	衛星電話設備（携帯型）		5台		無線通信設備（固定型）		5台		無線通信設備（携帯型）		10台				
		プロセス 計算機室	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置		1式※2	7号炉 プロセス 計算機室	安全パラメータ表示システム（SPDS）		データ伝送装置	1式※2	中央 制御室	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDSデータ収集サーバ	1式※2	衛星電話設備（固定型）	2台	無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台	衛星電話設備（固定型）	2台	無線通信設備（固定型）	2台	有線式通信機	4台								
						無線連絡設備（固定型）					2台				無線連絡設備（携帯型）		5台		携帯型音声呼出電話機		3台		無線通信設備（固定型）		2台		有線式通信機		4台								
			中央 制御室	衛星電話設備（固定型）		無線連絡設備（固定型）		無線連絡設備（携帯型）		携帯型音声呼出電話機	5号炉中央制御室		5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2台※4	5号炉 中央 制御室	衛星電話設備（固定型）	無線通信設備（固定型）	2台	無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台	衛星電話設備（固定型）	2台	無線通信設備（固定型）	2台	有線式通信機	4台							
																															無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台	無線通信設備（固定型）
				無線連絡設備（固定型）		無線連絡設備（携帯型）		携帯型音声呼出電話機		5号炉中央制御室	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン		2台※4	5号炉原子炉建屋屋外		6台※4	無線連絡設備（固定型）	無線通信設備（固定型）	2台	無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台	衛星電話設備（固定型）	2台	無線通信設備（固定型）	2台	有線式通信機	4台						
																																無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台
	無線連絡設備（固定型）	無線連絡設備（携帯型）	携帯型音声呼出電話機	5号炉中央制御室	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2台※4	5号炉原子炉建屋屋外	6台※4	無線連絡設備（固定型）	無線通信設備（固定型）	2台	無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台	衛星電話設備（固定型）	2台	無線通信設備（固定型）	2台	有線式通信機	4台														
																								無線連絡設備（固定型）	2台	無線連絡設備（携帯型）	5台	携帯型音声呼出電話機	3台	無線通信設備（固定型）	2台	有線式通信機	4台				

【柏崎刈羽との相違】
 ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違

【女川との相違】
 ・島根は緊急時対策所に携帯型の設備を配備する。

【柏崎刈羽との相違】
 ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：データ収集装置を含む。</p> <p>※2：SPDS伝送装置およびデータ収集装置については、A系またはB系のいずれかにより所内は有線系または無線系回線、所外は有線系または衛星系回線で伝送可能であることをいう。</p> <p>※3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話またはIP-FAXのいずれかにより有線系または衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p>	<p>※1：データ伝送設備を含む。</p> <p>※2：緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置については、A系又はB系のいずれかにより所内は有線系又は無線系回線、所外は有線系又は衛星系回線で伝送可能であることをいう。</p> <p>※3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話機又はIP-FAXのいずれかにより有線系又は衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※4：5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることをいう。</p>	<p>※1：データ伝送設備を含む。</p> <p>※2：SPDS伝送サーバおよびSPDSデータ収集サーバについては、サーバ1またはサーバ2のいずれかにより所内は有線系または無線系回線、所外は有線系または衛星系回線で伝送可能であることをいう。</p> <p>※3：統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話機またはIP-FAXのいずれかにより有線系または衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			【柏崎刈羽との相違】 ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	計測制御GM	1. SPDS伝送サーバ、SPDSデータ収集サーバおよびSPDSデータ表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1箇月に1回	課長（計装）	
2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長	2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM	2. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。	1箇月に1回	課長（電気）	
3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM	3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。	1箇月に1回	課長（電気）	
4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	技術課長	4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	電子通信GM	4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	
5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM	5. 無線通信設備（固定型）の通話機能を確認する。	1箇月に1回	課長（電気）	
6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	電子通信GM	6. 無線通信設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	
7. 携帯型通話装置の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	発電課長	7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	(7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM	7. 有線式通信機の通話機能を確認する。	3箇月に1回	課長（電気）	
			8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. SPDS 伝送装置 ※ ⁴ または データ 収集装置 ※ ⁴ が動作不能である場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間 ※ ¹²	運転 起動 高温停止	A. 緊急時対策支援システム伝送装置※ ⁵ 又はデータ伝送装置※ ⁵ が動作不能である場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 当直長は、代替措置※ ⁸ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁹ 。	10日間 ※ ¹³ 10日間	運転 起動 高温停止	A. S P D S 伝送 サーバ※ ⁴ または SPDS データ収集サーバ ※ ⁴ が動作不能である場合	A1. 課長（計装）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 課長（計装）は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間※ ¹² 10日間	
	B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※ ⁵ が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置※ ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間 ※ ¹² 10日間		B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※ ⁶ が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置※ ¹⁰ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁹ 。	10日間 ※ ¹³ 10日間		B. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※ ⁵ が動作不能の場合	B1. 課長（電気）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 課長（電気）は、代替措置※ ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間※ ¹² 10日間	
	C. SPDS 表示装置 ※ ⁴ が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 防災課長は、代替措置※ ¹⁰ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間 10日間		C. SPDS 表示装置※ ⁵ が動作不能の場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置※ ¹¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁹ 。	10日間 10日間		C. SPDS データ表示装置※ ⁴ が動作不能の場合	C1. 課長（計装）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 課長（計装）は、代替措置※ ¹⁰ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。	10日間 10日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転 起動 高温停止	D. 動作可能な衛星電話設備（固定型） ^{※6} 、衛星電話設備（携帯型） ^{※6} 、無線連絡設備（固定型） ^{※6} 、無線連絡設備（携帯型） ^{※6} または携帯型通話装置 ^{※6} が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。	10日間 ^{※12} 10日間	運転 起動 高温停止	D. 動作可能な衛星電話設備（常設） ^{※7} 、衛星電話設備（可搬型） ^{※7} 、無線連絡設備（常設） ^{※7} 、無線連絡設備（可搬型） ^{※7} 、携帯型音声呼出電話機 ^{※7} 又は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ^{※7} が所要数を満足していない場合	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は D2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	10日間 ^{※13} 10日間	運転 起動 高温停止	D. 動作可能な衛星電話設備（固定型） ^{※6} 、衛星電話設備（携帯型） ^{※6} 、無線通信設備（固定型） ^{※6} 、無線通信設備（携帯型） ^{※6} または有線式通信機 ^{※6} が所要数を満足していない場合	D1. 課長（電気）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 課長（電気）は、代替措置 ^{※11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。	10日間 ^{※12} 10日間	【柏崎刈羽との相違】 ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違	
	E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 及び E2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 および E2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止 燃料交換	A. <u>SPDS</u> <u>伝送装置</u> ※4または <u>データ収集装置</u> ※4 が動作不能である場合	A1. <u>防災課長</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. <u>防災課長</u> は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> ※5 又は <u>データ伝送装置</u> ※5が動作不能である場合	A 1. <u>当直長</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. <u>当直長</u> は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※13 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. <u>SPD</u> <u>S伝送サーバ</u> ※4または <u>SPDS</u> <u>データ収集サーバ</u> ※4が動作不能である場合	A1. <u>課長（計装）</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. <u>課長（計装）</u> は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12 速やかに	
	B. <u>統合原子力防災ネットワーク</u> を用いた <u>通信連絡設備</u> ※5が動作不能の場合	B1. <u>防災課長</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. <u>防災課長</u> は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12 速やかに		B. <u>統合原子力防災ネットワーク</u> を用いた <u>通信連絡設備</u> ※6が動作不能の場合	B 1. <u>当直長</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. <u>当直長</u> は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※13 速やかに		B. <u>統合原子力防災ネットワーク</u> に <u>接続する通信連絡設備</u> ※5が動作不能の場合	B1. <u>課長（電気）</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. <u>課長（電気）</u> は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12 速やかに	
	C. <u>SPDS</u> <u>表示装置</u> ※4が動作不能の場合	C1. <u>防災課長</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C2. <u>防災課長</u> は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		C. <u>SPDS</u> <u>表示装置</u> ※5が動作不能の場合	C 1. <u>当直長</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C 2. <u>当直長</u> は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		C. <u>SPDS</u> <u>データ表示装置</u> ※4が動作不能の場合	C1. <u>課長（計装）</u> は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C2. <u>課長（計装）</u> は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換	D. 動作可能な、衛星電話設備（固定型） ^{※6} 、衛星電話設備（携帯型） ^{※6} 、無線連絡設備（固定型） ^{※6} 、無線連絡設備（携帯型） ^{※6} または携帯型通話装置 ^{※6} が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 防災課長は、代替措置 ^{※11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※12} 速やかに	冷温停止燃料交換	D. 動作可能な、衛星電話設備（常設） ^{※7} 、衛星電話設備（可搬型） ^{※7} 、無線連絡設備（常設） ^{※7} 、無線連絡設備（可搬型） ^{※7} 、携帯型音声呼出電話機 ^{※7} 又は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ^{※7} が所要数を満足していない場合	D 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※13} 速やかに	冷温停止燃料交換	D. 動作可能な、衛星電話設備（固定型） ^{※6} 、衛星電話設備（携帯型） ^{※6} 、無線通信設備（固定型） ^{※6} 、無線通信設備（携帯型） ^{※6} または有線式通信機 ^{※6} が所要数を満足していない場合	D1. 課長（電気）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 課長（電気）は、代替措置 ^{※11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※12} 速やかに	【柏崎刈羽との相違】 ・重大事故等発生時に期待する通信連絡設備の相違
※4：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※4：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※5：衛星電話設備（固定型）等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※6：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※7：SPDS伝送装置およびデータ収集装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※9：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※10：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保およびあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※11：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。</p> <p>※12：SPDS伝送装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。</p>	<p>※6：衛星電話設備（常設）等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※8：緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※11：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保及びあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※12：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。</p> <p>※13：緊急時対策支援システム伝送装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。</p>	<p>※5：衛星電話設備（固定型）等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※6：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※7：SPDS伝送サーバおよびSPDSデータ収集サーバの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※9：統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※10：SPDSデータ表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保およびあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※11：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。</p> <p>※12：SPDS伝送サーバ、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機およびIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>表66-18 アクセスルートの確保 66-18-1 ブルドーザおよびバックハウ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザおよびバックハウ</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動</td> <td>ブルドーザ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>バックハウ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. バックハウについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ブルドーザおよびバックハウ	所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動	ブルドーザ	1台	高温停止 冷温停止 燃料交換	バックハウ	1台	項目	頻度	担当	1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. バックハウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>表66-18 アクセスルートの確保 66-18-1 ホイールローダ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>ホイールローダ</td> <td>4台※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ホイールローダは、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理 GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ホイールローダ	所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ホイールローダ	4台※1	項目	頻度	担当	1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	<p>表65-18 アクセスルートの確保 65-18-1 ホイールローダ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>ホイールローダ</td> <td>2台※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ホイールローダは、第1保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長（土木）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ホイールローダ	所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ホイールローダ	2台※1	項目	頻度	担当	1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（土木）	<p>TS-25 65-18-1 ホイールローダ</p> <p>【女川との相違】 ・女川では、所要数を各1台としているため、分散配置の記載なし</p>
項目	運転上の制限																																																								
ブルドーザおよびバックハウ	所要数が動作可能であること																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動	ブルドーザ	1台																																																							
高温停止 冷温停止 燃料交換	バックハウ	1台																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																							
2. バックハウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																							
項目	運転上の制限																																																								
ホイールローダ	所要数が動作可能であること																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ホイールローダ	4台※1																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM																																																							
項目	運転上の制限																																																								
ホイールローダ	所要数が動作可能であること																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ホイールローダ	2台※1																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（土木）																																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能なブルドーザが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ² 。	10日間 10日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能なホイールローダが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 当直長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ³ 。	10日間 10日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能なホイールローダが所要数を満足していない場合	A1. 課長（土木）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 課長（土木）は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ³ 。	10日間 10日間	
	B. 動作可能なバックホウが所要数を満足していない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ² 。	10日間 10日間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
	C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間									
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能なブルドーザが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※ ¹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能なホイールローダが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能なホイールローダが所要数を満足していない場合	A1. 課長（土木）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（土木）は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
	B. 動作可能なバックホウが所要数を満足していない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに										
※1：代替品の補充等をいう。 ※2：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Cには移行しない。				※2：代替品の補充等をいう。 ※3：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。				※2：代替品の補充等をいう。 ※3：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
表66-19 大容量送水ポンプ 66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI） （1）運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>4台※2</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ（タイプI）	大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ（タイプI）	4台※2	表66-19 可搬型代替注水ポンプ（A-2級） 66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級） （1）運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>8台※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	8台※3	表65-19 大量送水車 65-19-1 大量送水車 （1）運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>大量送水車の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>大量送水車</td> <td>2台※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大量送水車	2台※3	TS-25 65-19-1 大量送水車 TS-27 大量送水車に関するLOO等について 【女川との相違】 ・島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-11-3にて整理している。 【島根固有】 ・島根の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、スクラビング水の補給／排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、大量送水車は自主対策設備に位置付けている
項目	運転上の制限																																
大容量送水ポンプ（タイプI）	大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ（タイプI）	4台※2																															
項目	運転上の制限																																
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	8台※3																															
項目	運転上の制限																																
大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																															
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大量送水車	2台※3																															
※1：動作可能とは、大容量送水ポンプ（タイプI）およびホースにより送水できる（海を水源とすることを含む。）ことをいう。 大容量送水ポンプ（タイプI）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 【注水設備および水の供給設備※3※4】 「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、 「66-5-1 原子炉格納容器フィルタベント系」、 「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）※5」、 「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」、	※1：動作可能とは、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）及びホースにより送水できることをいう。 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 ・66-4-2 低圧代替注水系（可搬型） 4台×2 ・66-5-1 格納容器圧力逃がし装置 4台 ・66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型） 4台×2 ・66-7-2 格納容器下部注水系（可搬型） 4台×2	※1：動作可能とは、大量送水車およびホースにより送水できることをいう。 大量送水車を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 ・第65条（65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）） 1台×2 ・第65条（65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）） ※4 1台×2 ・第65条（65-7-2 ペDESTAL代替注水系（可搬型）） 1台×2																															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>「66-9-1 燃料プール代替注水系」、 「66-9-2 燃料プールスプレイ系^{※5}」、 「66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備」および 「66-11-3 海水供給設備」：1台×2 【除熱設備^{※4}】 「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」：1台×2</p> <p>※2：大容量送水ポンプ（タイプI）は、第1保管エリア、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※3：注水用ヘッダを含む。必要数は1個×2とする。</p> <p>※4：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」と合わせて2台×2とする。</p> <p>※5：可搬型ストレーナを含む。必要数は2個×2とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」：1個×2 ・「66-9-2 燃料プールスプレイ系」：1個×2 <p>(2) 確認事項</p>	<p>・66-9-1 燃料プール代替注水系 4台×2 ・66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備 4台×2</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※3：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）は、荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>・第65条(65-7-3 格納容器代替スプレイ系(可搬型)) ^{※4}1台×2 ・第65条(65-9-1 燃料プールスプレイ系)^{※4}1台×2 ・第65条(65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送設備)1台×2</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※3：大量送水車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※4：可搬型ストレーナを含む。必要数は1個×2とする。</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は65-7 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備としても格納容器代替スプレイ系を使用する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-11-3にて整理している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は送水ヘッダ及びホース展張車を資機材と整理しており記載不要 																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m³/h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m³/h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m³/h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m³/h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m³/h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m³/h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m³/h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m³/h/台以上、揚程が94.8m以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m ³ /h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m ³ /h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m ³ /h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m ³ /h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m ³ /h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m ³ /h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m ³ /h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が94.8m以上。	1年に1回	防災課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m³/h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m³/h/台以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンGM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンGM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m³/h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m³/h/台以上。 (4) 吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (5) 吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、</td> <td>1年に1回</td> <td>課長(原子炉)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m ³ /h/台以上。 (4) 吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (5) 吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、	1年に1回	課長(原子炉)	
項目	頻度	担当																			
1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m ³ /h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m ³ /h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m ³ /h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m ³ /h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m ³ /h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m ³ /h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m ³ /h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が94.8m以上。	1年に1回	防災課長																			
項目	頻度	担当																			
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンGM																			
項目	頻度	担当																			
1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m ³ /h/台以上。 (4) 吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (5) 吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、	1年に1回	課長(原子炉)																			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
				以上。				流量が ⁴ 48m ³ /h/台以上。 (6) 吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、 流量が ⁴ 48m ³ /h/台以上。 (7) 吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、 流量が ⁴ 120m ³ /h/台以上。 (8) 吐出圧力が ⁴ 0.33MPa[gage]以上、 流量が ⁴ 120m ³ /h/台以上。				
2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。				2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。				2. 大量送水車が動作可能であることを確認する。				課長(原子炉)
3ヶ月に1回				3ヶ月に1回				3箇月に1回				
防災課長				モバイル設備管理GM								
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が2台未満の場合 ⁶ （1台以上が動作可能） または 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が2台未満の場合 ⁷ （1台以上が動作可能）	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ⁸ が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該設備を	速やかに 10日間 30日	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能）	A1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ⁴ が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置 ⁵ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合 ⁵ （1台以上が動作可能）	A1. 課長（原子炉）は、残りの大量送水車が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ⁶ が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置 ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 10日間	
<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要 												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
	動作可能な状態に復旧する。	間		A 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	30日間		および A4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	30日間	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、スクラビング水の補給／排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、大量送水車は自主対策設備に位置付けており、要求される措置は不要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65—11—3にて整理している。
B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が1台未満の場合 ^{※10}	<p>B1. 防災課長は、<u>低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備</u>を動作不能とみなす。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（<u>A系またはB系</u>）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p>	速やかに	B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A—2級）が4台未満の場合	<p>B 1. 当直長は、<u>低圧代替注水系（可搬型）、格納容器圧力逃がし装置、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器下部注水系（可搬型）</u>及び復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※4}が動作可能であることを確認する。</p>	速やかに	B. 動作可能な大容量送水車が1台未満の場合 ^{※8}	<p>B1. 課長（原子炉）は、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）、ペDESTアル代替注水系（可搬型）</u>および<u>低圧原子炉代替注水槽への移送設備</u>を動作不能とみなす。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台（<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。</u>）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</p>	速やかに	
	および	3日間		及び	3日間		および	3日間	
	および	10日間		及び	10日間		および	10日間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	C. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が1台未満の場合※12	C1. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。および	速やかに	運転 起動 高温停止	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	運転 起動 高温停止	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要
		C2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。および	速やかに			C2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間			C2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間	
		C3. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。および	3日間									
		C4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間									

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止 燃料交換 ※10	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が2台未満の場合※13（1台以上が動作可能） または 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が2台未満の場合※7（1台以上が動作可能）	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換※6	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能）	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換 ※10	A. 動作可能な大量送水車が2台未満の場合※5（1台以上が動作可能）	A1. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、第59条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の供給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が1台未満の場合 ^{※15}	B1. 防災課長は、 <u>低圧代替注水系（可搬型）復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備</u> を動作不能とみなす ^{※16} 。	速やかに	および	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	および	B1. 当直長は、 <u>低圧代替注水系（可搬型）</u> 、 <u>復水貯蔵槽への移送設備</u> を動作不能とみなす。	速やかに	および	B1. 課長（原子炉）は、 <u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u> 、 <u>低圧原子炉代替注水槽への移送設備</u> を動作不能とみなす。	速やかに	【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要 【女川との相違】 ・島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65—11—3にて整理している。
	B2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに				
	B3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。	速やかに		B3. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。	速やかに		B3. 当直長は、第59条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。	速やかに				
	B4. 防災課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		B4. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		B4. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
C. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が1台未満の場合※12	C1. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。	速やかに				【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要
	および C2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに				
	および C3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。	速やかに				
	および C4. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が2台未満の場合 ^{※17}	A1. 防災課長は、燃料プール代替注水系および燃料プールのスプレイ系を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合	A 1. 当直長は、燃料プール代替注水系を動作不能とみなす。 及び A 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合 ^{※5}	A1. 課長（原子炉）は、燃料プールのスプレイ系を動作不能とみなす。 および A2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※6：動作可能な注水用ヘッド1個以上2個未満、原子炉格納容器代替スプレイ系（可搬型）に使用する可搬型ストレーナ1個以上2個未満またはホース延長回収車2台以上4台未満の場合を含む。</p> <p>※7：動作可能なホース延長回収車1台以上2台未満の場合を含む。</p> <p>※8：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等をいう。</p> <p>※10：動作可能な注水用ヘッド1個未満、原子炉格納容器代替スプレイ系（可搬型）に使用する可搬型ストレーナ1個未満またはホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p> <p>※11：残りの非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				<p>※4：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※4：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				<p>※5：動作可能な可搬型ストレーナが1個以上2個未満の場合を含む。</p> <p>※6：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：動作可能な可搬型ストレーナが1個未満の場合を含む。</p> <p>※9：残りの非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は送水ヘッド及びホース展張車を資機材と整理しており記載不要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は送水ヘッド及びホース展張車を資機材と整理しており記載不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※16：低圧代替注水系（可搬型）および復水貯蔵タンクへの供給設備について、原子炉が次の状態になった場合は除く。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※12：動作可能なホース延長回収車 1 台未満の場合を含む。</p> <p>※13：動作可能な注水用ヘッダ 1 個以上 2 個未満またはホース延長回収車 2 台以上 4 台未満の場合を含む。</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系 1 系列および原子炉補機冷却海水系 1 系列または高圧炉心スプレイ系補機冷却水系および高圧炉心スプレイ系補機冷却海水系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：動作可能な注水用ヘッダ 1 個未満またはホース延長回収車 2 台未満の場合を含む。</p> <p>※17：動作可能な注水用ヘッダ 2 個未満、燃料プールスプレイ系に使用する可搬型ストレーナ 2 個未満またはホース延長回収車 4 台未満の場合を含む。</p>	<p>※6：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※7：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系 1 系列及び原子炉補機冷却海水系 1 系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※11：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系 1 系列および原子炉補機冷却海水系 1 系列または高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は送水ヘッダ及びホース展張車を資機材と整理しており記載不要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は送水ヘッダ及びホース展張車を資機材と整理しており記載不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
<p>66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="163 336 914 478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の所要数が動作可能であること※¹</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="163 525 914 840"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td> <td>2台※²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹：動作可能とは、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）およびホースにより送水できることをいう。 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 ・「66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制，航空機燃料火災への泡消火」：1台※³ ・「66-11-3 海水供給設備」：1台※³</p> <p>※²：大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、第1保管エリアおよび第2保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※³：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）」と合わせて2台×2とする。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1" data-bbox="163 1375 914 1917"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 （1）流量が600m³/h/台以上、揚程が117.0m以上。 （2）流量が613m³/h/台以上、揚程が79.4m以上。 （3）流量が1,200m³/h/台以上、揚程が119.5m以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の所要数が動作可能であること※ ¹	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	2台※ ²	項目	頻度	担当	1. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 （1）流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 （2）流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 （3）流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長	2. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川が当該表で記載している機能について、島根は大量送水車と異なる設備で対応するため、当該表は不要
項目	運転上の制限																					
大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の所要数が動作可能であること※ ¹																					
適用される原子炉の状態	設備	所要数																				
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	2台※ ²																				
項目	頻度	担当																				
1. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 （1）流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 （2）流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 （3）流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長																				
2. 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプⅡ）【大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火】が所要数を満足していない場合※4	A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制設備および航空機燃料火災への泡消火設備を動作不能とみなす。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに			
		および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間			
	B. 動作可能な大容量送水	B1. 防災課長は、海水供給設備を動作不能とみなす。	速やかに			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
ポンプ（タイプⅡ）【海水供給設備】が所要数を満足していない場合※ ⁸	および B2. 発電課長は、サプレッションプール水位が第46条を満足していることを確認する。	速やかに			
	および B3. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が66-11-1の所要値以上であることを確認する。	速やかに			
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	および B4. 防災課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間			
	および B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間			
	C1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間			
	および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
冷温停止燃料交換	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプⅡ）【大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火】が所要数を満足していない場合※ ⁴	A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制設備および航空機燃料火災への泡消火設備を動作不能とみなす。 および	速やかに			
		A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに			
		A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および	速やかに			
	B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプⅡ）【海水供給設備】が所要数を満足していない場合※ ⁸	B1. 防災課長は、海水供給設備を動作不能とみなす。 および	速やかに			
		B2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに			
		B3. 防災課長は、復水貯	速やかに			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>蔵タンクの水量が942m³以上となるように補給する、または発電課長は、942m³以上であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B4. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>			速やかに
<p>※4：動作可能なホース延長回収車1台未満の場合を含む。</p> <p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※6：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：動作可能なホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第73条 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件に必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表73に定める範囲内で延長することができる^{*2}^{*3}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*3}。</p> <p>3. 各課長は、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合または第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p>	<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第72条 各GM（第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。）は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。</p> <p>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件に必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{*2}^{*3}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*3}。</p> <p>3. 当直長及び燃料GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合又は各GM（当直長及び燃料GMを除く。）から第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GM（第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。）は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p>	<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第71条 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項^{*1}で確認する。</p> <p>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件に必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</p> <p>2. 第3節各条の第2項に定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表71に定める範囲内で延長することができる^{*2}^{*3}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*3}。</p> <p>3. 各課長または当直長は、第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかつた場合または第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）または当直長は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該の運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第74条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）は、第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8. 各課長は、第17条の7または第17条の8に基づく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※1：第73条から第76条を除く。</p> <p>※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>※3：第75条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各GM（第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。）は、第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8. 当直長は、各GMが第17条の7又は第17条の8に基づく教育及び訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育及び訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</p> <p>※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>※3：第74条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項に定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第72条（運転上の制限を満足しない場合）第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課長（第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。）<u>または当直長は、第3節各条の第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</u></p> <p>8. 各課長<u>または当直長は、第17条の7または第17条の8に基づく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>※1：第71条（運転上の制限の確認）から第74条（運転上の制限に関する記録）までを除く。以下、第72条（運転上の制限を満足しない場合）および第73条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）において同じ。</p> <p>※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>※3：<u>第73条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表 7 3			表 7 2			表 7 1			
頻 度		備 考	頻 度		備 考	頻 度		備 考	
保安規定で定める頻度	延長できる時間		保安規定で定める頻度	延長できる時間		保安規定に定める頻度	延長できる時間		
1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する。	1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する。	1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する。	
1 2 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する。	1 2 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する。	1 2 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する。	
2 4 時間に 1 回	6 時間	時間単位の間隔で確認する。	2 4 時間に 1 回	6 時間	時間単位の間隔で確認する。	2 4 時間に 1 回	6 時間	時間単位の間隔で確認する。	
毎日 1 回		所定の直の時間帯で確認する。	毎日 1 回		所定の直の時間帯で確認する。	毎日 1 回	—	所定の直の時間帯で確認する。	
1 週間に 1 回	2 日	日単位の間隔で確認する。	1 週間に 1 回	2 日	日単位の間隔で確認する。	1 週間に 1 回	2 日	日単位の間隔で確認する。	
1 ヶ月に 1 回	7 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 ヶ月は 3 1 日とする。	1 ヶ月に 1 回	7 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 ヶ月は 3 1 日とする。	1 箇月に 1 回	7 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 箇月は 3 1 日とする。	
3 ヶ月に 1 回	2 3 日	日単位の間隔で確認する。 なお、3 ヶ月は 9 2 日とする。	3 ヶ月に 1 回	2 3 日	日単位の間隔で確認する。 なお、3 ヶ月は 9 2 日とする。	3 箇月に 1 回	2 3 日	日単位の間隔で確認する。 なお、3 箇月は 9 2 日とする。	
1 年に 1 回	9 2 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 年は 3 6 5 日とする。	1 年に 1 回	9 2 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 年は 3 6 5 日とする。	1 年に 1 回	9 2 日	日単位の間隔で確認する。 なお、1 年は 3 6 5 日とする。	
2 年に 1 回	1 8 2 日	日単位の間隔で確認する。 なお、2 年は 7 3 0 日とする。	2 年に 1 回	1 8 2 日	日単位の間隔で確認する。 なお、2 年は 7 3 0 日とする。	2 年に 1 回	1 8 2 日	日単位の間隔で確認する。 なお、2 年は 7 3 0 日とする。	
1 0 0 0 MWd / t に 1 回	2 5 0 MWd / t		1 0 0 0 MWd / t に 1 回	2 5 0 MWd / t		1, 0 0 0 MWd / t に 1 回	2 5 0 MWd / t		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）</p> <p>第75条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※¹を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長は、表75で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※²を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置※³を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※¹を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※²を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各GMは、第1項、第2項又は第3項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置※³を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）</p> <p>第73条 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※¹を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※¹を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、表73で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※²を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第72条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課長または当直長は、第1項、第2項または第3項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外に移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長または当直長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置※³を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移</p>	<p>・ TS-35 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合の考え方について（青旗作業対象設備について）</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8. 各課長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第74条第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表75に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>表75</p> <p>※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>8. 各GMは、第1項、第2項又は第3項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各GMは、第1項の要求される措置、第2項の安全措置及び第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当直長に連絡する。当直長は当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 当直長は、第2項及び第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>表74</p> <p>※4：6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系の中央制御室バウンダリを構成する隔離弁及びダクト（外気の取入、排気のライン）等をいう。</p> <p>※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>行する。</p> <p>8. 各課長または当直長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第72条（運転上の制限を満足しない場合）第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長または当直長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長または当直長は、第2項および第3項に基づく保全作業において、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者および課長（発電）に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表73に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>表73</p> <p>※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（島根では、当該系統が待機除外期間に保全作業を実施するため、記載不要）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																															
<p>なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※6を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。</p>	<p>する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※7を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。</p>	<p>行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台※6を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。</p>																																																
<p>表75</p>	<p>表74</p>	<p>表73</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第75条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第57条</td> <td rowspan="2">・地下水低下設備</td> <td rowspan="2">冷温停止 燃料交換</td> <td>・代替品を確保する。</td> <td>点検前</td> </tr> <tr> <td>・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水水位が高警報設定値未満であることを確認する。</td> <td>点検前※4 その後、毎日1回</td> </tr> <tr> <td>第58条</td> <td>・外部電源</td> <td>運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。</td> <td>点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	点検対象設備	第75条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条	・地下水低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水水位が高警報設定値未満であることを確認する。	点検前※4 その後、毎日1回	第58条	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第74条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第57条 第66条 (66-14-1)</td> <td>・中央制御室非常用換気空調系※4</td> <td>第57条の適用される原子炉の状態</td> <td>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</td> <td>点検前※5 その後、10日に1回</td> </tr> <tr> <td>第58条 の3</td> <td>・外部電源</td> <td>運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。</td> <td>点検前※5 その後、毎日1回 点検前※5 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条 第66条 (66-14-1)	・中央制御室非常用換気空調系※4	第57条の適用される原子炉の状態	・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前※5 その後、10日に1回	第58条 の3	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※5 その後、毎日1回 点検前※5 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第73条 適用時期</th> <th>保安作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第57条 の3</td> <td>・外部電源</td> <td>運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。</td> <td>点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>第65条 (65-9-1)</td> <td>・燃料プールの系を構成する弁</td> <td>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>・燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・可搬型スプレインゾルが動作可能であることを管理的手段で確認する。</td> <td>点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 その後、毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度	第57条 の3	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1箇月に1回	第65条 (65-9-1)	・燃料プールの系を構成する弁	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・可搬型スプレインゾルが動作可能であることを管理的手段で確認する。	点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 その後、毎日1回	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（島根では、当該設備がSA設備ではないため、記載不要） <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（島根では、当該系統が待機除外期間に保安作業を実施することが可能であるため、記載不要） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（島根では、当該設備を構成する弁に予備がないため、本表に記載）
関連条文	点検対象設備	第75条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																																														
第57条	・地下水低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前																																														
			・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水水位が高警報設定値未満であることを確認する。	点検前※4 その後、毎日1回																																														
第58条	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回																																														
関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																																														
第57条 第66条 (66-14-1)	・中央制御室非常用換気空調系※4	第57条の適用される原子炉の状態	・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前※5 その後、10日に1回																																														
第58条 の3	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※5 その後、毎日1回 点検前※5 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回																																														
関連条文	点検対象設備	第73条 適用時期	保安作業時の措置	実施頻度																																														
第57条 の3	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1箇月に1回																																														
第65条 (65-9-1)	・燃料プールの系を構成する弁	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 ・可搬型スプレインゾルが動作可能であることを管理的手段で確認する。	点検前※4 その後、毎日1回 点検前※4 その後、毎日1回																																														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
第66条 (66-9-3)	・燃料プール冷却浄化系を構成する弁	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。	点検前 ^{※4}	第66条 (66-9-2)	・燃料プール冷却浄化系を構成する弁	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。	点検前 ^{※5}	第65条 (65-9-2)	・燃料プール冷却系を構成する弁	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの温度上昇評価を実施する。	点検前 ^{※4}	
			・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、毎日1回				・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、毎日1回				・燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、毎日1回	
			・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ^{※4}				・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ^{※5}				・残留熱除去系による燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。	点検前 ^{※4}	
第66条 (66-9-4)	・使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルス式） ・使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、毎日1回	第66条 (66-9-3)	・使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ、低レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（使用済貯蔵プール監視カメラ用空冷装置含む）	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、毎日1回	第65条 (65-9-3)	・燃料プール水位・温度（SA） ・燃料プール水位（SA） ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA） ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	・燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、毎日1回	
			・残りの要素が監視可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、毎日1回				・残りの要素が監視可能であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、毎日1回				・残りの要素が監視可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、毎日1回	
										第65条 (65-11-4)	・構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）	冷温停止燃料交換	・代替品または監視委員の確保を行う。	点検前 ^{※4}	【島根固有】 ・設備の相違（島根では、構内監視カメラが常時要求設備であるため、本表に記載） 【島根固有】 ・設備の相違（島根では、ガスタービン発電機用燃料移送ラインに予備がないため、本表に記載）
										第65条 (65-12-1)	・ガスタービン発電機用燃料移送ラインを構成する弁	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプ	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ^{※5} する。	点検前 ^{※4} その後、1週間に1回	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
第66条 (66-12-1)	・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備 ・燃料移送ポンプ	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※5する。	点検前※4 点検期間が完了時間（10日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回									【女川との相違】 ・設備の相違（島根では、ガスタービン発電機等に予備があるため、記載不要）	
					第66条 (66-12-3)	・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	冷温停止 燃料交換	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認※6する。	点検前※5 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回					【柏崎刈羽との相違】 ・設備の相違（島根では、号炉間融通ケーブルはSA設備ではないため、記載不要）
第66条 (66-12-3)	・125V充電器2A ・125V蓄電池2A ・125V充電器2B ・125V蓄電池2B	冷温停止 燃料交換	・125V蓄電池・充電器2Bおよび125V代替蓄電池・充電器が健全であることを確認する。	点検前※4 その後、1週間に1回	第66条 (66-12-4)	・直流125V充電器A ・直流125V蓄電池A ・直流125V充電器A-2 ・直流125V蓄電池A-2	冷温停止 燃料交換	・AM用蓄電池・充電器及び蓄電池・充電器A-2が健全であることを確認する。	点検前※5 その後、1週間に1回	第65条 (65-12-3)	・B-115V系充電器 ・B-115V系蓄電池 ・B-115V系充電器(SA) ・B-115V系蓄電池(SA) ・SA用115V系充電器 ・SA用115V系蓄電池	冷温停止 燃料交換	・B-115V系充電器(SA)・蓄電池(SA)およびSA用115V系充電器・蓄電池が健全であることを確認する。 ・B-115V系充電器・蓄電池およびSA用115V系充電器・蓄電池が健全であることを確認する。 ・B-115V系充電器・蓄電池およびB-115V系充電器(SA)・蓄電池(SA)が健全であることを確認する。	
第66条 (66-12-4)	・125V代替蓄電池	冷温停止 燃料交換	・125V代替充電器、125V蓄電池2A、2Bおよび125V充電器2A、2Bが健全であることを確認する。	点検前※4 その後、1週間に1回		・AM用直流125V充電器 ・AM用直流125V蓄電池		・蓄電池A、A-2及び充電器A、A-2が健全であることを確認する。						
第66条 (66-12-5)	・125V代替充電器	冷温停止 燃料交換	・125V蓄電池2A、2Bおよび125V充電器2A、2Bが健全であることを確認する。	点検前※4 その後、1週間に1回										
第66条	・ガスタービン発電機	冷温停止	・所要の非常用ディーゼル発電機が	点検前※4	第66条	・AM用MCC	冷温停止	・所要の非常用ディーゼル発電機が	点検前※5	第65条	・緊急用メタクラ	冷温停止	・所要の非常用ディーゼル発電機	点検前※4

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
(66-12-6)	接続盤 ・緊急時高圧母線2F系 ・緊急用高圧母線2G系 ・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系 ・緊急用交流電源切替盤2G系 ・緊急用交流電源切替盤2C系 ・緊急用交流電源切替盤2D系	燃料交換	動作可能であることを確認 ^{※5} する。	点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回	(66-12-6)	・AM用切替盤 ・AM用操作盤 ・AM用動力変圧器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・緊急用電源切替箱断路器	燃料交換	動作可能であることを確認 ^{※5} する。	点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回	(65-12-5)	・メタクラ切替盤 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 ・SA電源切替盤	燃料交換	が動作可能であることを確認 ^{※5} する。	点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回	
第66条 (66-12-7)	・ガスタービン発電設備軽油タンク	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ^{※5} する。	点検前 ^{※4} その後、10日に1回						第65条 (65-12-6)	・ガスタービン発電機用軽油タンク	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、1週間に1回	【島根固有】 ・運用の相違（島根では、当該燃料が不足する場合の保全作業時の措置として、リスク増加抑制の観点から、他系統から燃料が補給できることを確認する）
											・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・点検対象外の非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が保安規定第60条で規定される必要量確保されていることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、1週間に1回	
												・ガスタービン発電機用軽油タンク	・タンクローリが動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※4} その後、1週間に1回	

【島根固有】
 ・運用の相違（島根では、当該燃料が不足する場合の保全作業時の措置として、リスク増加抑制の観点から、他系統から燃料が補給できることを確認する）

【島根固有】
 ・運用の相違（島根では、当該系統の保全により燃料の所要値を満足できないため、本表に記載）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考	
												閉の場合)			【柏崎刈羽との相違】 ・運用の相違（島根では、中央制御室退避室正圧化装置（空気ポンベ）は、待機除外期間に点検するため、記載不要）	
					第66条 (66-14-1)	・中央制御室退避室陽圧化装置（空気ポンベ）	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	・6号炉及び7号炉の中央制御室換気空調系1系列が動作可能であることを確認する。 ・カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室退避室の加圧ができることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、10日に1回							
					第66条 (66-15-1)	・モニタリングポスト用発電機	低温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前							【柏崎刈羽との相違】 ・設備の相違（柏崎はモニタリングポスト用発電機をSA設備としているが、島根は代替交流電源設備により給電する）
第66条 (66-16-1)					第66条 (66-16-1)	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、10日に1回	第65条 (65-16-1)					【柏崎刈羽との相違】 ・設備の相違（島根では、空気ポンベ加圧設備（空気ポンベ）は、待機除外期間に点検するため、記載不要）	
												・緊急時対策所 空気浄化装置操作盤	低温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前 ^{※4}	【島根固有】 ・設備の差異（島根では、当該設備は常時要求設備であるため、本表に記載）
												・差圧計	低温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前 ^{※4}	
					第66条 (66-16-2)	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）	運 転 起 動 高温停止 低温停止	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、10日に1回						【柏崎刈羽との相違】 ・設備の相違（島根では、緊急時対策所に陽圧化する待機場所	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
							燃料交換								がないため、記載不要） 【柏崎刈羽との相違】 ・運用の相違（島根では、代替所内電気設備からの給電が必要となる負荷が少ない「冷温停止」および「燃料交換」に限定する。
第66条 (66-16-2)	・緊急時対策用高圧 母線J系	冷温停止 燃料交換	・他の1系列について動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後、10日に1回	第66条 (66-16-3)	・交流分電盤 ・負荷変圧器	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前	第65条 (65-16-2)	・緊急時対策所 低圧 母線盤	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前 ^{※4}	
※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台 ^{※6} を起動し動作可能であることを確認する。 ※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。					※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動 及び 高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止 及び 燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台 ^{※7} を起動し動作可能であることを確認する。 ※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。					※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※5：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止および燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台 ^{※6} を起動し動作可能であることを確認する。 ※6：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（新燃料の貯蔵）</p> <p>第81条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>（2）貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）原子炉建屋クレーンまたは燃料交換機を使用すること。</p> <p>（4）貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>（5）2号炉について、使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。</p>	<p>（新燃料の貯蔵）</p> <p>第80条 燃料GMは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ただし、MOX燃料は、使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。</p> <p>（4）貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>（5）使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること（7号炉）。</p>	<p>（新燃料の貯蔵）</p> <p>第79条 課長（燃料技術）は、新燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>（1）新燃料貯蔵庫または燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>（2）貯蔵施設の目につきやすい箇所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）原子炉建物天井クレーンまたは燃料取替機を使用すること。</p> <p>（4）貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>（5）燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること（2号炉）。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第86条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、本編において照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）燃料交換機を使用すること。</p> <p>（4）使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>（5）使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>（6）2号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>表86</p> <table border="1" data-bbox="163 1507 920 1690"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>2号炉^{※1}、3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉の使用済燃料プールで4ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール	1号炉	2号炉 ^{※1} 、3号炉 ^{※1}	2号炉	2号炉	3号炉	3号炉	<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第85条 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）各号炉の使用済燃料を表85に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）燃料取替機を使用すること。</p> <p>（4）使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>（5）使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>（6）原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること（7号炉）。</p> <p>2. 燃料GMは、使用済燃料中間貯蔵施設で使用する貯蔵容器に使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）実用炉規則第89条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。</p> <p>（2）使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。</p> <p>3. 各GMは、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること（7号炉）。</p> <p>表85</p> <table border="1" data-bbox="964 1507 1706 1913"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉^{※1}、4号炉^{※1}、6号炉^{※1}又は7号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉^{※1}、4号炉^{※1}、6号炉^{※1}又は7号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> <tr> <td>5号炉</td> <td>3号炉^{※1}、4号炉^{※1}、5号炉、6号炉^{※1}又は7号炉^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール	1号炉	1号炉、3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1} 、6号炉 ^{※1} 又は7号炉 ^{※1}	2号炉	2号炉、3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1} 、6号炉 ^{※1} 又は7号炉 ^{※1}	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	5号炉	3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1} 、5号炉、6号炉 ^{※1} 又は7号炉 ^{※1}	<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第84条 課長（燃料技術）は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>（1）各号炉の使用済燃料を表84に定める燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）燃料プールの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）燃料取替機を使用すること。</p> <p>（4）燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>（5）使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>（6）原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること（2号炉）。</p> <p>2. 各課長は、燃料プール周辺に設置する設備について、燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること（2号炉）。</p> <p>表84</p> <table border="1" data-bbox="1751 1507 2493 1648"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な燃料プール	2号炉	2号炉	3号炉	3号炉	
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール																												
1号炉	2号炉 ^{※1} 、3号炉 ^{※1}																												
2号炉	2号炉																												
3号炉	3号炉																												
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール																												
1号炉	1号炉、3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1} 、6号炉 ^{※1} 又は7号炉 ^{※1}																												
2号炉	2号炉、3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1} 、6号炉 ^{※1} 又は7号炉 ^{※1}																												
3号炉	3号炉																												
4号炉	4号炉																												
5号炉	3号炉 ^{※1} 、4号炉 ^{※1} 、5号炉、6号炉 ^{※1} 又は7号炉 ^{※1}																												
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な燃料プール																												
2号炉	2号炉																												
3号炉	3号炉																												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
	6号炉	6号炉		
	7号炉	7号炉		
	※1：使用済燃料プールで35ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>（1）法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>（2）燃料交換機を使用すること。</p> <p>（3）使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>（4）収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>（5）2号炉について、原子炉建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、キャスクピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）は適用とならない。</p> <p>（1）容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>（2）法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>（3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>（4）車両を徐行させること。</p> <p>（5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>（6）容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、輸送物を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬す</p>	<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第86条 燃料GMは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>（1）法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>（2）燃料取替機を使用すること。</p> <p>（3）使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>（4）収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>（5）原子炉建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、キャスクピットゲートを閉止すること及び使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること（7号炉）。</p> <p>3. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）の適用を除く。</p> <p>（1）容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>（2）法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>（3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>（4）車両を徐行させること。</p> <p>（5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>（6）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 放射線管理GMは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項</p>	<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第84条の2 課長（燃料技術）は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>（1）法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>（2）燃料取替機を使用すること。</p> <p>（3）使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>（4）収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、使用済燃料輸送容器の収納条件に適合していること。</p> <p>（5）原子炉建物天井クレーンにより使用済燃料輸送容器を燃料プール上で取り扱う場合は、キャスク置場ゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること（2号炉）。</p> <p>3. 課長（燃料技術）は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）の適用を除く。</p> <p>（1）容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>（2）法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>（3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>（4）車両を徐行させること。</p> <p>（5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>（6）容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 課長（放射線管理）は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>7. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織以外の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>9. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理GMは、燃料GMが管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>7. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>8. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>9. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>10. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>7. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>9. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第107条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第107条</p> <p>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>1. 用語の定義</p> <p>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</p> <p>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</p> <p>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第106条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。</p> <p>1. 用語の定義</p> <p>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</p> <p>工事：補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</p> <p>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 所長は、「監視測定および分析基本要領」で定めた手順により、社達で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管</p>	<p>・TS-37 新規制基準適用後の施設管理について</p> <p>・平成22年6月15日付け「保安規定の変更命令について」（以下「保安規定変更命令」という。）の反映内容</p> <p>・保安規定変更命令の反映内容</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1.の施設管理目標を達成するため、3.より10.からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書ならびに設計及び工事計画（変更）認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 自主対策設備^{*1}（2号炉）</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：自主対策設備とは、「实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（2号炉）に該当することおよび</p>	<p>行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、2.の施設管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画（変更）認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(4) 自主対策設備^{*1}（7号炉）</p> <p>(5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：自主対策設備とは、「实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備（7号炉）に該当すること及び重要</p>	<p>理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、2.の施設管理目標を達成するため、4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画（<u>変更</u>）認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) <u>自主対策設備^{*1}（2号炉）</u></p> <p>(5) <u>炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u></p> <p>(6) <u>その他、自ら定める設備</u></p> <p>※1：自主対策設備とは、<u>技術基準規則の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p> <p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事の重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備（2号炉）に該当することおよび重</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報および運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（2号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等に基づき設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（2号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全</p>	<p>度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（7号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能並びに重大事故等対処設備（7号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>ii. 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ。）。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全</p>	<p>要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備（2号炉）の該当有無</u>、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>(c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに<u>重大事故等対処設備（2号炉）</u>に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(b) 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第19条から第76条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1 参照） b. 設計および工事の計画（6.2 参照） c. 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見</p>	<p>活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>ii. 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節（運転上の制限）第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（7.1 参照） b) 設計及び工事の計画（7.2 参照） c) 特別な保全計画（7.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b) 使用環境及び設置環境 c) 劣化、故障モード d) 機器の構造等の設計的知見</p>	<p>全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>(a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>(b) 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第19条から第74条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検の計画（7. 1 参照） b. 設計および工事の計画（7. 2 参照） c. 特別な保全計画（7. 3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①状態監視データの具体的採取方法</p> <p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断</p>	<p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①状態監視データの具体的採取方法</p> <p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判</p>	<p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>(c) 実施頻度</p> <p>(d) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①状態監視データの具体的採取方法</p> <p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※3}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※3：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事</p>	<p>断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統^及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法^及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか^又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物、系統^及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法^及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法^及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統^及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※3}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法^及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査の実施時期</p> <p>※3：事業者検査とは、点検^及び工事に伴うリリースのため、点検^及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査^及び第107条の5による定期事業者検査</p>	<p>適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※3}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※3：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5によ</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>6.2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※4：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう（以下、第119条において同じ。）。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を</p>	<p>をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構築物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を</p>	<p>る定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>7. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の可否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの可否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※4：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第119条（記録）において同じ。）</p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理および第107条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異</p>	<p>施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる</p>	<p>施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第106条の2による設計管理および第106条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、<u>定めたプロセス</u>に基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1) および (2) の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p>	<p>状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、<u>定めたプロセス</u>に基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1) 及び (2) の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p>	<p>異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、<u>定めたプロセス</u>に基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1) および (2) の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7. 1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果およびその根拠<u>ならびに</u>改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものかを示す図書および情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠<u>及び</u>必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果<u>及び</u>2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠<u>及び</u>改善内容について記録する。</p> <p>13. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統<u>及び</u>機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統<u>及び</u>機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統<u>及び</u>機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <u>組織</u>は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) <u>組織</u>は、11.の保全の有効性評価の結果および2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、<u>継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(2) <u>組織</u>は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>13. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育）</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容と見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p>（1）技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>（2）技術課長は、（1）の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>（3）各課長は、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。技術課長は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>（4）各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育）</p> <p>第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>（2）原子力人材育成センター所長は、（1）の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>（3）各GMは、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人材育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>（4）原子力人材育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育）</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力量および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1, 2, 3の実施方針に基づき作成し、原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部長（原子力管理）の承認を得る。</p> <p>（2）原子力人材育成センター所長は、（1）の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条（原子力発電保安委員会）第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>（3）各課長は、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人材育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長および電源事業本部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>（4）原子力人材育成センター所長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>・TS-23 教育訓練について</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が 行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要 な教育が表118の実施方針に基づいて実施されている ことを確認する。</p> <p>なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場 に適宜立ち会い、その結果を総務課長に報告する。</p> <p>ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従 い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能 を有しているものと認めた者については、該当する教育につ いて省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理 区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従 業員に対し、安全上必要な教育が表118の実施方針に基づ いて実施されていることを確認する。</p> <p>なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場 に適宜立ち会い、その結果を放射線管理課長に報告する。</p> <p>ただし、放射線管理課長が、所長により別途承認された基 準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識およ び技能を有しているものと認めた者については、該当する教 育について省略することができる。</p> <p>3. 発電管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補 助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する協力 企業従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、 「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教 育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主 任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を協力企業 が行う場合、毎年度、当該業務に従事する協力企業従業員に 対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の 業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めているこ とを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長 の承認を得る。</p> <p>5. 各課長は、火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が 行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要 な教育が表119の実施方針に基づいて実施されているこ とを確認する。</p> <p>なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場 に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の 全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているも のと認めた者については、該当する教育について省略するこ とができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内にお ける業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対 し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施 されていることを確認する。</p> <p>なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場 に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の 全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているも のと認めた者については、該当する教育について省略するこ とができる。</p> <p>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を 協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に 対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄 物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を 定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び 所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>4. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を 協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に 対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の 業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めているこ とを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を 得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>5. 各GMは、火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時</p>	<p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社 が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上 必要な教育が表118の実施方針に基づき実施されている ことを確認する。</p> <p>なお、総務課長は、教育の実施状況を確認するため、教育 現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、総務課長が、電源事業本部長（原子力管理）に よりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または 一部について、十分な知識および技能を有していると認めた 者については、該当する教育について省略することができ る。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、原子炉施設に関する作業のうち、 管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務 に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表1 18の実施方針に基づき実施されていることを確認する。</p> <p>なお、課長（放射線管理）は、教育の実施状況を確認する ため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、課長（放射線管理）が、電源事業本部長（原子 力管理）によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の 全部または一部について、十分な知識および技能を有してい ると認めた者については、該当する教育について省略するこ とができる。</p> <p>3. 課長（発電）は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補 助を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従 業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「放射 性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施 計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター 所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得 て、電源事業本部長（原子力管理）の承認を得る。</p> <p>4. 課長（発電）または課長（燃料技術）は、燃料取替に関す る業務の補助を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する 協力会社従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針の うち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計 画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所 長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得 て、電源事業本部長（原子力管理）の承認を得る。</p> <p>5. 各課長は、火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力企業が行う場合、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>6. 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。</p> <p>なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>6. 各GMは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。</p> <p>なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部長（原子力管理）の承認を得る。</p> <p>6. 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その実施結果を所長および電源事業本部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各課長が、電源事業本部長（原子力管理）によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：鳥根変更前（旧条文）からの変更箇所
u003cspan style="color:blue">○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

鳥根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	鳥根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																							
<p>所員への保安教育実施方針（総括表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安教育の内容</th> <th colspan="2">対象者と教育時間</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>対象者</th> <th>教育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入浴中に実施する教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> </tbody> </table>	保安教育の内容		対象者と教育時間		大分類	小分類	対象者	教育時間	入浴中に実施する教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	放射線業務従事者教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	その他教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	<p>所員への保安教育実施方針（総括表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安教育の内容</th> <th colspan="2">対象者と教育時間</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>対象者</th> <th>教育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入浴中に実施する教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> </tbody> </table>	保安教育の内容		対象者と教育時間		大分類	小分類	対象者	教育時間	入浴中に実施する教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	放射線業務従事者教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	その他教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	<p>所員への保安教育実施方針（総括表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安教育の内容</th> <th colspan="2">対象者と教育時間</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>対象者</th> <th>教育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入浴中に実施する教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他教育</td> <td>中分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> <tr> <td>小分類</td> <td>内 容</td> <td>実 施 時 間</td> </tr> </tbody> </table>	保安教育の内容		対象者と教育時間		大分類	小分類	対象者	教育時間	入浴中に実施する教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	放射線業務従事者教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	その他教育	中分類	内 容	実 施 時 間	小分類	内 容	実 施 時 間	<p>備考</p> <p>○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所</p>
保安教育の内容		対象者と教育時間																																																																																								
大分類	小分類	対象者	教育時間																																																																																							
入浴中に実施する教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
放射線業務従事者教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
その他教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
保安教育の内容		対象者と教育時間																																																																																								
大分類	小分類	対象者	教育時間																																																																																							
入浴中に実施する教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
放射線業務従事者教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
その他教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
保安教育の内容		対象者と教育時間																																																																																								
大分類	小分類	対象者	教育時間																																																																																							
入浴中に実施する教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
放射線業務従事者教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
その他教育	中分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
	小分類	内 容	実 施 時 間																																																																																							
<p>※1 各課長が、所長より実施要領された事項に対し、各所員の全部または一部について十分の知識及び技能を有しているものと認められた場合には、該当する教育については省略する。</p> <p>※2 各所員が、所長より実施要領された事項に対し、各所員の全部または一部について十分の知識及び技能を有しているものと認められた場合には、該当する教育については省略する。</p> <p>※3 重大事故防止および大規模事故発生時における原子炉施設保安規定の遵守に関する教育は、1回/年以上とする。</p>	<p>※1 各課長が、所長より実施要領された事項に対し、各所員の全部または一部について十分の知識及び技能を有しているものと認められた場合には、該当する教育については省略する。</p> <p>※2 各所員が、所長より実施要領された事項に対し、各所員の全部または一部について十分の知識及び技能を有しているものと認められた場合には、該当する教育については省略する。</p> <p>※3 重大事故防止および大規模事故発生時における原子炉施設保安規定の遵守に関する教育は、1回/年以上とする。</p>	<p>※1 各課長が、所長より実施要領された事項に対し、各所員の全部または一部について十分の知識及び技能を有しているものと認められた場合には、該当する教育については省略する。</p> <p>※2 各所員が、所長より実施要領された事項に対し、各所員の全部または一部について十分の知識及び技能を有しているものと認められた場合には、該当する教育については省略する。</p> <p>※3 重大事故防止および大規模事故発生時における原子炉施設保安規定の遵守に関する教育は、1回/年以上とする。</p>	<p>備考</p> <p>○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所</p>																																																																																							

表 117-1-1 保安教育実施方針（総括表）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）

Table with columns: 対象区分, 内容, 担当職員, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項. Includes details on radiation safety training for staff at the Onagawa Nuclear Power Plant.

○：全員が対象者
○：合符の教育時間

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）

Table with columns: 対象区分, 内容, 担当職員, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項. Includes details on radiation safety training for staff at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Unit 7.

○：全員が対象者
○：合符の教育時間

島根原子力発電所 2号炉

Table with columns: 対象区分, 内容, 担当職員, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項, 実施要項. Includes details on radiation safety training for staff at the Shimane Nuclear Power Plant Unit 2.

○：全員が対象者
○：合符の教育時間

備考

※1：原簿（放射線管理）が、電源事業本部が、（原子力管理）によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の教育を実施していることと認められる場合は、該当する教育については、該当する教育については、備考欄に記載すること。
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

表117-2（保安教育実施方針（放射線業務従事者教育））

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
br/>
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>所員への保安教育実施方針（運転員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安教育の内容</th> <th rowspan="2">実施方法</th> <th colspan="4">対象者</th> <th rowspan="2">実施回数</th> </tr> <tr> <th>運転員</th> <th>運転員以外</th> <th>運転員以外</th> <th>運転員以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安教育の目的</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の範囲</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の科目</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の時間</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の場所</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の担当者</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の記録</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の評価</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の費用</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の報告</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の改善</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> </tbody> </table>		保安教育の内容	実施方法	対象者				実施回数	運転員	運転員以外	運転員以外	運転員以外	保安教育の目的	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の範囲	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の科目	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の時間	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の場所	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の担当者	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の記録	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の評価	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の費用	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の報告	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の改善	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	<p>所員への保安教育実施方針（運転員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安教育の内容</th> <th rowspan="2">実施方法</th> <th colspan="4">対象者</th> <th rowspan="2">実施回数</th> </tr> <tr> <th>運転員</th> <th>運転員以外</th> <th>運転員以外</th> <th>運転員以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安教育の目的</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の範囲</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の科目</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の時間</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の場所</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の担当者</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の記録</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の評価</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の費用</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の報告</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の改善</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> </tbody> </table>		保安教育の内容	実施方法	対象者				実施回数	運転員	運転員以外	運転員以外	運転員以外	保安教育の目的	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の範囲	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の科目	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の時間	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の場所	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の担当者	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の記録	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の評価	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の費用	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の報告	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の改善	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	<p>所員への保安教育実施方針（運転員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保安教育の内容</th> <th rowspan="2">実施方法</th> <th colspan="4">対象者</th> <th rowspan="2">実施回数</th> </tr> <tr> <th>運転員</th> <th>運転員以外</th> <th>運転員以外</th> <th>運転員以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安教育の目的</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の範囲</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の科目</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の時間</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の場所</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の担当者</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の記録</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の評価</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の費用</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の報告</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> <tr> <td>保安教育の改善</td> <td>所員への保安教育を実施すること</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3年間で3回以上</td> </tr> </tbody> </table>		保安教育の内容	実施方法	対象者				実施回数	運転員	運転員以外	運転員以外	運転員以外	保安教育の目的	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の範囲	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の科目	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の時間	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の場所	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の担当者	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の記録	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の評価	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の費用	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の報告	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	保安教育の改善	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上	<p>備考</p> <p>○：対象者の対象者 ×：教育の対象外</p>
保安教育の内容	実施方法			対象者					実施回数																																																																																																																																																																																																																																																																					
		運転員	運転員以外	運転員以外	運転員以外																																																																																																																																																																																																																																																																									
保安教育の目的	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の範囲	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の科目	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の時間	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の場所	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の担当者	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の記録	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の評価	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の費用	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の報告	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の改善	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の内容	実施方法	対象者				実施回数																																																																																																																																																																																																																																																																								
		運転員	運転員以外	運転員以外	運転員以外																																																																																																																																																																																																																																																																									
保安教育の目的	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の範囲	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の科目	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の時間	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の場所	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の担当者	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の記録	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の評価	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の費用	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の報告	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の改善	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の内容	実施方法	対象者				実施回数																																																																																																																																																																																																																																																																								
		運転員	運転員以外	運転員以外	運転員以外																																																																																																																																																																																																																																																																									
保安教育の目的	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の範囲	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の科目	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の時間	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の場所	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の担当者	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の記録	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の評価	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の費用	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の報告	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
保安教育の改善	所員への保安教育を実施すること	○	○	○	○	3年間で3回以上																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>表1117-3（保安教育実施方針（運転員））</p>		<p>表1117-3（保安教育実施方針（運転員））</p>		<p>表1117-3（保安教育実施方針（運転員））</p>		<p>表1117-3（保安教育実施方針（運転員））</p>																																																																																																																																																																																																																																																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

Main comparison table with columns for 'Daikoku Nuclear Power Plant (2023.2.25 Implementation)', 'Kashiwa Ryohei Nuclear Power Plant No. 7 Reactor (2020.11.9 Implementation)', and 'Shimane Nuclear Power Plant No. 2 Reactor'. It includes detailed safety regulations and a 'Remarks' column.

保安教育実施方針（協力企業）

Table detailing safety education content, including sections for 'Safety Education Content' and 'Implementation Schedule'.

保安教育実施方針（協力企業）

Table detailing safety education content for the Kashiwa Ryohei Nuclear Power Plant, including implementation details and specific training topics.

表118（保安教育実施方針（協力会社））

Table 118: Safety Education Implementation Policy (Cooperating Company). This table compares safety education policies between the Daikoku and Shimane nuclear power plants.

※1：総務部長が、電源事業本部長（原子力管理）によりあらかじめ承認された基準に依り、各項目の全部または一部について十分な...
※2：各項目が実施されている旨を報告し、同等以上の水準を維持している旨を報告すること。
※3：課長（放射線管理）が、電源事業本部長（原子力管理）よりあらかじめ承認された基準に依り、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると思ふ場合には、該当する教育について省略することができる。

○：実質的な相違あり
×：実質的な相違なし
△：記載表現、記載箇所、名称等の相違
○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

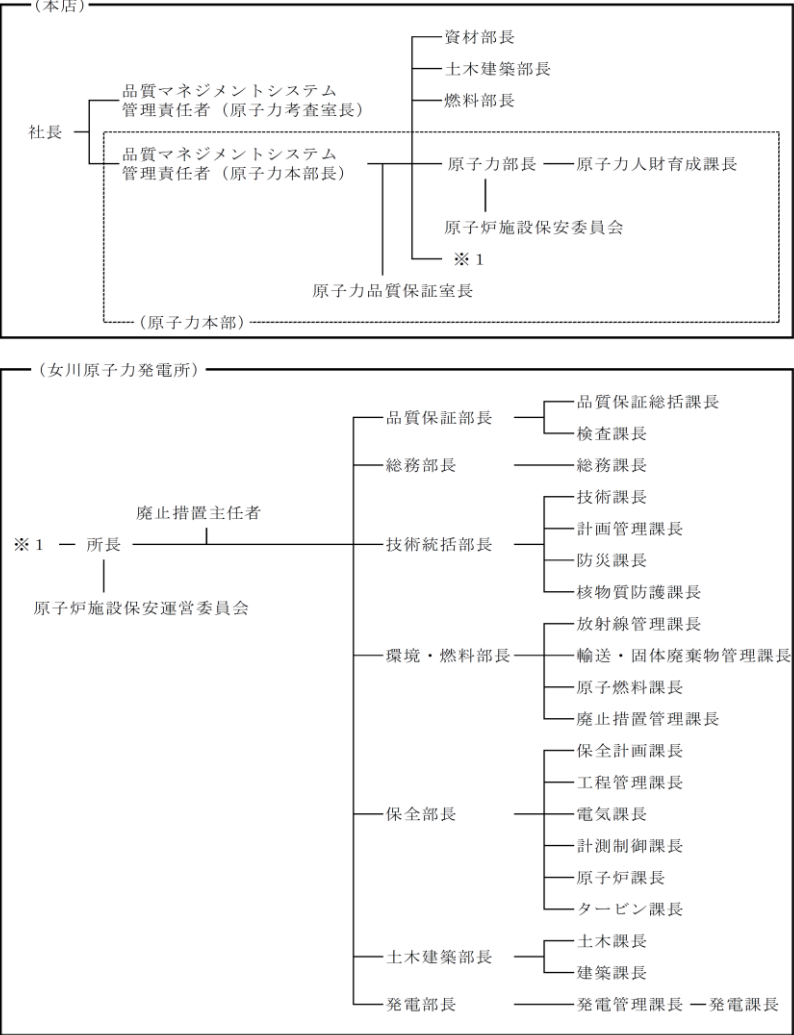
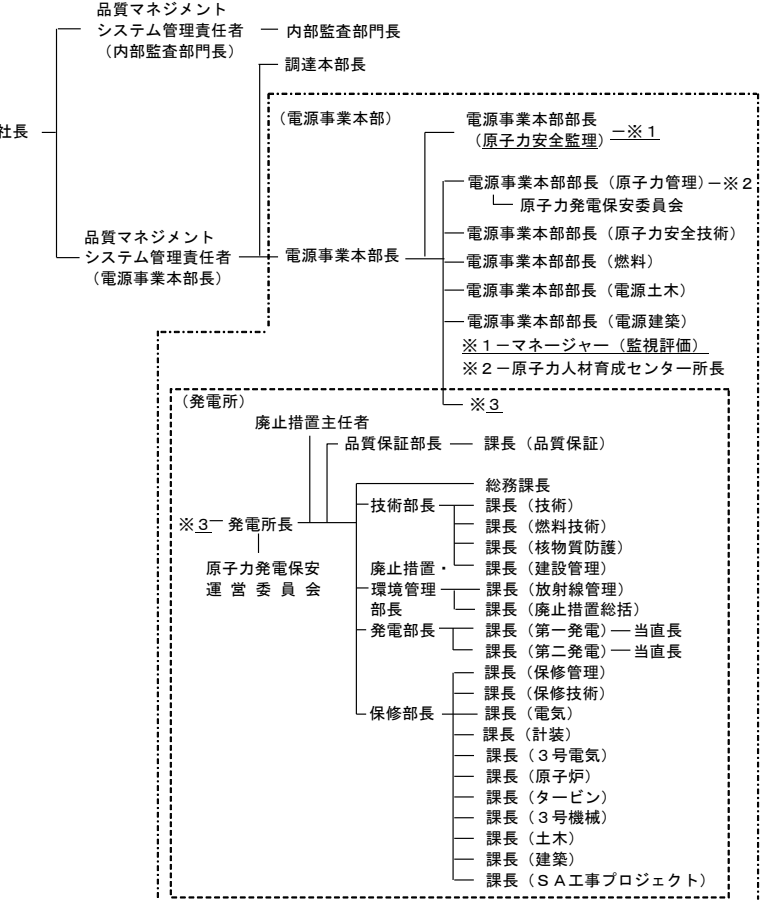
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
なし	なし	<p>（安全文化の育成および維持）</p> <p>第124条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>（1）社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>（2）社長は、第三者の視点から健全な安全文化を育成し、および維持する活動に対する提言を受けするため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。</p> <p>（3）電源事業本部長は、「原子力安全文化育成・維持基本要領」を定め、健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動（内部監査部門の活動を除く。）を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）に対する提言を受け。</p> <p>（4）電源事業本部長は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の実施状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受け。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長（第127条（保安に関する職務）第1項（4）から（10）および第2項（1）に定める職位）へ健全な安全文化を育成し、および維持する活動に反映することを指示する。</p> <p>（5）第126条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化育成・維持基本要領」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>（6）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>（7）内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（8）内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>（9）内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>TS-87 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全文化の育成および維持に関して、明示する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>（保安に関する組織）</p> <p>第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。</p> <p>図204 発電所の保安に関する組織図</p> 	<p>なし</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>（保安に関する組織）</p> <p>第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p> 	<p>・組織構造の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>（2）原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>（3）原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p> <p>（4）原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>（5）資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>（6）土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p>	<p>なし</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第127条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>（2）電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織（内部監査部門を除く。）における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（3）内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（4）調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>（5）電源事業本部長（原子力安全監理）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>（6）電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所</p>	<p>・組織構造および役割分担の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力人材育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</p>		<p>における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。)を統括する。</p> <p>(7) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 電源事業本部部长（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 電源事業本部部长（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>(10) 電源事業本部部长（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(11) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) マネージャー（監視評価）は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況（内部監査部門の活動を除く。）の監視評価に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 廃止措置管理課長は、廃止措置管理の総括および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(20) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(21) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(25) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く）の施設管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(26) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行</p>		<p>(9) 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(10) 課長（燃料技術）は、燃料の管理および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(11) 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 課長（廃止措置総括）は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 課長（第一発電）は、原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(15) 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>(16) 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに火災発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(17) 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち保全計画に関する業務を行う。</p> <p>(18) 課長（電気）は、原子炉施設のうち電気設備の改造工事、保修および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(19) 課長（計装）は、原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事、保修および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(20) 課長（原子炉）は、原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事、保修および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長（タービン）は、原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事、保修および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事、保修および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事、保修および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>う。</p> <p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第203条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく核燃料物質による汚染の除去・汚染状況の調査およびその他第307条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事（以下、本編において「廃止措置工事」という。）をいう。</p>		<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 第2項(7)から(23)に定める職位（第2項(15)の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー（監視評価）は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（建設管理）、課長（第二発電）、課長（3号電気）、課長（3号機械）および課長（SA工事プロジェクト）は、第1編第5条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2) 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第1項(12)および(13)、第2項(7)から(23)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー（監視評価）の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、第125条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>4. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第141条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第217条の9 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合、重大事故※¹に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）または大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、本編において「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>（1）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>（3）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：本条における重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>なし</p>	<p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第139条 課長（技術）は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合、重大事故※¹に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。</p> <p>（1）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>（3）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行い、所管する部長の確認（総務課長を除く。）を受けて、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、評価の結果について技術部長の確認、所長の承認を得て必要な措置を講じる。</p> <p>※1：「重大事故」とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第289条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>（1）放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>（2）復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表289-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 発電課長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表289-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表289-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>表289-1</p> <table border="1" data-bbox="163 1050 697 1186"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）</td> <td>7.4×10⁹ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表289-2</p> <table border="1" data-bbox="163 1323 697 1417"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>7.4×10¹² Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値※1	放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10 ⁹ Bq/年	項目	放出管理の基準値※1	トリチウム	7.4×10 ¹² Bq/年	<p>なし</p>	<p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第154条 課長（第一発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>（1）放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>（2）復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長（第一発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="1765 1050 2300 1186"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）</td> <td>7.4×10¹⁰Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="1765 1323 2300 1417"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>7.4×10¹²Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10 ¹⁰ Bq/年※1	項目	放出管理の基準値	トリチウム	7.4×10 ¹² Bq/年※1	<p>・体制および条番号の相違であり実質的な相違なし</p> <p>・設置許可で記載した値の相違であり実質的な相違なし</p>
項目	放出管理目標値※1																		
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10 ⁹ Bq/年																		
項目	放出管理の基準値※1																		
トリチウム	7.4×10 ¹² Bq/年																		
項目	放出管理目標値																		
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10 ¹⁰ Bq/年※1																		
項目	放出管理の基準値																		
トリチウム	7.4×10 ¹² Bq/年※1																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
表289-3										表154-3					・名称および条番号の相違であり実質的な相違なし
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所						分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・再生純水タンク						放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンブルタンク ・シャワドレンタンク	
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回								トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>附則（年月日原規規発第号） （施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の6（資機材等の整備（2号炉））、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 本規定施行の際、添付1-4のうち、管理区域全体図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」および管理区域図2-④（2号炉のサプレッションプール水貯蔵タンク）中の管理区域を汚染のおそれのない管理区域とする変更については、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日から適用する。また、添付1-4のうち、管理区域全体図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」の削除、管理区域図2-④（2号炉のサプレッションプール水貯蔵タンク）の削除および添付1-5の保全区域図中の</p>	<p>附則（令和年月日原規規発第号） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>附則（令和年月日原規規発第号） （施行期日）</p> <p>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付4 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階、2号タービン建物2階、2号廃棄物処理建物1階」および「図28. 屋外配管トレンチ（1）」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>TS-64 保安規定の施行期日について</p> <p>【島根固有】 ・変更条文の相違</p> <p>【島根固有】 ・変更条文の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」の削除については、2号炉のサプレッションプール水貯蔵タンクの解体撤去工事が完了し、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日から適用する。</p> <p>4. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>5. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電設備とみなすことができる。</p>	<p>3. 1号炉から6号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>4. 第62条及び第63条は、1号炉、5号炉及び6号炉の蓄電池に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>5. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p>	<p>5. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、<u>原子炉への燃料の装荷は行わない。</u></p>	<p>【島根固有】 ・変更条文の相違</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・変更条文の相違</p> <p>【島根固有】 ・変更条文の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付 1-1 原子炉がスクラムした場合の 運転操作手順 （第 78 条関連）</p>	<p>添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転 操作基準 （第 77 条関連）</p>	<p>添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転 操作基準 （第 76 条関連）</p>	<p>TS-41 保安規定と手 順との関連</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																													
<p>原子炉がスクラムした場合の運転操作手順（2号炉）</p> <p>炉心は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作手順について定める。</p> <p>なお、この操作手順を使用する際には、発電課長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</p> <p>また、添付1-3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」の重大事故等の発生および拡大防止に必要な措置の運用手順等に示された各操作手順については、その対応手段等に該当した場合に使用する。</p>	<p>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準（7号炉）</p> <p>炉心は、原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持すること及び発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作基準について定める。</p> <p>なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</p> <p>また、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」の重大事故等の発生及び拡大防止に必要な措置の運用手順等に示された各操作手順については、その対応手段等に該当した場合に使用する。</p>	<p>〔2号炉〕</p> <p>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</p> <p>炉心は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作基準を定める。</p> <p>なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。</p> <p>また、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」の重大事故等の発生および拡大防止に必要な措置の運用手順等に示された各操作手順については、その対応手段等に該当した場合に使用する。</p>																																																																																																																																																																																														
<p>事象発生</p> <p>第14条で定めるマニュアルに基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="278 1155 783 1743"> <caption>原子炉がスクラムした場合の運転操作手順</caption> <thead> <tr> <th>各制御番号および名称</th> <th>添付1-1表番号</th> <th>添付1-3表番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 原子炉制御</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) スクラム</td><td>1</td><td>二</td></tr> <tr><td>(2) 反応度制御</td><td>2</td><td>1, 2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(3) 水位確保</td><td>3</td><td>2, 4</td></tr> <tr><td>(4) 減圧冷却</td><td>4</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>2 一次格納容器制御*</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 格納容器圧力制御</td><td>5</td><td>2, 3, 4, 5, 6</td></tr> <tr><td>(2) ドライウェル温度制御</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>(3) サプレッションプール温度制御</td><td>7</td><td>6</td></tr> <tr><td>(4) サプレッションプール水位制御</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>(5) 格納容器水素濃度制御</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>3 二次格納容器制御*</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 原子炉建屋制御</td><td>10</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(2) 使用済燃料プール水位・温度制御</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>4 不測事態</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 水位回復</td><td>12</td><td>2, 4</td></tr> <tr><td>(2) 急速減圧</td><td>13</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(3) 水位不明</td><td>14</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>5 電源制御</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 電源回復</td><td>15</td><td>5, 14, 16</td></tr> </tbody> </table> <p>※原子炉スクラムする前から導入される場合がある</p> <p>事象整定</p>	各制御番号および名称	添付1-1表番号	添付1-3表番号	1 原子炉制御	二	二	(1) スクラム	1	二	(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4	(3) 水位確保	3	2, 4	(4) 減圧冷却	4	2, 3, 4	2 一次格納容器制御*	二	二	(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6	(2) ドライウェル温度制御	6	6	(3) サプレッションプール温度制御	7	6	(4) サプレッションプール水位制御	8	6	(5) 格納容器水素濃度制御	9	6	3 二次格納容器制御*	二	二	(1) 原子炉建屋制御	10	2, 3, 4	(2) 使用済燃料プール水位・温度制御	11	11	4 不測事態	二	二	(1) 水位回復	12	2, 4	(2) 急速減圧	13	2, 3, 4	(3) 水位不明	14	2, 3, 4	5 電源制御	二	二	(1) 電源回復	15	5, 14, 16	<p>事象発生</p> <p>第14条に定めるマニュアルに基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="1092 1134 1573 1743"> <caption>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</caption> <p>※原子炉スクラムする前から導入される場合がある。</p> <thead> <tr> <th>各制御番号および名称</th> <th>添付1表番号</th> <th>添付3表番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 原子炉制御</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) スクラム</td><td>1</td><td>—</td></tr> <tr><td>(2) 反応度制御</td><td>2</td><td>1, 2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(3) 水位確保</td><td>3</td><td>2, 4</td></tr> <tr><td>(4) 減圧冷却</td><td>4</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>2 一次格納容器制御*</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 格納容器圧力制御</td><td>5</td><td>2, 3, 4, 5, 6</td></tr> <tr><td>(2) ドライウェル温度制御</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>(3) サプレッションプール温度制御</td><td>7</td><td>6</td></tr> <tr><td>(4) サプレッションプール水位制御</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>(5) 格納容器水素濃度制御</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>3 二次格納容器制御*</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 原子炉建屋制御</td><td>10</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(2) 使用済燃料プール水位・温度制御</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>4 不測事態</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 水位回復</td><td>12</td><td>2, 4</td></tr> <tr><td>(2) 急速減圧</td><td>13</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(3) 水位不明</td><td>14</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>5 電源制御</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>(1) 交流/直流電源供給回復</td><td>15</td><td>5, 14, 16</td></tr> </tbody> </table> <p>事象整定</p>	各制御番号および名称	添付1表番号	添付3表番号	1 原子炉制御	—	—	(1) スクラム	1	—	(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4	(3) 水位確保	3	2, 4	(4) 減圧冷却	4	2, 3, 4	2 一次格納容器制御*	—	—	(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6	(2) ドライウェル温度制御	6	6	(3) サプレッションプール温度制御	7	6	(4) サプレッションプール水位制御	8	6	(5) 格納容器水素濃度制御	9	6	3 二次格納容器制御*	—	—	(1) 原子炉建屋制御	10	2, 3, 4	(2) 使用済燃料プール水位・温度制御	11	11	4 不測事態	—	—	(1) 水位回復	12	2, 4	(2) 急速減圧	13	2, 3, 4	(3) 水位不明	14	2, 3, 4	5 電源制御	—	—	(1) 交流/直流電源供給回復	15	5, 14, 16	<p>事象発生</p> <p>第14条に定める要領に基づく対応</p> <table border="1" data-bbox="1816 1134 2415 1743"> <caption>原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</caption> <p>※原子炉スクラムする前から導入される場合がある。</p> <thead> <tr> <th>各制御番号および名称</th> <th>添付1表番号</th> <th>添付3表番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 原子炉制御</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) スクラム</td><td>1</td><td>二</td></tr> <tr><td>(2) 反応度制御</td><td>2</td><td>1, 2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(3) 水位確保</td><td>3</td><td>2, 4</td></tr> <tr><td>(4) 減圧冷却</td><td>4</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>2 一次格納容器制御*</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 格納容器圧力制御</td><td>5</td><td>2, 3, 4, 5, 6</td></tr> <tr><td>(2) ドライウェル温度制御</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>(3) サプレッションチェンバ温度制御</td><td>7</td><td>6</td></tr> <tr><td>(4) サプレッションチェンバ水位制御</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>(5) 格納容器水素濃度制御</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>3 二次格納容器制御*</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 二次格納施設制御</td><td>10</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(2) 燃料プール水位・温度制御</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>4 不測事態</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 水位回復</td><td>12</td><td>2, 4</td></tr> <tr><td>(2) 急速減圧</td><td>13</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>(3) 水位不明</td><td>14</td><td>2, 3, 4</td></tr> <tr><td>5 電源制御</td><td>二</td><td>二</td></tr> <tr><td>(1) 交流/直流電源供給回復</td><td>15</td><td>5, 14, 16</td></tr> </tbody> </table> <p>事象整定</p>	各制御番号および名称	添付1表番号	添付3表番号	1 原子炉制御	二	二	(1) スクラム	1	二	(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4	(3) 水位確保	3	2, 4	(4) 減圧冷却	4	2, 3, 4	2 一次格納容器制御*	二	二	(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6	(2) ドライウェル温度制御	6	6	(3) サプレッションチェンバ温度制御	7	6	(4) サプレッションチェンバ水位制御	8	6	(5) 格納容器水素濃度制御	9	6	3 二次格納容器制御*	二	二	(1) 二次格納施設制御	10	2, 3, 4	(2) 燃料プール水位・温度制御	11	11	4 不測事態	二	二	(1) 水位回復	12	2, 4	(2) 急速減圧	13	2, 3, 4	(3) 水位不明	14	2, 3, 4	5 電源制御	二	二	(1) 交流/直流電源供給回復	15	5, 14, 16	
各制御番号および名称	添付1-1表番号	添付1-3表番号																																																																																																																																																																																														
1 原子炉制御	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) スクラム	1	二																																																																																																																																																																																														
(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(3) 水位確保	3	2, 4																																																																																																																																																																																														
(4) 減圧冷却	4	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
2 一次格納容器制御*	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6																																																																																																																																																																																														
(2) ドライウェル温度制御	6	6																																																																																																																																																																																														
(3) サプレッションプール温度制御	7	6																																																																																																																																																																																														
(4) サプレッションプール水位制御	8	6																																																																																																																																																																																														
(5) 格納容器水素濃度制御	9	6																																																																																																																																																																																														
3 二次格納容器制御*	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 原子炉建屋制御	10	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(2) 使用済燃料プール水位・温度制御	11	11																																																																																																																																																																																														
4 不測事態	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 水位回復	12	2, 4																																																																																																																																																																																														
(2) 急速減圧	13	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(3) 水位不明	14	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
5 電源制御	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 電源回復	15	5, 14, 16																																																																																																																																																																																														
各制御番号および名称	添付1表番号	添付3表番号																																																																																																																																																																																														
1 原子炉制御	—	—																																																																																																																																																																																														
(1) スクラム	1	—																																																																																																																																																																																														
(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(3) 水位確保	3	2, 4																																																																																																																																																																																														
(4) 減圧冷却	4	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
2 一次格納容器制御*	—	—																																																																																																																																																																																														
(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6																																																																																																																																																																																														
(2) ドライウェル温度制御	6	6																																																																																																																																																																																														
(3) サプレッションプール温度制御	7	6																																																																																																																																																																																														
(4) サプレッションプール水位制御	8	6																																																																																																																																																																																														
(5) 格納容器水素濃度制御	9	6																																																																																																																																																																																														
3 二次格納容器制御*	—	—																																																																																																																																																																																														
(1) 原子炉建屋制御	10	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(2) 使用済燃料プール水位・温度制御	11	11																																																																																																																																																																																														
4 不測事態	—	—																																																																																																																																																																																														
(1) 水位回復	12	2, 4																																																																																																																																																																																														
(2) 急速減圧	13	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(3) 水位不明	14	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
5 電源制御	—	—																																																																																																																																																																																														
(1) 交流/直流電源供給回復	15	5, 14, 16																																																																																																																																																																																														
各制御番号および名称	添付1表番号	添付3表番号																																																																																																																																																																																														
1 原子炉制御	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) スクラム	1	二																																																																																																																																																																																														
(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(3) 水位確保	3	2, 4																																																																																																																																																																																														
(4) 減圧冷却	4	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
2 一次格納容器制御*	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6																																																																																																																																																																																														
(2) ドライウェル温度制御	6	6																																																																																																																																																																																														
(3) サプレッションチェンバ温度制御	7	6																																																																																																																																																																																														
(4) サプレッションチェンバ水位制御	8	6																																																																																																																																																																																														
(5) 格納容器水素濃度制御	9	6																																																																																																																																																																																														
3 二次格納容器制御*	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 二次格納施設制御	10	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(2) 燃料プール水位・温度制御	11	11																																																																																																																																																																																														
4 不測事態	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 水位回復	12	2, 4																																																																																																																																																																																														
(2) 急速減圧	13	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
(3) 水位不明	14	2, 3, 4																																																																																																																																																																																														
5 電源制御	二	二																																																																																																																																																																																														
(1) 交流/直流電源供給回復	15	5, 14, 16																																																																																																																																																																																														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、発電課長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用交流電源および非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機[*]、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器によりシステムの健全性および注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該システムを必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が</p>	<p>また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用交流電源及び非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器によりシステムの健全性及び注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該システムを必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁</p>	<p>また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合は、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は、直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器によりシステムの健全性および注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動的に作動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該システムを必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号または原子炉棟隔離信号が発生した場合は、当該隔離弁が自動作動したことを確認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号または原子炉棟隔離信号が発生したにもかかわらず、当該隔離弁が自動作動しない場合は手動で</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p> <p>※：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。特に断りがない場合は以下、本添付において同様とする。</p>	<p>が自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>	<p>全閉することを試みる。また、格納容器隔離弁または原子炉棟給排気隔離弁が自動作動する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、当該隔離弁が自動作動しない場合は、直ちに手動で全閉する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁または原子炉棟給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表 1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 一次および二次格納容器制御への導入条件を監視する（原子炉がスクラムしない場合を含む。）。 <table border="1" data-bbox="163 655 920 835"> <tr> <td data-bbox="163 655 647 835">②導入条件</td> <td data-bbox="647 655 920 835">③脱出条件</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 </td> <td></td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に 行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、一次格納容器制御より優先される。ただし、一次格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と一次格納容器制御を並行して行う。 二次格納容器制御「<u>原子炉建屋制御</u>」から要求される操作は原子炉制御「スクラム」と二次格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>原子炉自動スクラム</u>」警報の発信を確認する。 	②導入条件	③脱出条件	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 		<p>〔7号炉〕</p> <p>表 1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 一次及び二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <table border="1" data-bbox="964 655 1715 835"> <tr> <td data-bbox="964 655 1430 835">②導入条件</td> <td data-bbox="1430 655 1715 835">③脱出条件</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 </td> <td></td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に 行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、一次格納容器制御より優先される。ただし、一次格納容器が損傷する恐れがある場合は原子炉制御「スクラム」と一次格納容器制御を並行して行う。 二次格納容器制御「<u>原子炉建屋制御</u>」から要求される操作は原子炉制御「スクラム」と二次格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の全制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要警報「スクラム」の発信を確認する。 	②導入条件	③脱出条件	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 		<p>表 1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 一次および二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <table border="1" data-bbox="1751 655 2493 835"> <tr> <td data-bbox="1751 655 2217 835">②導入条件</td> <td data-bbox="2217 655 2493 835">③脱出条件</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 </td> <td></td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に 行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、一次格納容器制御より優先される。ただし、一次格納容器が損傷する恐れがある場合は原子炉制御「スクラム」と一次格納容器制御を並行して行う。 二次格納容器制御「<u>二次格納施設制御</u>」から要求される操作は原子炉制御「スクラム」と二次格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の全制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>自動スクラム</u>」警報の発信を確認する。 	②導入条件	③脱出条件	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 		<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は同ページの後段に記載 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同ページの前段に記載
②導入条件	③脱出条件														
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 															
②導入条件	③脱出条件														
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 															
②導入条件	③脱出条件														
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合、代替制御棒挿入機能を動作させる。 全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本を超える場合、「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 全制御棒が全挿入位置まで挿入された場合または全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下の場合、原子炉水位、原子炉圧力、スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖および原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 平均出力領域モニタおよび起動領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し[*]、電動駆動給水ポンプおよび給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（主復水器を含む。）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要）。 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の運転状態を確認する。 給復水系、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系により原 	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラム及び代替制御棒挿入機能の動作を行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置であること確認し、全挿入位置を確認できない場合に同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が未挿入であることを確認し、確認できない場合は原子炉制御「反応度制御」へ移行する。また、原子炉制御「反応度制御」に移行した場合は、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ運転状態及び速度を確認する。 平均出力領域モニタ、起動領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプの自動停止を確認し、電動駆動給水ポンプ及び給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要） 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原 	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域計装の指示を確認する。 スクラム排出水容器ドレン弁、ベント弁の全閉を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムおよび代替制御棒挿入機能の動作を行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置であることを確認し、全挿入位置を確認できない場合に1本のみ制御棒が未挿入であることを確認し、確認できない場合は原子炉制御「反応度制御」に移行する。また、原子炉制御「反応度制御」に移行した場合は、原子炉水位制御も原子炉制御「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ運転状態および速度を確認する。 中性子源領域計装検出器および中間領域計装検出器を炉心内に挿入する。 平均出力領域計装、中性子源領域計装および中間領域計装により、原子炉未臨界を確認する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合は、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し、電動駆動給水ポンプおよび給水制御系（一要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要） 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系、原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系または 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はスクラム排出水容器を設置（女川は後段に記載） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は手動スクラムと同時に実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は前段に記載 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は中性子源領域計装および中間領域計装を設置しており、検出時に検出器の挿入操作が必要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は本手順において

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 ※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合または主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合は、一次格納容器制御「サプレッションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、主復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 原子炉圧力がタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。 	<p>子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、消防車の出動を要請し、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合は、一次格納容器制御「サプレッションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開し、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合は、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 原子炉圧力がタービンバイパス弁又は主蒸気逃がし安全弁により原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力まで 	<p>制御棒駆動水圧系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、大量送水車の接続を要請し、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合は、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合または復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を全閉し、原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合は、一次格納容器制御「サプレッションチェンバ温度制御」に移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合は、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。なお、復水器が使用可能である場合は、主蒸気ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサプレッションチェンバの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサプレッションチェンバ冷却を行う。 原子炉圧力をタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力まで減圧し、原子 	<p>て重大事故等対処設備を使用しない運用</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は本手順において重大事故等対処設備を使用しない運用

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</p> <p>D. タービン・電源</p> <p>・原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることおよびタービン自動トリップを確認する。</p> <p>・タービントリップ状態および発電機トリップ状態を確認する。</p> <p>・所内電源系が確保されていることを確認する。</p> <p>・直流電源が確保されない場合は、「電源回復（直流電源復旧）」へ移行する。</p> <p>・起動変圧器から受電されていない場合、「電源回復（交流電源復旧）」へ移行する。</p> <p>・非常用母線が正常であることを確認する。正常でない場合、「電源回復」へ移行する。</p> <p>・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器およびグランドシールの切替により主復水器真空度を維持する。</p> <p>・原子炉圧力制御が正常でない場合または主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。</p> <p>・タービンおよび発電機の停止状態を確認する。</p> <p>E. モニタ確認</p> <p>・各種放射線モニタの指示を確認する。</p> <p>・各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。</p> <p>F. 復旧</p> <p>・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。</p> <p>・格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。</p> <p>・原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。</p> <p>・格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。</p>	<p>減圧し、原子炉隔離時冷却系を停止する。</p> <p>・原子炉圧力を残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下まで減圧し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</p> <p>D. タービン・電源</p> <p>・原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要。）</p> <p>・タービントリップ状態及び発電機トリップ状態を確認する。</p> <p>・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部又は全部が確保されない場合は、「交流／直流電源供給回復」へ移行する。</p> <p>・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器及びグランドシールの切替により復水器真空度を維持する。</p> <p>・原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。</p> <p>・タービン、発電機の停止状態を確認する。</p> <p>E. モニタ確認</p> <p>・各種放射線モニタの指示を確認する。</p> <p>・各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合は、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。</p> <p>F. 復旧</p> <p>・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。</p> <p>・格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。</p> <p>・原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。</p> <p>・格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。</p>	<p>炉隔離時冷却系を停止する。</p> <p>・原子炉圧力を残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下まで減圧し、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</p> <p>D. タービン・電源</p> <p>・原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要。）</p> <p>・タービントリップ状態、発電機トリップ状態を確認する。</p> <p>・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部または全部が確保されない場合は、「交流／直流電源供給回復」に移行する。</p> <p>・主蒸気隔離弁が開の場合は、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器およびグランドシールの切替により復水器真空度を維持する。</p> <p>・原子炉圧力制御が正常でない場合または復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を全閉し原子炉を隔離する。</p> <p>・タービン、発電機の停止状態を確認する。</p> <p>E. モニタ確認</p> <p>・各種放射線モニタの指示を確認する。</p> <p>・各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合は、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。</p> <p>F. 復旧</p> <p>・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。</p> <p>・格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。</p> <p>・原子炉圧力等の主要パラメータが安定していることを確認する。</p> <p>・格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・女川は表4「減圧冷却」にて実施する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止している場合、原子炉水位を原子炉水位高タービントリップ設定値以上で維持する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 一次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する（原子炉がスクラムしない場合を含む。）。 <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次格納容器制御への導入条件を監視する（原子炉がスクラムしない場合を含む。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉減圧する。 スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 一次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉棟空調換気系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 主蒸気隔離弁が閉している場合は、開可能であれば均圧後、主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉を減圧する。 原子炉スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止した場合は、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 一次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は表4「減圧冷却」にて実施する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違であり、島根は従前から再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを再起動する運用

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。 <table border="1" data-bbox="160 520 914 877"> <tr> <td data-bbox="160 520 448 877"> ②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合 </td> <td data-bbox="448 520 914 877"> ③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となり、ほう酸水注入系が停止している場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションプールの健全性を維持する。 「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」の順に優先させる。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒が全挿入位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作および水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 原子炉再循環ポンプを停止する。 自動減圧系作動阻止スイッチにより自動減圧系の動作を阻止する。 <p>B. ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系を起動する。 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 全量注入完了後、ほう酸水注入系を停止する。ただし、全制御棒 	②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となり、ほう酸水注入系が停止している場合	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。 <table border="1" data-bbox="949 520 1703 877"> <tr> <td data-bbox="949 520 1267 877"> ②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本を超える制御棒が挿入されていない場合 </td> <td data-bbox="1267 520 1703 877"> ③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションプールの健全性を維持する。 「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」の順に優先させる。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されず、同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本を超える制御棒が挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作及び水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 タービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。 自動減圧系自動起動を阻止し、自動減圧系の動作を阻止する。 <p>B. ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系を起動する。 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸 	②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本を超える制御棒が挿入されていない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。 <table border="1" data-bbox="1733 520 2493 877"> <tr> <td data-bbox="1733 520 2050 877"> ②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において1本を超える制御棒が挿入されていない場合 </td> <td data-bbox="2050 520 2493 877"> ③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・全挿入でない制御棒が1本以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションチェンパの健全性を維持する。 「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」の順に優先させる。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 反応度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が挿入されていない場合は、原子炉制御「反応度制御」の「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」、「圧力」を並行操作する。 原子炉が隔離していない場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、原子炉が隔離している場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。 自動減圧系自動起動を阻止し、自動減圧系の動作を阻止する。 <p>B. ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> ほう酸水注入系を起動する。 原子炉浄化系が隔離したことを確認する。 ほう酸水注入系を起動した場合は、全量注入完了までほう酸水を 	②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において1本を超える制御棒が挿入されていない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・全挿入でない制御棒が1本以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となり、ほう酸水注入系が停止している場合								
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本を超える制御棒が挿入されていない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合								
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において1本を超える制御棒が挿入されていない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合 ・全挿入でない制御棒が1本以下まで挿入され、ほう酸水注入系が停止している場合								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合もしくは全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となった場合は、ほう酸水注入系を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未臨界を確認する。 <p>C. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、または原子炉が隔離状態の場合「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる（原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上で維持する。）。 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、原子炉出力が中性子束振動発生防止値以下となるよう水位維持操作を行う（原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位以上を目標として維持する。）。 ほう酸水が全量注入完了し原子炉が未臨界となった場合は、原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、給復水系、非常用炉心冷却系、 	<p>水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 スクラム不能異常過渡事象発生時、原子炉出力高判定値以上の場合又は原子炉出力高判定未満の場合でかつ主蒸気隔離弁が閉の場合、「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。（原子炉水位の下限値は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。） 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合は、原子炉出力が中性子束振動発生防止値以下となるよう水位維持操作を行う。（原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。） 原子炉を減圧することにより高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持可能な場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開して、原子炉を減圧し非常用炉心冷却系の注水流量を増加し、原子炉水位を高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開しても、原子炉水位を高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維 	<p>注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合ならびに全挿入でない制御棒が1本のみとなった場合は、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合は、「反応度制御」水位不明および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 スクラム不能異常過渡事象発生時、原子炉が隔離状態の場合、「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで原子炉水位を低下させる。（原子炉水位の下限値は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。） 原子炉が隔離状態でない場合は、原子炉出力が中性子束振動発生防止値以下となるよう水位維持操作を行う。（原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値と原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。） 原子炉を減圧することによりスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持可能な場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開して原子炉を減圧し、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を数弁開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はタービンバイパス弁容量が大きいため、原子炉が隔離状態でなければ原子炉出力の高低にかかわらず格納容器への蒸気流出は起こらないため、水位低下操作は不要 【島根固有】 目標値の相違であり、島根は中性子束振動防止のため、炉出力 20% 以下を目標に L-3 を下限に設定 【女川との相違】 女川はほう酸水注入系停止後の水位目標を明記 【島根固有】 目標値の相違であり、島根は ATWS 解析の目標水位を設定

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動後、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放し、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持する。</p> <p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、選択制御棒手動挿入、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切、スクラムテストスイッチによるシングルロッドスクラムまたは制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、手動スクラム、代替制御棒挿入機能の動作またはスクラムテストスイッチによるシングルロッドスクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。 	<p>持できない場合には、低圧で原子炉に注水可能な系統※又は低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系、制御棒駆動水圧系を起動し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放し、原子炉水位を高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心注水系B系、高圧炉心注水系C系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムテストスイッチ、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、再度手動スクラム又は代替制御棒挿入機能等によるスクラムを行う。 個々の制御棒の電動挿入を行う。 	<p>以上に維持できない場合は、低圧で原子炉に注水可能な系統※または低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系、制御棒駆動水圧系を起動し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合は、代替制御棒挿入機能の動作、選択制御棒手動挿入、スクラムテストスイッチによる個別スクラム、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切または制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合は、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高トリップリセットを確認し、再度手動スクラムまたは代替制御棒挿入機能等によるスクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標値の相違であり、島根はATWS解析の目標水位を設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> BWR-5 に制御棒の電動挿入機能はない

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>E. 圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ほう酸水全量注入完了後、<u>原子炉未臨界を確認し</u>、原子炉圧力を<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>の使用可能圧力未満まで低下させ、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>を起動する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合もしくは全挿入位置まで挿入されていない制御棒が1本以下となった場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 給復水系、非常用炉心冷却系、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、<u>ろ過水系</u>）を追加起動する。 主蒸気隔離弁、<u>格納容器隔離弁</u>および主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時冷却系および<u>原子炉冷却材浄化系</u>の隔離弁を閉鎖する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」<u>原子炉水位不明</u>操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上を維持できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開にして、原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 	<p>E. 圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁又はタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ほう酸水全量注入完了後、全制御棒を全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されるまで、原子炉圧力を<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>の使用可能圧力未満まで低下させ、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>を起動する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合又は<u>同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が挿入された</u>場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 制御棒が原子炉出力高温未臨界パターン以上まで挿入されている場合には、主蒸気隔離弁、<u>格納容器隔離弁</u>及び主蒸気管ドレン弁、並びに原子炉隔離時冷却系及び<u>原子炉冷却材浄化系</u>の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。 制御棒が原子炉出力高温未臨界パターンまで挿入されていない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」<u>原子炉水位不明</u>操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、<u>高圧炉心注水系</u>、<u>低圧注水系</u>、又は<u>低圧代替注水系（常設）</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>消火系</u>を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 <p>原子炉出力6%未満の場合、ほう酸水注入系を起動30分経過後、ほう酸水注入系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系による注水とする。</p>	<p>E. 圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ほう酸水全量注入完了後、全制御棒を全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されるまで、原子炉圧力を<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>の使用可能圧力以下まで低下させ、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>を起動する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合または全挿入でない制御棒が1本のみとなった場合は、不測事態「水位不明」に移行する。 制御棒が原子炉出力高温未臨界パターン以上まで挿入されている場合には、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁ならびに<u>原子炉隔離時冷却系および原子炉浄化系</u>の隔離弁を全閉し、「満水注入」を行う。 制御棒が原子炉出力高温未臨界パターンまで挿入されていない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」水位不明操作時必要弁数開して原子炉を減圧し、給復水系、<u>制御棒駆動水圧系</u>、<u>高圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧注水系</u>、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>、<u>復水輸送系</u>、<u>消火系</u>を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 <p>原子炉出力8%未満の場合、ほう酸水注入系を起動35分経過後、ほう酸水注入系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系による注水とする。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一水圧制御ユニットに属する制御棒は1本のみ <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は原子炉圧力の状況に応じて水位制御を行うが、島根は制御棒の挿入割合により対応操作が異なる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は原子炉圧力の状況に応じて水位制御を行うが、島根は制御棒の挿入割合により対応操作が異なる。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表3</p> <p>1. 原子炉制御 (3) 水位確保</p> <p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。</p> <table border="1" data-bbox="163 436 914 1150"> <tr> <td data-bbox="163 436 706 1150"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上^緑に維持できない場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し水位が判明している^緑場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 </td> <td data-bbox="715 436 914 1150"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 作動すべきものが不作動の場合は、手動で作動させる。 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系^緑または^緑高压代替注水系^緑を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できず^緑原子炉水位が降下中^緑の場合^緑であって、給復水系および非常用炉心冷 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上^緑に維持できない場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し水位が判明している^緑場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合 	<p>表3</p> <p>1. 原子炉制御 (3) 水位確保</p> <p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。</p> <table border="1" data-bbox="961 436 1712 1150"> <tr> <td data-bbox="961 436 1522 1150"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションプール圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 </td> <td data-bbox="1531 436 1712 1150"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位、原子炉圧力^緑及び格納容器隔離、並びに非常用炉心冷却系^緑及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 作動すべきものが不作動の場合は、手動で作動させる。 <p>B. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系、^緑高压代替注水系、^緑低压代替注水系（常設）、^緑低压代替注水系（可搬型）、^緑消火系^緑又は制御棒駆動水圧系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、^緑消防車の出動^緑を要請する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションプール圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合 	<p>表3</p> <p>1. 原子炉制御 (3) 水位確保</p> <p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。</p> <table border="1" data-bbox="1754 436 2504 1150"> <tr> <td data-bbox="1754 436 2315 1150"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において^緑原子炉水位が^緑原子炉水位低スクラム設定値から^緑原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない^緑場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションチェンバ圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、^緑水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である^緑場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 </td> <td data-bbox="2323 436 2504 1150"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が^緑原子炉水位低スクラム設定値から^緑原子炉水位高タービントリップ設定^緑値の間に維持でき^緑る場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位、原子炉圧力、格納容器隔離^緑ならびに非常用炉心冷却系^緑および非常用ディーゼル発電機の作動を確認する。 作動すべきものが不作動の場合は、手動で作動させる。 <p>B. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系、^緑高压原子炉代替注水系、^緑低压原子炉代替注水系（常設）、^緑復水輸送系、^緑消火系^緑または^緑低压原子炉代替注水系（可搬型）、^緑制御棒駆動水圧系^緑を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に^緑回復^緑、維持できない場合は、^緑大量送水車の接続^緑を要請する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において^緑原子炉水位が^緑原子炉水位低スクラム設定値から^緑原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない^緑場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションチェンバ圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、^緑水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である^緑場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が^緑原子炉水位低スクラム設定値から^緑原子炉水位高タービントリップ設定^緑値の間に維持でき^緑る場合 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は復水輸送系を^緑低压代替注水系（常設）とし、^緑島根は^緑低压原子炉代替注水系（常設）^緑を新設【女川との相違】
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上^緑に維持できない場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し水位が判明している^緑場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションプール圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において^緑原子炉水位が^緑原子炉水位低スクラム設定値から^緑原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない^緑場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションチェンバ圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、^緑水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である^緑場合 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が^緑原子炉水位低スクラム設定値から^緑原子炉水位高タービントリップ設定^緑値の間に維持でき^緑る場合 								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>却系が起動せず、原子炉隔離時冷却系または高压代替注水系により原子炉水位の維持ができない場合は、<u>低压代替注水系（低压代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>、<u>低压代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低压代替注水系（常設）（直流駆動低压注水系ポンプ）</u>、<u>ろ過水系</u>）を起動し、不測事態「急速減圧」に移行する。<u>低压代替注水系が起動できない場合は、不測事態「水位回復」に移行する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続した場合は、<u>低压代替注水系（常設）2台以上又は低压代替注水系（可搬型）</u>と消火系から<u>2系統以上</u>による原子炉注水の準備を行い不測事態「急速減圧」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給復水系および非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続した場合は、<u>低压原子炉代替注水系（常設）1系統以上または復水輸送系、消火系、低压原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上</u>による原子炉注水の準備を行い不測事態「急速減圧」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根は大量送水車の準備時間を考慮し、事前に接続依頼をする。 【島根固有】 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 【島根固有】 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を<u>低压代替注水系（常設）</u>とし、島根は<u>低压原子炉代替注水系（常設）</u>を新設 【女川との相違】 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、<u>低压注水設備として期待していない。</u> 直流駆動低压注水系ポンプは女川固有の設備

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合 またはタービンバイパス弁もしくは主蒸気逃がし安全弁を使用して原子炉圧力の調整および監視ができる場合 原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 一次格納容器制御「サプレッションプール水温制御」において、手動スクラム後、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力が 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率およびサプレッションプール水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サプレッションプール水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サプレッションプール水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 水位と減圧を並行操作する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系 または高圧代 	<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合 原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 「サプレッションプール水温制御」において、手動スクラム後、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 「サプレッションプール水位制御」において、手動スクラムした場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力が 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率及びサプレッションプール水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サプレッションプール水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サプレッションプール水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 水位と減圧を並行操作する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系 又は高圧代替 	<p>表 4</p> <p>1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態かつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合 一次格納容器制御「サプレッションチェンバ温度制御」において、手動スクラム後、サプレッションチェンバ水温がサプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 一次格納容器制御「サプレッションチェンバ水位制御」において、手動スクラムした場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力が 残留熱除去系原子炉停止時冷却モード の使用可能圧力以下で、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード を起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合は、原子炉冷却材温度変化率およびサプレッションチェンバ水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サプレッションチェンバ水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サプレッションチェンバ水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサプレッションチェンバ冷却を行う。 「水位」と「減圧」を並行操作する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁を使用して原子炉圧力の調整および監視ができる場合の操作を原子炉制御「スクラム」にて実施 <p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>替注水系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 注水系統が原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみ場合、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系定格流量維持最低圧力以上に維持する。 主復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。なお、主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。 主復水器が使用不能であり、かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外でサプレッションプール冷却が実施されている場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 主復水器が使用不能であり、かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系を停止し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<p>注水系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系による原子炉注水ができない場合、注水系統が原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系のみの場合は、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 復水器が使用不能であり、かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 復水器が使用不能であり、かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<p>冷却系、<u>高圧原子炉代替注水系</u>を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系による原子炉注水ができない場合に、注水系統が原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系のみの場合は、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 復水器が使用可能である場合は、タービンバイパス弁等による減圧を行う。なお、主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。 復水器が使用不能であり、かつサプレッションチェンバ水温がサプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 復水器が使用不能であり、かつサプレッションチェンバ水温がサプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 原子炉圧力が残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下の場合、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが起動できない場合は、復旧を図る。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根は注水手段として制御棒駆動水圧系も明記 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はサプレッションプール冷却の実施の有無にかかわらず運転禁止範囲外にて減圧する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱除去系起動前に蒸気駆動注水系を停止する運用としていない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表5</p> <p>2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御</p> <p>①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="163 430 905 871"> <tr> <td data-bbox="163 430 460 871"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 </td> <td data-bbox="468 430 905 871"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、<u>ドライウエル内温度が66℃以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>サプレッションプール圧力</u>を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、<u>格納容器設計圧力</u>に達する前に原子炉を急速減圧する。 ・<u>サプレッションプール圧力</u>を格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、<u>格納容器最高使用圧力を超える</u>場合は格納容器ベントを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一次格納容器内</u>で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルスプレイおよびサプレッションプールスプレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 格納容器圧力制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、<u>ドライウエル内温度が66℃以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 	<p>表5</p> <p>2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御</p> <p>①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="955 430 1697 871"> <tr> <td data-bbox="955 430 1252 871"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 </td> <td data-bbox="1261 430 1697 871"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、<u>ドライウエル温度が66℃以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、<u>サプレッションプール圧力</u>が設計基準事故時最高圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、<u>格納容器最高使用圧力を超える</u>場合は格納容器ベントを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一次格納容器内</u>で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 格納容器圧力制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたこと 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、<u>ドライウエル温度が66℃以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 	<p>表5</p> <p>2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御</p> <p>①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1748 430 2490 871"> <tr> <td data-bbox="1748 430 2044 871"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ・<u>不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</u> </td> <td data-bbox="2053 430 2490 871"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、<u>ドライウエル局所温度が温度高警報設定値以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、<u>サプレッションチェンバ圧力</u>が設計基準事故時最高圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、<u>サプレッションチェンバ水位が「格納容器圧力制御」外部注水制限値に到達または格納容器代替スプレイ失敗の場合</u>は、格納容器ベントを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>格納容器内</u>で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合は、ドライウエルスプレイおよびサプレッションチェンバスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、<u>炉心再冠水後速やかに</u>ドライウエルスプレイおよびサプレッションチェンバスプレイを起動する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 格納容器圧力制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉がスクラムしたこと 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ・<u>不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</u> 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、<u>ドライウエル局所温度が温度高警報設定値以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は外部注水制限値到達した場合、または格納容器代替スプレイ失敗の場合、格納容器圧力・温度を制御する手段がなくなるため、格納容器ベントを実施 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABWRは大LOCA事象でも有効燃料頂部以上を維持できるが、BWRは燃料露出後再冠水することについて島根は明記
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、<u>ドライウエル内温度が66℃以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、<u>ドライウエル温度が66℃以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ・<u>不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</u> 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、<u>ドライウエル局所温度が温度高警報設定値以下</u>で、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系C系により原子炉水位を有効炉心長の3分の2に相当する水位以上に維持可能であることを確認した後に、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールスプレイを起動する。また、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明となった場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・サプレッションプール圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合は、サプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上かつ設計基準事故時最高圧力未満の状態が24時間継続した場合またはサプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上の場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以上の場合、ドライウエル代替スプレイを間欠で実施する。なお、サプレッションプール水位が外部水源注水量限界に到達した場合、ドライウエル代替スプレイを停止する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合、格納容器ベント準備を行う。 <p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力に達した場合、かつドライウエルスプレイまたはサプレッションプールスプレイおよびドライウエル代替スプレイを起動できない場合、「急速減 	<p>を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、高圧炉心注水系、低圧注水系A系、原子炉隔離時冷却系による原子炉水位維持を確認した後に、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。また、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・サプレッションプール圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に達した場合は、サプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力が圧力制限条件以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイとして起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。 <p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションプール圧力が格納容器圧力制限値に達した場合は、「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁が開しているか、又は電動駆動給水ポンプ、高圧炉心注水系が原子炉 	<p>とを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、格納容器冷却系として作動させる低圧注水系以外の非常用炉心冷却系の継続的作動を確認した後に、ドライウエルスプレイおよびサプレッションチェンバスプレイを作動させる。また、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・サプレッションチェンバ圧力が非常用炉心冷却系作動圧力になった場合は、サプレッションチェンバスプレイを作動させる。 ・サプレッションチェンバ圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上かつ設計基準事故時最高圧力未満の状態が24時間継続した場合、またはサプレッションチェンバ圧力が設計基準事故時最高圧力以上の場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル冷却機を停止し、ドライウエルスプレイおよびサプレッションチェンバスプレイを作動させる。 ・サプレッションチェンバ圧力が設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。また、格納容器ベント準備を行う。 ・サプレッションチェンバ圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイおよびサプレッションチェンバスプレイとして起動し、格納容器を減圧するとともに「原子炉満水」操作を行う。また、ドライウエルスプレイおよびサプレッションチェンバスプレイが起動できない場合は、格納容器代替スプレイを間欠で行う。 <p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションチェンバ圧力が格納容器圧力制限値に達した場合は、「急速減圧」時必要最少弁数以上の主蒸気逃がし安全弁を開いた後、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁ならびに原子炉隔離時 	<p>備考</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の大LOCA事象はPLR配管破断であることから、再冠水後は有効炉心長の3分の2の水位で安定する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は規定値到達かつLOCA判断で即スプレイを実施する運用 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は中央制御室で操作できない場合の現場操作時間を考慮し、設計基準事故時最高圧力をベント準備の判断基準としている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はスプレイ操作と原子炉満水操作を

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>「圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁を開し、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。</p> <p>・給復水系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、ろ過水系）、制御棒駆動水圧系またはほう酸水注入系*による原子炉注水を行う。</p> <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <p>・サプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力に到達した場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施</p>	<p>注水可能な場合は主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。</p> <p>・給復水系、非常用炉心冷却系、<u>低圧代替注水系（常設）</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。</p> <p>・サプレッションプール圧力が格納容器圧力制限値以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。</p> <p>・サプレッションプール圧力が格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <p>・サプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施す</p>	<p>冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を全閉する。</p> <p>・給復水系、非常用炉心冷却系、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>、<u>復水輸送系</u>、消火系、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>または制御棒駆動水圧系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増やして、原子炉水位をできるだけ高く維持する。</p> <p>・サプレッションチェンバ圧力を格納容器圧力制限値以下に維持できる場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <p>・サプレッションチェンバ水位が「格納容器圧力制御」外部注水制限値に到達または格納容器代替スプレイ失敗の場合は、炉心損傷</p>	<p>並行して実施する運用</p> <p>【島根固有】</p> <p>・柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。</p> <p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根は中央制御室で操作できない場合の現場操作時間を考慮し、設計基準事故時最高圧力をベント準備の判断基準としている。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は外部注水制限値に到達した場合、</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サプレッションプール側フィルタベントラインを優先する。サプレッションプール側が使用できない場合は、ドライウエル側フィルタベントラインを使用する。フィルタベントラインが使用できない場合は、サプレッションプール側耐圧ベントラインを優先する。サプレッションプール側が使用できない場合は、ドライウエル側耐圧ベントラインを使用する。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サプレッションプール側フィルターベントラインを優先して使用し、サプレッションプール水位が高い場合は、ドライウエル側フィルターベントラインを使用する。フィルターベントラインが使用出来ない場合は、サプレッションプール側耐圧ベントラインを優先して使用し、サプレッションプール水位が高い場合は、ドライウエル側耐圧ベントラインを使用する。 	<p>がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器ベントは、サプレッションチェンバ側フィルタベントラインを優先して使用し、サプレッションチェンバ側フィルタベントラインが使用できない場合は、ドライウエル側フィルタベントラインを使用する。フィルタベントラインが使用できない場合は、サプレッションチェンバ側耐圧強化ベントラインを優先して使用し、サプレッションチェンバ側耐圧強化ベントラインが使用できない場合は、ドライウエル側耐圧強化ベントラインを使用する。 	<p>または格納容器代替スプレイ失敗の場合、格納容器圧力・温度を制御する手がなくなるため、格納容器ベントを実施</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表6</p> <p>2. 一次格納容器制御 （2）ドライウエル温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。 <table border="1" data-bbox="160 430 914 924"> <tr> <td data-bbox="160 430 537 924"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 </td> <td data-bbox="537 430 914 924"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル空間温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合、原子炉手動スクラムする。 ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達したら、ドライウエルスプレイを起動する。 ・ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度以上またはドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合は、予備のドライウエル空調機を運転する。 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上かつ主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度未満の場合、通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度以上かつドライウエル設計温度未満の場合、手動スクラムする。 ・ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度に到達し、ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 	<p>表6</p> <p>2. 一次格納容器制御 （2）ドライウエル温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。 <table border="1" data-bbox="949 430 1703 924"> <tr> <td data-bbox="949 430 1326 924"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 </td> <td data-bbox="1326 430 1703 924"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満維持可能となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル空間温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合は、ドライウエルスプレイを起動する。 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値の飽和温度に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度、又はドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウエル換気空調系を運転し、原子炉補機冷却水系温度調節弁を全開し、復水器を延命する措置を行う。 ・ドライウエル空間温度の上昇抑制を行ってもドライウエル局所温度の上昇が継続する場合は、通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合は、手動スクラムし、ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。ドライウエルスプレイが起動しない場合は、不測事態 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満維持可能となった場合 	<p>表6</p> <p>2. 一次格納容器制御 （2）ドライウエル温度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。 <table border="1" data-bbox="1739 430 2493 924"> <tr> <td data-bbox="1739 430 2116 924"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 ・<u>不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</u> </td> <td data-bbox="2116 430 2493 924"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満維持可能となった場合 ・<u>ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達し、手動スクラムした場合</u> </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達する前に、ドライウエルスプレイを起動する。 ・ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・<u>原子炉制御「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。</u> <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点、またはドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウエル冷却機を運転する。 ・<u>ドライウエル空間温度の上昇抑制を行ってもドライウエル局所温度の上昇が継続する場合は</u>、通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合は、手動スクラムし、ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル冷却機を停止し、ドライウエルスプレイを起動する。<u>また、ドライウエルスプレイが起動できない場合は</u>、格 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 ・<u>不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</u> 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満維持可能となった場合 ・<u>ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達し、手動スクラムした場合</u> 	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件およびスクラムにおける脱出条件を明記 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は操作内容として⑤主な監視操作内容に記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はドライウエル設計温度を超える前にドライウエルへの放出エネルギーを抑え、格納容器健全性の維持を目的として設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉補機冷却水系に温度調節弁がない。
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却系戻り温度が通常運転時制限温度未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満維持可能となった場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合 ・<u>不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</u> 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点未満維持可能で、かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満維持可能となった場合 ・<u>ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達し、手動スクラムした場合</u> 								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>レイを起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエルスプレイが起動失敗し、ドライウエル設計温度に到達した場合、ドライウエル代替スプレイを間欠で実施する。なお、サプレッションプール水位が外部水源注水量限界に到達した場合、ドライウエル代替スプレイを停止する。 ・ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度以下に維持できないようであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウエル局所温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>「急速減圧」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル局所温度がドライウエル圧力高スクラム設定値の飽和温度以下に維持できないようであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p><u>格納容器代替スプレイを間欠で行う。格納容器代替スプレイが作動しない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウエル空間温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はスプレイ操作目安を明記 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はドライウエル設計温度を超える前にドライウエルへの放出エネルギーを抑え、格納容器健全性の維持を目的として設定

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表7</p> <p>2. 一次格納容器制御 (3) サプレッションプール温度制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプールの水温および空間部温度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="163 478 914 1192"> <tr> <td data-bbox="163 478 552 1192"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプール水の平均温度が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 </td> <td data-bbox="552 478 914 1192"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水の平均温度が通常運転時制限温度未満となった場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール水温およびサプレッションプール空間部局所温度が通常運転時制限温度を超え、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションプールの冷却を開始する。 サプレッションプール水温の上昇抑制を行っても、サプレッションプール水温の上昇が継続したら、手動スクラムし、サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプール水の平均温度が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水の平均温度が通常運転時制限温度未満となった場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 	<p>表7</p> <p>2. 一次格納容器制御 (3) サプレッションプール温度制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプールの水温及び空間部温度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="952 478 1703 1192"> <tr> <td data-bbox="952 478 1341 1192"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールプレイ起動温度以上の場合 </td> <td data-bbox="1341 478 1703 1192"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温の上昇が停止した場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合、又はサプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部局所温度の上昇が停止した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール水温及びサプレッションプール空間部局所温度が通常運転時制限温度を超え、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションプールの冷却を開始し、原子炉補機冷却水系温度調節弁を全開する。 サプレッションプール水温の上昇抑制を行っても、サプレッションプール水温の上昇が継続したら、手動スクラムし、サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールプレイ起動温度以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温の上昇が停止した場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合、又はサプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部局所温度の上昇が停止した場合 	<p>表7</p> <p>2. 一次格納容器制御 (3) サプレッションチェンバ温度制御</p> <p>①目的 ・サプレッションチェンバの水温および空間部温度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1742 478 2493 1192"> <tr> <td data-bbox="1742 478 2131 1192"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションチェンバ空間部局所温度がサプレッションチェンバプレイ起動温度以上の場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 </td> <td data-bbox="2131 478 2493 1192"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションチェンバのバルク水温の上昇が停止した場合 サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合、またはサプレッションチェンバ空間部局所温度がサプレッションチェンバプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 サプレッションチェンバ空間部局所温度の上昇が停止した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションチェンバ水温およびサプレッションチェンバ空間部局所温度が通常運転時制限温度を超え、各制御を実施しても上昇を継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションチェンバ水温</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションチェンバ水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションチェンバの冷却を開始する。 サプレッションチェンバ水温の上昇抑制を行っても、サプレッションチェンバ水温の上昇が継続したら、手動スクラムし、サプレッションチェンバ水温を確認する。サプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」に移行し、サプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」に移行する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションチェンバ空間部局所温度がサプレッションチェンバプレイ起動温度以上の場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションチェンバのバルク水温の上昇が停止した場合 サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合、またはサプレッションチェンバ空間部局所温度がサプレッションチェンバプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 サプレッションチェンバ空間部局所温度の上昇が停止した場合 	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉補機冷却水系の温度調節弁がない
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプール水の平均温度が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水の平均温度が通常運転時制限温度未満となった場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールプレイ起動温度以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温の上昇が停止した場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合、又はサプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部局所温度の上昇が停止した場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションチェンバ空間部局所温度がサプレッションチェンバプレイ起動温度以上の場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションチェンバのバルク水温の上昇が停止した場合 サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度を超えて手動スクラムした場合、またはサプレッションチェンバ空間部局所温度がサプレッションチェンバプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 サプレッションチェンバ空間部局所温度の上昇が停止した場合 								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・サブレーションプール水温が 80℃に到達した場合、高圧炉心スプレイ系の水源切替えを行う。</p> <p>B. サブレーションプール空間部温度制御</p> <p>・サブレーションプール空間部温度が温度高警報設定点まで上昇した場合は、サブレーションプールのスプレイを作動させる。</p> <p>・サブレーションプール空間部局所温度の上昇抑制を行っても、サブレーションプール空間部局所温度が温度高警報設定値未満に維持できない場合は、手動スクラムする。サブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>B. サブレーションプール空間部温度制御</p> <p>・サブレーションプール空間部局所温度がサブレーションプールのスプレイ起動温度まで上昇したらサブレーションスプレイを作動させ、原子炉補機冷却水系温度調節弁を全開する。</p> <p>・サブレーションプール空間部局所温度の上昇抑制を行っても、サブレーションプール空間部局所温度の上昇が継続した場合は、手動スクラムする。サブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サブレーションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>B. サブレーションチェンバ空間部温度</p> <p>・サブレーションチェンバ空間部局所温度がサブレーションチェンバスプレイ起動温度まで上昇したら、サブレーションチェンバスプレイを実施する。</p> <p>・サブレーションチェンバ空間部局所温度の上昇抑制を行っても、サブレーションチェンバ空間部局所温度の上昇が継続した場合は、手動スクラムする。サブレーションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」に移行し、サブレーションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」に移行する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・女川は高圧炉心スプレイ系の水源切替え基準を明記</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根は原子炉補機冷却水系の温度調節弁がない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表8</p> <p>2. 一次格納容器制御 (4) サプレッションプール水位制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプール水位を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="163 430 911 745"> <tr> <td data-bbox="163 430 477 745"> ②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 </td> <td data-bbox="483 430 911 745"> ③脱出条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点からサプレッションプール水位上昇を抑制する措置を行っても通常運転時高水位限界値以上が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点から、通常運転時高水位限界値以上でドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションプール低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点からサプレッションプール水位低下を抑制する措置を行っても通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。また、急速減圧へ移行するサプレッションプール水位以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. サプレッションプール水位制御（高水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以下に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位上昇を抑制する措置を行ってもサプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には、手動スクラムする。</p>	②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合	<p>表8</p> <p>2. 一次格納容器制御 (4) サプレッションプール水位制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプール水位を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="958 430 1706 745"> <tr> <td data-bbox="958 430 1273 745"> ②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 </td> <td data-bbox="1279 430 1706 745"> ③脱出条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値又は通常運転時低水位制限値を超えて手動スクラムした場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点からサプレッションプール水位上昇を抑制する措置を行っても通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限及び真空破壊弁機能喪失防止の観点から、通常運転時高水位限界値以上でドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションプール低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点からサプレッションプール水位低下を抑制する措置を行っても通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。また、ベント管凝縮限界値以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. サプレッションプール水位制御（高水位） ・サプレッションプール水位上昇を抑制する措置を行ってもサプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上が継続する場合には、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。</p>	②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値又は通常運転時低水位制限値を超えて手動スクラムした場合	<p>表8</p> <p>2. 一次格納容器制御 (4) サプレッションチェンバ水位制御</p> <p>①目的 ・サプレッションチェンバ水位を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1742 430 2490 745"> <tr> <td data-bbox="1742 430 2056 745"> ②導入条件 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 </td> <td data-bbox="2062 430 2490 745"> ③脱出条件 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値または通常運転時低水位制限値を超えてスクラムした場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションチェンバ高水位は、原子炉冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から、サプレッションチェンバ水位を抑制する措置を行っても通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。さらにそれ以上の水位では、主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点から、通常運転時高水位限界値以上でドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションチェンバ低水位は、原子炉冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点からサプレッションチェンバ水位低下を抑制する措置を行っても通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、減圧を開始する。また、ベント管凝縮限界値以下になった場合には、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. サプレッションチェンバ水位制御（高水位） ・サプレッションチェンバ水位上昇を抑制する措置を行ってもサプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値以上が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」に移行する。</p>	②導入条件 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値または通常運転時低水位制限値を超えてスクラムした場合	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は通常運転時制限値を超えている場合、脱出しない運用 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断基準値の相違
②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合								
②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値又は通常運転時低水位制限値を超えて手動スクラムした場合								
②導入条件 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位制限値または通常運転時低水位制限値を超えてスクラムした場合								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ サプレッションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位-0.2mに到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウェルスプレイを作動させない。 ・ サプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 <p>B. サプレッションプール水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 ・ サプレッションプール水位低下を抑制する措置を行ってもサプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値に到達した場合は、手動スクラムする。 ・ サプレッションプール水位が、急速減圧へ移行するサプレッションプール水位以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値以上でドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し、ドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウェルスプレイを作動させない。 ・ サプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 <p>B. サプレッションプール水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプレッションプール水位低下を抑制する措置を行ってもサプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サプレッションチェンバ水位が通常運転時高水位限界値以上でドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウェル冷却機を停止し、ドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に格納容器代替スプレイを停止し、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションチェンバ水位の上昇が補給水等の漏えいによることが判明している場合にはドライウェルスプレイを作動させない。 ・ 格納容器内水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 <p>B. サプレッションチェンバ水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプレッションチェンバ水位低下を抑制する措置を行ってもサプレッションチェンバ水位が通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 ・ サプレッションチェンバ水位がベント管凝縮限界値以下で、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上を起動できた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上の起動ができず、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上、または、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上を起動できた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判断基準値の相違 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載方針の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根は詳細手順を明記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表9</p> <p>2. 一次格納容器制御 (5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的 ・格納容器内の水素および酸素濃度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="160 430 914 1329"> <tr> <td data-bbox="160 430 593 1329"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が不明の場合 </td> <td data-bbox="593 430 914 1329"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故または炉心露出が生じた場合には、格納容器雰囲気モニタにより格納容器内の水素濃度および酸素濃度を監視する。 原子炉水位不明または原子炉隔離かつ高温停止状態が長時間継続する場合には、格納容器雰囲気モニタにより可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウェルスプレイまたはサプレッションプールのプレイを運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウェル内 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が不明の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 	<p>表9</p> <p>2. 一次格納容器制御 (5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的 ・格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="949 430 1703 1329"> <tr> <td data-bbox="949 430 1305 1329"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部を維持できない場合 原子炉水位が不明の場合 </td> <td data-bbox="1305 430 1703 1329"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故で格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 主蒸気隔離弁閉、又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 可燃性ガス濃度制御系を起動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故又は炉心露出が生じた場合には、格納容器雰囲気測定系により格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を監視する。 原子炉水位不明又は原子炉隔離状態が長時間継続する場合には、格納容器雰囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウェルスプレイ又はサプレッションプールのプレイを運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウェル 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部を維持できない場合 原子炉水位が不明の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故で格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 主蒸気隔離弁閉、又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 可燃性ガス濃度制御系を起動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 	<p>表9</p> <p>2. 一次格納容器制御 (5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的 ・格納容器内の水素および酸素濃度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1739 430 2493 1329"> <tr> <td data-bbox="1739 430 2154 1329"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部を維持できない場合 原子炉水位が不明の場合 </td> <td data-bbox="2154 430 2493 1329"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故で格納容器内の水素濃度の上昇がない場合 主蒸気隔離弁閉、または原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度の上昇がない場合 可燃性ガス濃度制御系が作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材喪失事故または炉心露出が生じた場合は、格納容器水素・酸素濃度分析系により格納容器内の水素濃度および酸素濃度を監視する。 原子炉水位不明または原子炉隔離状態が長時間継続する場合は、格納容器水素・酸素濃度分析系により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウェルスプレイまたはサプレッションチェンバースプレイを運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 可燃性ガス濃度制御系再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部を維持できない場合 原子炉水位が不明の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故で格納容器内の水素濃度の上昇がない場合 主蒸気隔離弁閉、または原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度の上昇がない場合 可燃性ガス濃度制御系が作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 	<p>備考</p> <p>【女川との相違】 ・島根は同ページの後段に記載</p> <p>【島根固有】 ・島根は水素が上昇している場合、可燃性ガス濃度制御系を起動するため脱出条件が相違</p> <p>【女川との相違】 ・運用の相違</p> <p>【女川との相違】 ・女川は同ページの前段に記載</p>
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が不明の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部を維持できない場合 原子炉水位が不明の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故で格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 主蒸気隔離弁閉、又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 可燃性ガス濃度制御系を起動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 								
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合 一次格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 原子炉水位が有効燃料頂部を維持できない場合 原子炉水位が不明の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却材喪失事故で格納容器内の水素濃度の上昇がない場合 主蒸気隔離弁閉、または原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度の上昇がない場合 可燃性ガス濃度制御系が作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>酸素および水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p>	<p>酸素及び水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p>	<p>合は、ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p>	
<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、格納容器雰囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合または原子炉水位が不明になった場合は、格納容器雰囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合は、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合または原子炉水位が不明になった場合であって、格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度以上の場合は、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウエルスプレイまたはサプレッションプールプレイを運転する。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、格納容器雰囲気測定系又は格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を監視する。 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合又は原子炉水位が不明になった場合は、格納容器雰囲気測定系により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合、格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合は、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウエルスプレイ又はサプレッションプールプレイを運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素及び酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合または原子炉水位が有効燃料頂部以上維持不可能と判断した場合は、格納容器水素・酸素濃度分析系または多機能格納容器雰囲気監視系により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔離弁全閉後、12時間以内に冷温停止できない場合または原子炉水位が不明になった場合は格納容器水素・酸素濃度分析系または多機能格納容器雰囲気監視系により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・格納容器内の水素濃度が上昇した場合、格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように、必要に応じてドライウエルスプレイまたはサプレッションチェンバースプレイを運転し、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は導入条件を全て明記 【島根固有】 ・島根は水素が上昇している場合、可燃性ガス濃度制御系を起動する運用

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表10</p> <p>3. 二次格納容器制御 (1) 原子炉建屋制御</p> <p>①目的 ・原子炉圧力容器からの原子炉建屋への漏えいを監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="163 478 905 877"> <tr> <td data-bbox="163 478 593 877"> ②導入条件 一次系の漏えいを示す個別警報が複数発生した場合 ・一次系の漏えいおよび原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいに関連する警報が発生した場合 ・一次系の漏えいの警報および関連するパラメータで漏えいの傾向が確認された場合 </td> <td data-bbox="602 478 905 877"> ③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・一次格納容器外で原子炉冷却材圧力バウンダリの破断が発生した場合、原子炉建屋からの退避を指示し中央制御室から速やかに漏えい箇所の特定を行い、隔離を行う。 ・速やかな隔離が不可能な場合は、漏えい量の低減を図るために原子炉を手動スクラムし、急速減圧を実施する。原子炉減圧完了後は原子炉を低圧で維持する。また、非常用ガス処理系を起動する。 ・原子炉水位は破断箇所を露出させた水位を維持し、原子炉建屋への漏えいを抑制する。 ・原子炉建屋環境を改善し漏えい箇所の隔離を行う。 ・環境緩和（放射線、建屋温度、建屋水位）は導入条件にかかわらず並行して実施する。 ・モニタリングポスト指示上昇時または原子炉建屋差圧の低下が発生した場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 原子炉圧力 ・中央制御室から速やかに隔離操作を実施し、隔離が不可の場合は原子炉を手動スクラムする。 ・中央制御室から漏えい箇所の隔離ができず、給復水系、非常用炉</p>	②導入条件 一次系の漏えいを示す個別警報が複数発生した場合 ・一次系の漏えいおよび原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいに関連する警報が発生した場合 ・一次系の漏えいの警報および関連するパラメータで漏えいの傾向が確認された場合	③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合	<p>表10</p> <p>3. 二次格納容器制御 (1) 原子炉建屋制御</p> <p>①目的 ・原子炉圧力容器から原子炉建屋への漏えいを監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="955 478 1697 877"> <tr> <td data-bbox="955 478 1386 877"> ②導入条件 下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合 ・原子炉建屋放射線量が警報設定値以上の場合 ・原子炉建屋温度が警報設定値以上の場合 ・原子炉建屋内で漏えいを示す警報が発生した場合 </td> <td data-bbox="1394 478 1697 877"> ③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・一次格納容器外で原子炉冷却材圧力バウンダリの破断が発生した場合、原子炉建屋からの退避を指示し中央制御室から速やかに隔離を行う。 ・隔離されたことが確認できない場合は、非常用ガス処理系を起動した後に原子炉を急速減圧し、原子炉冷却材の漏えい先を一次格納容器側に切り替える。 ・原子炉水位は高圧で注水可能な非常用炉心冷却作動水位から低圧で注水可能な非常用炉心冷却作動水位の間に維持する。 ・原子炉建屋環境を改善し、漏えい箇所の隔離を行う。 ・モニタリングポスト指示上昇時又は原子炉建屋差圧の低下が発生した場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 原子炉圧力 ・中央制御室から速やかな隔離操作を実施する。 ・原子炉圧力容器の隔離が確認できず、原子炉隔離時冷却系又は</p>	②導入条件 下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合 ・原子炉建屋放射線量が警報設定値以上の場合 ・原子炉建屋温度が警報設定値以上の場合 ・原子炉建屋内で漏えいを示す警報が発生した場合	③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合	<p>表10</p> <p>3. 二次格納容器制御 (1) 二次格納施設制御</p> <p>①目的 ・原子炉圧力容器から原子炉棟への漏えいを監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1748 478 2490 877"> <tr> <td data-bbox="1748 478 2178 877"> ②導入条件 下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合 ・原子炉棟放射線量が警報設定値以上の場合 ・原子炉棟温度が警報設定値以上の場合 ・原子炉棟内で漏えいを示す警報が発生した場合 </td> <td data-bbox="2187 478 2490 877"> ③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・一次格納容器外で原子炉冷却材圧力バウンダリの破断が発生した場合、原子炉棟からの退避を指示し中央制御室から速やかに隔離を行う。 ・隔離されたことが確認できない場合は、非常用ガス処理系を起動した後に原子炉を急速減圧し、原子炉棟への漏えいを抑制する。 ・原子炉水位は原子炉隔離時冷却系作動水位以上で低めに維持する。 ・原子炉棟環境を改善し、漏えい箇所の隔離を行う。 ・「原子炉棟環境」の各制御（「放射線」、「原子炉棟温度」、「原子炉棟水位」）は並行して実施する。 ・モニタリングポスト指示上昇時または原子炉棟差圧の低下が発生した場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 原子炉圧力 ・中央制御室から速やかな隔離操作を実施する。 ・原子炉圧力容器の隔離が確認できず、原子炉隔離時冷却系または</p>	②導入条件 下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合 ・原子炉棟放射線量が警報設定値以上の場合 ・原子炉棟温度が警報設定値以上の場合 ・原子炉棟内で漏えいを示す警報が発生した場合	③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合	<p>備考</p> <p>【女川との相違】 ・女川は本手順内で手動スクラムを実施</p> <p>【女川との相違】 ・女川は本手順内で手動スクラムを実施</p> <p>【島根固有】 ・目標値の相違であり、島根はIS-LOCA解析の目標水位を設定</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・基本的な考え方の明確化</p>
②導入条件 一次系の漏えいを示す個別警報が複数発生した場合 ・一次系の漏えいおよび原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいに関連する警報が発生した場合 ・一次系の漏えいの警報および関連するパラメータで漏えいの傾向が確認された場合	③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合								
②導入条件 下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合 ・原子炉建屋放射線量が警報設定値以上の場合 ・原子炉建屋温度が警報設定値以上の場合 ・原子炉建屋内で漏えいを示す警報が発生した場合	③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合								
②導入条件 下記条件が複数該当し、原子炉手動スクラムした場合 ・原子炉棟放射線量が警報設定値以上の場合 ・原子炉棟温度が警報設定値以上の場合 ・原子炉棟内で漏えいを示す警報が発生した場合	③脱出条件 ・漏えい箇所の隔離が成功した場合								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>心冷却系、<u>低圧代替注水系</u>（<u>低圧代替注水系（常設）</u>（復水移送ポンプ）、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）</u>（<u>直流駆動低圧注水系ポンプ</u>）、<u>ろ過水系</u>）が起動できた場合は、不測事態「<u>急速減圧</u>」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、タービンバイパス弁<u>または</u>主蒸気逃がし安全弁により<u>原子炉建屋</u>への漏えいを抑制する。 <u>中央制御室から漏えい箇所の隔離</u>ができず、原子炉隔離時冷却系または<u>高圧代替注水系のみが</u>運転中の場合は、主蒸気逃がし安全弁<u>または</u>タービンバイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉水位を低下させる場合は</u>、原子炉注水に不要な系統を抑制する。 破断箇所に応じて原子炉水位を維持する。 <p>C. 環境緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、<u>非常用ガス処理系を起動し</u>、<u>中央制御室換気空調系を事故時運転モードに切り替える</u>。 <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉建屋環境を改善するため</u>、<u>原子炉建屋換気空調系および使用可能な原子炉建屋全室の空調機</u>を起動する。 <u>原子炉建屋内の溢水を処理するため</u>、<u>原子炉建屋内のサンプポンプの起動を確認する</u>。 <u>漏えい箇所の隔離が成功し</u>、<u>一次系の漏えいおよび原子炉建屋原子炉棟内の漏えいに関連する警報が復帰した場合は</u>、<u>原子炉制御「スクラム」に脱出する</u>。 	<p><u>高圧代替注水系のみが</u>運転中でない場合は、不測事態「<u>急速減圧</u>」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、タービンバイパス弁<u>及び</u>主蒸気逃がし安全弁により<u>原子炉建屋</u>への漏えいを抑制する。 <u>原子炉圧力容器の隔離</u>が確認できず、原子炉隔離時冷却系<u>又は</u><u>高圧代替注水系のみが</u>運転中の場合は、<u>自動減圧系機能</u>を有する主蒸気逃がし安全弁<u>若しくは</u>タービンバイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水に不要な系統を抑制し、<u>原子炉建屋</u>への漏えいを抑制する。 <u>破断箇所を露出した原子炉水位とするため</u>、<u>高圧で注水可能な非常用炉心冷却作動水位から低圧で注水可能な非常用炉心冷却作動水位の間に</u>維持する。 <p>C. 原子炉建屋環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、<u>中央制御室換気空調系</u>を事故時運転モードに切り替え（「<u>使用済燃料プール水位・温度制御</u>」から導入の場合を除く。）、<u>非常用ガス処理系</u>を起動する。 <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉建屋環境を改善するため</u>、<u>原子炉建屋・タービン建屋換気空調系</u>を起動する。 <u>原子炉建屋内の溢水を処理するため</u>、<u>原子炉建屋内の排水ポンプ</u>を起動する。 各室温度設定値以下かつ<u>原子炉建屋放射線レベル設定値以下</u>となり、<u>漏えい箇所の隔離が成功した場合は</u>、<u>原子炉建屋制御導入前の制御</u>に移行する。 	<p><u>高圧原子炉代替注水系のみが</u>運転中でない場合は、不測事態「<u>急速減圧</u>」に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、タービンバイパス弁<u>および</u>主蒸気逃がし安全弁により<u>原子炉棟</u>への漏えいを抑制する。 <u>原子炉圧力容器の隔離</u>が確認できず、原子炉隔離時冷却系<u>または</u><u>高圧原子炉代替注水系のみが</u>運転中の場合は、<u>自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁もしくはタービンバイパス弁にて</u>原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水に不要な系統を抑制し、<u>原子炉棟</u>への漏えいを抑制する。 <u>破断箇所の水頭圧が低い原子炉水位とするため</u>、<u>原子炉隔離時冷却系作動水位以上で低めに</u>維持する。 <p>C. 原子炉棟環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、<u>中央制御室空調換気系</u>を事故時運転モードに切り替え（<u>二次格納容器制御「燃料プール水位・温度制御</u>」から導入の場合を除く。）、<u>非常用ガス処理系</u>を起動する。 <u>原子炉圧力が残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下の場合は</u>、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>を起動する。 <u>原子炉棟環境を改善するため</u>、<u>原子炉棟空調換気系および原子炉棟内局所冷却機</u>を起動する。 <u>原子炉棟内の溢水を処理するため</u>、<u>原子炉棟内の排水ポンプ</u>を起動する。 各室温度設定値以下かつ<u>原子炉棟放射線レベル設定値以下</u>となり、<u>漏えい箇所の隔離が成功した場合は</u>、<u>二次格納施設制御導入前の制御</u>に移行する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標値の相違であり、島根は IS-LOCA 解析の目標水位を設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は IS-LOCA 時の有効性評価解析上、漏えい水温度抑制のため残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>表 1 1</p> <p>3. 二次格納容器制御 (2) 使用済燃料プール水位・温度制御</p> <p>①目的 ・使用済燃料プールの水位および水温を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="163 430 905 703"> <tr> <td data-bbox="163 430 519 703"> ②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合 </td> <td data-bbox="519 430 905 703"> ③脱出条件 ・使用済燃料プール水位がオーバーフローレベル付近に維持可能かつ使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度未満の場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・使用済燃料プールの水位と使用済燃料プールに注水可能な系統を随時把握する。 ・使用済燃料プール水温と通常運転時制限温度以下に維持可能な系統を随時把握する。 ・二次格納容器制御「原子炉建屋制御」も並行して対応する。</p> <p>・全交流電源喪失時には、燃料プール冷却浄化系の停止による使用済燃料プールの温度上昇に引き続き使用済燃料プールの水位低下が発生するが、事象の進展は緩やかであり、原子炉制御および一次格納容器制御を優先して実施するとともに使用済燃料プールへの注水を確保する。</p> <p>・使用済燃料プール水位の低下が継続し、使用済燃料プール周辺で作業が実施できる水位を維持できない場合は、可搬型設備による使用済燃料プールのスプレイを実施する。</p> <p>・二次格納容器制御「使用済燃料プール水位・温度制御」に導入した場合は、原子炉建屋退避指示をする。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 使用済燃料プール水位 ・使用済燃料プールへ注水可能な系統を手動で起動する。 ・常設設備にて使用済燃料プールの水位の上昇が確認できない場合は、使用済燃料プールへ注水可能な可搬型設備を起動する。 ・使用済燃料プールの水位をオーバーフロー水位付近に維持する。</p> <p>・使用済燃料プールの水位を使用済燃料プール周辺で作業が実施できる水位以上に維持できない場合は、可搬型設備により使用済燃料プールのスプレイ系を起動する。</p>	②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合	③脱出条件 ・使用済燃料プール水位がオーバーフローレベル付近に維持可能かつ使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度未満の場合	<p>表 1 1</p> <p>3. 二次格納容器制御 (2) 使用済燃料プール水位・温度制御</p> <p>①目的 ・使用済燃料プールの水位及び水温を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="946 430 1694 703"> <tr> <td data-bbox="946 430 1320 703"> ②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合 </td> <td data-bbox="1320 430 1694 703"> ③脱出条件 ・使用済燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・使用済燃料プール水位と使用済燃料プールに注水可能な系統を随時把握する。 ・使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持可能な系統を随時把握する。 ・漏えい箇所が特定された場合、二次格納容器制御「原子炉建屋制御」へ移行する。</p> <p>・二次格納容器制御「使用済燃料プール水位・温度制御」に導入した場合は、消防車の出動を要請し、原子炉建屋退避指示をする。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 使用済燃料プール水位制御 ・使用済燃料プールへ注水可能な系統を手動で起動する。</p> <p>・使用済燃料プールの水位を通常運転時制限水位以上に維持する。</p> <p>・使用済燃料プール周辺で作業が実施できる使用済燃料プールラック水位以上に維持できない場合は、使用済燃料プールへ注水可能な系統を2系統以上起動する。</p>	②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合	③脱出条件 ・使用済燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能となった場合	<p>表 1 1</p> <p>3. 二次格納容器制御 (2) 燃料プール水位・温度制御</p> <p>①目的 ・燃料プールの水位および水温を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1736 430 2484 703"> <tr> <td data-bbox="1736 430 2110 703"> ②導入条件 ・燃料プール水位低警報が発生した場合 ・燃料プール水温が通常運転時制限温度以上の場合 </td> <td data-bbox="2110 430 2484 703"> ③脱出条件 ・燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能かつ燃料プール水温が通常運転時制限温度以下で維持可能となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・燃料プール水位と燃料プールに注水可能な系統を随時把握する。 ・燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持可能な系統を随時把握する。 ・漏えい箇所が特定された場合、二次格納容器制御「二次格納施設制御」に移行する。</p> <p>・燃料プール水位の低下が継続し、燃料プール周辺で作業が実施できる燃料プール水位を維持できない場合は、可搬型設備による燃料プールのスプレイを実施する。</p> <p>・二次格納容器制御「燃料プール水位・温度制御」に導入した場合は、大量送水車の接続を要請し、原子炉棟退避指示をする。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 燃料プール水位制御 ・燃料プールへ注水可能な系統を手動で起動する。</p> <p>・燃料プールの水位を通常運転時制限水位以上に維持する。</p> <p>・燃料プール周辺で作業が実施できる燃料プール水位以上に維持できない場合は、燃料プールへ注水可能な系統を2系統以上起動する。なお、1系統は大量送水車による燃料プールのスプレイと</p>	②導入条件 ・燃料プール水位低警報が発生した場合 ・燃料プール水温が通常運転時制限温度以上の場合	③脱出条件 ・燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能かつ燃料プール水温が通常運転時制限温度以下で維持可能となった場合	<p>備考</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は導入条件にある燃料プール水温についても脱出条件に明記</p> <p>【女川との相違】 ・スクラム対応時の優先順位の原則として、格納容器が破損する恐れがある場合を除き原子炉側から要求される操作を優先することとしており、本制御にのみ明記することをしない。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は前文の燃料プールへ注水可能な系統に可搬型設備も含めている。</p>
②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合	③脱出条件 ・使用済燃料プール水位がオーバーフローレベル付近に維持可能かつ使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度未満の場合								
②導入条件 ・使用済燃料プール水位低警報が発生した場合 ・使用済燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合	③脱出条件 ・使用済燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能となった場合								
②導入条件 ・燃料プール水位低警報が発生した場合 ・燃料プール水温が通常運転時制限温度以上の場合	③脱出条件 ・燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能かつ燃料プール水温が通常運転時制限温度以下で維持可能となった場合								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>B. 使用済燃料プール水温</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プールの除熱可能なシステムを手動で起動する。 使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できない場合は、使用済燃料プールの除熱可能なシステムを2系統以上起動する。 使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度未満に維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プールの水位を下限限界制限水位以上に維持できない場合は、消防車による使用済燃料プールスプレイを実施する。 <p>B. 使用済燃料プール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール除熱可能なシステムを手動で起動する。 使用済燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できない場合は、使用済燃料プール除熱可能なシステムを2系統以上起動する。 使用済燃料プール水温を使用済燃料プールのコンクリートの長期的な健全性を確保するための制限値以下に維持する。 	<p>する。</p> <p>B. 燃料プール水温制御</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール除熱可能なシステムを手動で起動する。 燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できない場合は、燃料プール除熱可能なシステムを2系統以上起動する。 燃料プール水温を燃料プールのコンクリートの長期的な健全性を確保するための制限値以下に維持する。 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、燃料プール周辺で作業が実施できる燃料プール水位以上に維持できない場合に1系統は大量送水車を使用する運用 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は保安規定第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）の値を記載

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 2</p> <p>4. 不測事態 （1）水位回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を回復する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が飽和温度以下の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）の起動を行う。 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が 1,200℃または燃料被覆管酸化割合が 15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）および低圧代替注水系（可搬型）を起動する。 原子炉制御「反応度制御」実施中は、本制御を実施しない。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明となった場合、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部に到達した場合、原子炉水位が有効燃料頂部に到達した時刻を記録するとともに、一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を導入する。 原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系を起動する。 給復水系または非常用炉心冷却系の 1 系統以上を起動する。 	<p>表 1 2</p> <p>4. 不測事態 （1）水位回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を回復する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が飽和温度以下の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系の起動を行う。 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が 1 2 0 0℃又は燃料被覆管酸化割合が 1 5%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系及び低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系を起動する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を起動する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも 1 系統以上 	<p>表 1 2</p> <p>4. 不測事態 （1）水位回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を回復する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）の起動を行う。 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が 1 2 0 0℃または燃料被覆管酸化割合が 1 5%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系、低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）を起動する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以下に低下した時刻を記録する。 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を起動する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも 1 系統の起動 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は本制御（水位回復）の導入時に並行して格納容器水素

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち1系統以上を起動できない場合は、低圧原子炉注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <p>・ 給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な系統の1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>C. 水位下降中</p> <p>・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合または原子炉隔離時冷却系もしくは高圧代替注水系による原子炉水位の維持ができない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>の起動を試みる。</p> <p>・ 低圧で原子炉へ注水可能で系統1系統以上の起動ができない場合、低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>C. 水位下降中</p> <p>・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を作動させる。</p> <p>・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、又は原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>を試みる。</p> <p>・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上の起動ができない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上、または、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動していない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統の1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統の1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>・ 原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>C. 水位下降中</p> <p>・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を作動させる。</p> <p>・ 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、または原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>濃度制御にも導入している</p> <p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・ 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・ 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。</p> <p>・ 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p>
<p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1.3および表1.4も同じ。</p>	<p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1.3及び表1.4も同じ。</p>	<p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、<u>表1.3</u>および<u>表1.4</u>も同じ。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 3</p> <p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「水位確保」において、給復水系もしくは非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系もしくは高圧代替注水系による原子炉水位の維持ができず、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）</u>が起動できた場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、<u>サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合</u> ・一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において、<u>サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合</u></p> <p>・一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、<u>ドライウエル空間部局所温度がドライウエル設計温度に到達した場合</u></p>	<p>表 1 3</p> <p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「水位確保」において、給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続し、<u>低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上</u>が起動できた場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、<u>サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合</u> ・一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において、<u>サプレッションプール圧力が圧力制限条件以上となった場合</u></p> <p>・<u>ドライウエル温度制御においてドライウエル空間部局所温度が103℃に接近した場合、又はドライウエル局所温度90℃にて手動スクラム後もドライウエル圧力が上昇して13.7kPa以上でドライウエルスプレイできない場合</u></p>	<p>表 1 3</p> <p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「水位確保」において、給復水系、<u>原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系および非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続し、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上</u>が起動できた場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、<u>サプレッションチェンバ水温がサプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合</u> ・一次格納容器制御「格納容器圧力制御」において、<u>サプレッションチェンバ圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合</u></p> <p>・一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、<u>ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度に接近した場合、またはドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度以上にて原子炉スクラム後もドライウエル圧力が上昇して非常用</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 ・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はドライウエル設計温度を超える前にドライウエルへの

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・一次格納容器制御「サプレッションプール温度制御」において、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 ・一次格納容器制御「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になった場合 ・一次格納容器制御「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位が急速減圧へ移行するサプレッションプール水位以下になった場合 ・二次格納容器制御「原子炉建屋制御」において、中央制御室からの漏えい箇所隔離に失敗した場合 ・不測事態「水位回復」において、給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の起動ができない場合かつ原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系による原子炉水位の維持ができない場合であって、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）が起動でき、原子炉隔離時冷却系機能維持最低圧力以上の場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・不測事態「水位回復」において、給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、<u>低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合</u> 	<p>炉心冷却系作動圧力以上でドライウェルスプレイできない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不測事態「水位回復」において、給復水系、非常用炉心冷却系が起動せず、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系から1系統以上が起動できた場合</u> 	<p>放出エネルギーを抑え、格納容器健全性の維持を目的として設定</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は次ページに記載 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上を起動しても原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合、又は起動しても原子炉水位が上昇しない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合 不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統1系統以上、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合 一次格納容器制御「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になった場合 一次格納容器制御「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限以下になった場合又はSRVテールパイプ制限禁止領域の場合 一次格納容器制御「サプレッションプール温度制御」において、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 二次格納容器制御「原子炉建屋制御」において、漏えい箇所の速やかな隔離に失敗した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が起動できない場合、または起動しても原子炉水位が上昇しない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が起動できない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合 不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上、復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上</u>が起動できた場合 一次格納容器制御「サプレッションチェンバ水位制御」において、サプレッションチェンバ水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になった場合 一次格納容器制御「サプレッションチェンバ水位制御」において、サプレッションチェンバ水位が<u>ベント管凝縮限界値</u>以下になった場合 一次格納容器制御「サプレッションチェンバ温度制御」において、サプレッションチェンバ水温がサプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合 二次格納容器制御「二次格納施設制御」において、<u>漏えい箇所の速やかな隔離に失敗した場合</u> 	<p>期待していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は水位回復の対応を水位上昇中と水位下降中に分けていることによる導入条件の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 柏崎刈羽は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は前ページに記載 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は圧力抑制機能喪失となるベント管凝縮限界値にて急速減圧へ移行

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。また、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 主蒸気逃がし安全弁が「急速減圧」時必要弁数開放できない場合は、タービンバイパス弁および原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。 急速減圧中に原子炉へ注水可能な系統が喪失した場合は、急速減圧操作を中断し、原子炉へ注水可能な系統を再起動する。 	<p>・タービンバイパス弁を使用する場合で、主蒸気隔離弁の隔離条件を解除する場合は、緊急時対策本部との協議により実施する。</p> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。又は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、復水器又は原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。 急速減圧実施中に原子炉へ注水可能な系統が喪失した場合は、急速減圧操作を中断し、原子炉へ注水可能な系統を再起動する。 	<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、復水器または原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。 急速減圧実施中に原子炉へ注水可能な系統が喪失した場合は、急速減圧操作を中断し、原子炉へ注水可能な系統を再起動する。 	
<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 給復水系、非常用炉心冷却系、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、<u>ろ過水系</u>を起動する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。 原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と主復水器により減圧する。 主蒸気隔離弁が開できなければ、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉水位が判明している場合は、不測事態「急速減圧」の導入 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上又は低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動していること、又はその状態が維持されていることを確認する。 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。 原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 主蒸気隔離弁が開できなければ、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉水位が判明している場合は、不測事態「急速減圧」の導入 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>、<u>復水輸送系</u>、消火系から1系統以上が作動していること、またはその状態が維持されていることを確認する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最少弁数以上開放する。原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 主蒸気隔離弁が開できなければ、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉水位が判明した場合は、不測事態「急速減圧」の導入前の 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>前の制御へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>前の制御へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>制御に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 4</p> <p>4. 不測事態 （3）水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」、「水位確保」および「減圧冷却」、一次格納容器制御「格納容器圧力制御」ならびに不測事態「水位回復」、「急速減圧」において、原子炉水位が不明になった場合 ・原子炉制御「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、未挿入制御棒が1本以下まで挿入された場合 ・一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系もしくは低圧注水系または低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。</p>	<p>表 1 4</p> <p>4. 不測事態 （3）水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 ・原子炉制御「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、又はドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、非常用炉心冷却系、又は低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。</p>	<p>表 1 4</p> <p>4. 不測事態 （3）水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 ・原子炉制御「反応度制御」水位不明を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・一次格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、非常用炉心冷却系、または低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、復水輸送系、消火系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は不測事態「急速減圧」からの導入条件を明記 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水操作は、原子炉圧力とサブプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、2系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、1系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブプレッションチェンバ圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」<u>に</u>移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 【島根固有】 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。
<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、急速減圧を実施する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系を作動させる。 低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系が作動しない場合は、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動後、急速減圧を実施する。 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位不明時刻を記録する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を作動させる。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が作動しない場合は、低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を作動させ、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>水位不明時刻を記録する。</u> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」<u>に</u>移行する。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を作動させる。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）1系統以上または復水輸送系、消火系、低圧原子炉代替注水系（可搬型）から1系統以上を作動させ、不測事態「急速減圧」<u>に</u>移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【島根固有】 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 【島根固有】 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 【女川との相違】 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・急速減圧は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を優先し、それ以外の主蒸気逃がし安全弁と合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。なお、「急速減圧」時必要最小弁数以上は開放する。</p> <p>B. 満水注入</p> <p>・急速減圧完了後、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放可能な場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できない場合は、給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、<u>ろ過水系</u>または制御棒駆動水圧系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、<u>主蒸気管ドレン弁</u>、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けて原子炉の減圧を継続する。</p>	<p>B. 満水注入</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁以上開放、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気隔離弁、<u>主蒸気管ドレン弁</u>、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁も開放できない場合は、復水系、<u>高圧炉心注水系</u>、<u>低圧注水系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、<u>主蒸気管ドレン弁</u>、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けることにより原子炉を減圧する。</p>	<p>B. 満水注入</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合は、主蒸気隔離弁、<u>主蒸気ドレン弁</u>ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を全閉し、「満水注入」を行う。</p> <p>・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できない場合は、給復水系、<u>高圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧注水系</u>、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>、<u>復水輸送系</u>、制御棒駆動水圧系、消火系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、<u>主蒸気ドレン弁</u>ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉浄化系の隔離弁を開けることにより、原子炉を減圧する。</p>	<p>低圧注水設備として期待していない。</p> <p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は急速減圧を表13の急速減圧で実施</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁の容量の違いに伴う弁数の相違</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は満水注入の実施条件として水位計復旧操作からの条件も明記</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。</p> <p>・直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統により注水流量調整および、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用適正弁数に操作して原子炉を加圧し、原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。 ・ 他の代替確認方法によっても原子炉圧力容器満水が確認できない場合には、主蒸気逃がし安全弁を6弁開とし、<u>低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ））</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、<u>ろ過水系</u>）を起動し原子炉へ注水を継続する。 ・ 原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか2系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 原子炉圧力がサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。 ・ 他の代替確認方法によっても原子炉圧力容器満水が確認できない場合には、主蒸気逃がし安全弁を8弁開とし、<u>低圧代替注水系（常設）</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>消火系</u>を起動し原子炉水位をできるだけ上昇させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数のみ開しても、原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、<u>他の代替確認方法にて満水を確認する。</u> ・ <u>他の代替確認方法によっても原子炉圧力容器満水が確認できない場合には、主蒸気逃がし安全弁を6弁開とし、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>、<u>復水輸送系</u>、<u>制御棒駆動水圧系</u>、<u>消火系</u>を起動し、原子炉水位をできるだけ上昇させる。</u> 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原子炉代替注水系（常設）を新設 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根は記載系統の1系統以上で必要な注水量を確保できる。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気逃がし安全弁の容量の違いに伴う弁数の相違 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽および女川は復水輸送系を低圧代替注水系（常設）とし、島根は低圧原

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力がサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。 最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。 	<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力がサプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。 原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。 最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。 	<p>C. 水位計復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力がサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。 原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。 最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」に移行する。原子炉水位が判明しない場合は、「満水注入」に移行する。 	<p>子炉代替注水系（常設）を新設</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根において代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の重大事故等対処設備と位置付けており、低圧注水設備として期待していない。 直流駆動低圧注水系ポンプは女川固有の設備 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は原子炉水位計の復旧操作を明記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考		
<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 電源回復</p> <p>①目的 ・交流電源および直流電源の供給を回復し維持する。</p> <table border="1" data-bbox="163 430 920 745"> <tr> <td data-bbox="163 430 682 745"> ②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、直流電源が喪失した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、起動用変圧器からの受電に失敗した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、非常用C母線またはD母線の電源が喪失した場合 </td> <td data-bbox="691 430 920 745"> ③脱出条件 ・起動用変圧器から所内電源を受電した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機※の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。 ・非常用交流電源喪失が長期化する場合には常設125V直流電源および常設代替直流電源（125V代替蓄電池および250V蓄電池）機能維持のため、直流負荷の切り離しを行う。 ・直流電源喪失時は、可搬型計測器にて中央制御室で計器毎に確認する。 ※：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系のディーゼル発電機をいう。以下、本表において同じ。</p> <p>⑤主な監視操作内容 <u>A. 非常用交流高圧電源確保</u> ・非常用ディーゼル発電機の運転状態を確認する。 ・運転している非常用ディーゼル発電機に対応する原子炉補機冷却海水系の運転状態を確認する。当該原子炉補機冷却海水系の運転不可の場合は、常設代替交流電源設備を起動し、非常用ディーゼル発電機を停止する。 ・非常用ディーゼル発電機からの受電ができない場合、予備変圧器より受電する。予備変圧器からの受電ができない場合は常設代替交流電源設備より受電し、常設代替交流電源設備からの受電もできない場合は、号炉間等より受電する。 ・非常用交流高圧電源母線2系統喪失となった場合、常設代替交流電源設備より受電する。 ・非常用交流高圧電源母線2系統喪失となった場合であって、常設代替交流電源設備から受電できた非常用交流高圧電源母線が1系統である場合、直流250V充電器を受電した交流高圧電源母</p>	②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、 直流電源が喪失した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、起動用変圧器からの受電に失敗した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、非常用C母線またはD母線の電源が喪失した場合	③脱出条件 ・起動用変圧器から所内電源を受電した場合	<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 交流／直流電源供給回復</p> <p>①目的 ・交流電源及び直流電源の供給を回復し、維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、所内電源が喪失した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容 <u>A. 非常用ディーゼル発電機</u> ・非常用ディーゼル発電機の状況を随時把握する。 ・原子炉補機冷却海水系の運転状態を随時把握し、非常用ディーゼル発電機の冷却が継続可能であることを確認する。</p>	<p>表 1 5</p> <p>5. 電源制御 (1) 交流／直流電源供給回復</p> <p>①目的 ・交流電源および直流電源の供給を回復し、維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、所内電源が喪失した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容 <u>A. 非常用ディーゼル発電機</u> ・非常用ディーゼル発電機の状況を随時把握する。 ・原子炉補機海水系および高圧炉心スプレイ補機海水系の運転状態を随時把握し、非常用ディーゼル発電機の冷却が継続可能であることを確認する。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は本制御にて復旧・維持操作を実施するため脱出条件なし</p> <p>【女川との相違】 ・女川は電源設備およびフロー構成が異なるため、全般的に記載の相違はあるが、喪失した電源に対して代替電源を使用することおよび復旧操作をすることの主な内容に相違なし</p>
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、 直流電源が喪失した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、起動用変圧器からの受電に失敗した場合 ・原子炉制御「スクラム」において、非常用C母線またはD母線の電源が喪失した場合	③脱出条件 ・起動用変圧器から所内電源を受電した場合				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>線側へ切り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用交流高圧電源母線2系統喪失となった場合であって、2系統とも常設代替交流電源設備から受電できなかった場合、直流駆動低圧注水系の系統構成、発電機水素ガス放出ならびに直流250V電源確保および直流125V電源確保を行うとともに、号炉間等からの受電を実施する。 ・非常用交流高圧電源母線の号炉間等からの受電ができなかった場合、可搬型代替交流電源設備より受電する。 ・給電設備容量に応じた設備復旧を行う。常設代替交流電源設備から受電している場合は、受電後1時間および24時間にて常設代替交流電源設備の負荷抑制を実施する。 <p>B. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機および常設代替交流電源設備から直流電源A系およびB系への給電ができない場合、1時間後および8時間後までに負荷の切り離しによる負荷抑制を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全交流電源喪失となった場合は、代替熱交換器車接続の要請・準備、及び原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を起動し原子炉圧力容器への注水を確保する。サブプレッションプール圧力が310kPa以上となった場合は、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベントにより格納容器ベントを実施する。 <p>B. 電源構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した回路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>C. 給電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備による電源供給を回復させる。 <p>D. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備の状況を随時把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全交流電源喪失となった場合は、可搬型設備による冷却水供給要請、および原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系を起動し原子炉圧力容器への注水を確保する。全交流電源喪失が継続し格納容器ベント基準に到達した場合は、格納容器フィルタベントまたは耐圧強化ベントにより格納容器ベントを実施する。 <p>B. FLSR, RHAR電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の起動に失敗し高圧・低圧注水機能喪失となった場合には、常設代替交流電源設備により代替所内電気設備を受電し、低圧原子炉代替注水系（常設）および残留熱代替除去系による原子炉注水に必要な設備の電源を確保する。 <p>C. 受電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した回路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>D. 給電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備による電源供給を回復させる。 <p>E. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備の状況を随時把握する。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は有効性評価「高圧・低圧注水機能喪失」事象等における電源確保操作を反映

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・直流電源A系およびB系が喪失または枯渇した場合、常設代替直流電源設備より給電する。</p> <p>・直流電源A系およびB系が喪失または枯渇し、常設代替直流電源設備より給電している場合であって、G母線の受電ができない場合は、8時間後に負荷抑制を実施する。また、代替直流電源用切替盤への電源車接続を実施し、常設代替直流電源設備の充電器へ給電する。</p> <p>C. 直流250V電源確保</p> <p>・発電機水素ガスの放出の完了または、直流電源A系およびB系が喪失した場合は負荷抑制を実施する。</p>	<p>E. 直流電源回復</p> <p>・常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した回路を構成し、電源供給を回復させる。</p> <p>F. 復旧</p> <p>・常設電源設備又は非常用電源設備の復旧状況に応じ、継続して電源供給可能な設備に切替える。</p>	<p>F. 直流電源回復</p> <p>・常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した回路を構成し、電源供給を回復させる。</p> <p>G. 復旧</p> <p>・常設電源設備または非常用電源設備の復旧状況に応じ、継続して電源供給可能な設備に切り替える。</p>	
	<p>電源制御に関しては、「③脱出条件」はない。</p>	<p>電源制御に関しては、「③脱出条件」はない。</p>	

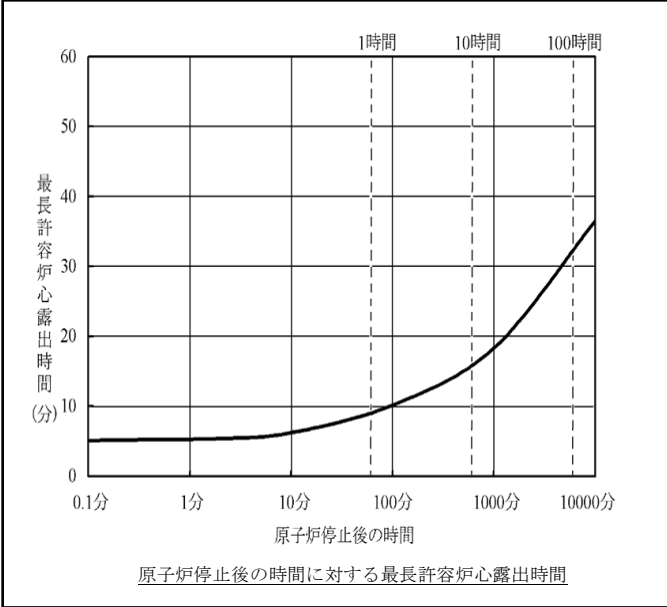
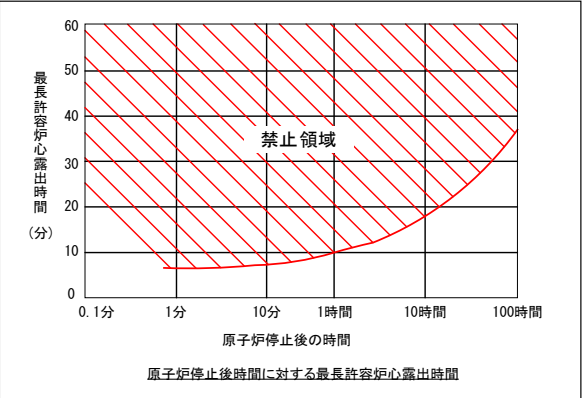
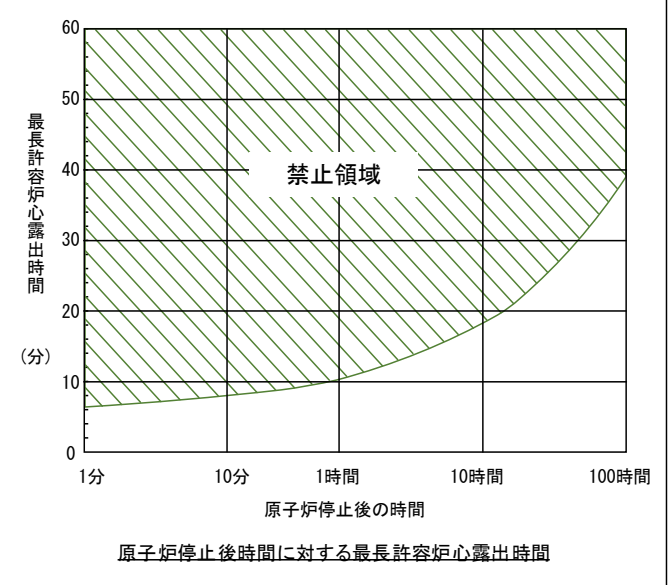
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																											
<p style="text-align: right;">参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：0 2 位置</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：40%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值：レベル1+1,000mm</p> <p>(5) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(6) 原子炉水位インターロック：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="281 1123 786 1606"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子炉水位インターロック</th> <th>水位計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (+1470mm)</td> <td>T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCICトリップ HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ</td> <td rowspan="2">狭 帯 域</td> </tr> <tr> <td>L-3 (+310mm)</td> <td>PCIS動作 SGTS A(B)起動</td> </tr> <tr> <td>L-2 (-970mm)</td> <td>MSIV全閉 RLR(A,B)トリップ HPCS起動 RCIC起動 HPCS D/G起動 MSドレン弁全閉</td> <td rowspan="2">広 帯 域</td> </tr> <tr> <td>L-1 (-3660mm)</td> <td>LPCS起動 RHR(A,B,C)起動 D/G(A,B)起動</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位インターロック		水位計	L-8 (+1470mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCICトリップ HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ	狭 帯 域	L-3 (+310mm)	PCIS動作 SGTS A(B)起動	L-2 (-970mm)	MSIV全閉 RLR(A,B)トリップ HPCS起動 RCIC起動 HPCS D/G起動 MSドレン弁全閉	広 帯 域	L-1 (-3660mm)	LPCS起動 RHR(A,B,C)起動 D/G(A,B)起動	<p style="text-align: right;">参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：1 6 ステップ</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：60%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(4) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(5) 原子炉水位インターロック：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1068 1102 1587 1722"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子炉水位インターロック</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (1650mm)</td> <td>T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF(B,C)注入弁閉</td> <td rowspan="2">狭 帯 域</td> </tr> <tr> <td>L-3 (610mm)</td> <td>PCIS作動 RIP(A,F,D,J)トリップ SGTS(A,B)起動</td> </tr> <tr> <td>L-2 (-590mm)</td> <td>RCIC起動 RIP(B,E,H,G,K)トリップ CUW隔離 ARI作動</td> <td rowspan="3">広 帯 域</td> </tr> <tr> <td>L-1.5 (-2040mm)</td> <td>MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF(B,C)起動 D/G(B,C)起動</td> </tr> <tr> <td>L-1 (-2880mm)</td> <td>LPFL(A,B,C)起動 D/G(A)起動 CAMS起動 SA-ADSタイマ作動 ADSタイマ作動許可</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位インターロック			L-8 (1650mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF(B,C)注入弁閉	狭 帯 域	L-3 (610mm)	PCIS作動 RIP(A,F,D,J)トリップ SGTS(A,B)起動	L-2 (-590mm)	RCIC起動 RIP(B,E,H,G,K)トリップ CUW隔離 ARI作動	広 帯 域	L-1.5 (-2040mm)	MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF(B,C)起動 D/G(B,C)起動	L-1 (-2880mm)	LPFL(A,B,C)起動 D/G(A)起動 CAMS起動 SA-ADSタイマ作動 ADSタイマ作動許可	<p style="text-align: right;">参 考</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">2号炉</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：0 2 位置</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域計装）</p> <p>(3) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域計装）</p> <p>(4) 原子炉水位インターロック：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1899 1102 2344 1732"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子炉水位インターロック</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (132cm)</td> <td>RFPトリップ 主タービントリップ HPCS注水弁閉 RCICトリップ</td> <td rowspan="2">狭 帯 域</td> </tr> <tr> <td>L-3 (16cm)</td> <td>スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉</td> </tr> <tr> <td>L-2 (-112cm)</td> <td>MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作</td> <td rowspan="3">広 帯 域</td> </tr> <tr> <td>L-1H (-261cm)</td> <td>HPCS起動 HPCS-DEG起動</td> </tr> <tr> <td>L-1 (-381cm)</td> <td>RHR起動 LPCS起動 DEG起動 ADS作動条件 AM自動減圧作動条件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值：低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位+50cm</p>	原子炉水位インターロック			L-8 (132cm)	RFPトリップ 主タービントリップ HPCS注水弁閉 RCICトリップ	狭 帯 域	L-3 (16cm)	スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉	L-2 (-112cm)	MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作	広 帯 域	L-1H (-261cm)	HPCS起動 HPCS-DEG起動	L-1 (-381cm)	RHR起動 LPCS起動 DEG起動 ADS作動条件 AM自動減圧作動条件	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はタービンバイパス弁容量が大きい ため、原子炉が隔離状態 でなければ原子炉出力の 高低にかかわらず格納容 器への蒸気流出は起こら ないため目標水位として 設定していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は（5）に記載 設備の相違 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は（4）に記載
原子炉水位インターロック		水位計																																												
L-8 (+1470mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCICトリップ HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ	狭 帯 域																																												
L-3 (+310mm)	PCIS動作 SGTS A(B)起動																																													
L-2 (-970mm)	MSIV全閉 RLR(A,B)トリップ HPCS起動 RCIC起動 HPCS D/G起動 MSドレン弁全閉	広 帯 域																																												
L-1 (-3660mm)	LPCS起動 RHR(A,B,C)起動 D/G(A,B)起動																																													
原子炉水位インターロック																																														
L-8 (1650mm)	T/D RFP(A,B)トリップ M/D RFP(A,B)トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF(B,C)注入弁閉	狭 帯 域																																												
L-3 (610mm)	PCIS作動 RIP(A,F,D,J)トリップ SGTS(A,B)起動																																													
L-2 (-590mm)	RCIC起動 RIP(B,E,H,G,K)トリップ CUW隔離 ARI作動	広 帯 域																																												
L-1.5 (-2040mm)	MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF(B,C)起動 D/G(B,C)起動																																													
L-1 (-2880mm)	LPFL(A,B,C)起動 D/G(A)起動 CAMS起動 SA-ADSタイマ作動 ADSタイマ作動許可																																													
原子炉水位インターロック																																														
L-8 (132cm)	RFPトリップ 主タービントリップ HPCS注水弁閉 RCICトリップ	狭 帯 域																																												
L-3 (16cm)	スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉																																													
L-2 (-112cm)	MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作	広 帯 域																																												
L-1H (-261cm)	HPCS起動 HPCS-DEG起動																																													
L-1 (-381cm)	RHR起動 LPCS起動 DEG起動 ADS作動条件 AM自動減圧作動条件																																													

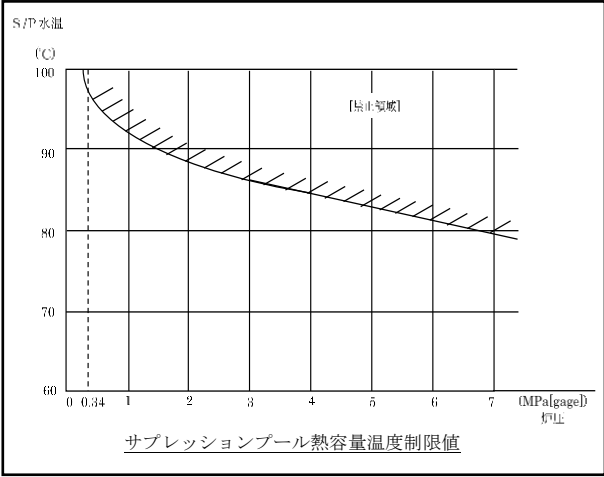
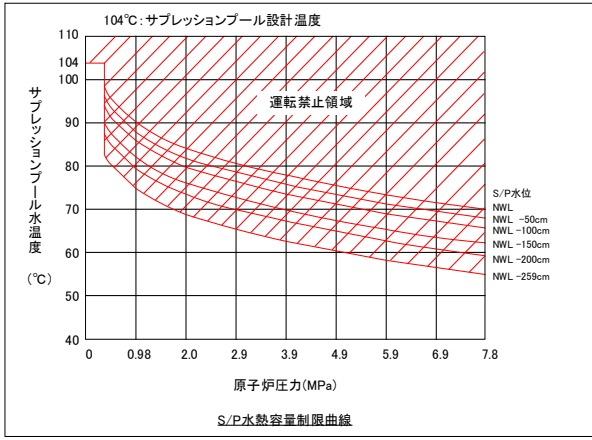
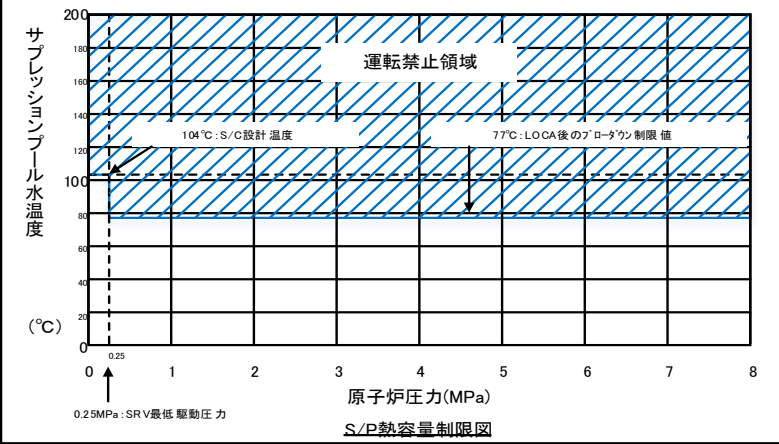
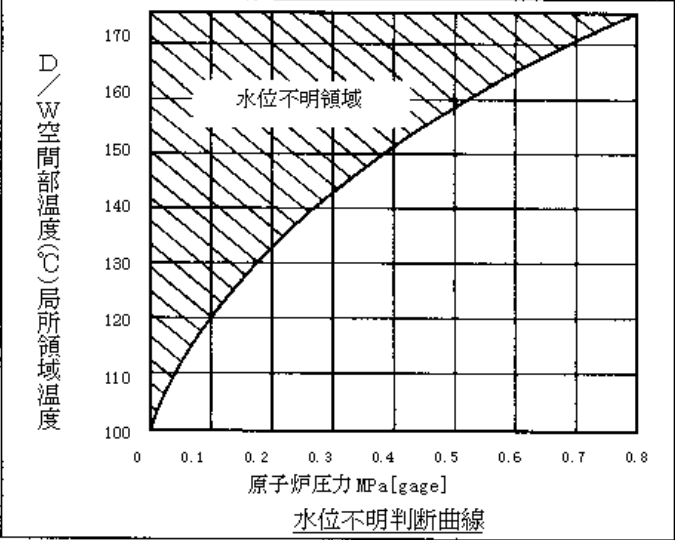
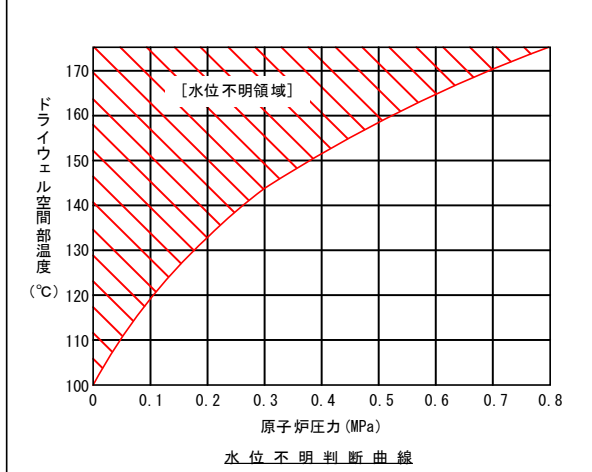
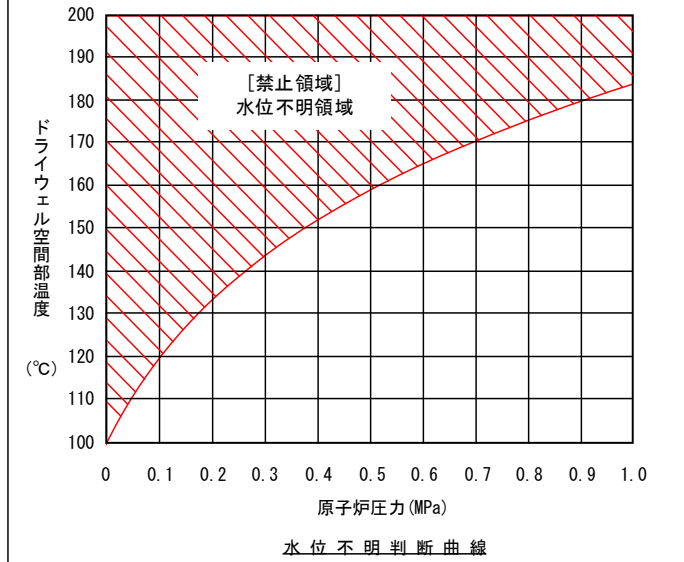
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																
<p>(7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：2弁</p> <p>(8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="270 338 813 892"> <thead> <tr> <th>開いている主蒸気 逃がし安全弁の数</th> <th>炉心冠水最低圧力 MPa [gage]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>9.26</td></tr> <tr><td>3</td><td>6.14</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.58</td></tr> <tr><td>5</td><td>3.65</td></tr> <tr><td>6</td><td>3.02</td></tr> <tr><td>7</td><td>2.58</td></tr> <tr><td>8</td><td>2.24</td></tr> <tr><td>9</td><td>1.98</td></tr> <tr><td>10</td><td>1.78</td></tr> <tr><td>11</td><td>1.60</td></tr> </tbody> </table>	開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa [gage]	2	9.26	3	6.14	4	4.58	5	3.65	6	3.02	7	2.58	8	2.24	9	1.98	10	1.78	11	1.60	<p>(6) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：3弁</p> <p>(7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：3弁</p> <p>(8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1041 348 1620 1066"> <thead> <tr> <th>開いてるSRVの個数</th> <th>炉心冠水最低圧力(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>5.77</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.31</td></tr> <tr><td>5</td><td>3.42</td></tr> <tr><td>6</td><td>2.83</td></tr> <tr><td>7</td><td>2.41</td></tr> <tr><td>8</td><td>2.10</td></tr> <tr><td>9</td><td>1.86</td></tr> <tr><td>10</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>11</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>12</td><td>1.38</td></tr> <tr><td>13</td><td>1.26</td></tr> <tr><td>14</td><td>1.16</td></tr> <tr><td>15</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>16</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>17</td><td>0.95</td></tr> <tr><td>18</td><td>0.89</td></tr> </tbody> </table> <p>ATWS + 水位不明時の炉心冠水最低圧力</p>	開いてるSRVの個数	炉心冠水最低圧力(MPa)	3	5.77	4	4.31	5	3.42	6	2.83	7	2.41	8	2.10	9	1.86	10	1.67	11	1.50	12	1.38	13	1.26	14	1.16	15	1.08	16	1.00	17	0.95	18	0.89	<p>(6) 「反応度制御」原子炉減圧操作時必要弁数：2弁</p> <p>(7) 「反応度制御」水位不明時操作時必要弁数：1弁</p> <p>(8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1804 338 2439 571"> <thead> <tr> <th>開いている主蒸気 逃がし安全弁の数</th> <th>炉心冠水最低圧力 MPa [gage]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>1</td><td>2.1</td></tr> </tbody> </table> <p>ATWS + 水位不明時の炉心冠水最低圧力</p>	開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa [gage]	3	0.5	2	0.8	1	2.1	<p>・設備の相違</p>
開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa [gage]																																																																		
2	9.26																																																																		
3	6.14																																																																		
4	4.58																																																																		
5	3.65																																																																		
6	3.02																																																																		
7	2.58																																																																		
8	2.24																																																																		
9	1.98																																																																		
10	1.78																																																																		
11	1.60																																																																		
開いてるSRVの個数	炉心冠水最低圧力(MPa)																																																																		
3	5.77																																																																		
4	4.31																																																																		
5	3.42																																																																		
6	2.83																																																																		
7	2.41																																																																		
8	2.10																																																																		
9	1.86																																																																		
10	1.67																																																																		
11	1.50																																																																		
12	1.38																																																																		
13	1.26																																																																		
14	1.16																																																																		
15	1.08																																																																		
16	1.00																																																																		
17	0.95																																																																		
18	0.89																																																																		
開いている主蒸気 逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa [gage]																																																																		
3	0.5																																																																		
2	0.8																																																																		
1	2.1																																																																		
<p>(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり</p> 	<p>(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり</p> 	<p>(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり</p> 	<p>・設備の相違</p>																																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
br/>
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり</p>  <p>サプレッションプール熱容量温度制限値</p> <p>(11) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力： 1.04MPa[gage]以下</p> <p>(12) 格納容器設計圧力：0.486MPa[abs]</p> <p>(13) ドライウェルスプレイ起動圧力：0.199MPa[abs]</p> <p>(14) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁</p> <p>(15) 温度高警報設定点：66℃</p> <p>(16) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(17) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>	<p>(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり</p>  <p>104℃: サプレッションプール設計温度</p> <p>運転禁止領域</p> <p>S/P水位 NWL -50cm NWL -100cm NWL -150cm NWL -200cm NWL -259cm</p> <p>原子炉圧力(MPa)</p> <p>S/P水熱容量制限曲線</p> <p>(11) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力： 0.88MPa[gage]以下</p> <p>(12) 格納容器圧力制限値：0.279MPa[gage]</p> <p>(13) ドライウェルスプレイ起動圧力：0.098MPa[gage]</p> <p>(14) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁</p> <p>(15) 温度高警報設定点：65℃</p> <p>(16) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(17) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>	<p>(10) サプレッションチェンバ熱容量制限図：下図のとおり</p>  <p>サプレッションチェンバ熱容量制限図</p> <p>運転禁止領域</p> <p>104℃: S/C設計温度</p> <p>77℃: LOCA後のブローダウン制限値</p> <p>原子炉圧力(MPa)</p> <p>S/P熱容量制限図</p> <p>0.25MPa: SRV最低駆動圧力</p> <p>(11) 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力： 0.88MPa[gage]以下</p> <p>(12) 格納容器圧力制限値：0.384MPa[gage]</p> <p>(13) 「格納容器圧力制御」外部注水制限値：サプレッション チェンバ通常水位+1.29m</p> <p>(14) ドライウェルスプレイ起動圧力：98kPa[gage]</p> <p>(15) 「急速減圧」時必要最少弁数：1弁</p> <p>(16) ドライウェル冷却機入口ガス温度高警報設定点：60℃</p> <p>(17) ドライウェル局所温度高警報設定点：65℃</p> <p>(18) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(19) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【島根固有】</p> <p>・島根は表5で引用しているため記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根はドライウェル冷却機入口ガス温度高警報設定点を参考に明記</p>
 <p>D/W空間部温度(°C)局所領域温度</p> <p>原子炉圧力 MPa[gage]</p> <p>水位不明領域</p> <p>水位不明判断曲線</p>	 <p>ドライウェル空間部温度(°C)</p> <p>原子炉圧力 (MPa)</p> <p>[水位不明領域]</p> <p>水位不明判断曲線</p>	 <p>ドライウェル空間部温度(°C)</p> <p>原子炉圧力 (MPa)</p> <p>[禁止領域] 水位不明領域</p> <p>水位不明判断曲線</p>	

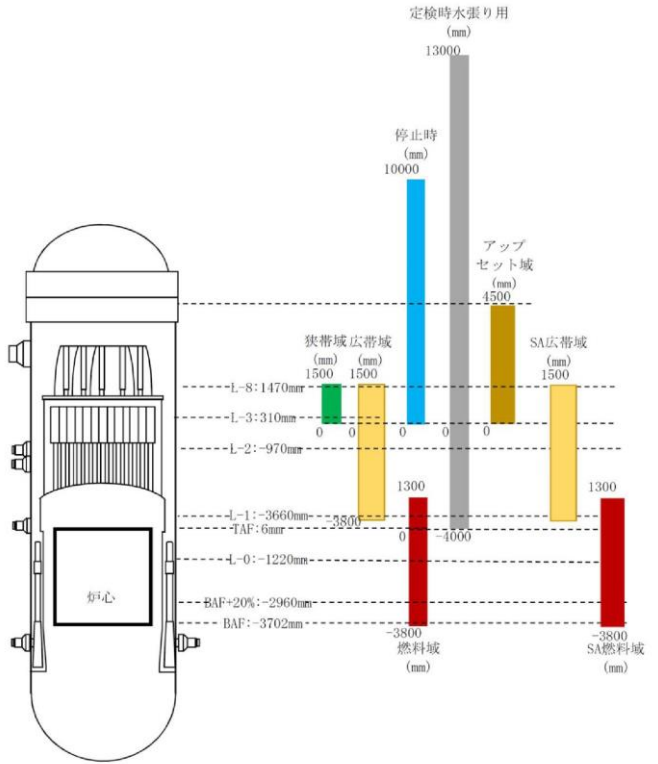
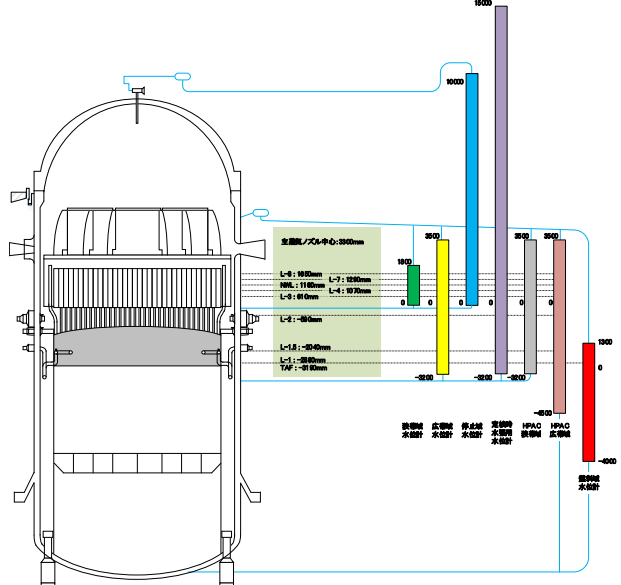
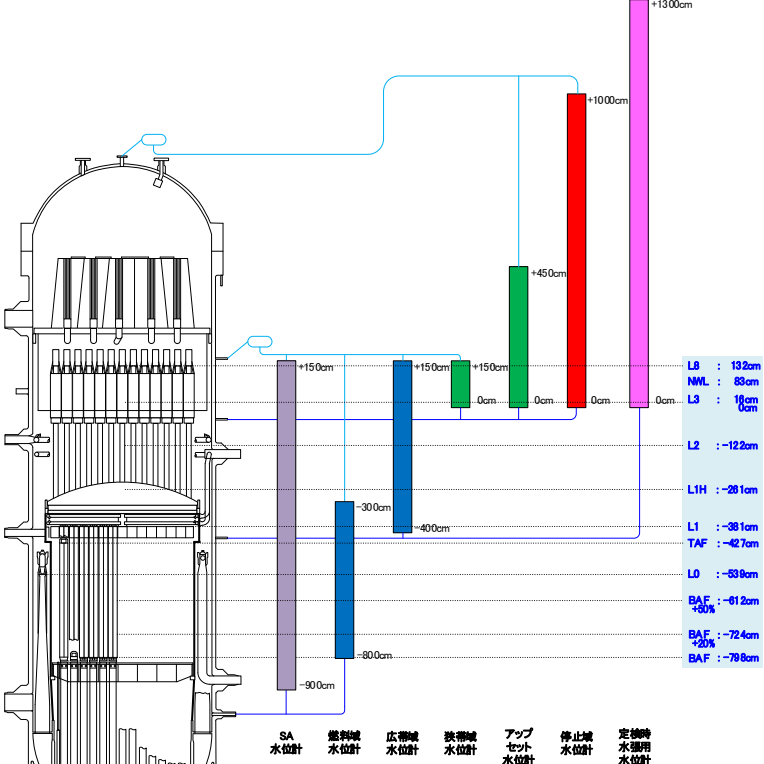
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(18) 通常運転時制限温度（サプレッションプール水温）： 32℃</p> <p>(19) 温度高警報設定点（サプレッションプール空間部温度）：49℃</p> <p>(20) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：サプレッションプール底部より+5.50m</p> <p>(21) 格納容器ベント最高水位：サプレッションプール底部より+25.2m</p> <p>(22) 急速減圧へ移行するサプレッションプール水位：-40cm</p> <p>(23) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気モニタの応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%</p> <p>(24) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>	<p>(18) サプレッションプールスプレイ起動温度：49℃</p> <p>(19) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：+12.7m</p> <p>(20) 格納容器ベント最高水位：+27.2m</p> <p>(21) ベント管凝縮限界値：-259cm</p> <p>(22) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.4%</p> <p>(23) 水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.3%及び4.6%</p> <p>(24) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>	<p>(20) サプレッションチェンバススプレイ起動温度：49℃</p> <p>(21) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：サプレッションチェンバス底部より+4.9m</p> <p>(22) 格納容器ベント最高水位：サプレッションチェンバス底部より+26.2m</p> <p>(23) ベント管凝縮限界値：サプレッションチェンバス通常水位-35.6cm</p> <p>(24) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は参考に明記 ・設備の相違 【島根固有】 ・運用の相違 ・設備の相違

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																		
<p>(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力： 0.206MPa[abs]</p> <p>(26) 「急速減圧」時必要弁数：6弁</p> <p>(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa[gage]</p> <p>(28) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3弁</p> <p>(29) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：1弁</p> <p>(30) 原子炉圧力容器水位計測定範囲</p> 	<p>(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：0.105MPa[gage]</p> <p>(26) 「急速減圧」時必要弁数：8弁</p> <p>(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.4MPa[gage]</p> <p>(28) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3弁</p> <p>(29) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：2弁</p> <p>(30) 原子炉圧力容器水位計測定範囲</p> 	<p>(25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力： <u>177kPa[gage]</u></p> <p>(26) 「急速減圧」時必要弁数：6弁</p> <p>(27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa[gage]</p> <p>(28) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：4弁</p> <p>(29) 原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数：1弁</p> <p>(30) <u>原子炉圧力容器水位計測定範囲</u></p> 	<p>・設備の相違</p>																																																																																																		
<p>(31) 原子炉圧力制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="192 1428 884 1711"> <thead> <tr> <th>圧力 (MPa)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.79~8.24</td> <td>SRV動作圧力 (安全弁機能)</td> <td>原子炉圧力の過剰な上昇を防止し、圧力変化が入る場合でもSRV最高圧力の1.1倍以内に抑える。</td> </tr> <tr> <td>7.37~7.58</td> <td>SRV動作圧力 (速し弁機能)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7.345</td> <td>RPT動作、ARI動作</td> <td>ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためのRPTトリップ及びARIが動作する。</td> </tr> <tr> <td>7.22</td> <td>RH注入開始スタック</td> <td>原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。</td> </tr> <tr> <td>4.11</td> <td>MSLV閉トリップバイパス</td> <td>起動時4時にMSLVを用いた状態で原子炉を運転するため、信用決議でのMSLV閉スタックをバイパスする。</td> </tr> <tr> <td>1.04</td> <td>制限(SICモード)許可</td> <td>制限系の出口配管の最高使用圧力を越えることを防ぐために設定</td> </tr> <tr> <td>0.34</td> <td>RCTCトリップ、SRV最低駆動圧力</td> <td>RCTC蒸気ライン隔離</td> </tr> </tbody> </table>	圧力 (MPa)	対象項目	意味	7.79~8.24	SRV動作圧力 (安全弁機能)	原子炉圧力の過剰な上昇を防止し、圧力変化が入る場合でもSRV最高圧力の1.1倍以内に抑える。	7.37~7.58	SRV動作圧力 (速し弁機能)	—	7.345	RPT動作、ARI動作	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためのRPTトリップ及びARIが動作する。	7.22	RH注入開始スタック	原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。	4.11	MSLV閉トリップバイパス	起動時4時にMSLVを用いた状態で原子炉を運転するため、信用決議でのMSLV閉スタックをバイパスする。	1.04	制限(SICモード)許可	制限系の出口配管の最高使用圧力を越えることを防ぐために設定	0.34	RCTCトリップ、SRV最低駆動圧力	RCTC蒸気ライン隔離	<p>(31) 原子炉圧力制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="1038 1428 1617 1711"> <thead> <tr> <th>圧力 (MPa)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.92~8.19</td> <td>安全弁機能設定圧力</td> <td>圧力バウンダリー保護</td> </tr> <tr> <td>7.51~7.85</td> <td>速し弁機能設定圧力</td> <td>SRV開に伴う水位・出力の変動</td> </tr> <tr> <td>7.48</td> <td>ARIトリップ</td> <td>ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためのRPTトリップ及びARIが動作する。</td> </tr> <tr> <td>7.34</td> <td>圧力高スクラム設定値</td> <td>原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。</td> </tr> <tr> <td>6.7</td> <td>TBV100%開</td> <td>6.52MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力</td> </tr> <tr> <td>6.52</td> <td>TBV0%開</td> <td>TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)</td> </tr> <tr> <td>5.98</td> <td>復水ポンプ注水開始</td> <td>HPCP注水開始</td> </tr> <tr> <td>3.06</td> <td>LPFL注入弁開許可</td> <td>LPFL注入弁開</td> </tr> <tr> <td>2.16</td> <td>LPFL注水開始</td> <td>LPFL注水開始</td> </tr> <tr> <td>0.88</td> <td>RHR停止時冷却隔離弁開許可</td> <td>SHC運転許可</td> </tr> <tr> <td>0.34</td> <td>SRV最低駆動圧力</td> <td>SRV開維持に必要な最小圧力</td> </tr> </tbody> </table>	圧力 (MPa)	対象項目	意味	7.92~8.19	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護	7.51~7.85	速し弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動	7.48	ARIトリップ	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためのRPTトリップ及びARIが動作する。	7.34	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。	6.7	TBV100%開	6.52MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力	6.52	TBV0%開	TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)	5.98	復水ポンプ注水開始	HPCP注水開始	3.06	LPFL注入弁開許可	LPFL注入弁開	2.16	LPFL注水開始	LPFL注水開始	0.88	RHR停止時冷却隔離弁開許可	SHC運転許可	0.34	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力	<p>(31) 原子炉圧力制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="1795 1428 2448 1900"> <thead> <tr> <th>圧力 (MPa)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.62</td> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.13~8.34</td> <td>安全弁機能設定圧力</td> <td>圧力バウンダリー保護</td> </tr> <tr> <td>7.58~7.78</td> <td>速し弁機能設定圧力</td> <td>SRV開に伴う水位・出力の変動</td> </tr> <tr> <td>7.41</td> <td>ATWS-RPT動作、ARI動作</td> <td>ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためPLRTトリップ及びARIが動作する。</td> </tr> <tr> <td>7.34</td> <td>圧力高スクラム設定値</td> <td>原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。</td> </tr> <tr> <td>6.76 (主蒸気圧力)</td> <td>TBV100%開</td> <td>6.55MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力</td> </tr> <tr> <td>6.55 (主蒸気圧力)</td> <td>TBV0%開</td> <td>TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)</td> </tr> <tr> <td>5.03</td> <td>LPCS、RHR注入弁開</td> <td>LOCA信号+弁差圧4.90MPaで自動開</td> </tr> <tr> <td>0.88</td> <td>RHR停止時冷却隔離弁開許可</td> <td>SDC運転許可</td> </tr> <tr> <td>0.46</td> <td>急速減圧完了</td> <td>0.46MPaまたはD/W圧力+0.03MPa以下</td> </tr> <tr> <td>0.343</td> <td>RCIC蒸気入口弁開</td> <td>RCICトリップ</td> </tr> <tr> <td>0.25</td> <td>SRV最低駆動圧力</td> <td>SRV開維持に必要な最小圧力</td> </tr> </tbody> </table>	圧力 (MPa)	対象項目	意味	8.62	最高使用圧力	—	8.13~8.34	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護	7.58~7.78	速し弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動	7.41	ATWS-RPT動作、ARI動作	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためPLRTトリップ及びARIが動作する。	7.34	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。	6.76 (主蒸気圧力)	TBV100%開	6.55MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力	6.55 (主蒸気圧力)	TBV0%開	TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)	5.03	LPCS、RHR注入弁開	LOCA信号+弁差圧4.90MPaで自動開	0.88	RHR停止時冷却隔離弁開許可	SDC運転許可	0.46	急速減圧完了	0.46MPaまたはD/W圧力+0.03MPa以下	0.343	RCIC蒸気入口弁開	RCICトリップ	0.25	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力
圧力 (MPa)	対象項目	意味																																																																																																			
7.79~8.24	SRV動作圧力 (安全弁機能)	原子炉圧力の過剰な上昇を防止し、圧力変化が入る場合でもSRV最高圧力の1.1倍以内に抑える。																																																																																																			
7.37~7.58	SRV動作圧力 (速し弁機能)	—																																																																																																			
7.345	RPT動作、ARI動作	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためのRPTトリップ及びARIが動作する。																																																																																																			
7.22	RH注入開始スタック	原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。																																																																																																			
4.11	MSLV閉トリップバイパス	起動時4時にMSLVを用いた状態で原子炉を運転するため、信用決議でのMSLV閉スタックをバイパスする。																																																																																																			
1.04	制限(SICモード)許可	制限系の出口配管の最高使用圧力を越えることを防ぐために設定																																																																																																			
0.34	RCTCトリップ、SRV最低駆動圧力	RCTC蒸気ライン隔離																																																																																																			
圧力 (MPa)	対象項目	意味																																																																																																			
7.92~8.19	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護																																																																																																			
7.51~7.85	速し弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動																																																																																																			
7.48	ARIトリップ	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためのRPTトリップ及びARIが動作する。																																																																																																			
7.34	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。																																																																																																			
6.7	TBV100%開	6.52MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力																																																																																																			
6.52	TBV0%開	TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)																																																																																																			
5.98	復水ポンプ注水開始	HPCP注水開始																																																																																																			
3.06	LPFL注入弁開許可	LPFL注入弁開																																																																																																			
2.16	LPFL注水開始	LPFL注水開始																																																																																																			
0.88	RHR停止時冷却隔離弁開許可	SHC運転許可																																																																																																			
0.34	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力																																																																																																			
圧力 (MPa)	対象項目	意味																																																																																																			
8.62	最高使用圧力	—																																																																																																			
8.13~8.34	安全弁機能設定圧力	圧力バウンダリー保護																																																																																																			
7.58~7.78	速し弁機能設定圧力	SRV開に伴う水位・出力の変動																																																																																																			
7.41	ATWS-RPT動作、ARI動作	ATWS発生時に圧力容器内圧力上昇を緩和し、かつS/Pの温度上昇を抑えるためPLRTトリップ及びARIが動作する。																																																																																																			
7.34	圧力高スクラム設定値	原子炉圧力が上昇すると、炉内ボイドが減少し正の反応度が投入されるため、燃料破損や異常高圧状態を引き起こす。そのため原子炉圧力高でスクラムさせ圧力上昇を防止する。																																																																																																			
6.76 (主蒸気圧力)	TBV100%開	6.55MPaで設定されたEHC圧力によるTBVの最大圧力																																																																																																			
6.55 (主蒸気圧力)	TBV0%開	TBVの最小圧力 (EHC圧力設定による制御)																																																																																																			
5.03	LPCS、RHR注入弁開	LOCA信号+弁差圧4.90MPaで自動開																																																																																																			
0.88	RHR停止時冷却隔離弁開許可	SDC運転許可																																																																																																			
0.46	急速減圧完了	0.46MPaまたはD/W圧力+0.03MPa以下																																																																																																			
0.343	RCIC蒸気入口弁開	RCICトリップ																																																																																																			
0.25	SRV最低駆動圧力	SRV開維持に必要な最小圧力																																																																																																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																	
<p>(32) 原子炉水位制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="195 264 881 762"> <thead> <tr> <th colspan="3">原子炉水位制御</th> </tr> <tr> <th>水位 (mm)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1470 (L-8)</td> <td>給水ポンプトリップ RCICトリップ、HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ</td> <td>主タービンへのキャリアオーバーおよびRCS管への水の漏入を防止するため原子炉への注水系をトリップさせる。</td> </tr> <tr> <td>1110 (L-7)</td> <td>原子炉水位高</td> <td>PLRポンプ1台トリップ時にL-8に至らない水位設定</td> </tr> <tr> <td>980 (NWL)</td> <td>通常運転水位</td> <td>運転時の通常水位</td> </tr> <tr> <td>850 (L-4)</td> <td>原子炉水位低</td> <td>熱水ポンプ1台トリップ時にPLRポンプがランバックしてもL-4に至らない水位設定</td> </tr> <tr> <td>310 (L-3)</td> <td>原子炉自動スクラム SGTS自動起動 PCIS動作 (L-3)</td> <td>原子炉水位異常低下時のフロン保護のため原子炉をスクラムさせることにより、格納容器隔離 (DISV、ISドレンホ、C開閉) を行う。主タービンへのキャリアアンダーを防止する本位。</td> </tr> <tr> <td>-970 (L-2)</td> <td>MSIV、MSドレンホ、C開閉 HPCS、HPCS DG、RCIC起動 RPT、ARI動作</td> <td>原子炉水位が異常低下した場合、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止するとともにRCS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。</td> </tr> <tr> <td>-3660 (L-1)</td> <td>ECOS動作 ADSタイマー動作 (120秒) DG(A・B) 起動</td> <td>LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分にあり、炉心が冠水燃料される冷却が十分達成できる本位</td> </tr> <tr> <td>6 (TAF) (燃料罐)</td> <td>有効燃料頂部</td> <td>燃料冠水による十分な冷却機能の喪失</td> </tr> <tr> <td>-1220 (L-6) (燃料罐)</td> <td>10MCRにおけるPCVスプレー実効判断基準</td> <td>有効燃料長2/3 安全解析上、炉心温度が十分に行える本位</td> </tr> <tr> <td>-2960 (BAF+20%) (燃料罐)</td> <td>急速減圧減速水位</td> <td>炉心損傷により水素発生量が増加することから急減速が必要となる本位</td> </tr> <tr> <td>-3702 (BAF) (燃料罐)</td> <td>有効燃料頂部</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位制御			水位 (mm)	対象項目	意味	1470 (L-8)	給水ポンプトリップ RCICトリップ、HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ	主タービンへのキャリアオーバーおよびRCS管への水の漏入を防止するため原子炉への注水系をトリップさせる。	1110 (L-7)	原子炉水位高	PLRポンプ1台トリップ時にL-8に至らない水位設定	980 (NWL)	通常運転水位	運転時の通常水位	850 (L-4)	原子炉水位低	熱水ポンプ1台トリップ時にPLRポンプがランバックしてもL-4に至らない水位設定	310 (L-3)	原子炉自動スクラム SGTS自動起動 PCIS動作 (L-3)	原子炉水位異常低下時のフロン保護のため原子炉をスクラムさせることにより、格納容器隔離 (DISV、ISドレンホ、C開閉) を行う。主タービンへのキャリアアンダーを防止する本位。	-970 (L-2)	MSIV、MSドレンホ、C開閉 HPCS、HPCS DG、RCIC起動 RPT、ARI動作	原子炉水位が異常低下した場合、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止するとともにRCS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。	-3660 (L-1)	ECOS動作 ADSタイマー動作 (120秒) DG(A・B) 起動	LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分にあり、炉心が冠水燃料される冷却が十分達成できる本位	6 (TAF) (燃料罐)	有効燃料頂部	燃料冠水による十分な冷却機能の喪失	-1220 (L-6) (燃料罐)	10MCRにおけるPCVスプレー実効判断基準	有効燃料長2/3 安全解析上、炉心温度が十分に行える本位	-2960 (BAF+20%) (燃料罐)	急速減圧減速水位	炉心損傷により水素発生量が増加することから急減速が必要となる本位	-3702 (BAF) (燃料罐)	有効燃料頂部	—	<p>(32) 原子炉水位制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="1012 264 1650 720"> <thead> <tr> <th colspan="3">原子炉水位制御ブレイクポイント</th> </tr> <tr> <th>原子炉水位 (mm)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1650 (L-8)</td> <td>主タービントリップ 給水ポンプトリップ RCIC自動停止 HPCF注入弁閉</td> <td>RCIC、HPCF系運転時に原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリアオーバー流入及び主蒸気管への炉水流入を防止。</td> </tr> <tr> <td>1290 (L-7)</td> <td>原子炉水位高(ANN)</td> <td>過度なキャリアオーバーにならないよう警報を発生。</td> </tr> <tr> <td>1180 (NWL)</td> <td>通常運転水位</td> <td>運転時の通常水位</td> </tr> <tr> <td>1070 (L-4)</td> <td>原子炉水位低(ANN)</td> <td>過度なキャリアアンダーにならないよう警報を発生。</td> </tr> <tr> <td>610 (L-3)</td> <td>原子炉スクラム PCIS隔離 SGTS起動</td> <td>自動スクラム</td> </tr> <tr> <td>-590 (L-2)</td> <td>RCIC起動 ARI動作 CUW隔離</td> <td>全給水喪失時にRCICが起動すればL-5に至らない。代替制御挿入手段としてARIを作動</td> </tr> <tr> <td>-2040 (L-1.5)</td> <td>HPCF起動 D/G(B,C) 起動 MSIV閉</td> <td>原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止するとともにECOS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。</td> </tr> <tr> <td>-2880 (L-1)</td> <td>LPFL起動 D/G(A)起動 ADSタイマー動作</td> <td>LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分あり、炉心が冠水維持されて冷却が十分達成できる水位とする。</td> </tr> <tr> <td>-3190 (TAF)</td> <td>有効燃料頂部</td> <td>燃料冠水による十分な冷却機能の喪失</td> </tr> <tr> <td>燃料罐 -1850 (BAF+50%)</td> <td>燃料下端上50%</td> <td>燃料被覆管パフォーマンス開始温度(815°C)</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位制御ブレイクポイント			原子炉水位 (mm)	対象項目	意味	1650 (L-8)	主タービントリップ 給水ポンプトリップ RCIC自動停止 HPCF注入弁閉	RCIC、HPCF系運転時に原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリアオーバー流入及び主蒸気管への炉水流入を防止。	1290 (L-7)	原子炉水位高(ANN)	過度なキャリアオーバーにならないよう警報を発生。	1180 (NWL)	通常運転水位	運転時の通常水位	1070 (L-4)	原子炉水位低(ANN)	過度なキャリアアンダーにならないよう警報を発生。	610 (L-3)	原子炉スクラム PCIS隔離 SGTS起動	自動スクラム	-590 (L-2)	RCIC起動 ARI動作 CUW隔離	全給水喪失時にRCICが起動すればL-5に至らない。代替制御挿入手段としてARIを作動	-2040 (L-1.5)	HPCF起動 D/G(B,C) 起動 MSIV閉	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止するとともにECOS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。	-2880 (L-1)	LPFL起動 D/G(A)起動 ADSタイマー動作	LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分あり、炉心が冠水維持されて冷却が十分達成できる水位とする。	-3190 (TAF)	有効燃料頂部	燃料冠水による十分な冷却機能の喪失	燃料罐 -1850 (BAF+50%)	燃料下端上50%	燃料被覆管パフォーマンス開始温度(815°C)	<p>(32) 原子炉水位制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="1834 264 2412 863"> <thead> <tr> <th colspan="3">原子炉水位制御ブレイクポイント</th> </tr> <tr> <th>原子炉水位 (cm)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>132 (L-8)</td> <td>RPTトリップ 主タービントリップ HPCS注入弁閉 RCICトリップ</td> <td>原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリアオーバー流入及び主蒸気管への炉水流入を防止。</td> </tr> <tr> <td>97 (L-7)</td> <td>原子炉水位高(ANN)</td> <td>過度なキャリアオーバーにならないよう警報を発生。</td> </tr> <tr> <td>83 (NWL)</td> <td>通常運転水位</td> <td>運転時の通常水位</td> </tr> <tr> <td>69 (L-4)</td> <td>原子炉水位低(ANN)</td> <td>過度なキャリアアンダーにならないよう警報を発生。</td> </tr> <tr> <td>58 (L-4L)</td> <td>PLRランバック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 (L-3)</td> <td>スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉</td> <td>自動スクラム</td> </tr> <tr> <td>-112 (L-2)</td> <td>MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作</td> <td>原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止し、全給水喪失時にRCICが起動すればL-1Hに至らない。代替制御挿入手段としてARIが作動</td> </tr> <tr> <td>-261 (L-1H)</td> <td>HPCS起動 HPCS-DEG起動</td> <td>ECOS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。</td> </tr> <tr> <td>-381 (L-1)</td> <td>RHR起動 LPCS起動 A/B-C/D起動 ADS作動条件 AM自動減圧作動条件</td> <td>LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分あり、炉心が冠水維持されて冷却が十分達成できる水位とする。</td> </tr> <tr> <td>-427 (TAF)</td> <td>有効燃料頂部</td> <td>燃料冠水による十分な冷却機能の喪失</td> </tr> <tr> <td>-612 (BAF+50%)</td> <td>燃料下端上50%</td> <td>燃料被覆管パフォーマンス開始温度</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉水位制御ブレイクポイント			原子炉水位 (cm)	対象項目	意味	132 (L-8)	RPTトリップ 主タービントリップ HPCS注入弁閉 RCICトリップ	原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリアオーバー流入及び主蒸気管への炉水流入を防止。	97 (L-7)	原子炉水位高(ANN)	過度なキャリアオーバーにならないよう警報を発生。	83 (NWL)	通常運転水位	運転時の通常水位	69 (L-4)	原子炉水位低(ANN)	過度なキャリアアンダーにならないよう警報を発生。	58 (L-4L)	PLRランバック		16 (L-3)	スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉	自動スクラム	-112 (L-2)	MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止し、全給水喪失時にRCICが起動すればL-1Hに至らない。代替制御挿入手段としてARIが作動	-261 (L-1H)	HPCS起動 HPCS-DEG起動	ECOS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。	-381 (L-1)	RHR起動 LPCS起動 A/B-C/D起動 ADS作動条件 AM自動減圧作動条件	LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分あり、炉心が冠水維持されて冷却が十分達成できる水位とする。	-427 (TAF)	有効燃料頂部	燃料冠水による十分な冷却機能の喪失	-612 (BAF+50%)	燃料下端上50%	燃料被覆管パフォーマンス開始温度	<p>・設備の相違</p>															
原子炉水位制御																																																																																																																																				
水位 (mm)	対象項目	意味																																																																																																																																		
1470 (L-8)	給水ポンプトリップ RCICトリップ、HPCS注入隔離弁閉 主タービントリップ	主タービンへのキャリアオーバーおよびRCS管への水の漏入を防止するため原子炉への注水系をトリップさせる。																																																																																																																																		
1110 (L-7)	原子炉水位高	PLRポンプ1台トリップ時にL-8に至らない水位設定																																																																																																																																		
980 (NWL)	通常運転水位	運転時の通常水位																																																																																																																																		
850 (L-4)	原子炉水位低	熱水ポンプ1台トリップ時にPLRポンプがランバックしてもL-4に至らない水位設定																																																																																																																																		
310 (L-3)	原子炉自動スクラム SGTS自動起動 PCIS動作 (L-3)	原子炉水位異常低下時のフロン保護のため原子炉をスクラムさせることにより、格納容器隔離 (DISV、ISドレンホ、C開閉) を行う。主タービンへのキャリアアンダーを防止する本位。																																																																																																																																		
-970 (L-2)	MSIV、MSドレンホ、C開閉 HPCS、HPCS DG、RCIC起動 RPT、ARI動作	原子炉水位が異常低下した場合、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止するとともにRCS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。																																																																																																																																		
-3660 (L-1)	ECOS動作 ADSタイマー動作 (120秒) DG(A・B) 起動	LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分にあり、炉心が冠水燃料される冷却が十分達成できる本位																																																																																																																																		
6 (TAF) (燃料罐)	有効燃料頂部	燃料冠水による十分な冷却機能の喪失																																																																																																																																		
-1220 (L-6) (燃料罐)	10MCRにおけるPCVスプレー実効判断基準	有効燃料長2/3 安全解析上、炉心温度が十分に行える本位																																																																																																																																		
-2960 (BAF+20%) (燃料罐)	急速減圧減速水位	炉心損傷により水素発生量が増加することから急減速が必要となる本位																																																																																																																																		
-3702 (BAF) (燃料罐)	有効燃料頂部	—																																																																																																																																		
原子炉水位制御ブレイクポイント																																																																																																																																				
原子炉水位 (mm)	対象項目	意味																																																																																																																																		
1650 (L-8)	主タービントリップ 給水ポンプトリップ RCIC自動停止 HPCF注入弁閉	RCIC、HPCF系運転時に原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリアオーバー流入及び主蒸気管への炉水流入を防止。																																																																																																																																		
1290 (L-7)	原子炉水位高(ANN)	過度なキャリアオーバーにならないよう警報を発生。																																																																																																																																		
1180 (NWL)	通常運転水位	運転時の通常水位																																																																																																																																		
1070 (L-4)	原子炉水位低(ANN)	過度なキャリアアンダーにならないよう警報を発生。																																																																																																																																		
610 (L-3)	原子炉スクラム PCIS隔離 SGTS起動	自動スクラム																																																																																																																																		
-590 (L-2)	RCIC起動 ARI動作 CUW隔離	全給水喪失時にRCICが起動すればL-5に至らない。代替制御挿入手段としてARIを作動																																																																																																																																		
-2040 (L-1.5)	HPCF起動 D/G(B,C) 起動 MSIV閉	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止するとともにECOS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。																																																																																																																																		
-2880 (L-1)	LPFL起動 D/G(A)起動 ADSタイマー動作	LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分あり、炉心が冠水維持されて冷却が十分達成できる水位とする。																																																																																																																																		
-3190 (TAF)	有効燃料頂部	燃料冠水による十分な冷却機能の喪失																																																																																																																																		
燃料罐 -1850 (BAF+50%)	燃料下端上50%	燃料被覆管パフォーマンス開始温度(815°C)																																																																																																																																		
原子炉水位制御ブレイクポイント																																																																																																																																				
原子炉水位 (cm)	対象項目	意味																																																																																																																																		
132 (L-8)	RPTトリップ 主タービントリップ HPCS注入弁閉 RCICトリップ	原子炉水位異常上昇を防止し、タービンに過度のキャリアオーバー流入及び主蒸気管への炉水流入を防止。																																																																																																																																		
97 (L-7)	原子炉水位高(ANN)	過度なキャリアオーバーにならないよう警報を発生。																																																																																																																																		
83 (NWL)	通常運転水位	運転時の通常水位																																																																																																																																		
69 (L-4)	原子炉水位低(ANN)	過度なキャリアアンダーにならないよう警報を発生。																																																																																																																																		
58 (L-4L)	PLRランバック																																																																																																																																			
16 (L-3)	スクラム SGT起動 CUW隔離 格納容器隔離弁閉	自動スクラム																																																																																																																																		
-112 (L-2)	MSIV閉 PLRポンプトリップ RCIC起動 ARI動作	原子炉水位が異常低下した場合に、一次系からの冷却材の流出を防止するため、MSIVを閉止し、全給水喪失時にRCICが起動すればL-1Hに至らない。代替制御挿入手段としてARIが作動																																																																																																																																		
-261 (L-1H)	HPCS起動 HPCS-DEG起動	ECOS系の起動により原子炉水位の低下を抑える。																																																																																																																																		
-381 (L-1)	RHR起動 LPCS起動 A/B-C/D起動 ADS作動条件 AM自動減圧作動条件	LOCA時にECOSが動作するに時間的余裕が十分あり、炉心が冠水維持されて冷却が十分達成できる水位とする。																																																																																																																																		
-427 (TAF)	有効燃料頂部	燃料冠水による十分な冷却機能の喪失																																																																																																																																		
-612 (BAF+50%)	燃料下端上50%	燃料被覆管パフォーマンス開始温度																																																																																																																																		
<p>(33) 原子炉出力ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="255 963 819 1140"> <thead> <tr> <th colspan="3">原子炉出力制御</th> </tr> <tr> <th>出力 (%)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>APRM最高(モード136%)</td> <td>原子炉スクラム</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>PLRランバック出力</td> <td>PLRランバックによる原子炉出力</td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td>RPTトリップ出力</td> <td>PLRポンプのRPTトリップおよびRPT挿入による原子炉出力</td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td>RPTトリップ出力</td> <td>PLRポンプのRPTトリップおよびRPT挿入による原子炉出力</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>TBVの容量</td> <td>TBV操作によって制御できる最大出力</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>APRMセッティング(モード1)</td> <td>モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉出力制御			出力 (%)	対象項目	意味	120	APRM最高(モード136%)	原子炉スクラム	100	PLRランバック出力	PLRランバックによる原子炉出力	85%	RPTトリップ出力	PLRポンプのRPTトリップおよびRPT挿入による原子炉出力	80%	RPTトリップ出力	PLRポンプのRPTトリップおよびRPT挿入による原子炉出力	25	TBVの容量	TBV操作によって制御できる最大出力	15	APRMセッティング(モード1)	モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム	<p>(33) 原子炉出力ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="1065 978 1596 1129"> <thead> <tr> <th colspan="3">原子炉出力制御ブレイクポイント</th> </tr> <tr> <th>出力 (%)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>APRM最高</td> <td>自動スクラム</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>100%ロードラインの最小流量</td> <td>再循環ポンプが最小流量ランバックしたときの理想最低出力</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>100%ロードラインの自然循環流量</td> <td>再循環ポンプがトリップした時の理想最低出力</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>TBVのキャパシティ</td> <td>TBV操作によって制御できる最大出力</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>APRMセッティング(モード1)</td> <td>モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉出力制御ブレイクポイント			出力 (%)	対象項目	意味	120	APRM最高	自動スクラム	83	100%ロードラインの最小流量	再循環ポンプが最小流量ランバックしたときの理想最低出力	40	100%ロードラインの自然循環流量	再循環ポンプがトリップした時の理想最低出力	35	TBVのキャパシティ	TBV操作によって制御できる最大出力	15	APRMセッティング(モード1)	モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム	<p>(33) 原子炉出力制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="1762 984 2484 1123"> <thead> <tr> <th colspan="3">原子炉出力制御ブレイクポイント</th> </tr> <tr> <th>出力 (%)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>APRM最高</td> <td>自動スクラム</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>TBVのキャパシティ</td> <td>TBV操作によって制御できる最大出力</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>APRMセッティング(モード1)</td> <td>モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉出力制御ブレイクポイント			出力 (%)	対象項目	意味	120	APRM最高	自動スクラム	100	TBVのキャパシティ	TBV操作によって制御できる最大出力	15	APRMセッティング(モード1)	モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム																																																																						
原子炉出力制御																																																																																																																																				
出力 (%)	対象項目	意味																																																																																																																																		
120	APRM最高(モード136%)	原子炉スクラム																																																																																																																																		
100	PLRランバック出力	PLRランバックによる原子炉出力																																																																																																																																		
85%	RPTトリップ出力	PLRポンプのRPTトリップおよびRPT挿入による原子炉出力																																																																																																																																		
80%	RPTトリップ出力	PLRポンプのRPTトリップおよびRPT挿入による原子炉出力																																																																																																																																		
25	TBVの容量	TBV操作によって制御できる最大出力																																																																																																																																		
15	APRMセッティング(モード1)	モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム																																																																																																																																		
原子炉出力制御ブレイクポイント																																																																																																																																				
出力 (%)	対象項目	意味																																																																																																																																		
120	APRM最高	自動スクラム																																																																																																																																		
83	100%ロードラインの最小流量	再循環ポンプが最小流量ランバックしたときの理想最低出力																																																																																																																																		
40	100%ロードラインの自然循環流量	再循環ポンプがトリップした時の理想最低出力																																																																																																																																		
35	TBVのキャパシティ	TBV操作によって制御できる最大出力																																																																																																																																		
15	APRMセッティング(モード1)	モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム																																																																																																																																		
原子炉出力制御ブレイクポイント																																																																																																																																				
出力 (%)	対象項目	意味																																																																																																																																		
120	APRM最高	自動スクラム																																																																																																																																		
100	TBVのキャパシティ	TBV操作によって制御できる最大出力																																																																																																																																		
15	APRMセッティング(モード1)	モードスイッチが起動ポジションにあるときのスクラム																																																																																																																																		
<p>(34) 格納容器圧力制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="201 1236 878 1589"> <thead> <tr> <th colspan="3">PCV圧力制御</th> </tr> <tr> <th>圧力 (kPa[gage])</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>986 (2Pd)</td> <td>PCV限界圧力制御値</td> <td>PCV閉止圧力</td> </tr> <tr> <td>741 (L1 2Pd)</td> <td>炉心損傷時のPCVイベント実効基準値</td> <td>炉心損傷時のPCVイベント実施</td> </tr> <tr> <td>528 (L1Pd) (127% of 415 kPa)</td> <td>PCV最高使用圧力</td> <td>炉心損傷時のPCVイベント実施</td> </tr> <tr> <td>486 (0.9Pd)</td> <td>PCV設計圧力(閉鎖値)</td> <td>PCV閉止圧力</td> </tr> <tr> <td>346</td> <td>設計基準事故時の最高圧力</td> <td>346kPaを越えているならば圧力制御機能が失われている可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>206</td> <td>FCS系トリップ</td> <td>FCS設計圧力</td> </tr> <tr> <td>199</td> <td>PCVスプレー実効判断基準</td> <td>格納容器からの放射性物質の漏えいを低く抑えるためにスプレーを実施する。</td> </tr> <tr> <td>13.7 (kPa[gage])</td> <td>原子炉自動スクラム ECOS起動 PCIS動作 (D/W圧力) S/Cスプレー実効</td> <td>格納容器の圧力が異常に高くなることは原子炉自動スクラムトリップの発生を意味する。この状態により起こる燃料損傷の可能性を最小にするために原子炉スクラムさせる。</td> </tr> <tr> <td>10.3 (kPa[gage])</td> <td>原子炉自動スクラム判断基準値</td> <td>ドライウエリ圧力高警報</td> </tr> <tr> <td>4.5 ~ 5.9 (0.09[gage])</td> <td>通常運転圧力</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	PCV圧力制御			圧力 (kPa[gage])	対象項目	意味	986 (2Pd)	PCV限界圧力制御値	PCV閉止圧力	741 (L1 2Pd)	炉心損傷時のPCVイベント実効基準値	炉心損傷時のPCVイベント実施	528 (L1Pd) (127% of 415 kPa)	PCV最高使用圧力	炉心損傷時のPCVイベント実施	486 (0.9Pd)	PCV設計圧力(閉鎖値)	PCV閉止圧力	346	設計基準事故時の最高圧力	346kPaを越えているならば圧力制御機能が失われている可能性がある。	206	FCS系トリップ	FCS設計圧力	199	PCVスプレー実効判断基準	格納容器からの放射性物質の漏えいを低く抑えるためにスプレーを実施する。	13.7 (kPa[gage])	原子炉自動スクラム ECOS起動 PCIS動作 (D/W圧力) S/Cスプレー実効	格納容器の圧力が異常に高くなることは原子炉自動スクラムトリップの発生を意味する。この状態により起こる燃料損傷の可能性を最小にするために原子炉スクラムさせる。	10.3 (kPa[gage])	原子炉自動スクラム判断基準値	ドライウエリ圧力高警報	4.5 ~ 5.9 (0.09[gage])	通常運転圧力	—	<p>(34) 格納容器圧力制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="1077 1251 1584 1577"> <thead> <tr> <th colspan="3">格納容器圧力制御ブレイクポイント</th> </tr> <tr> <th>圧力 (kPa[gage])</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>990</td> <td>PCV限界圧力制御値</td> <td>PCV閉止圧力</td> </tr> <tr> <td>400 (500kPa-abs)</td> <td>中間指示計フルスケール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>310</td> <td>PCV最高使用圧力</td> <td>緊急時対策本部へ連絡し、格納容器ベントをする。</td> </tr> <tr> <td>279</td> <td>PCV圧力制限値</td> <td>格納容器スプレーを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉過水」操作を実施する。</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>設計基準事故時の最高圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>180</td> <td>圧力抑制、圧力制限条件</td> <td>急速減圧へ移行する。</td> </tr> <tr> <td>105 (210kPa-abs)</td> <td>FCS設計圧力</td> <td>FCSブロワ吸込圧力高にてトリップする。</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>FCS系ラプチャーディスク破裂圧力</td> <td>圧力以上でないFCS系は使用不可能</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td></td> <td>圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレー及びS/Pスプレーを実施する。</td> </tr> <tr> <td>13.7</td> <td>スクラム設定点</td> <td>原子炉自動スクラム、ECOS作動</td> </tr> <tr> <td>8.5</td> <td>AC系D/W圧力高設定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.2</td> <td>通常運転圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.7</td> <td>D/W圧力低設定値</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	格納容器圧力制御ブレイクポイント			圧力 (kPa[gage])	対象項目	意味	990	PCV限界圧力制御値	PCV閉止圧力	400 (500kPa-abs)	中間指示計フルスケール		310	PCV最高使用圧力	緊急時対策本部へ連絡し、格納容器ベントをする。	279	PCV圧力制限値	格納容器スプレーを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉過水」操作を実施する。	250	設計基準事故時の最高圧力		180	圧力抑制、圧力制限条件	急速減圧へ移行する。	105 (210kPa-abs)	FCS設計圧力	FCSブロワ吸込圧力高にてトリップする。	100	FCS系ラプチャーディスク破裂圧力	圧力以上でないFCS系は使用不可能	98		圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレー及びS/Pスプレーを実施する。	13.7	スクラム設定点	原子炉自動スクラム、ECOS作動	8.5	AC系D/W圧力高設定値		5.2	通常運転圧力		0.7	D/W圧力低設定値		<p>(34) 格納容器圧力制御ブレイクポイント</p> <table border="1" data-bbox="1762 1247 2484 1671"> <thead> <tr> <th colspan="3">格納容器圧力制御ブレイクポイント</th> </tr> <tr> <th>圧力 (kPa[gage])</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000</td> <td>指示計フルスケール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>853</td> <td>PCV限界圧力</td> <td>2Pd</td> </tr> <tr> <td>427</td> <td>PCV最高使用圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>384</td> <td>PCV圧力制限値</td> <td>PCV代替スプレーを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉過水」操作を実施する。</td> </tr> <tr> <td>334</td> <td>PCV代替スプレー停止</td> <td>384kPa ~ 334kPaで間欠運転を実施する。</td> </tr> <tr> <td>245</td> <td>設計基準事故時の最高圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>245</td> <td>圧力抑制、圧力制限条件</td> <td>PCVベント準備を実施するとともに、急速減圧へ移行する。</td> </tr> <tr> <td>177</td> <td>FCS設計圧力</td> <td>FCSブロワ吸込圧力高にてトリップする。</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td>PCVスプレー</td> <td>圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレー及びS/Pスプレーを実施する。</td> </tr> <tr> <td>13.7</td> <td>スクラム設定点</td> <td>原子炉自動スクラム、ECOS作動</td> </tr> <tr> <td>10.4</td> <td>RPS系 D/W圧力高設定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.63</td> <td>NGC系 D/W圧力高設定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.2</td> <td>通常運転圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.686</td> <td>RPS系 D/W圧力低設定値</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	格納容器圧力制御ブレイクポイント			圧力 (kPa[gage])	対象項目	意味	1000	指示計フルスケール		853	PCV限界圧力	2Pd	427	PCV最高使用圧力		384	PCV圧力制限値	PCV代替スプレーを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉過水」操作を実施する。	334	PCV代替スプレー停止	384kPa ~ 334kPaで間欠運転を実施する。	245	設計基準事故時の最高圧力		245	圧力抑制、圧力制限条件	PCVベント準備を実施するとともに、急速減圧へ移行する。	177	FCS設計圧力	FCSブロワ吸込圧力高にてトリップする。	98	PCVスプレー	圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレー及びS/Pスプレーを実施する。	13.7	スクラム設定点	原子炉自動スクラム、ECOS作動	10.4	RPS系 D/W圧力高設定値		8.63	NGC系 D/W圧力高設定値		5.2	通常運転圧力		0.686	RPS系 D/W圧力低設定値		
PCV圧力制御																																																																																																																																				
圧力 (kPa[gage])	対象項目	意味																																																																																																																																		
986 (2Pd)	PCV限界圧力制御値	PCV閉止圧力																																																																																																																																		
741 (L1 2Pd)	炉心損傷時のPCVイベント実効基準値	炉心損傷時のPCVイベント実施																																																																																																																																		
528 (L1Pd) (127% of 415 kPa)	PCV最高使用圧力	炉心損傷時のPCVイベント実施																																																																																																																																		
486 (0.9Pd)	PCV設計圧力(閉鎖値)	PCV閉止圧力																																																																																																																																		
346	設計基準事故時の最高圧力	346kPaを越えているならば圧力制御機能が失われている可能性がある。																																																																																																																																		
206	FCS系トリップ	FCS設計圧力																																																																																																																																		
199	PCVスプレー実効判断基準	格納容器からの放射性物質の漏えいを低く抑えるためにスプレーを実施する。																																																																																																																																		
13.7 (kPa[gage])	原子炉自動スクラム ECOS起動 PCIS動作 (D/W圧力) S/Cスプレー実効	格納容器の圧力が異常に高くなることは原子炉自動スクラムトリップの発生を意味する。この状態により起こる燃料損傷の可能性を最小にするために原子炉スクラムさせる。																																																																																																																																		
10.3 (kPa[gage])	原子炉自動スクラム判断基準値	ドライウエリ圧力高警報																																																																																																																																		
4.5 ~ 5.9 (0.09[gage])	通常運転圧力	—																																																																																																																																		
格納容器圧力制御ブレイクポイント																																																																																																																																				
圧力 (kPa[gage])	対象項目	意味																																																																																																																																		
990	PCV限界圧力制御値	PCV閉止圧力																																																																																																																																		
400 (500kPa-abs)	中間指示計フルスケール																																																																																																																																			
310	PCV最高使用圧力	緊急時対策本部へ連絡し、格納容器ベントをする。																																																																																																																																		
279	PCV圧力制限値	格納容器スプレーを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉過水」操作を実施する。																																																																																																																																		
250	設計基準事故時の最高圧力																																																																																																																																			
180	圧力抑制、圧力制限条件	急速減圧へ移行する。																																																																																																																																		
105 (210kPa-abs)	FCS設計圧力	FCSブロワ吸込圧力高にてトリップする。																																																																																																																																		
100	FCS系ラプチャーディスク破裂圧力	圧力以上でないFCS系は使用不可能																																																																																																																																		
98		圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレー及びS/Pスプレーを実施する。																																																																																																																																		
13.7	スクラム設定点	原子炉自動スクラム、ECOS作動																																																																																																																																		
8.5	AC系D/W圧力高設定値																																																																																																																																			
5.2	通常運転圧力																																																																																																																																			
0.7	D/W圧力低設定値																																																																																																																																			
格納容器圧力制御ブレイクポイント																																																																																																																																				
圧力 (kPa[gage])	対象項目	意味																																																																																																																																		
1000	指示計フルスケール																																																																																																																																			
853	PCV限界圧力	2Pd																																																																																																																																		
427	PCV最高使用圧力																																																																																																																																			
384	PCV圧力制限値	PCV代替スプレーを実施し、格納容器を減圧するとともに「原子炉過水」操作を実施する。																																																																																																																																		
334	PCV代替スプレー停止	384kPa ~ 334kPaで間欠運転を実施する。																																																																																																																																		
245	設計基準事故時の最高圧力																																																																																																																																			
245	圧力抑制、圧力制限条件	PCVベント準備を実施するとともに、急速減圧へ移行する。																																																																																																																																		
177	FCS設計圧力	FCSブロワ吸込圧力高にてトリップする。																																																																																																																																		
98	PCVスプレー	圧力上昇が継続する場合、D/Wスプレー及びS/Pスプレーを実施する。																																																																																																																																		
13.7	スクラム設定点	原子炉自動スクラム、ECOS作動																																																																																																																																		
10.4	RPS系 D/W圧力高設定値																																																																																																																																			
8.63	NGC系 D/W圧力高設定値																																																																																																																																			
5.2	通常運転圧力																																																																																																																																			
0.686	RPS系 D/W圧力低設定値																																																																																																																																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																						
<p>(35) D/W温度制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="231 247 845 472"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171</td> <td>急速減圧、D/W代替スプレイ実施基準</td> <td>D/W設計温度</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>D/Wスプレイ実施判断基準</td> <td>蒸気発生率事故1日でのD/W内帯電仕様温度</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>D/W圧力高スクラム設定値の飽和温度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>MSIVリミットスイッチ許容温度</td> <td>原子炉手動スクラム実施</td> </tr> <tr> <td>66 (D/W冷却機出口)</td> <td>高圧運転時最高温度</td> <td>手動MSIV起動</td> </tr> <tr> <td>57 (D/W冷却機入口)</td> <td>高圧運転時平均温度</td> <td>手動DWC起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>(36) S/P温度制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="201 714 875 997"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/C最高使用温度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>ECCS系の最高使用温度</td> <td>蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>HPCS水頭切替 (S/C-CST) 実施判断基準</td> <td>水頭切替操作時間を考慮してもHPCS最高使用温度100°Cを超過しないように設定</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>LOCA時S/P水温上限</td> <td>蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>RCIC水頭切替</td> <td>RCIC冷却器設計温度</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>高圧待機運転時プール水温最高値 (スクラム制限温度)</td> <td>原子炉手動スクラム実施</td> </tr> <tr> <td>49 (空間部)</td> <td>運転時最高温度 (高圧待機時)</td> <td>異常事態で上昇している可能性があるため、S/P空間部温度を下げるためにスプレイを実施する。</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P通常運転時制限温度</td> <td>S/P冷却実施</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御			温度 (°C)	対象項目	意味	171	急速減圧、D/W代替スプレイ実施基準	D/W設計温度	103	D/Wスプレイ実施判断基準	蒸気発生率事故1日でのD/W内帯電仕様温度	90	D/W圧力高スクラム設定値の飽和温度	—	90	MSIVリミットスイッチ許容温度	原子炉手動スクラム実施	66 (D/W冷却機出口)	高圧運転時最高温度	手動MSIV起動	57 (D/W冷却機入口)	高圧運転時平均温度	手動DWC起動	S/P温度制御			温度 (°C)	対象項目	意味	104	S/C最高使用温度	—	100	ECCS系の最高使用温度	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。	80	HPCS水頭切替 (S/C-CST) 実施判断基準	水頭切替操作時間を考慮してもHPCS最高使用温度100°Cを超過しないように設定	77	LOCA時S/P水温上限	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。	60	RCIC水頭切替	RCIC冷却器設計温度	49	高圧待機運転時プール水温最高値 (スクラム制限温度)	原子炉手動スクラム実施	49 (空間部)	運転時最高温度 (高圧待機時)	異常事態で上昇している可能性があるため、S/P空間部温度を下げるためにスプレイを実施する。	35	S/P通常運転時制限温度	S/P冷却実施	<p>(35) D/W温度制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="1053 268 1608 451"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御ブレークポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・水位不明判断曲線の確認 ・原子炉ウエル水張</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>D/W圧力高スクラム設定値の飽和温度</td> <td>急速減圧実施</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>MSIV用LS許容温度</td> <td>手動スクラム実施</td> </tr> <tr> <td>66 (局所温度)</td> <td>格納容器内機器設計温度 (SGTSチャコールフィルタ性能保証温度)</td> <td>・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、通常停止</td> </tr> <tr> <td>57 (DWC入口温度)</td> <td>D/W通常運転制限温度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(36) S/P温度制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="1053 714 1608 997"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御ブレークポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/C最高使用温度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>ECCS系の最高使用温度</td> <td>可能であれば水源をCSPへ切替える。</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>LOCA時S/P水温上限</td> <td>蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>RCIC長期運転保障</td> <td>60°Cを超えてのRCIC運転は長期的に保障できないため、可能であれば水源をCSPへ切替える。</td> </tr> <tr> <td>49 (空間部局所温度)</td> <td>S/Pスプレイ起動温度</td> <td>空間部温度のみが上昇した場合、真空破壊弁バイパス等の異常発生可能性があるため、S/Pスプレイを起動させる。</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>高温待機運転中のS/P水温最高値 (スクラム制限温度)</td> <td>プール水温を77°C以下を満足するためには原子炉隔離事象を想定してもプール水温が49°C以下であればよい。手動スクラムし、「減圧冷却」を開始する。S/P水熱容量制限値を超えた場合は急速減圧する。</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P通常運転制限温度</td> <td>S/P冷却を開始する。温度上昇継続なら手動スクラムする。</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御ブレークポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	171	D/W設計温度	・水位不明判断曲線の確認 ・原子炉ウエル水張	103	D/W圧力高スクラム設定値の飽和温度	急速減圧実施	90	MSIV用LS許容温度	手動スクラム実施	66 (局所温度)	格納容器内機器設計温度 (SGTSチャコールフィルタ性能保証温度)	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、通常停止	57 (DWC入口温度)	D/W通常運転制限温度	—	S/P温度制御ブレークポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	104	S/C最高使用温度	—	100	ECCS系の最高使用温度	可能であれば水源をCSPへ切替える。	77	LOCA時S/P水温上限	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。	60	RCIC長期運転保障	60°Cを超えてのRCIC運転は長期的に保障できないため、可能であれば水源をCSPへ切替える。	49 (空間部局所温度)	S/Pスプレイ起動温度	空間部温度のみが上昇した場合、真空破壊弁バイパス等の異常発生可能性があるため、S/Pスプレイを起動させる。	49	高温待機運転中のS/P水温最高値 (スクラム制限温度)	プール水温を77°C以下を満足するためには原子炉隔離事象を想定してもプール水温が49°C以下であればよい。手動スクラムし、「減圧冷却」を開始する。S/P水熱容量制限値を超えた場合は急速減圧する。	35	S/P通常運転制限温度	S/P冷却を開始する。温度上昇継続なら手動スクラムする。	<p>(35) D/W温度制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="1765 268 2487 588"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御ブレークポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200</td> <td>D/W限界温度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>171</td> <td>D/W設計温度</td> <td>・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウエル注水 (D/Wヘッド雰囲気171°C)</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>PCV代替スプレイ停止</td> <td>171°C～150°Cで間欠運転を実施する。</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>手動スクラム</td> <td>手動スクラム実施 D/W圧力13.7kPa以上でD/Wスプレイ</td> </tr> <tr> <td>65 (局所温度)</td> <td>格納容器内機器設計温度 (SGTチャコールフィルタ性能保証温度)</td> <td>・D/W冷却機追加起動 ・D/W冷却機追加起動しても温度上昇が継続する場合、通常停止</td> </tr> <tr> <td>60 (D/W冷却機入口温度)</td> <td>D/W通常運転制限温度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(36) S/P温度制御ブレークポイント</p> <table border="1" data-bbox="1765 714 2487 1081"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御ブレークポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (°C)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/C最高使用温度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>ECCS系の最高使用温度</td> <td>可能であれば水源をCSTへ切替える。</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>LOCA時S/P水温上限</td> <td>蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。</td> </tr> <tr> <td>49 (空間部局所温度)</td> <td>S/Cスプレイ起動温度</td> <td>空間部温度のみが上昇した場合、真空破壊弁バイパス等の異常発生可能性があるため、S/Cスプレイを起動させる。</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>高温待機運転中のS/P水温最高値 (スクラム制限温度)</td> <td>プール水温を77°C以下を満足するためには原子炉隔離事象を想定してもプール水温が49°C以下であればよい。手動スクラムし、「減圧冷却」を開始する。S/P水熱容量制限値を超えた場合は急速減圧する。</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P通常運転制限温度</td> <td>S/P冷却を開始する。温度上昇継続なら手動スクラムする。</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御ブレークポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	200	D/W限界温度	—	171	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウエル注水 (D/Wヘッド雰囲気171°C)	150	PCV代替スプレイ停止	171°C～150°Cで間欠運転を実施する。	90	手動スクラム	手動スクラム実施 D/W圧力13.7kPa以上でD/Wスプレイ	65 (局所温度)	格納容器内機器設計温度 (SGTチャコールフィルタ性能保証温度)	・D/W冷却機追加起動 ・D/W冷却機追加起動しても温度上昇が継続する場合、通常停止	60 (D/W冷却機入口温度)	D/W通常運転制限温度	—	S/P温度制御ブレークポイント			温度 (°C)	対象項目	意味	104	S/C最高使用温度	—	100	ECCS系の最高使用温度	可能であれば水源をCSTへ切替える。	77	LOCA時S/P水温上限	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。	49 (空間部局所温度)	S/Cスプレイ起動温度	空間部温度のみが上昇した場合、真空破壊弁バイパス等の異常発生可能性があるため、S/Cスプレイを起動させる。	49	高温待機運転中のS/P水温最高値 (スクラム制限温度)	プール水温を77°C以下を満足するためには原子炉隔離事象を想定してもプール水温が49°C以下であればよい。手動スクラムし、「減圧冷却」を開始する。S/P水熱容量制限値を超えた場合は急速減圧する。	35	S/P通常運転制限温度	S/P冷却を開始する。温度上昇継続なら手動スクラムする。	<p>・設備の相違</p>
D/W温度制御																																																																																																																																																									
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																																																																																							
171	急速減圧、D/W代替スプレイ実施基準	D/W設計温度																																																																																																																																																							
103	D/Wスプレイ実施判断基準	蒸気発生率事故1日でのD/W内帯電仕様温度																																																																																																																																																							
90	D/W圧力高スクラム設定値の飽和温度	—																																																																																																																																																							
90	MSIVリミットスイッチ許容温度	原子炉手動スクラム実施																																																																																																																																																							
66 (D/W冷却機出口)	高圧運転時最高温度	手動MSIV起動																																																																																																																																																							
57 (D/W冷却機入口)	高圧運転時平均温度	手動DWC起動																																																																																																																																																							
S/P温度制御																																																																																																																																																									
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																																																																																							
104	S/C最高使用温度	—																																																																																																																																																							
100	ECCS系の最高使用温度	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。																																																																																																																																																							
80	HPCS水頭切替 (S/C-CST) 実施判断基準	水頭切替操作時間を考慮してもHPCS最高使用温度100°Cを超過しないように設定																																																																																																																																																							
77	LOCA時S/P水温上限	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。																																																																																																																																																							
60	RCIC水頭切替	RCIC冷却器設計温度																																																																																																																																																							
49	高圧待機運転時プール水温最高値 (スクラム制限温度)	原子炉手動スクラム実施																																																																																																																																																							
49 (空間部)	運転時最高温度 (高圧待機時)	異常事態で上昇している可能性があるため、S/P空間部温度を下げるためにスプレイを実施する。																																																																																																																																																							
35	S/P通常運転時制限温度	S/P冷却実施																																																																																																																																																							
D/W温度制御ブレークポイント																																																																																																																																																									
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																																																																																							
171	D/W設計温度	・水位不明判断曲線の確認 ・原子炉ウエル水張																																																																																																																																																							
103	D/W圧力高スクラム設定値の飽和温度	急速減圧実施																																																																																																																																																							
90	MSIV用LS許容温度	手動スクラム実施																																																																																																																																																							
66 (局所温度)	格納容器内機器設計温度 (SGTSチャコールフィルタ性能保証温度)	・DWC追加起動 ・DWC追加起動しても温度上昇が継続する場合、通常停止																																																																																																																																																							
57 (DWC入口温度)	D/W通常運転制限温度	—																																																																																																																																																							
S/P温度制御ブレークポイント																																																																																																																																																									
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																																																																																							
104	S/C最高使用温度	—																																																																																																																																																							
100	ECCS系の最高使用温度	可能であれば水源をCSPへ切替える。																																																																																																																																																							
77	LOCA時S/P水温上限	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。																																																																																																																																																							
60	RCIC長期運転保障	60°Cを超えてのRCIC運転は長期的に保障できないため、可能であれば水源をCSPへ切替える。																																																																																																																																																							
49 (空間部局所温度)	S/Pスプレイ起動温度	空間部温度のみが上昇した場合、真空破壊弁バイパス等の異常発生可能性があるため、S/Pスプレイを起動させる。																																																																																																																																																							
49	高温待機運転中のS/P水温最高値 (スクラム制限温度)	プール水温を77°C以下を満足するためには原子炉隔離事象を想定してもプール水温が49°C以下であればよい。手動スクラムし、「減圧冷却」を開始する。S/P水熱容量制限値を超えた場合は急速減圧する。																																																																																																																																																							
35	S/P通常運転制限温度	S/P冷却を開始する。温度上昇継続なら手動スクラムする。																																																																																																																																																							
D/W温度制御ブレークポイント																																																																																																																																																									
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																																																																																							
200	D/W限界温度	—																																																																																																																																																							
171	D/W設計温度	・急速減圧 ・PCV代替スプレイ ・原子炉ウエル注水 (D/Wヘッド雰囲気171°C)																																																																																																																																																							
150	PCV代替スプレイ停止	171°C～150°Cで間欠運転を実施する。																																																																																																																																																							
90	手動スクラム	手動スクラム実施 D/W圧力13.7kPa以上でD/Wスプレイ																																																																																																																																																							
65 (局所温度)	格納容器内機器設計温度 (SGTチャコールフィルタ性能保証温度)	・D/W冷却機追加起動 ・D/W冷却機追加起動しても温度上昇が継続する場合、通常停止																																																																																																																																																							
60 (D/W冷却機入口温度)	D/W通常運転制限温度	—																																																																																																																																																							
S/P温度制御ブレークポイント																																																																																																																																																									
温度 (°C)	対象項目	意味																																																																																																																																																							
104	S/C最高使用温度	—																																																																																																																																																							
100	ECCS系の最高使用温度	可能であれば水源をCSTへ切替える。																																																																																																																																																							
77	LOCA時S/P水温上限	蒸気発生率事故からのLOCA時ブローダウン中のプール水温は77°C以下に制限する。																																																																																																																																																							
49 (空間部局所温度)	S/Cスプレイ起動温度	空間部温度のみが上昇した場合、真空破壊弁バイパス等の異常発生可能性があるため、S/Cスプレイを起動させる。																																																																																																																																																							
49	高温待機運転中のS/P水温最高値 (スクラム制限温度)	プール水温を77°C以下を満足するためには原子炉隔離事象を想定してもプール水温が49°C以下であればよい。手動スクラムし、「減圧冷却」を開始する。S/P水熱容量制限値を超えた場合は急速減圧する。																																																																																																																																																							
35	S/P通常運転制限温度	S/P冷却を開始する。温度上昇継続なら手動スクラムする。																																																																																																																																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
br/>
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																																										
<p>(37) S/P水位制御ブレークポイント</p>	<p>(37) S/P水位制御ブレークポイント</p>	<p>(37) S/P水位制御ブレークポイント</p>	<p>・設備の相違</p>																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P水位制御</th> </tr> <tr> <th>S/C距離からの水位 (m)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28.3</td> <td>FCS吸込入口配管高さ</td> <td>FCS系が使用不可となる。</td> </tr> <tr> <td>25.4</td> <td>GAMS D/W側サンプリング吸込配管高さ D/W圧力計取出口</td> <td>GAMS D/W側のサンプリング不可となる。</td> </tr> <tr> <td>25.2</td> <td>D/Wベント実施可能最高水位 (D/Wベント管中心高さ)</td> <td>ドライウェル水位高警報</td> </tr> <tr> <td>23.9</td> <td>外注水源からの原子炉注水停止する判断基準</td> <td>ドライウェル水位高警報、原子炉水位HAF相当</td> </tr> <tr> <td>20.198</td> <td>BAF (RPV基準点から5298mm)</td> <td>D/W水位に係る原子炉水位</td> </tr> <tr> <td>14.9</td> <td>RPV基準点</td> <td>D/W水位に係る原子炉水位</td> </tr> <tr> <td>8.5 (4.0 S, 0.5)</td> <td>AM盤S/C水位計計測範囲上限</td> <td>AM盤 S/C水位計の計測範囲上限</td> </tr> <tr> <td>7.75 (4M, 2.2m)</td> <td>S/Cベント管-1m</td> <td>S/Cベント実施した場合でも、ベント管へS/C水が流入しないレベル。なお、ベント中はS/CベントからD/Wベントへ引替える。</td> </tr> <tr> <td>7.24</td> <td>FCS排気管高さ</td> <td>FCS系の運転に影響を与える可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>7.05</td> <td>GAMS S/C側サンプリング吸込配管高さ S/C圧力計</td> <td>GAMS S/C側のサンプリング不可となる高さ</td> </tr> <tr> <td>5.886</td> <td>真空破壊弁下端</td> <td>真空破壊弁の機能維持できる高さ</td> </tr> <tr> <td>5.5 (AM, 2m)</td> <td>外注水源注水限界値</td> <td>真空破壊弁位置から作動定圧を引いた高さ</td> </tr> <tr> <td>5.3 (AM, 1.8m)</td> <td>D/WスプレイおよびD/W代替スプレイ実施判断基準</td> <td>D/Wスプレイが実施できなくなる可能性があるため、スプレイによるPCV控熱を行う。</td> </tr> <tr> <td>3.70 (通常 1.0cm)</td> <td>通常運転水位高限界値</td> <td>LOCA時のS/C空間ボリュウム確保の観点から原子炉手動スクラムさせる。</td> </tr> <tr> <td>3.60 (通常 50cm)</td> <td>サブプレッシャブル水位高警報値 通常運転時水位高制限値</td> <td>S/C水位低下操作実施</td> </tr> <tr> <td>3.55 (通常 0cm)</td> <td>通常運転時水位</td> <td>通常運転時水位</td> </tr> <tr> <td>3.50 (通常 -10cm)</td> <td>サブプレッシャブル水位低警報値 通常運転時水位低制限値</td> <td>S/C水位 - 昇操作実施</td> </tr> <tr> <td>3.40 (通常 -150cm)</td> <td>通常運転時水位低限界値</td> <td>LOCA時のヒートシンク確保の観点から原子炉手動スクラムさせる。</td> </tr> <tr> <td>3.15 (通常 -400cm)</td> <td>急速減圧実施判断基準</td> <td>BICI排気管が露出しない高さに設定 (3.10mで露出)</td> </tr> <tr> <td>2.50 (通常 -1050cm)</td> <td>EOCS水源目録更新判断基準</td> <td>EOCSポンプの有効PSIを確認する。 (EOCSポンプ有効PSI高さを設定)</td> </tr> <tr> <td>2.28 (通常 -1250cm)</td> <td>ダウンコマ下端</td> <td>圧力抑制機能喪失</td> </tr> <tr> <td>2.15 (通常 -1400cm)</td> <td>S/P水位計計測範囲下限</td> <td>S/C水位計の計測範囲下限</td> </tr> <tr> <td>1.45</td> <td>SRV排気管下端</td> <td>SRV排気の凝縮可能水位下限</td> </tr> </tbody> </table>	S/P水位制御			S/C距離からの水位 (m)	対象項目	意味	28.3	FCS吸込入口配管高さ	FCS系が使用不可となる。	25.4	GAMS D/W側サンプリング吸込配管高さ D/W圧力計取出口	GAMS D/W側のサンプリング不可となる。	25.2	D/Wベント実施可能最高水位 (D/Wベント管中心高さ)	ドライウェル水位高警報	23.9	外注水源からの原子炉注水停止する判断基準	ドライウェル水位高警報、原子炉水位HAF相当	20.198	BAF (RPV基準点から5298mm)	D/W水位に係る原子炉水位	14.9	RPV基準点	D/W水位に係る原子炉水位	8.5 (4.0 S, 0.5)	AM盤S/C水位計計測範囲上限	AM盤 S/C水位計の計測範囲上限	7.75 (4M, 2.2m)	S/Cベント管-1m	S/Cベント実施した場合でも、ベント管へS/C水が流入しないレベル。なお、ベント中はS/CベントからD/Wベントへ引替える。	7.24	FCS排気管高さ	FCS系の運転に影響を与える可能性がある。	7.05	GAMS S/C側サンプリング吸込配管高さ S/C圧力計	GAMS S/C側のサンプリング不可となる高さ	5.886	真空破壊弁下端	真空破壊弁の機能維持できる高さ	5.5 (AM, 2m)	外注水源注水限界値	真空破壊弁位置から作動定圧を引いた高さ	5.3 (AM, 1.8m)	D/WスプレイおよびD/W代替スプレイ実施判断基準	D/Wスプレイが実施できなくなる可能性があるため、スプレイによるPCV控熱を行う。	3.70 (通常 1.0cm)	通常運転水位高限界値	LOCA時のS/C空間ボリュウム確保の観点から原子炉手動スクラムさせる。	3.60 (通常 50cm)	サブプレッシャブル水位高警報値 通常運転時水位高制限値	S/C水位低下操作実施	3.55 (通常 0cm)	通常運転時水位	通常運転時水位	3.50 (通常 -10cm)	サブプレッシャブル水位低警報値 通常運転時水位低制限値	S/C水位 - 昇操作実施	3.40 (通常 -150cm)	通常運転時水位低限界値	LOCA時のヒートシンク確保の観点から原子炉手動スクラムさせる。	3.15 (通常 -400cm)	急速減圧実施判断基準	BICI排気管が露出しない高さに設定 (3.10mで露出)	2.50 (通常 -1050cm)	EOCS水源目録更新判断基準	EOCSポンプの有効PSIを確認する。 (EOCSポンプ有効PSI高さを設定)	2.28 (通常 -1250cm)	ダウンコマ下端	圧力抑制機能喪失	2.15 (通常 -1400cm)	S/P水位計計測範囲下限	S/C水位計の計測範囲下限	1.45	SRV排気管下端	SRV排気の凝縮可能水位下限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P水位制御ブレークポイント</th> </tr> <tr> <th>S/P距離より(m) (S/P水位計)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28.8</td> <td>D/Wスプレインズル位置</td> <td>D/Wスプレイは空間スプレイに有効ではない。</td> </tr> <tr> <td>27.2</td> <td>格納容器ベント位置</td> <td>格納容器外の水源からの原子炉への注水を停止する。</td> </tr> <tr> <td>26.5</td> <td>GAMS D/W側H₂-O₂サンプリング位置</td> <td>GAMS D/W側H₂-O₂サンプリングできないレベル。</td> </tr> <tr> <td>23.03</td> <td>FCSB吸込み位置</td> <td>FCSBが使用できないレベル</td> </tr> <tr> <td>22.9</td> <td>FCSA吸込み位置</td> <td>FCSAが使用できないレベル</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>TAF</td> <td>原子炉水位に関係あるTAF。</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>S/Cスプレインズル位置</td> <td>S/Cスプレイは空間スプレイに有効ではない。</td> </tr> <tr> <td>18.4</td> <td>BAF</td> <td>原子炉水位に関係のあるBAF。</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>AM盤S/C水位計最大表示</td> <td>これ以上の水位はAM盤 S/C水位計指示は信用できない。</td> </tr> <tr> <td>17.4 (+10.07m)</td> <td>S/Cベント位置</td> <td>S/Cベントができないレベル。</td> </tr> <tr> <td>16.8 (+9.75m)</td> <td>GAMS S/C側H₂-O₂サンプリング位置</td> <td>GAMS S/C側H₂-O₂サンプリングできないレベル。</td> </tr> <tr> <td>14.35 (+7.3m)</td> <td>真空破壊弁位置</td> <td>圧力抑制機能喪失。</td> </tr> <tr> <td>14.0 (+6.95m)</td> <td>真空破壊弁位置から 作動定圧を引いた高さ</td> <td>D/Wスプレイを停止する。</td> </tr> <tr> <td>13.15 (+6.1m)</td> <td>圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉水位に関係のある圧力抑制機能喪失。</td> </tr> <tr> <td>12.7 (+5.65m)</td> <td>真空破壊弁機能上の S/P水位制限値</td> <td>急速減圧する。</td> </tr> <tr> <td>10.85 (+3.8m)</td> <td>FCSA戻り位置</td> <td>FCSA排気管が水没するレベル。 FCSA系の運転に影響を与える恐れ。</td> </tr> <tr> <td>9.7 (+2.65m)</td> <td>FCSB戻り位置</td> <td>FCSB排気管が水没するレベル。 FCSB系の運転に影響を与える恐れ。</td> </tr> <tr> <td>8.6 (+1.8m)</td> <td>リターンライン位置</td> <td>下部D/Wへ流入した水がS/Pへ戻る。</td> </tr> <tr> <td>7.2 (+15.0cm)</td> <td>通常運転高水位限界値 (保安規定上限値+10cm)</td> <td>RPV及びDWCを停止し、D/Wスプレイを起動する。</td> </tr> <tr> <td>7.1 (+5.0cm)</td> <td>通常運転高水位制限値 (保安規定上限値)</td> <td>水位上昇要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。</td> </tr> <tr> <td>7.05 (±0cm)</td> <td>通常運転低水位</td> <td>通常運転水位。</td> </tr> <tr> <td>7 (-5.0cm)</td> <td>通常運転低水位制限値 (保安規定下限値)</td> <td>水位低下要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。</td> </tr> <tr> <td>6.9 (-15.0cm)</td> <td>通常運転低水位限界値 (保安規定下限値+10cm)</td> <td>急速減圧する。</td> </tr> <tr> <td>4.6 (-250cm)</td> <td>ベント管凝縮限界値</td> <td>この水位以下になると、圧力抑制機能喪失。</td> </tr> <tr> <td>4.05 (-300cm)</td> <td>ROIC排気スパーンジャ上端水位</td> <td>ROICが起動している場合は、S/C圧力が上がる</td> </tr> <tr> <td>2.13 (-490cm)</td> <td>SRVクエンチャー水位</td> <td>SRVが起動しているとき、PCV圧が上昇する。</td> </tr> <tr> <td>2.05 (-500cm)</td> <td>EOCSポンプ 過電圧制限値</td> <td>可能な限りEOCSを外部電源切替か 代替注水等によりS/P水位回復。</td> </tr> </tbody> </table>	S/P水位制御ブレークポイント			S/P距離より(m) (S/P水位計)	対象項目	意味	28.8	D/Wスプレインズル位置	D/Wスプレイは空間スプレイに有効ではない。	27.2	格納容器ベント位置	格納容器外の水源からの原子炉への注水を停止する。	26.5	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。	23.03	FCSB吸込み位置	FCSBが使用できないレベル	22.9	FCSA吸込み位置	FCSAが使用できないレベル	22.2	TAF	原子炉水位に関係あるTAF。	19	S/Cスプレインズル位置	S/Cスプレイは空間スプレイに有効ではない。	18.4	BAF	原子炉水位に関係のあるBAF。	18	AM盤S/C水位計最大表示	これ以上の水位はAM盤 S/C水位計指示は信用できない。	17.4 (+10.07m)	S/Cベント位置	S/Cベントができないレベル。	16.8 (+9.75m)	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。	14.35 (+7.3m)	真空破壊弁位置	圧力抑制機能喪失。	14.0 (+6.95m)	真空破壊弁位置から 作動定圧を引いた高さ	D/Wスプレイを停止する。	13.15 (+6.1m)	圧力抑制機能喪失	原子炉水位に関係のある圧力抑制機能喪失。	12.7 (+5.65m)	真空破壊弁機能上の S/P水位制限値	急速減圧する。	10.85 (+3.8m)	FCSA戻り位置	FCSA排気管が水没するレベル。 FCSA系の運転に影響を与える恐れ。	9.7 (+2.65m)	FCSB戻り位置	FCSB排気管が水没するレベル。 FCSB系の運転に影響を与える恐れ。	8.6 (+1.8m)	リターンライン位置	下部D/Wへ流入した水がS/Pへ戻る。	7.2 (+15.0cm)	通常運転高水位限界値 (保安規定上限値+10cm)	RPV及びDWCを停止し、D/Wスプレイを起動する。	7.1 (+5.0cm)	通常運転高水位制限値 (保安規定上限値)	水位上昇要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。	7.05 (±0cm)	通常運転低水位	通常運転水位。	7 (-5.0cm)	通常運転低水位制限値 (保安規定下限値)	水位低下要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。	6.9 (-15.0cm)	通常運転低水位限界値 (保安規定下限値+10cm)	急速減圧する。	4.6 (-250cm)	ベント管凝縮限界値	この水位以下になると、圧力抑制機能喪失。	4.05 (-300cm)	ROIC排気スパーンジャ上端水位	ROICが起動している場合は、S/C圧力が上がる	2.13 (-490cm)	SRVクエンチャー水位	SRVが起動しているとき、PCV圧が上昇する。	2.05 (-500cm)	EOCSポンプ 過電圧制限値	可能な限りEOCSを外部電源切替か 代替注水等によりS/P水位回復。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P水位制御ブレークポイント</th> </tr> <tr> <th>S/P底部より(m) (S/P水位計)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27.4</td> <td>D/Wスプレインズル位置</td> <td>D/Wスプレイは空間スプレイに有効ではない。</td> </tr> <tr> <td>26.2</td> <td>D/Wベント位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25.2</td> <td>外部水源からの原子炉注水停止基準</td> <td>D/W水位異常高ランプ点灯</td> </tr> <tr> <td>24.8</td> <td>FCS(B)吸込み位置</td> <td>FCS(B)が使用できないレベル</td> </tr> <tr> <td>24.1</td> <td>FCS(A)吸込み位置</td> <td>FCS(A)が使用できないレベル</td> </tr> <tr> <td>22.8</td> <td>GAMS D/W側H₂-O₂サンプリング位置</td> <td>GAMS D/W側H₂-O₂サンプリングできないレベル。</td> </tr> <tr> <td>23.4</td> <td>TAF</td> <td>原子炉水位に関係あるTAF。</td> </tr> <tr> <td>19.7</td> <td>BAF</td> <td>原子炉水位に関係のあるBAF。</td> </tr> <tr> <td>14.4</td> <td>圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉水位に関係のある圧力抑制機能喪失。</td> </tr> <tr> <td>9.61 (+6m)</td> <td>AM盤S/C水位計最大表示</td> <td>これ以上の水位はAM盤 S/C水位計指示は信用できない。</td> </tr> <tr> <td>9.12</td> <td>S/Cベント位置</td> <td>S/Cベントができないレベル。</td> </tr> <tr> <td>8.72</td> <td>S/Cスプレインズル位置</td> <td>S/Cスプレイは空間スプレイに有効ではない。</td> </tr> <tr> <td>D/W水位 0.9m</td> <td>リターン位置</td> <td>D/Wへ流入した水がS/Pへ戻る。</td> </tr> <tr> <td>7.9 (+4.29m)</td> <td>FCS(A) (B)戻り位置</td> <td>FCS排気管が水没するレベル。 FCS系の運転に影響を与える恐れ。</td> </tr> <tr> <td>5.5 (+1.91m)</td> <td>GAMS S/C側H₂-O₂サンプリング位置</td> <td>GAMS S/C側H₂-O₂サンプリングできないレベル。</td> </tr> <tr> <td>5.39 (+1.78m)</td> <td>真空破壊弁位置</td> <td>圧力抑制機能喪失。</td> </tr> <tr> <td>4.9 (+1.29m)</td> <td>外部注水制限</td> <td>PCVベントする。</td> </tr> <tr> <td>3.76 (+15.0cm)</td> <td>通常運転高水位限界値 (保安規定上限値+10cm)</td> <td>PLR及びD/W冷却機を停止し、D/Wスプレイを起動する。</td> </tr> <tr> <td>3.66 (+5.0cm)</td> <td>通常運転高水位制限値 (保安規定上限値)</td> <td>水位上昇要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。</td> </tr> <tr> <td>3.61 (±0cm)</td> <td>通常運転低水位</td> <td>通常運転水位。</td> </tr> <tr> <td>3.56 (-5.0cm)</td> <td>通常運転低水位制限値 (保安規定下限値)</td> <td>水位低下要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。</td> </tr> <tr> <td>3.25 (-35.6cm)</td> <td>ベント管凝縮限界</td> <td>この水位以下になると、圧力抑制機能喪失。</td> </tr> </tbody> </table>	S/P水位制御ブレークポイント			S/P底部より(m) (S/P水位計)	対象項目	意味	27.4	D/Wスプレインズル位置	D/Wスプレイは空間スプレイに有効ではない。	26.2	D/Wベント位置		25.2	外部水源からの原子炉注水停止基準	D/W水位異常高ランプ点灯	24.8	FCS(B)吸込み位置	FCS(B)が使用できないレベル	24.1	FCS(A)吸込み位置	FCS(A)が使用できないレベル	22.8	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。	23.4	TAF	原子炉水位に関係あるTAF。	19.7	BAF	原子炉水位に関係のあるBAF。	14.4	圧力抑制機能喪失	原子炉水位に関係のある圧力抑制機能喪失。	9.61 (+6m)	AM盤S/C水位計最大表示	これ以上の水位はAM盤 S/C水位計指示は信用できない。	9.12	S/Cベント位置	S/Cベントができないレベル。	8.72	S/Cスプレインズル位置	S/Cスプレイは空間スプレイに有効ではない。	D/W水位 0.9m	リターン位置	D/Wへ流入した水がS/Pへ戻る。	7.9 (+4.29m)	FCS(A) (B)戻り位置	FCS排気管が水没するレベル。 FCS系の運転に影響を与える恐れ。	5.5 (+1.91m)	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。	5.39 (+1.78m)	真空破壊弁位置	圧力抑制機能喪失。	4.9 (+1.29m)	外部注水制限	PCVベントする。	3.76 (+15.0cm)	通常運転高水位限界値 (保安規定上限値+10cm)	PLR及びD/W冷却機を停止し、D/Wスプレイを起動する。	3.66 (+5.0cm)	通常運転高水位制限値 (保安規定上限値)	水位上昇要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。	3.61 (±0cm)	通常運転低水位	通常運転水位。	3.56 (-5.0cm)	通常運転低水位制限値 (保安規定下限値)	水位低下要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。	3.25 (-35.6cm)	ベント管凝縮限界	この水位以下になると、圧力抑制機能喪失。	
S/P水位制御																																																																																																																																																																																																																																													
S/C距離からの水位 (m)	対象項目	意味																																																																																																																																																																																																																																											
28.3	FCS吸込入口配管高さ	FCS系が使用不可となる。																																																																																																																																																																																																																																											
25.4	GAMS D/W側サンプリング吸込配管高さ D/W圧力計取出口	GAMS D/W側のサンプリング不可となる。																																																																																																																																																																																																																																											
25.2	D/Wベント実施可能最高水位 (D/Wベント管中心高さ)	ドライウェル水位高警報																																																																																																																																																																																																																																											
23.9	外注水源からの原子炉注水停止する判断基準	ドライウェル水位高警報、原子炉水位HAF相当																																																																																																																																																																																																																																											
20.198	BAF (RPV基準点から5298mm)	D/W水位に係る原子炉水位																																																																																																																																																																																																																																											
14.9	RPV基準点	D/W水位に係る原子炉水位																																																																																																																																																																																																																																											
8.5 (4.0 S, 0.5)	AM盤S/C水位計計測範囲上限	AM盤 S/C水位計の計測範囲上限																																																																																																																																																																																																																																											
7.75 (4M, 2.2m)	S/Cベント管-1m	S/Cベント実施した場合でも、ベント管へS/C水が流入しないレベル。なお、ベント中はS/CベントからD/Wベントへ引替える。																																																																																																																																																																																																																																											
7.24	FCS排気管高さ	FCS系の運転に影響を与える可能性がある。																																																																																																																																																																																																																																											
7.05	GAMS S/C側サンプリング吸込配管高さ S/C圧力計	GAMS S/C側のサンプリング不可となる高さ																																																																																																																																																																																																																																											
5.886	真空破壊弁下端	真空破壊弁の機能維持できる高さ																																																																																																																																																																																																																																											
5.5 (AM, 2m)	外注水源注水限界値	真空破壊弁位置から作動定圧を引いた高さ																																																																																																																																																																																																																																											
5.3 (AM, 1.8m)	D/WスプレイおよびD/W代替スプレイ実施判断基準	D/Wスプレイが実施できなくなる可能性があるため、スプレイによるPCV控熱を行う。																																																																																																																																																																																																																																											
3.70 (通常 1.0cm)	通常運転水位高限界値	LOCA時のS/C空間ボリュウム確保の観点から原子炉手動スクラムさせる。																																																																																																																																																																																																																																											
3.60 (通常 50cm)	サブプレッシャブル水位高警報値 通常運転時水位高制限値	S/C水位低下操作実施																																																																																																																																																																																																																																											
3.55 (通常 0cm)	通常運転時水位	通常運転時水位																																																																																																																																																																																																																																											
3.50 (通常 -10cm)	サブプレッシャブル水位低警報値 通常運転時水位低制限値	S/C水位 - 昇操作実施																																																																																																																																																																																																																																											
3.40 (通常 -150cm)	通常運転時水位低限界値	LOCA時のヒートシンク確保の観点から原子炉手動スクラムさせる。																																																																																																																																																																																																																																											
3.15 (通常 -400cm)	急速減圧実施判断基準	BICI排気管が露出しない高さに設定 (3.10mで露出)																																																																																																																																																																																																																																											
2.50 (通常 -1050cm)	EOCS水源目録更新判断基準	EOCSポンプの有効PSIを確認する。 (EOCSポンプ有効PSI高さを設定)																																																																																																																																																																																																																																											
2.28 (通常 -1250cm)	ダウンコマ下端	圧力抑制機能喪失																																																																																																																																																																																																																																											
2.15 (通常 -1400cm)	S/P水位計計測範囲下限	S/C水位計の計測範囲下限																																																																																																																																																																																																																																											
1.45	SRV排気管下端	SRV排気の凝縮可能水位下限																																																																																																																																																																																																																																											
S/P水位制御ブレークポイント																																																																																																																																																																																																																																													
S/P距離より(m) (S/P水位計)	対象項目	意味																																																																																																																																																																																																																																											
28.8	D/Wスプレインズル位置	D/Wスプレイは空間スプレイに有効ではない。																																																																																																																																																																																																																																											
27.2	格納容器ベント位置	格納容器外の水源からの原子炉への注水を停止する。																																																																																																																																																																																																																																											
26.5	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。																																																																																																																																																																																																																																											
23.03	FCSB吸込み位置	FCSBが使用できないレベル																																																																																																																																																																																																																																											
22.9	FCSA吸込み位置	FCSAが使用できないレベル																																																																																																																																																																																																																																											
22.2	TAF	原子炉水位に関係あるTAF。																																																																																																																																																																																																																																											
19	S/Cスプレインズル位置	S/Cスプレイは空間スプレイに有効ではない。																																																																																																																																																																																																																																											
18.4	BAF	原子炉水位に関係のあるBAF。																																																																																																																																																																																																																																											
18	AM盤S/C水位計最大表示	これ以上の水位はAM盤 S/C水位計指示は信用できない。																																																																																																																																																																																																																																											
17.4 (+10.07m)	S/Cベント位置	S/Cベントができないレベル。																																																																																																																																																																																																																																											
16.8 (+9.75m)	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。																																																																																																																																																																																																																																											
14.35 (+7.3m)	真空破壊弁位置	圧力抑制機能喪失。																																																																																																																																																																																																																																											
14.0 (+6.95m)	真空破壊弁位置から 作動定圧を引いた高さ	D/Wスプレイを停止する。																																																																																																																																																																																																																																											
13.15 (+6.1m)	圧力抑制機能喪失	原子炉水位に関係のある圧力抑制機能喪失。																																																																																																																																																																																																																																											
12.7 (+5.65m)	真空破壊弁機能上の S/P水位制限値	急速減圧する。																																																																																																																																																																																																																																											
10.85 (+3.8m)	FCSA戻り位置	FCSA排気管が水没するレベル。 FCSA系の運転に影響を与える恐れ。																																																																																																																																																																																																																																											
9.7 (+2.65m)	FCSB戻り位置	FCSB排気管が水没するレベル。 FCSB系の運転に影響を与える恐れ。																																																																																																																																																																																																																																											
8.6 (+1.8m)	リターンライン位置	下部D/Wへ流入した水がS/Pへ戻る。																																																																																																																																																																																																																																											
7.2 (+15.0cm)	通常運転高水位限界値 (保安規定上限値+10cm)	RPV及びDWCを停止し、D/Wスプレイを起動する。																																																																																																																																																																																																																																											
7.1 (+5.0cm)	通常運転高水位制限値 (保安規定上限値)	水位上昇要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。																																																																																																																																																																																																																																											
7.05 (±0cm)	通常運転低水位	通常運転水位。																																																																																																																																																																																																																																											
7 (-5.0cm)	通常運転低水位制限値 (保安規定下限値)	水位低下要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。																																																																																																																																																																																																																																											
6.9 (-15.0cm)	通常運転低水位限界値 (保安規定下限値+10cm)	急速減圧する。																																																																																																																																																																																																																																											
4.6 (-250cm)	ベント管凝縮限界値	この水位以下になると、圧力抑制機能喪失。																																																																																																																																																																																																																																											
4.05 (-300cm)	ROIC排気スパーンジャ上端水位	ROICが起動している場合は、S/C圧力が上がる																																																																																																																																																																																																																																											
2.13 (-490cm)	SRVクエンチャー水位	SRVが起動しているとき、PCV圧が上昇する。																																																																																																																																																																																																																																											
2.05 (-500cm)	EOCSポンプ 過電圧制限値	可能な限りEOCSを外部電源切替か 代替注水等によりS/P水位回復。																																																																																																																																																																																																																																											
S/P水位制御ブレークポイント																																																																																																																																																																																																																																													
S/P底部より(m) (S/P水位計)	対象項目	意味																																																																																																																																																																																																																																											
27.4	D/Wスプレインズル位置	D/Wスプレイは空間スプレイに有効ではない。																																																																																																																																																																																																																																											
26.2	D/Wベント位置																																																																																																																																																																																																																																												
25.2	外部水源からの原子炉注水停止基準	D/W水位異常高ランプ点灯																																																																																																																																																																																																																																											
24.8	FCS(B)吸込み位置	FCS(B)が使用できないレベル																																																																																																																																																																																																																																											
24.1	FCS(A)吸込み位置	FCS(A)が使用できないレベル																																																																																																																																																																																																																																											
22.8	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS D/W側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。																																																																																																																																																																																																																																											
23.4	TAF	原子炉水位に関係あるTAF。																																																																																																																																																																																																																																											
19.7	BAF	原子炉水位に関係のあるBAF。																																																																																																																																																																																																																																											
14.4	圧力抑制機能喪失	原子炉水位に関係のある圧力抑制機能喪失。																																																																																																																																																																																																																																											
9.61 (+6m)	AM盤S/C水位計最大表示	これ以上の水位はAM盤 S/C水位計指示は信用できない。																																																																																																																																																																																																																																											
9.12	S/Cベント位置	S/Cベントができないレベル。																																																																																																																																																																																																																																											
8.72	S/Cスプレインズル位置	S/Cスプレイは空間スプレイに有効ではない。																																																																																																																																																																																																																																											
D/W水位 0.9m	リターン位置	D/Wへ流入した水がS/Pへ戻る。																																																																																																																																																																																																																																											
7.9 (+4.29m)	FCS(A) (B)戻り位置	FCS排気管が水没するレベル。 FCS系の運転に影響を与える恐れ。																																																																																																																																																																																																																																											
5.5 (+1.91m)	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリング位置	GAMS S/C側H ₂ -O ₂ サンプリングできないレベル。																																																																																																																																																																																																																																											
5.39 (+1.78m)	真空破壊弁位置	圧力抑制機能喪失。																																																																																																																																																																																																																																											
4.9 (+1.29m)	外部注水制限	PCVベントする。																																																																																																																																																																																																																																											
3.76 (+15.0cm)	通常運転高水位限界値 (保安規定上限値+10cm)	PLR及びD/W冷却機を停止し、D/Wスプレイを起動する。																																																																																																																																																																																																																																											
3.66 (+5.0cm)	通常運転高水位制限値 (保安規定上限値)	水位上昇要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。																																																																																																																																																																																																																																											
3.61 (±0cm)	通常運転低水位	通常運転水位。																																																																																																																																																																																																																																											
3.56 (-5.0cm)	通常運転低水位制限値 (保安規定下限値)	水位低下要因の復旧ができない場合、 手動スクラムし、減圧する。																																																																																																																																																																																																																																											
3.25 (-35.6cm)	ベント管凝縮限界	この水位以下になると、圧力抑制機能喪失。																																																																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付 1-2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条，第17条の2，第17条の3，第17条の4および第17条の5関連）</p> <p>火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 <u>防災課長</u>は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 <u>防災課長</u>は，中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) 防災課長は，火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は，火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，<u>第108</u>条に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災課長は，上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a. 火災予防活動に関する要員 <u>各建屋</u>，階および部屋等の火災予防活動を実施するため，防火管理者および防災管理者を置く。 b. 初期消火要員 <u>通報連絡責任者</u>，<u>現場責任者</u>，<u>現場指揮者</u>，<u>消火担当</u>，<u>消防車隊</u>による初期消火要員として，10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>添付 2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害<u>及び</u>有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条，第17条の2，第17条の3，第17条の4<u>及び</u>第17条の5関連）</p> <p>火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害<u>及び</u>有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 <u>防災安全GM</u>は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，<u>防災安全部長</u>の承認を得る。また，<u>各GM</u>は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制<u>及び</u>手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 <u>防災安全GM</u>は，中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) <u>防災安全GM</u>は，火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合<u>又は</u>発生した場合に備え，必要な要員を配置する。 (2) <u>防災安全GM</u>は，火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合<u>又は</u>発生した場合に備え，<u>第108</u>条（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。 (3) <u>防災安全GM</u>は，上記体制以外の通常時<u>及び</u>火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア. 火災予防活動に関する要員 <u>各建屋</u>，階<u>及び</u>部屋等の火災予防活動を実施するため，防火・防災管理者を置く。 イ. 消火要員 <u>運転員</u>，<u>消防車隊</u>による消火要員として，10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>添付 2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条，第17条の2，第17条の3，第17条の4および第17条の5関連）</p> <p>火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 <u>課長（<u>保修管理</u>）</u>は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，<u>保修部長の確認</u>，所長の承認を得る。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 <u>課長（<u>保修管理</u>）</u>は，中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) <u>課長（<u>保修管理</u>）</u>は，火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，必要な要員を配置する。 (2) <u>課長（<u>技術</u>）</u>は，火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，<u>第107</u>条（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。 (3) <u>課長（<u>保修管理</u>）</u>は，上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア. 火災予防活動に関する要員 <u>各建物</u>，階および部屋等の火災予防活動を実施するため，防火・防災管理者を置く。 イ. 消火要員 <u>連絡責任者</u>，<u>運転員</u>，<u>自衛消防隊長</u>，<u>消防チーム</u>による消火要員として，10名以上を発電所に常駐させる。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>防災課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>b. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(a) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(b) 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードにより、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(c) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練</p> <p>(d) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育訓練</p>	<p>ウ. 自衛消防組織</p> <p>(ア) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防組織に設置する。</p> <p>(イ) 自衛消防組織は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(ウ) 統括管理者は、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>防災安全GMは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ア. 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により、建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育訓練</p>	<p>ウ. 自衛消防組織</p> <p>(ア) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長を本部長とした自衛消防組織を設置する。</p> <p>(イ) 自衛消防組織は、9つの班および自衛消防隊で構成され、各班および自衛消防隊には、責任者である班長および自衛消防隊長を配置する。</p> <p>(ウ) 本部長は、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>課長（保修管理）は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防チームに対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ア. 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施により、建物内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育訓練</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根では、統括管理者を置かない</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>防災課長は、自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>発電管理課長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>防災課長は、初期消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p>	<p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災安全GMは、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各GMは、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災安全GMは、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p>	<p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>課長（<u>保修管理</u>）は、自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、<u>消防チーム</u>に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>課長（<u>第一発電</u>）は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>課長（<u>保修管理</u>）は、消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、<u>消防チーム</u>に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 課長（<u>保修管理</u>）は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（<u>保修管理</u>）は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. その他の原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>e. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 消火活動 各課長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応 発電課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>e. 格納容器内における火災発生時の対応 発電課長は、原子炉の起動中および原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状</p>	<p>エ. その他の原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 消火活動 各GMは、火災発生現場の確認及び中央制御室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>イ. 消火設備故障時の対応 当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ. 消火設備のうち、自動ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域又は火災区画からの退避警報、自動ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、自動ガス消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ. 消火設備のうち、手動操作による固定式ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式ガス消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>オ. 格納容器内における火災発生時の対応 当直長は、原子炉の起動中及び原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の</p>	<p>エ. その他の原子炉施設については、消防法、建築基準法、<u>一般社団法人</u> 日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 課長（<u>保修管理</u>）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 消火活動 各課長または当直長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>イ. 消火設備故障時の対応 当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ. 消火設備のうち、自動起動による全域ガス消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報および全域ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、全域ガス消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施およびプラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ. 消火設備のうち、手動起動による全域ガス消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に全域ガス消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況およびプラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>オ. 格納容器内における火災発生時の対応 当直長は、原子炉の起動中および冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認お</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>況の確認および必要な運転操作等を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 発電課長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>発電課長は、換気空調設備の運転状態の確認、換気空調設備の追加起動または切替え等を実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式消火設備による消火後、自衛消防隊が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>i. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>防災課長は、屋内消火栓用の水源である消火水槽には最大放水量 62.4m³ および消火水タンクには最大放水量 31.2m³ に対して、十分な水量を確保する。また、屋外消火栓用の水源である屋外消火系消火水タンクには最大放水量 84.0m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>j. 防火帯の維持・管理</p>	<p>確認及び必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>キ. 水素濃度検知器が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直長は、換気空調設備の運転状態の確認及び換気空調設備の追加起動や切替え等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式ガス消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>ケ. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>当直長は、水源であるろ過水タンクには、最大放水量 360m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>コ. 防火帯の維持・管理</p>	<p>よび必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室または補助盤室盤内における火災発生時の対応（中央制御室または補助盤室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。また、補助盤室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、二酸化炭素消火器を用いた消火活動または全域ガス消火設備による消火を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>キ. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の追加起動や切替え等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>全域ガス消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉の開放、換気空調設備および可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>ケ. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>課長（保修管理）は、水源である補助消火水槽および44m盤消火水タンクには、最大放水量 120m³、45m盤消火水タンクおよび50m盤消火水タンクには、最大放水量 84m³ ならびにサイトバンカ建物消火水タンクには、最大放水量 31.2m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>コ. 防火帯の維持・管理</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽および女川では、中央制御室に制御盤を配置しているが、島根では、中央制御室と補助盤室に分散して制御盤を配置しており、補助盤室に対しても中央制御室と同等の運用を実施 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽では、ろ過水タンクにて屋外消火栓および屋内消火栓による放水に必要な水量を確保する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>防災課長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>k. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>発電課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードによる建屋内へのばい煙の侵入の防止</u>を実施する。</p> <p>l. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>発電課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードによる建屋内への有毒ガスの侵入の防止</u>を実施する。</p> <p>m. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p>放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</p> <p>n. 油貯蔵設備の運用</p> <p>防災課長は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</p> <p>o. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>p. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p>防災課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）<u>および</u>重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>q. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課長は、火災区域または火災区画において、溶接等</p>	<p>防災安全GMは、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止及び換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止</u>を実施する。</p> <p>シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止</u>を実施する。</p> <p>ス. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p>放射線安全GMは、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</p> <p>セ. 油貯蔵設備の運用</p> <p>当直長は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</p> <p>ソ. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各GMは、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>タ. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p>保全総括GMは、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器及び点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）<u>及び</u>重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>チ. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各GMは、火災区域又は火災区画において、溶接等の火</p>	<p>課長（<u>保修管理</u>）は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施による建物内へのばい煙の侵入の防止</u>を実施する。</p> <p>シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施による建物内への有毒ガスの侵入の防止</u>を実施する。</p> <p>ス. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p>課長（<u>放射線管理</u>）は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</p> <p>セ. 油貯蔵設備の運用</p> <p>課長（<u>保修管理</u>）は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</p> <p>ソ. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各課長<u>および</u>当直長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>タ. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p>課長（<u>保修管理</u>）は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）<u>ならびに</u>重大事故等対処施設を設置する火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物管理を実施する。</p> <p><u>なお、火災感知器を設置しない火災区域または火災区画については、可燃物を持込まない。</u></p> <p>チ. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課長は、火災区域または火災区画において、溶接等</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、海水ポンプエリア等の屋外の火災区域についても、可燃物管理を実施のうえ、可燃物を仮置き可能な運用とする。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、火災感知器を設置しない火災区域または火災区画

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>r. 延焼防止</p> <p>防災課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>s. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>t. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>u. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>v. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>w. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>各課長は、設備改造等を行う場合、都度、防災課長へ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>ツ. 延焼防止</p> <p>防災安全GMは、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設及び植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ナ. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>原子炉安全GMは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ニ. 施設管理、点検</p> <p>各GMは、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>ヌ. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 内部火災影響評価</p> <p>各GMは、設備改造等を行う場合、都度、技術計画GMへ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備および監視人の配置等を実施する。</p> <p>ツ. 延焼防止</p> <p>課長（保修管理）は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。</p> <p>ナ. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>課長（保修管理）は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ニ. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>ヌ. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 内部火災影響評価</p> <p>各課長は、設備改造等を行う場合、都度、課長（保修管理）へ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>は、可燃物を持ち込まない運用とする。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>防災課長は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止および冷温停止を達成し維持できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>防災課長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>防災課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災課長</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>発電管理課長</u>に報告する。<u>発電管理課長</u>は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>技術計画GMは、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系<u>及び</u>原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止<u>及び</u>冷温停止を達成し維持できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(イ) 外部火災影響評価</p> <p>技術計画GMは、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないこと<u>及び</u>火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>防災安全GM</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災安全GM</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長</u>に報告する。<u>当該号炉を所管する運転管理部長</u>は、所長、原子炉主任技術者<u>及び</u>関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>課長（<u>保守管理</u>）</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、<u>多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止および冷温停止を達成し維持できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</u></p> <p>(イ) 外部火災影響評価</p> <p><u>課長（<u>保守管理</u>）</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>課長（<u>保守管理</u>）</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>課長（<u>保守管理</u>）</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長</u>に連絡する。<u>発電部長</u>は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保守部長</u>と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 内部溢水</p> <p>防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(a) 発電課長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(b) 発電課長は、燃料プール冷却浄化系または燃料プール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料プールの注水および冷却の措置を行</p>	<p>2. 内部溢水</p> <p>技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 発電GM及び技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(ア) 当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(イ) 当直長は、燃料プール冷却浄化系やサプレッションプール浄化系が機能喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料プールの注水及び冷却の措置を行</p>	<p>2. 内部溢水</p> <p>課長（技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（<u>保修技術</u>）は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（<u>第一発電</u>）は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（<u>第一発電</u>）および課長（<u>保修技術</u>）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(ア) 当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(イ) 当直長は、<u>燃料プール冷却系</u>や燃料プール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系による<u>燃料プールの注水</u>および冷却の措置を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>う。</p> <p>b. 運転時間実績管理 防災課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>c. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 屋外タンクの水量の管理 防災課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要な屋外タンク（再生純水タンク、No.1サプレッションプール水貯蔵タンク、2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽、2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽、2号硫酸計量槽、3号各種薬液貯蔵および移送系硫酸貯槽、3号各種薬液貯蔵および移送系苛性ソーダ貯槽）の水量を常時管理する。</p> <p>e. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 排水誘導経路に対する管理 発電課長は、排水を期待する設備等の状態監視を行う。また、防災課長は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p>	<p>う。</p> <p>イ. 運転時間実績管理 技術計画GMは、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの片側運用の管理 当直長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、ろ過水タンク及び純水タンクを常時一基隔離し、片側運用とする。</p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 当直長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、技術計画GMは、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p>	<p>イ. 運転時間実績管理 課長（<u>保修技術</u>）は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長<u>または当直長</u>は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの運用の管理 各課長<u>または当直長</u>は、防護すべき設備が設置される建物等へ溢水が流入することを防ぐため、1号処理水受入タンク、1号補助サージタンク、3号代替注水槽、3号地上式淡水タンク（A）（B）<u>および</u>3号補助消火水槽（A）（B）<u>を空運用とする。また、1号復水貯蔵タンクの保有水量を500m³、2号復水貯蔵タンク、2号補助復水貯蔵タンクおよび2号トールス水受入タンクの保有水量を1800m³、3号復水貯蔵タンクおよび3号補助復水貯蔵タンクの保有水量を1600m³に制限する。</u></p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長<u>または当直長</u>は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 各課長は、原子炉建物内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、<u>課長（保修技術）</u>は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p> <p>ク. 排水作業に関する手順 当直長<u>または各課長</u>は、溢水発生後の滞留区画等での</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では、屋外タンクの常時一基隔離による片側運用を実施していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では、蒸気漏えいに対する対策および管理を実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では、溢水発生

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>g. 定事検停止時等における運用管理 防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>h. 施設管理、点検 (a) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。 (b) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 防災課長は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>j. B、Cクラス機器運用管理 各課長は、地震起因による溢水において、溢水源となる機器のうち運用によって溢水を考慮しない機器（CRD自動交換機制御室、ISIおよびPCV L/T室、脱衣エリア、下足エリア、女性用更衣室エリアおよび女性用脱衣手洗いエリアの各ファンコイルユニット）について、常時、系統運用を停止し、隔離（水抜き）する。</p> <p>k. 排水手順 各課長は、溢水発生後、滞留区画等の排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>ク. 定事検停止時等における運用管理 原子炉安全GMは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ケ. 施設管理、点検 (ア) 各GMは、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。 (イ) 各GMは、浸水防護施設を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>コ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 技術計画GMは、各種対策設備の追加及び資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各GMは、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。 (2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>排水作業を行う。</p> <p>ケ. 定期事業者検査停止時等における運用管理 課長（<u>保守技術</u>）は、定期事業者検査停止時等の作業に伴う防護すべき設備の不待機、扉の開放、<u>堰の取り外し</u>等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>コ. 施設管理、点検 (ア) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。 (イ) 各課長は、浸水防護施設を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>サ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 課長（<u>保守技術</u>）は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、<u>課長（技術）</u>に報告する。 (2) <u>課長（技術）</u>は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>後の排水作業を明確化</p> <p>【女川との相違】 ・島根で運用管理するのは屋外タンクのみであり、前段（工. 屋外タンクの運用の管理）に記載</p> <p>【女川との相違】 ・島根では、前段（ク. 排水作業に関する手順）に記載</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。</u>発電部長は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</u></p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 火山影響等、積雪 防災課長は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等により女川原子力発電所を含む地域（女川町、石巻市）への多量の降灰が予想される場合、品質マネジメント文書に定める組織の要員を参集して活動する。 なお、休日、時間外（夜間）においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 火山影響等および積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 防災課長は、全所員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 発電管理課長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 防災課長は、重大事故等対応要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。 (2) 原子炉課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の吸気流路への着脱可能なフィルタ（150メッシュ。以下「火山灰フィルタ」という。）その他の必要な資機材を配備する。 (3) 防災課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車（緊急時対策所用）の着脱可能なフィルタ（300メッシュ。以下「フィルタコンテナ」という。）ならびに緊急時対策所の居住性確保および通信連絡設備の確保に必要な資機材を配備す</p>	<p>3. 火山影響等、積雪 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への多量の降灰が予想される場合、マニュアルに定める組織の要員を参集して活動する。 なお、休日、時間外（夜間）においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 全所員に対して、火山影響等及び積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を実施する。 (3) 各グループ員に対して、降下火砕物防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。 (4) 緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各GMは、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 原子炉GMは、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル発電機の着脱可能なフィルタ（200メッシュ。以下「改良型フィルタ」という。）その他必要な資機材を配備する。</p>	<p>3. 火山影響等、積雪 課長（技術）は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への多量の降灰が予想される場合、手順書に定める組織の要員を参集して活動する。 なお、休日、時間外（夜間）においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 火山影響等および積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 課長（技術）は、全所員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を実施する。 (3) 各課長は、所属員に対して、火山防護対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。 (4) 課長（技術）は、緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 課長（原子炉）は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）の着脱可能なフィルタ（300メッシュ。以下「改良型フィルタ」という。）その他必要な資機材を配備する。</p>	<p>TS-78 高濃度火山灰対応について</p> <p>【女川との相違】 ・島根は火山防護対策設備を有するため教育訓練に係る内容を記載</p> <p>【女川との相違】 ・島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いない。また、その他の</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る。</p> <p>3. 4 手順書の整備 防災課長は、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(1) 降下火砕物の侵入防止 発電課長は、外気取入口に設置しているバグフィルタ等の差圧監視および外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または事故時運転モードにより建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(2) 降下火砕物および積雪の除去作業 各課長は、降下火砕物の堆積または積雪が確認された場合は、降下火砕物および積雪より防護すべき屋外の施設ならびに降下火砕物および積雪より防護すべき施設を内包する建屋について、堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物および積雪を除去する。</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の機能を維持するための対策 原子炉課長は、火山影響発生時において、非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）への火山灰フィルタの取り付けを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により女川原子力発電所を含む地域（女川町、石巻市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>(4) 高圧代替注水系を用いた炉心を冷却するための対策 発電課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイ系）が機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため高圧代替注水系を使用し炉心の冷却を行う。</p>	<p>3. 4 手順書の整備 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(1) 降下火砕物の侵入防止 当直長は、外気取入口に設置しているバグフィルタ等の差圧監視、及び外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は再循環運転により建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(2) 降下火砕物及び積雪の除去作業 各GMは、降下火砕物の堆積又は積雪が確認された場合は、降下火砕物及び積雪より防護すべき屋外の施設、並びに降下火砕物及び積雪より防護すべき施設を内包する建屋について、堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物及び積雪を除去する。</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策 火山影響発生時において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機への改良型フィルタの取付を実施する。</p> <p>ア. 非常用ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付 原子炉GMは、フィルタの取付が容易な改良型フィルタを取り付ける。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(4) 高圧代替注水系ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため高圧代替注水系ポンプを使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>ア. 高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系による注水ができない場</p>	<p>3. 4 手順書の整備 課長（技術）は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 降下火砕物の侵入防止 当直長は、外気取入口に設置しているバグフィルタ等の差圧監視および給気隔離弁の閉止、空調換気設備の停止または系統隔離運転モードにより建物内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(2) 降下火砕物および積雪の除去作業 各課長は、降下火砕物の堆積または積雪が確認された場合は、降下火砕物および積雪より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物および積雪より防護すべき施設を内包する建物等について、堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物および積雪を除去する。</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）の機能を維持するための対策 火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）への改良型フィルタの取付けを実施する。</p> <p>ア. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）への改良型フィルタ取付け 課長（原子炉）は、フィルタの取付けが容易な改良型フィルタを取り付ける。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(4) 高圧原子炉代替注水系を用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため高圧原子炉代替注水系を使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>ア. 高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系による注水ができない場</p>	<p>資機材は3.3(1)に記載 TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>・島根は防護すべき施設を内包する屋外土木構造物を含むため、「建物等」と記載</p> <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違</p> <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイ系）3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合。</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 発電課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイ系）が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系を使用し炉心の冷却を行う。</p>	<p>合は、高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合</p> <p>イ. フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り） 緊急時対策本部は、残留熱除去系の機能喪失による格納容器圧力の上昇に備え、格納容器ベント準備作業としてフィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）を実施する。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系ポンプを使用し炉心の冷却を行う。 ア. 原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>イ. フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り） 緊急時対策本部は、残留熱除去系の機能喪失による格納容器圧力の上昇に備え、格納容器ベント準備作業としてフィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）を実施する。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において5号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 ア. 緊急時対策所の居住性確保 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放する。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電</p>	<p>合は、高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系を使用し炉心の冷却を行う。 ア. 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 ア. 緊急時対策所の居住性確保 各課長は、緊急時対策所扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、仮設フィルタを設置する。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地か</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違 【島根固有】 ・島根は扉部分に仮設フィルタを設置 TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p>
<p>a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイ系）3台がともに機能喪失した場合。</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 各課長は、火山影響等発生時において緊急時対策建屋内の扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により女川原子力発電所を含む地域（女川町、石巻市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から</p>	<p>合は、高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合</p> <p>イ. フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り） 緊急時対策本部は、残留熱除去系の機能喪失による格納容器圧力の上昇に備え、格納容器ベント準備作業としてフィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）を実施する。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系ポンプを使用し炉心の冷却を行う。 ア. 原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>イ. フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り） 緊急時対策本部は、残留熱除去系の機能喪失による格納容器圧力の上昇に備え、格納容器ベント準備作業としてフィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）を実施する。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において5号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 ア. 緊急時対策所の居住性確保 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放する。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電</p>	<p>合は、高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系を使用し炉心の冷却を行う。 ア. 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 ア. 緊急時対策所の居住性確保 各課長は、緊急時対策所扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、仮設フィルタを設置する。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地か</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違 【島根固有】 ・島根は扉部分に仮設フィルタを設置 TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>半径160km)内の火山に噴火が確認されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>(7) 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機(B系)の機能が喪失した場合においては、電源車(緊急時対策所用)から緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。</p> <p>火山影響等発生時にはフィルタの取替え・清掃が容易なフィルタコンテナを接続する。</p> <p>a. 電源車(緊急時対策所用)による給電準備</p> <p>防災課長は、火山影響発生時において、電源車(緊急時対策所用)の機能を維持するため、電源車(緊急時対策所用)へのフィルタコンテナの取り付けを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により女川原子力発電所を含む地域(女川町、石巻市)への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>b. 電源車(緊急時対策所用)による給電開始</p> <p>防災課長は、電源車(緊急時対策所用)からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 電源車(緊急時対策所用)による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機(B系)からの受電が不能となった場合。</p> <p>c. 電源車(緊急時対策所用)フィルタコンテナのフィルタ取替え 防災課長は、電源車(緊急時対策所用)の吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタ取り替えを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において電源車(緊急時対策所用)起動から11時間を超えた場合。</p>	<p>所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(7) 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、7号炉タービン建屋内に配置した5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。</p> <p>ア. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の準備作業 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を降下火砕物の影響を受けない7号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>(ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域(柏崎市、刈羽村)への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電作業 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>(ア) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機からの受電不能となった場合</p>	<p>ら半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(7) 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機A系の機能が喪失した場合においては、原子炉建物内に配置した高圧発電機車から緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。</p> <p>ア. 高圧発電機車の準備作業</p> <p>各課長は、高圧発電機車を降下火砕物の影響を受けない原子炉建物内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>(ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により島根原子力発電所を含む地域(松江市)への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 高圧発電機車からの給電作業</p> <p>各課長および当直長は、高圧発電機車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>(ア) 手順着手の判断基準 高圧発電機車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機A系からの受電が不能となった場合</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いないTS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>【女川との相違】 ・島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いないTS-78 高濃度火山灰対応について参照</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
火山影響等発生時の対策における主な作業					火山影響等発生時の対策における主な作業					火山影響等発生時の対策における主な作業					
作業 手順 No.	対応手段	要員	要員 数	想定時間	作業 手順 No.	対応手段	要員	要員 数	想定時間	作業 手順 No.	対応手段	要員	要員 数	想定時間	
(3)	非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）へ火山灰フィルタ取付け※1	重大事故等対応要員	4	60分	(3)ア.	非常用ディーゼル発電機へ改良型フィルタ取付け※1	緊急時対策要員	4	70分	(3)ア.	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）へ改良型フィルタ取付け※1	緊急時対策要員	8	45分	
(4)	高圧代替注水系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	15分	(4)ア.	高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	2	15分	(4)ア.	高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	10分	
(5)	原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	速やかに	(5)ア.	原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	2	速やかに	(5)ア.	原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	速やかに	
(7) a. b.	電源車（緊急時対策所用）による給電の準備作業および給電開始	重大事故等対応要員	3	90分	(7)ア.イ.	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の準備作業及び給電作業※2	緊急時対策要員	6	85分	(7)ア.イ.	高圧発電機車の準備作業および給電作業	運転員（中央制御室、現場）、緊急時対策要員	7	1時間50分	
(7) c.	電源車（緊急時対策所用）フィルタコンテナのフィルタ取替え	重大事故等対応要員	2	50分	(4)イ. (5)イ.	フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）	緊急時対策要員	2	60分						

※1：1班2名で2班が並行で実施する。
 ※2：1班2名で3班が並行で実施する。

(8) 代替設備の確保
 各課長は、火山影響等発生時または積雪により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。

(9) 降灰時の原子炉施設への影響確認
 各課長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(10) 施設管理、点検
 各GMIは、降下火砕物防護対策施設について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

3.5 定期的な評価
 (1) 各課長は、3.1項から3.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない
 TS-78 高濃度火山灰対応について参照
 【女川との相違】
 ・島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いないTS-78 高濃度火山灰対応について参照
 ・島根は防護すべき施設を内包する屋外土木構造物を含むため、「建物等」と記載
 【女川との相違】
 ・島根は火山防護対策設備の有するため、施設管理、点検に係る内容を記載

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、火山影響等および積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. 火山影響等発生時において、発電所を含む地域（女川町、石巻市）に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. 発電所より半径160km以内の火山が噴火したが降灰予報が発表されない場合において、第58条に定める外部電源5回線のうち、3回線以上が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）または全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火山影響等及び積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>ア. 火山影響等発生時において、発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>イ. 発電所より半径160km以内の火山が噴火したが、降灰予報が発表されない場合において、保安規定第58条の3に定める外部電源5回線のうち、3回線以上が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）又は全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火山影響等および積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>ア. 火山影響等発生時において、発電所を含む地域（松江市）に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>イ. 発電所より半径160km以内の火山が噴火したが、降灰予報が発表されない場合において、保安規定第57条の3に定める外部電源3回線のうち、1回線以上が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）または全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 電源事業本部長（原子力安全技術）は、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 地震</p> <p>防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>(2) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失時における地下水の排水措置および復旧に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>4. 地震</p> <p>技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p>	<p>4. 地震</p> <p>課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条に該当しないため、保安規定に定める運転上の制限は考慮していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）または常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）ならびにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>i. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>ii. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>iii. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>iv. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等に</p>	<p>ア. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）並びにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}及び溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等にお</p>	<p>ア. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、設計基準対象施設のうち耐震重要施設（Sクラスの施設）、その間接支持構造物および屋外重要土木構造物、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備および常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）ならびにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c. 建物内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定めた</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 代替設備の確保 各課長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>e. 地下水位低下設備の機能喪失時の対応 (a) 発電課長は、防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また、発電課長は、第57条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。 (b) 防災課長は、第57条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。 (c) 防災課長は、屋外排水路の排水異常により、地表面での滞水が確認された場合は、仮設ホースの敷設等による対応を行い、排水経路の確保を行う。</p> <p>f. 地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認 各課長は、地下水位が設計用地下水位を超過したおそれがあることを確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 地下水位低下設備の施設管理、点検 原子炉課長、電気課長、計測制御課長および土木課長は、地下水位低下設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認 (a) 土木課長は、地下水位の観測記録を一定期間取得し、設計用地下水位の妥当性を確認する。 (b) 土木課長は、地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に</p>	<p>いて震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>エ. 代替設備の確保 各GMは、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各GMは、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じ</p>	<p>測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>エ. 代替設備の確保 各課長または当直長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じ</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 2号炉について、原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子力部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>て、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 7号炉について、原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ. 波及的影響防止</p> <p>原子力設備管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>ウ. 地震観測及び影響確認</p> <p>(ア) 原子力設備管理部長は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握及び土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(イ) 原子力設備管理部長は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>て、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 2号炉について、電源事業本部部長（原子力安全技術）は、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>電源事業本部部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ. 波及的影響防止</p> <p>電源事業本部部長（原子力安全技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>ウ. 地震観測および影響確認</p> <p>(ア) 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(イ) 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 発電課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、i～iii.を実施する。ただし、以下の場合は</p>	<p>5. 津波</p> <p>技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。</p> <p>また、各GMは、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。また、補機取水槽の水位を中央制御室にて監視し、引き</p>	<p>5. 津波</p> <p>課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 津波の来襲が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、日本海東縁部に想定される地震による津波に対</p>	<p>【島根固有】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>その限りではない。</p> <p>①大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>②発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。</p> <p>i. 海水ポンプ室の水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプによる高圧炉心スプレイ補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>ii. 循環水配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、循環水ポンプの停止および復水器水室出入口弁の閉止を実施する。</p> <p>iii. タービン補機冷却海水系配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、タービン補機冷却海水ポンプの停止およびタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の閉止を実施する。</p> <p>(b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p>	<p>波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプ）を停止する。</p> <p>(イ) 各GMは、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(ウ) 土木GMは、浚渫作業で使用する土運船等に関し、</p>	<p>としては、原子炉補機海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、津波到達予想時刻5分前までに、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。また、取水槽水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</p> <p>(イ) 各課長は、燃料等輸送船、その他の作業船、貨物船等に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。また、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のある船舶</p>	<p>・島根では、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位に対して余裕がないため、津波到達予想時刻の5分前までに、常用海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根では、引き波により取水槽水位低下を確認した場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根では、地震大等のインターロックにより循環水系及びタービン補機海水系を隔離する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 発電課長は、津波監視カメラおよび取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>b. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c. 浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉の管理 各課長は、浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 2号炉および3号炉のカーテンウォール内への入港管理 各課長は、2号炉および3号炉のカーテンウォール内にはゴムボートのみ入港できるよう運用管理を実施する。</p> <p>e. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、作業を中断し、陸側作業員の退避に関する措置を実施する。また、退避が困難な浚渫船等については、係留等の措置を実施する。</p> <p>(エ) 各GMは、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(オ) 各GMは、大湊側護岸部で使用する車両のうち、海水貯留堰への衝突影響のある車両に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(カ) 当直長は、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>ウ. 取水槽閉止板の管理 各GMは、取水槽閉止板を点検等により開放する際の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>については、緊急離岸できない場合を想定し、着岸時には耐震性を有する係船柱への係留を実施する。</p> <p>(ウ) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(エ) 各課長は、荷揚場周辺の漂流物となる可能性のある車両等のうち、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のあるものに関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(オ) 当直長は、津波監視カメラおよび取水槽水位計による津波の来襲状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 防波扉および水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、防波扉および必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長または当直長は、防波扉および水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>ウ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、漂流する可能性のある車両は防波壁内へ退避可能 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、浸水防止蓋を設置しない。また、防波扉に係る運用は前段（イ. 防波扉および水密扉の閉止状態の管理）に記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、取水槽閉止板を設置しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、カーテンウォール内への入港管理に係る運用はない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 施設管理、点検 各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>h. 代替設備の確保 各課長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネ</p>	<p>各GMは、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>オ. 施設管理、点検 各GMは、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>カ. 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 各GMは、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (イ) 技術計画GMは、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>キ. 代替設備の確保 各GMは、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各GMは、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。 (2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマ</p>	<p>各課長または当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>エ. 施設管理、点検 各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>オ. 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (イ) 課長（技術）は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>カ. 代替設備の確保 各課長または当直長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。 (2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、以下の活動を</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ジメント文書に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>ニュアルに定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>電源事業本部部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6. 竜巻</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所属員に対して、竜巻防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(1) 飛来物管理の手順</p> <p>a. 各課長は、衝突時に建屋または竜巻防護対策施設に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物^{*1}のうち鋼製</p>	<p>6. 竜巻</p> <p>技術計画GMは、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。</p> <p>また、各GMは、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、竜巻防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>技術計画GMは、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(1) 飛来物管理の手順</p> <p>ア. 各GMは、衝突時に建屋又は竜巻防護対策設備に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物^{*1}（極小飛来物</p>	<p>6. 竜巻</p> <p>課長（技術）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、竜巻防護対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>課長（技術）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 飛来物管理の手順</p> <p>ア. 各課長は、衝突時に建物、竜巻防護対策設備等に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物^{*1}（極小飛来物であ</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根2号炉は建物の他に、ディーゼル燃</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>材によるものより大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、固定または外部事象防護対象施設からの離隔により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>b. 各課長は、屋外の重大事故等対処設備について、設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、設計基準事故対処設備と同時に重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="213 609 863 829"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>砂利</th> <th>鋼製材</th> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×高さ 0.04×0.04×0.04</td> <td>長さ×幅×高さ 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>0.2</td> <td>135</td> </tr> </table>	飛来物の種類	砂利	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×高さ 0.04×0.04×0.04	長さ×幅×高さ 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	0.2	135	<p>である砂利を除く。) よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各GMは、屋外の重大事故等対処設備について、設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、設計基準事故対処設備と同時に重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1012 609 1650 724"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> <th>角型鋼管 (大)</th> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> <td>28</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1041 772 1620 1050"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>足場パイプ</th> <th>鋼製足場板</th> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.0×0.05×0.05</td> <td>長さ×幅×高さ 4.0×0.25×0.04</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> </table>	飛来物の種類	鋼製材	角型鋼管 (大)	質量 (kg)	135	28	飛来物の種類	足場パイプ	鋼製足場板	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.0×0.05×0.05	長さ×幅×高さ 4.0×0.25×0.04	質量 (kg)	11	14	<p>る砂利を除く。) よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、固定または外部事象防護対象施設からの離隔により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各課長は、屋外の重大事故等対処設備について、設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、設計基準事故対処設備と同時に重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1798 609 2448 829"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>料貯蔵タンク室等も外殻として期待している。</p> <p>【島根固有】 ・島根では、取水槽ガントリークレーンが波及的影響を及ぼさないよう実施</p>
飛来物の種類	砂利	鋼製材																															
寸法 (m)	長さ×幅×高さ 0.04×0.04×0.04	長さ×幅×高さ 4.2×0.3×0.2																															
質量 (kg)	0.2	135																															
飛来物の種類	鋼製材	角型鋼管 (大)																															
質量 (kg)	135	28																															
飛来物の種類	足場パイプ	鋼製足場板																															
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.0×0.05×0.05	長さ×幅×高さ 4.0×0.25×0.04																															
質量 (kg)	11	14																															
飛来物の種類	鋼製材																																
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2																																
質量 (kg)	135																																
<p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>a. 各課長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>b. 各課長は、屋外におけるクレーン作業を中止し、海水ポンプ室門型クレーンについては、停留位置に固定する。</p> <p>c. 発電課長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また、各課長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>(3) 代替設備の確保</p> <p>各課長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p>	<p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>ア. 各GMは、車両に関して停車している場所に応じて退避又は固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各GMは、炉心変更、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業及び屋外におけるクレーン作業を中止する。</p> <p>ウ. 当直長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また、各GMは、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>(3) 代替設備の確保</p> <p>各GMは、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p>	<p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>ア. 各課長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各課長は、炉心変更、原子炉棟内で照射された燃料に係る作業および屋外におけるクレーン作業を中止し、取水槽ガントリークレーンについては、係留位置に固定する。</p> <p>ウ. 当直長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また、各課長または当直長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>(3) 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p>																															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(5) 施設管理、点検 各課長は、竜巻防護対策施設について、その要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各GMは、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(5) 施設管理、点検 各GMは、竜巻防護対策施設について、その要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各GMは、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。 (2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 新たな知見の収集、反映 原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(5) 施設管理、点検 各課長は、竜巻防護対策設備について、その要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。 (2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア. 新たな知見の収集、反映 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 有毒ガス</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>(1) <u>防災課長</u>は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) <u>防災課長</u>は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的 に実施する。</p> <p>(1) <u>防災課長</u>は、全所員に対して、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) <u>防災課長</u>は、<u>有毒ガス発生時における運転・対処要員のうち初動対応を行う要員</u>に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>7. 有毒ガス</p> <p>技術計画GMは、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、<u>安全総括部長</u>の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>(1) <u>防災安全GM</u>は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) <u>防災安全GM</u>は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的 に実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) <u>有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員</u>に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>7. 有毒ガス</p> <p><u>課長（技術）</u>は、有毒ガス発生時における<u>重大事故等に対処する要員</u>の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、<u>技術部長の確認</u>、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、<u>有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員</u>の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置</p> <p>(1) <u>課長（技術）</u>は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) <u>課長（技術）</u>は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施</p> <p>有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的 に実施する。</p> <p>(1) <u>課長（放射線管理）</u>は、全所員に対して、有毒ガス発生時における<u>重大事故等に対処する要員</u>の防護のための活動に係る教育訓練を定期的 に実施する。</p> <p>(2) <u>課長（放射線管理）</u>は、<u>運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、立会人および終息活動を行う要員</u>に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的 に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における<u>重大事故等に対処する要員</u>の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根2号炉では、可動源に対する防護対象として運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、立会人および終息活動要員を設定する</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）<u>および発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u>に対して、(b) 項および (c) 項の実施により、<u>運転・対処要員</u>の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 防災課長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質の有無を確認し、<u>新たな固定源または可動源を評価対象として特定した場合には、有毒ガスが発生したことを想定して吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</u></p> <p>(c) 各課長は、可動源の輸送ルートについて、運転員および緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>	<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) <u>技術計画GM</u>は、有毒ガス発生時における<u>運転・対処要員</u>の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) <u>各GM</u>は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）<u>及び発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）</u>に対して、(イ) 項及び(ウ) 項の実施により、<u>運転・対処要員</u>の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) <u>化学管理GM</u>は、発電所敷地内における<u>新たな有毒化学物質の有無を確認し、技術計画GMは中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質の有無を確認する。</u>化学管理GMは、発電所敷地内における<u>新たな固定源又は可動源を評価対象として特定した場合、技術計画GMに連絡する。</u>技術計画GMは、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ウ) 各GMは可動源の輸送ルートについて、運転員及び緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>	<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) <u>課長（放射線管理）</u>は、有毒ガス発生時における<u>重大事故等に対処する要員</u>の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを<u>手順書</u>に定める。</p> <p>ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ) 項、(ウ) 項および<u>ウ. 項</u>の実施により、<u>重大事故等に対処する要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</u></p> <p>(イ) <u>課長（放射線管理）</u>は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍における新たな有毒化学物質<u>および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</u><u>可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</u></p> <p>(ウ) 各課長は、<u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する堰および覆い（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</u></p> <p>イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(ア) <u>当直長および各課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調換気系および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉では、可動源に対して防護対策を実施。また、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している 【島根固有】 ・島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している。また、可動源に対して防護対策を実施 【島根固有】 ・島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している 【島根固有】 ・島根2号炉では、可動源に対して防護対策を実施 【島根固有】 ・島根2号炉では、可動源に対して防護対策を実施

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(ア) 各GMは、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>(イ) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</u></p> <p><u>ウ. 施設管理、点検</u></p> <p><u>各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p><u>(1) 各課長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</u></p> <p><u>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</u></p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。</u>発電部長は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付1-3 重大事故等および大規模損壊対応に係る 実施基準 （第17条の7および第17条の8関連）</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る 実施基準 （第17条の7及び第17条の8関連）</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る 実施基準 （第17条の7および第17条の8関連）</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表1から表19に定める。なお、自主対策設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、品質マネジメント文書に定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に定める。</p> <p>a. 原子炉主任技術者は、警戒対策本部または緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）において、独立性を確保し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>b. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>c. 原子炉主任技術者は、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>d. 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（女川町または石巻市）に2号炉の原子炉主任技術者または代行者1名を待機させる。</p>	<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表1から表19に定める。なお、自主対策設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、マニュアルに定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力運営管理部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に定める。</p> <p>ア. 原子炉主任技術者は、緊急時対策本部において、独立性を確保し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い、緊急時対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ. 原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ. 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（柏崎市又は刈羽村）に7号炉の原子炉主任技術者又は代行者1名を待機させる。</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表1から表19に定める。なお、自主対策設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、手順書に定める。</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 電源事業本部長（原子力管理）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の選任・解任および職務等に関する運用手順書」に定める。</p> <p>ア. 原子炉主任技術者は、緊急時対策本部において、独立性を確保し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い、緊急時対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ. 原子炉主任技術者は、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ. 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（松江市）に原子炉主任技術者または代行者1名を配置する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表1から表19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、次の1. 1(1) a. の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力部長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 a. 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者を品質マネジメント文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (a) 所長は、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急体制を発令し、重大事故等対策要員の非常招集および通報連絡を行い、第108条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。</p>	<p>オ. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 防災安全GMは、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各GMは、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項及び表1から表19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、次の1. 1(1) ア. の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力運営管理部長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本社が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本社が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 ア. 防災安全GMは、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者をマニュアルに定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (ア) 所長は、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災態勢を発令し、緊急時対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、第108条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。</p>	<p>オ. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 課長(技術)は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表1から表19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、次の1. 1(1) ア. の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 電源事業本部部長(原子力管理)は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本社が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本社が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 ア. 課長(技術)は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者を手順書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (ア) 所長は、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急時体制を発令し、重大事故等に対処する要員の非常招集および通報連絡を行い、第107条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は既存の類似条文(第17条の2)と合わせ、確認行為について記載するとともに第17条関連の計画の承認者を所長としている。 ・TS-58 原子力防災体制の運用強化について

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 所長は、発電所対策本部長として、発電所対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である発電所対策本部長が不在の場合、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>(c) 発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、専門性および経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班ならびに運転員の機能を明確にするとともに、各班には、役割に応じた対策の実施および事故対処に係る現場作業等の責任を有する班長ならびに発電課長を配置する。</p> <p>(e) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。発電課長が欠けた場合は、発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理にあたっている発電副長が代務にあたることをあらかじめ定める。</p> <p>(f) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、速やかに緊急体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>(g) 実施組織は、発電管理班および保修班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>(イ) 所長は、緊急時対策本部長として、緊急時対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である緊急時対策本部長が不在の場合に備え、副原子力防災管理者の中からあらかじめ定めた順位で代行者を指定する。</p> <p>(ウ) 緊急時対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>(エ) 重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに当直の機能を明確にするとともに、責任者として配下の各班の監督責任を有する統括、対策の実施責任を有する班長及び当直副長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、統括及び班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>(カ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、速やかに原子力防災態勢を発令するとともに原子力運営管理部長へ報告する。</p> <p>(キ) 実施組織は、号機統括を配置し、号機班、当直、復旧班、自衛消防隊により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>a. 号機統括は、対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わる対応の統括を行う。</p>	<p>(イ) 所長は、緊急時対策本部長として、緊急時対策本部の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である緊急時対策本部長が不在の場合に備え、副原子力防災管理者の中からあらかじめ定めた順位で代行者を指定する。</p> <p>(ウ) 緊急時対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、専門性および経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>(エ) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班ならびに当直の機能を明確にするとともに、責任者として配下の各班の監督責任を有する統括、対策の実施責任を有する班長および当直副長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、統括および班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>(カ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、速やかに緊急時体制を発令するとともに電源事業本部長（原子力管理）へ報告する。</p> <p>(キ) 実施組織は、プラント監視統括および復旧統括を配置し、プラント監視統括のもと、プラント監視班、当直、復旧統括のもと、復旧班、自衛消防隊により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>a. プラント監視統括は、事故状況の把握の統括ならびに事故の影響緩和および拡大防止に必要な運転上の操作への助言を行う。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は下部規定文書に記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。TS-10 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>i. 発電管理班は、運転員からの重要パラメータの入手、事故の影響緩和および拡大防止に係るプラントの運転操作を行う。</p> <p>ii. 保修班は、事故の影響緩和および拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備および操作、不具合設備の復旧ならびに火災発生時における消火活動を行う。</p> <p>(h) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>i. 発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、<u>運転号炉および停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行う。</u></p> <p>ii. 複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所構内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止および格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。</p> <p>iii. 複数号炉の同時被災時において、運転員は号炉ごとの運転操作指揮を発電課長が行い、号炉ごとに運転操作に係</p>	<p>b. 号機班は、当直からの重要パラメータの入手、事故対応手段の選定に関する当直への情報提供を行う。</p> <p>c. 当直は、事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作を行う。</p> <p>d. 復旧班は、事故の影響緩和及び拡大防止に関わる可搬型重大事故等対処設備の準備と操作、及び不具合設備の復旧を行う。</p> <p>e. 自衛消防隊は、火災発生時における消火活動を行う。</p> <p>(ク) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>a. 緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、緊急時対策本部長が活動方針を示し、号炉ごとに配置された号機統括は、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行う。</p> <p>b. 複数号炉の同時被災の場合において、必要な緊急時対策要員を発電所構内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して7号炉の炉心損傷防止及び格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。</p> <p>c. 複数号炉の同時被災時において、当直は号炉ごとの運転操作指揮を当直副長が行い、号炉ごとに運転操作に係</p>	<p>b. <u>プラント監視班</u>は、当直からの重要パラメータの入手、事故対応手段の選定に関する当直への情報提供を行う。</p> <p>c. 当直は、事故の影響緩和および拡大防止に係るプラントの運転操作を行う。</p> <p>d. <u>復旧統括は、可搬型設備を用いた対応、不具合設備の復旧および消火活動の統括を行う。</u></p> <p>e. <u>復旧班は、事故の影響緩和および拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作ならびに不具合設備の復旧を行う。</u></p> <p>f. <u>自衛消防隊は、火災発生時における消火活動を行う。</u></p> <p>(ク) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>a. 緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、緊急時対策本部長が活動方針を示し、<u>プラント監視統括は、事故状況の把握の統括ならびに事故の影響緩和および拡大防止に必要な運転上の操作への助言の統括を行い、復旧統括は可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧および消火活動の統括を行う。</u></p> <p>b. 複数号炉の同時被災の場合において、必要な緊急時対策要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止および格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、<u>1号炉については、1号炉の燃料プールに燃料が保管されているため、1号炉運転員により1号炉の燃料プールの監視を行うとともに、対応作業までは時間的余裕があるため、平日の時間帯においては発電所内に勤務する緊急時対策要員、夜間および休日(平日の勤務時間帯以外)においては参集する緊急時対策要員で対応する。</u></p> <p>c. 複数号炉の同時被災時において、当直は号炉ごとの運転操作指揮を2号炉は当直副長、1号炉は当直主任が行</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直の役割を記載している。 【島根固有】 ・島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は自衛消防隊の役割を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は役割ごとに統括を配置している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根1号炉は廃止措置段階であるため、燃料プールに係る対応措置に時間的な余裕があることから、参集した復旧班が島根1号炉の対応も含め実施する。 <p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>iv. 原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>v. 各号炉の原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(i) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>i. 技術支援組織は、技術班および放射線管理班で構成する。</p> <p>(i) 技術班は、プラントパラメータ等の把握、プラント状態の進展予測・評価およびその評価結果の事故対応方針への反映を行う。</p> <p>(ii) 放射線管理班は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う。</p> <p>ii. 運営支援組織は、情報班、総務班および広報班で構成する。</p>	<p>る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>d. 原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>e. 各号炉の原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(ケ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 技術支援組織は、計画・情報統括を配置し、計画班及び保安班で構成する。</p> <p>(a) 計画・情報統括は、事故対応状況の把握及び事故対応方針の立案を行う。</p> <p>(b) 計画班は、プラント状態の進展予測・評価及びその評価結果の事故対応方針への反映を行う。</p> <p>(c) 保安班は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う。</p> <p>b. 運営支援組織は、対外対応統括及び総務統括を配置し、通報班、立地・広報班、資材班及び総務班で構成する。</p> <p>(a) 対外対応統括は、対外対応活動の統括を行う。</p>	<p>い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>d. 原子炉主任技術者は、2号炉の保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(ケ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 技術支援組織は、技術統括を配置し、技術班および放射線管理班で構成する。</p> <p>(a) 技術統括は、原子炉の運転に関するデータの収集、分析および評価の統括、原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成の統括、発電所内外の放射線、放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括を行う。</p> <p>(b) 技術班は、原子炉の運転に関するデータの収集、分析および評価、原子炉の事故の影響緩和および拡大防止に必要な運転に関する技術的措置、原子炉の運転に関する具体的復旧方法、工程等作成を行う。</p> <p>(c) 放射線管理班は、発電所内外の放射線および放射性物質濃度の状況把握に係る測定、放射性物質の影響範囲の推定、緊急時対策活動に係る立入禁止措置、退去措置、除染等の放射線管理ならびに重大事故等に対処する要員・退避者の線量評価および汚染拡大防止措置・除染を行う。</p> <p>b. 運営支援組織は、広報統括、情報統括および支援統括を配置し、報道班、対外対応班、情報管理班、通報班、支援班および警備班で構成する。</p> <p>(a) 広報統括は、報道機関対応支援、対外対応活動の統括を行う。</p> <p>(b) 報道班は、緊急時対策総本部が行う報道機関対応の</p>	<p>・島根1号炉は廃止措置段階であるため、当直副長ではなく、当直主任が運転操作指揮等を行う。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根2号炉は単号炉申請であり、島根1号炉は廃止措置段階であるため、原子炉主任技術者は1名としている。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は役割ごとに統括を配置している。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は役割ごとに統括を配置している。</p> <p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(i) 情報班は、<u>発電所対策本部の運営支援、対外関係機関へ通報連絡等を行う。</u></p> <p>(ii) 総務班は、<u>要員の呼集、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者__の避難指示、資材の調達および輸送に関する一元管理等を行う。</u></p> <p>(iii) 広報班は、<u>社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援等を行う。</u></p> <p>(j) 地震の影響による通信障害等が発生し、<u>自動呼出システムまたは通信連絡設備を用いて非常招集連絡ができない場合でも、発電所周辺地域（女川町、石巻市または東松島市）で震度6弱以上の地震の発生により、重大事故等対策要員は発電所に自動参集する。</u></p> <p>(k) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>i. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、<u>2号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に重大事故等対策要員30名（うち2号炉運転員7名）、1号炉および3号炉運転員8名、火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車隊）6名の合計44名を確保する。</u></p> <p>ii. 2号炉運転停止中※においては、<u>2号炉運転員を5名とする。</u> ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）および燃料交換の期間</p> <p>iii. 重大事故等が発生した場合、<u>重大事故等対策要員（運</u></p>	<p>(b) 通報班は、<u>対外関係機関へ通報連絡等を行う。</u></p> <p>(c) 立地・広報班は、<u>自治体派遣者及び報道機関対応者の支援を行う。</u></p> <p>(d) 総務統括は、<u>緊急時対策本部の運営支援の統括を行う。</u></p> <p>(e) 資材班は、<u>資材の調達及び輸送に関する一元管理を行う。</u></p> <p>(f) 総務班は、<u>要員の呼集、食糧・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示等を行う。</u></p> <p>(コ) 地震の影響による通信障害等が発生し、<u>自動呼出・安否確認システム又は電話を用いて非常召集連絡ができない場合でも、新潟県内で震度6弱以上の地震の発生により、発電所に自動参集する。</u></p> <p>(サ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割<u>及び</u>人数を割り当て確保する。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、<u>6号炉及び7号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に緊急時対策要員44名、運転員13名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の合計67名を確保する。</u></p> <p>b. <u>7号炉運転停止中※</u>においては、<u>運転員を10名とする。</u> ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）<u>及び</u>燃料交換の期間</p> <p>c. 重大事故等が発生した場合、<u>緊急時対策要員は、5号</u></p>	<p><u>支援を行う。</u></p> <p>(c) <u>通報班は、関係機関への通報連絡等を行う。</u></p> <p>(d) 対外対応班は、<u>自治体からの問合せ対応、自治体派遣者の支援を行う。</u></p> <p>(e) <u>情報統括は、関係機関への通報連絡、情報管理等の統括を行う。</u></p> <p>(f) <u>情報管理班は、情報の収集、共有等を行う。</u></p> <p>(g) <u>支援統括は、緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括を行う。</u></p> <p>(h) <u>支援班は、緊急時対策本部の運営支援、重大事故等に対処する要員の人員把握、避難誘導、資機材および輸送手段の確保、救出・医療活動を行う。</u></p> <p>(i) <u>警備班は、出入り管理および警備当局対応、緊急車両の誘導を行う。</u></p> <p>(コ) 地震の影響による通信障害等が発生し、<u>要員招集システムまたは電話を用いて非常招集連絡ができない場合でも、松江市で震度6弱以上の地震の発生により、重大事故等に対処する要員は社内規程に基づき発電所に自動参集する。</u></p> <p>(サ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、<u>発電所内に緊急時対策要員31名、2号炉運転員7名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊7名の合計45名を確保する。</u></p> <p>b. <u>2号炉運転停止中※</u>においては、<u>2号炉運転員を5名とする。</u> ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）および燃料交換の期間</p> <p>c. 重大事故等が発生した場合、<u>緊急時対策要員は、緊急</u></p>	<p>・島根は役割ごとに統括を配置している。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は役割ごとに統括を配置している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>転員を除く。）は、緊急時対策所または事務建屋の対策室に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>iv. 発電所外から要員が参集するルートは、発電所正門を通行して参集するルートを使用する。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は、発電所南側の牡鹿ゲートの通行を含む、当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。</p> <p>v. 重大事故等発生時の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、社員および協力企業社員で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>vi. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>vii. 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策要員を非常招集できるよう、計画的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(I) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設、設備等を管理する。</p> <p>i. 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIPFAX）、衛星電話設備および無線連絡設備を備えた緊急時対策所</p> <p>ii. 実施組織が、中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図るための、携行型通話装置、無線連絡設備および衛星電話設備</p> <p>iii. 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施し、作業内容および現場状況の情報共有を実施するための可搬型照明</p> <p>(m) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大</p>	<p>炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>d. 重大事故等発生時の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>e. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(シ) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な緊急時対策要員を非常召集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p> <p>(ス) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設及び設備等を管理する。</p> <p>a. 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システムを含む。）、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>b. 実施組織が、中央制御室、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び現場との連携を図るための、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備</p> <p>c. 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための照明機器等</p> <p>(セ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大</p>	<p>時対策所に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>d. 重大事故等発生時の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、特定の重大事故等に対処する要員に被ばくが集中しないように、重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>e. 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(シ) 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な緊急時対策要員を非常招集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p> <p>(ス) 重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設、設備等を管理する。</p> <p>a. 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話機、IPFAX）、衛星電話設備、無線連絡設備等を備えた緊急時対策所</p> <p>b. 実施組織が、中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図るための、有線式通信設備、無線通信設備、衛星電話設備等</p> <p>c. 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための可搬型照明</p> <p>(セ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は発電所外から参集ルートは下部規定文書に記載している。 ・TS-43 SA 要員欠損時のプラント停止判断に係る記載について

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>i. 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>ii. 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、<u>発電所対策本部の情報班</u>にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、<u>本店に設置する緊急時対策本部</u>（以下「本店対策本部」という。）と<u>発電所対策本部間</u>において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>iii. <u>本店対策本部</u>との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を<u>本店対策本部</u>で実施し、<u>発電所対策本部</u>が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>(n) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、必要な体制を整備する。</p> <p>b. <u>原子力部長</u>は、以下に示す<u>本店対策本部</u>の役割分担および責任者等を品質マネジメント文書に定め、体制を確立する。</p> <p>(a) <u>原子力部長</u>は速やかに社長に報告し、社長は本店における緊急体制を発令する。</p> <p>(b) <u>原子力部長</u>は、本店に警戒対策体制を発令した場合、速やかに警戒対策本部を設置し、本店警戒対策本部長として本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。原子力部長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店警戒対策本部の副本部長がその職務を代行する。</p> <p>(c) 社長は、本店における第1または第2緊急体制を発令した場合、速やかに本店対策本部を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がそ</p>	<p>事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b. 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の通報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、<u>本社対策本部</u>と緊急時対策本部間において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c. <u>本社対策本部</u>との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を<u>本社対策本部</u>で実施し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ. <u>原子力運営管理部長</u>は、以下に示す<u>本社対策本部</u>の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。</p> <p>(ア) <u>原子力運営管理部長</u>は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、<u>本社対策本部長</u>としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従</p>	<p>事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a. 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b. 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の<u>情報管理班</u>にて一元的に集約管理し、<u>発電所内外</u>で共有するとともに、<u>緊急時対策総本部</u>と緊急時対策本部間において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c. <u>緊急時対策総本部</u>との情報共有を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を<u>緊急時対策総本部</u>で実施し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ. <u>電源事業本部長（原子力管理）</u>は、以下に示す<u>緊急時対策総本部</u>の役割分担および責任者等を手順書に定め、体制を確立する。</p> <p>(ア) <u>電源事業本部長（原子力管理）</u>は速やかに社長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、本社における<u>緊急時体制</u>を発令した場合、速やかに本社の原子力施設事態即応センターに<u>緊急時対策総本部</u>を設置し、<u>緊急時対策総本部長</u>としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は地下水位低下設備の対応に必要な体制を規定している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は社長が緊急時体制を発令する。（女川は警戒対策体制を本店原子力部長が発令）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の職務を代行する。本店対策本部は、全社での体制とし、<u>発電所対策本部</u>が重大事故等対策に専念できるよう技術面および運用面で支援する。本店対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、<u>発電所対策本部</u>が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本店対策本部は、<u>店所対策本部</u>および関係店所との連絡を行う事務局、<u>応急復旧の総括</u>、<u>官公庁および地方自治体への報告・連絡</u>、<u>放射性物質による被害状況の把握</u>、<u>事故影響範囲の評価</u>、<u>他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請</u>、<u>原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営</u>等を行う原子力班、<u>報道関係に対する情報提供</u>等を行う広報班、<u>土地の被害調査</u>等を行う総務班、<u>復旧活動従業員の安全対策</u>、<u>医師・病院の手配</u>等を行う人財班、<u>復旧用資機材の調達・輸送</u>、<u>輸送用機動力の調達・確保</u>、<u>一般交通関係情報の収集</u>等を行う資材班、<u>ヘリコプターの確保・運用</u>、<u>供給対策</u>等を行う電力システム班、<u>応急復旧対策</u>、<u>本復旧計画の策定</u>等を行う土木建築班、<u>保安通信回線の確保</u>、<u>電気通信事業者回線および社外非常用通信設備の利用対策</u>を行う情報通信班で構成する。</p> <p>(d) <u>原子力部長</u>は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料および資機材等の支援を実施する。</p>	<p>い、<u>本社対策本部の副本部長</u>がその職務を代行する。<u>本社対策本部</u>は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、<u>東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社</u>のことをいう）での体制とし、<u>緊急時対策本部</u>が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。<u>本社対策本部</u>は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、<u>緊急時対策本部</u>が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。<u>本社対策本部</u>は、<u>復旧統括</u>、<u>計画・情報統括</u>、<u>対外対応統括</u>、<u>総務統括</u>及び<u>支援統括</u>を配置し、<u>発電所の復旧方法検討・立案</u>等を行う復旧班、<u>本社対策本部内での情報共有</u>等を行う情報班、<u>事故状況の把握・進展評価</u>等を行う計画班、<u>放射性物質の放出量評価</u>等を行う保安班、<u>関係官庁への通報連絡</u>等を行う官庁連絡班、<u>報道機関対応</u>等を行う広報班、<u>発電所の立地地域対応の支援</u>等を行う立地班、<u>通信連絡設備の復旧・確保の支援</u>等を行う通信班、<u>発電所の職場環境の整備</u>等を行う総務班、<u>現地医療体制整備支援</u>等を行う厚生班、<u>発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送</u>等を行う資材班、<u>原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営</u>等を行う後方支援拠点班、<u>官庁への支援要請</u>等を行う支援受入調整班及び他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班で構成する。</p> <p>(ウ) <u>本社支援統括</u>は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料及び資機材等の支援を実施する。</p>	<p>い、<u>緊急時対策総本部の副総本部長</u>がその職務を代行する。<u>緊急時対策総本部</u>は、<u>原子力部門のみでなく他部門も含めた全社</u>（全社とは、<u>中国電力株式会社および中国電力ネットワーク株式会社</u>のことをいう）での体制とし、<u>緊急時対策本部</u>が重大事故等対策に専念できるよう技術面および運用面で支援する。<u>緊急時対策総本部</u>は、<u>原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより</u>、社長を<u>緊急時対策総本部長</u>とした指揮命令系統を明確にし、<u>緊急時対策本部</u>が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。<u>緊急時対策総本部</u>は、<u>緊急時対策本部からの情報収集および社内関係箇所への連絡</u>、<u>発電所からの情報およびメーカ等からの情報に基づいた応急措置の検討</u>等を行う統括班、<u>発電所外の放射線レベル</u>、<u>環境への放出放射線量および周辺公衆の線量評価</u>を行う放射線班、<u>プラント状況</u>、<u>設備損傷の状況</u>、<u>漏えい量等の情報の入手</u>、<u>事故規模の評価</u>等を行う技術班、<u>プレス発表文の作成</u>、<u>想定Q&Aの作成</u>、<u>プレス発表会場の設置</u>、<u>プレス発表</u>等を行う広報班、<u>食料等の調達</u>、<u>宿泊施設の手配</u>等を行う総務班、<u>警備関係を行う警備班</u>、<u>応急復旧用資機材および輸送手段の確保</u>、<u>その他必要な物品の調達</u>を行う資材班、<u>従業員・応援者の健康管理</u>、<u>作業服の調達</u>を行う労務班、<u>送電設備被害・復旧状況の把握</u>、<u>送電設備の応急措置</u>、<u>復旧対策の検討</u>、<u>発電所保安用外部電源の送電確保に係る需給運用</u>を行う外部電源復旧班、<u>保安通信回線の確保</u>等を行う通信班、<u>情報共有システムの維持管理</u>を行う情報システム班、<u>原子力事業所災害対策支援拠点の設営</u>、<u>運営</u>、<u>原子力事業所災害対策支援拠点から原子力施設への資機材の調達</u>、<u>輸送</u>、<u>その他原子力災害対策活動の後方支援</u>を行う支援班、<u>原子力防災活動における関係自治体との連携</u>、<u>原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携</u>を行う地域対応班で構成する。</p> <p>(ウ) <u>本社統括班長</u>は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮したうえで原子力事業所災害対策支援拠点を指定する。<u>本社支援班長</u>は、必要な要員を派遣するとともに、<u>発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料</u>、<u>資機材等の支援</u>を実施する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(e) 本店対策本部は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>c. 原子力部長は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本店対策本部が中心となり、プラントメーカーおよび協力企業を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>a. 力量の付与のための教育訓練</p> <p>発電管理課長および防災課長は、重大事故等対処設備を設置または改造する場合は重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、運転員または重大事故等対策要員（運転員を除く。）を新たに認定する場合は第12条第2項および第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>(a) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「c. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>(エ) 本社対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>ウ. 原子力運営管理部長は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本社対策本部が中心となり、プラントメーカー、協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の補修を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア. 力量の付与のための教育訓練</p> <p>防災安全GMは、重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに又は運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員及び緊急時対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(イ) 重大事故等対処設備を設置又は改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）及び成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>(エ) 緊急時対策総本部は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>ウ. 電源事業本部長（原子力管理）は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、緊急時対策総本部が中心となり、プラントメーカーおよび協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア. 力量の付与のための教育訓練</p> <p>各課長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までにまたは運転員もしくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ. 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員および緊急時対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(イ) 重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は運転員の教育訓練を課長（第一発電）が実施し、緊急時対策要員の教育訓練を各主管課の課長が実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>発電管理課長および防災課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>(a) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>i. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。</p> <p>ii. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じ実施するi.項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(b) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>i. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握および確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>ii. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>iii. 重大事故等発生時において復旧を迅速に実施するために、普段から保全活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設および予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた品質マネジメント文書に基づき、設備の巡視点検、定例試験および運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>iv. (a) i. 項の教育訓練において、重大事故等発生時</p>	<p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>防災安全GMは、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(イ) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識並びに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>c. 重大事故等発生時において復旧を迅速に実施するために、普段から保全活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設及び予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めたマニュアルに基づき、設備の巡視点検、定例試験及び運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>d. (ア) a項の教育訓練において、重大事故等発生時の対</p>	<p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>課長（技術）および課長（第一発電）は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>また、重大事故等に対処する要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については、教育訓練を年2回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(イ) 重大事故等に対処する要員に対し、役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a. 重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>c. 重大事故等発生時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期試験および運転に必要な操作を社員自らが行う。</p> <p>d. (ア) a項の教育訓練において、重大事故等発生時の対</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は運転員の教育訓練を課長（第一発電）が計画し、緊急時対策要員の教育訓練を課長（技術）が計画する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>v. 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに品質マネジメント文書が即時に利用できるよう、普段から保全活動等を通じて準備し、それらの情報および品質マネジメント文書を用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>c. 成立性の確認訓練 発電管理課長および防災課長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）に対し、以下の成立性の確認訓練を品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>(a) 成立性の確認訓練を以下の i. 項, ii. 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>i. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(i) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した①から⑦の重要事故シーケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>① 高圧注水・減圧機能喪失 ② 全交流動力電源喪失（TBD） ③ 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>④ 原子炉停止機能喪失 ⑤ LOCA時注水機能喪失 ⑥ 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p>	<p>応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>e. 設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保全活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ウ. 成立性の確認訓練 防災安全GMは、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員及び緊急時対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練をマニュアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 成立性の確認訓練を以下の a 項, b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性及び操作の類似性の観点から整理したⅠからⅧの重要事故シーケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 高圧・低圧注水機能喪失 Ⅱ 高圧注水・減圧機能喪失</p> <p>Ⅲ 全交流電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+RIC失敗</p> <p>Ⅳ 原子炉停止機能喪失</p> <p>Ⅴ 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p> <p>Ⅵ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p>	<p>応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間および降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>e. 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに手順書が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報および手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ウ. 成立性の確認訓練 課長（技術）および課長（第一発電）は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 また、運転員および緊急時対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練を手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 成立性の確認訓練を以下の a 項, b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したⅠからⅧの重要事故シーケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 高圧・低圧注水機能喪失 Ⅱ 高圧注水・減圧機能喪失</p> <p>Ⅲ 全交流動力電源喪失（TBU）</p> <p>Ⅳ 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合） Ⅴ 原子炉停止機能喪失</p> <p>Ⅵ 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は成立性確認訓練のうち運転員の教育訓練を課長（第一発電）が計画し、緊急時対策要員の教育訓練を課長（技術）が計画する。 ・重要事故シーケンスの類似性および操作の網羅性の観点から選定した重要事故シーケンスの相違。 TS-23

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑦ 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>(ii) 成立性の確認の評価方法 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして品質マネジメント文書に定め、発電課長の指示の下、適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。</p> <p>① 重要事故シーケンスに応じた対応において、発電課長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>② 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>③ 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>ii. 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(i) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(ii) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した①から④の重要事故シーケンスについて、重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象に年1回以上実施する。</p> <p>① 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>② 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>③ 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>④ 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p>	<p>VII 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合</p> <p>VIII 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとしてマニュアルに定め、当直副長の指示の下、適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シーケンスに応じた対応において、当直副長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b. 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したIからVの重要事故シーケンスについて、緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合</p> <p>IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p>	<p>VII 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合</p> <p>VIII 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして手順書に定め、当直副長の指示の下、適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シーケンスに応じた対応において、当直副長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b. 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認 表20の対応手段のうち、現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、運転員および緊急時対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIからIVの重要事故シーケンスについて、緊急時対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合</p> <p>IV 燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事故シーケンスの類似性および操作の網羅性の観点から選定した重要事故シーケンスの相違。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(iii) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した③の重要事故シーケンスに、①、②および④の重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>① 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>② 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>③ 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</p> <p>④ 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(iv) 成立性の確認の評価方法</p> <p>一 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。</p> <p>二 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を品質マネジメント文書に定め、満足することを評価する。</p> <p>三 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを品質マネジメント文書に定め、満足することを評価する。</p> <p>四 (i) および (iii) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p>	<p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したII 又はIIIの重要事故シーケンスに、I、IV及びVの重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員及び緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合</p> <p>IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p> <p>※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。</p> <p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項をマニュアルに定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントをマニュアルに定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (a) 及び (c) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p>	<p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIIの重要事故シーケンスに、I、IIIおよびIVの重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員および緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合</p> <p>IV 燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>※成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。</p> <p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を手順書に定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを手順書に定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (a) および (c) の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・重要事故シーケンスの類似性および操作の網羅性の観点から選定した重要事故シーケンスの相違</p> <p>TS-23</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、(iii)の成立性確認は(四)、(五)は適用しない。</p> <p>(一) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(二) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(三) 訓練用のモックアップがある場合は、(二)の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(四) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(五) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(b) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>i. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(b)において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(i) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(ii) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>なお、(c)の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。</p> <p>(I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷又は劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(イ)において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>なお、(c)の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。</p> <p>(I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(イ)において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>備考</p> <p>・TS-43 SA 要員欠損時のプラント停止判断に係る記載について</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ii. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(i) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(ii) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(iii) (ii) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(iv) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(v) (iv) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 地下水位低下設備に係る教育訓練 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 資機材の配備 a. 各課長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 b. 原子力部長は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備 ア. 各GMは、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 イ. 原子力運営管理部長は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備 ア. 各課長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 イ. 電源事業本部部長（原子力管理）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>【女川との相違】 ・女川は地下水低下設備の対応に必要な教育訓練を規定している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 2 アクセスルートの確保，復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>a. 土木課長および防災課長は，発電所内の道路および通路が確保できるよう，以下の実効性のある運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 屋外および屋内において，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路または他の設備の被害状況を把握するための経路（アクセスルート）は，想定される自然現象，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。），溢水および火災を想定しても，運搬，移動に支障をきたすことがないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(b) 屋内および屋外アクセスルートに対する自然現象については，網羅的に抽出するために，地震，津波に加え，発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち，発電所敷地およびその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災および高潮を選定する。</p>	<p>1. 2 アクセスルートの確保，復旧作業及び支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア. 発電GM及び防災安全GMは，発電所内の道路及び通路が確保できるよう，以下の実効性のある運用管理を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 屋外及び屋内において，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路，又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は，想定される自然現象，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。），溢水及び火災を想定しても，運搬，移動に支障をきたすことがないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(イ) 屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については，網羅的に抽出するために，地震，津波に加え，発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，低温（凍結），降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち，発電所敷地及びその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，低温（凍結），降水，積雪及び火山の影響を選定する。なお，森林火災の出火原因となるのは，たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを考慮し，森林火災については，人為によるもの（火災・爆発）として選定する。地滑りについては，地震による影響に包絡される。</p>	<p>1. 2 アクセスルートの確保，復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア. <u>各課長は</u>，発電所内の道路および通路が確保できるよう，以下の実効性のある運用管理を実施することを手順書に定める。</p> <p>(ア) <u>屋外および屋内において</u>，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路，<u>または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）</u>は，想定される自然現象，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。），<u>溢水および火災を想定しても</u>，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(イ) <u>屋外および屋内</u>アクセスルートに対する自然現象については，網羅的に抽出するために，地震，津波に加え，<u>発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無にかかわらず</u>，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち，<u>発電所敷地およびその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から</u>，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，<u>落雷，地滑り・土石流</u>，火山の影響および生物学的事象を選定する。なお，森林火災の出火原因となるのは，たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを考慮し，森林火災については，人為によるもの（火災・爆発）として選定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は洪水，落雷，生物学的事象，飛来物（航空機落下），ダムの崩壊，船舶の衝突，電磁的障害について，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定した上で，影響を与えないことを評価しているまた，島根特有の事象

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 屋外および屋内アクセスルートに対する発電所敷地またはその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地およびその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(e) 障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管、使用し、それを運転できる重大事故等対策要員（運転員を除</p>	<p>(ウ) 屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）及び有毒ガスを選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>(エ) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(オ) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる緊急時対策要員を確保する。</p>	<p>(ウ) 屋外および屋内アクセスルートに対する発電所敷地またはその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地およびその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>(エ) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(オ) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる緊急時対策要員を確保する。</p>	<p>として地滑り・土石流を考慮している。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は森林火災の出火原因が、たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを考慮し、設置許可基準規則第6条第3項のとおり、人為事象として整理している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害について、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定した上で、影響を与えないことを評価している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>く。)を確保する。</p> <p>(f) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時および作業時の状況に応じて着用する。夜間時および停電時には、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの確保</p> <p>防災課長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認およびホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、風（台風）および竜巻による飛来物、積雪ならびに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管、使用する。</p> <p>(c) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(d) 津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤および防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(e) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれが</p>	<p>(カ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。夜間時及び停電時には、確実に運搬、移動ができるように、照明機器等を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>イ. 屋外アクセスルートの確保</p> <p>防災安全GMIは、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(エ) 津波の影響については、基準津波による遡上域最大水位よりも高い位置にアクセスルートを確保する。</p> <p>(オ) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれが</p>	<p>(カ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時および作業時の状況に応じて着用する。夜間時および停電時には、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との通信連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p> <p>イ. 屋外アクセスルートの確保</p> <p>課長（保修管理）および課長（土木）は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを手順書に定める。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認およびホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンクおよびその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(エ) 津波の影響については、基準津波の影響を受けない防波壁の内側にアクセスルートを確保する。</p> <p>(オ) 地滑り・土石流に対して、複数のアクセスルート確保に加え、地滑り・土石流の影響を受けないアクセスルートを確保する。</p> <p>(カ) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれが</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の常設代替交流電源設備は建物内に設置しているため、屋内アクセスルートの確保側で確認することとしている。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する防護方針の相違（島根は、基準津波が一部敷地レベルを超えるため、防波壁の内側にアクセスルートを確保している。） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根特有の事象として地滑り・土石流を考慮している。 <p>【島根固有】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場の火災および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>（f）有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具を装備する。</p> <p>（g）高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。</p> <p>（h）森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>（i）洪水、地滑りおよびダム崩壊については、立地的要因により運用上考慮しない。なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、船舶の衝突に対してはカーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されること、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>（j）周辺構造物等の損壊による障害物については、ブルドーザ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>（k）地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべり</p>	<p>ある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>（カ）周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>（キ）地震の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべり</p>	<p>ある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、飛来物（航空機衝突）、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガスおよび船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>（キ）有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具を装備する。</p> <p>（ク）森林火災については、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む）にアクセスルートを確認する。</p> <p>（ケ）周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>（コ）地震の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべり</p>	<p>・島根は洪水、落雷、生物学的事象、飛来物（航空機落下）、ダム崩壊、船舶衝突、電磁的障害について、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定した上で、影響を与えないことを評価している。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根は有毒ガスに対して、防護具を着用することとしている。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・女川は高潮に対して影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認している。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・森林火災に対するアクセスルート設定の考え方の相違。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・外部事象における整理の相違</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>りで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。</p> <p>(l) 液状化、揺すり込みによる不等沈下および地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策等の実施、迂回または碎石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>(m) 想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ブルドーザに積載した角材と土のうによる段差解消対策により、通行性を確保する。</p> <p>(n) アクセスルート上の風（台風）および竜巻による飛来物に対してはブルドーザによる撤去を行い、積雪または火山の影響が発生した場合は、ブルドーザによる除雪または除灰を行う。想定を上回る積雪または火山の影響が発生した場合は、除雪または除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結および積雪に対して、アクセスルートへの融雪剤配備、車両の常時スタッドレスタイヤ装着ならびに急勾配箇所のすべり止め材配備およびすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの確保 防災課長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ク) 不等沈下等による通行に支障がある段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等の実施、迂回又は碎石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>(ケ) アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響については、ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、低温（凍結）及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。</p> <p>ウ. 屋内アクセスルートの確保 発電GMは、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することをマニュアルに定める。</p>	<p>崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、<u>ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</u></p> <p>(サ) 液状化、揺すり込みによる不等沈下および地中埋設物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、<u>アクセスルートに影響がある場合は、あらかじめ段差緩和対策等を実施する。</u></p> <p>(シ) 想定を上回る段差が発生した場合は、<u>迂回路を通行するか、ホイールローダ等の重機による段差箇所の復旧により、通行性を確保する。</u></p> <p>(ス) アクセスルート上の風（台風）および竜巻による飛来物、積雪ならびに火山の影響については、<u>ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪または火山の影響が発生した場合は、除雪または除灰の頻度を増加させることにより対処する。</u>また、<u>凍結および積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。</u></p> <p>ウ. 屋内アクセスルートの確保 <u>課長（保修管理）</u>は、<u>屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを手順書に定める。</u></p>	<p>【女川との相違】 ・女川は周辺斜面の崩壊が発生した場合でも、可搬型設位bの通行に必要な幅員を確保していることから、土砂復旧作業は不要と整理。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は通行に支障のある段差の発生が想定される箇所全てに対してあらかじめ段差緩和対策を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は想定を上回る段差が発生した場合、ホイールローダを使用し段差解消を行う。</p> <p>【女川との相違】 ・女川は凍結および積雪に対する対応として、「すべり止め材配備」および「滑り止め舗装」を実施する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 地震、津波その他想定される自然現象による影響および原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛または転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(d) 機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>(e) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>各課長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施するために必要な予備品等を以下の方針に基づき確保することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(a) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(b) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(c) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>(d) 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備および予備品を確保する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の</p>	<p>(ア) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>ア. 予備品等の確保</p> <p>保全総括GMは、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施するために必要な予備品等を以下の方針に基づき確保することをマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(イ) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(ウ) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の</p>	<p>(ア) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 地震、津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛または転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>ア. 予備品等の確保</p> <p>課長（保修管理）は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施するために必要な予備品等を以下の方針に基づき確保することを手順書に定める。</p> <p>(ア) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(イ) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(ウ) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は地下水位低下設備の復旧に必要な資機材を配備してい

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、<u>その他の作業環境を想定した資機材</u>をあらかじめ確保する。</p> <p>b. 保管場所</p> <p>各課長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管することならびに<u>地下水水位低下設備の可搬型設備および予備品について、外部事象の影響を受けない場所に保管することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p>c. アクセスルートの確保</p> <p>(1) 「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>防災課長および原子力部長は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 防災課長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、協力企業その他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。重大事故等が発生した場合、本店対策本部が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび協力企業等から現場操作対応等を実施する要員の派遣、事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣、燃料供給会社からは燃料の供給支援等、<u>重大事故等発生後に必要な支援および要員の運搬ならびに迅速な物資輸送を可能とする</u>とともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p>	<p>拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、<u>ガレキ撤去等のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他作業環境を想定した資機材</u>を確保する。</p> <p>イ. 保管場所</p> <p>保全総括GMは、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することをマニュアルに定める。</p> <p>ウ. アクセスルートの確保</p> <p>(1) 「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>防災安全GM及び原子力運営管理部長は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 防災安全GM及び原子力運営管理部長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品及び燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、協力会社及びその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等、協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議・合意の上、外部からの支援計画を策定する。重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーからは事故収束及び復旧対策に関する技術支援、協力会社からは事故収束及び復旧対策に必要な要員等の支援、燃料及び資機材の輸送支援並びに燃料供給会社等からは燃料の供給支援及び迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p>	<p>拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、<u>がれき撤去等のためのホイールローダ等の重機および夜間その他の作業環境の対応を想定した照明機器をあらかじめ確保する。</u></p> <p>イ. 保管場所</p> <p>課長（<u>保修管理</u>）は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを手順書に定める。</p> <p>ウ. アクセスルートの確保</p> <p>(1) 「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>各課長および電源事業本部長（<u>原子力管理</u>）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 各課長および電源事業本部長（<u>原子力管理</u>）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、<u>重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</u></p> <p>また、プラントメーカー、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え、協議および合意のうえ、外部からの支援計画を策定する。<u>重大事故等発生後、緊急時対策本部が発足し、協力体制が整い次第、プラントメーカーからは事故収束および復旧対策に関する技術支援、協力会社からは事故収束および復旧対策に必要な要員等の支援、燃料および資機材の輸送支援ならびに燃料供給会社からは燃料の供給支援および迅速な物資輸送を可能とする</u>とともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p>	<p>る。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は地下水水位低下設備の予備品を外部事象の影響を受けない場所に保管している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 原子力部長は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボットおよび無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）ならびに重大事故等対策要員および初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>a. 発電管理課長および防災課長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断</p>	<p>イ. 原子力運営管理部長は、他の原子力事業者より、支援に係る人員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する人員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各GMは、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるようマニュアルを整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用するマニュアル（以下「運転操作手順書」という。）及び緊急時対策要員が使用するマニュアル（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて、緊急時対策本部が使用する手順書、緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書及び緊急時対策本部のうち実施組織（当直以外）が使用する手順書に分類して整備する。</p> <p>ア. 発電GM及び直営作業GMは、全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で7号炉の原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を運転操作手順</p>	<p>イ. 電源事業本部長（原子力管理）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット、無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）および緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて、緊急時対策本部が使用する手順書、緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書および緊急時対策本部のうち実施組織（当直以外）が使用する手順書に分類して整備する。</p> <p>ア. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、すべての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器または計測器類の多重故障、複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は使用主体に応じて、手順書を分類している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準を運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>b. 発電管理課長および防災課長は、パラメータを計測する計器故障または故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>c. 発電管理課長および防災課長は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書または発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>(a) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷または格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(c) 格納容器圧力が限界圧力に達する前または格納容器からの異常漏えいが発生した場合に確実に原子炉格納容器フィルタベント系等の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(d) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(e) 炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(f) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p> <p>d. 発電管理課長および防災課長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(a) 発電管理課長は、重大事故等発生時の運転操作におい</p>	<p>書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>イ. 発電GM及び直営作業GMは、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ. 発電GM及び直営作業GMは、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷又は格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、又は、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器圧力逃がし装置等の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p> <p>エ. 発電GM及び防災安全GMは、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(ア) 発電GMは、重大事故等発生時の運転操作におい</p>	<p>準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>イ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、パラメータを計測する計器故障または計器故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>具体的には、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、炉心の著しい損傷、格納容器の破損および水素爆発による原子炉建物等の損傷を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または格納容器の破損を防ぐためには、注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、または、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器フィルタベント系の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p> <p>エ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を手順書に定める。</p> <p>(ア) 課長（第一発電）は、重大事故等発生時の運転操作に</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>て、発電課長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(b) 防災課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部の活動において、発電所対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を発電所対策本部用手順書に定める。</p> <p>e. 発電管理課長および防災課長は、発電所内の運転員と重大事故等対策要員（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書および発電所対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(a) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>i. 警報処置運転手順書 中央制御室および現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>ii. 非常時操作手順書（イベントベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常または事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>iii. 非常時操作手順書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、非常時操作手順書（イベントベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常または事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>iv. 非常時操作手順書（シビアアクシデント） 非常時操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p> <p>v. 非常時操作手順書（設備別） 非常時操作手順書（徴候ベース）および非常時操作手順書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順</p>	<p>当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 防災安全GMは、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 発電GM及び防災安全GMは、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a. 警報発生時操作手順書 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>b. 事故時運転操作手順書（事象ベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>c. 事故時運転操作手順書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、事故時運転操作手順書（事象ベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>d. 事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） 事故時運転操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至るおそれがある場合、又は炉心損傷に至った場合に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p>	<p>において、当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 課長（燃料技術）は、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a. 設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置 中央制御室および現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>b. 事故時操作要領書（事象ベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常または事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>c. 事故時操作要領書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、事故時操作要領書（事象ベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常または事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>d. 事故時操作要領書（シビアアクシデント） 事故時操作要領書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用</p> <p>e. AM設備別操作要領書 事故時操作要領書（徴候ベース）および事故時操作要領書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は運転員が使用する手順書として整備。 <p>TS-10 TS-59</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>vi. 非常時操作手順書（プラント停止中） プラント停止時に発生する可能性のある異常または事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>(b) 発電所対策本部は、運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討および現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>(c) 運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>i. 異常または事故の発生時、警報処置運転手順書により初期対応を行う。</p> <p>ii. 警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。</p> <p>iii. 原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラント停止中）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（プラント停止中）に移行する。</p> <p>iv. 警報処置運転手順書および非常時操作手順書（イベントベース）による対応中は、パラメータ（炉心の冷却機能、格納容器の健全性等）を常に監視し、非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（徴候ベース）に移行する。</p> <p>v. 非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、非常時操作手順書（イベントベース）に具体的内容を定めている対応については非常時操作手順書（イベントベース）を参照する。</p> <p>vi. 異常または事故が収束した場合は、非常時操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>vii. 非常時操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収</p>	<p>(イ) 緊急時対策本部は、運転員からの要請あるいは緊急時対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。緊急時対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>(ウ) 運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>a. 異常又は事故の発生時、警報発生時操作手順書により初期対応を行う。</p> <p>b. 事象が進展した場合には、警報発生時操作手順書の記載に従い、事故時運転操作手順書（事象ベース）に移行する。</p> <p>c. 警報発生時操作手順書及び事故時運転操作手順書（事象ベース）による対応中は、パラメータ（炉心の冷却機能、格納容器の健全性等）を常に監視し、事故時運転操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合には、事故時運転操作手順書（徴候ベース）に移行する。</p> <p>d. 事故時運転操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、事故時運転操作手順書（事象ベース）に具体的内容を定めている対応については事故時運転操作手順書（事象ベース）を参照する。</p> <p>e. 異常又は事故が収束した場合は、事故時運転操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>f. 事故時運転操作手順書（徴候ベース）による対応で事</p>	<p>(イ) 緊急時対策本部は、運転員からの要請あるいは緊急時対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。緊急時対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討および現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>(ウ) 運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。</p> <p>a. 異常または事故の発生時、「設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置」により初期対応を行う。</p> <p>b. 事象が進展した場合には、「設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置」の記載に従い、事故時操作要領書（事象ベース）に移行する。</p> <p>c. 「設備別運転要領書 別冊 警報発生時の措置」または事故時操作要領書（事象ベース）による対応中は、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、格納容器の健全性）を常に監視し、事故時操作要領書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合には、事故時操作要領書（徴候ベース）に移行する。</p> <p>d. 事故時操作要領書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、事故時操作要領書（事象ベース）に具体的内容を定めている対応については事故時操作要領書（事象ベース）を参照する。</p> <p>e. 異常または事故が収束した場合は、事故時操作要領書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>f. 事故時操作要領書（徴候ベース）による対応で事故収</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はプラント運転中と停止中で使用する手順を分けていない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はプラント運転中と停止中で使用する手順を分けていない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>束せず炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合は、非常時操作手順書（シビアアクシデント）に移行する。</p> <p>f. 発電管理課長および防災課長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。</p> <p>具体的な手順については、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>(a) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(b) 記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を発電所対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(c) 原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を発電所対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(d) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を発電所対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(e) 有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、運転操作手順書に定めること。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、重大事故等対策要員（運転員を除く。）が運転操作を支援するための参考情報とし、発電所対策本部用手順書に定めること。</p> <p>g. 各課長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を整備する。</p> <p>(a) 発電管理課長および防災課長は、大津波警報が発表された場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の避難および扉の閉止を行い、取水</p>	<p>故収束せず炉心損傷に至るおそれがある場合、又は炉心損傷に至った場合は、事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）に移行する。</p> <p>カ. 発電GM及び防災安全GMは、重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。</p> <p>具体的な手順については、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」参照</p> <p>(ア) 監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(イ) 記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を運転操作手順書に定めること。</p> <p>(ウ) 原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(エ) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(オ) 有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び事象進展予測並びに対応処置の参考情報とし、運転操作手順書に定めること。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、緊急時対策要員が運転操作を支援するための参考情報とし、緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>キ. 各GMは、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>(ア) 発電GM及び防災安全GMは、大津波警報が発令された場合、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難及び扉の閉止を行い、津波監視カメ</p>	<p>束せず炉心損傷に至るおそれがある場合、または炉心損傷に至った場合は、事故時操作要領書（シビアアクシデント）に移行する。</p> <p>カ. 課長（第一発電）および課長（燃料技術）は、重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。</p> <p>具体的な手順については、表15「15. 事故時の計装に関する手順等」参照</p> <p>(ア) 監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(イ) 記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を運転操作手順書に定めること。</p> <p>(ウ) 原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を運転操作手順書および緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(エ) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>(オ) 有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、運転操作手順書に定めること。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、緊急時対策要員が運転操作を支援するための参考情報とし、緊急時対策本部用手順書に定めること。</p> <p>キ. 各課長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を整備する。</p> <p>(ア) 課長（第一発電）および課長（技術）は、大津波警報が発令された場合、原子炉の停止および冷却操作を行う手順、所員の高台への避難指示、水密扉の閉止確認を行</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ピット水位計および津波監視カメラによる津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>i. 大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>ii. 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。</p> <p>(b) 各課長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>(c) 各課長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p> <p>h. 防災課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認の実施により、<u>運転・対処要員</u>の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。</p>	<p>ラ及び取水槽水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。</p> <p>(イ) 各GMIは、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>(ウ) 各GMIは、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p> <p>ク. 技術計画GMIは、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認の実施により、<u>運転・対処要員</u>の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。</p>	<p>い、津波監視カメラおよび取水槽水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。また、引き波により取水槽水位が低下した場合等、<u>原子炉の運転継続に支障がある場合に、原子炉を手動停止する手順を整備する。</u></p> <p>(イ) 各課長は、<u>降下火砕物の降灰が想定される場合、火山の情報を把握し、監視体制、連絡体制の強化を行い、降灰が確認された場合には、除灰等を行う手順を整備する。</u></p> <p>(ウ) 各課長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検を強化する手順を整備する。</p> <p>(エ) 各課長は、<u>土石流の発生が想定される場合、監視カメラおよび巡視による監視強化を行い、土石流の発生により淡水源が使用できない場合を想定し、海を水源とした対応手順を整備する。</u></p> <p>(オ) 各課長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p> <p>ク. 各課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、<u>有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、重大事故等に対処する要員</u>の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は引き波により取水槽水位が低下した場合は、原子炉を手動停止する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は大津波警報が発令された場合は原子炉停止操作を実施するが、女川は大津波警報が誤報や見直された場合の措置を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は降下火砕物に対する対応について記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は土石流の発生が想定される場合、監視強化を行い、土石流の発生により淡水源が使用不可となった場合、海を水源とする対応手順を整備している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有毒ガス影響を軽減することを期待する防潮堤がある)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>i. 防災課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、<u>運転・対処要員</u>のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することおよび防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>j. 防災課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、<u>発電課長等</u>に連絡し、<u>発電課長等は連絡責任者を經由して</u>通信連絡設備により、有毒ガスの発生に必要な要員に周知するための手順を定める。</p> <p>(2) 各課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定める。</p> <p>(3) 防災課長は、<u>地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え、地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順を整備する。さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順の整備を行う。</u></p>	<p>ケ. 技術計画GMは、予期せぬ有毒ガスの発生においても、<u>運転・対処要員</u>に対して配備した防護具を着用すること及び防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>コ. 技術計画GMは、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長等に連絡し、<u>当直長等は連絡責任者を經由して</u>通信連絡設備により、有毒ガスの発生に必要な要員に周知するための手順を定める。</p> <p>(2) <u>各GMは</u>、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定める。</p>	<p><u>ケ. 各課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調換気系および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等により、運転員および重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</u></p> <p><u>コ. 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員および緊急時対策要員のうち初動対応において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して配備した防護具を着用することおよび防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</u></p> <p><u>サ. 課長（放射線管理）は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、当直長が通信連絡設備により、有毒ガスの発生に必要な要員に周知するための手順を定める。</u></p> <p>(2) <u>各課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から弁操作または工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定める。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可動源に対して、中央制御室空調換気系および緊急時対策所換気設備の隔離等の対応を実施する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は工具を使用してライン切替えを実施する。(女川は通常使用する系統から切り替える際に、バルブ操作のみでライン切替えを実施することから工具は使用しない。) <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は地下水低下設備の機能を考慮し、アクセスルートの確保を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力部長は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力運営管理部長は、1. 1項及び1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、<u>評価結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</u></p> <p>(2) 課長（技術）は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、<u>1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、<u>計画の見直しを行う。</u></u></p> <p>(3) 電源事業本部部长（原子力管理）は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、<u>評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、<u>計画の見直しを行う。</u></u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p>	
<p>表 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p>	<p>表 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p>	<p>表 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p>	
<p>表 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p>	<p>表 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p>	<p>表 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p>	
<p>表 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p>	<p>表 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p>	<p>表 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p>	
<p>表 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p>	<p>表 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p>	<p>表 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p>	
<p>表 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p>	<p>表 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p>	<p>表 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p>	
<p>表 6 格納容器内の冷却等のための手順等</p>	<p>表 6 格納容器内の冷却等のための手順等</p>	<p>表 6 格納容器内の冷却等のための手順等</p>	
<p>表 7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p>	<p>表 7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p>	<p>表 7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p>	
<p>表 8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p>	<p>表 8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p>	<p>表 8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p>	
<p>表 9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p>	<p>表 9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p>	<p>表 9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p>	
<p>表 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p>	<p>表 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p>	<p>表 10 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための手順等</p>	
<p>表 11 使用済燃料プールの冷却等のための手順等</p>	<p>表 11 使用済燃料プールの冷却等のための手順等</p>	<p>表 11 燃料プールの冷却等のための手順等</p>	
<p>表 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p>	<p>表 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p>	<p>表 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p>	
<p>表 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>表 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>表 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	
<p>表 14 電源の確保に関する手順等</p>	<p>表 14 電源の確保に関する手順等</p>	<p>表 14 電源の確保に関する手順等</p>	
<p>表 15 事故時の計装に関する手順等</p>	<p>表 15 事故時の計装に関する手順等</p>	<p>表 15 事故時の計装に関する手順等</p>	
<p>表 16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p>	<p>表 16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p>	<p>表 16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p>	
<p>表 17 監視測定等に関する手順等</p>	<p>表 17 監視測定等に関する手順等</p>	<p>表 17 監視測定等に関する手順等</p>	
<p>表 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p>	<p>表 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p>	<p>表 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p>	
<p>表 19 通信連絡に関する手順等</p>	<p>表 19 通信連絡に関する手順等</p>	<p>表 19 通信連絡に関する手順等</p>	
<p>表 20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>表 20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>表 20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止および手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</p> <p>発電課長は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。）が発生するおそれがある場合またはスクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合または原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再</p>	<p>表 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止及び手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</p> <p>当直副長は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。）が発生するおそれがある場合又はスクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合又は原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉</p>	<p>表 1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）による制御棒緊急挿入、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止および手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）による制御棒緊急挿入</p> <p>当直副長は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。）が発生するおそれがある場合またはスクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合または原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）。</p> <p>3. 自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧系作動阻止機能の手動操作または中性子束高および原子炉水位低（レベル2）の信号による自動作動により、自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）。</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の</p>	<p>冷却材再循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>3. 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉冷却材再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒</p>	<p>循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能により原子炉再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時操作要領書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒手動操作・監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>3. 自動減圧系等の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチにより自動減圧系および代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時操作要領書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒手動操作・監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）</p> <p>4. ほう酸水注入</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時操作要領書（徴候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒手動操作・監視系の故</p>	<p>操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペアロッドによるATWS判断はないTS-10 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 女川は自動作動あり（島根は自動作動なし）。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペアロッドによるATWS判断はない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はペアロッドによ

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入しなかった場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の自動起動阻止を行うとともに、ほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。</p>	<p>操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入せず、原子炉が緊急停止できない場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制するとともにほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。</p>	<p>障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入しなかった場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、自動減圧系および代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）の自動起動阻止を行うとともに、ほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。</p>	<p>る A T W S 判断はない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表2</p> <p>操作手順 2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、<u>高圧代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することを目的とする。 また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視および制御することを目的とする。 さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. <u>高圧代替注水系</u>による原子炉の冷却 発電課長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 ①中央制御室からの手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 ②中央制御室からの手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 (配慮すべき事項) ○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室</p>	<p>表2</p> <p>操作手順 2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、<u>高圧代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することを目的とする。 また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視<u>及び</u>制御することを目的とする。 さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. <u>高圧代替注水系</u>による原子炉の冷却 当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系<u>及び</u><u>高圧炉心注水系</u>の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 (1)中央制御室からの手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 (2)中央制御室からの手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 給水・復水系、原子炉隔離時冷却系<u>及び</u><u>高圧炉心注水系</u>による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 (配慮すべき事項) ○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事故対処設備である<u>高圧炉心注水系</u><u>及び</u>原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室からの</p>	<p>表2</p> <p>操作手順 2. <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</u></p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、<u>高圧原子炉代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することを目的とする。 また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視<u>および</u>制御することを目的とする。 さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. <u>高圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却 当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系<u>および</u><u>高圧炉心スプレイ系</u>の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 (1)中央制御室からの手動操作により<u>高圧原子炉代替注水系</u>を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 (2)中央制御室からの手動操作により<u>高圧原子炉代替注水系</u>を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により<u>高圧原子炉代替注水系</u>を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 (配慮すべき事項) ○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系の運転を継続する。</p>	<p>操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系の運転を継続する。</p>	<p>からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧原子炉代替注水系の運転を継続する。</p>	
<p>サポート系故障時</p> <p>1. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失および常設直流電源系統喪失により、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系による原子炉の冷却のほか、現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動することで原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却するとともに、排水処理を実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失および常設直流電源系統喪失により中央制御室からの操作による原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系での原子炉圧力容器への注水ができない場合において、中央制御室からの操作および現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合または高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>2. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池が枯渇する前に以下の手段等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>①代替交流電源設備により125V充電器に給電し、直流電源を供給する。</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系による原子炉の冷却の他、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動することで原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却するとともに、排水処理を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により中央制御室からの操作による原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系での原子炉圧力容器への注水ができない場合において、中央制御室からの操作及び現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合、又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>2. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>当直副長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内蓄電式直流電源設備を用いて給電している場合は、所内蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に以下の手段等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等により充電器を受電し、直流電源を供給する。</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源および常設直流電源系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却ができない場合は、高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却の他、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動することで原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却するとともに、排水処理を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失および常設直流電源系統喪失により中央制御室からの操作による原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系での原子炉圧力容器への注水ができない場合において、中央制御室からの操作および現場での弁の手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動できない場合、または高圧原子炉代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>2. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に以下の手段等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等により充電器を受電し、直流電源を供給する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は高圧発電機車を使用した給電は、緊急時対策本部にて実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②代替交流電源設備により直流電源を確保できない場合は、可搬型代替直流電源設備等により直流電源を供給する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池が枯渇により機能が喪失すると予測される場合で、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備が使用可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>全交流動力電源喪失および常設直流電源系統喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合または高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備により125V充電器を充電することにより直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備による給電ができない場合は、可搬型</p>	<p>(2) 代替交流電源設備により直流電源を確保できない場合は、可搬型直流電源設備により直流電源を供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流125V蓄電池A、直流125V蓄電池A-2及びAM用直流125V蓄電池が枯渇により機能が喪失すると予測される場合で、常設代替交流電源設備、第二代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備が使用可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合、又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内蓄電式直流電源設備を用いて給電している場合は、所内蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備等より充電器を受電することにより直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備等を用いて給電できない場合は、可搬</p>	<p>(2) 代替交流電源設備により直流電源を確保できない場合は、可搬型直流電源設備により直流電源を供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要なB-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)および230V系蓄電池(RCIC)が枯渇により機能が喪失すると予測される場合で、常設代替交流電源設備または可搬型交流電源設備が使用可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>全交流動力電源および常設直流電源系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧原子炉代替注水系を起動できない場合、または高圧原子炉代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備より充電器を受電することにより直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は可搬型代替直流電源設備の他に125V代替充電器用電源車接続設備により直流電源を供給することが可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>代替直流電源設備等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備等への燃料補給および復水貯蔵タンクへの補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。なお、RCICタービンポンプ室に滞留する排水を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに運転を継続することが可能である。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、RCICタービンポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する。防護具を確実に装着することにより本操作が可能である。</p>	<p>型直流電源設備により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型直流電源設備等への燃料補給及び復水貯蔵槽への補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系の起動時のみとし、その後速やかに退室する。操作の際には防護具を確実に装着する。</p>	<p>直流電源設備により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型直流電源設備等への燃料補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。なお、原子炉隔離時冷却系ポンプ室に滞留する排水を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに運転を継続することが可能である。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系の起動時のみとし、その後速やかに退室する。操作の際には防護具を確実に装着する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉隔離時冷却系の水源をサブプレッションチェンバとして <p>いる。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違（設置許可申請書本文十号ハ(1)第10-1表「重大事故等対策における手順書の概要」における記載の相違）
<p>監視および制御</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」および「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉へ注水する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）、原子炉水位（SA燃料域）等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障または計測範囲（把握能力）を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）、原子炉水位（SA燃料域）、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、高圧代替注水系ポンプ出口流量、復水貯蔵タンク水位等により監視</p>	<p>監視及び制御</p> <p>当直副長は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」及び「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位計（SA）等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障又は計測範囲（把握能力）を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位計（SA）、原子炉圧力計、原子炉圧力計（SA）、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計（SA）等により監視する。</p>	<p>監視および制御</p> <p>当直副長は、「高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却」および「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA）等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障または計測範囲（把握能力）を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧原子炉代替注水系を起動する場合は、高圧原子炉代替注水系の作動状況を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位（SA）、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、高圧原子炉代替注水流量、サブプレッションプール水位（SA）等により監視する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 ・女川は可搬型計測器を使用することもあることから、発電所対策本部も主語に含めている。 <p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。</p> <p>現場での弁の手動操作により高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の作動状況を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（S A 広帯域）、原子炉水位（S A 燃料域）、高圧代替注水系ポンプ出口流量等により監視する。</p> <p>原子炉圧力容器内の水位の調整が必要な場合は、中央制御室からの操作または現場での弁の操作により原子炉圧力容器内の水位を制御する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>現場で弁の手動操作により高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の作動状況を原子炉水位計（広帯域）、原子炉水位計（燃料域）、原子炉水位計（S A）等により監視する。</p> <p>原子炉圧力容器内の水位の調整が必要な場合は、中央制御室からの操作、又は現場での弁の操作により原子炉圧力容器内の水位を制御する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>現場で弁の手動操作により高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系の作動状況を原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（S A）等により監視する。</p> <p>原子炉圧力容器内の水位の調整が必要な場合は、中央制御室からの操作、または現場での弁の操作により原子炉圧力容器内の水位を制御する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>・島根の第一水源はサブレーションチェンバ。 （柏崎刈羽、女川は復水貯蔵槽）</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・女川は原子炉圧力容器への注水量を確認している。</p>
<p>重大事故等の進展抑制</p> <p>1. ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>発電課長は、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系による原子炉への高圧注水により原子炉圧力容器内の水位が維持できない場合は、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合。</p>	<p>重大事故等の進展抑制</p> <p>1. ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>当直副長は、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系による原子炉への高圧注水により原子炉圧力容器内の水位が維持できない場合は、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水貯蔵タンク等を水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合。</p>	<p>重大事故等の進展抑制</p> <p>1. ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>当直副長は、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系による原子炉への高圧注水により原子炉圧力容器内の水位が維持できない場合は、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水貯蔵タンク等を水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧炉心スプレイ系、高圧原子炉代替注水系および原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>
<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系または高圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系又は高圧炉心注水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>給水・復水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系または高圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>復水・給水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>作業性</p> <p>高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作は、通常の弁操作で実施可能である。</p>	<p>作業性</p> <p>高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作を速やかに開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。</p>	<p>作業性</p> <p>高圧原子炉代替注水系または原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作は、通常の弁操作で実施可能である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に記載。
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いてほう酸水注入系へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いてほう酸水注入系へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いてほう酸水注入系へ給電する。</p>	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表3</p> <p>操作手順 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、手動操作による減圧および減圧の自動化により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。 また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。 さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材の漏えいを抑制するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 手動操作による減圧 発電課長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開放し、原子炉を減圧する。 [手順着手の判断基準] ① 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合 主復水器が使用不可能であるが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。 ② 急速減圧の場合 低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。 ③ 炉心損傷後の減圧の場合</p>	<p>表3</p> <p>操作手順 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、手動操作による減圧及び減圧の自動化により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。 また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。 さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材の漏洩を抑制するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 手動操作による減圧 当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開操作し、原子炉を減圧する。 (1) 手順着手の判断基準 a. 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合 復水器は使用できないが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。 b. 急速減圧の場合 低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。 c. 炉心損傷後の減圧の場合 (a) 低圧注水手段がある場合</p>	<p>表3</p> <p>操作手順 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、手動操作による減圧および減圧の自動化により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。 また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。 さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材の漏洩を抑制するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 手動操作による減圧 当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開操作し、原子炉を減圧する。 (1) 手順着手の判断基準 a. 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合 復水器は使用できないが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。 b. 急速減圧の場合 低圧で原子炉注水が可能な系統または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。 c. 注水手段がない場合 原子炉圧力容器内の水位が規定水位（燃料棒有効長底部より燃料棒有効長底部より燃料棒有効長の20%上の位置）に到達した場合 d. 炉心損傷後の減圧の場合 (a) 低圧注水手段がある場合</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・急速減圧に必要としている注水系統の相違。 TS-10</p> <p>【島根固有】 ・島根は炉心損傷前であっても当該基準により急速減圧を実施。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>高圧注水系は使用できないが、<u>低圧注水系1系統</u>^{※2}以上が使用可能である場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>④ 注水手段がない場合</p> <p>炉心損傷後において、原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>※1:「<u>低圧注水系</u>または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系のうち1系統以上起動することをいう。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系1系統</u>」とは、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）またはろ過水系のいずれか1系統をいう。</p>	<p>高圧注水系は使用できないが、<u>低圧注水系1系</u>^{※2}以上が使用可能である場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>(b) 低圧注水手段がない場合</p> <p>原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置）に到達した場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>※1:「<u>低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上</u>の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である高圧炉心注水系及び残留熱除去系（低圧注水系）及び給水・復水系のうち1系以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上起動、若しくは低圧代替注水系（常設）、消火系及び低圧代替注水系（可搬型）のうち2系以上起動することをいう。</p> <p>なお、格納容器パラメータ又は原子炉圧力容器内の水位が規定値に到達した場合は、低圧代替注水系（常設）のポンプ1台又は代替注水系1系のみの起動であっても原子炉の減圧を行う。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系1系</u>」とは、残留熱除去系（低圧注水系）、給水・復水系、低圧代替注水系（常設）、消火系又は低圧代替注水系（可搬型）のいずれか1系をいう。</p>	<p>高圧注水系は使用できないが、<u>低圧注水系1系統</u>^{※2}以上が使用可能である場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>(b) 低圧注水手段がない場合</p> <p>原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（<u>燃料棒有効長さ底部より燃料棒有効長さの20%上の位置</u>）に到達した場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>※1:「<u>低圧で原子炉注水が可能な系統</u>または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、<u>低圧注水系</u>および復水・給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系</u>および<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>のうち1系統以上起動することをいう。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系1系統</u>」とは、低圧炉心スプレイ系、<u>低圧注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系</u>または<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>のいずれか1系をいう。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感度解析結果の相違（ジルコニウム-水反応が著しくなる前に減圧という考え方は、柏崎刈羽と同様）。TS-10 急速減圧に必要としている注水系統の相違。 島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。 島根は注水系1系統以上で減圧する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷時ににおける減圧後の注水に復水・給水系は選定していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 減圧の自動化</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉が減圧できない場合は、<u>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）</u>の自動作動を確認し、原子炉を減圧する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、<u>低圧注水系</u>または<u>低圧代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p> <p>なお、原子炉水位低（レベル1）設定点到達10分後および<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>または<u>低圧炉心スプレイ系</u>が運転している場合は、<u>代替自動減圧機能</u>が自動作動することを確認し、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>2. 減圧の自動化</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、<u>代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）</u>の自動作動を確認し、原子炉を減圧する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧系機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、<u>低圧注水系</u>、<u>低圧代替注水系</u>等による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p> <p>なお、<u>残留熱除去系が運転している場合は</u>、<u>原子炉水位異常低（レベル1）が10分継続した段階で代替自動減圧機能が自動作動することを確認し</u>、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>2. 減圧の自動化</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、<u>代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）</u>の自動作動を確認し、原子炉を減圧する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧系機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、<u>低圧で原子炉注水が可能な系統</u>または<u>代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p> <p>なお、<u>原子炉水位低（レベル1）設定点到達10分後および残留熱除去系ポンプ</u>または<u>低圧炉心スプレイ系ポンプが運転している場合は</u>、<u>代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）</u>が自動作動することを確認し、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は代替循環冷却による原子炉注水手段を整備。また、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）を設置している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。
<p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>発電課長は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、<u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）</u>の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>（1）<u>125V代替蓄電池</u>により直流電源を確保する。その後、<u>125V代替蓄電池</u>の枯渇を防止するため、<u>可搬型代替直流電源設備</u>により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>当直副長は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>（1）常設代替直流電源設備により直流電源を確保する。その後、常設代替直流電源設備の<u>AM用蓄電池</u>の枯渇を防止するため、<u>可搬型直流電源設備</u>により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>当直副長は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、<u>主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する</u>。</p> <p>（1）常設代替直流電源設備により直流電源を確保する。その後、常設代替直流電源設備の<u>蓄電池</u>の枯渇を防止するため、<u>可搬型直流電源設備</u>により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 女川は主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に電源を供給。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を中央制御室から遠隔操作できない状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>①炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動</u>^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、<u>低圧注水系1系統</u>^{※2}以上が使用可能である場合。<u>注水手段がない場合の原子炉の減圧は</u>、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達した場合。</p> <p>②主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な直流電源を可搬型代替直流電源設備から給電可能な場合。</p> <p>※1：「低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系のうち1系統以上起動する</p>	<p>を中央制御室から遠隔操作できない状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系</u>以上の起動^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、<u>低圧注水系1系</u>^{※2}以上が使用可能である場合、又は原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置）に到達した場合。</p> <p>(b) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用の窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>(c) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）の作動に必要な直流電源を常設代替直流電源設備から給電可能な場合。</p>	<p>を中央制御室から遠隔操作できない状態または全交流動力電源喪失時に、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する際に直流電源の切替が必要な状態</u>において、以下の条件がすべて成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧で原子炉注水が可能な系統</u>または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、<u>低圧注水系1系統</u>^{※2}以上が使用可能である場合、または原子炉圧力容器内の水位が規定水位（燃料棒有効長底部より燃料棒有効長の20%上の位置）に到達した場合。</p> <p>(b) 主蒸気逃がし安全弁作動用の窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>(c) 主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源を常設代替直流電源設備から給電可能な場合。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はRCIC等の水源がS/Cであり、24時間後の蓄電池切替前に、RCICが機能喪失温度（100℃）に到達するため、急速減圧前にSRVの電源を切り替えることを記載。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧に必要としている注水系統の相違。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感度解析結果の相違（ジルコニウム-水反応が著しくなる前に減圧という考え方は、柏崎刈羽と同様） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に電源を供給。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は(2)に合わせて記載している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ことをいう。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系1系統</u>」とは、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>、<u>復水給水系</u>、<u>代替循環冷却系</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>または<u>ろ過水系</u>のいずれか1系統をいう。</p> <p>(2) <u>主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</u>を接続して直流電源を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、<u>可搬型代替直流電源設備</u>が使用できない場合で、以下の条件が成立した場合。</p> <p>炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系</u>または<u>低圧代替注水系</u>のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、<u>高圧注水系</u>が使用できない場合で、<u>低圧注水系1系統※2</u>以上が使用可能である場合。<u>注水手段がない場合の原子炉の減圧は</u>、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（<u>有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置</u>）に到達した場合。</p> <p>※1:「<u>低圧注水系</u>または<u>低圧代替注水系</u>のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である<u>高圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および<u>復水給水系</u>のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>、<u>代替循環冷却系</u>および<u>ろ過水系</u>のうち1系統以上起動することをい</p>	<p>(2) <u>主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</u>を接続して直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系</u>以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、<u>高圧注水系</u>が使用できない場合で、<u>低圧注水系1系※2</u>以上が使用可能である場合、<u>又は</u>原子炉圧力容器内の水位が規定水位（<u>有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置</u>）に到達した場合。</p> <p>(b) <u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）</u>作動用の窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>※1:「<u>低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系</u>以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である<u>高圧炉心注水系</u>及び<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>及び<u>給水・復水系</u>のうち1系以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上起動</u>、若しくは<u>低圧代替注水系（常設）</u>、<u>消火系</u>及び<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>のうち</p>	<p>(2) <u>主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）</u>を接続して直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、<u>常設代替直流電源設備</u>が使用できない場合で、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧で原子炉注水が可能な系統</u>または<u>低圧代替注水系</u>のうち1系統以上の起動※1により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、<u>高圧注水系</u>が使用できない場合で、<u>低圧注水系1系統※2</u>以上が使用可能である場合、<u>または</u>原子炉圧力容器内の水位が規定水位（<u>燃料棒有効長底部より燃料棒有効長の20%上の位置</u>）に到達した場合。</p> <p>(b) <u>主蒸気逃がし安全弁</u>作動用窒素ガスが確保されている場合。</p> <p>※1:「<u>低圧で原子炉注水が可能な系統</u>または<u>低圧代替注水系</u>のうち1系統以上の起動」とは、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統</u>である<u>高圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧炉心スプレイ系</u>、<u>低圧注水系</u>および<u>復水・給水系</u>のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>、<u>復水輸送系</u>、<u>消火系</u>および<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>のうち1系統以上起動することをいう。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧に必要としている注水系統の相違。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感度解析結果の相違（ジルコニウム-水反応が著しくなる前に減圧という考え方は、柏崎刈羽と同様） 急速減圧に必要としている注水系統の相違。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>う。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系 1 系統</u>」とは、<u>低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）またはろ過水系のいずれか 1 系統をいう。</u></p> <p>2. <u>高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保</u> 発電課長は、<u>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータおよび主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素の供給源を高圧窒素ガス供給系（非常用）に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</u> <u>高圧窒素ガス供給系（非常用）からの供給期間中において、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に伴い窒素の圧力が低下した場合は、予備の窒素ガスポンベに切り替える。</u> [手順着手の判断基準] ①<u>高圧窒素ガス供給系（常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え</u> <u>高圧窒素ガス供給系原子炉格納容器入口圧力低警報が発生した場合。</u> ②<u>高圧窒素ガス供給系（非常用）高圧窒素ガスポンベの切替え</u> <u>高圧窒素ガス供給系（非常用）高圧窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）作動用の窒素を供給している期間において、高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力低警報が発生した場合。</u></p>	<p>2系以上起動することをいう。 なお、<u>格納容器パラメータ又は原子炉圧力容器内の水位が規定値に到達した場合は、低圧代替注水系（常設）のポンプ 1 台又は代替注水系 1 系のみ</u>の起動であっても原子炉の減圧を行う。</p> <p>※2:「<u>低圧注水系 1 系</u>」とは、<u>残留熱除去系（低圧注水系）、給水・復水系、低圧代替注水系（常設）、消火系又は低圧代替注水系（可搬型）のいずれか 1 系をいう。</u></p> <p>2. <u>高圧窒素ガス供給系による窒素ガス確保</u> 当直副長は、<u>逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスの供給源を高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</u> <u>高圧窒素ガス供給系からの供給期間中において、主蒸気逃がし安全弁の作動に伴い窒素ガスの圧力が低下した場合は、予備の高圧窒素ガスポンベに切り替える。</u> (1) 手順着手の判断基準 a. <u>不活性ガス系から高圧窒素ガス供給系への切替え</u> <u>高圧窒素ガス供給系ドライウェル入口圧力低警報が発生した場合。</u> b. <u>高圧窒素ガスポンベの切替え及び取替え</u> <u>高圧窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁作動用の窒素ガスを供給している期間において、高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力低警報が発生した場合。</u></p>	<p>※2:「<u>低圧注水系 1 系統</u>」とは、<u>低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系または低圧原子炉代替注水系（可搬型）のいずれか 1 系統をいう。</u></p> <p>2. <u>逃がし安全弁窒素ガス供給系による窒素ガス確保</u> 当直副長は、<u>逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータおよび逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスの供給源が逃がし安全弁窒素ガス供給系に切り替わることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</u> <u>逃がし安全弁窒素ガス供給系からの供給期間中において、主蒸気逃がし安全弁の作動に伴い窒素ガスの圧力が低下した場合は、予備の主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンベに切り替える。</u> (1) 手順着手の判断基準 a. <u>窒素ガス制御系から逃がし安全弁窒素ガス供給系への切替え</u> <u>ADSアキュムレータ入口圧力低警報が発生した場合。</u> b. <u>主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンベの切替え</u> <u>主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁作動用の窒素ガスを供給している期間において、N₂ガスポンベ圧力低警報が発生した場合。</u></p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は注水系 1 系統以上で減圧するため記載不要。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根の ECCS には低圧炉心スプレイ系がある（ABWR と BWR-5 の ECCS 構成の相違）。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 代替高圧窒素ガス供給系による減圧</p> <p>発電課長は、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータおよび主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、代替高圧窒素ガス供給系により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスポンベからの供給期間中において、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に伴い窒素の圧力が低下した場合は、使用可能な高圧窒素ガスポンベと取り替える。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁を、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、窒素の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）により原子炉を減圧する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>①代替高圧窒素ガス供給系の中央制御室からの遠隔操作</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高圧窒素ガス供給系（常用）および主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の駆動源である高圧窒素ガス供給系（非常用）の窒素が喪失し、中央制御室からの遠隔操作により原</p>		<p>3. <u>逃がし安全弁窒素ガス供給系による背圧対策</u></p> <p><u>想定される重大事故等の環境条件を考慮して、格納容器内の圧力853kPa[gage]において確実に逃がし安全弁を作動させることができるように、逃がし安全弁窒素ガス供給系の供給圧力を調整する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p><u>炉心損傷を判断した場合※¹において、格納容器内の圧力が427kPa[gage]に到達した場合。</u></p> <p><u>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎はあらかじめ背圧対策を加味した圧力を設定しているが、島根は、設定値到達で圧力調整を実施する手順を整備。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は設定値到達で圧力調整を実施する手順としている。（女川は、代替高圧窒素ガス供給系に切り替えてより高い圧力の作動窒素を供給する。）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉を減圧できない場合。</p> <p>②代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスポンベの取替え</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系高圧窒素ガスポンベから主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）作動用の窒素を供給している期間において、高圧窒素ガスポンベの作動窒素供給圧力が規定圧力未満となった場合。</p> <p>③代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放</p> <p>炉心損傷を判断し、格納容器内の圧力が427kPa[gage]を超えるおそれがある状態において原子炉を減圧する場合。</p> <p>4. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失または常設直流電源喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>①可搬型代替直流電源設備等により直流電源を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>常設直流電源喪失により、125V直流主母線2Aおよび2Bの電圧喪失を確認した場合において、可搬型代替直流電源設備または125V代替充電器用電源車接続設備からの給電が可能な場合。</p> <p>②代替交流電源設備により125V充電器に給電することで直流電源を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失し、125V直流主母線2Aおよび2Bの電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な場合。</p>	<p>3. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧</p> <p>当直副長は、全交流動力電源又は常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 可搬型直流電源設備等により直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源喪失により、直流125V主母線(A)系及び(B)系の電圧喪失を確認した場合において、可搬型直流電源設備又は直流給電車いずれかの設備からの給電が可能な場合。</p> <p>(2) 代替交流電源設備等により充電器を受電することで直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失し、直流125V主母線(A)系及び(B)系の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備、第二代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備いずれかの設備からの給電が可能な場合。</p>	<p>4. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧</p> <p>当直副長または緊急時対策本部は、全交流動力電源または常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 可搬型直流電源設備により直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源喪失により、A-115V系直流盤およびB-115V系直流盤の電圧喪失を確認した場合において、可搬型直流電源設備として使用する高圧発電機車およびSA用115V系充電器または可搬型直流電源設備に関連する自主対策設備として使用する直流給電車いずれかの設備からの給電が可能な場合。</p> <p>(2) 代替交流電源設備により充電器を受電することで直流電源を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失し、A-115V系直流盤およびB-115V系直流盤の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機または可搬型代替交流電源設備として使用する高圧発電機車いずれかの設備からの給電が可能な場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は高圧発電機車を使用した給電は、緊急時対策本部にて実施する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備等により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失した場合は、代替交流電源設備により125V充電器を充電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高圧窒素ガス供給系（常用）の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高圧窒素ガス供給系（非常用）により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高圧窒素ガス供給系（常用）および主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の駆動源である高圧窒素ガス供給系（非常用）の窒素が喪失し、主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、代替高圧窒素ガス供給系により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に窒素を供給し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）にて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁を、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、窒素の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）により原子炉を減圧する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備又は主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備等により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源喪失の原因が全交流動力電源喪失の場合は、代替交流電源設備等により充電器を受電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁作動窒素ガスの喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンペにより主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備または主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源喪失の原因が全交流動力電源喪失の場合は、代替交流電源設備により充電器を受電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁作動窒素ガスの喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、逃がし安全弁窒素ガス供給系の主蒸気逃がし安全弁用窒素ガスポンペにより主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は設定値到達で圧力調整を実施する手順としている。（女川は、代替高圧窒素ガス供給系に切り替えてより高い圧力の作動窒素を供給する。） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。
<p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>発電課長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器内が高圧の状態での破損した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>当直副長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器が高圧の状態での破損した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	<p>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>当直副長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器が高圧の状態での破損した場合に溶融物が放出され、格納容器内の雰囲気気直接加熱されることによる格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>[手順着手の判断基準]</p> <p>「対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 手動操作による減圧 手順着手の判断基準 ③炉心損傷後の減圧の場合および④注水手段がない場合」と同じ</p> <p><u>インターフェイスシステムLOCA発生時</u></p> <p>発電課長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合は、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>漏えい箇所の隔離ができない場合は、原子炉を手動停止するとともに、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>原子炉冷却材が格納容器外へ漏えいし原子炉建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合は、<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>が開放することで、<u>原子炉建屋原子炉棟内の圧力および温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</u></p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の出口圧力上昇、<u>原子炉建屋原子炉棟内の温度上昇もしくはエリア放射線モニタの指示値上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化</u>または漏えい関連警報の発生によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○<u>インターフェイスシステムLOCAによる溢水の影響</u> <u>隔離操作場所および隔離操作場所へのアクセスルート</u></p>	<p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 手動操作による減圧 (1) 手順着手の判断基準 c. 炉心損傷後の減圧の場合」と同じ。</p> <p><u>インターフェイスシステムLOCA発生時</u></p> <p>当直副長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合は、原子炉を手動停止するとともに、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>中央制御室から速やかに漏えい箇所を隔離できない場合は、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを抑制するため、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>原子炉冷却材が格納容器外へ漏えいし原子炉建屋原子炉区域内の圧力が上昇した場合は、<u>燃料取替床ブローアウトパネル</u>が開放することで、<u>原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</u></p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却系の吐出圧力上昇、<u>原子炉建屋内の温度上昇若しくはエリア放射線モニタの指示値上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化</u>、又は漏えい関連警報の発生によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○<u>インターフェイスシステムLOCA時の溢水の影響</u> <u>隔離操作場所へのアクセスルートは、インターフェイス</u></p>	<p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 手動操作による減圧 (1) 手順着手の判断基準 c. 炉心損傷後の減圧の場合」と同じ。</p> <p><u>インターフェイスシステムLOCA発生時</u></p> <p>当直副長は、インターフェイスシステムLOCAが発生した場合は、原子炉を手動停止するとともに、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>中央制御室から速やかに漏えい箇所を隔離できない場合は、<u>格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを抑制するため、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</u></p> <p>なお、現場の作業環境改善のため、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードによる原子炉除熱を実施する。</p> <p>原子炉冷却材が格納容器外へ漏えいし<u>原子炉棟内の圧力が上昇した場合は、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル</u>が開放することで、<u>原子炉棟内の圧力および温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</u></p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の出口圧力上昇、<u>原子炉棟内の温度上昇もしくはエリア放射線モニタの指示値上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化</u>、または漏えい関連警報の発生によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○<u>インターフェイスシステムLOCA時の溢水の影響</u> <u>隔離操作場所へのアクセスルートは、インターフェイス</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はインターフェイスシステムLOCAの発生判断で原子炉を手動停止（女川は漏えい箇所の隔離ができない場合に原子炉を手動停止）。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は現場隔離操作等のアクセスを考慮し、原子炉棟内の環境緩和のために、S/P 冷却モードから原子炉停止時冷却モードへの切替操作を実施。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽のECCSには原子炉隔離時冷却系がある（ABWR と BWR-5 のECCS 構成の相違）。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>は、インターフェイスシステムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないようにする。</p> <p>○インターフェイスシステムLOCAの検知 インターフェイスシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により判断する。非常用炉心冷却系ポンプおよび原子炉隔離時冷却系ポンプ設置室は原子炉建屋原子炉棟内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、<u>床漏えい検出器</u>、<u>放射線モニタ</u>および火災感知器により行う。</p> <p>○作業性 インターフェイスシステムLOCA発生時は、<u>漏えいした水の滞留および蒸気による高湿度環境が想定されるため、現場での隔離操作は環境性等を考慮し、防護具を着用する。</u></p>	<p>システムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないように選定する。</p> <p>○インターフェイスシステムLOCAの検知 インターフェイスシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により判断する。非常用炉心冷却系ポンプ設置室は原子炉建屋内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、<u>床漏えい検出器</u>、<u>監視カメラ</u>及び火災報知器により行う。</p> <p>○作業性 インターフェイスシステムLOCA発生時において、現場で漏えい箇所を隔離する場合は、<u>隔離操作場所及び隔離操作場所へのアクセスルート</u>の環境を考慮して、現場環境が改善された状態で行い、事故環境下においても作業できるよう<u>防護具</u>を確実に装着する。</p>	<p><u>システムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないように選定する。</u></p> <p>○インターフェイスシステムLOCAの検知 インターフェイスシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により判断する。非常用炉心冷却系ポンプ設置室は、<u>原子炉棟内において各部屋がエリアごと</u>に分離されているため、漏えい箇所の特定は、<u>温度検知器</u>、<u>漏えい警報</u>、<u>監視カメラ</u>および火災感知器により行う。</p> <p>○作業性 インターフェイスシステムLOCA発生時において、現場で漏えい箇所を隔離する場合は、<u>隔離操作場所および隔離操作場所へのアクセスルート</u>の環境を考慮して、現場環境が改善された状態で行い、事故環境下においても作業できるよう<u>防護具</u>を確実に装着する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は代替高压窒素ガス供給系を使用することで背圧を考慮しても主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放可能としている。
<p>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</p> <p>表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、<u>自動減圧系作動阻止機能</u>により自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p>	<p>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</p> <p>表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、<u>自動減圧系の起動阻止スイッチ</u>により自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p>	<p>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</p> <p>表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、<u>自動減圧起動阻止スイッチ</u>および代替自動減圧起動阻止スイッチにより自動減圧系および代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p>	
<p>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</p> <p>主蒸気逃がし安全弁が想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、<u>窒素の供給源を代替高压窒素ガス供給系に切り替えること</u>で主蒸気逃がし安全弁の作動に必要なより高い圧力の窒素を供給する。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス圧力を確保する。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、想定される重大事故等時における格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、<u>主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス圧力を確保する。</u></p>	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 4</p> <p>操作手順</p> <p>4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、<u>低圧代替注水系</u>により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、<u>低圧代替注水系</u>により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>原子炉運転中の場合</u> <u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. <u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および<u>低圧炉心スプレイ系</u>の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>①<u>復水貯蔵タンク</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>が使用可能な場合*。</p> <p>*：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>②<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、<u>復水貯蔵タンク</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）</u>により注水する。</p>	<p>表 4</p> <p>操作手順</p> <p>4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷<u>及び</u>格納容器の破損を防止するため、<u>低圧代替注水系</u>により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、<u>低圧代替注水系</u>により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>原子炉運転中の場合</u> <u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. <u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>当直副長<u>及び</u>緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>(1) <u>復水貯蔵槽</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>表 4</p> <p>操作手順</p> <p><u>4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</u></p> <p>方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および格納容器の破損を防止するため、<u>低圧原子炉代替注水系</u>により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、<u>低圧原子炉代替注水系</u>により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>原子炉運転中の場合</u> <u>フロントライン系故障時</u></p> <p>1. <u>低圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である<u>低圧注水系</u>の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>(1) <u>低圧原子炉代替注水槽</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 ・記載位置の相違（島根は（1）と（2）を合わせて記載している。） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>③低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p>	<p>(2) 低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）及び注入配管が使用可能な場合※¹。</p> <p>また、給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）及び注入配管が使用可能な場合※²。</p> <p>※¹：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※²：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p>	<p>(2) 低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、低圧原子炉代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）および注入配管が使用可能な場合※¹。</p> <p>また、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および注入配管が使用可能な場合※²。</p> <p>※¹：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。</p> <p>※²：設備に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>④交流電源が確保できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>「対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントラ イ系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却 ②」と同じ。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。また、交流電源が確保できない場合は、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉を冷却する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）等に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）等により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の手動操作を実施する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である低圧注水系の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の手動操作を実施する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で手動操作を実施する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある
<p>原子炉運転中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系</p>	<p>原子炉運転中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水系）の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系</p>	<p>原子炉運転中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による低圧注水系および低圧炉心スプレイ系の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である低圧注水系お</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（<u>低圧注水モード</u>）および低圧炉心スプレイ系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および低圧炉心スプレイ系を復旧し、サブプレッションチェンバを水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および低圧炉心スプレイ系を運転継続する。原子炉の停止後は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>に移行し、長期的に原子炉からの除熱を行う。</p> <p>【手順着手の判断基準】</p> <p>①<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>の復旧</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>が使用可能な状態※に復旧された場合。</p> <p>②低圧炉心スプレイ系を使用する場合</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>が復旧できず、低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態※に復旧された場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>外部電源、常設代替交流電源設備により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系（<u>原子炉補機冷却海水系を含む。</u>）の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>により原子炉を冷却する。<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>の運転ができない場合は、<u>低圧炉心スプレイ系</u>により原子炉を冷却する。</p>	<p>（<u>低圧注水系</u>）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>を復旧し、<u>サブプレッションプール</u>を水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>を運転継続する。</p> <p>原子炉の停止後は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>に移行し、長期的に原子炉を除熱する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>が使用可能な状態※¹に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（<u>サブプレッションプール</u>）が確保されている状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、<u>原子炉補機冷却水系</u>の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>により原子炉を冷却する。</p>	<p>よび低圧炉心スプレイ系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>低圧注水系</u>および低圧炉心スプレイ系を復旧し、サブプレッションチェンバを水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより<u>低圧注水系</u>および低圧炉心スプレイ系を運転継続する。</p> <p>原子炉の停止後は、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>に移行し、長期的に原子炉を除熱する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>a. <u>低圧注水系</u>の復旧</p> <p>常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機を用いて緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、<u>低圧注水系</u>が使用可能な状態※¹に復旧された場合。</p> <p>b. <u>低圧炉心スプレイ系</u>の復旧</p> <p>常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機を用いて緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系の受電が完了し、<u>低圧炉心スプレイ系</u>が使用可能な状態※¹に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、<u>原子炉補機冷却水系</u>および<u>原子炉補機海水系</u>の運転ができる場合は、<u>低圧注水系</u>により原子炉を冷却する。</p>	<p>（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の運転ができない場合は、原子炉補機代替冷却水系を設置し、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の設置による<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p>原子炉補機冷却水系の運転ができない場合は、<u>代替原子炉補機冷却系</u>を設置し、<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p><u>代替原子炉補機冷却系</u>の設置による<u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧代替注水系</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p><u>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の運転ができない場合は、原子炉補機代替冷却系を設置し、低圧注水系により原子炉を冷却する。</u></p> <p><u>原子炉補機代替冷却系</u>の設置による<u>低圧注水系</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧原子炉代替注水系</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	
<p>原子炉停止中の場合 フロントライン系故障時 <u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>① <u>復水貯蔵タンク</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>が使用可能な場合*。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>② <u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、<u>淡水貯水槽（No.1）</u>および<u>淡水貯水槽（No.2）</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>等により注水する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>が使用可能な場合*。</p>	<p>原子炉停止中の場合 フロントライン系故障時</p> <p>1. <u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>(1) <u>復水貯蔵槽</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により注水する。</p> <p>(2) <u>低圧代替注水系（常設）</u>により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、<u>防火水槽又は淡水貯水池</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>等により注水する。<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントライン系故障時 1. <u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却 a. 手順着手の判断基準」と同じ。</p>	<p>原子炉停止中の場合 フロントライン系故障時</p> <p>1. <u>低圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。</p> <p>(1) <u>低圧原子炉代替注水槽</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により注水する。</p> <p>(2) <u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）</u>および<u>輪谷貯水槽（西2）</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>等により注水する。<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 原子炉運転中の場合 フロントライン系故障時 1. <u>低圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却 a. 手順着手の判断基準」と同じ。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉運転中の判断基準と同様。（女川は原子炉運転中の判断基準と一部異なる。） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉運転中の判断基準と同様。（女川は原子炉運転中の判断基準と一部異なる。）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、<u>電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））</u>が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）</u>により原子炉の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>等に異常がなく、<u>燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）</u>が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>等により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水等</u>により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の手動操作を実施する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>に異常がなく、交流電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p><u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により原子炉の冷却ができない場合において、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、<u>燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））</u>が確保されている場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧原子炉代替注水等</u>により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能であって注水流量が多い配管から選択する。また、中央制御室から弁の操作ができない場合は、現場で弁の手動操作を実施する。</p>	<p>基準と一部異なる。）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。
<p>原子炉停止中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>を復旧し、原子炉の除熱を実施する。また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>を運転継続する。</p> <p>【手順着手の判断基準】</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系および2D系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>が使用可能な状態[※]に復旧された場合。</p>	<p>原子炉停止中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>を復旧し、原子炉の除熱を実施する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>を運転継続する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>常設代替交流電源設備又は<u>第二代替交流電源設備</u>により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>が使用可能な状態^{※1}に</p>	<p>原子炉停止中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>低圧原子炉代替注水系</u>による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>を復旧し、原子炉の除熱を実施する。</p> <p>また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>を運転継続する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p><u>常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機を用いて緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されており、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）<u>以上</u>で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>外部電源、常設代替交流電源設備により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系（<u>原子炉補機冷却海水系を含む。</u>）の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>により原子炉を除熱する。</p> <p>原子炉補機冷却水系（<u>原子炉補機冷却海水系を含む。</u>）の運転ができない場合は、<u>原子炉補機代替冷却水系</u>を設置し、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>により原子炉を除熱する。</p> <p><u>原子炉補機代替冷却水系</u>の設置による<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p>復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源<u>及び</u>補機冷却水が確保されており、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、原子炉補機冷却水系の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>により原子炉を除熱する。</p> <p>原子炉補機冷却水系の運転ができない場合は、<u>代替原子炉補機冷却系</u>を設置し、<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>により原子炉を除熱する。</p> <p><u>代替原子炉補機冷却系</u>の設置による<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧代替注水系</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p><u>電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合。</u></p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されており、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合において、<u>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系</u>の運転ができる場合は、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>により原子炉を除熱する。</p> <p><u>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系</u>の運転ができない場合は、<u>原子炉補機代替冷却系</u>を設置し、<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>により原子炉を除熱する。</p> <p><u>原子炉補機代替冷却系</u>の設置による<u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>の復旧に時間を要するため、<u>低圧原子炉代替注水系</u>等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p>流電源設備を設置。</p>
<p><u>原子炉運転中の場合</u></p> <p><u>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</u></p> <p><u>低圧代替注水系による残存溶融炉心の冷却</u></p> <p>発電課長および発電所対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するものの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>① サプレッションチェンバを水源として、<u>代替循環冷却系により注水する。</u></p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p><u>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水が可能の場合^{※2}。</u></p>	<p><u>原子炉運転中の場合</u></p> <p><u>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</u></p> <p>1. <u>低圧代替注水系による残存溶融炉心の冷却</u></p> <p>当直副長<u>及び</u>緊急時対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するものの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</p>	<p><u>原子炉運転中の場合</u></p> <p><u>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</u></p> <p>1. <u>低圧原子炉代替注水系による残存溶融炉心の冷却</u></p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、<u>溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するものの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・女川は新設する代替循環冷却系の注水手順を記載している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。なお、原子炉圧力容器への注水と同時に代替循環冷却ポンプによるドライウェルスプレイまたは格納容器下部への注水が必要となった場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先1：ドライウェルスプレイおよび原子炉圧力容器への注水</p> <p>優先2：ドライウェルスプレイ</p> <p>優先3：原子炉圧力容器への注水</p> <p>優先4：格納容器下部への注水</p> <p>② 代替循環冷却系により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、代替循環冷却系が使用できず、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水が可能なる場合※2。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。なお、原子炉圧力容器への注水と同時に復水移送ポンプによるドライウェルスプレイまたは格納容器下部への注水が</p>	<p>(1) <u>復水貯蔵槽</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>(1) <u>低圧原子炉代替注水槽</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は外部水源を使用する低圧代替注水より内部水源を使用する代替循環冷却系を優先している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要となった場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先1：ドライウェルスプレイ 優先2：原子炉圧力容器への注水 優先3：原子炉格納容器下部への注水</p> <p>③低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※2：低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p>	<p>(2) 低圧代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}。</p> <p>また、原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系（常設）及び消火系が使用できず、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力指示値の低下、格納容器内圧力指示値の上昇、ドライウェルス雰囲気温度指示値の上昇により確認する。</p> <p>※2：格納容器内へのスプレイ及び格納容器下部への注水に必要な流量（140m³/h、35～70m³/h）が確保され、更に低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（30m³/h）が確保できる場合。</p> <p>※3：格納容器内へのスプレイ及び格納容器下部への注水に必要な流量（140m³/h、35～70m³/h）が確保され、更に低圧代替注水系（可</p>	<p>(2) 低圧原子炉代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、低圧原子炉代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合。</p> <p>また、原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力指示値の低下、ドライウェルス圧力指示値の上昇、ペDESTAL温度指示値の上昇、ペDESTAL水温度指示値の上昇または喪失により確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は流量バランスの管理性を考慮し、同時注水は実施しない</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>融融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合において、代替循環冷却系に異常がなく、交流電源および水源（サブレーションチェンバ）が確保されている場合は、代替循環冷却系により残存融融炉心を冷却する。</p> <p>代替循環冷却系により残存融融炉心の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により残存融融炉心を冷却する。</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により残存融融炉心の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により残存融融炉心を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p> <p>○残存融融炉心の冷却における留意事項</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>等により十分な注水量が確保できない場合は、格納容器内へのスプレィを優先する。</p>	<p>搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（30m³/h）が確保できる場合。</p> <p>なお、十分な注水流量が確保できない場合は融融炉心の冷却を優先し効果的な注水箇所を選択する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>融融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により残存融融炉心を冷却する。</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）</u>により残存融融炉心の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により残存融融炉心を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系等</u>により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p> <p>○残存融融炉心の冷却における留意事項</p> <p><u>低圧代替注水系等</u>により十分な注水流量が確保できない場合は、融融炉心の冷却を優先し、効果的な注水箇所を選択する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>融融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合において、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>に異常がなく、交流電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により残存融融炉心を冷却する。</p> <p><u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により残存融融炉心の冷却ができない場合において、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料および水源（<u>輪谷貯水槽（西1）</u>または<u>輪谷貯水槽（西2）</u>）が確保されている場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>により残存融融炉心を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧原子炉代替注水系等</u>により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は新設する代替循環冷却系の注水手順を記載している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は流量バランスの管理性を考慮し、同時注水は実施しない <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根のECCSには低圧炉心スプレィ系がある（ABWRとBWR-5のECCS）
<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（低圧注水モードまたは原子炉停止時冷却モード）</u>または低圧炉心スプレィ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p><u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>については、<u>復水給水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系</u>および<u>高圧炉心スプレィ系</u>による原</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（低圧注水系又は原子炉停止時冷却系）</u>が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p><u>残留熱除去系（低圧注水系）</u>については、<u>給水・復水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系</u>及び<u>高圧炉心注水系</u>による原子炉圧</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である<u>低圧注水系</u>、<u>残留熱除去系</u><u>原子炉停止時冷却モード</u>または低圧炉心スプレィ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p><u>低圧注水系</u>については、<u>復水・給水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系</u>および<u>高圧炉心スプレィ系</u>による原子炉圧力容器へ</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>低圧炉心スプレイ系については、<u>復水給水系</u>、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p><u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>については、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）<u>以上</u>で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の場合。</p>	<p>圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p><u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）</u>については、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の場合。</p>	<p><u>の注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</u></p> <p><u>低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水については、<u>復水・給水系</u>、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</u></p> <p><u>残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>については、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の場合。</p>	<p>構成の相違）。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。
<p>作業性</p> <p><u>低圧代替注水系（可搬型）</u>で使用する<u>大容量送水ポンプ（タイプI）</u>のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p><u>低圧代替注水系（可搬型）</u>で使用する<u>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</u>のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p><u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>で使用する<u>大量送水車のホース</u>接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて<u>低圧代替注水系</u>等による注水に必要な設備へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて<u>低圧代替注水系</u>等による注水に必要な設備へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて<u>低圧原子炉代替注水系</u>等による注水に必要な設備へ給電する。</p>	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷および格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱、原子炉補機代替冷却水系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブプレッションプール水冷却モードおよび格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、以下の手段により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。</p> <p>①原子炉格納容器フィルタベント系により輸送する。 ②原子炉格納容器フィルタベント系が使用できない場合は、耐圧強化ベント系により輸送する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系および耐圧強化ベント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷^{*1}前において、格納容器内の圧力が0.384MPa[gage]に到達した場合。</p>	<p>表5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱、代替原子炉補機冷却系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、以下の手段により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。</p> <p>(1) 格納容器圧力逃がし装置により輸送する。 (2) 格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合は、耐圧強化ベント系により輸送する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁（空気作動弁、電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷^{*1}前において、格納容器内の冷却を実施しても、格納容器内の圧力を規定圧力（279 kPa[gage]）以下に維持できない場合。</p>	<p>表5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷および格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱、原子炉補機代替冷却系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、格納容器フィルタベント系により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。</p> <p>格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷^{*1}前において、格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードおよび残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱ができず、格納容器内の圧力が245kPa[gage]に到達した</p>	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う（女川は、原子炉格納容器フィルタベント等の使用に関しては、発電所対策本部長が責任と権限により指示し、発電課長が実施。）。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、炉心損傷^{※1}前において、格納容器内の圧力が0.384MPa[gage]に到達した場合で、原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失^{※2}した場合。</p> <p>※1：「炉心損傷」は、格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：「原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失」とは、設備に故障が発生した場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系が機能喪失した場合は、格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失した場合は、耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系および耐圧強化ベント系による格納容器ベントの実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ベント系により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>また、炉心損傷^{※1}前において、格納容器内の冷却を実施しても、格納容器内の圧力を規定圧力（279kPa[gage]）以下に維持できない場合で、格納容器圧力逃がし装置が機能喪失^{※2}した場合。</p> <p>※1：「炉心損傷」は、格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：「格納容器圧力逃がし装置が機能喪失」とは、設備に故障が発生した場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系が機能喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の除熱を実施する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置が機能喪失した場合は、耐圧強化ベント系により格納容器内の除熱を実施する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系による格納容器ベントの実施に当たり、弁の駆動電源及び空気源がない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサプレッション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サプレッション・チェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>場合。</p> <p>※1：「炉心損傷」は、格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線レベルが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である格納容器冷却系、残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが機能喪失した場合は、格納容器フィルタベント系により格納容器内の除熱を実施する。</p> <p>格納容器フィルタベント系による格納容器ベントの実施に当たり、弁の駆動電源がない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、格納容器フィルタベント系により、格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サプレッションチェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は耐圧強化ベントを自主対策設備として使用する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>サポート系故障時</p> <p>原子炉補機代替冷却水系による除熱</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障等または全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系、残留熱除去系等により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障または全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を使用できない場合。</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 代替原子炉補機冷却系による除熱</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系の故障等又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、代替原子炉補機冷却系、残留熱除去系等により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。代替原子炉補機冷却系、残留熱除去系による熱輸送の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却水系の故障又は全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系を使用できない場合。</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>1. 原子炉補機代替冷却系による除熱</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の故障等または全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却系、格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード等により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。原子炉補機代替冷却系、格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードによる熱輸送の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の故障または全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系を使用できない場合。ただし、原子炉注水手段がない場合は、原子炉注水準備を優先する*。</p> <p>※：常設設備による注水手段がない場合、または低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水を実施している場合は大量送水車による注水または補給準備を実施。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は同一要員にて作業を実施するため、可搬型設備の準備に関する優先順位を記載。
<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブプレッションプール水冷却モードまたは格納容器スプレイ冷却モード）および原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内および格納容器内の除熱が必要な場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、サブプレッションプール冷却系又は格納容器スプレイ冷却系）及び原子炉補機冷却水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内及び格納容器内の除熱が必要な場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを使用した原子炉圧力容器内および格納容器内の除熱が必要な場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。
<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系および耐圧強化ベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であ</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は耐圧強化ベント

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>はなく通常の弁操作と同様であり、<u>原子炉建屋付属棟内</u>で実施する。</p> <p><u>原子炉補機代替冷却水系</u>により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続は、<u>汎用の結合金具</u>であり、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>の弁操作と同様であり、<u>原子炉建屋内の原子炉区域外</u>で実施する。</p> <p><u>代替原子炉補機冷却系</u>により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続<u>においては</u>、一般的に使用される工具を用い、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p><u>り、原子炉建物付属棟</u>で実施する。</p> <p><u>原子炉補機代替冷却系</u>により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続は、一般的に使用される工具を用い、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p><u>を自主対策設備として使用する。</u></p>
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、<u>代替交流電源設備</u>等を用いて格納容器ベントを実施するために必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p> <p><u>全交流動力電源が喪失した場合は</u>、常設代替交流電源設備を用いて<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブプレッションプール水冷却モードまたは格納容器スプレイ冷却モード）</u>へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代替交流電源設備</u>等を用いて格納容器ベントを実施するために必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。 ・常設代替交流電源設備等を用いて<u>残留熱除去系（サブプレッションプール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）</u>へ給電する。 	<p>電源確保</p> <p><u>全交流動力電源が喪失した場合は</u>、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>常設代替交流電源設備</u>等を用いて格納容器ベントを実施するために必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。 ・常設代替交流電源設備等を用いて<u>格納容器冷却系、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、残留熱除去系原子炉停止時冷却モード</u>へ給電する。 	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p><u>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表6</p> <p>操作手順</p> <p>6. 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>炉心損傷前</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>①復水貯蔵タンクを水源として、格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{※1}で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{※2}した場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2：「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度または圧力抑制室水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>表6</p> <p>操作手順</p> <p>6. 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>炉心損傷前</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>表6</p> <p>操作手順</p> <p>6. 格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器代替スプレイ系により格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器代替スプレイ系により格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>炉心損傷前</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(1) 低圧原子炉代替注水槽を水源として、格納容器代替スプレイ系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 記載位置の相違（島根は、(1)と(2)を合わせて記載している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による格納容器内へのスプレイができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p>	<p>(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※¹で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>また、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び消火系による格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※³で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウエル）、格納容器内圧力（サブプレッション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブプレッション・チェンバ気体温度又はサブプレシヨンプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p>	<p>(2) 格納容器代替スプレイ系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、格納容器代替スプレイ系（可搬型）等によりスプレイする。格納容器代替スプレイ系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができない場合において、格納容器代替スプレイ系（常設）が使用可能な場合※¹で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>また、格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができない場合において、格納容器代替スプレイ系（可搬型）が使用可能な場合※³で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場合。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、サブプレッションチェンバ圧力、ドライウエル温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では S/C と D/W が均圧するまでは D/W 圧力が高くなること、S/C のボトムにかかる圧力がプール水頭圧を考慮すると PCV の中で一番大きくなることから、S/C 圧力を判断基準として定めている。 ・島根では S/C 温度 104℃でのスプレイ実施基準について解析結果より温度制御することができず、格納容器

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(復水貯蔵タンク)が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に異常がなく、電源、燃料および水源(淡水貯水槽(No.1)または淡水貯水槽(No.2))が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)に異常がなく、交流電源及び水源(復水貯蔵槽)が確保されている場合は、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)に異常がなく、燃料及び水源(防火水槽又は淡水貯水池)が確保されている場合は、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の冷却を実施する場合は、以下の優先順位でスプレイを実施する。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器破損前</p> <p>a. サプレッション・チェンバ内にスプレイ</p> <p>b. ドライウェル内にスプレイ</p> <p>(2) 原子炉圧力容器破損後</p> <p>a. ドライウェル内にスプレイ</p> <p>b. サプレッション・チェンバ内にスプレイ</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、格納容器代替スプレイ系(常設)に異常がなく、交流電源および水源(低圧原子炉代替注水槽)が確保されている場合は、格納容器代替スプレイ系(常設)により格納容器内を冷却する。</p> <p>格納容器代替スプレイ系(常設)により格納容器内の冷却ができない場合において、格納容器代替スプレイ系(可搬型)に異常がなく、燃料および水源(輪谷貯水槽(西1)または輪谷貯水槽(西2))が確保されている場合は、格納容器代替スプレイ系(可搬型)により格納容器内を冷却する。</p>	<p>ベントの実施が早期となることから、S/C期待温度を基準としていない。また、S/P水位指示値はスプレイの停止基準としているため、実施基準とはしていない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では格納容器圧力および温度上昇の抑制効果が高いドライウェル側にスプレイすることとしており、優先順位を設けない。
<p>炉心損傷前</p> <p>サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードおよびサプレッションプール水冷却モード)の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が全交流動力電源喪失等</p>	<p>炉心損傷前</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションプール冷却系)の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が全交流動力電源喪失等によ</p>	<p>炉心損傷前</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による格納容器冷却系および残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、格</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により使用できない場合は、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>を復旧し、サプレッションチェンバを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）を復旧し、サプレッションプール水を除熱する。</p> <p><u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードおよびサプレッションプール水冷却モード）</u>の復旧に時間を要する場合は、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</u>等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備により<u>非常用高圧母線2C系</u>または<u>2D系</u>の受電が完了し、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{※2}した場合。</p> <p>サプレッションプール水の除熱については、常設代替交流電源設備により<u>非常用高圧母線2C系</u>または<u>2D系</u>の受電が完了し、<u>残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、<u>圧力抑制室圧力</u>、ドライ</p>	<p>り使用できない場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>を復旧し、<u>サプレッションプール</u>を水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（サプレッションプール冷却系）</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（サプレッションプール冷却系）</u>を復旧し、<u>サプレッションプール</u>を除熱する。</p> <p><u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションプール冷却系）</u>の復旧に時間を要する場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備 <u>又は第二代替交流電源設備</u>により<u>非常用高圧母線D系</u>の受電が完了し、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※2}。</p> <p><u>サプレッションプールの除熱</u>については、常設代替交流電源設備 <u>又は第二代替交流電源設備</u>により<u>非常用高圧母線C系</u> <u>又はD系</u>の受電が完了し、<u>残留熱除去系（サプレッションプール冷却系）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水 <u>及び水源（サプレッションプール）</u>が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>格納容器内圧力（ドライウェル）</u>、<u>格納容器</u></p>	<p><u>格納容器代替スプレイ系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>格納容器冷却系</u>を復旧し、<u>サプレッションチェンバ</u>を水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却に加え</u>、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）を復旧し、サプレッションプール水を除熱する。</p> <p><u>格納容器冷却系および残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）</u>の復旧に時間を要する場合は、<u>格納容器代替スプレイ系</u>等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系</u>または<u>非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>格納容器冷却系</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※2}。</p> <p><u>サプレッションプール水の除熱</u>については、常設代替交流電源設備として使用する<u>ガスタービン発電機</u>により<u>緊急用メタクラ</u>を受電した後、<u>緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系</u>または<u>非常用交流高圧電源母線B系</u>の受電が完了し、<u>残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）</u>が使用可能な状態^{※1}に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、<u>サプレッションチェン</u></p>	<p>操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。 ・GTGを電源とする場合の格納容器スプレイは、2系列により実施可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ウェル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>内圧力（サプレッション・チェンバ）、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ気体温度又はサプレッションプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p><u>バ</u>圧力、<u>ドライ</u>ウェル温度、<u>サプレッション</u><u>チェンバ</u>温度またはサプレッションプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	
<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>①復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。また、原子炉圧力容器破損前に原子炉格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※²で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※³した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時 1. 代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p>	<p>炉心損傷後 フロントライン系故障時 1. <u>格納容器代替スプレイ系</u>による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) <u>低圧原子炉代替注水槽</u>を水源として、<u>格納容器代替スプレイ系（常設）</u>によりスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 ・記載位置の相違（島根は、(2)に記載している。）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。</p> <p>なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。また、原子炉圧力容器破損前に原子炉格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p><u>【手順着手の判断基準】</u></p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレイができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※²。</u></p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニターで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニターが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p>	<p>(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。また、原子炉圧力容器破損前に代替格納容器スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器スプレイができず、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※²で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※³。</u></p> <p>また、炉心損傷を判断した場合※¹において、<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び消火系による格納容器内へのスプレイができず、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※⁴で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※³。</u></p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>格納容器内圧力（ドライウエル）、格納容器内圧力（サプレッション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</u></p>	<p>(2) <u>格納容器代替スプレイ系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、格納容器代替スプレイ系（可搬型）等によりスプレイする。格納容器代替スプレイ系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。</u></u></p> <p>なお、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。</u></p> <p>また、<u>原子炉圧力容器破損前に格納容器代替スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、<u>格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができず、格納容器代替スプレイ系（常設）が使用可能な場合※²で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※³。</u></p> <p>また、炉心損傷を判断した場合※¹において、<u>格納容器冷却系による格納容器内へのスプレイができず、格納容器代替スプレイ系（可搬型）が使用可能な場合※⁴で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※³。</u></p> <p>※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニターで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニターが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</u></p> <p>※2：<u>設備に異常がなく、電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合。</u></p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、<u>ドライウエル圧力、サプレッションチェンバ圧力、ドライウエル温度または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</u>に異常がなく、交流電源および水源（<u>復水貯蔵タンク</u>）が確保されている場合は、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</u>により格納容器内を冷却する。</p> <p><u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</u>により格納容器内の冷却ができない場合において、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</u>に異常がなく、電源、燃料および水源（<u>淡水貯水槽（No.1）</u>または<u>淡水貯水槽（No.2）</u>）が確保されている場合は、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</u>により格納容器内を冷却する。</p>	<p>※4：設備に異常がなく、燃料及び水源（<u>防火水槽又は淡水貯水池</u>）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、<u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</u>に異常がなく、交流電源及び水源（<u>復水貯蔵槽</u>）が確保されている場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</u>により格納容器内を冷却する。</p> <p><u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</u>により格納容器内の冷却ができない場合において、<u>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料及び水源（<u>防火水槽又は淡水貯水池</u>）が確保されている場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）</u>により格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の冷却を実施する場合は、以下の優先順位でスプレイを実施する。</p> <p>（1）原子炉圧力容器破損前</p> <p>a. サプレッション・チェンバ内にスプレイ</p> <p>b. ドライウエル内にスプレイ</p> <p>（2）原子炉圧力容器破損後</p> <p>a. ドライウエル内にスプレイ</p> <p>b. サプレッション・チェンバ内にスプレイ</p>	<p>※4：設備に異常がなく、燃料および水源（<u>輪谷貯水槽（西1）</u>または<u>輪谷貯水槽（西2）</u>）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である<u>格納容器冷却系</u>の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、<u>格納容器代替スプレイ系（常設）</u>に異常がなく、交流電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合は、<u>格納容器代替スプレイ系（常設）</u>により格納容器内を冷却する。</p> <p><u>格納容器代替スプレイ系（常設）</u>により格納容器内の冷却ができない場合において、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料および水源（<u>輪谷貯水槽（西1）</u>または<u>輪谷貯水槽（西2）</u>）が確保されている場合は、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）</u>により格納容器内を冷却する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器圧力および温度上昇の抑制効果が高いドライウエル側にスプレイすることとしており、優先順位を設けない。
<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードおよびサプレッションプール水冷却モード）</u>の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>を復旧し、サプレッションチェンバを水源として格納容器内へスプレ</p>	<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションプール冷却系）</u>の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u>を復旧し、<u>サプレッションプール</u>を水源として格納容器内へスプレイする。</p>	<p>炉心損傷後</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による<u>格納容器冷却系および残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）</u>の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である<u>格納容器冷却系</u>が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、<u>格納容器代替スプレイ系</u>による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより<u>格納容器冷却系</u>を復旧し、<u>サプレッションチェンバ</u>を水源として格納容器内へスプレイする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>レイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）を復旧し、サブプレッションプール水を除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードおよびサブプレッションプール水冷却モード）の復旧に時間を要する場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>格納容器へのスプレイについては、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が使用可能な状態^{※2}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達^{※3}した場合。</p> <p>サブプレッションプール水の除熱については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用可能な状態^{※2}に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」</p>	<p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブプレッションプール冷却系）を復旧し、サブプレッションプール水を除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッションプール冷却系）の復旧に時間を要する場合は、代替格納容器スプレイ冷却系等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>格納容器へのスプレイについては、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線D系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が使用可能な状態^{※2}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※3}。</p> <p>サブプレッションプールの除熱については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（サブプレッションプール冷却系）が使用可能な状態^{※2}に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブプレッションプール）が確保されている状態。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」</p>	<p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、格納容器代替スプレイ系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）を復旧し、サブプレッションプール水を除熱する。</p> <p>格納容器冷却系および残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）の復旧に時間を要する場合は、格納容器代替スプレイ系等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>格納容器へのスプレイについては、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機により緊急用メタクラを受電した後、緊急用メタクラから非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、格納容器冷却系が使用可能な状態^{※2}に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※3}。</p> <p>サブプレッションプール水の除熱については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、常設代替交流電源設備として使用するガスタービン発電機により緊急用メタクラを受電した後、非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系の受電が完了し、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が使用可能な状態^{※2}に復旧された場合。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている状態。</p> <p>※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。 ・GTGを電源とする場合の格納容器スプレイは、2系列により実施可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とは、ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>とは、格納容器内圧力（ドライウエル）又は格納容器内圧力（サブプレッション・チェンバ）指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>とは、ドライウエル圧力、サブプレッションチェンバ圧力、ドライウエル温度またはサブプレッションチェンバ温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	
<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードまたはサブプレッションプール水冷却モード）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達[※]した場合。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）については、以下のいずれかの状態に該当した場合。</p> <p>① 主蒸気逃がし安全弁閉固着</p> <p>② サプレッションプール水温度指示値が規定温度以上</p> <p>③ 圧力抑制室内空気温度指示値が規定温度以上</p> <p>※：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室水位指示値が原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系又はサブプレッションプール冷却系）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※1}。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッションプール冷却系）については、下記のいずれかの状態に該当した場合。</p> <p>(1) 主蒸気逃がし安全弁閉固着</p> <p>(2) サプレッションプール水の温度が規定温度以上</p> <p>(3) サプレッション・チェンバの気体温度が規定温度以上</p> <p>※1：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウエル）、格納容器内圧力（サブプレッション・チェンバ）、ドライウエル雰囲気温度、サブプレッション・チェンバ気体温度又はサブプレッションプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である格納容器冷却系または残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器冷却系については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※1}。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）については、下記のいずれかの状態に該当した場合。</p> <p>(1) 主蒸気逃がし安全弁閉固着</p> <p>(2) サプレッションプール水の温度が規定温度以上</p> <p>(3) サプレッションチェンバの気体温度が規定温度以上</p> <p>※1：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウエル圧力、サブプレッションチェンバ圧力、ドライウエル温度、サブプレッションチェンバ温度またはサブプレッションプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。
<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）で使用する大量送水車からのホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて代替格納容器スプレイ冷却系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて格納容器代替スプレイ系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p>	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表7</p> <p>操作手順 7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>原子炉格納容器フィルタベント系および代替循環冷却系</u>により、格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p>	<p>表7</p> <p>操作手順 7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却系</u>により、格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. <u>格納容器圧力逃がし装置</u>による格納容器内の減圧及び除熱 当直副長は、<u>残留熱除去系及び代替循環冷却系</u>の運転ができず格納容器内の圧力を620kPa[gage]以下に抑制する見込みがない場合、又は原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近の水素濃度が2.2vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。 <u>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁（空気作動弁、電動弁）</u>の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、<u>炉心の著しい損傷の緩和及び格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合※2</u>。</p> <p>※1：<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：<u>炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレーを実施する必要がある場合は、これらの操作</u></p>	<p>表7</p> <p>操作手順 7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器フィルタベント系および残留熱代替除去系</u>により、格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. <u>格納容器フィルタベント系</u>による格納容器内の減圧および除熱 当直副長は、<u>残留熱除去系および残留熱代替除去系</u>の運転によって格納容器内の圧力を853kPa[gage]以下に抑制する見込みがない場合、または原子炉建物水素濃度が2.5vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器フィルタベント系</u>により格納容器内の圧力および温度を低下させる。 <u>格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）</u>の駆動源や制御電源が喪失した場合、隔離弁を遠隔で手動操作することで格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、<u>残留熱除去系および残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱ができず、格納容器圧力が640kPa[gage]に到達した場合※2、もしくは、原子炉棟内のいずれかの原子炉建物水素濃度指示値が2.1vol%に到達した場合</u>。 ※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 ※2：<u>原子炉の冷却ができない場合、または格納容器内の温度および圧力の制御ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する</u>。</p>	<p>・記載位置の相違（女川は2.にて原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱手段を記載している。）</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は格納容器ベント実施判断を行うタイミング（サブプレッションプール水位指示値が通常水位+約1.3mに到達した場合または原子炉建物水素濃度指示値が2.5vol%に到達）までに格納容器ベント準備を完了させるために設定した判断基準である。また、格納容器代替スプレーと並行して格納容器ベントの準備</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 代替循環冷却系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>発電課長は、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく^{※2}格納容器内の減圧および除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>①代替循環冷却系が使用可能^{※3}であること。</p> <p>②原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）または原子炉補機代替冷却水系のいずれかによる冷却水供給が可能であること。</p> <p>③格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 4.3vol%以下^{※4}であること。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に故障が発生した場合または駆動に必要な電源もしくは補機冷却水が確保できない場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>※4：格納容器内雰囲気酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が4.3vol%を超過している場合においてウェット条件の酸素濃度が1.5vol%未満の場合は、代替循環冷却系によるスプレイを実施することで、ドライウエル側とサプレッションチェンバ側のガスの混合を促進させる。</p>	<p>を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>2. 代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく^{※2}格納容器内の除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>a. 復水補給水系が使用可能^{※3}であること。</p> <p>b. 代替原子炉補機冷却系による冷却水供給が可能であること。</p> <p>c. 格納容器内の酸素濃度が4vol%以下^{※4}であること。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に故障が発生した場合、又は駆動に必要な電源若しくは補機冷却水が確保できない場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源及び水源（サプレッションプール）が確保されている場合。</p> <p>※4：ドライ条件の酸素濃度を確認する。格納容器内酸素濃度（CAMS）にて4vol%以下を確認できない場合は、代替格納容器スプレイを継続することで、ドライウエル側とサプレッション・チェンバ側のガスの混合を促進させる。</p>	<p>2. 残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、格納容器の破損を防止するため、残留熱代替除去系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく^{※2}格納容器内の除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>a. 残留熱代替除去系が使用可能^{※3}であること。</p> <p>b. 原子炉補機代替冷却系による冷却水供給が可能であること。</p> <p>c. 格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.4vol%以下^{※4}であること。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に故障が発生した場合、または駆動に必要な電源もしくは補機冷却水が確保できない場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>※4：格納容器酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が4.4vol%を超過している場合においてウェット条件の酸素濃度が1.5vol%未満の場合は、残留熱代替除去系によるドライウエルスプレイを実施することで、ドライウエル側とサプレッションチェンバ側のガスの混合を促進させる。</p>	<p>を開始することからサプレッションプール水位は格納容器ベント準備基準としていない)</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、フィルタベントの実施の判断基準にウェット条件（1.5vol%以上）があるため、残留熱代替除去系によるPCV代替スプレイの判断基準（1.5

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、残留熱除去系の復旧または代替循環冷却系の運転による格納容器内の減圧および除熱ができない場合または原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.3vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系により格納容器内の圧力および温度を低下させる。原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、残留熱除去系および代替循環冷却系による格納容器内の減圧および除熱ができず、格納容器内の圧力が0.64MPa[gage]に到達した場合^{※2}または原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.0vol%に到達した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉の冷却ができない場合または格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに原子炉格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>残留熱除去系による格納容器内の除熱機能が喪失した場合は、代替循環冷却系による格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替原子炉補機冷却系の設置が完了し、代替循環冷却系が起動できる場合は、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水及び格納容器内へのスプレイを実施する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉補機代替冷却系の設置が完了し、<u>残留熱代替除去系が起動できる場合は、残留熱代替除去系により原子炉圧力容器への注水および格納容器内へのスプレイを実施する。</u></p>	<p>vol%)を設定</p> <p>・記載位置の相違（島根は1.にて格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱手段を記載している。）</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・女川は代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水は、表4にて整理。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>代替循環冷却系が起動できない場合は、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>により格納容器内の減圧および除熱を行う。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の格納容器ベントの実施に当たり、<u>隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場での手動操作を行う。</u></p> <p>なお、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>による格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>原子炉圧力容器の破損を判断した後は、<u>代替循環冷却系</u>により格納容器下部への注水及び格納容器内へのスプレイを実施する。</p> <p>代替循環冷却系が起動できない場合は、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>による格納容器ベントの実施にあたり、弁の駆動電源及び空気源がない場合は、現場での手動操作を行う。</p> <p>なお、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できる<u>サブプレッション・チェンバ</u>を経由する経路を第一優先とする。</p> <p><u>サブプレッション・チェンバ側</u>のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p><u>原子炉圧力容器の破損を判断した後は、残留熱代替除去系により格納容器内へのスプレイによる格納容器下部への注水を実施する。</u></p> <p><u>残留熱代替除去系が起動できない場合は、サブプレッションプール水位指示値が通常水位+約1.3mに到達した場合に、格納容器フィルタベント系により格納容器内の減圧および除熱を行う。</u></p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>による格納容器ベントの実施にあたり、<u>弁の駆動源や制御電源がない場合、現場での手動操作を行う。</u></p> <p>なお、<u>格納容器フィルタベント系</u>により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p><u>サブプレッションチェンバ側</u>のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は圧力容器破損後の格納容器下部への注水は表8にて整理。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は空気作動弁がなく電動弁のみで構成。
<p>格納容器ベント時の留意事項</p> <p>○<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>の不活性ガスによる系統内の置換</p> <p><u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>により格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、<u>原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性ガス（窒素）</u>であらかじめ置換する。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p><u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するとともに、<u>格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により格納容器内へ不活性ガス（窒素）</u>を供給する。また、格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。</p> <p>○放射線防護</p> <p><u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p>	<p>格納容器ベント時の留意事項</p> <p>○<u>格納容器圧力逃がし装置</u>の系統内の不活性ガスによる置換</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>により格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、<u>格納容器圧力逃がし装置の系統内を不活性ガス（窒素ガス）</u>であらかじめ置換しておく。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するため、格納容器内の圧力を監視し、規定の圧力に到達した時点で格納容器スプレイを停止する。</p> <p>○放射線防護</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置</u>を使用する場合は、プルームの影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、<u>遠隔手動弁</u>を操作するエリアを<u>原子炉建屋内の原子炉区域外</u>に設置する。</p>	<p>格納容器ベント時の留意事項</p> <p>○<u>格納容器フィルタベント系</u>の系統内の不活性ガスによる置換</p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>により格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、<u>格納容器フィルタベント系の系統内を不活性ガス（窒素ガス）</u>であらかじめ置換しておく。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するため、格納容器内の圧力を監視し、規定の圧力に到達した時点で格納容器スプレイを停止する。</p> <p>○放射線防護</p> <p><u>格納容器フィルタベント系</u>を使用する場合は、プルームの影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、<u>遠隔弁を遠隔で手動操作するエリアを二次格納施設外の原子炉建物付属棟</u>に設置する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は可燃性ガス濃度を低減するための窒素ガス供給は、表9に記載している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p>	<p>作業員の放射線防護を考慮して、フィルタ装置、よう素フィルタの周囲及び配管等の周辺に遮蔽体を設ける。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備し作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p>	<p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備し作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の設置位置に伴う放射線防護対策の相違（島根：地下、柏崎：屋外）。
<p>代替循環冷却時の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>代替循環冷却系の起動およびその後の流量調整等は、中央制御室で実施する。</p> <p>また、代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統廻りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>代替循環冷却時の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>現場での系統構成は、運転開始前に行い、代替循環冷却系の起動及びその後の流量調整等の操作は、中央制御室で実施する。</p> <p>なお、代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統廻りの線量低減対策として、可搬型代替注水ポンプにより系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>代替循環冷却時の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>系統構成、残留熱代替除去系の起動およびその後の流量調整等の操作は、中央制御室で実施する。</p> <p>なお、残留熱代替除去系の運転後、長期における系統廻りの線量低減対策として、大量送水車により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて残留熱代替除去系へ給電する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は中央制御室にて系統構成可能。
<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域外で実施する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、容易に実施可能である。また、作業エリアには電源内蔵型照明を配備する。</p>	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表8</p> <p>操作手順</p> <p>8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>原子炉格納容器下部注水系</u>により格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリに接触することを防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u></p> <p><u>原子炉格納容器下部注水系</u>による格納容器下部への注水</p> <p>1. <u>発電課長および発電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合は、以下の手段により格納容器下部への初期水張りを実施する。</u></p> <p><u>①サプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。</u></p> <p><u>[手順着手の判断基準]</u></p> <p><u>原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合で、代替循環冷却系が使用可能な場合*。</u></p> <p><u>※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</u></p> <p><u>②代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により注水する。</u></p> <p><u>[手順着手の判断基準]</u></p>	<p>表8</p> <p>操作手順</p> <p>8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器下部注水系</u>により格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリに接触することを防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u></p> <p>1. <u>格納容器下部注水系</u>による格納容器下部への注水</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>(1) <u>復水貯蔵槽を水源として、格納容器下部注水系（常設）により注水する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>(a) <u>格納容器下部への初期水張りの判断基準</u></p>	<p>表8</p> <p>操作手順</p> <p>8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>ペDESTAL代替注水系</u>により格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリに接触することを防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</u></p> <p>1. <u>ペDESTAL代替注水系または格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器下部への注水</u></p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>(1) <u>低圧原子炉代替注水槽を水源として、ペDESTAL代替注水系（常設）により注水する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>(a) <u>格納容器下部への初期水張りの判断基準</u></p>	<p>・【島根固有】</p> <p>島根は、格納容器下部への注水とSA時のSRV健全性確保の観点からスプレイ管を使用した格納容器下部への注水手段を整備。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。</p> <p>・島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子力圧力容器破損後の注水について記載している。</p> <p>【女川との相違】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で、代替循環冷却系による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ系（常設）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>③ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により注水できない場合は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）等により注水する。 [手順着手の判断基準] 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）において、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子</p>	<p>損傷炉心の冷却が未達成の場合※¹で、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合※²。</p> <p>（b）原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※³及び破損によるパラメータの変化※⁴により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合※²。</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※4：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器内の温度の上昇等により確認する。</p>	<p>損傷炉心の冷却が未達成の場合※¹で、ペDESTAL代替注水系（常設）が使用可能な場合※²。</p> <p>（b）原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候※³および破損によるパラメータの変化※⁴により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、ペDESTAL代替注水系（常設）が使用可能な場合※²。</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加<u>および制御棒駆動機構温度指示値の喪失数増加</u>により確認する。</p> <p>※4：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、<u>原子炉圧力指示値の低下、ドライウェル圧力指示値の上昇、ペDESTAL温度指示値の上昇、ペDESTAL水温度指示値の上昇または喪失</u>により確認する。</p>	<p>・島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子炉圧力容器破損後の注水について記載している。</p> <p>【島根固有】 ・原子炉圧力容器の破損の徴候のマネジメントの相違</p> <p>【女川との相違】 ・島根は代替循環冷却系による格納容器下部への注水は実施しない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）において、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が 300℃に達した場合で、代替循環冷却系および原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合※²。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>2. 発電課長および発電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器が破損した場合は、格納容器下部に落下した熔融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>① サプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>代替循環冷却系において、原子炉圧力容器の破損の徴候※¹ および破損によるパラメータの変化※²により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系が使用可能な場合※³。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）において、原子炉圧力容器の破損の徴候※¹ および破損によるパラメータの変化※²により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却水ポンプ）が使用可能な場合※³。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p>			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は代替循環冷却系による格納容器下部への注水は実施しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※2:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下または格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>② 代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）において、原子炉圧力容器の破損の徴候※1 および破損によるパラメータの変化※2 により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※3。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）において、原子炉圧力容器の破損の徴候※1 および破損によるパラメータの変化※2 により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）および原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※3。</p> <p>※1:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇または指示値</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下、格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>③ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）および原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ系（可搬型）において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1} および破損によるパラメータの変化^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合^{※3}。</p>	<p>(2) 格納容器下部注水系（常設）により注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、格納容器下部注水系（可搬型）等により注水する。格納容器下部注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、格納容器下部注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>(a) 格納容器下部への初期水張りの判断基準</p> <p>損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、格納容器下部注水系（常設）及び消火系による格納容器下部への注水ができず、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</p> <p>(b) 原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準</p>	<p>(2) <u>ペDESTAL代替注水系（常設）</u>により注水できない場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）</u>を水源として、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）またはペDESTAL代替注水系（可搬型）</u>等により注水する。格納容器下部注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）またはペDESTAL代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>(a) <u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器下部への初期水張りの判断基準</u> <u>損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、格納容器代替スプレイ系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</u></p> <p>(b) <u>原子炉圧力容器破損後の格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器下部への注水操作の判断基準</u> <u>原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}および破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による格納容器下部への注水ができず、格納容器代替スプレイ系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</u></p> <p>(c) <u>ペDESTAL代替注水系（可搬型）による格納容器下部への初期水張りの判断基準</u> <u>損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、ペDESTAL代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※2}。</u></p> <p>(d) <u>原子炉圧力容器破損後のペDESTAL代替注水系（可搬型）による格納容器下部への注水操作の判</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器下部への注水とSA時のSRV健全性確保の観点からスプレイ管を使用した格納容器下部の注水手段を整備。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）において、原子炉圧力容器の破損の徴候^{※1} および破損によるパラメータの変化^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部温度の上昇または指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部の雰囲気温度の低下、格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択 炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合の格納容器下部への初期水張りは、スプレイ管使用による格納容器下部注水が使用可能な場合は、代替循環冷却系により格納容器下部への初期水張りを実施する。代替循環冷却系により格納容器下部への初期水張りを実施できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器下部への初期水張りを実施する。スプレイ管使用による格納容器下部注水が使用できない場合は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替</p>	<p>原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}及び破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合、格納容器下部注水系（常設）、消火系による格納容器下部への注水ができず、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器内の温度の上昇により確認する。</p> <p>※4：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>断基準 原子炉圧力容器の破損の徴候^{※2}および破損によるパラメータの変化^{※3}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合、ペDESTAL代替注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300℃に達した場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加および制御棒駆動機構温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力指示値の低下、ドライウェル圧力指示値の上昇、ペDESTAL温度指示値の上昇、ペDESTAL温度指示値の上昇または喪失により確認する。</p> <p>※4：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2））が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項） ○重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>備考</p> <p>【島根固有】 ・原子炉圧力容器の破損の徴候のマネジメントの相違</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は電動弁の操作に必要な電源が確保されていることを確認する。</p> <p>【女川との相違】 ・島根はそれぞれの対応手段ごとに、初期水張り、原子力圧力容器破損後の注水について記載している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>循環冷却ポンプ)または原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ)により格納容器下部への初期水張りを 実施する。</p> <p>また、原子炉圧力容器が破損した場合の格納容器下部へ の注水は、代替循環冷却系に異常がなく、交流電源および 水源(サプレッションチェンバ)が確保されている場合は、 代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設） (代替循環冷却ポンプ)により格納容器下部へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系（常 設）(代替循環冷却ポンプ)が使用できない場合は、原子 炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器 下部注水系（常設）(復水移送ポンプ)、原子炉格納容器代 替スプレイ冷却系（可搬型）または原子炉格納容器下部注 水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。</p>	<p>格納容器下部注水系（常設）に異常がなく、交流電源及 び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、格納容器 下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水 できない状況において、格納容器下部注水系（可搬型）に 異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が 確保されている場合は、格納容器下部注水系（可搬型）に より格納容器下部へ注水する。</p>	<p>ペDESTAL代替注水系（常設）に異常がなく、交流電源 および水源（低圧原子炉代替注水槽）が確保されている場 合は、ペDESTAL代替注水系（常設）により格納容器下部 へ注水する。</p> <p>ペDESTAL代替注水系（常設）により格納容器下部へ注 水できない状況において格納容器代替スプレイ系（可搬 型）およびペDESTAL代替注水系（可搬型）に異常がなく、 燃料および水源（輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西 2））が確保されている場合は、格納容器代替スプレイ系 （可搬型）またはペDESTAL代替注水系（可搬型）により 格納容器下部へ注水する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器下部へ の注水とSA時のSR V健全性確保の観点か らスプレイ管を使用し た格納容器下部の注水 手段を整備。
<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>原子炉圧力容器への注水</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、炉心の著しい損傷が 発生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延 または防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ 注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注 入系による原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行し て実施する。</p> <p>①原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵 タンクを水源として、高圧代替注水系により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水給水系、 原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系によ る原子炉圧力容器への注水ができず、高圧代替注水系 が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内の</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>1. 原子炉圧力容器への注水</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発 生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又 は防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水 する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系 により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施 する。</p> <p>(1)原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯 蔵槽を水源として、高圧代替注水系により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、原子炉圧力 容器への高圧注水機能が喪失し、高圧代替注水系が 使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で</p>	<p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>1. 原子炉圧力容器への注水</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が 発生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延 または防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ 注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注 入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して 実施する。</p> <p>(1)原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、サプレ ッションチェンバを水源として、高圧原子炉代替注水 系により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水・給水 系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系 による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧原子 炉代替注水系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内の</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転 操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>②原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、代替循環冷却系が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>③ 代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、復水貯蔵槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（常設）が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>ガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源および水源（サプレッションチェンバ）が確保されている場合。</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、<u>低圧原子炉代替注水槽</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、<u>復水・給水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系</u>および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>が使用可能な場合※2。</p> <p>※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（<u>復水貯蔵タンク</u>）が確保されている場合。</p> <p>④ 低圧代替注水系（常設）（<u>復水移送ポンプ</u>）により注水できない場合は、<u>淡水貯水槽（No.1）</u>および<u>淡水貯水槽（No.2）</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により注水する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（<u>淡水貯水槽（No.1）</u>または<u>淡水貯水槽（No.2）</u>）が確保されている場合。</p> <p>⑤ 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（<u>ほう酸水</u></p>	<p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（<u>復水貯蔵槽</u>）が確保されている場合。</p> <p>(3) <u>低圧代替注水系（常設）</u>により注水できない場合は、<u>防火水槽</u>又は<u>淡水貯水池</u>を水源として、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により注水する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>及び<u>消火系</u>による原子炉圧力容器への注水ができず、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、燃料及び水源（<u>防火水槽</u>又は<u>淡水貯水池</u>）が確保されている場合。</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（<u>ほう酸水貯</u></p>	<p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合。</p> <p>(3) <u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により注水できない場合は、<u>輪谷貯水槽（西1）</u>および<u>輪谷貯水槽（西2）</u>を水源として、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>により注水する。</p> <p>なお、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、<u>復水・給水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系</u>および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（<u>輪谷貯水槽（西1）</u>または<u>輪谷貯水槽（西2）</u>）が確保されている場合。</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（<u>ほう酸水</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は可搬型設備の準備時間を考慮して、復水・給水系、原子炉隔離時冷却系および非常用炉心冷却系による注水ができないと判断した時点で着手する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は電動弁の操作に必要な電源が確保されていることを確認する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>注入系貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、<u>高圧代替注水系</u>に異常がなく、直流電源および水源（<u>復水貯蔵タンク</u>）が確保されている場合は、<u>高圧代替注水系</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>代替循環冷却系</u>に異常がなく、交流電源および水源（<u>サブプレッションチェンバ</u>）が確保されている場合は、<u>代替循環冷却系</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>（<u>復水移送ポンプ</u>）に異常がなく、交流電源および水源（<u>復水貯蔵タンク</u>）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（常設）</u>（<u>復水移送ポンプ</u>）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）</u>（<u>復水移送ポンプ</u>）が使用できない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、<u>電源</u>、燃料および水源（<u>淡水貯水槽（No.1）</u>）または<u>淡水貯水槽（No.2）</u>）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>交流電源を確保した場合は、<u>ほう酸水注入系</u>による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を全ての注水手段に併せて実施する。</p> <p>熔融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、格納容器下部への注水を開始する。</p>	<p>蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、<u>高圧代替注水系</u>に異常がなく、直流電源及び水源（<u>復水貯蔵槽</u>）が確保されている場合は、<u>高圧代替注水系</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>に異常がなく、交流電源及び水源（<u>復水貯蔵槽</u>）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p><u>低圧代替注水系（常設）</u>による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料及び水源（<u>防火水槽又は淡水貯水池</u>）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>熔融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、格納容器下部への注水を開始する。</p>	<p>貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、<u>高圧原子炉代替注水系</u>に異常がなく、直流電源および水源（<u>サブプレッションチェンバ</u>）が確保されている場合は、<u>高圧原子炉代替注水系</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>に異常がなく、交流電源および水源（<u>低圧原子炉代替注水槽</u>）が確保されている場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p><u>低圧原子炉代替注水系（常設）</u>による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料および水源（<u>輪谷貯水槽（西1）</u>）または<u>輪谷貯水槽（西2）</u>）が確保されている場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）</u>により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>熔融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、格納容器下部への注水を開始する。</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却ポンプを設置。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は電源がある場合とない場合の対応を記載しているため、電源を記載していない。 ・ほう酸水注入系を明記している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉格納容器へのスプレイにより原子炉格納容器内へのスプレイにより原子炉格納容器下部への注水が
<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）および低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプⅠ）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器下部注水系（可搬型）及び低圧代替注水系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器代替スプレイ系（可搬型）、ペDESTAL代替注水系（可搬型）および低圧原子炉代替注水系（可搬型）で使用する大量送水車からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器下部注水系または低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて格納容器下部注水系及び低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いてペグスタル代替注水系および低圧原子炉代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。</p> <p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>可能。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表9</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応、水の放射線分解等により発生する水素および酸素が、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>による格納容器内の水素および酸素の排出ならびに格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 格納容器内の不活性化</p> <p><u>発電課長</u>は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中における格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。</p> <p>2. <u>可搬型窒素ガス供給装置および原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器水素爆発防止</u></p> <p><u>発電課長</u>および<u>発電所対策本部</u>は、格納容器内に発生する水素および酸素を以下の手段により抑制または排出し、水素爆発による格納容器の破損を防止する。</p> <p>①<u>可搬型窒素ガス供給装置</u>により不活性ガス（窒素）を格納容器内へ注入する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度および酸素濃度の制御ができず、<u>格納容器内のドライ条件の酸素濃度が3.5vol%に到達した場合</u>。</p> <p>※：<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>表9</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応<u>及び</u>水の放射線分解による水素ガス<u>及び</u>酸素ガスが、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、<u>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系</u>による格納容器内の水素ガス<u>及び</u>酸素ガスの排出、<u>及び</u>格納容器内の水素濃度<u>及び</u>酸素濃度の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 格納容器内の不活性化</p> <p>当直副長は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中における格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素ガス）で置換することにより不活性化した状態とする。</p>	<p>表9</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、<u>ジルコニウム－水反応および水の放射線分解による水素ガスおよび酸素ガス</u>が、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、<u>格納容器フィルタベント系</u>による格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出、<u>および格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視を行うことを目的とする。</u></p> <p>対応手段等</p> <p>1. <u>格納容器内の不活性化</u></p> <p>当直副長は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、<u>原子炉運転中における格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素ガス）で置換することにより不活性化した状態とする。</u></p> <p>2. <u>可搬式窒素供給装置による格納容器内の不活性化</u></p> <p>当直副長は、<u>残留熱除去系または残留熱代替除去系による格納容器内の減圧および除熱時に、格納容器内で発生する水素および酸素の反応による水素爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により格納容器内を不活性化する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、<u>格納容器内の除熱を開始した場合※²に、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制御ができない場合。</u></p> <p>※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：<u>残留熱代替除去系または残留熱除去系による格納容器内の除熱を開始した場合。</u></p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷が発生した場合に原子炉格納容器等の酸素濃度の上昇を抑制するために、格納容器の除熱を開始した後に窒素を供給し、格納容器フィルタベント系による水素および酸素の排出の遅延を図る。 女川は炉心損傷が発生した場合に、格納容器内の酸素濃度上昇を抑制するために窒素を供給し、水素および酸素の排出の遅延を図る。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合※¹において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度および酸素濃度の制御ができず、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%およびウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達※²した場合※³。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：格納容器内雰囲気酸素濃度にてドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合において、ウェット条件の酸素濃度が1.5vol%未満の場合は、代替循環冷却系または残留熱除去系によるスプレイを実施することで、ドライウエル側とサブレーションチェンバ側のガスの混合を促進させる。</p> <p>※3：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合または格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合または格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p>	<p>2. 格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出 当直副長は、格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスを以下の手段により大気に排出し、水素爆発による格納容器の破損を防止する。</p> <p>(1) 格納容器圧力逃がし装置により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※¹において、炉心の著しい損傷の緩和及び格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合※²。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>(2) 格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合は、耐圧強化ベント系により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※¹において、炉心の著しい</p>	<p>3. 格納容器フィルタベント系による格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出 当直副長は、格納容器内に発生する水素ガスおよび酸素ガスを以下の手段により大気に排出し、水素爆発による格納容器の破損を防止する。</p> <p>(1) 格納容器フィルタベント系により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※¹において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度および酸素濃度の制御ができず、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達およびウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合※²。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、または格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、または格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は酸素濃度ベント判断基準の準備における基準を酸素濃度に設定。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は残留熱代替除去系が起動できる場合に、格納容器ベントを実施するため、スプレイの実施は記載していない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <p>発電課長は、格納容器内に発生する水素および酸素の濃度を格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度および格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。</p> <p>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度および格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>格納容器内水素濃度による格納容器内の水素濃度監視については、炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>格納容器内雰囲気計装による格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>い損傷の緩和及び格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合^{※2}で格納容器圧力逃がし装置が使用できず^{※3}、耐圧強化ベント系が使用可能な場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>※3：「格納容器圧力逃がし装置が使用できない」とは、設備に故障が発生した場合。</p> <p>3. 格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視</p> <p>当直副長は、格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスの濃度を格納容器内水素濃度計(SA)、格納容器内水素濃度計、格納容器内酸素濃度計を用いて測定し、監視する。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度計(SA)を用いて測定し、監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器内水素濃度計(SA)については、炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>格納容器内水素濃度計及び格納容器内酸素濃度計については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>4. 格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視</p> <p>当直副長は、格納容器内に発生する水素ガスおよび酸素ガスの濃度を格納容器水素濃度(SA)、格納容器水素濃度(B系)、格納容器酸素濃度(SA)、格納容器酸素濃度(B系)を用いて測定し、監視する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器水素濃度(SA)、格納容器水素濃度(B系)、格納容器酸素濃度(SA)、格納容器酸素濃度(B系)を用いて測定し、監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器水素濃度(SA)および格納容器酸素濃度(SA)については、炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>格納容器水素濃度(B系)および格納容器酸素濃度(B系)については、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器水素濃度(SA)による水素濃度測定に併せて、格納容器酸素濃度(SA)による酸素濃度測定が実施可能な構成。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替循環冷却系または残留熱除去系により格納容器内の除熱を開始した場合において、格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を格納容器内へ注入する。</p> <p>格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%およびウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>○格納容器内の水素および酸素の排出時の留意事項</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィ</p>	<p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び補機冷却水が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>格納容器内の酸素濃度が規定値に到達した場合は、格納容器圧力逃がし装置を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する。格納容器圧力逃がし装置が機能喪失した場合は、耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッション・チェンバを経由する経路を第一優先とする。サブプレッション・チェンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッション・チェンバを経由する経路のみを使用する。</p> <p>○格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出時の留意事項</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、フィルタ装置水素濃度計にて水素濃度を監視する。また、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合は、</p>	<p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されている場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>格納容器内の酸素濃度が規定値に到達した場合は、格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガスおよび酸素ガスを排出する。</p> <p>なお、格納容器フィルタベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガスおよび酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。サブプレッションチェンバ側が水没等の理由で使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>○格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出時の留意事項</p> <p>格納容器フィルタベント系を使用する場合は、第1ベントフィルタ出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、格納容器フィルタベント系を使用する場合は、第1ベント</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は格納容器への窒素供給操作と並行して格納容器ベントの準備を開始する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ルタ装置出口放射線モニタの放射線量率および事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	<p>フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。耐圧強化ベント系を使用する場合は、耐圧強化ベント系放射線モニタの放射線量率及び事前に耐圧強化ベント系配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、ブルームの影響による被ばくを低減させるため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋内の原子炉区域外に設置する。</p> <p>作業員の放射線防護を考慮して、フィルタ装置、よう素フィルタの周囲及び配管等の周辺に遮蔽体を設ける。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>耐圧強化ベント系を使用する場合は、格納容器内の圧力が規定値以下であることを確認する。</p>	<p><u>フィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）の放射線量率および事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</u></p> <p><u>格納容器フィルタベント系を使用する場合は、ブルームの影響による被ばくを低減させるため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</u></p> <p><u>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</u></p>	<p>ない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の設置位置に伴う放射線防護対策の相違（島根：地下、柏崎：屋外）。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は炉心損傷後に耐圧強化ベントを使用しない。
<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	<p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域外で実施する。</p>	<p>作業性</p> <p><u>格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建物付属棟で実施する。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器水素濃度（SA）による水素濃度測定に併せて、格納容器酸素濃度（SA）による酸素濃度測定が実施可能な構成。
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて格納容器内の水素および酸素の排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度および格納容器内雰囲気酸素濃度へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度計及び格納容器内酸素濃度計へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p><u>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出に必要な電動弁および出口放射線モニタ、格納容器水素濃度（SA）、格納容器水素濃度（B系）、格納容器酸素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（B系）へ給電する。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器水素濃度（SA）による水素濃度測定に併せて、格納容器酸素濃度（SA）による酸素濃度測定が実施可能な構成。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が格納容器内に放出され、格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制および原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 原子炉建屋内の水素濃度監視</p> <p>発電課長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋水素濃度計を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度を監視する。</p> <p>全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋水素濃度計を用いて監視する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合*。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制</p> <p>発電課長は、格納容器内で発生した水素が格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。</p> <p>全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。</p>	<p>表10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制及び原子炉建屋内の水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 原子炉建屋内の水素濃度監視</p> <p>当直副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋水素濃度計を用いて原子炉建屋内の水素濃度を監視する。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋水素濃度計を用いて監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合*1。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制</p> <p>当直副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて原子炉建屋内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合器の作動状態を監視する。</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて監視する。</p>	<p>表10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するため、静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制、原子炉棟内の水素濃度監視および格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>1. 原子炉建物内の水素濃度監視</p> <p>当直副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉棟に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建物水素濃度計を用いて原子炉棟内の水素濃度を監視する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建物水素濃度計を用いて監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合*1。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制</p> <p>当直副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度を用いて原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素処理装置の作動状態を監視する。</p> <p>全交流動力電源または直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口</p>	<p>備考</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>[手順着手の判断基準]</p> <p>炉心損傷を判断した場合※。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○非常用ガス処理系の停止</p> <p>非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹において、原子炉建屋の水素濃度が上昇した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○非常用ガス処理系の停止</p> <p>非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<p>温度を用いて監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※¹</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和</p> <p>当直副長は、原子炉建物水素濃度が2.5vol%に到達した場合は、格納容器からの原子炉棟内への水素の漏えいを抑制し、原子炉棟内の水素濃度の上昇を緩和するため、格納容器フィルタベント系による格納容器ベントを実施する。</p> <p>格納容器フィルタベント系による格納容器ベント操作の対応手順等は表7に基づき実施する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○非常用ガス処理系の停止</p> <p>非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉建物の水素濃度が上昇する前から手順を着手。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 1</p> <p>操作手順</p> <p>1 1. <u>使用済燃料プール</u>の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能もしくは注水機能が喪失または<u>使用済燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により当該<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合において、<u>使用済燃料プール</u>内の燃料体または使用済燃料（以下「<u>使用済燃料プール</u>内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、および臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、<u>使用済燃料プール</u>の監視を行うことを目的とする。さらに、<u>使用済燃料プール</u>から発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。</p> <p>また、<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により当該<u>使用済燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合において、<u>使用済燃料プール</u>内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、および放射性物質の放出を低減するため、<u>使用済燃料プール</u>へのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制および<u>使用済燃料プール</u>の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能もしくは注水機能の喪失時または<u>使用済燃料プール</u>水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プール代替注水</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、残留熱除去系（燃料プール水の冷却）および燃料プール冷却浄化系の有する冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる<u>使用済燃料プール</u>への補給機能が喪失した場合または<u>使用済燃料プール</u>の小規模な水の漏えいにより<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合は、以下の手段により<u>使用済燃料プール</u>へ注水する。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプ I）による<u>使用済燃料プール</u>への注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>①代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ I）</p>	<p>表 1 1</p> <p>操作手順</p> <p>1 1. <u>使用済燃料プール</u>の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により当該<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合において、<u>使用済燃料プール</u>内の燃料体又は使用済燃料（以下「<u>使用済燃料プール</u>内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、<u>使用済燃料プール</u>の監視を行うことを目的とする。さらに、<u>使用済燃料プール</u>から発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。</p> <p>また、<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により当該<u>使用済燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合において、<u>使用済燃料プール</u>内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、<u>使用済燃料プール</u>へのスプレイ、大気への拡散抑制、<u>使用済燃料プール</u>の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は<u>使用済燃料プール</u>水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プール代替注水</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、残留熱除去系（燃料プール冷却系）及び燃料プール冷却浄化系の有する<u>使用済燃料プール</u>の冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる<u>使用済燃料プール</u>への補給機能が喪失した場合、又は<u>使用済燃料プール</u>水の小規模な水の漏えいにより<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、燃料プール代替注水系により常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドから<u>使用済燃料プール</u>へ注水する。</p> <p>なお、燃料プール代替注水系による<u>使用済燃料プール</u>への注水は、海を水源として利用できる。</p>	<p>表 1 1</p> <p>操作手順</p> <p>1 1. <u>燃料プール</u>の冷却等のための手順等</p> <p>方針目的</p> <p><u>燃料プール</u>の冷却機能または注水機能が喪失し、または<u>燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により当該<u>燃料プール</u>の水位が低下した場合において、<u>燃料プール</u>内の燃料体または使用済燃料（以下「<u>燃料プール</u>内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、および臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制および<u>燃料プール</u>の監視を行うことを目的とする。さらに、<u>燃料プール</u>から発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。</p> <p>また、<u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により当該<u>燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合において、<u>燃料プール</u>内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、<u>燃料プール</u>へのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制および<u>燃料プール</u>の監視を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>燃料プール</u>の冷却機能もしくは注水機能の喪失時または<u>燃料プール</u>水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プール代替注水</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、残留熱除去系（燃料プール冷却機能）および燃料プール冷却系の有する<u>燃料プール</u>の冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる<u>燃料プール</u>への補給機能が喪失した場合、または<u>燃料プール</u>水の小規模な水の漏えいにより<u>燃料プール</u>の水位が低下した場合は輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、<u>燃料プール</u>スプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により<u>燃料プール</u>へ注水する。</p> <p>なお、<u>燃料プール</u>スプレイ系（常設スプレイヘッド）または<u>燃料プール</u>スプレイ系（可搬型スプレイノズル）による<u>燃料プール</u>への注水は、海を水源として利用できる。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は常設スプレイへ

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。 [手順着手の判断基準] 以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 使用済燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>②大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水できない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（可搬型）から注水する。 [手順着手の判断基準] 以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 使用済燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>2. 漏えい抑制 発電課長は、使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部に設けたサイフォンブレイク孔により漏えいが停止したことを確認する。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水ができない場合は可搬型スプレイヘッドを使用した注水とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>2. 漏えい抑制 当直副長は、使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、使用済燃料プールディフューザ配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、ディフューザ配管上部に設けたサイフォンブレイク孔により漏えいが停止したことを確認する。 さらに、現場で手動弁により隔離操作を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 燃料プール水位低警報が発生した場合。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。 燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プールへの注水ができない場合は燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）を使用した注水とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>2. 漏えい抑制 当直副長は、燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プールディフューザ配管からサイフォン現象による燃料プール水漏えいが発生した場合は、サイフォンブレイク配管により漏えいが停止したことを確認する。</p>	<p>ッダと可搬型スプレイノズルからの注水手順を合わせて記載している。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は現場での手動弁による隔離操作があるため、この手順に着手するための判断基準を記載。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールのスプレイ</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>① 代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により燃料プールのスプレイ系（常設配管）からスプレイする。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 <p>② 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により燃料プールのスプレイ系（常設配管）からスプレイできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により燃料プールのスプレイ系（可搬型）からスプレイする。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プール</p>	<p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールのスプレイ</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、燃料プール代替注水系により常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、更に以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <p>常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイができない場合は可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6000mmを下回る水位低下を使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計にて確認した場合。 	<p>燃料プールからの大量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールのスプレイ</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、燃料プールからの大量の水の漏えい等による燃料プールの水位が異常に低下した場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、更に以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <p>燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）を使用した燃料プールへのスプレイができない場合は燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）を使用したスプレイとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・燃料貯蔵ラック上端+6000mmを下回る水位低下を燃料プール水位（SA）にて確認した場合。 	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>へのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 <p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、放水設備により原子炉建屋へ放水する。本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気へ放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋放水設備により海水を原子炉建屋へ放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、燃料プールからの大量の水の漏えい等による燃料プールの水位の異常な低下により燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、原子炉建物放水設備により海水を原子炉建物へ放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	
<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視</p> <p>1. 使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視</p> <p>発電課長は、使用済燃料プールの冷却機能もしくは注水機能喪失時または使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）および使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p>	<p>重大事故等時の使用済燃料プールの監視</p> <p>1. 使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視</p> <p>当直副長は、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計（SA）、使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計（SA広域）、使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>なお、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、耐環境性向上のため冷気を供給することで冷却する。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）等の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p>	<p>重大事故等時における燃料プールの監視</p> <p>1. 燃料プールの監視設備による燃料プールの状態監視</p> <p>当直副長は、燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失した場合、または燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール水位（SA）燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）および燃料プール監視カメラ（SA）により燃料プールの状態を監視する。</p> <p>なお、燃料プール監視カメラは、耐環境性向上のため冷気を供給することで冷却する。</p> <p>燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）等の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により燃料プールの空間線量率を推定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はカメラと冷却装置が一体構造のため、空冷装置の起動操作は不要。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 代替電源による給電</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備または可搬型代替直流電源設備から使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール監視カメラへ給電する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。</p> <p>・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</p> <p>2. 代替電源による給電</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内蓄電式直流電源設備及び可搬型直流電源設備から使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計（SA）、使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計（SA広域）、使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料貯蔵プール監視カメラへ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>・燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。</p> <p>・燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</p> <p>2. 代替電源による給電</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源または直流電源が喪失した状況において燃料プールの状態を監視するため、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備および可搬型直流電源設備から燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から燃料プール監視カメラへ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は燃料プールの状態を監視するため電源設備として、常設代替交流電源設備も使用。
<p><u>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響の防止</u></p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>発電課長は、燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、原子炉補機代替冷却水系および燃料プール冷却浄化系が使用可能な状態※である場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）および原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水が確保されている状態。</p>	<p><u>使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響防止</u></p> <p>1. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>当直副長は、燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系及びD系の受電が完了し、燃料プール冷却浄化系が使用可能な状態※¹である場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）及び原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系による補機冷却水が確保されている状態。</p>	<p><u>燃料プールから発生する水蒸気による悪影響防止</u></p> <p>1. 燃料プール冷却系による燃料プールの除熱</p> <p>当直副長は、燃料プール冷却系が全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の機能喪失により起動できず、燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより燃料プール冷却系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系または原子炉補機代替冷却系により冷却水を確保することで燃料プール冷却系を起動し、燃料プールを除熱する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備により非常用交流高圧電源母線A系およびB系の受電が完了し、燃料プール冷却系が使用可能な状態※¹である場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）および原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系または原子炉補機代替冷却系による補</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は可搬型代替交流電源設備からの給電も可能。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能もしくは注水機能が喪失した場合または使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水またはスプレー可能となるよう準備する。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水またはスプレーする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型を使用する。</p> <p>全交流動力電源の喪失および原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の機能喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを除熱する。</p>	<p>態。</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び（A-2級）により使用済燃料プールへ注水又はスプレーが可能となるよう準備し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）を優先して使用する。</p> <p>また、可搬型代替注水ポンプにより使用済燃料プールへ注水又はスプレーする場合は、常設スプレーヘッドを優先して使用し、常設スプレーヘッドが使用できない場合は、可搬型スプレーヘッドを使用する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを除熱する。</p>	<p>機冷却水が確保されている状態。</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失した場合、または燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大量送水車により燃料プールへ注水またはスプレーが可能となるよう準備する。</p> <p>また、大量送水車により燃料プールへ注水またはスプレーする場合は、燃料プールのスプレー系（常設スプレーヘッド）を優先して使用し、燃料プールのスプレー系（常設スプレーヘッド）が使用できない場合は、燃料プールのスプレー系（可搬型スプレーノズル）を使用する。</p> <p>全交流動力電源の喪失または原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の機能喪失により燃料プール冷却系による燃料プールの除熱ができず、燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備を用いて燃料プール冷却系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系または原子炉補機代替冷却系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却系により燃料プールを除熱する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は大量送水車のみの使用している。
<p>作業性</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレー系（常設配管）および燃料プールのスプレー系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>燃料プール代替注水系で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>燃料プールのスプレー系（常設スプレーヘッド）または燃料プールのスプレー系（可搬型スプレーノズル）で使用する大量送水車のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表12</p> <p>操作手順 12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷および格納容器の破損または使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制および海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。</p> <p>対応手段等 炉心の著しい損傷および格納容器の破損または使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への放射性物質の拡散抑制 発電所対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合または大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）および放水砲による放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタベント系で格納容器の減圧および除熱をしているものの、原子炉建屋ベント設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイができない場合またはプラントの異常によりモニタリング設備の指示がオーダーレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 以下のいずれかが該当する場合とする。 ・炉心損傷を判断した場合※において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合 ・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場</p>	<p>表12</p> <p>操作手順 12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。</p> <p>対応手段等 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への放射性物質の拡散抑制 緊急時対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲により放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより格納容器圧力逃がし装置で格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋トップベントを開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイが出来ない場合、又は、プラントの異常によりモニタリングポストの指示がオーダーレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかが該当する場合とする。 ・炉心損傷を判断した場合※¹において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合。 ・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場</p>	<p>表12</p> <p>操作手順 12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>方針目的 炉心の著しい損傷および格納容器の破損または燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。 また、原子炉建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。</p> <p>対応手段等 炉心の著しい損傷および格納容器の破損または燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への放射性物質の拡散抑制 緊急時対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、または大型航空機の衝突等、原子炉建物外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大型送水ポンプ車および放水砲により放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより格納容器フィルタベント系で格納容器の減圧および除熱をしているものの、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルを開放する場合、燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールへのスプレイができない場合、または、プラントの異常によりモニタリングポストの指示がオーダーレベルで上昇した場合は、原子炉建物に海水を放水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかが該当する場合とする。 ・炉心損傷を判断した場合※¹において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合。 ・燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>合</p> <p>・大型航空機の衝突等、<u>原子炉建屋の外観</u>で大きな損傷を確認した場合</p> <p>※：<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、<u>大容量送水ポンプ（タイプII）</u>および放水砲により<u>原子炉建屋</u>へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、<u>南側排水路排水柵、タービン補機放水ピット、北側排水路排水柵および取水口の合計4箇所にシルトフェンス</u>を設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>設置にあたっては、放水した汚染水が直接流れ込む<u>南側排水路排水柵およびタービン補機放水ピット</u>の2箇所を優先する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p><u>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</u></p>	<p>合。</p> <p>・大型航空機の衝突等、<u>原子炉建屋の外観</u>で大きな損傷を確認した場合。</p> <p>※1：<u>格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、<u>又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、<u>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</u>及び放水砲により<u>原子炉建屋</u>へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、以下の手段により海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>(1) <u>防潮堤内側の合計6箇所に放射性物質吸着材を設置する。設置にあたっては、放水した汚染水が流れ込む7号炉近傍の構内雨水排水路の集水柵を優先する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</u></p> <p>(2) <u>小型船舶（汚濁防止膜設置用）を用いて取水口3箇所、放水口1箇所の合計4箇所に汚濁防止膜を設置する。設置にあたっては、放水した汚染水が海洋に流れ込むルートにある放水口1箇所を優先する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>放射性物質吸着材の設置作業が完了した後において、汚濁防止膜の設置が可能な状況（津波警報、津波警報が出ていない又は解除された等）である場合。</u></p>	<p>・大型航空機の衝突など、<u>原子炉建物の外観</u>で大きな損傷を確認した場合。</p> <p>※1：<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、<u>大型送水ポンプ車</u>および放水砲により<u>原子炉建物</u>へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、以下の手段により海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>(1) <u>防波壁内側の雨水排水路集水柵3箇所に放射性物質吸着材を設置する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>大型送水ポンプ車および放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</u></p> <p>(2) <u>人力にて2号炉放水接合槽に、小型船舶を用いて輪谷湾にシルトフェンスを設置する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p><u>放射性物質吸着材の設置作業が完了した後において、シルトフェンスの設置が可能な状況（津波警報、津波警報が出ていないまたは解除された等）である場合。</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・女川は放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能なため、放射性物質吸着材は自主対策設備と位置付けている。</p>
<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>発電所対策本部は、<u>原子炉建屋周辺</u>における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、<u>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲および泡消火薬剤混合</u></p>	<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、<u>原子炉建屋周辺</u>における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、<u>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送</u></p>	<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、<u>原子炉建物周辺</u>における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、<u>大型送水ポンプ車および放水砲</u>により、泡消火を実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>装置により、泡消火を実施する。 [手順着手の判断基準] 航空機燃料火災が発生した場合。</p>	<p>車及び泡原液混合装置により、泡消火を実施する。 (1) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。</p>	
<p>操作性 放水砲は風向き等の天候状況およびアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。 放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p>	<p>操作性 放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。 放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p>	<p>操作性 放水砲は風向き等の天候状況およびアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建物の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。 放水砲による放水は、噴霧ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p>	
<p>作業性 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）および放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の保管場所に使用工具およびホースを配備する。</p>	<p>作業性 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p>	<p>作業性 大型送水ポンプ車および放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大型送水ポンプ車の保管場所に使用工具およびホースを配備する。</p>	
<p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給 表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 3</p> <p>操作手順 1 3. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブプレッションチェンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要なとなる水源として、<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク等</u>を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として<u>淡水貯水槽（No.1）</u>および<u>淡水貯水槽（No.2）</u>を確保するとともに、海を水源として確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、<u>復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海およびほう酸水注入系貯蔵タンク</u>を水源として対応し、ならびに<u>復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）</u>および<u>淡水貯水槽（No.2）</u>への水の補給を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>水源を利用した対応手順</u> 1. 復水貯蔵タンクを水源とした対応手段 発電課長は、サブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、以下の手段により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系または高圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時において、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表 8「8. 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）または低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表 4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原</p>	<p>表 1 3</p> <p>操作手順 1 3. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源である<u>サブプレッションプール及び復水貯蔵槽</u>とは別に、重大事故等の収束に必要なとなる水源として、<u>ほう酸水貯蔵タンク等</u>を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として<u>防火水槽及び淡水貯水池</u>を確保するとともに、海を水源として確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、<u>復水貯蔵槽、サブプレッションプール、防火水槽、淡水貯水池、海及びほう酸水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段、並びに<u>復水貯蔵槽、防火水槽等</u>へ水を補給することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>水源を利用した対応手順</u> 1. 復水貯蔵槽を水源とした対応手段 当直副長は、サブプレッションプールを水源として利用できない場合は、復水貯蔵槽を水源として、以下の手段により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時において、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表 2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表 8「8. 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」と同様である。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、残留熱除去系（低圧注水系）の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表 4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原</p>	<p>表 1 3</p> <p>操作手順 1 3. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p> <p>方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源である<u>サブプレッションチェンバおよび復水貯蔵タンク</u>とは別に、重大事故等の収束に必要なとなる水源として、<u>低圧原子炉代替注水槽およびほう酸水貯蔵タンク</u>を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として<u>輪谷貯水槽（西1）</u>および<u>輪谷貯水槽（西2）</u>を確保するとともに、海を水源として確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、<u>サブプレッションチェンバ、低圧原子炉代替注水槽、輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）、海およびほう酸水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段、ならびに<u>低圧原子炉代替注水槽、輪谷貯水槽（西1）</u>および<u>輪谷貯水槽（西2）</u>へ水を補給することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>水源を利用した対応手順</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の復水貯蔵タンクは、重大事故等対処設備ではなく、自主対策設備として整理。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイする。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 格納容器の下部に落下した熔融炉心を冷却するため、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）または格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により格納容器下部へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>2. サプレッションチェンバを水源とした対応手段 発電課長は、復水貯蔵タンクを水源として利用できない場合は、サプレッションチェンバを水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）により格納容器内を除熱する。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）によりサプ</p>	<p>子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 格納容器の下部に落下した熔融炉心を冷却するため、格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>2. サプレッションプールを水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽を水源として利用できない場合は、サプレッションプールを水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系及び残留熱除去系（低圧注水系）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションプール冷却系）により格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>1. サプレッションチェンバを水源とした対応手段 当直副長は、サプレッションチェンバを水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である格納容器冷却系および残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）により格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【島根固有】 ・島根の復水貯蔵タンクは、重大事故等対処設備ではなく、自主対策設備として整理している。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は、1.(2)に包</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>レッシュンプールを除熱する。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 残存溶融炉心の冷却および格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水および格納容器内を除熱する。 [手順着手の判断基準] 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表7「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するため、代替循環冷却系または格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により格納容器下部へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>(3) 格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器及び格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表7「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様である。</p>	<p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時において、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高圧原子炉代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 格納容器の破損を防止するため、残留熱代替除去系により原子炉圧力容器および格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表7「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様である。</p> <p>2. 低圧原子炉代替注水槽を水源とした対応手段 当直副長はサプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、低圧原子炉代替注水槽を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、低圧注水系、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードおよび低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低圧原子炉代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 格納容器冷却系の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、格納容器代替スプレイ系（常設）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ペ</p>	<p>含している。</p> <p>【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水系の水源をサブレッシュンチェンバとしている。柏崎刈羽の高圧代替注水系は、復水貯蔵槽を水源としている。</p> <p>【女川との相違】 ・女川は代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水および圧力容器破損後の格納容器下部への注水を整備。</p> <p>【島根固有】 ・島根は重大事故等対処設備として、低圧原子炉代替注水槽を設置。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 淡水貯水槽を水源とした対応手段</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、復水貯蔵タンクおよびサプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>なお、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により補給する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 [手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）または原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 [手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系（常設配管）または燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 [手順着手の判断基準] 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>3. 防火水槽を水源とした対応手段</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽及びサプレッションプールを水源として利用できない場合は、防火水槽を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>なお、防火水槽に淡水を補給できない場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</p>	<p><u>デスタル代替注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。</u> a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</u></p> <p>3. <u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした対応手段</u> 当直副長および緊急時対策本部は、<u>サプレッションチェンバおよび低圧原子炉代替注水槽を水源として利用できない場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源として、以下の手段により対応する。</u></p> <p>(1) <u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</u> a. <u>手順着手の判断基準</u> 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) <u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。</u> a. <u>手順着手の判断基準</u> 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) <u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）およびペダスタル代替注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。</u> a. <u>手順着手の判断基準</u> 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) <u>燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により燃料プールへ注水およびスプレイする。</u> a. <u>手順着手の判断基準</u> 表11「11. 燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>なお、<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）に淡水を補給できない場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。</u></p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は3.（4）の後に記載している。</p> <p>【島根固有】 ・島根は格納容器下部への注水とSA時のSRV健全性確保の観点から、スプレイ管を使用した格納容器下部への注水手段を整備</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 燃料プールのスプレイ系（常設配管）または燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 [手順着手の判断基準] 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>4. 海を水源とした対応手段 発電課長および発電所対策本部は、復水貯蔵タンク、サプレッションチェンバおよび淡水貯水槽（No.1）および淡</p>	<p>格納容器圧力逃がし装置を使用した時にフィルタ装置へ水の補給が必要な場合は、防火水槽を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。</p> <p>4. 淡水貯水池を水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽、サプレッションプール及び防火水槽を水源として利用できない場合は、淡水貯水池を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置を使用した時にフィルタ装置へ水を補給する際に防火水槽を水源として利用できない場合は、淡水貯水池を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。</p> <p>5. 海を水源とした対応手段 当直副長は、復水貯蔵槽、サプレッションプール、防火水槽及び淡水貯水池を水源として利用できない場合は、海</p>	<p>4. 海を水源とした対応手段 当直副長は、サプレッションチェンバ、低圧原子炉代替注水槽、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は、3.(4)に包含して記載。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根はスクラビング水の水位挙動評価により、事故発生後7日間はスクラビング水の補給は不要。 ・柏崎は防火水槽を使用した手段が取れない場合の対応として淡水貯水池から直接注水等を行うし手段を整備。島根は大量送水車の水中ポンプを1台ずつ輪谷貯水槽（西1）および（西2）に投入し取水するため、輪谷貯水槽（西1）／（西2）間の補給操作が不要な設計。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>水貯水槽（No.2）を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）または原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系（常設配管）または燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 燃料プールのスプレイ系（常設配管）または燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(6) 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」と同様である。</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却水系による除熱と同様である。</p>	<p>を水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>(1) 大容量送水車（海水取水用）及び低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 大容量送水車（海水取水用）及び代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 大容量送水車（海水取水用）及び格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 大容量送水車（海水取水用）及び燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表11「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>原子炉補機冷却水系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、代替原子炉補機冷却系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の代替原子炉補機冷却系による除熱と同様である。</p>	<p>水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手順により対応する。</p> <p>(1) 大量送水車および低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 大量送水車および格納容器代替スプレイ系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 大量送水車および格納容器代替スプレイ系（可搬型）、大量送水車およびベデスタル代替注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 大量送水車および燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により燃料プールへ注水およびスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 表11「11. 燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却系により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却系による除熱と同様である。</p>	<p>操作の指揮を行う。</p> <p>【島根固有】 ・島根は格納容器下部への注水とSA時のSRV健全性確保の観点から、スプレイ管を使用した格納容器下部への注水手段を整備</p> <p>【女川との相違】 ・島根は4.(4)に包含して記載。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は原子炉補機冷却水系が喪失した場合の対応を表5に記載している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、<u>使用済燃料プールの水位</u>が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合または大型航空機の衝突等、<u>原子炉建屋の外観</u>で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、<u>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</u> および放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p><u>原子炉建屋</u>周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、<u>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</u>、放水砲および泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p> <p>5. <u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段</p> <p>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合または重大事故等の進展抑制および溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延・防止が必要となる場合は、<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>を水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、<u>使用済燃料プール水位</u>が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、<u>又は</u>大型航空機の衝突等、<u>原子炉建屋</u>で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、<u>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲</u>により放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p><u>原子炉建屋</u>周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、<u>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</u>、放水砲、<u>泡原液搬送車及び泡原液混合装置</u>により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p> <p>6. <u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合、<u>又は</u>重大事故等の進展抑制や溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止が必要となる場合は、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表1「緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」<u>又は</u>表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、<u>燃料プール水位</u>が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、<u>または</u>大型航空機の衝突等、<u>原子炉建物外観</u>で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、<u>大型送水ポンプ車</u>および放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p><u>原子炉建物</u>周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、<u>大型送水ポンプ車</u>、放水砲および泡消火薬剤容器により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、表12「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p> <p>5. <u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を水源とした対応手段</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合、または重大事故等の進展抑制や溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止が必要となる場合は、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>を水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表1「<u>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</u>」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」または表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の復水貯蔵タンクは、重大事故等対処設備ではなく、自主対策設備として整理。
<p><u>水源へ水を補給するための対応手段</u></p> <p>1. <u>復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段</u></p> <p>発電所対策本部は、水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、<u>淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</u>により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口または海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水または大容量送水ポンプ（タイプⅠ）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>①淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を</p>	<p><u>水源へ水を補給するための対応手段</u></p> <p>1. <u>復水貯蔵槽への補給</u></p> <p>緊急時対策本部は、水源として復水貯蔵槽を利用する場合は、<u>防火水槽及び淡水貯水池の水を可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</u>により復水貯蔵槽へ補給する。</p> <p>また、海水を利用する場合は、防火水槽に補給した海水、大容量送水車（海水取水用）から送水された海水を可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により復水貯蔵槽へ補給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始され、以下のいずれかから補給が可能な場合。</p>	<p><u>水源へ水を補給するための対応手段</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>②海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）および淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給が実施できない場合で、海を水源とした大容量送水ポンプによる復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>2. 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>発電所対策本部は、水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。</p> <p>また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口または海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプⅡ）により淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合。</p> <p>送水ルートの選択</p> <p>水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。</p>	<p>・ 防火水槽に淡水又は海水が補給されている場合は防火水槽から補給する。</p> <p>・ 淡水貯水池が使用可能で、淡水貯水池から防火水槽の間にあらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合は淡水貯水池から補給する。</p> <p>・ 防火水槽及び淡水貯水池が使用できない場合は海から補給する。</p> <p>2. 防火水槽への補給</p> <p>緊急時対策本部は、水源として防火水槽を利用する場合は、淡水貯水池の淡水を防火水槽へ補給する。</p> <p>また、枯渇等により淡水の補給が継続できない場合は、海水を大容量送水車（海水取水用）により防火水槽へ補給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>防火水槽を水源として可搬型代替注水ポンプ（A-1級又はA-2級）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水を行う場合で、淡水貯水池の水が枯渇するおそれがあり、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により海水を防火水槽へ補給できない場合。</p> <p>送水ルートの選択</p> <p>水源から接続口までの距離により可搬型代替注水ポンプの必要台数及び設置場所、ホースの必要本数を選定し、水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選択する。</p>	<p>1. 低圧原子炉代替注水槽への補給</p> <p>緊急時対策本部は、水源として低圧原子炉代替注水槽を利用する場合は、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）の水を大量送水車により低圧原子炉代替注水槽へ補給する。</p> <p>また、海水を利用する場合は、輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）に補給した海水、海水取水箇所の海水を大量送水車により低圧原子炉代替注水槽へ補給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>低圧原子炉代替注水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水が必要で、輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）が使用可能な場合。</p> <p>なお、輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）が使用できない場合は海から補給する。</p> <p>2. 輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）への補給</p> <p>緊急時対策本部は、水源として輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）を利用している場合、海水を大量送水車により補給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした大量送水車による原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始され、淡水を水源とした補給ができない場合。</p> <p>送水ルートの選択</p> <p>接続口の選択は、各作業時間（出動準備、移動、水源の蓋開放、ポンプ設置、ホース敷設、ホース接続および送水準備）を考慮し、送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は重大事故等対処設備として、低圧原子炉代替注水槽を設置。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・ 島根の大量送水車はタイプが分かれていない。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は送水開始までの時間が短くなる手段を優先。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>切替え性 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)の水源は、淡水貯水槽(No.1) (淡水)および淡水貯水槽(No.2) (淡水)を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽(No.1)および淡水貯水槽(No.2)を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。 サプレッションチェンバ(内部水源)を水源として使用できない場合、復水貯蔵タンク(外部水源)から注水するが、サプレッションチェンバ(内部水源)が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。</p>	<p>切替え性 可搬型代替注水ポンプ(A-1級及びA-2級)の水源は、防火水槽(淡水)を優先する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、防火水槽を経由することにより、供給を継続しながら淡水から海水へ切替える。</p>	<p>切替え性 大量送水車の水源は、輪谷貯水槽(西1)および輪谷貯水槽(西2)を優先する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、輪谷貯水槽(西1)または輪谷貯水槽(西2)から供給している場合は、供給を中断することなく、淡水から海水への切替えが可能である。 サプレッションチェンバ(内部水源)を水源として使用できない場合、<u>低圧原子炉代替注水槽(外部水源)から注水するが、サプレッションチェンバ(内部水源)が使用可能となった場合は、外部水源から切替える。</u></p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)で想定される事故対応は、外部水源から内部水源に切り替える。
<p>成立性 海水取水時には、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)および大容量送水ポンプ(タイプⅡ)付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。</p>	<p>成立性 海水取水時には、<u>ホース先端</u>にストレーナを取り付け、海面より低く着底しない位置に取水部分を固定することにより、ホースへの異物の混入を防止する。</p>	<p>成立性 海水取水時には、<u>大量送水車または大型送水ポンプ車付属の水中ポンプユニット吸込み部</u>にストレーナを設置しており、海面より低く着底しない位置に取水部分を固定することにより、ホースへの異物の混入を防止する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ストレーナの設置位置の相違。
<p>作業性 復水貯蔵タンクまたは淡水貯水槽(No.1)および淡水貯水槽(No.2)への補給で使用する大容量送水ポンプ(タイプⅠ)または大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性 復水貯蔵槽への補給、可搬型代替注水ポンプによる送水で使用する可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性 <u>低圧原子炉代替注水槽への補給、大量送水車による送水で使用する大量送水車のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分なスペースを確保する。</u></p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 4</p> <p>操作手順 1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備および代替所内電気設備を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>① 常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ② 常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 外部電源および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイ系）によるメタクラ2C系およびメタクラ2D系への給電ができない場合。</p>	<p>表 1 4</p> <p>操作手順 1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、代替交流電源設備、所内蓄電式直流電源設備、可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により給油することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時 1. 代替交流電源設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備を用いて給電する。 (2) 常設代替交流電源設備等を用いて給電できず、号炉間電力融通により給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により非常用高圧母線C系及び非常用高圧母線D系へ給電できない場合。</p> <p>2. 電力融通による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失し、さらに常設代替交流電源設備等を用いて給電できない場合において、他号炉の非常用交流電源設備から給電できる場合は、以下の手段により自号炉の非常用高圧母線を受電する。</p> <p>(1) 号炉間電力融通ケーブル（常設）を用いて受電する。 (2) 号炉間電力融通ケーブル（常設）を用いて受電できない場合は、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を用いて受電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 当該号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機</p>	<p>表 1 4</p> <p>操作手順 1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、燃料プール内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型直流電源設備および代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により給油することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時 1. 代替交流電源設備による給電 当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備を用いて給電する。 (2) 常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 外部電源、非常用ディーゼル発電機の機能喪失により非常用交流高圧電源母線A系、非常用交流高圧電源母線B系および非常用交流高圧電源母線高圧炉心スプレイ系へ給電できない場合。なお、ガスタービン発電機の現場起動については、ガスタービン発電機の中央制御室起動が失敗した場合および要員が確保されている場合に、他の手段と同時並行で実施する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで 24 時間にわたり直流母線へ給電する設計。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 島根は可搬型代替交流電源設備を用いた給電の着手判断時に、号炉間電力融通による給電の可否も確認する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はガスタービン発電機の現場起動について記載している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は複数号炉申請であることから、各号炉間電力融通による給電を SA 設備としているのに対し、島根は 2 号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通による給電は、自主対策設備としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>直流電源喪失時 代替直流電源設備による給電 発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>1. 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>(1) 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>① 所内常設蓄電式直流電源設備による125V直流主母線盤2Aおよび125V直流主母線盤2Bへの給電の判断基準 全交流動力電源喪失により、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>② 必要な負荷以外の切離しの判断基準 125V蓄電池2Aおよび125V蓄電池2Bから125V直流主母線盤2Aおよび125V直流主母線盤2Bへの自動給電開始から1時間以内にガスタービン発電機による給電がなく、ガスタービン発電機による125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>③ 125V充電器2A、125V充電器2Bの受電および中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準 全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブルまたは電源車により、モータコントロールセンタ2C系およびモータコントロールセンタ2D系の受電が可能となった場合。</p>	<p>による給電ができない状況において、他号炉の非常用ディーゼル発電機A系又は非常用ディーゼル発電機B系が健全で電力融通が可能な場合。</p> <p>直流電源喪失時 1. 代替直流電源設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内蓄電式直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器C及び直流125V充電器Dの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2への切替えについては、全交流動力電源喪失後、8時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場合又は直流125V蓄電池Aの電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。</p> <p>直流125V蓄電池A-2からAM用直流125V蓄電池への切替えについては、全交流動力電源喪失後、19時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場合又は直流125V蓄電池A-2の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。</p> <p>直流125V充電器盤A、B、A-2、AM用直流125V充電器盤の受電及び中央制御室監視計器C系及びD系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電により、P/C C系及びP/C D系の受電が完了している場合。</p>	<p>直流電源喪失時 1. 代替直流電源設備による給電 当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失により、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器および230V系充電器(RCIC)の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>B-115V系蓄電池からB1-115V系蓄電池(SA)への切替えについては、全交流動力電源喪失から8時間が経過した時点で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル(常設)、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル(可搬型)による給電操作が完了していない場合。または全交流動力電源喪失後に、B-115V系蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回るおそれがあると判断した場合。</p> <p>A-115V系充電器盤の受電および中央制御室監視計器C系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル(常設)、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル(可搬型)による給電により、メタクラ、ロードセンタ、コントロールセンタの非常用母線A系の受電が完了している場合。</p> <p>B-115V系充電器盤、B1-115V系充電器盤(SA)、SA用115V系充電器盤および230V系充電器盤(RCIC)の受電ならびに中央制御</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間にわたり直流母線へ給電する設計 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2に切り替えたのち、さらにAM直流125V蓄電池へ切り替えを行う。島根はB-115V系蓄電池からB1-115V系蓄電池(SA)への切替えのみ。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は区分Iと区分II

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 常設代替直流電源設備による給電 [手順着手の判断基準] ① 125V代替蓄電池から125V直流主母線盤2B-1および125V直流主母線盤2A-1への給電の判断基準 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。 ② 250V蓄電池から250V直流主母線盤への給電の判断基準 全交流動力電源喪失により、250V充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>2. 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備および可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>(1) 常設代替直流電源設備による給電 [手順着手の判断基準] 「1.(2)」に同じ。</p> <p>(2) 可搬型代替直流電源設備による給電 [手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。</p>	<p>(2) 所内蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型直流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、24時間以内に第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電操作が完了する見込みがない場合。</p>	<p><u>室監視計器D系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）、高圧発電機車または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電により、メタクラ、ロードセンタ、コントロールセンタの非常用母線B系の受電が完了している場合。</u></p> <p>(2) 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、24時間以内にガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電操作が完了する見込みがない場合。</p>	<p>について個別に記載。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間にわたり直流母線へ給電する設計。</p> <p>【島根固有】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間にわたり直流母線へ給電する設計。</p>
<p>非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。</p> <p>[手順着手の判断基準] パワーセンタ2G系およびモータコントロールセンタ2G系受電準備開始の判断基準：非常用所内電気設備であるメタクラ2C系およびメタクラ2D系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2</p>	<p>非常用所内電気設備機能喪失時 1. 代替所内電気設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 非常用所内電気設備である非常用高圧母線D系が機能喪失した場合で、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からAM用MCCへ給電が可能な場合。</p>	<p>非常用所内電気設備機能喪失時 1. 代替所内電気設備による給電 当直副長および緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合または代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 非常用所内電気設備である非常用交流高圧電源母線A系および非常用交流高圧電源母線B系が機能喪失した場合、または代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合で、ガスタービン発電機または高圧発電機車からSAロードセンタおよびSAコントロールセンタへ給電が可能な場合。なお、ガスタービン発</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>C系または2D系の受電もしくは電源車からパワーセンタ2G系およびモータコントロールセンタ2G系への給電が可能な場合。</p>		<p>電機の現場起動については、ガスタービン発電機の中央制御室起動が失敗した場合および要員が確保されている場合に、他の手段と同時並行で実施する。</p>	
<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 発電課長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備および非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 [手順着手の判断基準] ① 非常用交流電源設備による給電 外部電源が喪失した場合またはメタクラ2C系、メタクラ2D系またはメタクラ2H系の電圧がないことを確認した場合。 ② 非常用直流電源設備による給電 全交流動力電源喪失により、125V充電器2A、125V充電器2Bおよび125V充電器2Hの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備並びに非常用直流電源設備C系及びD系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 (1) 手順着手の判断基準 非常用交流電源設備による給電については、外部電源が喪失した場合又は非常用高圧母線の電圧がないことを確認した場合。 また、非常用直流電源設備による給電については、全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器C及び直流125V充電器Dの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備および非常用直流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付け、重大事故等の対処に用いる。 (1) 手順着手の判断基準 非常用交流電源設備による給電については、外部電源が喪失した場合または非常用交流高圧電源母線の電圧がないことを確認した場合。 また、非常用直流電源設備による給電については、全交流動力電源喪失により、A-115V系充電器、B-115V系充電器、高圧炉心スプレイ系充電器、B1-115V系充電器（SA）、230V系充電器（RCIC）、A-原子炉中性子計装用充電器およびB-原子炉中性子計装用充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p>
<p>負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち必要な負荷が最大となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。</p>	<p>負荷容量 有効性評価において最大負荷となる崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）を想定するシナリオにおいても、常設代替交流電源設備により必要最大負荷以上の電力を確保し、原子炉を安定状態に収束するための設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。</p>	<p>負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち必要な負荷が最大となる「全交流動力電源喪失（長期TB）」を想定するシナリオにおいても、常設代替電源設備により必要最大負荷以上の電力を確保し、原子炉を安定状態に収束するための設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。</p>	
<p>悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタおよびモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線およびパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」または「引ロック」とする。</p>	<p>悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備として非常用高圧母線及びAM用MCCの負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため、コントロールスイッチを「切」又は「切保持」とする。 AM用MCCを受電する場合は、受電時の急激な負荷上昇防止のため、動的機器である復水移送ポンプのコントロールスイッチを「切保持」とする。</p>	<p>悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備として非常用交流高圧電源母線、非常用低圧母線のロードセンタおよびコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止引ロック」または「停止」とする。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は負荷の遮断器を「切」とせずに操作スイッチを「停止引ロック」または「停止」とする運用。</p>
<p>成立性 所内常設蓄電式直流電源設備または常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。</p>	<p>成立性 所内蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。</p>	<p>成立性 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備の組み合わせで24時間に</p>
<p>作業性 可搬型照明（ヘッドライトおよび懐中電灯）の配備により、</p>	<p>作業性 可搬型照明を作業エリアに配備し、建屋内照明の消灯時に</p>	<p>作業性 電源内蔵型照明を作業エリアに設置し、建物内照明の消灯</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。</p> <p>燃料補給 重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリの補給は、<u>軽油タンクまたはガスタービン発電設備用軽油タンク</u>の軽油を使用する。</p> <p>多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、<u>軽油タンク1基あたり約110kLを6基および約170kLを1基、ガスタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kLを3基とし、管理する。</u></p>	<p>おける作業性を確保する。</p> <p>燃料補給 重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに給油する。 タンクローリの補給は、<u>復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンク</u>の軽油を使用する。</p> <p>多くの給油対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、<u>7号炉の軽油タンク1基あたり510kL以上を管理する。</u></p>	<p>時における作業性を確保する。<u>また、ヘッドライトおよび懐中電灯を携行している。</u></p> <p>燃料補給 重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに給油する。 タンクローリの補給は、<u>ガスタービン発電機軽油タンクまたは非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクおよび高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク</u>の軽油を使用する。 多くの給油対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、<u>ガスタービン発電機用軽油タンクは約560m³を1基、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクは1基あたり約170m³を2基および1基あたり約100m³を3基、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクは約170m³を1基とし、管理する。</u></p>	<p>わたり直流母線へ給電する設計。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は燃料補給する設備としてガスタービン発電機用軽油タンクおよび非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を設置しておりそれぞれ可搬型設備へ給油することが可能。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 5</p> <p>操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合の対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>パラメータの選定および分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表 1～1 4 の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過および計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ① 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性および耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ② 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは、以下のとおり分類する。 ① 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ② 有効監視パラメータ（代替）</p>	<p>表 1 5</p> <p>操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表 1～1 5 の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータ並びに有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 1. 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 2. 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは以下のとおり分類する。 1. 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 2. 有効監視パラメータ（代替）</p>	<p>表 1 5</p> <p>操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>パラメータの選定および分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表 1～1 5 の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過および計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 1. 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 2. 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは以下のとおり分類する。 1. 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 2. 有効監視パラメータ（代替）</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は技術的能力に関わる審査基準 1.15 において手順着手の判断基準および操作手順に関する記載があるため、表 14 も対象としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>監視機能喪失時</u> <u>計器故障時</u></p> <p>1. 他チャンネルによる計測</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>重大事故等に対処するために原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合※。</p> <p>※：重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時および事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <p>①同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度および中性子束）により推定。</p> <p>②水位を注水源もしくは注水先の水位変化、注水量または出口圧力により推定。</p> <p>③流量を注水源または注水先の水位変化を監視することにより推定。</p> <p>④除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。</p>	<p>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>監視機能喪失時</u> <u>計器故障時</u></p> <p>1. 他チャンネルによる計測</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合※¹。</p> <p>※1：重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時や事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。</p> <p>推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <p>(1) 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。</p> <p>(2) 水位を注水源若しくは注水先の水位変化又は注水量及び吐出圧力により推定。</p> <p>(3) 流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。</p> <p>(4) 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。</p> <p>(5) 必要なpHが確保されていることを、フィルタ装置水位の水位変化により推定。</p>	<p>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。</p> <p>対応手段等</p> <p><u>監視機能喪失時</u> <u>計器故障時</u></p> <p>1. 他チャンネルによる計測</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉施設の状態を把握するために必要な重要監視パラメータを計測する重要計器が故障した場合※¹。</p> <p>※1：重要計器の指示値に、以下のような変化があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時や事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p>当直副長は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。</p> <p>推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <p>(1) 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度、中性子束および酸素濃度）により推定。</p> <p>(2) 水位を注水源もしくは注水先の水位変化または注水量およびポンプ出口圧力により推定。</p> <p>(3) 流量を注水源または注水先の水位変化を監視することにより推定。</p> <p>(4) 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は原子炉格納容器内の酸素濃度について、同一物理量である格納容器酸素、格納容器酸素（SA）により推定する手段を整備。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はベント時のスク

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑤ 圧力または温度を水の飽和状態の関係により推定。</p> <p>⑥ 注水量を注水先の圧力および温度の傾向監視により推定。</p> <p>⑦ 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>⑧ 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>⑨ 水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>⑩ エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>⑪ 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器の圧力により推定。</p>	<p>(6) 圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。</p> <p>(7) 注水量を注水先の圧力から注水特性の関係により推定。</p> <p>(8) 格納容器内の水位を格納容器内圧力（ドライウエル）と格納容器内圧力（サブプレッション・チェンバ）の差圧により推定。</p> <p>(9) 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>(10) 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>(11) 水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>(12) エリア放射線モニタの傾向監視により格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>(13) 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器内圧力により推定。</p>	<p><u>(5) 圧力または温度を水の飽和状態の関係により推定。</u></p> <p><u>(6) 注水量を注水先の圧力から注水特性の関係により推定。</u></p> <p><u>(7) 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</u></p> <p><u>(8) 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</u></p> <p><u>(9) 水素濃度を装置の作動状況により推定。</u></p> <p><u>(10) エリア放射線モニタの傾向監視により格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</u></p> <p><u>(11) 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器内圧力により推定。</u></p>	<p>ラビング水の水位変動を考慮しても放射性物質の除去性能を維持し、ベント開始後7日間は水補給が不要となるよう設定しているため、ベント中のpH監視は不要であることから自主対策設備としている。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本推定手段は、サブプレッションプール水位を推定するものであり、柏崎刈羽はサブプレッションチェンバ圧力の検出点高さよりサブプレッションプール水位が高くなった場合に、水頭圧を測定することで、ドライウエル圧力とサブプレッションチェンバ圧力の差圧から水位を推定することが可能である（サブプレッションチェンバ圧力の検出点高さ以上が推定可能範囲） 島根はサブプレッションチェンバ圧力（SA）の検出点はサブプレッションチェンバ上部より取り出しており、また、サブプレッションプール水位が最も上昇する有効性評価シナリオでも真空破壊装置下端付近までで水位管理しているため、サブプレッションプール水位がサブプレッションチェンバ圧力（SA）の検出点高さまで高くなることはないことから、ドライウエル圧力（SA）とサブプレッションチェ

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑫使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位および温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係およびカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位または必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p> <p>⑬原子炉圧力容器内の圧力と格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 [手順着手の判断基準] 主要パラメータを計測する計器の故障により、主要パラメータの監視機能が喪失した場合。</p>	<p>(14) 使用済燃料プールの状態を同一物理量（温度及び水位）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p> <p>(15) 原子炉圧力容器内の圧力と格納容器内の圧力（サブレーション・チェンバ）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 a. 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合。</p>	<p>(12) 燃料プールの状態を同一物理量（水位）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係およびカメラによる監視により、燃料プールの水位または必要な水遮蔽が確保されていることを推定。</p> <p>(13) 原子炉圧力容器内の圧力とサブレーションチェンバの差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 a. 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合。</p>	<p>ンバ圧力（SA）の差圧から水位を推定することはできない。なお、島根はサブレーションプール水位（SA）を注水流量および水源の水位で推定する手段を整備している。 （柏崎は注水流量、水源の水位および格納容器内圧力の差圧により推定）</p> <p>【島根固有】 ・島根は熱電対による水位・温度の監視およびガイドパルス式による水位の監視を整備しているため、同一物理量が水位となることに対して、柏崎刈羽は熱電対による水位・温度を監視する設備を複数整備しているため、同一物理量が温度および水位となる。</p>
<p>監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合 1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは原子炉圧力容器内の温度および水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>①発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。</p> <p>②発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残</p>	<p>監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合 1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量を計測するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超えた場合は、炉心損傷状態と推定して対応する。</p> <p>(1) 当直副長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系系統流量、原子炉隔離時冷却系系統流量、高圧炉心注水系系統流量、復水補給水系流量（残留熱除去系A系代替注水流量）、復水補給水系流量（残留熱除</p>	<p>監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合 1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度および水位である。</p> <p>原子炉圧力容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超過した場合、原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。</p> <p>(1) 当直副長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイポンプ出口流量、代替注水流量（常設）、低圧原子炉代替注水流量、残留熱除去ポンプ出</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位に対し、柏崎はその他に原子炉圧力容器および格納容器への注水量がある。</p> <p>・島根は原子炉圧力容器温度が計測範囲を超えた場合でも、可搬型計測器にて計測が可能</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量および低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力(SA)と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定可能である。</p> <p>[手順着手の判断基準] 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>2. 可搬型計測器による計測 発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位ならびに原子炉圧力容器および格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合には、可搬型計測器により計測することも可能である。</p> <p>[手順着手の判断基準] 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>計器電源喪失時 発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータを計測または監視する。</p>	<p>去系B系代替注水流量)、残留熱除去系系統流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力(SA)と格納容器内圧力(サブプレッション・チェンバ)の差圧により、原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定する。</p> <p>(2) 当直副長は、原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータである復水補給水系流量(残留熱除去系A系代替注水流量)が計測範囲を超えた場合において、低圧代替注水系使用時は、水源である復水貯蔵槽の水位又は注水先である原子炉圧力容器内の水位変化により注水量を推定する。 また、代替循環冷却系使用時は、注水先である原子炉圧力容器内の水位変化により注水量を推定する。</p> <p>(3) 当直副長は、格納容器への注水量を監視するパラメータである復水補給水系流量(格納容器下部注水流量)が計測範囲を超えた場合は、水源である復水貯蔵槽の水位又は注水先である格納容器内の水位変化により注水量を推定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位、原子炉圧力容器又は格納容器への注水量を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>2. 可搬型計測器による計測 当直副長は、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型計測器により計測する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>計器電源喪失時 当直副長は、全交流動力電源喪失が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p>	<p>口流量、低圧炉心スプレィポンプ出口流量、残留熱代替除去系原子炉注水流量のうち、機器動作状態にある流量計より崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力または原子炉圧力(SA)とサブプレッションチェンバ圧力(SA)の差圧により、原子炉圧力容器内の水位が燃料棒有効長頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度(SA)により推定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>2. 可搬型計測器による計測 当直副長は、原子炉圧力容器内の温度および水位を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型計測器により計測する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。</p> <p>計器電源喪失時 当直副長は、全交流動力電源喪失および直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータを計測または監視する。</p>	<p>・島根のECCSには低圧炉心スプレィ系がある。 (ABWRとBWR-5のECCS構成の相違)</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は計測範囲を超えた場合の推定方法を記載。島根は原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量で計測範囲を超過する計器はない。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位に対し、柏崎刈羽はその他に原子炉圧力容器および格納容器への注水量が対象。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【島根固有】 ・島根は計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位に対し、柏崎および女川は、その他に原子炉圧力容器および格納容器への注水量が対象。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 発電課長および発電所対策本部は、代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準および操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測または監視する。 [手順着手の判断基準] 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータの監視ができない場合。</p>	<p>1. 所内蓄電式直流電源設備から給電する。 2. 代替交流電源設備等から給電する。 3. 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型直流電源設備等から給電する。 代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。 (1) 手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータ監視ができない場合。</p>	<p>1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備から給電する。 2. 常設代替交流電源設備等から給電する。 3. 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型直流電源設備等から給電する。 代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータのうち手順着手の判断基準および操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測または監視する。 (1) 手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータ監視ができない場合。</p> <p>4. 設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備を兼用する計装設備へ常設代替直流電源設備から給電する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失から8時間が経過した時点で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）、高圧発電機または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電操作が完了していない場合。または全交流動力電源喪失後に、B-115V系蓄電池の電圧が放電電圧の最低値を下回るおそれがあると判断した場合。</p>	<p>【島根固有】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備から給電できる設計としている。</p> <p>【島根固有】 ・島根は常設代替直流電源設備であるSA用115V系蓄電池からの給電が必要な計装設備の電源切替え手順を整備。</p>
<p>パラメータ記録 発電課長および発電所対策本部は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータについて、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。 ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値および可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。 [手順着手の判断基準] 重大事故等が発生した場合。</p>	<p>パラメータ記録 当直副長は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。 ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値、現場操作時のみ監視する現場の指示値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合。</p>	<p>パラメータ記録 当直副長は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。 ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む。）の値、現場操作時のみ監視する現場の指示値および可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は現場操作時のみ監視する現場の指示値がある。</p>
<p>原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性および非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。</p>	<p>原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確にする。</p>	<p>原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性および非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確にする。</p>	
<p>確からしさの考慮 圧力のパラメータおよび温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	<p>確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	<p>確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型計測器による計測または監視の留意事項</u> 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。</p>	<p><u>可搬型計測器による計測又は監視の留意事項</u> 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p>	<p><u>可搬型計測器による計測または監視の留意事項</u> 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測または監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 6</p> <p>操作手順 1 6. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備および資機材を活用した居住性の確保ならびに汚染の持込み防止を目的とする。</p> <p>対応手段等 居住性確保 発電課長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするため、中央制御室遮蔽および中央制御室待避所遮蔽、中央制御室再循環送風機、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 中央制御室換気空調系の電源が、外部電源または非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）から供給可能な場合で隔離信号の発信を確認した場合。</p> <p>2. 炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンペ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合*において、原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる必要がある場合。</p>	<p>表 1 6</p> <p>操作手順 1 6. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持込み防止を目的とする。</p> <p>対応手段等 居住性の確保 当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気空調系給排気隔離弁、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置等により中央制御室隣接区域からのインリークを防止し、環境に放出された放射性物質等による被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転モードから再循環運転モードに切り替わり、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護する。再循環運転モードが停止した場合や再循環運転モード運転中に中央制御室内放射線量が異常上昇した場合は、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合。</p> <p>2. 炉心損傷時は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある格納容器圧力逃がし装置を使用する前に、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施し、中央制御室待避室陽圧化装置により中央制御室待避室の陽圧化を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合*¹。</p>	<p>表 1 6</p> <p>操作手順 1 6. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持込み防止を目的とする。</p> <p>対応手段等 居住性の確保 当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室非常用循環系、中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）等により、中央制御室隣接区域からのインリークを防止し、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室非常用循環系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えい等により通常運転から系統隔離運転に自動的に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室非常用循環系の電源が、外部電源または非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）から供給可能な場合で、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えい等により、燃料取替階放射線高、原子炉棟排気放射線高、換気系放射線高のいずれかの中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合。</p> <p>2. 炉心損傷時は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室非常用循環系により中央制御室の正圧化を実施し、中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）により中央制御室待避室の正圧化を実施する。また、格納容器ベント時のプルーム通過中には中央制御室非常用循環系を系統隔離運転とすることで放射性物質の侵入を防止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室非常用循環系加圧運転および中央制御室待避室の加圧準備の実施については、炉心損傷を当直副長が判断した場合*¹。 炉心損傷後に格納容器ベントを実施する際の中央制</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はプルーム通過中、通過前後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はプルーム通過中、通過前後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023. 2. 25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020. 11. 9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。 [手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失等により、中央制御室換気空調系が自動で事故時運転モードに切り替わらない場合。全交流動力電源喪失後には、常設代替交流電源設備により非常用低圧母線MCC 2C系または非常用低圧母線MCC 2D系が受電完了した場合。</p> <p>4. 中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下または二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整および管理を行う。 [手順着手の判断基準]</p>	<p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室可搬型陽圧化空調機へ給電し、中央制御室の陽圧化を実施する。 (1) 手順着手の判断基準 中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。</p> <p>4. 中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避室給・排気弁により調整及び管理を行う。 (1) 手順着手の判断基準</p>	<p>御室非常用循環系系統隔離運転については、中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンプ）による中央制御室待避室の加圧操作が完了した場合。 中央制御室待避室から退室した後の中央制御室非常用循環系による加圧運転については、炉心損傷後の格納容器ベント実施による中央制御室待避室への待避が終了し、中央制御室待避室から退出した場合。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>3. 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて中央制御室非常用循環系へ給電し、中央制御室の系統隔離運転または加圧運転を実施する。 (1) 手順着手の判断基準 中央制御室非常用循環系系統隔離運転については、全交流動力電源喪失等により中央制御室非常用循環系が自動で系統隔離運転に切り替わらない場合。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により非常用母線（緊急用メタクラ含む）が受電完了した場合。</p> <p>中央制御室非常用循環系加圧運転については、全交流動力電源喪失発生後に炉心損傷を判断した場合※1。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により非常用母線（緊急用メタクラ含む）が受電完了した場合。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>4. 中央制御室非常用循環系が系統隔離運転で運転中、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下または二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避室における酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室空気供給系の流量調節弁により調整および管理を行う。 (1) 手順着手の判断基準</p>	<p>確保する。 【島根固有】 ・島根は炉心損傷を判断した場合、中央制御室を加圧する運用としている。また、格納容器ベントによるブルーム通過中は加圧運転から系統隔離運転に切替える。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根はブルーム通過中、通過前後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。 【島根固有】 ・島根は炉心損傷を判断した場合、中央制御室を加圧する運用としている。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパおよび中央制御室排風機出口ダンパが全閉の場合。</p> <p>中央制御室待避所の濃度測定については、中央制御室待避所へ待避した場合。</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合は、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p>	<p>中央制御室の濃度測定については、中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室換気空調系給排気隔離弁が全閉の場合で、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧操作を実施していない場合。</p> <p>中央制御室待避所の濃度測定については、中央制御室待避所へ待避した場合。</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時に中央制御室の照明が使用できない場合は、可搬型蓄電池内蔵型照明により中央制御室の照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p>	<p>中央制御室の濃度測定については、中央制御室非常用循環系の系統隔離運転中等において、中央制御室外気取入調節弁、中央制御室給気外側隔離弁、中央制御室給気内側隔離弁のうちいずれかが全閉となったことを確認した場合。</p> <p>中央制御室待避所の濃度測定については、中央制御室待避所へ待避した場合。</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時に中央制御室の照明が使用できない場合は、内蔵蓄電池または代替交流電源設備から給電可能なLEDライト(三脚タイプ)により中央制御室の照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、チェンジングエリア設置場所に設置するチェンジングエリア用照明により照明を確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はブルーム通過中、通過前後は、中央制御室非常用循環系により中央制御室の環境を維持する。柏崎刈羽は常設の中央制御室換気空調系を使用せず、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて居住性を確保する。
<p>汚染持ち込み防止</p> <p>発電所対策本部は、中央制御室の汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（炉心損傷を判断した場合※等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>緊急時対策本部は、中央制御室へ汚染の持ち込みを防止するため、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング及び作業服への着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)等により炉心損傷※1を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。</p>	<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>緊急時対策本部は、中央制御室へ汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生した場合は、モニタリングおよび作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設営する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生したと判断した後、事象進展の状況（炉心損傷を判断した場合※1等）、参集済みの要員数および緊急時対策要員が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p>	
<p>運転員等の被ばく低減</p> <p>1. 発電課長は、非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガ</p>	<p>運転員等の被ばく低減</p> <p>1. 非常用ガス処理系起動 当直副長は、非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉区域から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員等を防護する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガ</p>	<p>運転員等の被ばく低減</p> <p>1. 非常用ガス処理系起動 当直副長は、非常用ガス処理系により原子炉棟を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉棟に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉棟から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを低減する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ス処理系へ給電する。 [手順着手の判断基準]</p> <p>① 交流動力電源が確保されている場合 原子炉水位低（L-3）、ドライウェル圧力高、原子炉建屋原子炉棟排気放射能高、燃料取替エリア放射能高および原子炉建屋原子炉棟換気空調系全停のいずれかの信号が発生した場合。</p> <p>② 全交流動力電源が喪失した場合 全交流動力電源喪失時において、常設代替交流電源設備からの受電により非常用ガス処理系が自動起動しない場合。</p> <p>2. 発電課長は、原子炉建屋ブローアウトパネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>① 中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止 原子炉建屋ブローアウトパネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合。</p> <p>② 現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止 原子炉建屋ブローアウトパネルが開放状態で全交流動力電源が喪失および炉心が健全であることを確認した場合。</p>	<p>ス処理系へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 原子炉区域排気放射能高、燃料取替エリア放射能高、ドライウェル圧力高、原子炉水位低（レベル3）及び原子炉区域・タービン区域換気空調系全停のいずれかの信号が発生した場合又は、原子炉区域・タービン区域換気空調系が全停している場合。</p> <p>2. 燃料取替床ブローアウトパネルの閉止 当直副長又は緊急時対策本部は、燃料取替床ブローアウトパネルが非常用ガス処理系起動時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室からの閉止については、燃料取替床ブローアウトパネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合。</p> <p>現場での閉止については、燃料取替床ブローアウトパネルが開放状態で全交流動力電源が喪失及び炉心が健全であることを確認した場合。</p>	<p>系へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 交流電源が正常な場合においては、原子炉棟排気放射線高、燃料取替階放射線高、格納容器圧力高および原子炉水位低（レベル3）のいずれかの信号が発生した場合。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合においては、非常用ガス処理系が自動起動せず、原子炉棟換気系が全停している場合。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により緊急用メタクラが受電され、緊急用メタクラからCコントロールセンタまたはDコントロールセンタが受電完了した場合。</p> <p>2. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの閉止 当直副長または緊急時対策本部は、炉心損傷時に非常用ガス処理系を起動する場合で、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルが開放している場合は、原子炉棟内の負圧を確保するために原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室からの閉止については、以下の条件がすべて成立した場合。 ・非常用ガス処理系が運転中または起動操作が必要な場合。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが破損した状況においては、漏えい箇所の隔離または原子炉圧力容器の減圧が完了している場合。 ・炉心損傷を判断した場合※1。 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルが開放している場合。 ※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。 現場での閉止については、以下の条件がすべて成立した場合。 ・炉心が健全であることを確認した場合。 ・非常用ガス処理系が運転中または起動操作が必要な場合。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが破損した状況においては、漏えい箇所の隔離または原子炉圧力容器の減圧</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は常設代替交流電源設備からの受電により非常用ガス処理系が自動起動しない場合の手順も作成。</p> <p>【女川との相違】 ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。</p> <p>【島根固有】 ・島根は炉心損傷判断および漏えい箇所の隔離等も、中央制御室からの閉止の判断基準に加えている。</p> <p>【島根固有】 ・島根は漏えい箇所の隔</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>放射線管理 チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパ、中央制御室排風機出口ダンパ等へ給電する。</p>	<p>放射線管理 チェンジングエリア内では運転員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室換気空調系給排気隔離弁等へ給電する。</p>	<p><u>が完了している場合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルが開放している場合。 ・中央制御室からの原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の閉止操作ができない場合。 <p>放射線管理 チェンジングエリア内では運転員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いて中央制御室非常用循環系等へ給電する。</p>	<p>離等も、現場での閉止の判断基準に加えている。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 7</p> <p>操作手順 1 7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度および放射線量の測定</u> 1. 発電所対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に<u>可搬型モニタリングポスト</u>を設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、<u>緊急時対策建屋上に可搬型モニタリングポスト</u>を設置し、放射線量を測定する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 緊急時対策所でモニタリングポストの指示値および警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側および緊急時対策建屋上への設置については、<u>発電所対策本部長</u>が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>2. 発電所対策本部は、放射能観測車による<u>空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが</u>、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータおよびβ線サーベイメータ）</u>等を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p>	<p>表 1 7</p> <p>操作手順 1 7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度及び放射線量の測定</u> 1. 緊急時対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に<u>可搬型モニタリングポスト</u>を配置し、放射線量を測定する。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化の判断のため、5号炉原子炉建屋付近に<u>可搬型モニタリングポスト</u>を配置し、放射線量を測定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>でモニタリングポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側等及び5号炉原子炉建屋付近への配置については、当直副長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>2. 緊急時対策本部は、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）</u>を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	<p>表 1 7</p> <p>操作手順 1 7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度および放射線量の測定</u> 1. 緊急時対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。また、「原子力災害対策特別措置法」<u>第十条第一項に該当する事象もしくは「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生した場合、または、「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象もしくは「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象発生前であっても、放射線管理班員の活動状況や天候、時間帯等を考慮し、先行して実施すると判断した場合</u>、モニタリングポストが設置されていない海側に<u>可搬型モニタリングポスト</u>を配置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の正圧化の判断のため、<u>緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト</u>を配置し、放射線量を測定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所でモニタリングポストの指示値およびデータ状態を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側および緊急時対策所付近への配置については、<u>当直副長</u>が「原子力災害対策特別措置法」<u>第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象発生前であっても、放射線管理班長が放射線管理班員の活動状況や天候、時間帯等を考慮し、先行して実施すると判断した場合</u>。</p> <p>2. 緊急時対策本部は、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、<u>放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）</u>を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p>	<p>【島根固有】 ・島根のモニタリングポストは、中央制御室に指示値および警報を発信し、緊急時対策所では指示値およびデータの受信状態（データ伝送不良、欠測がないことの確認）を確認する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの使用可否、放射性よう素測定装置および放射性ダスト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>3. 発電所対策本部は、重大事故等時に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量を可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータおよび電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>①可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>スタック放射線モニタの指示値および警報表示を確認し、スタック放射線モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合またはスタック放射線モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>②可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>放射性廃棄物放出水モニタの指示値および警報表示を確認し、放射性廃棄物放出水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合または放射性廃棄物放出水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>③可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>スタック放射線モニタ等により気体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <p>④海上モニタリング</p> <p>スタック放射線モニタ等により気体状または液体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）。</p>	<p>放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの使用可否、よう素測定装置及びGM計数装置の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>3. 緊急時対策本部は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域は、小型船舶（海上モニタリング用）を用いて海上モニタリングを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>空气中の放射性物質の濃度測定については、主排気筒モニタの指示値及び警報表示を確認し、主排気筒モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、又は主排気筒モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>水中の放射性物質の濃度測定については、液体廃棄物処理系排水モニタの指示値及び警報表示を確認し、液体廃棄物処理系排水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、又は液体廃棄物処理系排水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>土壌中の放射性物質の濃度測定については、主排気筒モニタ等により気体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）。</p> <p>海上モニタリングについては、主排気筒モニタ等により気体状又は液体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）。</p>	<p>放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの使用可否、よう素モニタおよびダストモニタの指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>3. 緊急時対策本部は、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量は、放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータおよび電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、および測定し、ならびにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>空气中の放射性物質の濃度測定については、排気筒モニタの指示値およびデータ状態を確認し、排気筒モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、または排気筒モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>水中の放射性物質の濃度測定については、液体廃棄物処理系排水モニタの指示値および警報表示を確認し、液体廃棄物処理系排水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、または液体廃棄物処理系排水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>土壌中の放射性物質の濃度測定については、排気筒モニタ等により気体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）。</p> <p>海上モニタリングについては、排気筒モニタ等により気体状または液体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根の排気筒モニタは、中央制御室に指示値および警報を発信し、緊急時対策所では、指示値およびデータの受信状態（データ伝送不良、欠測がないことの確認）を確認する。</p>
<p>風向、風速その他</p> <p>発電所対策本部は、気象観測設備による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、代替気象観測設備を用いて測</p>	<p>風向、風速その他</p> <p>緊急時対策本部は、気象観測設備による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、可搬型気象観測装置を用いて</p>	<p>風向、風速その他</p> <p>緊急時対策本部は、気象観測設備による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、可搬式気象観測装置を用いて</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>定し、およびその結果を記録する。 [手順着手の判断基準] 緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・降水量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p>	<p>測定し、及びその結果を記録する。 1. 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p>	<p>測定し、およびその結果を記録する。 1. 手順着手の判断基準 緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p>	
<p>測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況および海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。</p>	<p>測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。</p>	<p>測定頻度 可搬式モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況および海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。</p>	
<p>バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬型放射線計測装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p>	<p>バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測器が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測器の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測器の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬型放射線計測器が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p>	<p>バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬式モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬式モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p>	
<p>他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員および放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員および放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	
<p>電源確保 非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>電源確保 常用所内電源喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備である無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間にモニタリングポスト用発電機による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態でモニタリングポスト用発電機から給電した場合、切替え操作を行うことで放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備である無停電電源装置およびモニタリングポスト用発電機が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で常設代替交流電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のモニタリングポストは、非常用所内電源に接続。また、全交流動力電源喪失時は常設代替交流電源設備から給電可能 島根は非常用交流電源設備からの給電の喪失時は常設代替交流電源

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
			設備から給電し、切替操作は不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 8</p> <p>操作手順 1 8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備から給電することを目的とする。</p> <p>対応手段等 居住性の確保 発電所対策本部は、緊急時対策所遮蔽および緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(1) 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機または電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>[手順着手の判断基準] ① 緊急時対策所換気空調系運転：緊急時対策所を立ち上げた場合。 ② 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定：緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p>	<p>表 1 8</p> <p>操作手順 1 8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替交流電源設備から給電することを目的とする。</p> <p>対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンペ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所を立ち上げる場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所の可搬型陽圧化空調機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を用いて給電し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p>	<p>表 1 8</p> <p>操作手順 1 8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替交流電源設備から給電することを目的とする。</p> <p>対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化装置および空気ポンペ加圧設備を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所空気浄化装置を起動するとともに、酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>外部電源、常用母線および非常用ディーゼル発電機A系の機能喪失により、2号炉の非常用低圧母線より受電できない場合で、早期の電源回復が不能な場合は、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、緊急時対策所空気浄化装置を起動する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所空気浄化装置の起動については、緊急時対策所を立ち上げた場合。 酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定については、緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>2. 「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生した場合、緊急時対策本部に可搬型エリア放射線モニタを設置し、放射線量の測定を実施する。また、空気ポンペ加圧設備による空気供給準備を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根の緊急時対策所は複数箇所に分かれていない。</p> <p>【島根固有】 ・島根は空気供給準備に時間を要することから、原災法該当事象の発生を着手の判断基準</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度を測定する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>①緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いた正圧化</p> <p>以下のA、Bのいずれかの場合。</p> <p>A. 以下の【条件1-1】および【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】: 2号炉の炉心損傷*および格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>【条件1-2】: 可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）の指示値が上昇し30mGy/hとなった場合または緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> <p>B. 以下の【条件2-1-1】または【条件2-1-2】、および【条件2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】: 2号炉において炉心損傷*後に格納容器ベントの実施を判断した場合</p> <p>【条件2-1-2】: 2号炉において炉心損傷*後に格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p>【条件2-2】: 可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合または緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し</p>	<p>3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンペ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機へ切り替える。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンペ）を用いた陽圧化については以下の条件が満たされた場合に実施する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】: 7号炉の炉心損傷*¹及び格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>【条件1-2】: 可搬型モニタリングポスト（5号炉近傍に設置するもの、以下同じ）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタいずれかのモニタ値が急上昇し警報発生</p> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2-1】又は【条件2-2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】: 7号炉において炉心損傷*¹後に格納容器ベントの実施を判断した場合</p> <p>【条件2-1-2】: 7号炉にて炉心損傷*¹後に格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p>【条件2-2-1】: 格納容器ベント実施の直前</p> <p>【条件2-2-2】: 可搬型モニタリングポスト、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタいずれかのモニタ値が急上昇し警報発生</p>	<p>項に該当する事象が発生したと判断した場合。</p> <p>3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、空気ポンペ加圧設備を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度を測定する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、空気ポンペ加圧設備から緊急時対策所空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>空気ポンペ加圧設備を用いた正圧化については以下の条件が満たされた場合に実施する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】および【条件1-2】が満たされた場合</p> <p>【条件1-1】: 2号炉の炉心損傷*¹および格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>【条件1-2】: 可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合*²または可搬型エリア放射線モニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> <p>② 以下の【条件2-1-1】または【条件2-1-2】、および【条件2-2-1】または【条件2-2-2】が満たされた場合</p> <p>【条件2-1-1】: 2号炉にて炉心損傷*¹後にサブプレッションプール水位が通常水位+約1.2mに到達した場合</p> <p>【条件2-1-2】: 2号炉にて炉心損傷*¹後に格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p>【条件2-2-1】: 格納容器ベント実施判断基準であるサブプレッションプール水位が通常水位+約1.3m到達の約20分前実施の直前</p> <p>【条件2-2-2】: 可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/h*²となった場合または可搬型エリア放射線モニタの指示値が上昇し</p>	<p>として、空気ポンペ加圧設備による空気供給準備を実施する。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の緊急時対策所は複数箇所に分かれていない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な判断基準（数値）を記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な判断基準（数値）を記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な指示値を記載し、この条件にて加圧を開始する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は具体的な判断基準（数値）を記載。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>0.1mSv/hとなった場合</p> <p>※：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p> <p>②緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え</p> <p>可搬型モニタリングポストまたは緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h[*]を下回った場合。</p> <p>※：保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p>	<p>※1 格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に、原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンペ）から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替えについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h^{**2}を下回った場合。</p> <p>※2 保守的に0.2mGy/hを0.2mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.2mSv/h×168h=33.6mSv≒34mSv程度と100mSvに対して十分余裕があり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約58mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p>	<p>0.1mSv/hとなった場合</p> <p>※1：格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2：格納容器破損防止の有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」（残留熱代替除去系を使用しない場合）において想定するブルーム通過時の敷地内の線量率よりも十分に低い値として30mGy/hを設定。</p> <p>空気ポンペ加圧設備から緊急時対策所空気浄化装置への切替えについては、可搬型モニタリングポストまたは可搬型エリア放射線モニタの線量率の指示値が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h^{**3}を下回った場合。</p> <p>※3：保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとした場合の被ばく線量は84mSv（0.5mSv/h×168h）となる。これは、100mSvに対して余裕があり、また、緊急時対策所の居住性評価における1.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・具体的な指示値の設定根拠を記載。</p>
<p>必要な指示および通信連絡</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>必要な指示及び通信連絡</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>必要な指示および通信連絡</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要な数の要員の収容</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>① 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）およびチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用および管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>② 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリングおよび汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>③ 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷[*]を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</p> <p>[*]：格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p>	<p>必要な数の要員の収容</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>3. 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>チェンジングエリアの設置は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p>	<p>必要な数の要員の収容</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）およびチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用および管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>2. 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリングおよび防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>3. 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>チェンジングエリアの設置は、「原子力災害対策特別措置法」第十条第一項に該当する事象または「原子力災害対策特別措置法」第十五条第一項に該当する事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を用いて給電する。</p> <p>[手順着手の判断基準] 外部電源および非常用ディーゼル発電機（B系）の機能喪失により給電ができない場合。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を用いて給電する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 緊急時対策所用発電機の準備については、緊急時対策所を立ち上げる場合。給電については、外部電源、常用母線および非常用ディーゼル発電機A系の機能喪失により2号炉の非常用低圧母線より受電できない場合で、早期の電源回復が不能な場合。</p>	<p>【島根固有】 ・島根は緊急時対策所の使用を判断した時点で緊急時対策所用発電機の準備を開始する。</p>
<p>配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p>	<p>配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p>	<p>配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p>	
<p>放射線管理 除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	<p>放射線管理 除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>使用済の可搬型陽圧化空調機のフィルタ部分は非常に高線量になるため、フィルタ交換や使用済空調機を移動することによる被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場所で一時保管する。</p>	<p>放射線管理 除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所空気浄化装置が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>使用済の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が高い場合は、フィルタ交換による被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場所で一時保管する。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根のフィルタユニットは屋外に設置している。</p>
<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）および通信連絡設備へ給電する。</p>	
	<p>燃料補給 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転開始後、負荷運転時における燃料給油手順着手時間に達した場合は、軽油タンクからタンクローリ（4kL）へ補給した燃料を当該設備に給油する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量については、表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>燃料補給 緊急時対策所用発電機の運転開始後、負荷運転時における燃料給油作業着手時間に達した場合は、緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへ補給した燃料を当該設備に給油する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量として、緊急時対策所用燃料地下タンク（4.5kL）を管理する。</p>	<p>【女川との相違】 ・女川はタンクローリから給油を行わないが、島根はタンクローリから給油するため燃料補給について記載。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機の専用のタンクを設置。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表 1 9</p> <p>操作手順 1 9. 通信連絡に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>発電所内の通信連絡</u> 発電課長および発電所対策本部は、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および携行型通話装置等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ②現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ③中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。 ④中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。 ⑤現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ⑥放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 <p>[手順着手の判断基準] ①<u>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</u>：重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）および安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。 ②計測等を行った特に重要なパラメータの発電所内の</p>	<p>表 1 9</p> <p>操作手順 1 9. 通信連絡に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>発電所内の通信連絡</u> 当直副長及び緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。 直流電源喪失時等は、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携帯型音声呼出電話設備等を使用する。 2. 現場（屋外）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 3. 中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備、無線連絡設備等を使用する。 4. 中央制御室待避室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。 5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との連絡には、携帯型音声呼出電話設備等を使用する。 6. 放射能観測車と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備を使用する。 <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p>	<p>表 1 9</p> <p>操作手順 1 9. 通信連絡に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>対応手段等 <u>発電所内の通信連絡</u> 当直副長および緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線通信設備、有線式通信設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。 直流電源喪失時等は、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場（屋内）と中央制御室との連絡には有線式通信設備等を使用する。 2. 現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線通信設備等を使用する。 3. 中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線通信設備等を使用する。 4. 中央制御室待避室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線通信設備を使用する。 5. 現場（屋外）間の連絡には、衛星電話設備および無線通信設備等を使用する。 6. 放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備を使用する。 <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）および安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部と待機場所から構成される。 ・柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所および5号炉中央制御室との通話でインターフォンを使用する。島根は現場（屋外）と中央制御室および緊急時対策所との通話は無線通信設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には有線式通話設備を使用する設計としている。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は現場（屋外）間の連絡に使用する通信連絡設備を記載。柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部と待機場所から構成される。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>必要な場所での共有：特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場および緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備および移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および携行型通話装置を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である所内通信連絡設備（警報装置を含む。）および電力保安通信用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および有線式通信設備を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部と待機場所から構成される。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所および5号炉中央制御室との通話でインターフォンを使用する。
<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等および社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <p>①中央制御室とその他関係機関等および社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</p> <p>②緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>③緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備および衛星電話設備等を使用する。</p> <p>④緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</p> <p>【手順着手の判断基準】</p> <p>①発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡：重大事故等が発生した場合において、</p>	<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>緊急時対策本部は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <p>1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社、自治体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と国との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p> <p>3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と所外関係箇所（社内向）との連絡には、衛星電話設備を使用する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備</p>	<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等および所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <p>1. 緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を使用する。</p> <p>2. 緊急時対策所と所外関係箇所（社内向）との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当直副長が運転操作の指揮を行う。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は中央制御室からの通信連絡手段を（配慮すべき事項）に記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は国との連絡について、1. にまとめて記載。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>通信連絡設備（発電所外）およびデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>②計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有：特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>その他関係機関等および社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>本店との間で通信連絡を行う場合は、通常、社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備または統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p> <p>国との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備または衛星電話設備を使用する。</p> <p>地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備または専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備または衛星電話設備を使用する。</p> <p>社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>（発電所外）及びデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>本社との間で通信連絡を行う場合は、通常、テレビ会議システム及び衛星電話設備（社内向）を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p> <p>国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、専用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>（発電所外）およびデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室の重大事故等に対処する要員が、本社およびその関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、専用電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等に対処する要員が本社との間で通信連絡を行う場合は、通常、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備および衛星電話設備（社内向）を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>国との間で通信連絡を行う場合は、通常、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備および専用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、通常、局線加入電話設備および電力保安通信用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は中央制御室から関係機関等および社内関係箇所間で使用する通信連絡設備を記載。 ・発電所外への通信連絡については、柏崎は衛星電話設備（社内向け）を使用するのに対し、島根は局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備および専用電話設備で多様性を確保する。
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線通信設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備へ給電する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
差異に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シナリオを示す。	差異に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シナリオを示す。	差異に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シナリオを示す。	
2.1 高圧・低圧注水機能喪失	2.1 高圧・低圧注水機能喪失	2.1 高圧・低圧注水機能喪失	
2.2 高圧注水・減圧機能喪失	2.2 高圧注水・減圧機能喪失	2.2 高圧注水・減圧機能喪失	
2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB）	2.3.1 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）	2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB）	
2.3.2 全交流動力電源喪失（TBU）	2.3.2 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+RCIC失敗	2.3.2 全交流動力電源喪失（TBU）	
2.3.3 全交流動力電源喪失（TBD）	2.3.3 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+直流電源喪失	2.3.3 全交流動力電源喪失（TBD）	
2.3.4 全交流動力電源喪失（TBP）	2.3.4 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+SRV再閉失敗	2.3.4 全交流動力電源喪失（TBP）	
2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失場合）	2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失場合）	2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失場合）	
2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	
2.5 原子炉停止機能喪失	2.5 原子炉停止機能喪失	2.5 原子炉停止機能喪失	
2.6 LOCA時注水機能喪失	2.6 LOCA時注水機能喪失	2.6 LOCA時注水機能喪失	
2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	
3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合	3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合	3.1.2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合	
3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合	3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合	3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合	
3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	3.2 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	
3.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	3.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	3.3 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	
3.4 水素燃焼	3.4 水素燃焼	3.4 水素燃焼	
3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用	3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用	3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用	
4.1 想定事故1	4.1 想定事故1	4.1 想定事故1	
4.2 想定事故2	4.2 想定事故2	4.2 想定事故2	
5.1 崩壊熱除去機能喪失	5.1 崩壊熱除去機能喪失	5.1 崩壊熱除去機能喪失	
5.2 全交流動力電源喪失	5.2 全交流動力電源喪失	5.2 全交流動力電源喪失	
5.3 原子炉冷却材の流出	5.3 原子炉冷却材の流出	5.3 原子炉冷却材の流出	
5.4 反応度の誤投入	5.4 反応度の誤投入	5.4 反応度の誤投入	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
表20 重大事故等対策における操作の 成立性（1/10）					表20 重大事故等対策における操作の 成立性（1/22）					表20 重大事故等対策における操作の 成立性（1/11）					
操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	・設置変更許可本文第 10-2 表に基づき記 載している。 設置変更許可記載事 項の相違による場合 は記載しない。 【島根固有】 ・島根は有効性評価の 重要シーケンスのう ち、「2.3.1~2.3.4」 において、解析上考
1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	二	二	二	二	
2	高圧代替注水系の現場 操作による原子炉の冷 却	運転員 (中央制御室, 現場)	3	35分以 内	2	高圧代替注水系の現場 操作による原子炉の冷 却	運転員 (中央制御室, 現場)	5	約40分	2	高圧原子炉代替注水系 の現場操作による原子 炉の冷却	運転員 (現場)	4	35分以 内	
2	原子炉隔離時冷却系の 現場操作による原子炉 の冷却	運転員 (中央制御室, 現場)	5	110分以 内	2	原子炉隔離時冷却系の 現場操作による原子炉 の冷却（運転員操作）	運転員 (中央制御室, 現場)	5	約90分	2	原子炉隔離時冷却系の 現場操作による原子炉 の冷却	運転員 (現場)	4	1時間 以内	
2	代替交流電源設備によ る原子炉隔離時冷却系 への給電	操作手順14と同様			2	代替交流電源設備によ る原子炉隔離時冷却系 への給電	操作手順14と同様			2	代替交流電源設備によ る原子炉隔離時冷却系 への給電	操作手順14と同様			
2	可搬型代替直流電源設 備による原子炉隔離時 冷却系への給電	操作手順14と同様			2	可搬型直流電源設備に よる原子炉隔離時冷却 系への給電	操作手順14と同様			2	可搬型直流電源設備に よる原子炉隔離時冷却 系への給電	操作手順14と同様			
					2	ほう酸水注入系による 進展抑制（ほう酸水貯蔵 タンクを水源とした原 子炉圧力容器へのほう 酸水注入）	運転員 (中央制御室, 現場)	4	約20分						
					3	常設代替直流電源設備 による主蒸気逃がし安 全弁機能回復	運転員 (中央制御室, 現場)	6	約35分						
										3	可搬型直流電源設備に よる主蒸気逃がし安全 弁開放（常設代替直流電 源設備による復旧）※	運転員 (中央制御 室, 現場)	3	40分以 内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
3	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	30分以内	3	可搬型直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	操作手順14と同様			3	可搬型直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁開放（可搬型直流電源設備による復旧）	操作手順14と同様			慮した対応手段としている。 【女川との相違】 ・女川は有効性評価の重要シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている
3	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	45分以内	3	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復	運転員 （中央制御室、現場）	6	約55分	3	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）による逃がし安全弁開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間 20分 以内	
3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガス供給系（常用）から高圧窒素ガス供給系（非常用）への切替え）※1	運転員 （中央制御室、現場）	3	50分以内	3	高圧窒素ガス供給系による窒素ガス確保（不活性ガス系から高圧窒素ガス供給系への切替え）	運転員（中央制御室、現場）	4	約20分	3	逃がし安全弁窒素ガス供給系による窒素ガス確保	運転員 （中央制御室、現場）	3	25分以内	
										3	逃がし安全弁窒素ガス供給系による背圧対策	運転員 （中央制御室）	1	1時間 10分 以内	
												緊急時対策要員	2		
3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンベ切替え）	運転員（現場）	2	35分以内											
3	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧窒素ガスポンベ取替え）	運転員（現場）	2	105分以内											
3	代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 （中央制御室、現場）	3	25分以内											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考																																													
3	代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放（高圧窒素ガスポンベ取替え）	運転員（現場）	2	80分以内																																																								
3	代替直流電源設備による復旧	操作手順14と同様			3	代替直流電源設備による復旧	操作手順14と同様			3	代替直流電源設備による復旧	操作手順14と同様																																																
3	代替交流電源設備による復旧	操作手順14と同様			3	代替交流電源設備による復旧	操作手順14と同様			3	代替交流電源設備による復旧*	操作手順14と同様																																																
<p>※1 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ。）</p> <p>表20 重大事故等対策における操作の成立性（2/10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）*1</td> <td>運転員（中央制御室、現場）</td> <td>5</td> <td>300分以内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水*1</td> <td>運転員（中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>35分以内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</td> <td>運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員</td> <td>3 10</td> <td>385分以内</td> </tr> </tbody> </table>					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）*1	運転員（中央制御室、現場）	5	300分以内	4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水*1	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	385分以内	<p>表20 重大事故等対策における操作の成立性（2/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（現場での隔離操作）*1</td> <td>運転員（中央制御室、現場）</td> <td>6</td> <td>約240分</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて防火水槽を水源とした送水）</td> <td>運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員</td> <td>4 3</td> <td>約125分</td> </tr> </tbody> </table>					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（現場での隔離操作）*1	運転員（中央制御室、現場）	6	約240分	4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 3	約125分	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（現場での隔離操作）*</td> <td>運転員（中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>10時間以内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されている場合）</td> <td>運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員</td> <td>3 12</td> <td>2時間10分以内</td> </tr> </tbody> </table>					3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（現場での隔離操作）*	運転員（中央制御室、現場）	3	10時間以内	4	低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されている場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2時間10分以内	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は有効性評価の重要シーケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																								
3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）*1	運転員（中央制御室、現場）	5	300分以内																																																								
4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水*1	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内																																																								
4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	385分以内																																																								
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																								
3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（現場での隔離操作）*1	運転員（中央制御室、現場）	6	約240分																																																								
4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 3	約125分																																																								
3	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（現場での隔離操作）*	運転員（中央制御室、現場）	3	10時間以内																																																								
4	低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されている場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2時間10分以内																																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
				4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）） ※1	運転員 （中央制御室、現場）	4	約330分					【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4, 3.1.2, 3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽はSA要員数が6名または10名で実施する場合があります、それぞれの想定時間が異なることから、注釈を記載。	
				4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失していて防火水槽を水源とした送水）	運転員 （中央制御室、現場）	3	約150分	4	低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失している場合）※	運転員 （中央制御室、現場）	3		2時間10分以内
				4	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失していて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）） ※1	運転員 （中央制御室、現場）	3	約330分※2						
									4	低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3		3時間10分以内
※ 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ）														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
										表20 重大事故等対策における操作の成立性（2/11）					<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.2, 5.1, 5.3」において解析上考慮した対応手段としている。 <p>・記載位置の相違（柏崎刈羽は（4/22）に記載） 【島根固有】</p>
										4	低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	3時間 10分 以内	
												緊急時対策要員	12		
										4	代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧※ 1	運転員 （中央制御室、現場）	6	20分以内	
										4	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉からの除熱（設計基準拡張）※ 1	運転員 （中央制御室、現場）	6	20分以内	
					※1 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ。） ※2 重要事故シーケンス「全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+主蒸気逃がし安全弁再閉失敗」においては、緊急時対策要員10名で想定時間は約225分である。（以下、本表において同じ。）					表20 重大事故等対策における操作の成立性（3/22）					
										5	原子炉補機代替冷却系による除熱※	運転員 （中央制御室、現場）	5	7時間 20分 以内	
												緊急時対策要員	15		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
															<p>・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.4.1, 5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.1, 2.4.2, 2.6」において、解析上考慮した対応手段としている。</p>
5	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	運転員 （中央制御室、現場）	3	75分以内	5	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱※ ¹	運転員 （中央制御室、現場）	4	約40分	5	原子炉補機代替冷却系による除熱（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室、現場）	5	7時間以内	
5	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	95分以内						5	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱※	操作手順7と同様			
					5	格納容器ベント弁駆動源確保（予備ポンペ）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約45分						
					5	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※ ¹	緊急時対策要員	2	45分以内						
5	フィルタ装置への水補給	運転員 （中央制御室、現場）	3	380分以内	5	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が防火水槽の場合）	緊急時対策要員	2	約125分						
		重大事故等対応要員	9		5	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が淡水貯水池であらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）	緊急時対策要員	6	約155分						
					5	フィルタ装置水位調整（水抜き）	緊急時対策要員	2	約150分						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
5	可搬型窒素ガス供給装置による格納容器への窒素供給	運転員 （中央制御室、現場）	3	315分以内											
		重大事故等対応要員	5												
5	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員 （中央制御室、現場）	3	315分以内	5	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ	運転員（中央制御室）	2	約270分	5	格納容器フィルタベント系停止後の窒素ガスパージ	操作手順7と同様			
		重大事故等対応要員	5				緊急時対策要員	6							
											格納容器フィルタベント系停止後の窒素ガスパージ（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	操作手順7と同様			
					5	フィルタ装置スクラバ水pH調整	運転員（中央制御室）	1	約85分	5					
						緊急時対策要員	6								
					5	ドレン移送ライン窒素ガスパージ	緊急時対策要員	2	約135分						
					5	ドレンタンク水抜き	緊急時対策要員	2	約80分						
					5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱	運転員 （中央制御室、現場）	4	約55分						
					5	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）※1	運転員 （中央制御室、現場）	6	約70分	5	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）	操作手順7と同様			【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考	
					表20 重大事故等対策における操作の成立性（4/22）										価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 ・記載位置の相違（島根は（2/11）に記載）	
5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	運転員 （中央制御室、現場）	3	80分以内	5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	運転員 （中央制御室、現場）	6	約135分							
5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	95分以内	5	代替原子炉補機冷却系による除熱※1	運転員 （中央制御室、現場）	4	約540分							
5	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保※1	運転員 （中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 6	540分以内	5	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱（設計基準拡張）	操作手順4と同様									
表20 重大事故等対策における操作の成立性（3/10）																
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		
6	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内へのスプレイ※1	運転員 （中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3※2 10※2	385分以内	6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却（交流電源が確保されていて防火水槽を水源とした送水）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 3	約125分	6	格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却（交流電源が確保されている場合）※	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2時間10分以内	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.1, 2.4.2,	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
				6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約 330分 ^{※2}					2.6, 3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。 【柏崎刈羽との相違】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。	
					緊急時対策要員	6 ^{※2}								
				6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却（全交流動力電源が喪失している防火水槽を水源とした送水）	運転員 （中央制御室、現場）	3	約 125分	6	格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却（全交流動力電源が喪失している場合） [※]	運転員 （中央制御室、現場）	3		2時間 10分 以内
						緊急時対策要員	3				緊急時対策要員	12		
									6	格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3		3時間 10分 以内
									6	格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器内の冷却（全交流動力電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3		
				6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却（全交流動力電源が喪失している淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合） ^{※1}	運転員 （中央制御室、現場）	3	約 330分						
						緊急時対策要員	6							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考	
															・記載位置の相違（柏崎刈羽は（5／22）に記載） 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.2, 3.2, 3.3, 3.4, 3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。	
					表20 重大事故等対策における操作の成立性（5／22）					表20 重大事故等対策における操作の成立性（3／11）						
					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		
7	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	75分以内	7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱※ ¹	運転員（中央制御室、現場）	4	約45分	7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱※	運転員（中央制御室、現場）	3	55分以内		
					7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（一次隔離弁を全開状態で保持）	運転員（現場）	2	約40分							
										7	格納容器フィルタベント系停止後の窒素ガスパージ	運転員（中央制御室）	1	2時間以内		
												緊急時対策要員	4			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
										7	格納容器フィルタベント系停止後の窒素ガスパーシ（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室）	1	6時間 40分 以内	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。
7	原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	115分以内	7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	運転員 （中央制御室、現場）	6	約75分	7	格納容器フィルタベント系による格納容器内の減圧および除熱（現場操作）	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間 50分 以内	
					7	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※1	緊急時対策要員	2	45分以内						
7	フィルタ装置への水補給	運転員 （中央制御室、現場）	3	380分以内	7	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が防火水槽の場合）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 6	約125分						
		重大事故等対応要員	9		7	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が淡水貯水池であらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 10		約155分					
					7	フィルタ装置水位調整（水抜き）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 10	約130分						
7	可搬型窒素ガス供給装置による格納容器への窒素供給	運転員 （中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 5	315分以内											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
7	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員 （中央制御室、現場）	3	315分以内	7	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ	運転員（中央制御室）	2	約270分	7	格納容器代替スプレイ系（可搬型）による格納容器下部への注水※	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間10分以内	・記載位置の相違（島根は（2/11）に記載） 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.2、3.3、
		重大事故等対応要員	5				緊急時対策要員	6				緊急時対策要員	12		
7	代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保※ ¹	操作手順5と同様			7	代替循環冷却系使用時における代替原子炉補機冷却系による除熱※ ¹	運転員（中央制御室、現場）	4	約540分	7	代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱※ ¹	運転員 （中央制御室、現場）	6	約90分	
							緊急時対策要員	13				緊急時対策要員	4		
7	原子炉格納容器フィルタ装置スクラバ水pH調整	運転員（中央制御室）	1	約85分	7	ドレン移送ライン窒素ガスパージ	緊急時対策要員	10	約130分	7	ドレンタンク水抜き	運転員（中央制御室）	1	約80分	
			緊急時対策要員				8	緊急時対策要員				4			
表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/22）															
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間											

・記載位置の相違（島根は（2/11）に記載）

【島根固有】
 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.2、3.3、

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
										8	低圧原子炉代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）				【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.2, 3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
					8	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））※1	運転員（中央制御室、現場）	4	約330分						
							緊急時対策要員	6							
					8	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	運転員（中央制御室、現場）	4	約20分						
※2 有効性評価の重要事故シーケンスにおいては、運転員1名および重大事故等対応要員9名で想定時間は385分以内である。 表20 重大事故等対策における操作の成立性（4/10）										表20 重大事故等対策における操作の成立性（4/11）					
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	
					9	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	運転員（中央制御室、現場）	4	約45分	9	格納容器フィルタベント系による格納容器内の水素ガスおよび酸素ガスの排出	運転員（中央制御室、現場）	3	55分以内	
9	可搬型窒素ガス供給装置による格納容器への窒素供給	運転員（中央制御室、現場）	3	315分以内								緊急時対策要員	2		
		重大事故等対応要員	5							9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給※	緊急時対策要員	2	2時間以内	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.2, 3.4」において、解析上考

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
													慮した対応手段としている。
				9	格納容器ベント弁駆動源確保（予備ポンペ）	操作手順5と同様							
				9	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※1	操作手順7と同様							
				表20 重大事故等対策における操作の成立性（7/22）									
9	フィルタ装置への水補給	操作手順7と同様		9	フィルタ装置水位調整（水張り）	操作手順7と同様							
				9	フィルタ装置水位調整（水抜き）	操作手順7と同様							
9	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	操作手順7と同様		9	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスパージ	操作手順7と同様							
				9	フィルタ装置スクラバ水pH調整	操作手順7と同様							
				9	ドレン移送ライン窒素ガスパージ	操作手順7と同様							
				9	ドレンタンク水抜き	操作手順7と同様							
				9	可搬式窒素供給装置による格納容器への窒素ガス供給（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	緊急時対策要員	2			6時間 40分 以内			
												【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
				9	耐圧強化ベント系（W/W）による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	運転員 （中央制御室、現場）	4	約 60 分						
				9	耐圧強化ラインの窒素ガスパーシ	緊急時対策要員	4	約 360 分						
				9	水素濃度及び酸素濃度の監視（格納容器内雰囲気計装による格納容器内の監視）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約 25 分						
9	代替電源による必要な設備への給電	操作手順 1 4 と同様		9	代替電源による必要な設備への給電	操作手順 1 4 と同様		9	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順 1 4 と同様				
				9	代替原子炉補機冷却系による冷却水確保 ※1	操作手順 5 と同様								
1 0	代替電源による必要な設備への給電	操作手順 1 4 と同様		1 0	代替電源による必要な設備への給電	操作手順 1 4 と同様		1 0	代替電源設備による必要な設備への給電	操作手順 1 4 と同様				
								1 0	格納容器フィルタベント系による原子炉棟内の水素濃度上昇の緩和	操作手順 7 と同様				
1 1	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	運転員 （中央制御室、現場）	3	380 分以内	1 1	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室）	1	110 分以内	1 1	燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プールへの注水	運転員 （中央制御室）	1	2 時間 10 分 以内
		重大事故等対応要員	10				緊急時対策要員	2			緊急時対策要員	12		

【島根固有】
 ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
					表20 重大事故等対策における操作の成立性（8/22）										【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「4.1, 4.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
					11	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）※1	運転員（中央制御室）	1	330分以内						
						緊急時対策要員	6								
11	燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水※1	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内	11	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（防火水槽を水源とした送水（SFP可搬式接続口を使用した場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	約110分	11	燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールへの注水※	運転員（中央制御室）	1	2時間50分以内	
		重大事故等対応要員	10				緊急時対策要員	2				緊急時対策要員	12		
					11	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（防火水槽を水源とした送水（原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	約120分						
						緊急時対策要員	2								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考			
					11	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）でSF P可搬式接続口を使用した場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3										
					11	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）で原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3										
					表20 重大事故等対策における操作の成立性（9/22）													
					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間									
					11	漏えい抑制 ※1	運転員 （中央制御室、現場）	4	90分以内									
11	燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員 （中央制御室、現場）	3	380分以内	11	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室）	1	125分以内	11	燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）による燃料プールへのスプレイ	運転員 （中央制御室）	1	2時間 10分 以内				
		重大事故等対応要員	10				緊急時対策要員	3					緊急時対策要員		12			
																		【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「4.2」において、解析上考慮した対応手段としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
					1 1	燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）	運転員（中央制御室）	1		330分以内					
							緊急時対策要員	6							
					1 1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水（SFP可搬式接続口を使用した場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	約125分						
							緊急時対策要員	2							
1 1	燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内	1 1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水（原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	約135分	<u>1 1</u>	<u>燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールへのスプレイ</u>	運転員（中央制御室）	1	2時間50分以内	
		重大事故等対応要員	10				緊急時対策要員	2				緊急時対策要員	12		
					1 1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）でSFP可搬式接続口を使用した場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	約330分						
							緊急時対策要員	6							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
					表20 重大事故等対策における操作の成立性 (10/22)										
					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
					11	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）で原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員 （中央制御室、現場）	3	約340分						
						緊急時対策要員	6								
11	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順12と同様			11	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順12と同様			11	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順12と同様			
					11	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置起動	運転員 （中央制御室、現場）	3	約20分	11	燃料プール監視カメラ用冷却設備起動	運転員 （中央制御室、現場）	3	25分以内	
11	代替電源による給電	操作手順14と同様			11	代替電源による給電	操作手順14と同様			11	代替電源設備による給電	操作手順14と同様			
					11	代替交流電源設備を使用した燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱	運転員 （中央制御室、現場）	6	約45分						
12	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280分以内	12	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	8	約160分	12	大型送水ポンプ車および放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	12	4時間30分以内	
12	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395分以内											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
					1 2	放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	4	約180分	<u>1 2</u>	<u>放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制</u>	緊急時対策要員	<u>5</u>	<u>4時間20分以内</u>	
1 2	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	保修班員	10	190分以内	1 2	汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制（北放水口への設置）	緊急時対策要員	6	約190分	<u>1 2</u>	<u>シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制（2号炉放水接合槽への設置）</u>	緊急時対策要員	<u>7</u>	<u>3時間以内</u>	
					1 2	汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制（取水口への設置）	緊急時対策要員	13	約24時間	<u>1 2</u>	<u>シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制（輪谷湾への設置）</u>	緊急時対策要員	<u>7</u>	<u>24時間以内</u>	
					表20 重大事故等対策における操作の成立性（11/22）					表20 重大事故等対策における操作の成立性（5/11）					
					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1 2	放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	重大事故等対応要員	6	205分以内	1 2	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置による航空機燃料火災への泡消火	緊急時対策要員	8	約160分	<u>1 2</u>	<u>大型送水ポンプ車および放水砲による航空機燃料火災への泡消火</u>	緊急時対策要員	<u>1</u> <u>2</u>	<u>5時間10分以内</u>	
表20 重大事故等対策における操作の成立性（5/10）															
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	1 3	原子炉冷却材圧力パウダリ高圧時の復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（高圧代替注水系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様								
1 3	復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）	操作手順2と同様													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉					備考	
13	復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）	操作手順2と同様	13	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（原子炉隔離時冷却系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様							<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.2, 3.3, 3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケ
13	復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 ^{※1}	操作手順4と同様										
			13	復水貯蔵槽を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（常設）による注水） ^{※1}	操作手順8と同様							
						13	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時のサブプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水（高圧原子炉代替注水系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様				
						13	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時のサブプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水（原子炉隔離時冷却系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様				
			13	サブプレッションプールを水源とした原子炉圧力容器及び格納容器の除熱（代替循環冷却系による減圧及び除熱） ^{※1}	操作手順7と同様							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉			備考
13	サプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保※ ¹	操作手順7と同様	13	サプレッションプールを水源とした原子炉圧力容器及び格納容器の除熱（代替循環冷却系使用時における代替原子炉補機冷却系による除熱）※ ¹	操作手順7と同様			13	サプレッションチェンバを水源とした格納容器内の減圧および除熱（残留熱代替除去系使用時における原子炉補機代替冷却系による除熱）※	操作手順7と同様	ンスのうち、「3.1.2, 3.2, 3.3, 3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.1, 2.3.1～2.3.4, 2.4.2, 2.6, 3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンス
13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水	重大事故等対応要員	9	380分以内							
13	淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	操作手順4および操作手順8と同様		13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の防火水槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水）	操作手順4及び操作手順8と同様		13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水）※	操作手順4および8と同様	
			表20 重大事故等対策における操作の成立性 （12/22）								
			操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				
13	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却※ ¹	操作手順6と同様	13	防火水槽を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却）	操作手順6と同様			13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却）※	操作手順6と同様	
								13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした格納容器下部への注水（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による注水）※	操作手順8と同様	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給	操作手順5および操作手順7と同様	13	防火水槽を水源としたフィルタ装置への補給（可搬型代替注水ポンプによる水位調整（水張り））	操作手順5及び7と同様				のうち、「3.2、3.3、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 【島根固有】 ・島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.2、3.3、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 【女川との相違】 ・女川は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.2、3.3、3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
13	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による格納容器下部への注水	操作手順8と同様	13	防火水槽を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	操作手順8と同様	13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした格納容器下部への注水（ペDESTAL代替注水系（可搬型）による注水）※	操作手順8と同様	
13	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器下部への注水※ ¹	操作手順8と同様							
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	操作手順11と同様	13	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した注水）	操作手順11と同様	13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）による注水）	操作手順11と同様	
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水※ ¹	操作手順11と同様	13	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	操作手順11と同様	13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による注水）※	操作手順11と同様	
表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/10）									
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間					
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水※ ¹	操作手順11と同様			13	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	操作手順11と同様	13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による注水）※

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考		
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様	13	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用したスプレイ）	操作手順11と同様				13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）によるスプレイ）	操作手順11と同様				
13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様	13	防火水槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイ）	操作手順11と同様				13	輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）によるスプレイ）	操作手順11と同様				
			表20 重大事故等対策における操作の成立性（13/22）					表20 重大事故等対策における操作の成立性（6/11）							
			操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間			
			13	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時の淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした原子炉圧力容器への注水 （低圧代替注水系（可搬型）による注水）※1	操作手順4及び8と同様									【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4, 3.1.2, 3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考	
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした格納容器内の冷却 （代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却）※1	操作手順6と同様										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉					備考	
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源としたフィルタ装置への補給（可搬型代替注水ポンプによる水位調整（水張り））	操作手順5及び7と同様							慮した対応手段としている。
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	操作手順8と同様							
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用した注水） ※1	操作手順11と同様							【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「4.1, 4.2」において、解析上考慮した対応手段としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
			表20 重大事故等対策における操作の成立性 （14/22）										
			操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間						
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	操作手順11と同様								
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用したスプレイ）	操作手順11と同様								
			13	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイ）	操作手順11と同様								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考				
13	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内															
13	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	370分以内															
13	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	540分以内															
13	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内															
13	海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	操作手順4および操作手順8と同様			13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合））	運転員 （中央制御室、現場）	4	約315分	13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	約315分	13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間10分以内
						緊急時対策要員	10				緊急時対策要員	12							
					13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	約315分	13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	約315分	13	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間10分以内
						緊急時対策要員	10				緊急時対策要員	12							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉				備考		
								原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3		3時間 10分 以内		
								原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	緊急時対策要員	12				
								原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3		3時間 10分 以内		
								原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	緊急時対策要員	12				
			表20 重大事故等対策における操作の成立性（15/22）											
			操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間							
13	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却	操作手順6と同様	13	海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（交流電源が確保されている場合））	運転員 （中央制御室、現場）	4	約315分		海を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却（交流電源が確保されている場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間 10分 以内		
					緊急時対策要員	10			緊急時対策要員	12				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考				
			13	海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	約315分	13	海を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間 10分以内	
				緊急時対策要員	10						緊急時対策要員		
								13	海を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却（交流電源が確保されている場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3	3時間 10分以内	
								13	海を水源とした格納容器内の冷却（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による冷却（全交流動力電源が喪失している場合）（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場）	3		
								13	海を水源とした格納容器下部への注水（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による注水）	運転員 （中央制御室、現場）	3	2時間 10分以内	
										緊急時対策要員	12		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉					備考		
						表20 重大事故等対策における操作の成立性（7/11）							
						操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間			
						13	海を水源とした格納容器下部への注水（格納容器代替スプレイ系（可搬型）による注水（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	3時間 10分 以内			
13	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による格納容器下部への注水	操作手順8と同様	13	海を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	6 10	約315分	13	海を水源とした格納容器下部への注水（ペDESTアル代替注水系（可搬型）による注水）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	2時間 10分 以内	
13	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器下部への注水	操作手順8と同様						13	海を水源とした格納容器下部への注水（ペDESTアル代替注水系（可搬型）による注水（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合））	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 12	3時間 10分 以内	
13	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	操作手順11と同様	13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した注水）	運転員 （中央制御室） 緊急時対策要員	1 10	約305分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッダ）による注水）	運転員 （中央制御室） 緊急時対策要員	1 12	2時間 10分 以内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考					
表20 重大事故等対策における操作の成立性（7/10）																				
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																
13	海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	操作手順11と同様			13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用した注水）	運転員（中央制御室、現場）	3	約305分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による注水）	運転員（中央制御室）	1	2時間50分以内						
						緊急時対策要員	10				緊急時対策要員	12								
13	海を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様			13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッドを使用したスプレイ）	運転員（中央制御室）	1	約315分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（常設スプレイヘッド）によるスプレイ）	運転員（中央制御室）	1	2時間10分以内						
						緊急時対策要員	10				緊急時対策要員	12								
13	海を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	操作手順11と同様			13	海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイ）	運転員（中央制御室、現場）	3	約315分	13	海を水源とした燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）によるスプレイ）	運転員（中央制御室）	1	2時間50分以内						
						緊急時対策要員	10				緊急時対策要員	12								
										表20 重大事故等対策における操作の成立性（16/22）										
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																
13	海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保 ^{*1}	操作手順5と同様			13	海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送（代替原子炉補機冷却系による除熱） ^{*1}	操作手順5と同様			13	海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送（原子炉補機代替冷却系による除熱） [*]	操作手順5と同様								
13	海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順12と同様			13	海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制（大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲による拡散抑制）	操作手順12と同様			13	海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制（大型送水ポンプ車および放水砲による拡散抑制）	操作手順12と同様								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
13	海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	操作手順12と同様		13	海を水源とした航空機燃料火災への泡消火（大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置による泡消火）	操作手順12と同様		13	<u>海を水源とした航空機燃料火災への泡消火（大容量送水ポンプ車、放水砲による泡消火）</u>	操作手順12と同様				
				13	ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入（ほう酸水注入系による注水）	操作手順2と同様								
				13	ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入（ほう酸水注入系によるほう酸水注入）	操作手順8と同様								
13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給※ ¹	運転員（中央制御室）	1	380分以内	13	防火水槽を水源とした可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給	運転員（中央制御室）	1	145分以内	13	<u>輪谷貯水槽（西1）および輪谷貯水槽（西2）を水源とした大量送水車による低圧原子炉代替注水槽への補給※</u>	運転員（中央制御室）	1	2時間10分以内
		重大事故等対応要員	9				緊急時対策要員	3					緊急時対策要員	
					13	淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）※ ¹	運転員（中央制御室）	1	340分以内					
							緊急時対策要員	6						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
表 20 重大事故等対策における操作の成立性 (17/22)					表 20 重大事故等対策における操作の成立性 (8/11)										
操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	380分以内	13	海を水源とした大容量送水車（海水取水用）及び可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給	運転員（中央制御室）	1	約325分	13	海を水源とした大量送水車（2台）による低圧原子炉代替注水槽への補給	運転員 （中央制御室）	1	2時間 10分以内	
	重大事故等対応要員	9	緊急時対策要員				10	緊急時対策要員				12			
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	370分以内											
	重大事故等対応要員	9													
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	270分以内	13	海から防火水槽への補給（大容量送水車（海水取水用）による補給）	緊急時対策要員	8	約300分	13	海から輪谷貯水槽（西1）または輪谷貯水槽（西2）への補給（大量送水車による補給）	緊急時対策要員	12	2時間 30分以内	
13	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
表20 重大事故等対策における操作の成立性（8/10）															
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間											
14	常設代替交流電源設備による給電（ガスタービン発電機よるメタクラ2C系およびメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室）	2	45分以内	14	常設代替交流電源設備による給電（非常用高圧母線D系受電）※1	運転員（中央制御室、現場）	6	20分以内	14	常設代替交流電源設備による給電（非常用交流高圧電源母線B系受電）※	運転員（中央制御室、現場）	3	40分以内	
		保修班員	2												
					14	常設代替交流電源設備による給電（非常用高圧母線C系受電）※1	運転員（中央制御室、現場）	6	50分以内	14	常設代替交流電源設備による給電（非常用交流高圧電源母線A系受電）※	運転員（中央制御室、現場）	3	1時間10分以内	
14	可搬型代替交流電源設備による給電（電源車によるメタクラ2C系およびメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室、現場）	4	125分以内	14	可搬型代替交流電源設備による給電（P/C C系動力変圧器の一次側に接続し、P/C C系及びP/C D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場）	4	約340分	14	可搬型代替交流電源設備による非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系受電（原子炉建物西側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続し、非常用交流高圧電源母線A系またはB系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	4時間35分以内	
		重大事故等対応要員	3				緊急時対策要員	6				緊急時対策要員	3		
					14	可搬型代替交流電源設備による給電（緊急用電源切替箱接続装置に接続し、P/C C系及びP/C D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場）	4	約285分	14	可搬型代替交流電源設備による非常用交流高圧電源母線A系または非常用交流高圧電源母線B系受電（原子炉建物南側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続し、非常用交流高圧電源母線A系またはB系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	4時間35分以内	
						緊急時対策要員	6	緊急時対策要員		3					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
				1 4	所内蓄電式直流電源設備による給電（直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2への受電切替え）※ ¹	運転員 （中央制御室、現場）	4	20分以内	1 4	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（B-115V系蓄電池からB1-115V系蓄電池（SA）への受電切替え）※	運転員 （中央制御室、現場）	3	30分以内	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1, 2.3.2, 2.3.3, 2.3.4, 2.4.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.4, 5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
				1 4	所内蓄電式直流電源設備による給電（直流125V蓄電池A-2からAM用直流125V蓄電池への受電切替え）※ ¹	運転員 （中央制御室、現場）	4	25分以内						
				1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流125V充電器盤Aの受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約40分	1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（A-115V系充電器盤への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間20分以内	
表20 重大事故等対策における操作の成立性 （18/22）														
				操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
				1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流125V充電器盤Bの受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約40分	1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（B-115V系充電器盤への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間20分以内	
				1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流125V充電器盤A-2の受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約40分	1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（B1-115V系充電器盤（SA）への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間20分以内	
				1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（AM用直流125V充電器盤の受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約35分	1 4	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（SA用115V系充電器盤への受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間20分以内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考			
表20 重大事故等対策における操作の成立性（9/11）													【女川との相違】 ・女川は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.3」において、解析上考慮した対応手段としている。					
														操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想 定 時 間
14	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V蓄電池2Aおよび125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	30分以内	14	中央制御室監視計器C系及びD系の復旧	運転員（中央制御室、現場）	4	約50分	14	代替交流電源設備による所内常設蓄電式直流電源設備への給電（230V系充電器盤（RCIC）への受電）	運転員（中央制御室、現場）		3	1時間 20分以内			
14	常設代替直流電源設備による給電※1	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内														
14	可搬型代替直流電源設備による給電（電源車による125V代替充電器および250V充電器への給電）	運転員（中央制御室、現場）	3	130分以内														
		重大事故等対応要員	3															
14	可搬型代替直流電源設備による給電（125V代替蓄電池を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	40分以内														
14	代替所内電気設備による給電（電源車によるパワーセンタ2G系およびモータコントロールセンタ2G系受電）	運転員（中央制御室、現場）	3	130分以内														
		重大事故等対応要員	3															

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考				
				1 4	可搬型直流電源設備による給電（AM用動力変圧器への接続によるAM用直流125V充電器盤の受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約455分	1 4	可搬型直流電源設備による給電（原子炉建物西側の高圧発電機車接続プラグ収納箱への接続による受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	5時間 10分以内			
						緊急時対策要員	6				緊急時対策要員	3				
					1 4	可搬型直流電源設備による給電（緊急用電源切替箱接続装置への接続によるAM用直流125V充電器盤の受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4		約410分	1 4	可搬型直流電源設備による給電（原子炉建物南側の高圧発電機車接続プラグ収納箱への接続による受電）	運転員 （中央制御室、現場）		3	5時間 10分以内
							緊急時対策要員	6					緊急時対策要員		3	
1 4	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（AM用直流125V蓄電池による直流125V主母線盤A受電）※ 1	運転員 （中央制御室、現場）	3	25分以内	1 4	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（SA用115V系蓄電池による直流B-115V系直流盤受電）	運転員 （現場）	2	30分以内							
1 4	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（常設代替交流電源設備による直流125V主母線盤B受電）	運転員 （中央制御室、現場）	4	約40分	1 4	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（常設代替交流電源設備によるA-115V系直流盤受電）	運転員 （中央制御室、現場）	3	1時間 25分以内							

【柏崎刈羽との相違】
 ・柏崎刈羽は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.3」において、解析上考慮した対応手段としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
				表20 重大事故等対策における操作の成立性 (19/22)										
				操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想 定 時 間						
				14	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（緊急用電源切替箱接続装置に接続）による直流125V主母線盤B受電）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 6	約40分	14	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（原子炉建物西側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続）によるA-115V系直流盤受電）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 3	1時間 30分 以内	
				14	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（号炉間電力融通ケーブルによる直流125V主母線盤B受電）	運転員 （中央制御室、現場）	5	約40分						
				14	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（P/C C系動力変圧器の一次側に接続）による直流125V主母線盤B受電）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 6	約80分	14	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（原子炉建物南側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続）によるA-115V系直流盤受電）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 3	1時間 30分 以内	
									14	非常用直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（緊急用メタクラ接続プラグ盤への接続）によるA-115V系直流盤受電（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 3	1時間 30分 以内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考	
					14	常設代替交流電源設備によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室, 現場)	4	約 25 分							
					14	号炉間電力融通ケーブル(常設)によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室, 現場)	8	約 110 分							
							緊急時対策要員	6								
					14	号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室, 現場)	8	約 240 分							
							緊急時対策要員	6								
					14	可搬型代替交流電源設備(AM用動力変圧器に接続)によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室, 現場)	4	約 315 分							
							緊急時対策要員	6			14	可搬型代替交流電源設備(原子炉建物西側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続)によるSAロードセンタおよびSAコントロールセンタ受電	運転員 (中央制御室)	1	4 時間 35分 以内	
					14	可搬型代替交流電源設備(緊急用電源切替箱接続装置に接続)によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室, 現場)	4	約 270 分							
							緊急時対策要員	6			14	可搬型代替交流電源設備(原子炉建物南側の高圧発電機車接続プラグ収納箱に接続)によるSAロードセンタおよびSAコントロールセンタ受電	運転員 (中央制御室)	1	4 時間 35分 以内	
表 20 重大事故等対策における操作の成立性 (10/11)																
										操作 手順	対応手段	要員	要員 数	想定 時間		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考									
											可搬型代替交流電源設備（緊急用メタクラ接続プラグ盤への接続）によるSAロードセンタおよびSAコントロールセンタ受電（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	運転員 （中央制御室）	1											
14	軽油タンクまたはガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給※1	重大事故等対応要員	2	135分以内	14	燃料補給設備による給油（軽油タンクからタンクローリ（4kL）への補給）※1	緊急時対策要員	2	105分以内	燃料補給設備による給油（ガスタービン発電機用軽油タンクからタンクローリへの補給）	緊急時対策要員	2	1時間50分以内											
14	タンクローリから各機器への補給※1	重大事故等対応要員	2	40分以内	14	燃料補給設備による給油（軽油タンクからタンクローリ（16kL）への補給）※1	緊急時対策要員	2	120分以内	燃料補給設備による給油（非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等からタンクローリへの補給）※	緊急時対策要員	2	2時間30分以内											
14	タンクローリからガスタービン発電設備軽油タンクへ補給※1	重大事故等対応要員	2	50分以内	14	燃料補給設備による給油（タンクローリ（4kL）による給油対象設備への給油）※1	緊急時対策要員	2	約15分	燃料補給設備による給油（タンクローリから各機器等への給油）※	緊急時対策要員	2	30分以内											
					表20 重大事故等対策における操作の成立性 (20/22)																			
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>燃料補給設備による給油（タンクローリ（16kL）による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油）※1</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>2</td> <td>約90分</td> </tr> </tbody> </table>					操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		14	燃料補給設備による給油（タンクローリ（16kL）による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油）※1	緊急時対策要員	2	約90分				
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																				
14	燃料補給設備による給油（タンクローリ（16kL）による第一ガスタービン発電機用燃料タンクへの給油）※1	緊急時対策要員	2	約90分																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
15	代替電源（交流、直流）からの給電 ^{※1}	操作手順14と同様													<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1, 2.3.2, 2.3.3, 2.3.4, 2.4.1, 2.6, 3.1.2, 3.1.3, 3.4, 5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.2, 3.1.3, 3.2, 3.3, 3.4, 3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 島根は有効性評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.3, 3.4」において解析上考慮した対応手段としている。
15	可搬型計測器による計測	運転員（中央制御室）	1	55分以内	15	計器の計測範囲を超えた場合に状態を把握するための手段（可搬型計測器（現場）による計測）	運転員（中央制御室、現場）	4	約18分	15	計器の計測範囲を超えた場合に状態を把握するための手段（可搬型計測器によるパラメータ計測または監視）	運転員（現場）	2	20分以内	
		重大事故等対策要員（運転員を除く。）	1			15	計器電源が喪失した場合の手段	操作手順14と同様			15	計器電源が喪失した場合の手段	操作手順14と同様		
表20 重大事故等対策における操作の成立性（9/10）															
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	16	中央制御室換気空調系設備の運転手順等（中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え手順）	運転員（中央制御室、現場）	8	約30分						
					16	中央制御室換気空調系設備の運転手順等（全交流動力電源が喪失した場合の隔離弁現場閉操作）	運転員（現場）	4	約30分	16	炉心損傷の判断時の中央制御室換気系加圧運転手順 [※]	運転員（中央制御室、現場）	3	40分以内	
					16	中央制御室待避室の準備手順（中央制御室待避室陽圧化装置による加圧準備操作）	運転員（現場）	2	約30分	16	中央制御室待避室の準備手順 [※]	運転員（現場）	2	30分以内	
16	チェンジングエリアの設置および運用手順	放射線管理班員	2	90分以内	16	チェンジングエリアの設置及び運用手順	緊急時対策要員	2	約60分	16	チェンジングエリアの設置および運用手順	緊急時対策要員	2	2時間以内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
16	現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内	16	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での燃料取替床ブローアウトパネルの閉止手順）	運転員（現場） 緊急時対策要員	4	1枚あたり約10時間	16	現場での原子炉建物燃料取替床ブローアウトパネル部の閉止手順	緊急時対策要員	2	1個あたり2時間以内	
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定および代替測定（モニタリングポストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	緊急時対策要員	2	約435分	17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定および代替測定	緊急時対策要員	2	6時間30分以内	
										17	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間30分以内	
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定および代替測定（海側での測定）	放射線管理班員	2	90分以内	17	可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策要員	2	約95分	17	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策要員	2	1時間30分以内	
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定および代替測定（緊急時対策建屋上での測定）	重大事故等対応要員	2	40分以内											
					表20 重大事故等対策における操作の成立性 (21/22)										
17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間						
17	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内	17	可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約95分	17	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間40分以内	
17	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内	17	可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	17	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間20分以内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考																																			
17	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内	17	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	17	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	1時間30分以内																																				
17	海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内	17	海上モニタリング	緊急時対策要員	4	約260分	17	海上モニタリング	緊急時対策要員	3	5時間20分以内																																				
										表20 重大事故等対策における操作の成立性 (11/11)																																								
										<table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>2</td> <td>7時間20分以内</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>2</td> <td>4時間以内</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>2</td> <td>30分以内</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>2</td> <td>3時間10分以内</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等</td> <td colspan="3">操作手順14と同様</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>緊急時対策所立ち上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）</td> <td>保修班員</td> <td>1</td> <td>5分以内</td> </tr> </tbody> </table>						操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	17	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	7時間20分以内	17	可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	4時間以内	17	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	30分以内	17	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策要員	2	3時間10分以内	17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様			18	緊急時対策所立ち上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																														
17	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	7時間20分以内																																														
17	可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	4時間以内																																														
17	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	30分以内																																														
17	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策要員	2	3時間10分以内																																														
17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様																																																
18	緊急時対策所立ち上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内																																														
17	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	390分以内	17	モニタリングポストの電源をモニタリングポスト用発電機から給電する手順等	緊急時対策要員	2	約110分	17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様																																						
17	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	400分以内	17	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	約335分	17	可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	4時間以内																																				
17	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	20分以内	17	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	約25分	17	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	30分以内																																				
17	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放射線管理班員	2	210分以内	17	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策要員	2	約90分	17	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策要員	2	3時間10分以内																																				
17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様			17	モニタリングポストの電源をモニタリングポスト用発電機から給電する手順等	緊急時対策要員	2	約110分	17	モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順14と同様																																						
18	緊急時対策所立ち上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内	18	緊急時対策所立ち上げの手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の手順）	緊急時対策要員	2	約60分	18	緊急時対策所立ち上げの手順（緊急時対策所空気浄化送風機運転手順）	緊急時対策要員	2	1時間30分以内																																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
18	緊急時対策所立ち上げの 手順（緊急時対策所可 搬型エリアモニタの設 置手順）	放射線管理班 員	2	10分以 内	18	緊急時対策所立ち上げ の手順（5号炉原子炉建 屋内緊急時対策所可搬 型エリアモニタの設置 手順）	緊急時対策要 員	2	約20分	18	緊急時対策所立ち上げ の手順（可搬式エリア放 射線モニタの設置手順）	緊急時対策要 員	1	20分以 内	
18	可搬型モニタリングポ ストによる放射線量の 測定手順	操作手順17と同様			18	可搬型モニタリングポ ストによる放射線量の 測定手順	操作手順17と同様			18	可搬式モニタリングポ ストによる放射線量の 測定手順	操作手順17と同様			
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (10/10)					表20 重大事故等対策における操作の成立性 (22/22)										
操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間	操作 手順	対応手段	要員	要 員 数	想定 時間						
18	放射線防護等に関する 手順等（緊急時対策所非 常用送風機から緊急時 対策所加圧設備（空気ポ ンベ）への切替手順）	保修班員	1	3分以内	18	放射線防護等に関する 手順等（5号炉原子炉建 屋内緊急時対策所可搬 型陽圧化空調機から陽 圧化装置（空気ポンベ） への切替え手順）	緊急時対策要 員	3	約5分	18	重大事故等が発生した 場合の放射線防護等に 関する手順等（緊急時対 策所正圧化装置（空気ポ ンベ）による加圧手順）	緊急時対策要 員	5	5分 以内	
18	放射線防護等に関する 手順等（緊急時対策所加 圧設備（空気ポンベ）か ら緊急時対策所非常用 送風機への切替手順）	保修班員	1	5分以内	18	放射線防護等に関する 手順等（5号炉原子炉建 屋内緊急時対策所陽圧 化装置（空気ポンベ）か ら可搬型陽圧化空調機 への切替え手順）	緊急時対策要 員	2	約30分	18	重大事故等が発生した 場合の放射線防護等に 関する手順等（緊急時対 策所正圧化装置（空気ポ ンベ）から緊急時対策所 空気浄化送風機への切 替え手順）	緊急時対策要 員	5	5分 以内	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
					18	放射線防護等に関する手順等（5号炉原子炉建屋内可搬型外気取入送風機による通路部のページ手順）	緊急時対策要員	2	約30分						
18	必要な数の要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置および運用手順）	放射線管理班員	2	20分以内	18	要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置及び運用手順）	緊急時対策要員	2	約90分	18	必要な数の要員の収容に係る手順等（チェンジングエリアの設置および運用手順）	緊急時対策要員	1	20分以内	
18	必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替手順）	保修班員	1	5分以内						18	必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所空気浄化送風機および緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの切替え手順）	緊急時対策要員	3	6分以内	
18	代替電源設備からの給電手順（電源車による給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内	18	代替電源設備からの給電手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電）	緊急時対策要員	2	約25分	18	代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機準備手順）	緊急時対策要員	3	40分以内	
					18	代替電源設備からの給電手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料タンクへの燃料給油手順）	緊急時対策要員	2	約130分	18	代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機起動手順）	緊急時対策要員	3	20分以内	
										18	代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機への燃料給油手順）	緊急時対策要員	2	2時間50分以内	
										18	代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機の切替え手順）	緊急時対策要員	2	20分以内	
19	代替電源設備による通信連絡設備への給電	操作手順14および操作手順18と同様			19	代替電源設備から給電する手順等	操作手順14及び18と同様			19	代替電源設備から給電する手順等	操作手順14および18と同様			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制の整備に関し、品質マネジメント文書を適切に整備し、また、当該品質マネジメント文書にしたがって活動を行うための体制および資機材を整備する。</p> <p>(2) 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1 (1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 防災課長および原子力部長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、防災課長は、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実するために、大規模損壊対応に係る必要な計画を策定し、ならびに重大事故等に対処する要員に対して必要な教育訓練を付加して実施し、体制の確立を図る。</p> <p>(1) 体制の整備 大規模損壊の発生に備えた発電所対策本部および本店対策本部の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。 発電所対策本部は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織およびその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、停止号炉の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。 大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の</p>	<p>2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制の整備に関し、マニュアルを適切に整備し、また、当該マニュアルにしたがって活動を行うための体制及び資機材を整備する。</p> <p>(2) 各GMは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1 (1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力運営管理部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 防災安全GM及び原子力運営管理部長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、防災安全GMは、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実するために、大規模損壊対応に係る必要な計画の策定、並びに、運転員、緊急時対策要員、及び自衛消防隊に対して必要な教育訓練を付加して実施し体制の確立を図る。</p> <p>(1) 体制の整備 大規模損壊の発生に備えた緊急時対策本部及び本社対策本部の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。 緊急時対策本部は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織及びその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、複数号炉の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。 大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 課長（技術）は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制の整備に関し、手順書を適切に整備し、また、当該手順書にしたがって活動を行うための体制および資機材を整備する。</p> <p>(2) 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1 (1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 電源事業本部部長（原子力管理）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 課長（技術）および電源事業本部部長（原子力管理）は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、課長（技術）は、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実するために、大規模損壊対応に係る必要な計画の策定、ならびに、重大事故等に対処する要員に対して必要な教育訓練を付加して実施し体制の確立を図る。</p> <p>(1) 体制の整備 大規模損壊の発生に備えた緊急時対策本部および緊急時対策総本部の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。 緊急時対策本部は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織およびその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、複数号炉の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。 大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失を含む。）<u>でも流動性を持って柔軟に対応できる</u>よう体制を確立する。</p> <p>夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に発電所対策本部要員6名、重大事故等対応要員17名、運転員15名（2号炉運転員7名※、1号炉および3号炉運転員8名）および初期消火要員（消防車隊）6名の計44名を常時確保し、大規模損壊発生時は総括責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、発電所構内に常駐する要員により交替要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</p> <p>※2号炉が原子炉運転停止中については、中央制御室の運転員を5名とする。</p> <p>a. 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している重大事故等対策要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</p> <p>(a) 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）における重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員および初期消火要員（消防車隊）は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</p> <p>(b) 放射性雲通過時は、大規模損壊対応への指示を行う重大事故等対策要員（2号炉運転員を除く。）、1号炉運転員、3号炉運転員および初期消火要員（消防車隊）と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対策要員は緊急時対策所、2号炉運転員は中央制御室待避所にとどまり、その他の重大事故等対策要員は発電所構外へ一時退避し、その後、発電所対策本部の指示に基づき再参集する。</p> <p>(c) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、初期消火要員（消防車隊）は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施または継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、発電所対策本部の指揮命令系統の下、放水砲等の対応を行う要員を消火活動に従事させる。</p>	<p>体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失を含む。）においても、対応できるよう体制を確立する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に緊急時対策要員50名、運転員35名※及び自衛消防隊10名の計95名を常時確保し、大規模損壊発生時は本部長代行が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、発電所構内に常駐する要員により交代要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</p> <p>※7号炉運転中の場合</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している緊急時対策要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</p> <p>(ア) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊初期消火班は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</p> <p>(イ) プルーム通過時は、大規模損壊対応への指示を行う緊急時対策要員と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策要員及び5号炉運転員は緊急時対策所、6／7号炉運転員は中央制御室待避室にとどまり、その他の緊急時対策要員及び自衛消防隊は発電所構外へ一時退避し、その後、緊急時対策本部の指示に基づき再参集する。</p> <p>(ウ) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防隊は消火活動を実施する。また、緊急時対策本部長が、事故対応を実施又は継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、緊急時対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で活動する自衛消防隊の指揮下で消火活動に従事させる。</p>	<p>体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失を含む。）においても、対応できるよう体制を確立する。</p> <p>夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に緊急時対策要員31名、運転員9名※および自衛消防隊7名の計47名を常時確保し、大規模損壊発生時は指示者が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、発電所構内に常駐する要員により交替要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</p> <p>※2号炉原子炉運転停止中については、中央制御室の運転員を5名とする。</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している重大事故等に対処する要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</p> <p>(ア) 夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）における重大事故等に対処する要員は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</p> <p>(イ) プルーム通過時は、大規模損壊対応への指示を行う緊急時対策要員と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策要員は緊急時対策所、運転員は中央制御室待避室および緊急時対策所にとどまり、その他の緊急時対策要員および自衛消防隊は発電所構外へ一時退避し、その後、緊急時対策本部長の指示に基づき再参集する。</p> <p>(ウ) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防隊は消火活動を実施する。また、緊急時対策本部長が、事故対応を実施または継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、緊急時対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で活動する自衛消防隊の指揮下で消火活動に従事させる。</p>	<p>備考</p> <p>【島根固有】 ・島根は格納容器破損のおそれがない場合におけるベント実施に伴うプルーム通過時は、運転員9名のうち、5名は中央制御室待避室に待避し、4名は緊急時対策所に待避する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 対応拠点 発電所対策本部長を含む重大事故等対策要員（運転員を除く。）等が対応を行う拠点は、緊急時対策所を基本とする。緊急時対策所の健全性（居住性確保、通信連絡機能等）が確認できない場合は、代替可能なスペースを有する建屋を活用することにより発電所対策本部の指揮命令系統を維持する。</p> <p>c. 支援体制の確立 (a) 本店対策本部体制の確立 大規模損壊発生時における本店対策本部の設置による発電所への支援体制は、「1. 1 (1) 体制の整備」で整備する支援体制と同様である。 (b) 外部支援体制の確立 大規模損壊発生時における外部支援体制は、「1. 2 (3) 支援に係る事項」で整備する原子力災害発生時の外部支援体制と同様である。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施 防災課長は、大規模損壊発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、重大事故等に対処する要員への教育訓練については、重大事故等対策の対処に係る教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育訓練を実施する。 また、原子力防災管理者およびその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育訓練を実施する。さらに、運転員および重大事故等対応要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p> <p>a. 力量の付与のための教育訓練 (a) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 1-3 1. 1 (2) 教育訓練の実施 a. 力量の付与のための教育訓練」と同じ。なお、大規模損壊に特化した多様な設備を柔軟に用いる対応訓練については、次のとおり。</p> <p>i. 注水用ヘッドを活用した放水 ii. 大容量送水ポンプ（タイプ I）の接続口への直接接続 iii. 淡水タンクを水源とした放水砲による消火</p>	<p>イ. 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部の緊急時対策要員等が対応を行う拠点は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を基本とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の健全性（居住性確保、通信連絡機能等）が確認できない場合は、代替可能なスペース及び必要に応じて風雨を凌ぐための資機材を活用する。</p> <p>ウ. 支援体制の確立 (ア) 本社対策本部体制の確立 大規模損壊発生時における本社対策本部の設置による発電所への支援体制は、「1. 1 (1) 体制の整備」で整備する支援体制と同様である。 (イ) 外部支援体制の確立 大規模損壊発生時における外部支援体制は、「1. 2 (3) 支援に係る事項」で整備する原子力災害発生時の外部支援体制と同様である。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施 防災安全GMは、大規模損壊発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊への教育訓練については、重大事故等対策の対処に係る教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順及び事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育訓練を実施する。 また、原子力防災管理者及びその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育訓練を実施する。さらに、運転員及び緊急時対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p> <p>ア. 力量の付与のための教育訓練 (ア) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3 1. 1 (2) 教育訓練の実施 ア. 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</p>	<p>イ. 対応拠点 緊急時対策本部長を含む緊急時対策本部の緊急時対策要員および自衛消防隊が対応を行う拠点は、緊急時対策所を基本とする。緊急時対策所の健全性（居住性確保、通信連絡機能等）が確認できない場合は、代替可能なスペースを有する建屋を活用することにより緊急時対策本部の指揮命令系統を維持する。</p> <p>ウ. 支援体制の確立 (ア) 緊急時対策総本部体制の確立 大規模損壊発生時における緊急時対策総本部の設置による発電所への支援体制は、「1. 1 (1) 体制の整備」で整備する支援体制と同様である。 (イ) 外部支援体制の確立 大規模損壊発生時における外部支援体制は、「1. 2 (3) 支援に係る事項」で整備する原子力災害発生時の外部支援体制と同様である。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施 課長（技術）および課長（第一発電）は、大規模損壊発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、重大事故等に対処する要員への教育訓練については、重大事故等対策の対処に係る教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育訓練を実施する。 また、原子力防災管理者およびその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育訓練を実施する。さらに、緊急時対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p> <p>ア. 力量の付与のための教育訓練 (ア) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3 1. 1 (2) 教育訓練の実施 ア. 力量の付与のための教育訓練」と同じ。なお、大規模損壊に特化した多様な設備を柔軟に用いる対応訓練については、次のとおり。</p> <p>i. 現場での可搬型計測器によるパラメータ計測および監視</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根で想定する代替可能なスペースは、重大事故等に対処する要員を収容可能なスペースを有する免震重要棟または管理事務所 TS-10 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プラント対応に傾注しているため、多能化については考慮していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では大規模損壊に特化した手順を整備。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場での可搬型計測器によるパラメー

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) その他の大規模損壊対応 防災課長は、運転員、重大事故等対策要員（運転員を除く。）または初期消火要員（消防車隊）を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>i. 初期消火要員（消防車隊） 大型化学高所放水車、化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火および延焼防止のための消火訓練</p> <p>ii. 運転員および重大事故等対策要員 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化</p> <p>iii. 原子力防災管理者およびその代行者 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練</p> <p>(c) 防災課長は、(b)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>b. 力量の維持向上のための教育訓練 防災課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、運転員、重大事故等対策要員（運転員を除く。）および初期消火要員（消防車隊）に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(a) 初期消火要員（消防車隊）に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p>	<p>(イ) その他の大規模損壊対応 防災安全GMは、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>a. 自衛消防隊 (a) 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練</p> <p>b. 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員） (a) 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化</p> <p>c. 原子力防災管理者及びその代行者 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練</p> <p>(ウ) 防災安全GMは、(イ)項に係る設備を設置又は改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練 防災安全GMは、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、マニュアルに基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(ア) 自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p>	<p><u>ii. 中央制御室損傷時の通信連絡</u></p> <p>(イ) その他の大規模損壊対応 <u>各課長は、重大事故等に対処する要員（運転員を除く。）を新たに認定する場合は、第12条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</u></p> <p>a. 自衛消防隊 <u>(a) 小型放水砲、小型動力ポンプ付水槽車および化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火ならびに延焼防止のための消火訓練</u></p> <p>b. 緊急時対策要員 <u>(a) 要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化</u></p> <p>c. 原子力防災管理者およびその代行者 <u>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練</u></p> <p>(ウ) 課長（技術）は、(イ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、<u>技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</u></p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練 <u>課長（技術）および課長（第一発電）は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また、重大事故等に対処する要員（運転員を除く。）に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、手順書に基づき実施する。</u> なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (ア) 自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p>	<p>夕監視手順を整備 TS-10</p> <p>【島根固有】 ・島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場と緊急時対策所が直接連絡できる手段を整備 TS-10</p> <p>【島根固有】 ・島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プラント対応に傾注しているため、多能化については考慮していない。</p> <p>【島根固有】 ・大規模損壊の教育訓練はSA側の教育訓練と同様の内容があり、運転員の教育訓練を課長（第一発電）が計画する。</p> <p>【島根固有】 ・島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プラント対応に傾注しているため、多能</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・大型化学高所放水車、化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火および延焼防止のための消火訓練</p> <p>(b) 運転員および重大事故等対応要員については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。</p> <p>(c) 原子力防災管理者およびその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>c. 技術的能力の確認訓練 防災課長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 防災課長は、重大事故等対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、品質マネジメント文書に基づき実施する。</p> <p>・大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備および資機材の配備 a. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方 各課長は、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p> <p>(a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい場所に保管する。また、敷地に遡上する津波に対して、裕度を有する高台に保管する。</p>	<p>a. 大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練</p> <p>(イ) 運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。</p> <p>(ウ) 原子力防災管理者及びその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>ウ. 技術的能力の確認訓練 防災安全GMは、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 防災安全GMは、緊急時対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、マニュアルに基づき実施する。</p> <p>(ア) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備及び資機材の配備 ア. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方 各GMは、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けにくい場所に保管する。また、基準津波又はそれを超える津波に対して、裕度を有する高台に保管する。</p>	<p>a. 小型放水砲、小型動力ポンプ付水槽車および化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火ならびに延焼防止のための消火訓練</p> <p>(イ) 緊急時対策要員については、要員の役割に応じて付与される力量に加え、要員の多能化を計画的に実施する。</p> <p>(ウ) 原子力防災管理者およびその代行者を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>ウ. 技術的能力の確認訓練 課長（技術）は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 課長（技術）は、緊急時対策要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、手順書に基づき実施する。</p> <p>(ア) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備および資機材の配備 ア. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方 各課長は、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい場所に保管する。また、少なくとも1セットは、基準津波を超える津波に対して、裕度を有する高台に保管する。</p>	<p>化については考慮していない。</p> <p>【島根固有】 ・島根の運転員は中央制御室および現場（屋内）において、プラント対応に傾注しているため、多能化については考慮していない。</p> <p>【島根固有】 ・島根は原子炉建物外から電力又は水を供</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、<u>原子炉建屋および制御建屋</u>から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の<u>設計基準対象施設</u>および常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋および当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。<u>原子炉建屋</u>外から電力または水を供給する可搬型重大事故等対処設備は、アクセスルートを確認した複数の接続口を設ける。また、<u>アクセスルートを確認するために</u>、速やかに消火およびがれき撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>b. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、<u>原子炉建屋および制御建屋</u>から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>(b) 地震および津波のような大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材および<u>大容量送水ポンプ（タイプII）</u>や放水砲等の消火設備を配備する。</p> <p>(c) 炉心損傷および格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用する全面マスク、高線量対応防護服、個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(d) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(e) 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。 また、通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定し</p>	<p>(イ) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、<u>原子炉建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋</u>から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の<u>設計基準対象え及び</u>常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。<u>原子炉建屋</u>外から電力又は水を供給する可搬型重大事故等対処設備は、アクセスルートを確認した複数の接続口を設ける。また、速やかに消火及びがれき撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各GMは、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、<u>原子炉建屋及びコントロール建屋</u>から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(ア) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>(イ) 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び<u>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</u>や放水砲等の消火設備を配備する。</p> <p>(ウ) 炉心損傷及び格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(オ) 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。 また、通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定し</p>	<p>(イ) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、<u>原子炉建物、タービン建物および廃棄物処理建物</u>から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の<u>設計基準事故対処設備</u>および常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した<u>うえで</u>、当該建物および当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。<u>原子炉建物</u>外から電力または水を供給する可搬型重大事故等対処設備は、アクセスルートを確認した複数の接続口を設ける。また、速やかに消火およびがれき撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、<u>原子炉建物、制御室建物および廃棄物処理建物</u>から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(ア) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>(イ) 地震および津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、または故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材および<u>大型送水ポンプ車</u>や放水砲等の消火設備を配備する。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用する全面マスク、高線量対応防護服<u>および</u>個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) <u>化学薬品等が流出した場合に備えて、マスク、長靴等の資機材を配備する。</u></p> <p>(オ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(カ) 大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。 また、通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定し</p>	<p>給する可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台保管としている。</p> <p>【島根固有】 ・島根は化学薬品の流出に備えた資機材を配備。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>た通信連絡設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型通話装置および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を配備する。</p> <p>さらに、消火活動専用の通信連絡が可能な無線連絡設備を配備する。</p> <p>(f) 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、設計基準を超えるような規模の自然災害および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。</p> <p>また、原子炉施設の被災状況を把握するための手順および被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手順を整備する。</p> <p>(1) 自然災害については、大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスについても対応できる手順書として整備する。</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。</p> <p>(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各課長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な竜巻、凍結、積雪、火山の影響、森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を講じることを考慮する。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規</p>	<p>た通信連絡設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各GMは、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、設計基準を超えるような規模の自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。</p> <p>また、原子炉施設の被災状況を把握するための手順及び被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手順を整備する。</p> <p>(1) 自然災害については、大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震及び津波特有の事象として発生する事故シーケンスについても対応できる手順書として整備する。</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。</p> <p>(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各GMは、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な風（台風）、低温（凍結）、積雪、火山については、影響を低減するための必要な安全措置を講じることを考慮する。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各GMは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模</p>	<p>た通信連絡設備として、衛星電話設備、<u>無線通信設備、有線式通信設備</u>および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。</p> <p>(キ) <u>大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。</u></p> <p>2. 2 手順書の整備</p> <p>各課長は、<u>大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、設計基準を超えるような規模の自然災害および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。</u></p> <p>また、<u>原子炉施設の被災状況を把握するための手順および被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手順を整備する。</u></p> <p>(1) <u>自然災害については、大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスについても対応できる手順書として整備する。</u></p> <p>(2) <u>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。</u></p> <p>(3) <u>大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</u></p> <p>各課長は、<u>原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な竜巻、凍結、積雪、火山については、影響を低減するための必要な安全措置を講じることを考慮する。</u></p> <p>(4) <u>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</u></p> <p>各課長は、<u>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失および大規</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は消火活動専用の通信連絡設備はなく重大事故等と同一のものを使用している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。 TS-10 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は風（台風）は竜巻に包含される事象として整理 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林火災は事前予測が難しいため考慮していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で多様性および柔軟性を有する手段を構築する。</p> <p>各課長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した多様性および柔軟性を有する手段を構築する。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課長は、大規模損壊の対応にあたっては、発電所外への放射性物質放出の防止および抑制を最優先とする。</p> <p>a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>発電課長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合は、発電所対策本部長の指揮の下で、非常時操作手順書（イベントベース、徴候ベース、シビアアクシデント等）、重大事故等対応要領書、アクシデントマネジメントガイドに基づいて対応操作することを基本とする。</p> <p>原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生について、緊急地震速報、大津波警報、外部からの情報連絡、衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握（火災発生の有無、建屋の損壊状況等）を行うとともに、大規模損壊の発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。</p> <p>なお、大規模損壊の発生は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発電用原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合または疑われる場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合（中央制御室の機能喪失や中央制御室と連絡が取れない場合を含む。） 使用済燃料プールの損傷により水の漏えいが発生し、使用済燃料プールの水位が維持できない場合 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋損壊に 	<p>な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で多様性及び柔軟性を有する手段を構築する。</p> <p>各GMは、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材及び要員を最大限に活用した多様性及び柔軟性を有する手段を構築する。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>各GMは、大規模損壊の対応にあたっては、発電所外への放射性物質放出の防止及び抑制を最優先とする。</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>当直長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、発電所における緊急事態発令に至る事象が発生した場合は、事故時運転操作手順書（事象ベース、徴候ベース、シビアアクシデント等）に基づいて対応操作することを基本とする。</p>	<p>模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で多様性および柔軟性を有する手段を構築する。</p> <p>各課長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した多様性および柔軟性を有する手段を構築する。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課長は、大規模損壊の対応にあたっては、発電所外への放射性物質放出の防止および抑制を最優先とする。</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>課長（燃料技術）は、原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合は、プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるように判断フローを定める。また、手順書を有効、かつ効果的に使用するため、適用開始条件を明確化するとともに、判断フローを明示することにより必要な個別戦略への移行基準を定める。</p> <p>原子力防災管理者または当直副長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生について、緊急地震速報、大津波警報、外部からの情報連絡、衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握（火災発生の有無、建物の損壊状況等）を行うとともに、大規模損壊の発生（または発生が疑われる場合）の判断材料となる情報連携を行う。</p> <p>原子力防災管理者または当直副長が以下の適用開始条件に該当すると判断した場合は、大規模損壊時に対応する手順に基づく事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>(ア) 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合または疑われる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合（中央制御室の機能喪失を含む） ii 燃料プールの損傷により水の漏えいが発生し、燃料プールの水位が維持できない場合 iii 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建物損壊 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はプラント状態等により大規模損壊発生を判断し、大規模損壊発生時の対応手順書に移行する。また、大規模損壊時に使用できるものは使用するという柔軟な対応を行うため、重大事故等時から使用する手順に加えて大規模損壊に特化した手順を整備する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>に伴う広範囲な機能喪失等）が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合 <p>また、発電所対策本部は、原子炉施設の影響予測を行い、その結果を基に各機能班の責任者は必要となる対応を予想して先行的に準備を行う。</p> <p>自然災害が大規模になり、常設の設備では事故収束が行えない場合、発電所対策本部は、重大事故等対応要領書等の判断基準を明確化して整備する手順を使用する。また、非常招集を行った場合、重大事故等対策要員（運転員を除く。）は、緊急時対策所へ移動する。ただし、緊急時対策所が使用できない場合は、屋内の利用できる施設を緊急時対策所として利用する。</p> <p>発電所全体の状態を把握するための「プラント状態確認チェックシート」および対応操作の優先順位付けや対策決定の判断をするために発電所対策本部で使用する対応フローを定める。</p> <p>対応操作の優先順位付けや実施の判断は、一義的に発電所対策本部長が行う。発電課長または対応操作の責任者が実施した監視や操作については、発電所対策本部に報告し、各機能班の責任者（班長）は、その時点における他号炉の状況、人的リソースや資機材の確保状況、対応の優先順位付け等を判断し、必要な支援や対応を行う。</p>	<p>また、緊急時対策本部は、原子炉施設の影響予測を行い、その結果を基に各機能班の責任者は必要となる対応を予想して先行的に準備を行う。</p> <p>自然災害が大規模になり、常設の設備では事故収束が行えない場合は、緊急時対策本部の支援を受け、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書で判断基準を明確化して整備する手順を使用する。また、非常招集を行った場合、初動対応要員は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動する。ただし、地震発生後防潮堤を超える津波により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所も使用できない場合は、屋内外の利用できる施設を緊急時対策所として利用する。</p> <p>発電所全体の状態を把握するための「プラント状態確認チェックシート」及び各号炉における対応操作の優先順位付けや対策決定の判断をするために緊急時対策本部で使用する対応フローを定める。</p> <p>当該号炉に関する対応操作の優先順位付けや実施の判断は、一義的に事故発生号炉の当直副長が行う。万一、中央制御室の機能喪失時や中央制御室から運転員が撤退する必要がある場合等、当直副長の指揮下で対応できない場合については、次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）項を実施し、それ以外の場合については、次に掲げる（イ）及び（ウ）項を実施する。</p> <p>当直副長又は当該号炉の対応操作の責任者が判断した結果及びそれに基づき実施した監視や操作については、緊急時対策本部に報告し、各機能班の責任者（統括又は班長）は、その時点における他号炉の状況、人的リソースや資機材の確保状況、対応の優先順位付け等を判断し、必要な支援や対応を行う。</p> <p>（ア）当直副長の指揮下での対応操作が困難な場合 中央制御室の機能喪失時や中央制御室との連絡が取れない場合等、当直副長の指揮下で対応できない場合に</p>	<p><u>に伴う広範囲な機能喪失等）が発生した場合</u></p> <p><u>iv 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合</u></p> <p><u>（イ）原子力防災管理者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合*</u></p> <p><u>（ウ）当直副長が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合*</u></p> <p><u>※大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合は、重大事故等時に期待する設備等が機能喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合をいう。</u></p> <p><u>また、緊急時対策本部は、原子炉施設の影響予測を行い、その結果を基に各班の責任者は必要となる対応を予想して先行的に準備を行う。</u></p> <p>非常招集を行った場合、緊急時対策要員および自衛消防隊は緊急時対策所へ移動する。ただし、緊急時対策所が使用できない場合は、屋内の利用できる施設を緊急時対策所として利用する。</p> <p>発電所全体の状態を把握するための「プラント状態確認チェックシート」を定める。</p> <p>対応操作の優先順位付けや実施の判断は、一義的に緊急時対策本部長が行う。大規模損壊時の対応にあたっては、次に掲げる（エ）、（オ）項を実施する。</p> <p>当直副長または対応操作の責任者が実施した監視や操作については、緊急時対策本部に報告し、各班の責任者（統括または班長）は、その時点における人的リソースや資機材の確保状況、対応の優先順位付け等を判断し、必要な支援や対応を行う。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はプラント状態等により大規模損壊発生を判断し、大規模損壊発生時の対応手順書に移行。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の緊急時対策所は高台に設置していることから、津波の影響は受けないと整理。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は（3）ア.に記載。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊対応における対応操作判断の責任者は緊急時対策本部長。また、当直副長の指揮下で対応できない場合は、大規模損壊として整理。 <p>【柏崎刈羽と相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では大規模損壊発生時の指揮は緊急

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 当面達成すべき目標の設定</p> <p>発電所対策本部は、プラント状況、対応可能な要員数、使用可能な設備、屋外の放射線量率、建屋の損傷状況および火災発生状況等を把握し、チェックシートに記載した上で、その情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。</p> <p>当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。 活動にあたっては、重大事故等対策要員の安全確保を最優先とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一義的目標は炉心損傷を回避するため、速やかに原子炉を停止し、注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 炉心損傷が回避できない場合は、格納容器の破損を回避する。 使用済燃料プールの水位が低下している場合は、速やかに注水する。 これらの努力を最大限行った場合においても、炉心損傷かつ格納容器の破損または使用済燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射性物質の拡散抑制を行う。 <p>これらの目標は、複数の目標を同時に設定するケースも想定される。また、プラント状況に応じて、設定する目標も随時見直していくこととする。</p> <p>(b) 個別戦略を選択するための判断フロー</p> <p>発電所対策本部は、(a)項で決定した目標設定に基づき、個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 原子炉の「止める」、「冷やす」機能を優先的に実施する。 設定目標：格納容器の破損回避 基本的に炉心損傷が発生した場合においても、原子炉圧力容器への注水は継続して必要となるが、使用可能な設備や対応可能要員の観点から、一時的に格納容器の破 	<p>は、緊急時対策本部長は当該号炉の運転員又は号機班の中から当該号炉の対応操作の責任者を定め対応にあたらせる。当直副長の指揮下での対応操作不可の判断基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の監視機能又は制御機能が喪失した場合 中央制御室と連絡が取れない場合 運転員による対応操作では限界があり、緊急時対策本部の指揮下で対応操作を行う必要があると当直副長が判断した場合 <p>(イ) 当面達成すべき目標の設定</p> <p>緊急時対策本部は、プラント状況、対応可能な要員数、使用可能な設備、屋外の放射線量率、建屋の損傷状況及び火災発生状況等を把握し、チェックシートに記載した上で、その情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき号炉及び戦略を決定する。</p> <p>当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。 活動にあたっては、緊急時対策要員の安全確保を最優先とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一義的目標は炉心損傷を回避するため、速やかに原子炉を停止し、注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 炉心損傷が回避できない場合は、格納容器の破損を回避する。 使用済燃料プールの水位が低下している場合は、速やかに注水する。 <p>これらの努力を最大限行った場合においても、炉心損傷かつ格納容器の破損又は使用済燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>これらの目標は、複数の目標を同時に設定するケースも想定される。また、プラント状況に応じて、設定する目標も随時見直していくこととする。</p> <p>(ウ) 個別戦略を選択するための判断フロー</p> <p>緊急時対策本部は、(イ)項で決定した目標設定に基づき、個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 原子炉の「止める」、「冷やす」機能を優先的に実施する。 設定目標：格納容器の破損回避 基本的に炉心損傷が発生した場合においても、原子炉圧力容器への注水は継続して必要となるが、使用可能な設備や対応可能要員の観点から、一時的に格納容器の破 	<p>(エ) 当面達成すべき目標の設定</p> <p>緊急時対策本部は、プラント状況、対応可能な要員数、使用可能な設備、屋外の放射線量率、建物の損傷状況および火災発生状況等を把握し、チェックシートに記載した<u>うえで</u>、その情報を基に当面達成すべき目標を設定し、環境への放射性物質の放出低減を最優先に、優先すべき戦略を決定する。</p> <p>当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。 活動にあたっては、重大事故等に対処する要員の安全確保を最優先とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一義的目標は炉心損傷を回避するため、速やかに原子炉を停止し、注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 炉心損傷が回避できない場合は、格納容器の破損を回避する。 燃料プールの水位が低下している場合は、速やかに注水する。 <p>これらの努力を最大限行った場合においても、炉心損傷かつ格納容器の破損または燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>これらの目標は、複数の目標を同時に設定するケースも想定される。また、プラント状況に応じて、設定する目標も随時見直していくこととする。</p> <p>(オ) 個別戦略を選択するための判断フロー</p> <p>緊急時対策本部は、(エ)項で決定した目標設定に基づき、個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 原子炉の「止める」、「冷やす」機能を優先的に実施する。 設定目標：格納容器の破損回避 基本的に炉心損傷が発生した場合においても、原子炉圧力容器への注水は継続して必要となるが、使用可能な設備や対応可能要員の観点から、一時的に格納容器の破 	<p>時対策本部で行う。柏崎は、重大事故等発生時の対応と同様に大規模損壊発生時においても中央制御室にて指揮を執ることとしており、中央制御室が機能しない場合には、緊急時対策本部から責任者を定めることから記載している。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。</p> <p>格納容器の損傷が発生し、原子炉建屋内に放射性物質が漏えいする状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>iii. 設定目標：使用済燃料プール水位確保 使用済燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。使用済燃料プール内の燃料損傷が発生し、原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>iv. 設定目標：放射性物質拡散抑制 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合、使用済燃料プール水位の低下が継続している場合または原子炉建屋が損傷している場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>b. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各課長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合に対応する手順については、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順および現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</p> <p>(a) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 i. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 防災課長は、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、防災課長は、地震および津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数の危険物内包設備の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を整備する。</p> <p>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備が可能な化学消防自動車および大型化学高所放水車による泡消火および延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>消火活動にあたっては、事故対応とは独立した通信</p>	<p>損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。</p> <p>格納容器の損傷が発生し、原子炉建屋内に放射性物質が漏えいする状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>c. 設定目標：使用済燃料プール水位確保 使用済燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。使用済燃料プール内の燃料損傷が発生し、原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>d. 設定目標：放射性物質拡散抑制 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合、使用済燃料プール水位の低下が継続している場合又は原子炉建屋が損傷している場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>イ. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各GMは、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対応する手順については、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視及び制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</p> <p>(ア) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書 a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 タービンGMは、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、タービンGM及び防災安全GMは、地震及び津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数の危険物内包設備の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を整備する。</p> <p>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備が可能な大型化学高所放水車あるいは化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車による泡消火並びに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用</p>	<p>損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。</p> <p>格納容器の損傷が発生し、原子炉建物内に放射性物質が漏えいする状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>c. 設定目標：燃料プール水位確保 燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。燃料プール内の燃料損傷が発生し、原子炉建物内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>d. 設定目標：放射性物質拡散抑制 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合、燃料プール水位の低下が継続している場合または原子炉建物が損傷している場合は、放射性物質拡散抑制戦略を実施する。</p> <p>イ. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各課長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合に対応する手順については、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</p> <p>(ア) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 課長（<u>保守管理</u>）は、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、課長（<u>保守管理</u>）は、地震および津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数の危険物内包設備の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を整備する。</p> <p>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備が可能な小型放水砲、小型動力ポンプ付水槽車および化学消防自動車による泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用</p>	<p>【女川との相違】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>手段を用いるために、消火活動専用の無線連絡設備の回線を使用する。</p> <p>ii. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（b）項から（f）項および（m）項から（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（i）原子炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能または手動挿入による制御棒緊急挿入および原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。</p> <p>（ii）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、<u>高圧代替注水系</u>により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失または常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却または原子炉隔離時冷却系の現場起動による原子炉の冷却を試みる。</p> <p>（iii）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉内低圧時に期待している注水機能が使用できる場合は、主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。</p> <p>（iv）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、<u>残留熱除去系（低圧注水モード）</u>または低圧炉心スプレイ系を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系による原子炉の冷却を試みる。</u></p>	<p>に使用する無線連絡設備の回線と事故対応用の無線連絡設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。</p> <p>b. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各GMは、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（イ）項から（カ）項、（ス）項及び（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）原子炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、<u>原子炉冷却材再循環ポンプ</u>停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能又は手動挿入による制御棒緊急挿入及び原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。</p> <p>（b）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、<u>高圧炉心注水系及び原子炉隔離時冷却系</u>の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、<u>高圧代替注水系</u>により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失又は常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却又は原子炉隔離時冷却系の現場起動による原子炉の冷却を試みる。</p> <p>（c）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉内低圧時に期待している注水機能が使用できる場合は、主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。</p> <p>（d）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、<u>残留熱除去系ポンプ（低圧注水系）</u>を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、<u>低圧代替注水系（常設）、消火系及び低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却を試みる。</u></p>	<p>に使用する無線通信設備の回線と事故対応用の無線通信設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。</p> <p>b. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（イ）項から（カ）項、（ス）項および（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）原子炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、<u>ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）</u>または手動挿入による制御棒緊急挿入および原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。</p> <p>（b）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、<u>高圧原子炉代替注水系</u>により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失または常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却または原子炉隔離時冷却系の現場起動により原子炉の冷却を試みる。</p> <p>（c）原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に期待している注水機能が使用できる場合は、主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。</u></p> <p>（d）原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、<u>低圧注水系</u>または低圧炉心スプレイ系を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、<u>低圧原子炉代替注水系（常設）、復水輸送系、消火系および低圧原子炉代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</u></p>	<p>・島根は消火活動専用の通信連絡設備はなく重大事故等と同一のものを使用している。</p> <p>・島根は炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順については、技術的能力1.4において整理した設備を使用した手順により対応する方針としている。</p> <p>・TS-10</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>iii. 格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（c）項から（j）項および（m）項から（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 格納容器の破損を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（i）<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</u>が故障または全交流動力電源喪失により機能が喪失した場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）</u>、<u>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）</u>および<u>ろ過水系</u>により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>（ii）最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、原子炉補機代替冷却系によりサプレッションチェンバから最終ヒートシンク（<u>海洋</u>）へ熱を輸送する。</p> <p>（iii）格納容器の過圧破損を防止するため、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>により、格納容器内の減圧および除熱を行う。</p> <p>（iv）炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>代替循環冷却系</u>により格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>（v）炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器下部</u>へ注水を行う。</p> <p>（vi）格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等による水素および酸素の発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系により水素および酸素の濃度を抑制する。また、<u>可搬型窒素ガス供給装置</u>により格納容器への窒素注入を行うことで酸素濃度を抑制し、さらに、<u>原子炉格納容器フィルタベント系</u>により水素を格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>iv. <u>使用済燃料プール</u>の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、<u>使用済燃料プール</u>の水位を確保するための</p>	<p>c. 格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各GMは、格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（ウ）項から（コ）項、（ス）項及び（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 格納容器の破損を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）<u>残留熱除去系ポンプ（格納容器スプレイ冷却系）</u>が故障又は全交流動力電源喪失により機能が喪失した場合は、<u>代替格納容器スプレイ冷却系</u>、<u>消火系</u>及び<u>可搬型代替注水ポンプ</u>により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>（b）最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、<u>代替原子炉補機冷却系</u>によりサプレッション・チェンバから最終ヒートシンク（<u>海洋</u>）へ熱を輸送する。</p> <p>（c）格納容器の過圧破損を防止するため、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により、格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p>（d）炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、<u>代替循環冷却系</u>により格納容器の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>（e）炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用（<u>MCCI</u>）や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、<u>格納容器下部注水</u>を行う。</p> <p>（f）格納容器内に水素ガスが放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等による水素ガス及び酸素ガスの発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系による水素ガス又は酸素ガスの濃度を抑制する。さらに、<u>格納容器圧力逃がし装置</u>により水素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>d. <u>使用済燃料プール</u>の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各GMは、<u>使用済燃料プール</u>の水位を確保するための</p>	<p>c. 格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（ウ）項から（コ）項、（ス）項および（セ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。 格納容器の破損を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）<u>格納容器冷却系</u>が故障または全交流動力電源喪失により機能喪失した場合は、<u>格納容器代替スプレイ系（常設）</u>、<u>消火系</u>、<u>復水輸送系</u>、<u>格納容器代替スプレイ系（可搬型）</u>により格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>（b）最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、<u>原子炉補機代替冷却系</u>によりサプレッションチェンバから最終ヒートシンク（<u>海</u>）へ熱を輸送する。</p> <p>（c）格納容器の過圧破損を防止するため、<u>格納容器フィルタベント系</u>により、格納容器内の減圧および除熱を行う。</p> <p>（d）炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、<u>残留熱代替除去系</u>により格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>（e）炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、<u>原子炉格納容器下部への注水</u>を行う。</p> <p>（f）格納容器内に水素ガスが放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等による水素ガスおよび酸素ガスの発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系により<u>水素ガスまたは酸素ガスの濃度を抑制する</u>。また、<u>可搬式窒素ガス供給装置</u>により格納容器への窒素注入を行うことで酸素濃度を抑制し、さらに、<u>格納容器フィルタベント系</u>により水素ガスおよび酸素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>d. <u>燃料プール</u>の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、<u>燃料プール</u>の水位を確保するための対策お</p>	<p>・島根は格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順については、技術的能力1.6において整理した設備を使用した手順により対応する方針としている。 TS-10</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・島根は格納容器フィルタベント系による排出前に、窒素供給による濃度上昇抑制手段を整備。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（k）項、（m）項および（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>使用済燃料プールの水位を確保するための対応手段および燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（i）使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）、使用済燃料プール監視カメラを使用する。</p> <p>（ii）使用済燃料プールの注水機能の喪失または使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）およびろ過水系により使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>（iii）使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合、燃料プールのスプレイ系（常設配管）または燃料プールのスプレイ系（可搬型）により直接スプレイを実施することで、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>（iv）原子炉建屋の損壊または放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p> <p>v. 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損または使用済燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の（k）項、（l）項および（o）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（i）原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）および放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>（ii）その際、放水することで放射性物質を含む汚染水が南側排水路排水柵およびタービン補機放水ピット</p>	<p>対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項及び（ス）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>使用済燃料プールの水位を確保するための対応手段及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料貯蔵プール水位計、使用済燃料貯蔵プール温度計、燃料取替機エリア放射線モニタ、使用済燃料貯蔵プール監視カメラを使用する。</p> <p>（b）使用済燃料プールの注水機能の喪失又は使用済燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、燃料プール代替注水系（常設）、燃料プール代替注水系（可搬型）及び消火系により使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>（c）使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合、常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイを実施することで、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>（d）原子炉建屋の損壊又は放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p> <p>e. 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各GMは、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項及び（シ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合、大容量送水車、放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>（b）その際、防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p>	<p>よび燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項および（ス）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>燃料プールの水位を確保するための対応手段および燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）燃料プールの状態を監視するため、燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）、燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）および燃料プール監視カメラ（SA）を使用する。</p> <p>（b）燃料プールの注水機能の喪失または燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により燃料プールの水位が低下した場合は、消火系、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）および燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）により燃料プールへ注水することにより、燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>（c）燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により燃料プールの水位維持が行えない場合、燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッド）または燃料プールのスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイを実施することで、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>（d）原子炉建物の損壊または放射線量率の上昇により原子炉建物に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p> <p>e. 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、炉心の著しい損傷および格納容器の破損または燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の（サ）項および（シ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。</p> <p>放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>（a）原子炉建物から直接放射性物質が拡散する場合、大型送水ポンプ車、放水砲により原子炉建物に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>（b）その際、防波壁の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を<u>通</u>って南側排水路または放水口から海へ流れ出すため、シルトフェンスを設置することで、海洋への拡散範囲を抑制する。</p> <p>(iii) <u>防潮堤</u>の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p> <p>(iv) また、シルトフェンスの設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況）である場合、大津波警報または津波警報が解除された後にシルトフェンスの設置を開始する。</p> <p>(b) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(c) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(d) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(e) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(f) 「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表6「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(g) 「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(h) 「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表8「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(i) 「9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表9「水素</p>	<p>(c) 放水することで放射性物質を含む汚染水が<u>構内排水路を</u>通って北放水口から海へ流れ出すため、<u>汚濁防止膜</u>を設置することで、海洋への拡散範囲を抑制する。</p> <p>(d) また、<u>汚濁防止膜</u>の設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況）である場合、大津波警報<u>又は</u>津波警報が解除された後に<u>汚濁防止膜</u>の設置を開始する。</p> <p>(イ) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ウ) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(エ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(オ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(カ) 「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表6「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(キ) 「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ク) 「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表8「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ケ) 「9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表9「水素</p>	<p>(c) 放水することで放射性物質を含む汚染水が<u>雨水排水路および2号炉放水接合槽</u>から海へ流れ出すためシルトフェンスを設置することで、海洋への拡散範囲を抑制する。</p> <p>(d) また、シルトフェンスの設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況等）である場合、大津波警報または津波警報等が解除された後にシルトフェンスの設置を開始する。</p> <p>(イ) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ウ) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(エ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(オ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(カ) 「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表6「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(キ) 「7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ク) 「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表8「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ケ) 「9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表9「水素</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(j)「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(k)「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(l)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(m)「13. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」の手順を整備する。</p> <p>(n)「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備する。</p> <p>(o)「2. 1 可搬型設備等による対応手順等」 各課長は、大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b)項から(n)項の手順に加えて、以下の手順等を定める。</p> <p>i. 注水用ヘッダを活用した放水手順 ii. 大容量送水ポンプ（タイプI）を直接接続口に接続し使用する手順 iii. 淡水タンクを水源とした放水砲による消火手順</p> <p>(6) 各課長は、大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるよう整備する。</p>	<p>爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(コ)「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(サ)「11. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(シ)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ス)「13. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」の手順を整備する。</p> <p>(セ)「14. 電源の確保に関する手順等」 各GMは、重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備する。</p> <p>(6) 各GMは、大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるよう整備する。</p>	<p>爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(コ)「10. 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表10「水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(サ)「11. 燃料プールの冷却等のための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表11「燃料プールの冷却等のための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(シ)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ス)「13. 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」の手順を整備する。</p> <p>(セ)「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備する。</p> <p>(ソ)「2. 1 可搬型設備等による対応手順等」 各課長は、大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(i)項から(セ)項の手順に加えて、以下の手順等を定める。</p> <p>i. 現場での可搬型計測器によるパラメータ計測および監視手順</p> <p>ii. 中央制御室損傷時の通信連絡手順</p> <p>(6) 各課長は、大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるよう整備する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では大規模損壊に特化した手順を整備 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場での可搬型計測器によるパラメータ監視手順を整備 TS-10 島根では中央制御室が機能喪失した場合に現場と緊急時対策所が直接連絡できる手段を整備 TS-10

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備が同時に機能喪失することなく、<u>炉心注水</u>、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災課長</u>は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) <u>原子力部長</u>は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>(7) <u>各GM</u>は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備<u>及び</u>設計基準事故対処設備が同時に機能喪失することなく、原子炉圧力容器への注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) <u>各GM</u>は、2. 1項<u>及び</u>2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、<u>防災安全GM</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災安全GM</u>は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) <u>原子力運営管理部長</u>は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>(7) 各課長は、<u>大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備が同時に機能喪失することなく、原子炉圧力容器への注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。</u></p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、<u>2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、<u>課長（技術）</u>に報告する。</u></p> <p>(2) <u>課長（技術）</u>は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、<u>計画の見直しを行う。</u></p> <p>(3) <u>電源事業本部長（原子力管理）</u>は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、<u>計画の見直しを行う。</u></p>	